

平成25年度版（2013年）

自動車駐車場年報

国土交通省 都市局 街路交通施設課

目 次

統 計 編

調査方法及び調査対象

I 調査方法	1
資料の収集	1
II 調査対象	1
1 駐車場の分類	1
2 駐車場法に基づく諸制度	2
(1) 駐車場整備地区	2
(2) 駐車場整備計画	2
(3) 附置義務制度	2
(4) 駐車場の届出制度	2
(5) 大臣認定制度	2
(参考) 駐車場整備状況	3

調査結果

I 総 括	4
1 年度別駐車場整備状況	4
2 自動車保有台数と駐車場供用台数の推移	6
3 駐車場整備水準の推移	7
4 年度別駐車場整備状況の推移	8
5 都道府県別駐車場整備状況（累計）	9
6 都道府県別駐車場整備状況（平成24年度分）	11
7 設置主体別駐車場整備状況	13
8 設置主体別都市計画駐車場供用台数の推移	21
9 設置主体別届出駐車場供用台数の推移	22
10 都市別駐車場整備状況	23
11 都道府県別二輪車駐車場整備状況（累計）	39
12 都道府県別二輪車駐車場整備状況（平成24年度分）	42
13 設置主体別二輪車駐車場整備状況	44
II 調査対象ごとの統計	52
1 駐車場整備地区	52
(1) 駐車場整備地区一覧及び地区別駐車場整備状況	52
(2) 年度別駐車場整備地区指定状況	60
(3) 駐車場整備地区面積の推移	62

2	附置義務条例	63
(1)	附置義務条例の内容及び条例適用地区指定状況	63
(2)	年度別附置義務条例制定状況	79
(3)	都道府県別附置義務条例制定状況	81
(4)	附置義務条例適用地区面積の推移	82
(5)	駐車施設の附置の特例適用状況	83
3	都市計画駐車場	87
(1)	都市計画駐車場一覧表	87
(2)	構造別都市計画駐車場（届出駐車場）整備状況	105
4	届出駐車場	106
	構造別届出駐車場整備状況	106
	路外駐車場におけるバリアフリー対応状況	108
5	路上駐車場	110
(1)	路上駐車場設置状況	110
(2)	路上駐車場供用台数の推移	111
(3)	都市別路上駐車場供用台数の推移	112
6	機械式駐車装置	114
(1)	年度別機械式駐車装置設置実績	114
(2)	都道府県別機械式駐車装置設置実績（累計）	116
(3)	都道府県別機械式駐車装置設置実績（平成24年度分）	118
(4)	方式別認定件数の推移	120
(5)	認定装置一覧表	121

制度・法令編

駐車場に関する法令及び通達等

I	駐車場法	180
II	駐車場法施行令	186
III	駐車場法施行規則	191
IV	駐車場法施行令第15条の認定基準について（昭和43年10月16日都市局長通達）	193
V	標準駐車場条例の改正について（平成2年6月11日都市再開発課長通達）	198
VI	駐車場法の一部改正について（平成3年11月1日都市局長通達）	200
VII	標準駐車場条例の改正について（平成3年11月1日都市局長通達）	208
VIII	駐車場整備計画の策定について（平成3年11月25日都市再開発課長通達）	210
IX	標準駐車場条例の改正について（平成6年1月20日都市局長通達）	213
X	標準駐車場条例の改正について（平成6年1月20日都市再開発課長通達）	214
XI	標準駐車場条例の改正について（技術的助言）	
	（平成16年7月2日都市・地域整備局長通知）	216

XII	都市の交通実態に即した路外駐車場の整備を推進するための措置（技術的助言） （平成16年 7月2日街路課長通知）	217
XIII	「駐車場管理規程例」の策定について（技術的助言） （平成17年 1月26日街路課長通知）	219
XIV	駐車場法の一部改正等について（技術的助言） （平成18年11月30日都市・地域整備局長通知）	226
XV	駐車場法の一部改正等について（技術的助言） （平成18年11月30日街路課長通知）	228
XVI	二輪自動車等を駐車する場合の駐車場法施行令第15条の認定基準について （平成22年 3月16日都市・地域整備局長通知）	230
XVII	自転車駐車場における自動二輪車の受入れについて （平成22年 4月20日街路交通施設課長通知）	236
XVIII	自動二輪車の駐車対策について （平成23年 5月12日街路交通施設課長通知）	239
XIX	機械式立体駐車場の適正利用の周知及び安全対策の強化の呼びかけについて （平成24年 8月23日街路交通施設課長通知）	241
XX	標準駐車場条例の改正について （平成24年 12月4日都市局長通知）	243
XX I	標準駐車場条例の改正に関する技術的助言 （平成24年 12月4日街路交通施設課長通知）	256
機械式駐車装置に係わる大臣認定制度		
	機械式駐車装置に係わる大臣認定制度の概要	262
駐車場担当者組織		
	駐車場担当組織一覧（都道府県及び政令指定都市）	264

統 計 編

調査方法及び調査対象

I. 調査方法

○資料の収集について

本書統計編、調査結果のうち、

I. 総括

II. 調査対象ごとの統計

1. 駐車場整備地区
2. 附置義務条例
3. 都市計画駐車場
4. 届出駐車場
5. 路上駐車場

及び、制度・法令編、駐車場整備に関する支援制度、II駐車場に対する地方公共団体の支援措置については、平成25年7月に国土交通省都市局街路交通施設課が各都道府県及び政令指定都市の駐車場担当部局にその関係資料の収集を依頼し、関係各市町村の協力を得て平成25年3月31日現在をもって集められたものを、集計・整理したものである。

また、統計編、調査結果のうち、

6. 機械式駐車装置

については、公益社団法人立体駐車場工業会より提供をいただいたデータである。

本年度も東日本大震災の影響により、東北地方の一部の地域において調査が不能であり、一部データが欠損している。

II. 調査対象

1. 駐車場の分類

本書における駐車場の分類は、基本的には駐車場法上の駐車場の分類によっている。なお、本書において集計の対象とした駐車場は、主として、都市計画駐車場、届出駐車場、附置義務駐車施設及び路上駐車場であり、それ以外の駐車施設（例えば、月極駐車場、住宅の車庫、小規模の路外駐車場等）は含まれていないので注意されたい。

(1) 路外駐車場

道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供されるものをいう。

路外駐車場のうち、自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であるものの構造及び設備は、建築基準法その他の法令がある場合にはそれらの法令の規定によるほか、駐車場法施行令に定める技術的基準によらなければならない。

① 都市計画駐車場

都市計画に必要位置に適正な規模で永続的に確保され、またその対象とする駐車需要が広く一般公共の用に供すべき基幹的なものであり、都市計画に定められた路外駐車場をいう。都市の計画的整備及び市街地再開発を進めてゆく上で、基幹的な都市施設としてその役割は大いに期待されるものである。

平成25年3月末現在、約119千台分が整備されている。

② 届出駐車場

都市計画区域内において、自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場を設置し、その利用について駐車料金を徴収するものは、国土交通省令で定めるところにより、路外駐車場の位置・規模その他の必要な事項を都道府県等に届け出なければならない。このような駐車場を届出駐車場という。

平成25年3月末現在、約1,664千台分が整備されている。

③ 附置義務駐車施設

地方公共団体は、駐車場整備地区内等において、一定規模以上の延床面積をもつ建築物を新築・増築するものに対して、条例でその建築物又はその建築物の敷地内に自動車の駐車のための施設を設けなければならない旨を定めることができる。

この条例に基づき整備される駐車施設を附置義務駐車施設という。

平成25年3月末現在、約2,949千台分が整備されている。

(2) 路上駐車場

駐車場整備地区内の道路の路面に一定の区画を限って設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供するものをいう。

路上駐車場の目的は、当該地区内にある路外駐車場によっては満たされない自動車の駐車需要に応じるため、必要な路外駐車場の整備がなされるまでの間の暫定措置として、道路の路面を使用する形で設置されるものである。従って、当該地区において都市計画において定められた路外駐車場が整備されるに応じて、逐次路上駐車場は廃止するものである。

平成25年3月末現在、約775台分が設置されている。

2. 駐車場法に基づく諸制度

(1) 駐車場整備地区（駐車場法第2章）

自動車交通のふくそうする商業地域等において、駐車場の計画的整備を推進するため、都市計画に定める地域地区。平成25年3月末現在、全国133都市172地区で指定済みである。

(2) 駐車場整備計画（駐車場法第4条）

駐車場整備地区内で、市町村が策定し公表することが義務付けられている計画で、概ね10年後の駐車需給を予測し、官民の適切な役割分担のもとに総合的な駐車場対策を行うための駐車場整備のマスタープラン。平成25年3月末現在、全国78都市106地区で策定されている。

(3) 附置義務制度（駐車場法第5章）

駐車場整備地区あるいは商業地域等において、建築物の新築、増築に際し、その用途、床面積に応じ、駐車施設を附置させることを地方公共団体が条例により定めることができる。

国土交通省では、『標準駐車場条例』を通達し、地方公共団体による条例制定を促進。平成25年3月末現在、198都市で制定されている。

(4) 駐車場の届出制度（駐車場法第12条）

一般公共の用に供する駐車場で、駐車のに供する部分の面積が500㎡以上のもので料金を徴収するもの（届出駐車場）について、その管理者が、駐車料金、営業時間等の管理規定を知事等に届け出る制度。

(5) 大臣認定制度（駐車場法施行令第15条）

一般公共の用に供する路外駐車場で、駐車のに供する部分の面積が500㎡以上の政令で予想しない特殊の装置を用いるもの（機械式駐車装置）について、国土交通大臣がその構造又は設備について駐車装置の効力を認定する制度。

※（上記認定については平成13年1月6日より、国土交通大臣からの委任を受け、地方整備局長等が認定をおこなっている。）

(参考)

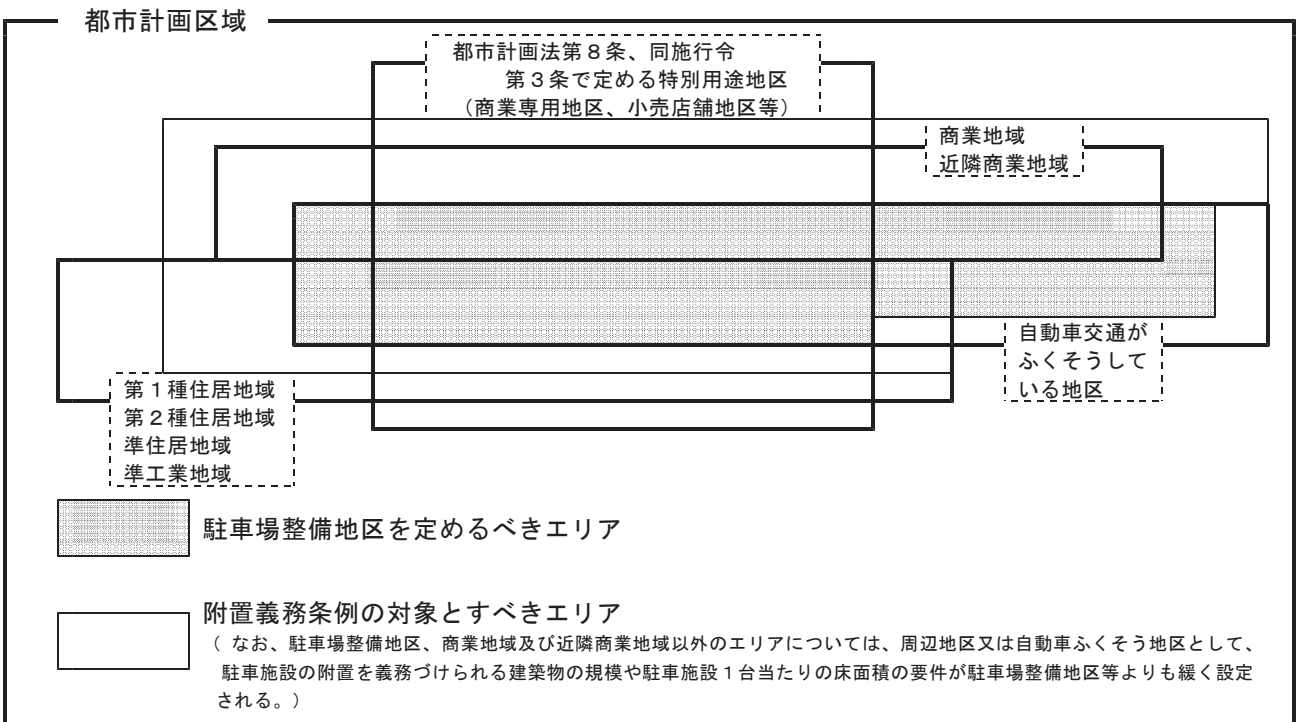
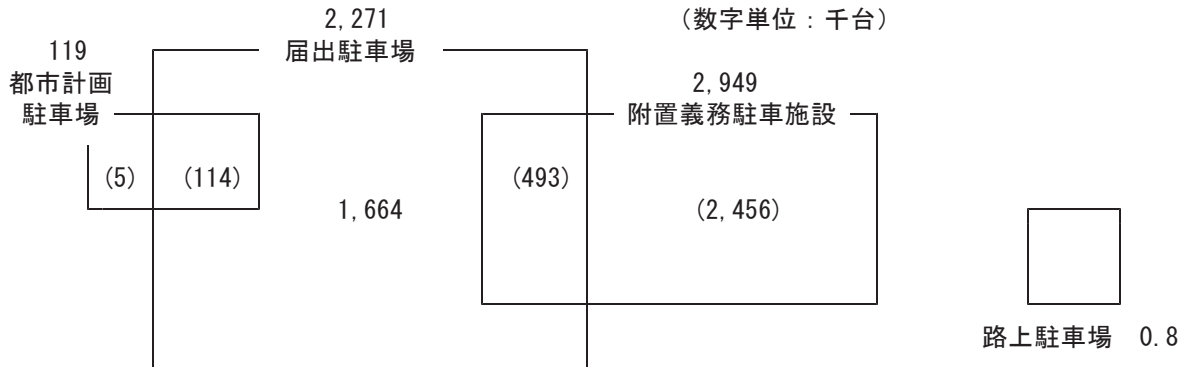
○ 駐車場整備状況 (全国) (台数)

	平成24年度末 (A)	平成14年度末 (B)	A / B
都市計画駐車場	119,214 台	119,353 台	0.99
届出駐車場	1,664,443 台	1,302,474 台	1.27
附置義務駐車施設	2,949,036 台	1,942,707 台	1.51
路上駐車場	775 台	1,222 台	0.63
計	4,733,468 台	3,365,756 台	1.41
自動車保有台数	76,089,675 台	73,767,773 台	1.03
自動車1万台当たり駐車台数	622.1 台	456.3 台	1.36

※都市計画駐車場と届出駐車場の両方に該当する駐車場は都市計画駐車場として区分している。

附置義務駐車施設と届出駐車場の両方に該当する駐車場は附置義務駐車施設として区分している。

○ 駐車場法に基づく駐車場等の現況 (平成24年度末)



調 查 結 果

I 総括

1 年度別駐車場整備状況

年 度	都市計画駐車場			届出駐車場			附置義務駐車施設		
	台数	構成比(%)	前年度比(%)	台数	構成比(%)	前年度比(%)	台数	構成比(%)	前年度比(%)
昭33	18	0.3	-	3,031	50.1	-	-	-	-
34	283	3.3	1572.2	3,600	42.5	118.8	969	11.4	-
35	1,313	6.4	464.0	9,908	48.0	275.2	2,830	13.7	292.1
36	1,777	6.1	135.3	15,058	51.9	152.0	5,341	18.4	188.7
37	1,777	4.4	100.0	24,376	60.5	161.9	8,082	20.1	151.3
38	4,543	7.6	255.7	32,810	54.8	134.6	17,224	28.8	213.1
39	6,881	7.9	151.5	44,318	50.7	135.1	32,448	37.1	188.4
40	8,948	8.6	130.0	53,597	51.4	120.9	39,448	37.9	121.6
41	12,077	9.9	135.0	60,435	49.3	112.8	47,916	39.1	121.5
42	13,339	9.3	110.4	65,660	45.8	108.6	62,639	43.7	130.7
43	14,051	8.0	105.3	81,816	46.5	124.6	78,562	44.6	125.4
44	16,239	7.3	115.6	103,666	46.8	126.7	99,984	45.2	127.3
45	18,120	6.8	111.6	124,429	46.6	120.0	123,997	46.4	124.0
46	22,557	6.6	124.5	159,567	46.8	128.2	157,372	46.2	126.9
47	25,238	6.1	111.9	184,869	45.0	115.9	199,223	48.5	126.6
48	29,049	6.2	115.1	204,054	43.2	110.4	236,723	50.2	118.8
49	31,748	5.8	109.3	254,040	46.6	124.5	257,449	47.2	108.8
50	33,781	5.6	106.4	287,457	47.9	113.2	276,285	46.1	107.3
51	33,114	4.8	98.0	342,221	49.7	119.1	310,263	45.1	112.3
52	39,395	5.4	119.0	357,306	48.9	104.4	330,680	45.3	106.6
53	44,208	5.6	112.2	386,983	49.2	108.3	353,611	44.9	106.9
54	45,335	5.3	102.5	416,123	49.1	107.5	383,584	45.3	108.5
55	48,627	5.3	107.3	458,053	50.2	110.1	403,355	44.2	105.2
56	49,524	5.1	101.8	491,736	50.7	107.4	426,947	44.0	105.8
57	50,834	4.9	102.6	520,863	50.7	105.9	454,177	44.2	106.4
58	52,586	4.8	103.4	549,765	50.4	105.5	487,170	44.6	107.3
59	54,698	4.7	104.0	596,047	50.8	108.4	519,397	44.3	106.6
60	56,535	4.6	103.4	598,808	49.2	100.5	559,709	46.0	107.8
61	59,698	4.6	105.6	625,322	48.4	104.4	603,838	46.8	107.9
62	60,858	4.5	101.9	636,309	47.4	101.8	643,422	47.9	106.6
63	64,792	4.5	106.5	674,916	47.0	106.1	694,469	48.4	107.9
平1	68,175	4.3	105.2	746,265	47.0	110.6	772,371	48.6	111.2
2	73,092	4.3	107.2	774,504	45.2	103.8	863,955	50.4	111.9
3	74,768	4.1	102.3	812,509	44.2	104.9	949,909	51.7	109.9
4	79,176	4.0	105.9	861,694	43.4	106.1	1,041,567	52.5	109.6
5	85,012	4.0	107.4	924,983	43.2	107.3	1,129,575	52.8	108.4
6	88,716	3.9	104.4	965,275	42.8	104.4	1,198,266	53.2	106.1
7	93,431	3.9	105.3	995,735	41.7	103.2	1,297,958	54.3	108.3
8	96,655	3.9	103.5	1,021,554	40.8	102.6	1,386,157	55.3	106.8
9	103,651	3.9	107.2	1,078,381	40.2	105.6	1,500,673	55.9	108.3
10	109,998	3.9	106.1	1,121,228	39.6	104.0	1,599,165	56.5	106.6
11	113,681	3.8	103.3	1,161,653	39.3	103.6	1,681,266	56.8	105.1
12	115,696	3.7	101.8	1,225,194	39.4	105.5	1,771,028	56.9	105.3
13	118,220	3.6	102.2	1,272,190	39.1	103.8	1,858,895	57.2	105.0
14	119,353	3.5	101.0	1,302,474	38.7	102.4	1,942,707	57.7	104.5
15	119,535	3.4	100.2	1,333,159	38.4	102.4	2,015,404	58.1	103.7
16	119,472	3.3	99.9	1,372,876	38.2	103.0	2,104,894	58.5	104.4
17	120,091	3.2	100.5	1,415,252	37.8	103.1	2,212,069	59.0	105.1
18	120,575	3.1	100.4	1,450,858	37.2	102.5	2,325,538	59.7	105.1
19	121,336	3.0	100.6	1,482,645	36.7	102.2	2,429,997	60.2	104.5
20	120,775	2.9	99.5	1,549,878	37.0	104.5	2,514,807	60.1	103.5
21	122,574	2.9	101.5	1,570,310	36.8	101.3	2,571,884	60.3	102.3
22	121,651	2.8	99.2	1,604,463	36.8	102.2	2,634,973	60.4	102.5
23	119,317	2.7	98.1	1,623,951	36.6	101.2	2,689,925	60.7	102.1
24	119,214	2.5	99.9	1,664,443	35.2	102.5	2,949,036	62.3	109.6

(注) 1. 都市計画駐車場または、附置義務駐車施設と届出駐車場の両方に該当する駐車場は、それぞれ都市計画駐車場または
2. 自動車保有台数は、登録自動車（道路運送車両法第4条）に軽自動車（同法第60条、ただし二輪を除く）を加えた数

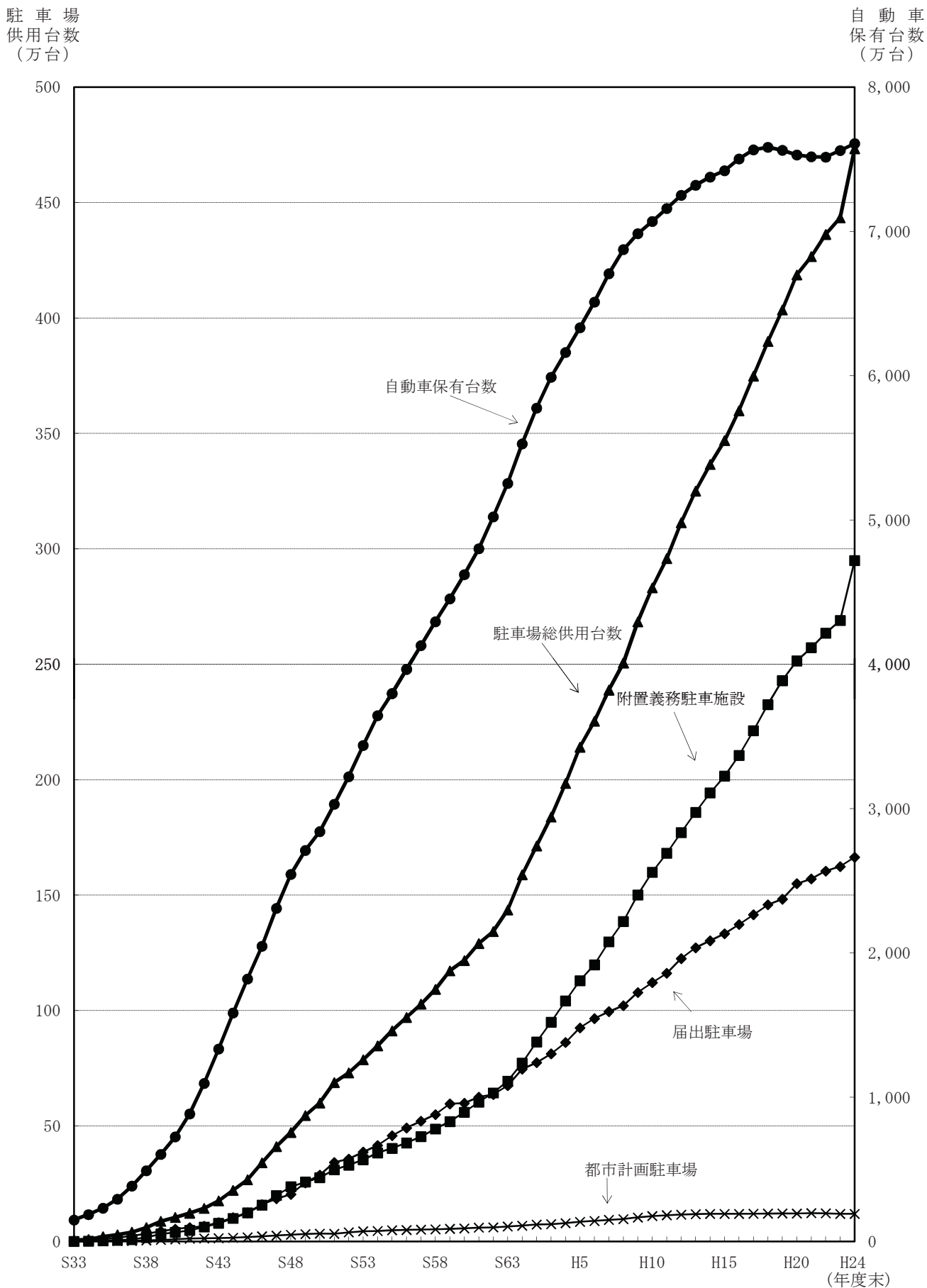
(各年度末)

路上駐車場			合計(駐車場総供用台数)		自動車保有台数(二輪を除く)		自動車1万台当り駐車台数	
台数	構成比(%)	前年度比(%)	台数	前年度比(%)	台数	前年度比(%)	台数	前年度比(%)
3,000	49.6	-	6,049	-	1,485,110	-	40.7	-
3,628	42.8	120.9	8,480	140.2	1,859,168	125.2	45.6	112.0
6,576	31.9	181.3	20,627	243.2	2,304,501	124.0	89.5	196.2
6,815	23.5	103.6	28,991	140.5	2,929,172	127.1	99.0	110.6
6,033	15.0	88.5	40,268	138.9	3,836,865	131.0	105.0	106.0
5,264	8.8	87.3	59,841	148.6	4,901,146	127.7	122.1	116.3
3,776	4.3	71.7	87,423	146.1	6,034,582	123.1	144.9	118.7
2,189	2.1	58.0	104,182	119.2	7,248,027	120.1	143.7	99.2
2,037	1.7	93.1	122,465	117.5	8,839,536	122.0	138.5	96.4
1,789	1.2	87.8	143,427	117.1	10,953,120	123.9	130.9	94.5
1,605	0.9	89.7	176,034	122.7	13,336,387	121.8	132.0	100.8
1,482	0.7	92.3	221,371	125.8	15,835,434	118.7	139.8	105.9
750	0.3	50.6	267,296	120.7	18,188,680	114.9	147.0	105.1
1,218	0.4	162.4	340,714	127.5	20,459,320	112.5	166.5	113.3
1,709	0.4	140.3	411,039	120.6	23,087,487	112.8	178.0	106.9
2,170	0.5	127.0	471,996	114.8	25,440,524	110.2	185.5	104.2
2,388	0.4	110.0	545,625	115.6	27,101,453	106.5	201.3	108.5
2,400	0.4	100.5	599,923	110.0	28,405,998	104.8	211.2	104.9
2,557	0.4	106.5	688,155	114.7	30,300,777	106.7	227.1	107.5
2,570	0.4	100.5	729,951	106.1	32,207,027	106.3	226.6	99.8
2,533	0.3	98.6	787,335	107.9	34,376,050	106.7	229.0	101.1
2,467	0.3	97.4	847,509	107.6	36,443,044	106.0	232.6	101.5
2,339	0.3	94.8	912,374	107.7	37,972,777	104.2	240.3	103.3
2,354	0.2	100.6	970,561	106.4	39,656,678	104.4	244.7	101.9
2,273	0.2	96.6	1,028,147	105.9	41,301,081	104.1	248.9	101.7
2,235	0.2	98.3	1,091,756	106.2	42,950,478	104.0	254.2	102.1
2,034	0.2	91.0	1,172,176	107.4	44,539,821	103.7	263.2	103.5
2,033	0.2	100.0	1,217,085	103.8	46,216,473	103.8	263.3	100.1
1,912	0.1	94.0	1,290,770	106.1	48,010,414	103.9	268.9	102.1
1,904	0.1	99.6	1,342,493	104.0	50,218,288	104.6	267.3	99.4
1,792	0.1	94.1	1,435,969	107.0	52,537,643	104.6	273.3	102.2
1,519	0.1	84.8	1,588,330	110.6	55,278,576	105.2	287.3	105.1
1,417	0.1	93.3	1,712,968	107.8	57,757,448	104.5	296.6	103.2
1,353	0.1	95.5	1,838,539	107.3	59,896,567	103.7	307.0	103.5
1,577	0.1	116.6	1,984,014	107.9	61,613,498	102.9	322.0	104.9
1,363	0.1	86.4	2,140,933	107.9	63,327,803	102.8	338.1	105.0
1,377	0.1	101.0	2,253,634	105.3	65,103,021	102.8	346.2	102.4
1,381	0.1	100.3	2,388,505	106.0	67,070,896	103.0	356.1	102.9
1,333	0.1	96.5	2,505,699	104.9	68,743,615	102.5	364.5	102.4
1,280	0.0	96.0	2,683,985	107.1	69,847,636	101.6	384.3	105.4
1,279	0.0	100.0	2,831,671	105.5	70,691,757	101.2	400.6	104.2
1,279	0.0	100.0	2,957,879	104.5	71,589,691	101.3	413.2	103.1
1,275	0.0	99.7	3,113,193	105.3	72,503,959	101.3	429.4	103.9
1,275	0.0	100.0	3,250,580	104.4	73,202,064	101.0	444.1	103.4
1,222	0.0	95.8	3,365,756	103.5	73,767,773	100.8	456.3	102.7
1,217	0.0	99.6	3,469,315	103.1	74,209,320	100.6	467.5	102.5
1,172	0.0	96.3	3,598,414	103.7	75,024,049	101.1	479.6	102.6
1,386	0.0	118.3	3,748,798	104.2	75,655,509	100.8	495.5	103.3
1,216	0.0	87.7	3,898,187	104.0	75,832,690	100.2	514.1	103.7
1,100	0.0	90.5	4,035,078	103.5	75,625,209	99.7	533.6	103.8
1,357	0.0	123.4	4,186,817	103.8	75,298,927	99.6	556.0	104.2
1,064	0.0	78.4	4,265,832	101.9	75,176,380	99.8	567.4	102.1
1,032	0.0	97.0	4,362,119	102.3	75,149,969	100.0	580.5	102.3
785	0.0	76.1	4,433,978	101.6	75,609,883	100.6	586.4	101.0
775	0.0	98.7	4,733,468	106.8	76,089,675	100.6	622.1	106.1

附置義務駐車施設として区分している。

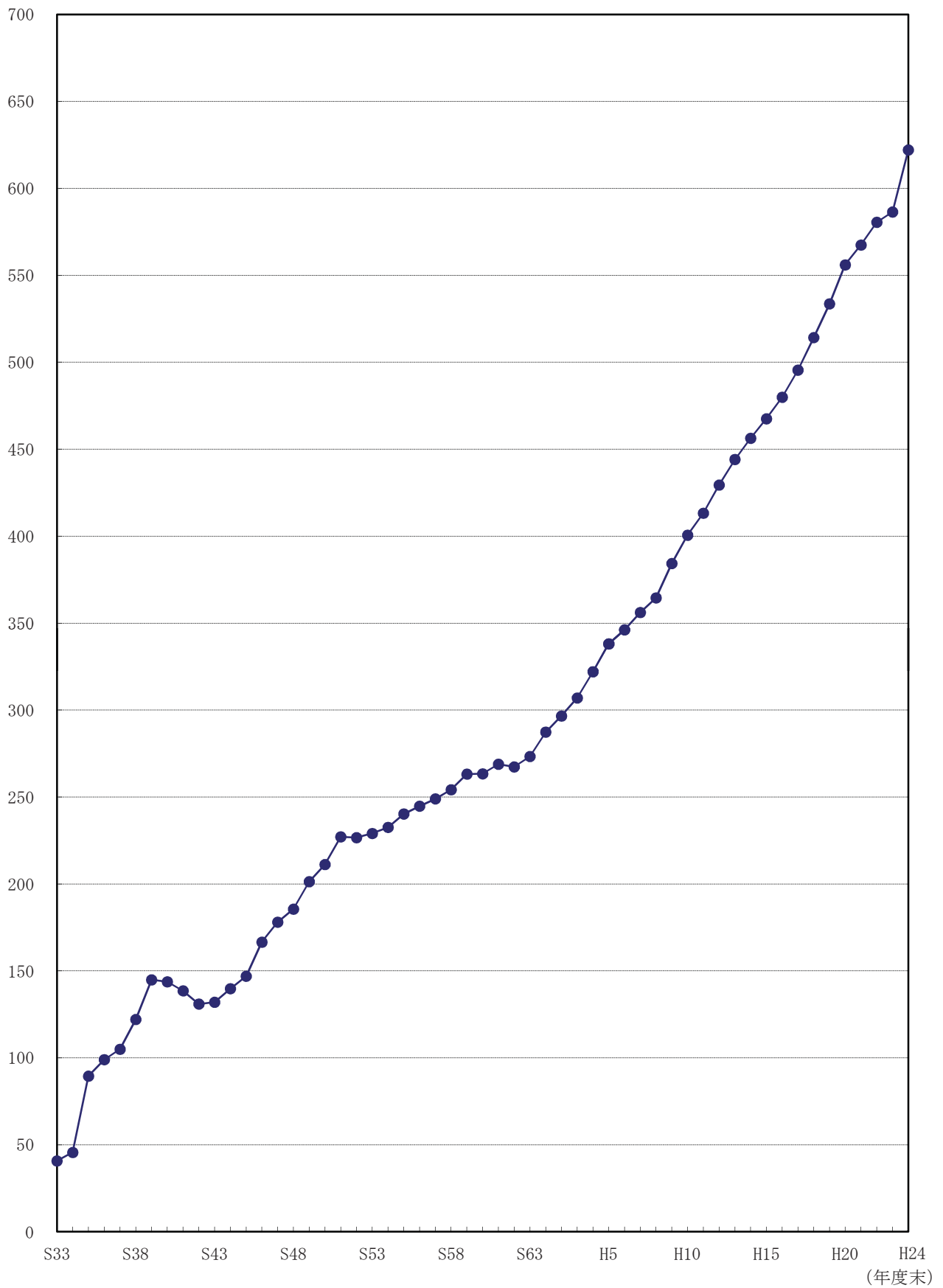
値で参考値として掲載している。出典：わが国の自動車保有動向（監修：国土交通省自動車局）（平成25年3月末）

2 自動車保有台数と駐車場供用台数の推移



3 駐車場整備水準の推移

自動車保有台数1万台
当たりの駐車台数(台)



4 年度別駐車場整備状況の推移

年 度	都市計画駐車場		届出駐車場		附置義務駐車施設		路上駐車場		合 計	自動車 保有台数
	台 数	構成比(%)	台 数	構成比(%)	台 数	構成比(%)	台 数	構成比(%)		
昭33	18	0.3	3,031	50.1	-	-	3,000	49.6	6,049	1,485,110
34	265	10.9	569	23.4	969	39.9	628	25.8	2,431	374,058
35	1,030	8.5	6,308	51.9	1,861	15.3	2,948	24.3	12,147	445,333
36	464	5.5	5,150	61.6	2,511	30.0	239	2.9	8,364	624,671
37	-	-	9,318	82.6	2,741	24.3	-782	-6.9	11,277	907,693
38	2,766	14.1	8,434	43.1	9,142	46.7	-769	-3.9	19,573	1,064,281
39	2,338	8.5	11,508	41.7	15,224	55.2	-1,488	-5.4	27,582	1,133,436
40	2,067	12.3	9,279	55.4	7,000	41.8	-1,587	-9.5	16,759	1,213,445
41	3,129	17.1	6,838	37.4	8,468	46.3	-152	-0.8	18,283	1,591,509
42	1,262	6.0	5,225	24.9	14,723	70.2	-248	-1.2	20,962	2,113,584
43	712	2.2	16,156	49.5	15,923	48.8	-184	-0.6	32,607	2,383,267
44	2,188	4.8	21,850	48.2	21,422	47.3	-123	-0.3	45,337	2,499,047
45	1,881	4.1	20,763	45.2	24,013	52.3	-732	-1.6	45,925	2,353,246
46	4,437	6.0	35,138	47.9	33,375	45.5	468	0.6	73,418	2,270,640
47	2,681	3.8	25,302	36.0	41,851	59.5	491	0.7	70,325	2,628,167
48	3,811	6.3	19,185	31.5	37,500	61.5	461	0.8	60,957	2,353,037
49	2,699	3.7	49,986	67.9	20,726	28.1	218	0.3	73,629	1,660,929
50	2,033	3.7	33,417	61.5	18,836	34.7	12	0.0	54,298	1,304,545
51	-667	-0.8	54,764	62.1	33,978	38.5	157	0.2	88,232	1,894,779
52	6,281	15.0	15,085	36.1	20,417	48.8	13	0.0	41,796	1,906,250
53	4,813	8.4	29,677	51.7	22,931	40.0	-37	-0.1	57,384	2,169,023
54	1,127	1.9	29,140	48.4	29,973	49.8	-66	-0.1	60,174	2,066,994
55	3,292	5.1	41,930	64.6	19,771	30.5	-128	-0.2	64,865	1,529,733
56	897	1.5	33,683	57.9	23,592	40.5	15	0.0	58,187	1,683,901
57	1,310	2.3	29,127	50.6	27,230	47.3	-81	-0.1	57,586	1,644,403
58	1,752	2.8	28,902	45.4	32,993	51.9	-38	-0.1	63,609	1,649,397
59	2,112	2.6	46,282	57.6	32,227	40.1	-201	-0.2	80,420	1,589,343
60	1,837	4.1	2,761	6.1	40,312	89.8	-1	-0.0	44,909	1,676,652
61	3,163	4.3	26,514	36.0	44,129	59.9	-121	-0.2	73,685	1,793,941
62	1,160	2.2	10,987	21.2	39,584	76.5	-8	-0.0	51,723	2,207,874
63	3,934	4.2	38,607	41.3	51,047	54.6	-112	-0.1	93,476	2,319,355
平1	3,383	2.2	71,349	46.8	77,902	51.1	-273	-0.2	152,361	2,740,933
2	4,917	3.9	28,239	22.7	91,584	73.5	-102	-0.1	124,638	2,478,872
3	1,676	1.3	38,005	30.3	85,954	68.5	-64	-0.1	125,571	2,139,119
4	4,408	3.0	49,185	33.8	91,658	63.0	224	0.2	145,475	1,716,931
5	5,836	3.7	63,289	40.3	88,008	56.1	-214	-0.1	156,919	1,714,305
6	3,704	3.3	40,292	35.8	68,691	60.9	14	0.0	112,701	1,775,218
7	4,715	3.5	30,460	22.6	99,692	73.9	4	0.0	134,871	1,951,363
8	3,224	2.8	25,819	22.0	88,199	75.3	-48	-0.0	117,194	1,689,231
9	6,996	3.9	56,827	31.9	114,516	64.2	-53	-0.0	178,286	1,104,021
10	6,347	4.3	42,847	29.0	98,492	66.7	-1	-0.0	147,686	844,121
11	3,683	2.9	40,425	32.0	82,101	65.1	-	-	126,208	897,934
12	2,015	1.3	63,541	40.9	89,762	57.8	-4	-0.0	155,314	914,268
13	2,524	1.8	46,996	34.2	87,867	64.0	-	-	137,387	698,105
14	1,133	1.0	30,356	26.3	84,047	72.8	-53	-0.0	115,483	565,709
15	182	0.2	30,613	29.6	72,462	70.2	-5	-0.0	103,252	441,547
16	-63	-0.0	39,717	30.8	89,490	69.3	-45	-0.0	129,099	814,729
17	619	0.4	42,376	28.2	107,175	71.3	214	0.1	150,384	631,460
18	484	0.3	35,606	23.8	113,469	76.0	-170	-0.1	149,389	177,181
19	761	0.6	31,787	23.2	104,459	76.3	-116	-0.1	136,891	-207,481
20	-561	-0.4	67,233	44.3	84,810	55.9	257	0.2	151,739	-326,282
21	1,799	2.3	20,432	25.8	57,077	72.2	-293	-0.4	79,106	-122,547
22	-923	-1.0	34,153	35.5	63,089	65.6	-32	-0.0	96,196	-26,411
23	-2,334	-3.2	19,488	27.1	54,952	76.5	-247	-0.3	71,859	459,914
24	-103	-0.0	40,492	13.5	259,111	86.5	-10	-0.0	299,490	479,792
合 計	119,214	2.5	1,664,443	35.2	2,949,036	62.3	775	0.0	4,733,468	76,089,675

(注) 昭33年度については、それまでの累計である。

5 都道府県別駐車場整備状況(累計)

都道府県	都市計画駐車場		届出駐車場		附置義務駐車施設	
	箇所数	台数	箇所数	台数	箇所数	台数
北海道	18 (13)	3,171 (2,593)	363	94,642	3,710 (153)	206,930 (32,845)
青森県	7 (7)	1,914 (1,914)	79	15,201	341 (18)	21,526 (3,127)
岩手県	6 (6)	793 (793)	75	9,198	317 (16)	23,572 (4,239)
宮城県	4 (4)	678 (678)	225	34,438	985 (54)	78,094 (7,280)
秋田県	1 (1)	61 (61)	49	6,892	120 (3)	13,069 (1,256)
山形県	10 (10)	3,378 (3,378)	41	7,433	111 (11)	6,243 (2,212)
福島県	1 (1)	530 (530)	115	15,612	- (-)	- (-)
茨城県	13 (12)	5,630 (5,600)	132	33,421	142 (27)	16,493 (6,633)
栃木県	4 (3)	758 (358)	92	13,853	121 (3)	7,690 (285)
群馬県	8 (6)	2,293 (1,710)	70	12,637	372 (12)	30,334 (3,761)
埼玉県	10 (9)	2,188 (2,003)	314	75,489	328 (20)	21,908 (3,359)
千葉県	8 (8)	2,468 (2,468)	500	139,965	1,060 (64)	125,526 (21,868)
東京都	51 (51)	18,068 (18,068)	724	131,874	22,691 (566)	684,388 (96,607)
神奈川県	24 (22)	8,367 (8,281)	553	114,428	8,206 (286)	365,783 (74,843)
山梨県	- (-)	- (-)	34	5,928	- (-)	- (-)
長野県	17 (13)	2,838 (2,662)	119	18,514	765 (15)	64,882 (3,648)
新潟県	5 (3)	554 (376)	94	15,884	261 (15)	13,458 (4,620)
富山県	8 (8)	2,911 (2,911)	66	9,104	119 (8)	11,298 (1,445)
石川県	3 (3)	1,374 (1,374)	56	12,722	651 (9)	32,953 (1,625)
岐阜県	10 (10)	1,603 (1,603)	99	11,680	519 (18)	30,544 (1,094)
静岡県	12 (12)	2,859 (2,859)	289	47,435	585 (50)	37,083 (12,820)
愛知県	32 (32)	9,704 (9,704)	510	127,059	3,384 (143)	184,643 (29,911)
三重県	11 (9)	1,831 (1,754)	64	12,571	276 (9)	10,393 (3,291)
福井県	5 (4)	1,002 (686)	42	8,136	245 (11)	21,061 (1,227)
滋賀県	1 (1)	228 (228)	84	14,677	- (-)	- (-)
京都府	7 (6)	1,805 (1,749)	231	41,731	672 (30)	32,637 (6,894)
大阪府	18 (17)	6,032 (5,832)	1,310	188,313	7,401 (206)	289,951 (47,326)
兵庫県	21 (19)	5,592 (5,044)	564	107,769	1,564 (135)	99,459 (34,795)
奈良県	8 (8)	1,185 (1,185)	119	25,620	16 (7)	1,755 (1,354)
和歌山県	7 (7)	2,053 (2,053)	46	8,185	110 (2)	7,225 (1,470)
鳥取県	5 (5)	687 (606)	35	8,283	- (-)	- (-)
島根県	7 (7)	953 (953)	27	4,092	35 (1)	3,739 (1,971)
岡山県	19 (15)	2,897 (2,678)	84	12,118	1,726 (21)	40,059 (4,969)
広島県	19 (19)	5,347 (5,347)	240	37,815	1,875 (40)	74,884 (9,236)
山口県	10 (10)	2,324 (2,324)	82	13,152	730 (15)	35,453 (5,031)
徳島県	4 (4)	898 (898)	41	5,354	160 (7)	8,005 (1,759)
香川県	11 (11)	3,032 (3,032)	65	9,743	208 (16)	9,885 (2,144)
愛媛県	10 (7)	1,195 (896)	91	13,574	770 (12)	31,108 (1,609)
高知県	3 (2)	609 (547)	25	3,378	223 (10)	11,088 (1,075)
福岡県	15 (13)	4,473 (3,881)	462	92,490	3,708 (115)	169,683 (25,660)
佐賀県	- (-)	- (-)	54	8,134	- (-)	- (-)
長崎県	16 (10)	1,994 (1,514)	128	28,258	564 (41)	27,810 (7,551)
熊本県	1 (1)	625 (625)	81	16,639	158 (3)	7,123 (1,235)
大分県	3 (3)	730 (730)	97	12,838	479 (26)	27,360 (6,763)
宮崎県	4 (3)	664 (547)	30	8,988	209 (11)	16,966 (3,436)
鹿児島県	2 (1)	918 (602)	87	16,672	326 (26)	25,419 (9,580)
沖縄県	- (-)	- (-)	100	12,504	318 (5)	21,556 (1,430)
合計	459 (416)	119,214 (113,635)	8,788	1,664,443	66,561 (2,240)	2,949,036 (493,284)

注:()内は届出駐車場に該当するものの累計数である。

(平成25年3月末現在)

路上駐車場		合 計		自動車保有台数	自動車1万台
箇所数	台数	箇所数	台数	(二輪車除く)	当り駐車台数
-	-	4,091 (529)	304,743 (130,080)	3,542,339	860.3
1	68	428 (104)	38,709 (20,242)	969,835	399.1
-	-	398 (97)	33,563 (14,230)	973,763	344.7
-	-	1,214 (283)	113,210 (42,396)	1,571,232	720.5
-	-	170 (53)	20,022 (8,209)	796,485	251.4
-	-	162 (62)	17,054 (13,023)	901,487	189.2
-	-	116 (116)	16,142 (16,142)	1,542,879	104.6
-	-	287 (171)	55,544 (45,654)	2,435,166	228.1
-	-	217 (98)	22,301 (14,496)	1,608,733	138.6
-	-	450 (88)	45,264 (18,108)	1,688,695	268.0
-	-	652 (343)	99,585 (80,851)	3,776,850	263.7
-	-	1,568 (572)	267,959 (164,301)	3,382,286	792.2
-	-	23,466 (1,341)	834,330 (246,549)	3,927,143	2,124.5
-	-	8,783 (861)	488,578 (197,552)	3,659,537	1,335.1
-	-	34 (34)	5,928 (5,928)	708,637	83.7
-	-	901 (147)	86,234 (24,824)	1,800,144	479.0
-	-	360 (112)	29,896 (20,880)	1,768,655	169.0
-	-	193 (82)	23,313 (13,460)	866,182	269.1
-	-	710 (68)	47,049 (15,721)	862,014	545.8
-	-	628 (127)	43,827 (14,377)	1,613,388	271.6
-	-	886 (351)	87,377 (63,114)	2,708,165	322.6
-	-	3,926 (685)	321,406 (166,674)	4,848,741	662.9
-	-	351 (82)	24,795 (17,616)	1,434,139	172.9
1	67	293 (57)	30,266 (10,049)	637,435	474.8
-	-	85 (85)	14,905 (14,905)	962,032	154.9
-	-	910 (267)	76,173 (50,374)	1,260,429	604.3
-	-	8,729 (1,533)	484,296 (241,471)	3,466,879	1,396.9
-	-	2,149 (718)	212,820 (147,608)	2,821,355	754.3
-	-	143 (134)	28,560 (28,159)	794,119	359.6
-	-	163 (55)	17,463 (11,708)	714,822	244.3
-	-	40 (40)	8,970 (8,889)	448,319	200.1
-	-	69 (35)	8,784 (7,016)	533,822	164.5
-	-	1,829 (120)	55,074 (19,765)	1,451,834	379.3
14	640	2,148 (299)	118,686 (52,398)	1,778,873	667.2
-	-	822 (107)	50,929 (20,507)	1,030,502	494.2
-	-	205 (52)	14,257 (8,011)	594,759	239.7
-	-	284 (92)	22,660 (14,919)	741,513	305.6
-	-	871 (110)	45,877 (16,079)	968,761	473.6
-	-	251 (37)	15,075 (5,000)	535,509	281.5
-	-	4,185 (590)	266,646 (122,031)	3,114,517	856.1
-	-	54 (54)	8,134 (8,134)	638,808	127.3
-	-	708 (179)	58,062 (37,323)	887,876	653.9
-	-	240 (85)	24,387 (18,499)	1,298,824	187.8
-	-	579 (126)	40,928 (20,331)	875,493	467.5
-	-	243 (44)	26,618 (12,971)	890,694	298.8
-	-	415 (114)	43,009 (26,854)	1,281,532	335.6
-	-	418 (105)	34,060 (13,934)	974,473	349.5
16	775	75,824 (11,444)	4,733,468 (2,271,362)	76,089,675	622.1

6 都道府県別駐車場整備状況(平成24年度分)

都道府県	都市計画駐車場		届出駐車場		附置義務駐車施設	
	箇所数	台数	箇所数	台数	箇所数	台数
北海道	- (-)	- (-)	1	248	70 (1)	8,204 (288)
青森県	- (-)	- (-)	-19	-4,733	3 (-)	9,310 (1,112)
岩手県	- (-)	-20 (-20)	2	393	12 (1)	1,557 (248)
宮城県	-2 (-)	-94 (16)	-	672	178 (2)	27,711 (305)
秋田県	- (-)	- (-)	-	156	4 (1)	9 (400)
山形県	- (-)	- (-)	-2	-182	-8 (-)	786 (97)
福島県	- (-)	- (-)	1	42	- (-)	- (-)
茨城県	- (-)	- (-)	-3	-1,305	-3 (15)	3,762 (3,711)
栃木県	- (-1)	- (-400)	9	1,470	1 (-)	-135 (-)
群馬県	- (1)	- (23)	1	462	-43 (-)	2,651 (-)
埼玉県	- (-)	- (-)	24	3,952	99 (7)	6,239 (-83)
千葉県	- (-)	-49 (-49)	-10	-10,328	-3 (-14)	75,841 (10,182)
東京都	- (-)	-109 (-109)	23	2,973	452 (10)	24,155 (902)
神奈川県	1 (1)	525 (525)	16	1,956	165 (38)	16,356 (5,235)
山梨県	- (-)	- (-)	1	170	- (-)	- (-)
新潟県	- (-)	-12 (-12)	7	1,580	32 (-1)	2,501 (-240)
富山県	- (-)	-176 (-176)	-1	-298	5 (-)	-472 (-18)
石川県	-1 (-1)	-156 (-156)	-1	209	8 (1)	4,823 (942)
長野県	- (-)	- (-)	-2	122	10 (-1)	1,760 (-102)
岐阜県	- (-)	-12 (-12)	2	311	17 (1)	17,932 (210)
静岡県	- (-)	-32 (-32)	8	441	-43 (1)	-600 (965)
愛知県	-1 (-1)	-74 (-74)	9	2,775	19 (1)	5,950 (2,874)
三重県	- (-)	- (-)	3	623	-3 (2)	-722 (97)
福井県	- (-)	- (-)	-	27	7 (-)	1,184 (765)
滋賀県	- (-)	- (-)	7	1,238	- (-)	- (-)
京都府	- (-)	- (-)	-5	-617	- (-)	- (-)
大阪府	- (-)	-2 (-2)	214	40,650	182 (8)	9,794 (1,099)
兵庫県	- (-)	-32 (-32)	3	-1,503	-8 (8)	1,389 (1,312)
奈良県	2 (2)	180 (180)	1	-245	1 (-)	86 (9)
和歌山県	- (-)	-13 (-13)	2	352	27 (-)	2,627 (-)
鳥取県	- (-)	13 (13)	1	-16	- (-)	- (-)
島根県	- (1)	- (41)	-	-	4 (-)	202 (-)
岡山県	-1 (-1)	-65 (-65)	5	-333	-2,314 (-2)	7,200 (735)
広島県	- (-)	81 (81)	11	146	38 (-11)	3,740 (607)
山口県	- (-)	- (-)	-2	516	28 (-)	4,214 (1,178)
徳島県	- (-)	- (-)	1	78	- (-)	- (-)
香川県	- (-)	- (-)	-	1,464	-28 (1)	-1,624 (349)
愛媛県	- (-)	-47 (-60)	-	-69	24 (-)	233 (-)
高知県	- (-)	- (-)	1	125	4 (-)	105 (-)
福岡県	- (-)	-8 (-)	-18	-1,031	-11 (-7)	17,303 (503)
佐賀県	- (-)	- (-)	1	87	- (-)	- (-)
長崎県	- (1)	- (96)	9	45	20 (-)	547 (-13)
熊本県	- (-)	- (-)	-19	-2,537	-25 (-5)	-109 (-581)
大分県	- (-)	-1 (-1)	-	-351	14 (3)	1,267 (1,261)
宮崎県	- (-)	- (-)	-2	-131	7 (1)	36 (81)
鹿児島県	- (-)	- (-)	1	-133	16 (1)	1,477 (1,021)
沖縄県	- (-)	- (-)	5	1,021	20 (1)	1,822 (216)
合計	-2 (2)	-103 (-238)	285	40,492	-1,022 (63)	259,111 (35,667)

(平成25年3月末現在)

路上駐車場		合 計		自動車保有台数前年比 (二輪車除く)
箇所数	台数	箇所数	台数	
-	-	71 (2)	8,452 (536)	14,871
-	-	-16 (-19)	4,577 (-3,621)	6,471
-	-	14 (3)	1,930 (621)	13,866
-	-	176 (2)	28,289 (993)	34,711
-	-	4 (1)	165 (556)	2,964
-	-	-10 (-2)	604 (-85)	4,954
-	-	1 (1)	42 (42)	21,811
-	-	-6 (12)	2,457 (2,406)	25,861
-	-	10 (8)	1,335 (1,070)	12,276
-	-	-42 (2)	3,113 (485)	11,205
-	-	123 (31)	10,191 (3,869)	30,497
-	-	-13 (-24)	65,464 (-195)	27,271
-	-	475 (33)	27,019 (3,766)	-4,174
-	-	182 (55)	18,837 (7,716)	10,630
-	-	1 (1)	170 (170)	5,515
-	-	39 (6)	4,069 (1,328)	10,332
-	-	4 (-1)	-946 (-492)	8,876
-	-	6 (-1)	4,876 (995)	4,612
-	-	8 (-3)	1,882 (20)	5,030
-	-	19 (3)	18,231 (509)	4,129
-	-	-35 (9)	-191 (1,374)	10,157
-	-	27 (9)	8,651 (5,575)	35,529
-	-	- (5)	-99 (720)	9,340
-	-	7 (-)	1,211 (792)	3,708
-	-	7 (7)	1,238 (1,238)	8,311
-	-	-5 (-5)	-617 (-617)	749
-	-	396 (222)	50,442 (41,747)	8,820
-	-	-5 (11)	-146 (-223)	13,462
-	-	4 (3)	21 (-56)	1,850
-	-	29 (2)	2,966 (339)	3,592
-	-	1 (1)	-3 (-3)	2,400
-	-	4 (1)	202 (41)	2,056
-	-	-2,310 (2)	6,802 (337)	10,056
-	-10	49 (-)	3,957 (834)	9,859
-	-	26 (-2)	4,730 (1,694)	4,525
-	-	1 (1)	78 (78)	2,996
-	-	-28 (1)	-160 (1,813)	5,146
-	-	24 (-)	117 (-129)	2,931
-	-	5 (1)	230 (125)	1,744
-	-	-29 (-25)	16,264 (-528)	28,107
-	-	1 (1)	87 (87)	5,621
-	-	29 (10)	592 (128)	6,294
-	-	-44 (-24)	-2,646 (-3,118)	11,277
-	-	14 (3)	915 (909)	6,506
-	-	5 (-1)	-95 (-50)	5,123
-	-	17 (2)	1,344 (888)	7,932
-	-	25 (6)	2,843 (1,237)	19,993
-	-10	-739 (350)	299,490 (75,921)	479,792

7 設置主体別駐車場整備状況

	都 市 計 画 駐 車 場					
	国・都道府県		市 町 村		国・地方公共団体のみが出資している主体	
	箇所数	台数	箇所数	台数	箇所数	台数
北海道	- (-)	- (-)	16 (11)	2,653 (2,075)	- (-)	- (-)
青森県	3 (3)	1,172 (1,172)	4 (4)	742 (742)	- (-)	- (-)
岩手県	1 (1)	22 (22)	5 (5)	771 (771)	- (-)	- (-)
宮城県	- (-)	- (-)	4 (4)	678 (678)	- (-)	- (-)
秋田県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
山形県	2 (2)	645 (645)	7 (7)	2,559 (2,559)	- (-)	- (-)
福島県	- (-)	- (-)	1 (1)	530 (530)	- (-)	- (-)
茨城県	- (-)	- (-)	8 (7)	2,453 (2,423)	4 (4)	3,137 (3,137)
栃木県	1 (-)	400 (-)	3 (3)	358 (358)	- (-)	- (-)
群馬県	1 (-)	192 (-)	4 (3)	874 (483)	2 (2)	748 (748)
埼玉県	- (-)	- (-)	8 (7)	1,892 (1,707)	- (-)	- (-)
千葉県	1 (1)	270 (270)	7 (7)	2,198 (2,198)	- (-)	- (-)
東京都	6 (6)	1,245 (1,245)	12 (12)	3,008 (3,008)	7 (7)	3,098 (3,098)
神奈川県	2 (1)	262 (200)	11 (10)	2,759 (2,735)	- (-)	- (-)
山梨県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
新潟県	- (-)	- (-)	17 (13)	2,838 (2,662)	- (-)	- (-)
富山県	- (-)	- (-)	4 (2)	442 (264)	- (-)	- (-)
石川県	1 (1)	170 (170)	7 (7)	2,741 (2,741)	- (-)	- (-)
長野県	1 (1)	974 (974)	2 (2)	400 (400)	- (-)	- (-)
岐阜県	- (-)	- (-)	10 (10)	1,603 (1,603)	- (-)	- (-)
静岡県	2 (2)	902 (902)	9 (9)	1,761 (1,761)	- (-)	- (-)
愛知県	3 (3)	589 (589)	19 (19)	4,921 (4,921)	- (-)	- (-)
三重県	1 (1)	203 (203)	8 (6)	1,180 (1,103)	- (-)	- (-)
福井県	- (-)	- (-)	5 (4)	1,002 (686)	- (-)	- (-)
滋賀県	- (-)	- (-)	1 (1)	228 (228)	- (-)	- (-)
京都府	- (-)	- (-)	5 (4)	1,282 (1,226)	- (-)	- (-)
大阪府	1 (1)	162 (162)	13 (12)	3,740 (3,540)	2 (2)	1,800 (1,800)
兵庫県	- (-)	- (-)	14 (12)	3,831 (3,283)	6 (6)	1,581 (1,581)
奈良県	1 (1)	151 (151)	5 (5)	949 (949)	- (-)	- (-)
和歌山県	1 (1)	485 (485)	6 (6)	1,568 (1,568)	- (-)	- (-)
鳥取県	1 (1)	112 (31)	4 (4)	575 (575)	- (-)	- (-)
島根県	- (-)	- (-)	6 (6)	708 (708)	- (-)	- (-)
岡山県	1 (1)	174 (174)	13 (9)	1,535 (1,316)	- (-)	- (-)
広島県	2 (2)	412 (412)	15 (15)	3,934 (3,934)	- (-)	- (-)
山口県	- (-)	- (-)	9 (9)	2,160 (2,160)	1 (1)	164 (164)
徳島県	1 (1)	295 (295)	2 (2)	432 (432)	- (-)	- (-)
香川県	- (-)	- (-)	11 (11)	3,032 (3,032)	- (-)	- (-)
愛媛県	- (-)	- (-)	10 (7)	1,195 (896)	- (-)	- (-)
高知県	- (-)	- (-)	3 (2)	609 (547)	- (-)	- (-)
福岡県	1 (1)	406 (406)	10 (8)	2,641 (2,049)	- (-)	- (-)
佐賀県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
長崎県	2 (-)	295 (-)	14 (10)	1,699 (1,514)	- (-)	- (-)
熊本県	- (-)	- (-)	1 (1)	625 (625)	- (-)	- (-)
大分県	- (-)	- (-)	2 (2)	499 (499)	1 (1)	231 (231)
宮崎県	- (-)	- (-)	4 (3)	664 (547)	- (-)	- (-)
鹿児島県	- (-)	- (-)	2 (1)	918 (602)	- (-)	- (-)
沖縄県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
合計	36 (31)	9,538 (8,508)	321 (283)	71,187 (66,638)	23 (23)	10,759 (10,759)

(注) () 内は届出駐車場で内数である。

(平成25年3月末現在)

都 市 計 画 駐 車 場					
第3セクター		民 間 (第3セクターを除く)		計	
箇所数	台 数	箇所数	台 数	箇所数	台 数
1 (1)	371 (371)	1 (1)	147 (147)	18 (13)	3,171 (2,593)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	7 (7)	1,914 (1,914)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	6 (6)	793 (793)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	4 (4)	678 (678)
- (-)	- (-)	1 (1)	61 (61)	1 (1)	61 (61)
- (-)	- (-)	1 (1)	174 (174)	10 (10)	3,378 (3,378)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	530 (530)
- (-)	- (-)	1 (1)	40 (40)	13 (12)	5,630 (5,600)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	4 (3)	758 (358)
- (-)	- (-)	1 (1)	479 (479)	8 (6)	2,293 (1,710)
1 (1)	81 (81)	1 (1)	215 (215)	10 (9)	2,188 (2,003)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	8 (8)	2,468 (2,468)
- (-)	- (-)	26 (26)	10,717 (10,717)	51 (51)	18,068 (18,068)
6 (6)	3,274 (3,274)	5 (5)	2,072 (2,072)	24 (22)	8,367 (8,281)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	17 (13)	2,838 (2,662)
1 (1)	112 (112)	- (-)	- (-)	5 (3)	554 (376)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	8 (8)	2,911 (2,911)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (3)	1,374 (1,374)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	10 (10)	1,603 (1,603)
- (-)	- (-)	1 (1)	196 (196)	12 (12)	2,859 (2,859)
3 (3)	1,490 (1,490)	7 (7)	2,704 (2,704)	32 (32)	9,704 (9,704)
1 (1)	306 (306)	1 (1)	142 (142)	11 (9)	1,831 (1,754)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	5 (4)	1,002 (686)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	228 (228)
1 (1)	313 (313)	1 (1)	210 (210)	7 (6)	1,805 (1,749)
2 (2)	330 (330)	- (-)	- (-)	18 (17)	6,032 (5,832)
- (-)	- (-)	1 (1)	180 (180)	21 (19)	5,592 (5,044)
- (-)	- (-)	2 (2)	85 (85)	8 (8)	1,185 (1,185)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	7 (7)	2,053 (2,053)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	5 (5)	687 (606)
1 (1)	245 (245)	- (-)	- (-)	7 (7)	953 (953)
1 (1)	205 (205)	4 (4)	983 (983)	19 (15)	2,897 (2,678)
1 (1)	320 (320)	1 (1)	681 (681)	19 (19)	5,347 (5,347)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	10 (10)	2,324 (2,324)
1 (1)	171 (171)	- (-)	- (-)	4 (4)	898 (898)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	11 (11)	3,032 (3,032)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	10 (7)	1,195 (896)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (2)	609 (547)
- (-)	- (-)	4 (4)	1,426 (1,426)	15 (13)	4,473 (3,881)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	16 (10)	1,994 (1,514)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	625 (625)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (3)	730 (730)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	4 (3)	664 (547)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	2 (1)	918 (602)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
20 (20)	7,218 (7,218)	59 (59)	20,512 (20,512)	459 (416)	119,214 (113,635)

	届 出 駐 車 場							
	国・都道府県		市 町 村		国・地方公共団体のみが出資している主体		第3セクター	
	箇所数	台 数	箇所数	台 数	箇所数	台 数	箇所数	台 数
北海道	1	941	47	10,911	11	9,105	10	4,390
青森県	2	1,633	22	4,714	-	-	1	147
岩手県	1	66	17	2,586	-	-	3	396
宮城県	1	424	49	7,812	-	-	3	232
秋田県	2	1,305	8	1,903	-	-	-	-
山形県	-	-	6	690	-	-	-	-
福島県	1	350	30	5,333	-	-	6	516
茨城県	5	1,929	20	10,259	-	-	-	-
栃木県	4	521	19	1,524	1	115	4	1,123
群馬県	-	-	19	2,643	3	1,377	-	-
埼玉県	1	144	26	3,506	2	200	10	1,411
千葉県	4	6,715	53	11,547	4	963	1	31
東京都	33	6,367	43	5,893	2	2,776	14	4,828
神奈川県	22	4,344	73	14,566	4	744	44	11,095
山梨県	4	2,040	8	725	-	-	-	-
新潟県	-	-	37	4,640	-	-	4	447
富山県	2	1,870	13	1,681	-	-	-	-
石川県	9	669	6	545	-	-	5	1,101
長野県	4	1,115	9	1,333	-	-	3	654
岐阜県	1	283	24	2,901	-	-	-	-
静岡県	5	2,141	67	14,725	1	400	3	716
愛知県	7	2,267	72	19,224	-	-	5	2,932
三重県	-	-	11	3,115	-	-	5	1,081
福井県	4	1,259	22	2,649	-	-	1	466
滋賀県	4	1,256	26	3,558	-	-	2	1,142
京都府	3	1,540	16	2,258	-	-	1	500
大阪府	3	400	72	13,437	-	-	8	1,651
兵庫県	11	4,298	90	23,595	20	5,018	33	8,139
奈良県	4	1,103	16	2,235	-	-	4	1,727
和歌山県	-	-	10	955	-	-	1	209
鳥取県	1	65	6	818	2	534	17	4,781
島根県	2	420	12	1,638	-	-	-	-
岡山県	-	-	14	1,460	-	-	3	550
広島県	9	2,102	20	2,557	-	-	-	-
山口県	-	-	20	3,070	2	404	1	607
徳島県	1	230	2	101	-	-	-	-
香川県	7	1,448	12	1,544	1	72	1	896
愛媛県	-	-	13	1,250	-	-	1	73
高知県	-	-	-	-	-	-	-	-
福岡県	6	3,292	39	5,781	2	1,602	12	3,189
佐賀県	-	-	17	2,398	-	-	-	-
長崎県	4	563	20	3,936	-	-	1	60
熊本県	2	502	10	1,333	-	-	1	75
大分県	9	903	23	3,497	-	-	10	1,463
宮崎県	1	2,365	7	935	-	-	-	-
鹿児島県	10	2,805	13	2,325	-	-	-	-
沖縄県	6	1,364	2	141	-	-	5	2,467
合 計	196	61,039	1,161	214,247	55	23,310	223	59,095

(平成25年3月末現在)

届 出		駐 車 場	
民間 (第3セクターを除く)		計	
箇所数	台 数	箇所数	台 数
294	69,295	363	94,642
54	8,707	79	15,201
54	6,150	75	9,198
172	25,970	225	34,438
39	3,684	49	6,892
35	6,743	41	7,433
78	9,413	115	15,612
107	21,233	132	33,421
64	10,570	92	13,853
48	8,617	70	12,637
275	70,228	314	75,489
438	120,709	500	139,965
632	112,010	724	131,874
410	83,679	553	114,428
22	3,163	34	5,928
78	13,427	119	18,514
79	12,333	94	15,884
46	6,789	66	9,104
40	9,620	56	12,722
74	8,496	99	11,680
213	29,453	289	47,435
426	102,636	510	127,059
48	8,375	64	12,571
15	3,762	42	8,136
52	8,721	84	14,677
211	37,433	231	41,731
1,227	172,825	1,310	188,313
410	66,719	564	107,769
95	20,555	119	25,620
35	7,021	46	8,185
9	2,085	35	8,283
13	2,034	27	4,092
67	10,108	84	12,118
211	33,156	240	37,815
59	9,071	82	13,152
38	5,023	41	5,354
44	5,783	65	9,743
77	12,251	91	13,574
25	3,378	25	3,378
403	78,626	462	92,490
37	5,736	54	8,134
103	23,699	128	28,258
68	14,729	81	16,639
55	6,975	97	12,838
22	5,688	30	8,988
64	11,542	87	16,672
87	8,532	100	12,504
7,153	1,306,752	8,788	1,664,443

	附 置 義 務 駐 車 施 設							
	国・都道府県		市 町 村		国・地方公共団体のみが 出資している主体		第3セクター	
	箇所数	台 数	箇所数	台 数	箇所数	台 数	箇所数	台 数
北海道	39 (-)	3,533 (-)	61 (2)	3,474 (480)	26 (-)	1,299 (-)	17 (6)	3,847 (2,077)
青森県	10 (-)	560 (-)	19 (4)	1,957 (781)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
岩手県	14 (-)	767 (-)	14 (2)	2,398 (1,773)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
宮城県	16 (-)	4,394 (-)	30 (2)	4,175 (155)	11 (-)	1,242 (-)	4 (1)	349 (117)
秋田県	5 (-)	790 (-)	2 (-)	387 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
山形県	4 (-)	426 (-)	1 (-)	30 (-)	1 (-)	32 (-)	2 (2)	572 (572)
福島県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
茨城県	3 (-)	137 (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	189 (189)	- (-)	- (-)
栃木県	5 (1)	821 (42)	1 (-)	47 (-)	2 (-)	15 (-)	- (-)	- (-)
群馬県	3 (1)	486 (341)	6 (3)	1,049 (702)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
埼玉県	12 (-)	479 (-)	26 (7)	2,364 (1,301)	- (-)	- (-)	9 (3)	1,240 (215)
千葉県	35 (-)	2,051 (-)	39 (3)	5,473 (744)	25 (1)	7,560 (317)	5 (1)	464 (313)
東京都	253 (18)	21,541 (3,565)	204 (22)	10,087 (3,479)	47 (1)	5,863 (69)	55 (9)	5,403 (1,928)
神奈川県	76 (6)	3,669 (812)	118 (28)	7,232 (3,854)	36 (4)	2,894 (502)	39 (11)	7,393 (3,810)
山梨県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
新潟県	3 (-)	250 (-)	23 (5)	5,034 (1,205)	- (-)	- (-)	1 (-)	76 (-)
富山県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
石川県	1 (-)	66 (-)	4 (1)	730 (244)	- (-)	- (-)	4 (3)	880 (818)
長野県	16 (1)	1,738 (158)	9 (-)	332 (-)	1 (-)	47 (-)	1 (-)	520 (-)
岐阜県	34 (-)	913 (-)	23 (2)	997 (233)	2 (-)	27 (-)	8 (-)	166 (-)
静岡県	20 (-)	1,679 (-)	14 (5)	1,164 (464)	- (-)	- (-)	1 (1)	965 (965)
愛知県	2,893 (4)	136,607 (231)	19 (14)	2,865 (2,298)	1 (1)	281 (281)	2 (2)	733 (733)
三重県	3 (-)	139 (-)	3 (3)	968 (968)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
福井県	7 (-)	1,237 (-)	6 (-)	372 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
滋賀県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
京都府	25 (-)	1,428 (-)	24 (1)	1,377 (139)	- (-)	- (-)	2 (1)	1,459 (358)
大阪府	5 (-)	68 (-)	5 (2)	776 (446)	1 (-)	88 (-)	102 (-)	3,496 (-)
兵庫県	49 (5)	2,177 (365)	118 (28)	9,434 (7,527)	19 (3)	1,359 (753)	29 (6)	4,632 (1,693)
奈良県	- (-)	- (-)	3 (3)	348 (348)	3 (1)	347 (288)	- (-)	- (-)
和歌山県	9 (-)	1,176 (-)	3 (-)	103 (-)	1 (-)	78 (-)	- (-)	- (-)
鳥取県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
島根県	1 (-)	92 (-)	3 (-)	19 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
岡山県	3 (3)	618 (618)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	2 (2)	474 (474)
広島県	44 (2)	2,043 (141)	51 (3)	3,689 (292)	- (-)	- (-)	5 (1)	601 (145)
山口県	16 (-)	1,396 (-)	47 (4)	4,812 (1,199)	2 (-)	62 (-)	4 (4)	2,088 (2,088)
徳島県	8 (-)	693 (-)	4 (1)	304 (156)	- (-)	- (-)	1 (1)	527 (527)
香川県	3 (2)	435 (400)	2 (-)	105 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
愛媛県	31 (-)	1,184 (-)	21 (3)	1,137 (518)	5 (-)	79 (-)	1 (1)	225 (225)
高知県	- (-)	- (-)	1 (1)	200 (200)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
福岡県	48 (-)	2,477 (-)	74 (4)	4,536 (754)	98 (1)	2,699 (117)	12 (2)	474 (196)
佐賀県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
長崎県	18 (4)	1,124 (557)	19 (7)	1,118 (707)	- (-)	- (-)	1 (1)	101 (101)
熊本県	2 (-)	38 (-)	4 (1)	432 (363)	2 (-)	64 (-)	- (-)	- (-)
大分県	2 (1)	374 (291)	9 (2)	759 (371)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
宮崎県	2 (-)	158 (-)	3 (1)	470 (327)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
鹿児島県	6 (1)	319 (51)	11 (1)	596 (154)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
沖縄県	- (-)	- (-)	4 (2)	959 (658)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
合 計	3,724 (49)	198,083 (7,572)	1,028 (167)	82,309 (32,840)	284 (13)	24,225 (2,516)	307 (58)	36,685 (17,355)

(平成25年3月末現在)

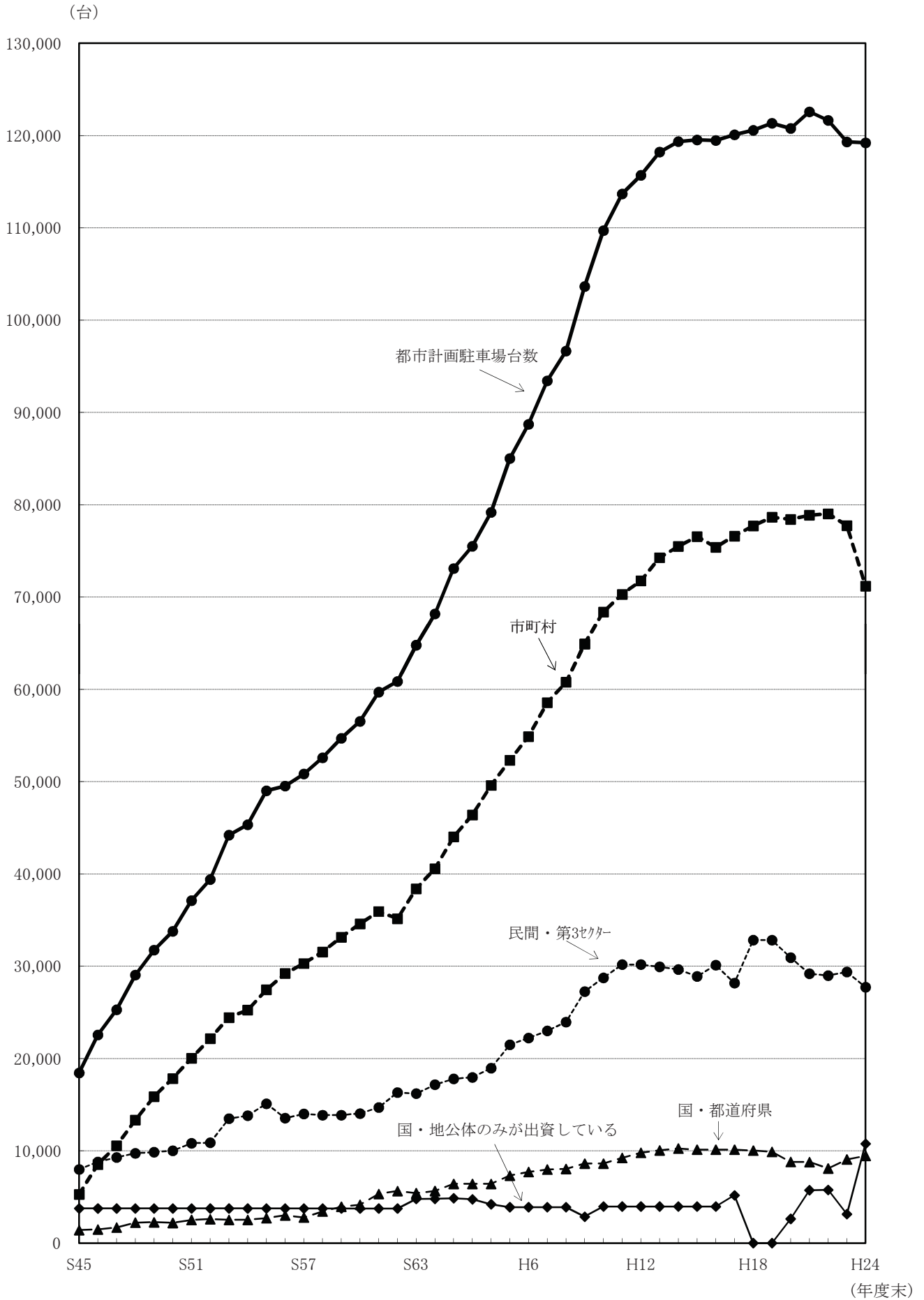
附 置 義 務 駐 車 施 設				路上駐車場	
民間（第3セクターを除く）		計		市 町 村	
箇所数	台 数	箇所数	台 数	箇所数	台 数
3,567 (145)	194,777 (30,288)	3,710 (153)	206,930 (32,845)	-	-
312 (14)	19,009 (2,346)	341 (18)	21,526 (3,127)	1	68
289 (14)	20,407 (2,466)	317 (16)	23,572 (4,239)	-	-
924 (51)	67,934 (7,008)	985 (54)	78,094 (7,280)	-	-
113 (3)	11,892 (1,256)	120 (3)	13,069 (1,256)	-	-
103 (9)	5,183 (1,640)	111 (11)	6,243 (2,212)	-	-
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	-	-
138 (26)	16,167 (6,444)	142 (27)	16,493 (6,633)	-	-
113 (2)	6,807 (243)	121 (3)	7,690 (285)	-	-
363 (8)	28,799 (2,718)	372 (12)	30,334 (3,761)	-	-
281 (10)	17,825 (1,843)	328 (20)	21,908 (3,359)	-	-
956 (59)	109,978 (20,494)	1,060 (64)	125,526 (21,868)	-	-
22,132 (516)	641,494 (87,566)	22,691 (566)	684,388 (96,607)	-	-
7,937 (237)	344,595 (65,865)	8,206 (286)	365,783 (74,843)	-	-
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	-	-
738 (10)	59,522 (2,443)	765 (15)	64,882 (3,648)	-	-
261 (15)	13,458 (4,620)	261 (15)	13,458 (4,620)	-	-
110 (4)	9,622 (383)	119 (8)	11,298 (1,445)	-	-
624 (8)	30,316 (1,467)	651 (9)	32,953 (1,625)	-	-
452 (16)	28,441 (861)	519 (18)	30,544 (1,094)	-	-
550 (44)	33,275 (11,391)	585 (50)	37,083 (12,820)	-	-
469 (122)	44,157 (26,368)	3,384 (143)	184,643 (29,911)	-	-
270 (6)	9,286 (2,323)	276 (9)	10,393 (3,291)	-	-
232 (11)	19,452 (1,227)	245 (11)	21,061 (1,227)	1	67
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	-	-
621 (28)	28,373 (6,397)	672 (30)	32,637 (6,894)	-	-
7,288 (204)	285,523 (46,880)	7,401 (206)	289,951 (47,326)	-	-
1,349 (93)	81,857 (24,457)	1,564 (135)	99,459 (34,795)	-	-
10 (3)	1,060 (718)	16 (7)	1,755 (1,354)	-	-
97 (2)	5,868 (1,470)	110 (2)	7,225 (1,470)	-	-
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	-	-
31 (1)	3,628 (1,971)	35 (1)	3,739 (1,971)	-	-
1,721 (16)	38,967 (3,877)	1,726 (21)	40,059 (4,969)	-	-
1,775 (34)	68,551 (8,658)	1,875 (40)	74,884 (9,236)	14	640
661 (7)	27,095 (1,744)	730 (15)	35,453 (5,031)	-	-
147 (5)	6,481 (1,076)	160 (7)	8,005 (1,759)	-	-
203 (14)	9,345 (1,744)	208 (16)	9,885 (2,144)	-	-
712 (8)	28,483 (866)	770 (12)	31,108 (1,609)	-	-
222 (9)	10,888 (875)	223 (10)	11,088 (1,075)	-	-
3,476 (108)	159,497 (24,593)	3,708 (115)	169,683 (25,660)	-	-
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	-	-
526 (29)	25,467 (6,186)	564 (41)	27,810 (7,551)	-	-
150 (2)	6,589 (872)	158 (3)	7,123 (1,235)	-	-
468 (23)	26,227 (6,101)	479 (26)	27,360 (6,763)	-	-
204 (10)	16,338 (3,109)	209 (11)	16,966 (3,436)	-	-
309 (24)	24,504 (9,375)	326 (26)	25,419 (9,580)	-	-
314 (3)	20,597 (772)	318 (5)	21,556 (1,430)	-	-
61,218 (1,953)	2,607,734 (433,001)	66,561 (2,240)	2,949,036 (493,284)	16	775

	合 計						
	国・都道府県		市 町 村		国・地方公共団体のみが出資している主体		第3セクター
	箇所数	台 数	箇所数	台 数	箇所数	台 数	箇所数
北海道	40 (1)	4,474 (941)	124 (60)	17,038 (13,466)	37 (11)	10,404 (9,105)	28 (17)
青森県	15 (5)	3,365 (2,805)	45 (30)	7,413 (6,237)	- (-)	- (-)	1 (1)
岩手県	16 (2)	855 (88)	36 (24)	5,755 (5,130)	- (-)	- (-)	3 (3)
宮城県	17 (1)	4,818 (424)	83 (55)	12,665 (8,645)	11 (-)	1,242 (-)	7 (4)
秋田県	7 (2)	2,095 (1,305)	10 (8)	2,290 (1,903)	- (-)	- (-)	- (-)
山形県	6 (2)	1,071 (645)	14 (13)	3,279 (3,249)	1 (-)	32 (-)	2 (2)
福島県	1 (1)	350 (350)	31 (31)	5,863 (5,863)	- (-)	- (-)	6 (6)
茨城県	8 (5)	2,066 (1,929)	28 (27)	12,712 (12,682)	5 (5)	3,326 (3,326)	- (-)
栃木県	10 (5)	1,742 (563)	23 (22)	1,929 (1,882)	3 (1)	130 (115)	4 (4)
群馬県	4 (1)	678 (341)	29 (25)	4,566 (3,828)	5 (5)	2,125 (2,125)	- (-)
埼玉県	13 (1)	623 (144)	60 (40)	7,762 (6,514)	2 (2)	200 (200)	20 (14)
千葉県	40 (5)	9,036 (6,985)	99 (63)	19,218 (14,489)	29 (5)	8,523 (1,280)	6 (2)
東京都	292 (57)	29,153 (11,177)	259 (77)	18,988 (12,380)	56 (10)	11,737 (5,943)	69 (23)
神奈川県	100 (29)	8,275 (5,356)	202 (111)	24,557 (21,155)	40 (8)	3,638 (1,246)	89 (61)
山梨県	4 (4)	2,040 (2,040)	8 (8)	725 (725)	- (-)	- (-)	- (-)
新潟県	3 (-)	250 (-)	77 (55)	12,512 (8,507)	- (-)	- (-)	5 (4)
富山県	2 (2)	1,870 (1,870)	17 (15)	2,123 (1,945)	- (-)	- (-)	1 (1)
石川県	11 (10)	905 (839)	17 (14)	4,016 (3,530)	- (-)	- (-)	9 (8)
長野県	21 (6)	3,827 (2,247)	20 (11)	2,065 (1,733)	1 (-)	47 (-)	4 (3)
岐阜県	35 (1)	1,196 (283)	57 (36)	5,501 (4,737)	2 (-)	27 (-)	8 (-)
静岡県	27 (7)	4,722 (3,043)	90 (81)	17,650 (16,950)	1 (1)	400 (400)	4 (4)
愛知県	2,903 (14)	139,463 (3,087)	110 (105)	27,010 (26,443)	1 (1)	281 (281)	10 (10)
三重県	4 (1)	342 (203)	22 (20)	5,263 (5,186)	- (-)	- (-)	6 (6)
福井県	11 (4)	2,496 (1,259)	33 (26)	4,023 (3,335)	- (-)	- (-)	1 (1)
滋賀県	4 (4)	1,256 (1,256)	27 (27)	3,786 (3,786)	- (-)	- (-)	2 (2)
京都府	28 (3)	2,968 (1,540)	45 (21)	4,917 (3,623)	- (-)	- (-)	4 (3)
大阪府	9 (4)	630 (562)	90 (86)	17,953 (17,423)	3 (2)	1,888 (1,800)	112 (10)
兵庫県	60 (16)	6,475 (4,663)	222 (130)	36,860 (34,405)	45 (29)	7,958 (7,352)	62 (39)
奈良県	5 (5)	1,254 (1,254)	24 (24)	3,532 (3,532)	3 (1)	347 (288)	4 (4)
和歌山県	10 (1)	1,661 (485)	19 (16)	2,626 (2,523)	1 (-)	78 (-)	1 (1)
鳥取県	2 (2)	177 (96)	10 (10)	1,393 (1,393)	2 (2)	534 (534)	17 (17)
島根県	3 (2)	512 (420)	21 (18)	2,365 (2,346)	- (-)	- (-)	1 (1)
岡山県	4 (4)	792 (792)	27 (23)	2,995 (2,776)	- (-)	- (-)	6 (6)
広島県	55 (13)	4,557 (2,655)	86 (38)	10,180 (6,783)	- (-)	- (-)	6 (2)
山口県	16 (-)	1,396 (-)	76 (33)	10,042 (6,429)	5 (3)	630 (568)	5 (5)
徳島県	10 (2)	1,218 (525)	8 (5)	837 (689)	- (-)	- (-)	2 (2)
香川県	10 (9)	1,883 (1,848)	25 (23)	4,681 (4,576)	1 (1)	72 (72)	1 (1)
愛媛県	31 (-)	1,184 (-)	44 (23)	3,582 (2,664)	5 (-)	79 (-)	2 (2)
高知県	- (-)	- (-)	4 (3)	809 (747)	- (-)	- (-)	- (-)
福岡県	55 (7)	6,175 (3,698)	123 (51)	12,958 (8,584)	100 (3)	4,301 (1,719)	24 (14)
佐賀県	- (-)	- (-)	17 (17)	2,398 (2,398)	- (-)	- (-)	- (-)
長崎県	24 (8)	1,982 (1,120)	53 (37)	6,753 (6,157)	- (-)	- (-)	2 (2)
熊本県	4 (2)	540 (502)	15 (12)	2,390 (2,321)	2 (-)	64 (-)	1 (1)
大分県	11 (10)	1,277 (1,194)	34 (27)	4,755 (4,367)	1 (1)	231 (231)	10 (10)
宮崎県	3 (1)	2,523 (2,365)	14 (11)	2,069 (1,809)	- (-)	- (-)	- (-)
鹿児島県	16 (11)	3,124 (2,856)	26 (15)	3,839 (3,081)	- (-)	- (-)	- (-)
沖縄県	6 (6)	1,364 (1,364)	6 (4)	1,100 (799)	- (-)	- (-)	5 (5)
合 計	3,956 (276)	268,660 (77,119)	2,510 (1,611)	367,743 (313,725)	362 (91)	58,294 (36,585)	550 (301)

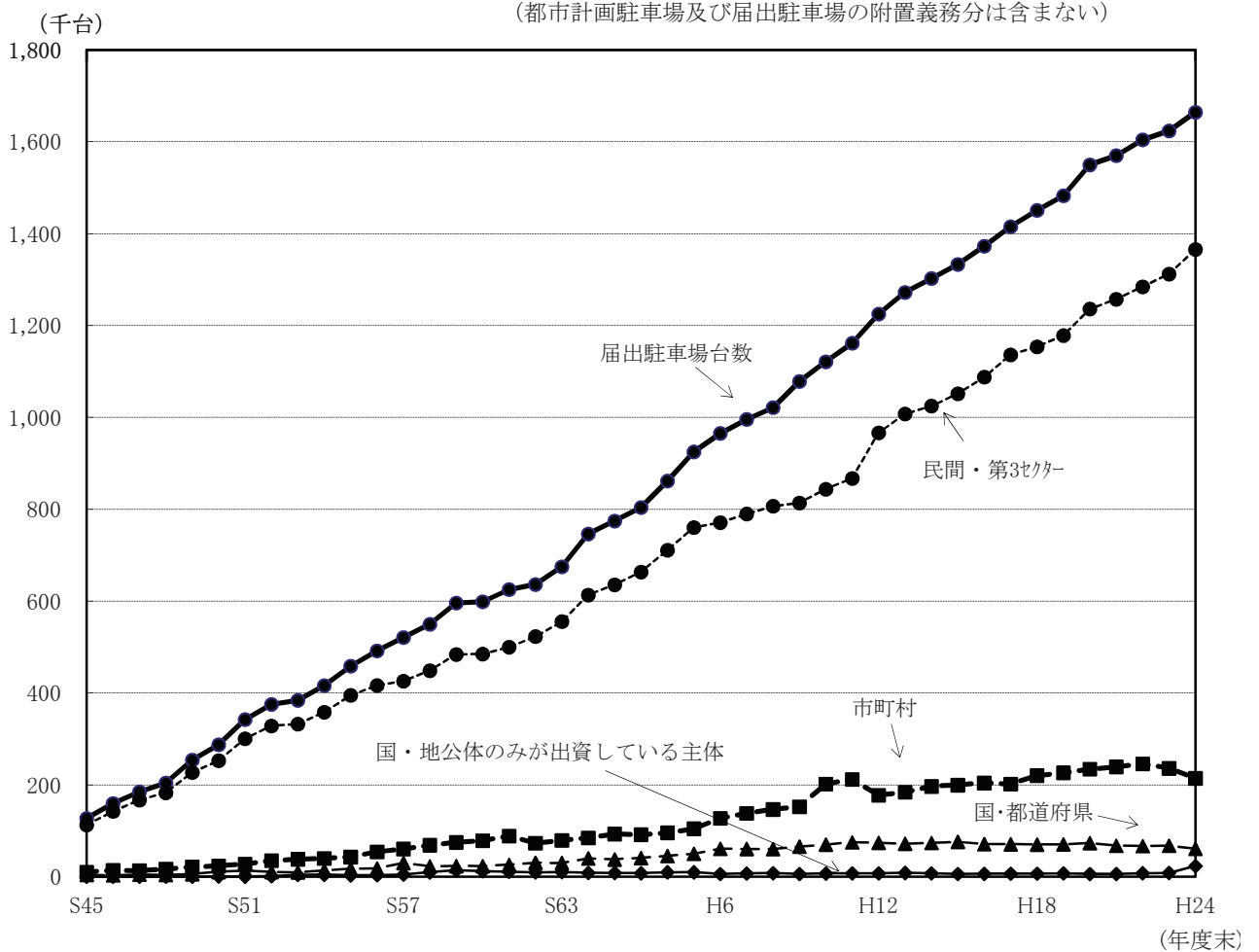
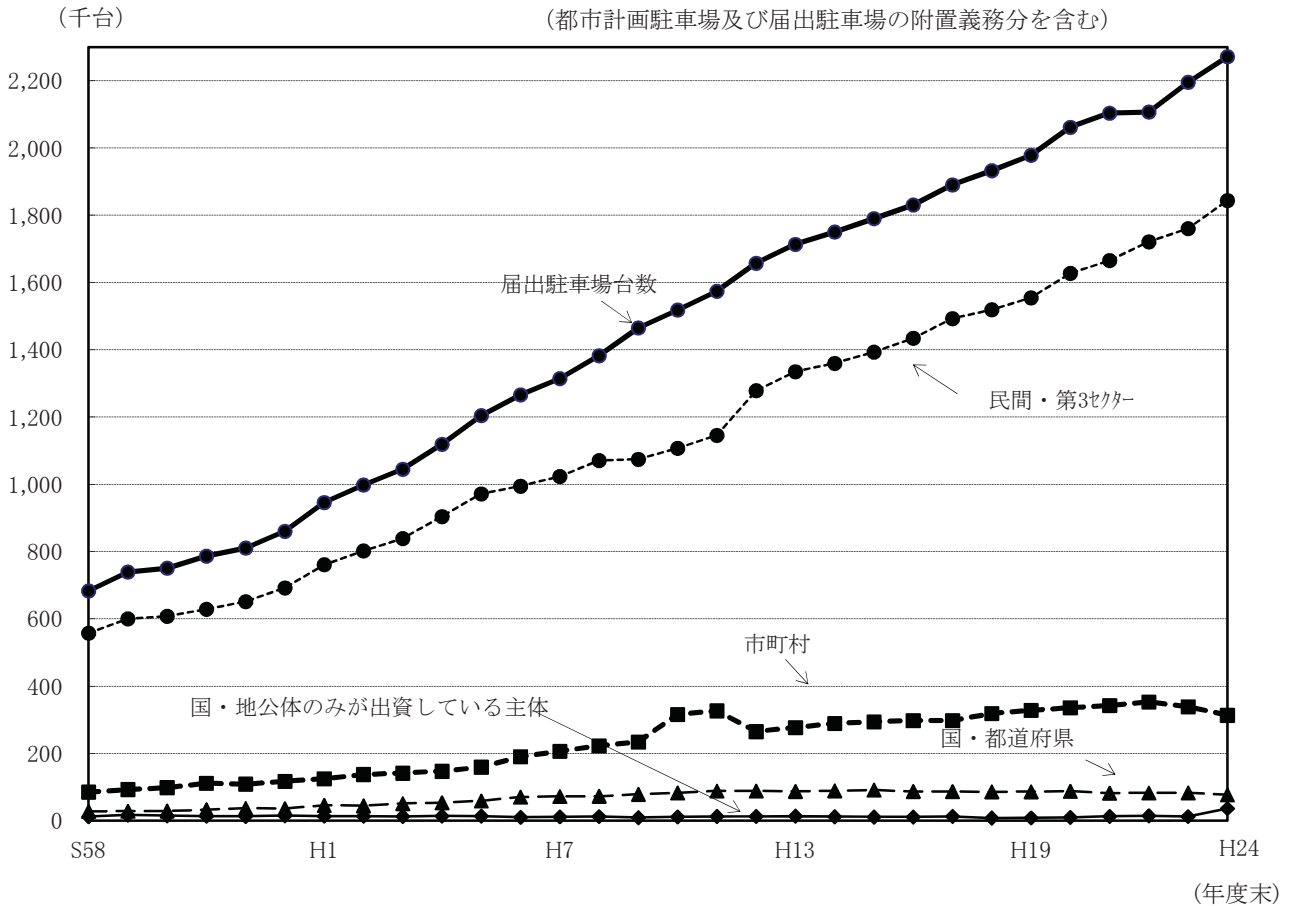
(平成25年3月末現在)

合 計				
第3セクター	民間(第3セクターを除く)		計	
台 数	箇 所 数	台 数	箇 所 数	台 数
8,608 (6,838)	3,862 (440)	264,219 (99,730)	4,091 (529)	304,743 (130,080)
147 (147)	366 (68)	27,716 (11,053)	427 (104)	38,641 (20,242)
396 (396)	343 (68)	26,557 (8,616)	398 (97)	33,563 (14,230)
581 (349)	1,096 (223)	93,904 (32,978)	1,214 (283)	113,210 (42,396)
- (-)	153 (43)	15,637 (5,001)	170 (53)	20,022 (8,209)
572 (572)	139 (45)	12,100 (8,557)	162 (62)	17,054 (13,023)
516 (516)	78 (78)	9,413 (9,413)	116 (116)	16,142 (16,142)
- (-)	246 (134)	37,440 (27,717)	287 (171)	55,544 (45,654)
1,123 (1,123)	177 (66)	17,377 (10,813)	217 (98)	22,301 (14,496)
- (-)	412 (57)	37,895 (11,814)	450 (88)	45,264 (18,108)
2,732 (1,707)	557 (286)	88,268 (72,286)	652 (343)	99,585 (80,851)
495 (344)	1,394 (497)	230,687 (141,203)	1,568 (572)	267,959 (164,301)
10,231 (6,756)	22,790 (1,174)	764,221 (210,293)	23,466 (1,341)	834,330 (246,549)
21,762 (18,179)	8,352 (652)	430,346 (151,616)	8,783 (861)	488,578 (197,552)
- (-)	22 (22)	3,163 (3,163)	34 (34)	5,928 (5,928)
523 (447)	816 (88)	72,949 (15,870)	901 (147)	86,234 (24,824)
112 (112)	340 (94)	25,791 (16,953)	360 (112)	29,896 (20,880)
1,981 (1,919)	156 (50)	16,411 (7,172)	193 (82)	23,313 (13,460)
1,174 (654)	664 (48)	39,936 (11,087)	710 (68)	47,049 (15,721)
166 (-)	526 (90)	36,937 (9,357)	628 (127)	43,827 (14,377)
1,681 (1,681)	764 (258)	62,924 (41,040)	886 (351)	87,377 (63,114)
5,155 (5,155)	902 (555)	149,497 (131,708)	3,926 (685)	321,406 (166,674)
1,387 (1,387)	319 (55)	17,803 (10,840)	351 (82)	24,795 (17,616)
466 (466)	247 (26)	23,214 (4,989)	292 (57)	30,199 (10,049)
1,142 (1,142)	52 (52)	8,721 (8,721)	85 (85)	14,905 (14,905)
2,272 (1,171)	833 (240)	66,016 (44,040)	910 (267)	76,173 (50,374)
5,477 (1,981)	8,515 (1,431)	458,348 (219,705)	8,729 (1,533)	484,296 (241,471)
12,771 (9,832)	1,760 (504)	148,756 (91,356)	2,149 (718)	212,820 (147,608)
1,727 (1,727)	107 (100)	21,700 (21,358)	143 (134)	28,560 (28,159)
209 (209)	132 (37)	12,889 (8,491)	163 (55)	17,463 (11,708)
4,781 (4,781)	9 (9)	2,085 (2,085)	40 (40)	8,970 (8,889)
245 (245)	44 (14)	5,662 (4,005)	69 (35)	8,784 (7,016)
1,229 (1,229)	1,792 (87)	50,058 (14,968)	1,829 (120)	55,074 (19,765)
921 (465)	1,987 (246)	102,388 (42,495)	2,134 (299)	118,046 (52,398)
2,695 (2,695)	720 (66)	36,166 (10,815)	822 (107)	50,929 (20,507)
698 (698)	185 (43)	11,504 (6,099)	205 (52)	14,257 (8,011)
896 (896)	247 (58)	15,128 (7,527)	284 (92)	22,660 (14,919)
298 (298)	789 (85)	40,734 (13,117)	871 (110)	45,877 (16,079)
- (-)	247 (34)	14,266 (4,253)	251 (37)	15,075 (5,000)
3,663 (3,385)	3,883 (515)	239,549 (104,645)	4,185 (590)	266,646 (122,031)
- (-)	37 (37)	5,736 (5,736)	54 (54)	8,134 (8,134)
161 (161)	629 (132)	49,166 (29,885)	708 (179)	58,062 (37,323)
75 (75)	218 (70)	21,318 (15,601)	240 (85)	24,387 (18,499)
1,463 (1,463)	523 (78)	33,202 (13,076)	579 (126)	40,928 (20,331)
- (-)	226 (32)	22,026 (8,797)	243 (44)	26,618 (12,971)
- (-)	373 (88)	36,046 (20,917)	415 (114)	43,009 (26,854)
2,467 (2,467)	401 (90)	29,129 (9,304)	418 (105)	34,060 (13,934)
102,998 (83,668)	68,430 (9,165)	3,934,998 (1,760,265)	75,808 (11,444)	4,732,693 (2,271,362)

8 設置主体別都市計画駐車場供用台数の推移



9 設置主体別届出駐車場供用台数の推移



10 都市別駐車場整備状況

人口 区分等	都道府県	都市名	人口 (千人)	附置義 務条例 の有無	駐車場 整備地 区数	駐車場整 備地区面 積(ha)	駐車場整 備計画数	都市計画駐車場	
								供用中のもの	
								箇 所 数	台 数
100 万 以 上	東京都	区 部	8,967	◎☆	10	2993.7	7	48 (48)	17,285 (17,285)
	神奈川県	横浜市	3,708	◎☆	6	947.9	1	7 (7)	3,363 (3,363)
	大阪府	大阪市	2,661	◎	3	2560.0	1	10 (10)	4,482 (4,482)
	愛知県	名古屋市	2,262	◎☆	3	1919.0	1	14 (14)	4,829 (4,829)
	北海道	札幌市	1,922	◎☆	1	383.0	-	3 (2)	758 (528)
	兵庫県	神戸市	1,540	◎	3	904.0	1	13 (13)	3,830 (3,830)
	神奈川県	川崎市	1,438	◎☆	1	88.4	-	1 (1)	366 (366)
	福岡県	福岡市	1,435	◎☆	4	632.0	1	8 (8)	3,082 (3,082)
	京都府	京都市	1,420	◎	2	484.0	1	5 (5)	1,539 (1,539)
	埼玉県	さいたま市	1,246	◎☆	2	163.8	1	2 (2)	601 (601)
	広島県	広島市	1,182	◎	1	1013.3	1	6 (6)	2,381 (2,381)
	宮城県	仙台市	1,043	◎☆	1	330.0	-	2 (2)	380 (380)
合計	12都市	28,824	-	37	12,419	15	119 (118)	42,896 (42,666)	
100 万 ～ 50 万	福岡県	北九州市	981	◎	2	415.0	1	2 (1)	810 (310)
	千葉県	千葉市	962	◎	1	261.6	1	2 (2)	470 (470)
	大阪府	堺市	841	◎	1	236.6	1	1 (1)	140 (140)
	静岡県	浜松市	812	◎	1	145.0	1	3 (3)	1,515 (1,515)
	新潟県	新潟市	805	◎	1	202.7	1	1 (1)	112 (112)
	熊本県	熊本市	730	○	1	143.9	-	1 (1)	625 (625)
	神奈川県	相模原市	718	◎	3	207.0	1	6 (6)	2,707 (2,707)
	静岡県	静岡市	711	○	3	530.0	1	1 (1)	400 (400)
	岡山県	岡山市	702	◎	1	396.4	1	6 (6)	1,149 (1,149)
	千葉県	船橋市	615	○	2	224.0	1	1 (1)	563 (563)
	鹿児島県	鹿児島市	607	○	1	580.0	-	1 (1)	602 (602)
	埼玉県	川口市	581	-	1	86.7	-	3 (2)	597 (412)
	東京都	八王子市	563	◎☆	1	82.5	1	1 (1)	430 (430)
	兵庫県	姫路市	535	○	1	173.0	1	2 (2)	357 (357)
	栃木県	宇都宮市	517	○	-	-	-	2 (1)	515 (115)
	愛媛県	松山市	515	○	1	205.0	1	2 (2)	466 (466)
	大阪府	東大阪市	502	○	-	-	-	1 (1)	170 (170)
合計	17都市	11,697	-	21	3,889	12	36 (33)	11,628 (10,543)	
50 万 ～ 40 万	千葉県	松戸市	486	○	4	107.5	1	1 (1)	337 (337)
	兵庫県	西宮市	484	○	1	81.0	1	1 (1)	161 (161)
	岡山県	倉敷市	482	-	-	-	-	2 (2)	876 (876)
	大分県	大分市	477	◎☆	-	-	-	1 (1)	231 (231)
	広島県	福山市	471	○	1	191.8	-	5 (5)	1,022 (1,022)
	千葉県	市川市	468	-	4	125.0	1	-	-
	石川県	金沢市	463	◎☆	1	673.0	1	3 (3)	1,374 (1,374)
	兵庫県	尼崎市	449	○	1	85.0	-	1 (1)	295 (295)
	長崎県	長崎市	439	◎☆	1	340.8	1	5 (5)	798 (798)
	神奈川県	横須賀市	422	○	1	25.0	-	2 (1)	382 (320)
	愛知県	豊田市	422	◎☆	1	91.6	1	3 (3)	1,179 (1,179)
	東京都	町田市	420	◎☆	1	97.8	1	1 (1)	250 (250)
	香川県	高松市	418	◎☆	1	267.3	-	5 (5)	1,720 (1,720)
	神奈川県	藤沢市	417	-	-	-	-	2 (2)	188 (188)
	岐阜県	岐阜市	417	◎☆	1	363.0	1	1 (1)	145 (145)

届出駐車場		附置義務駐車施設		路上駐車場		合 計	
箇所数	台 数	箇所数	台 数	箇所数	台 数	箇所数	台 数
502	89,750	20,430 (511)	581,114 (82,533)	-	-	20,980 (1,061)	688,149 (189,568)
218	39,256	6,658 (221)	293,341 (63,932)	-	-	6,883 (446)	335,960 (106,551)
967	99,231	6,981 (185)	261,468 (35,740)	-	-	7,958 (1,162)	365,181 (139,453)
293	68,557	2,999 (120)	160,016 (24,558)	-	-	3,306 (427)	233,402 (97,944)
182	32,723	3,118 (122)	179,793 (28,870)	-	-	3,303 (306)	213,274 (62,121)
214	47,642	1,018 (89)	60,515 (22,630)	-	-	1,245 (316)	111,987 (74,102)
81	11,483	1,122 (20)	56,262 (6,276)	-	-	1,204 (102)	68,111 (18,125)
281	50,914	2,856 (82)	109,823 (14,597)	-	-	3,145 (371)	163,819 (68,593)
176	29,140	672 (30)	32,637 (6,894)	-	-	853 (211)	63,316 (37,573)
80	12,219	120 (15)	14,568 (2,441)	-	-	202 (97)	27,388 (15,261)
170	22,597	1,496 (21)	45,531 (3,115)	14	640	1,686 (197)	71,149 (28,093)
171	27,252	966 (52)	77,854 (7,221)	-	-	1,141 (225)	105,535 (34,853)
3,335	530,764	48,436 (1,468)	1,872,922 (298,807)	14	640	51,906 (4,921)	2,447,271 (872,237)
93	25,853	753 (30)	54,657 (10,671)	-	-	848 (124)	81,320 (36,834)
103	22,581	846 (44)	114,946 (19,281)	-	-	951 (149)	137,997 (42,332)
62	16,412	26 (2)	2,307 (889)	-	-	89 (65)	18,859 (17,441)
86	16,703	131 (17)	13,730 (4,055)	-	-	220 (106)	31,948 (22,273)
49	10,434	261 (15)	13,458 (4,620)	-	-	311 (65)	24,004 (15,166)
61	13,151	158 (3)	7,123 (1,235)	-	-	220 (65)	20,899 (15,011)
33	9,693	47 (5)	3,691 (1,342)	-	-	86 (44)	16,091 (13,742)
78	12,488	399 (26)	19,070 (6,426)	-	-	478 (105)	31,958 (19,314)
49	6,634	1,716 (20)	39,783 (4,765)	-	-	1,771 (75)	47,566 (12,548)
52	18,479	37 (2)	2,723 (613)	-	-	90 (55)	21,765 (19,655)
56	11,017	326 (26)	25,419 (9,580)	-	-	383 (83)	37,038 (21,199)
32	8,628	-	-	-	-	35 (34)	9,225 (9,040)
38	6,023	311 (17)	14,513 (5,231)	-	-	350 (56)	20,966 (11,684)
68	12,088	263 (2)	11,004 (383)	-	-	333 (72)	23,449 (12,828)
45	6,852	121 (3)	7,690 (285)	-	-	168 (49)	15,057 (7,252)
58	10,354	668 (9)	29,849 (1,334)	-	-	728 (69)	40,669 (12,154)
16	2,024	310 (16)	18,405 (7,543)	-	-	327 (33)	20,599 (9,737)
979	209,414	6,373 (237)	378,368 (78,253)	0	0	7,388 (1,249)	599,410 (298,210)
36	5,480	85 (5)	3,505 (1,215)	-	-	122 (42)	9,322 (7,032)
30	6,778	136 (8)	8,778 (4,293)	-	-	167 (39)	15,717 (11,232)
24	4,401	-	-	-	-	26 (26)	5,277 (5,277)
58	7,748	479 (26)	27,360 (6,763)	-	-	538 (85)	35,339 (14,742)
19	4,598	184 (13)	18,531 (3,885)	-	-	208 (37)	24,151 (9,505)
54	8,837	-	-	-	-	54 (54)	8,837 (8,837)
45	9,061	457 (9)	29,075 (1,625)	-	-	505 (57)	39,510 (12,060)
48	8,625	17 (17)	2,939 (2,939)	-	-	66 (66)	11,859 (11,859)
62	10,333	458 (32)	26,218 (7,189)	-	-	525 (99)	37,349 (18,320)
21	7,601	193 (13)	5,919 (1,119)	-	-	216 (35)	13,902 (9,040)
20	3,805	88 (5)	6,708 (1,530)	-	-	111 (28)	11,692 (6,514)
29	6,405	204 (9)	8,301 (1,712)	-	-	234 (39)	14,956 (8,367)
48	6,458	190 (15)	8,948 (2,099)	-	-	243 (68)	17,126 (10,277)
50	13,111	-	-	-	-	52 (52)	13,299 (13,299)
50	5,769	422 (14)	23,322 (705)	-	-	473 (65)	29,236 (6,619)

人口 区分等	都道府県	都市名	人口 (千人)	附置義 務条例 の有無	駐車場 整備地 区数	駐車場整 備地区面 積(ha)	駐車場整 備計画数	都市計画駐車場			
								供用中のもの			
								箇 所 数	台 数	箇 所 数	台 数
50万 ～ 40万	富山県	富山市	416	○	1	291.0	1	5	(5)	1,635	(1,635)
	大阪府	枚方市	409	-	-	-	-	-	-	-	-
	宮崎県	宮崎市	403	○	1	245.3	1	2	(1)	132	(15)
	千葉県	柏市	402	○☆	1	77.6	1	-	-	-	-
	合計	19都市	8,365	-	21	3,063	11	40	(38)	10,725	(10,546)
40 万 ～ 30 万	大阪府	豊中市	397	-	-	-	-	-	-	-	-
	愛知県	一宮市	386	○	1	110.0	1	2	(2)	254	(254)
	長野県	長野市	385	○☆	1	30.0	-	4	(3)	610	(558)
	愛知県	岡崎市	378	○	2	69.3	-	1	(1)	210	(210)
	群馬県	高崎市	375	○	1	258.0	1	6	(4)	1,960	(1,377)
	和歌山県	和歌山市	366	○	1	289.5	-	6	(6)	1,951	(1,951)
	愛知県	豊橋市	365	○	1	145.0	1	6	(6)	1,447	(1,447)
	奈良県	奈良市	365	○	1	20.0	1	2	(2)	340	(340)
	大阪府	高槻市	356	-	-	-	-	-	-	-	-
	大阪府	吹田市	356	-	-	-	-	1	(1)	200	(200)
	北海道	旭川市	349	○☆	1	255.0	1	1	(1)	242	(242)
	埼玉県	川越市	347	○☆	-	-	-	1	(1)	81	(81)
	埼玉県	所沢市	343	-	-	-	-	-	-	-	-
	滋賀県	大津市	341	-	6	387.0	-	-	-	-	-
	群馬県	前橋市	340	○	1	181.0	-	1	(1)	310	(310)
	高知県	高知市	338	○	1	149.7	-	2	(2)	547	(547)
	福島県	いわき市	335	-	-	-	-	-	-	-	-
	埼玉県	越谷市	330	-	-	-	-	-	-	-	-
	福島県	郡山市	327	-	1	67.0	-	1	(1)	530	(530)
	秋田県	秋田市	320	○	-	-	-	-	-	-	-
	沖縄県	那覇市	320	○	-	-	-	-	-	-	-
	三重県	四日市市	313	○	1	150.0	1	5	(5)	901	(901)
	愛知県	春日井市	308	○☆	1	38.0	1	1	(1)	114	(114)
	福岡県	久留米市	304	○	1	202.9	-	3	(3)	332	(332)
合計	24都市	8,344	-	21	2,352	7	43	(40)	10,029	(9,394)	
30 万 ～ 20 万	青森県	青森市	298	○	1	230.1	-	5	(5)	1,296	(1,296)
	岩手県	盛岡市	294	○	1	238.0	1	2	(2)	115	(115)
	兵庫県	明石市	291	○	-	-	-	1	-	348	-
	三重県	津市	285	○	-	-	-	2	(2)	370	(370)
	福島県	福島市	284	-	-	-	-	-	-	-	-
	千葉県	市原市	282	-	1	41.2	-	1	(1)	156	(156)
	新潟県	長岡市	282	-	-	-	-	1	(1)	191	(191)
	山口県	下関市	279	○	1	149.9	1	3	(3)	928	(928)
	大阪府	茨木市	277	○	-	-	-	2	(2)	470	(470)
	北海道	函館市	275	○	1	80.0	-	2	(1)	103	(36)
	茨城県	水戸市	272	○☆	2	352.0	1	4	(4)	740	(740)
	兵庫県	加古川市	272	-	-	-	-	-	-	-	-
	大阪府	八尾市	270	-	-	-	-	-	-	-	-
	福井県	福井市	268	○	1	225.0	1	3	(2)	682	(366)
	徳島県	徳島市	262	○	1	88.1	-	3	(3)	727	(727)
神奈川県	平塚市	260	-	1	80.7	-	-	-	-	-	
静岡県	富士市	259	-	-	-	-	-	-	-	-	

届出駐車場		附置義務駐車施設		路上駐車場		合 計	
箇所数	台 数	箇所数	台 数	箇所数	台 数	箇所数	台 数
39	6,309	92 (6)	6,856 (1,205)	-	-	136 (50)	14,800 (9,149)
36	7,922	-	-	-	-	36 (36)	7,922 (7,922)
24	8,523	162 (9)	13,207 (2,861)	-	-	188 (34)	21,862 (11,399)
29	7,534	45 (5)	1,792 (705)	-	-	74 (34)	9,326 (8,239)
722	139,298	3,212 (186)	191,459 (39,845)	0	0	3,974 (946)	341,482 (189,689)
27	8,898	-	-	-	-	27 (27)	8,898 (8,898)
15	1,763	87 (3)	4,238 (771)	-	-	104 (20)	6,255 (2,788)
14	2,740	529 (10)	39,925 (2,443)	-	-	547 (27)	43,275 (5,741)
13	2,916	25 (2)	1,986 (406)	-	-	39 (16)	5,112 (3,532)
32	7,856	81 (10)	9,829 (3,459)	-	-	119 (46)	19,645 (12,692)
32	7,347	110 (2)	7,225 (1,470)	-	-	148 (40)	16,523 (10,768)
14	1,572	37 (4)	3,065 (570)	-	-	57 (24)	6,084 (3,589)
71	15,500	10 (4)	884 (565)	-	-	83 (77)	16,724 (16,405)
15	3,031	-	-	-	-	15 (15)	3,031 (3,031)
31	10,805	-	-	-	-	32 (32)	11,005 (11,005)
26	3,582	243 (18)	10,085 (2,773)	-	-	270 (45)	13,909 (6,597)
15	2,252	146 (1)	4,287 (127)	-	-	162 (17)	6,620 (2,460)
29	7,299	-	-	-	-	29 (29)	7,299 (7,299)
42	6,669	-	-	-	-	42 (42)	6,669 (6,669)
15	2,118	291 (2)	20,505 (302)	-	-	307 (18)	22,933 (2,730)
23	2,631	223 (10)	11,088 (1,075)	-	-	248 (35)	14,266 (4,253)
11	1,518	-	-	-	-	11 (11)	1,518 (1,518)
24	13,293	-	-	-	-	24 (24)	13,293 (13,293)
17	3,896	-	-	-	-	18 (18)	4,426 (4,426)
15	3,818	120 (3)	13,069 (1,256)	-	-	135 (18)	16,887 (5,074)
94	11,221	318 (5)	21,556 (1,430)	-	-	412 (99)	32,777 (12,651)
5	911	187 (6)	5,277 (2,329)	-	-	197 (16)	7,089 (4,141)
8	3,049	13 (3)	683 (209)	-	-	22 (12)	3,846 (3,372)
23	4,045	77 (3)	3,957 (392)	-	-	103 (29)	8,334 (4,769)
611	128,730	2,497 (86)	157,659 (19,577)	-	-	3,151 (737)	296,418 (157,701)
20	5,088	185 (12)	12,701 (1,726)	1	68	211 (37)	19,153 (8,110)
31	4,316	305 (13)	21,560 (2,474)	-	-	338 (46)	25,991 (6,905)
26	3,184	44 (3)	8,932 (1,096)	-	-	71 (29)	12,464 (4,280)
14	2,098	80 (2)	4,762 (908)	-	-	96 (18)	7,230 (3,376)
61	6,672	-	-	-	-	61 (61)	6,672 (6,672)
11	1,357	-	-	-	-	12 (12)	1,513 (1,513)
16	1,931	-	-	-	-	17 (17)	2,122 (2,122)
16	2,751	317 (7)	20,756 (3,075)	-	-	336 (26)	24,435 (6,754)
12	3,595	65 -	687 -	-	-	79 (14)	4,752 (4,065)
30	5,883	164 (3)	6,251 (691)	-	-	196 (34)	12,237 (6,610)
36	6,004	117 (8)	11,758 (2,172)	-	-	157 (48)	18,502 (8,916)
23	3,881	-	-	-	-	23 (23)	3,881 (3,881)
13	4,627	-	-	-	-	13 (13)	4,627 (4,627)
22	5,503	134 (7)	10,611 (1,182)	1	67	160 (31)	16,863 (7,051)
26	2,600	160 (7)	8,005 (1,759)	-	-	189 (36)	11,332 (5,086)
10	2,946	-	-	-	-	10 (10)	2,946 (2,946)
18	2,065	-	-	-	-	18 (18)	2,065 (2,065)

人口 区分等	都道府県	都市名	人口 (千人)	附置義 務条例 の有無	駐車場 整備地 区数	駐車場整 備地区面 積(ha)	駐車場整 備計画数	都市計画駐車場			
								供用中のもの			
								箇 所	数	台	数
30 万 ～ 20 万	長崎県	佐世保市	257	○☆	1	176.0	1	4	(2)	654	(359)
	東京都	府中市	252	◎☆	-	-	-	-	-	-	-
	山形県	山形市	251	○	1	229.0	-	8	(8)	2,511	(2,511)
	埼玉県	草加市	244	○☆	-	-	-	1	(1)	239	(239)
	長野県	松本市	243	-	1	114.0	1	4	(4)	1,065	(1,065)
	埼玉県	春日部市	240	-	-	-	-	-	-	-	-
	青森県	八戸市	239	○☆	1	-	-	1	(1)	444	(444)
	広島県	呉市	239	○☆	1	115.0	1	3	(3)	979	(979)
	大阪府	寝屋川市	236	-	-	-	-	-	-	-	-
	佐賀県	佐賀市	236	-	-	-	-	-	-	-	-
	神奈川県	茅ヶ崎市	235	-	-	-	-	-	-	-	-
	神奈川県	大和市	231	○	1	85.0	1	-	-	-	-
	兵庫県	宝塚市	230	-	-	-	-	-	-	-	-
	埼玉県	上尾市	227	-	-	-	-	-	-	-	-
	東京都	調布市	223	◎☆	-	-	-	-	-	-	-
	群馬県	太田市	220	-	-	-	-	-	-	-	-
	神奈川県	厚木市	219	○	1	54.7	-	1	(1)	500	(500)
	茨城県	つくば市	218	○	1	87.0	-	5	(5)	3,195	(3,195)
	群馬県	伊勢崎市	211	-	-	-	-	-	-	-	-
	島根県	松江市	206	○☆	1	305.0	-	2	(2)	354	(354)
	静岡県	沼津市	205	○	-	-	-	-	-	-	-
新潟県	上越市	202	-	-	-	-	-	-	-	-	
大阪府	岸和田市	201	○	-	-	-	1	(1)	160	(160)	
兵庫県	伊丹市	201	○	1	60.7	1	1	-	200	-	
埼玉県	熊谷市	200	○☆	1	119.0	-	1	(1)	305	(305)	
合計	42都市	10,376	-	21	2,830	9	61	(55)	16,732	(15,506)	
20 万 未 満	東京都	西東京市	197	◎☆	-	-	-	-	-	-	-
	神奈川県	小田原市	196	○☆	1	63.5	1	1	(1)	388	(388)
	山梨県	甲府市	194	-	-	-	-	-	-	-	-
	山口県	山口市	194	○	1	265.0	-	1	(1)	350	(350)
	鳥取県	鳥取市	193	-	-	-	-	1	(1)	136	(136)
	千葉県	八千代市	192	-	2	50.0	-	-	-	-	-
	東京都	小平市	185	◎☆	-	-	-	-	-	-	-
	愛知県	安城市	182	○	3	160.0	1	1	(1)	222	(222)
	北海道	釧路市	181	○☆	1	109.0	1	2	(2)	711	(711)
	青森県	弘前市	180	○	1	132.0	-	-	-	-	-
	東京都	三鷹市	180	◎☆	-	-	-	-	-	-	-
	東京都	立川市	178	◎☆	1	96.8	1	-	-	-	-
	東京都	日野市	178	◎☆	-	-	-	-	-	-	-
	富山県	高岡市	177	○	1	33.0	1	3	(3)	1,276	(1,276)
	島根県	出雲市	175	-	-	-	-	-	-	-	-
	神奈川県	鎌倉市	174	○☆	-	-	-	1	(1)	200	(200)
	山口県	宇部市	172	○	1	100.0	-	2	(2)	264	(264)
	宮崎県	都城市	171	○	1	146.8	-	2	(2)	532	(532)
北海道	帯広市	168	○☆	1	127.0	1	2	(2)	606	(606)	
愛媛県	今治市	168	○	1	187.2	1	-	-	-	-	
岐阜県	大垣市	163	○	1	54.6	1	3	(3)	681	(681)	

届出駐車場		附置義務駐車施設				路上駐車場		合 計			
箇所数	台 数	箇所数		台 数		箇所数	台 数	箇所数		台 数	
45	14,263	106	(9)	1,592	(362)	-	-	155	(56)	16,509	(14,984)
11	3,053	77	(8)	4,554	(1,369)	-	-	88	(19)	7,607	(4,422)
9	2,216	103	(10)	5,582	(1,972)	-	-	120	(27)	10,309	(6,699)
5	565	43	(2)	2,435	(535)	-	-	49	(8)	3,239	(1,339)
23	4,494	-	-	-	-	-	-	27	(27)	5,559	(5,559)
12	3,482	-	-	-	-	-	-	12	(12)	3,482	(3,482)
20	3,121	118	(5)	5,132	(987)	-	-	139	(26)	8,697	(4,552)
15	1,679	195	(6)	10,822	(2,236)	-	-	213	(24)	13,480	(4,894)
6	434	-	-	-	-	-	-	6	(6)	434	(434)
29	4,104	-	-	-	-	-	-	29	(29)	4,104	(4,104)
10	3,507	-	-	-	-	-	-	10	(10)	3,507	(3,507)
15	6,919	79	(1)	1,016	(28)	-	-	94	(16)	7,935	(6,947)
51	9,379	-	-	-	-	-	-	51	(51)	9,379	(9,379)
5	2,371	-	-	-	-	-	-	5	(5)	2,371	(2,371)
26	4,021	93	-	4,407	-	-	-	119	(26)	8,428	(4,021)
3	489	-	-	-	-	-	-	3	(3)	489	(489)
21	2,800	33	(3)	2,052	(758)	-	-	55	(25)	5,352	(4,058)
20	6,004	8	(7)	4,225	(4,148)	-	-	33	(32)	13,424	(13,347)
3	392	-	-	-	-	-	-	3	(3)	392	(392)
17	3,358	35	(1)	3,739	(1,971)	-	-	54	(20)	7,451	(5,683)
27	4,151	49	(7)	3,832	(2,339)	-	-	76	(34)	7,983	(6,490)
8	685	-	-	-	-	-	-	8	(8)	685	(685)
10	5,062	3	(2)	341	(205)	-	-	14	(13)	5,563	(5,427)
17	1,622	52	(6)	2,212	(457)	-	-	70	(23)	4,034	(2,079)
9	2,621	19	(2)	618	(256)	-	-	29	(12)	3,544	(3,182)
802	155,293	2,584	(131)	158,582	(32,706)	2	135	3,449	(988)	330,742	(203,505)
4	199	102	-	4,983	-	-	-	106	(4)	5,182	(199)
10	858	50	-	2,101	-	-	-	61	(11)	3,347	(1,246)
21	3,558	-	-	-	-	-	-	21	(21)	3,558	(3,558)
17	2,438	70	(3)	3,617	(666)	-	-	88	(21)	6,405	(3,454)
19	4,615	-	-	-	-	-	-	20	(20)	4,751	(4,751)
11	3,717	-	-	-	-	-	-	11	(11)	3,717	(3,717)
2	96	177	(1)	19,087	(308)	-	-	179	(3)	19,183	(404)
15	2,112	106	(2)	5,517	(898)	-	-	122	(18)	7,851	(3,232)
7	1,725	102	(4)	6,469	(442)	-	-	111	(13)	8,905	(2,878)
16	3,399	38	(1)	3,693	(414)	-	-	54	(17)	7,092	(3,813)
5	615	99	-	5,170	-	-	-	104	(5)	5,785	(615)
16	2,426	88	(3)	2,844	(476)	-	-	104	(19)	5,270	(2,902)
7	1,042	221	(3)	7,315	(694)	-	-	228	(10)	8,357	(1,736)
13	1,210	26	(2)	4,342	(240)	-	-	42	(18)	6,828	(2,726)
3	240	-	-	-	-	-	-	3	(3)	240	(240)
23	2,843	20	(19)	248	(235)	-	-	44	(43)	3,291	(3,278)
14	1,630	91	(1)	2,626	(138)	-	-	107	(17)	4,520	(2,032)
1	72	47	(2)	3,759	(575)	-	-	50	(5)	4,363	(1,179)
15	1,563	42	-	3,055	-	-	-	59	(17)	5,224	(2,169)
10	1,284	76	(3)	1,085	(275)	-	-	86	(13)	2,369	(1,559)
8	1,106	10	(1)	380	(85)	-	-	21	(12)	2,167	(1,872)

人口 区分等	都道府県	都市名	人口 (千人)	附置義 務条例 の有無	駐車場 整備地 区数	駐車場整 備地区面 積(ha)	駐車場整 備計画数	都市計画駐車場				
								供用中のもの				
								箇	所	数	台	数
20	長野県	上田市	161	○	-	-	-	-	-	-	-	
	愛知県	小牧市	153	○	1	45.0	1	1	(1)	201	(201)	
	東京都	東村山市	152	◎☆	-	-	-	-	-	-	-	
	埼玉県	入間市	150	-	-	-	-	1	(1)	215	(215)	
	山口県	周南市	150	○	1	197.0	1	2	(2)	308	(308)	
	鳥取県	米子市	149	-	1	116.0	1	2	(2)	312	(312)	
	茨城県	土浦市	146	-	1	112.0	-	1	(1)	755	(755)	
	東京都	多摩市	146	◎☆	-	-	-	-	-	-	-	
	静岡県	藤枝市	146	-	-	-	-	1	(1)	114	(114)	
	愛知県	刈谷市	146	-	1	32.7	1	2	(2)	987	(987)	
	静岡県	焼津市	145	-	-	-	-	2	(2)	91	(91)	
	広島県	尾道市	145	-	-	-	-	3	(3)	462	(462)	
	山口県	岩国市	143	○☆	1	60.0	1	1	(1)	164	(164)	
	三重県	桑名市	142	-	-	-	-	2	(2)	483	(483)	
	長崎県	諫早市	141	-	-	-	-	1	(1)	208	(208)	
	万	東京都	武蔵野市	139	◎☆	-	-	-	-	-	-	-
		東京都	青梅市	138	◎☆	-	-	-	-	-	-	-
		山形県	鶴岡市	135	-	-	-	-	1	(1)	768	(768)
		愛知県	瀬戸市	132	○☆	1	31.0	1	-	-	-	-
		三重県	伊勢市	132	○	-	-	-	-	-	-	-
千葉県		木更津市	131	○	1	158.7	-	1	(1)	435	(435)	
北海道		小樽市	128	○	1	71.0	-	2	(1)	220	(147)	
神奈川県		海老名市	128	-	-	-	-	1	(1)	200	(200)	
鹿児島県		霧島市	127	-	-	-	-	-	-	-	-	
岩手県		一関市	126	○	1	88.6	-	2	(2)	161	(161)	
満	滋賀県	草津市	126	-	1	66.0	-	1	(1)	228	(228)	
	愛媛県	新居浜市	123	-	-	-	-	1	-	40	-	
	福岡県	大牟田市	123	○	-	-	-	-	-	-	-	
	群馬県	桐生市	121	-	-	-	-	1	(1)	23	(23)	
	奈良県	生駒市	121	○	1	17.0	1	3	(3)	397	(397)	
	愛知県	半田市	119	-	1	48.0	1	1	(1)	261	(261)	
	東京都	国分寺市	118	◎☆	-	-	-	-	-	-	-	
	静岡県	掛川市	118	○	-	-	-	4	(4)	439	(439)	
	山口県	防府市	118	○	1	113.0	1	-	-	-	-	
	東京都	小金井市	116	◎☆	-	-	-	-	-	-	-	
	東京都	東久留米市	116	◎☆	-	-	-	-	-	-	-	
	岐阜県	多治見市	115	○☆	1	220.0	1	1	(1)	316	(316)	
	兵庫県	三田市	114	○☆	-	-	-	1	(1)	281	(281)	
	愛媛県	西条市	114	-	-	-	-	-	-	-	-	
	東京都	昭島市	113	◎☆	-	-	-	-	-	-	-	
	石川県	白山市	113	-	-	-	-	-	-	-	-	
	山形県	酒田市	110	-	-	-	-	1	(1)	99	(99)	
	茨城県	筑西市	110	○	1	26.0	-	1	(1)	741	(741)	
	香川県	丸亀市	110	○	1	45.0	-	4	(4)	1,039	(1,039)	
	茨城県	取手市	109	○☆	1	49.0	-	-	-	-	-	
石川県	小松市	109	-	-	-	-	-	-	-	-		
長野県	飯田市	106	○	-	-	-	2	(2)	237	(237)		

届出駐車場		附置義務駐車施設				路上駐車場		合 計			
箇所数	台 数	箇所数		台 数		箇所数	台 数	箇所数		台 数	
11	1,340	22	(1)	3,948	(75)	-	-	33	(12)	5,288	(1,415)
2	180	25	(2)	1,505	(677)	-	-	28	(5)	1,886	(1,058)
3	566	41	(2)	861	(764)	-	-	44	(5)	1,427	(1,330)
8	2,856	-	-	-	-	-	-	9	(9)	3,071	(3,071)
8	888	131	(1)	4,013	(510)	-	-	141	(11)	5,209	(1,706)
12	3,242	-	-	-	-	-	-	14	(14)	3,554	(3,554)
12	1,930	-	-	-	-	-	-	13	(13)	2,685	(2,685)
18	5,794	49	-	6,793	-	-	-	67	(18)	12,587	(5,794)
11	2,177	-	-	-	-	-	-	12	(12)	2,291	(2,291)
8	2,074	-	-	-	-	-	-	10	(10)	3,061	(3,061)
3	296	-	-	-	-	-	-	5	(5)	387	(387)
9	1,554	-	-	-	-	-	-	12	(12)	2,016	(2,016)
10	2,106	103	(2)	3,569	(413)	-	-	114	(13)	5,839	(2,683)
4	584	-	-	-	-	-	-	6	(6)	1,067	(1,067)
7	572	-	-	-	-	-	-	8	(8)	780	(780)
13	1,224	43	(1)	1,045	(197)	-	-	56	(14)	2,269	(1,421)
3	323	77	-	2,505	-	-	-	80	(3)	2,828	(323)
11	2,714	-	-	-	-	-	-	12	(12)	3,482	(3,482)
4	290	4	(2)	925	(292)	-	-	8	(6)	1,215	(582)
13	5,121	9	(1)	354	(54)	-	-	22	(14)	5,475	(5,175)
8	1,086	22	-	872	-	-	-	31	(9)	2,393	(1,521)
17	14,566	41	(6)	1,277	(69)	-	-	60	(24)	16,063	(14,782)
11	4,479	-	-	-	-	-	-	12	(12)	4,679	(4,679)
19	4,181	-	-	-	-	-	-	19	(19)	4,181	(4,181)
10	748	10	(1)	285	(38)	-	-	22	(13)	1,194	(947)
10	1,329	-	-	-	-	-	-	11	(11)	1,557	(1,557)
1	43	-	-	-	-	-	-	2	(1)	83	(43)
9	661	22	-	1,246	-	-	-	31	(9)	1,907	(661)
3	360	-	-	-	-	-	-	4	(4)	383	(383)
9	2,616	5	(2)	696	(614)	-	-	17	(14)	3,709	(3,627)
5	394	-	-	-	-	-	-	6	(6)	655	(655)
4	1,039	71	-	2,677	-	-	-	75	(4)	3,716	(1,039)
-	-	6	-	451	-	-	-	10	(4)	890	(439)
7	2,015	18	(1)	872	(229)	-	-	25	(8)	2,887	(2,244)
4	347	43	(1)	1,017	(104)	-	-	47	(5)	1,364	(451)
2	108	57	(2)	1,494	(405)	-	-	59	(4)	1,602	(513)
5	612	60	(2)	3,802	(143)	-	-	66	(8)	4,730	(1,071)
13	2,582	22	(6)	3,730	(2,266)	-	-	36	(20)	6,593	(5,129)
4	197	-	-	-	-	-	-	4	(4)	197	(197)
5	752	28	(2)	928	(739)	-	-	33	(7)	1,680	(1,491)
3	732	-	-	-	-	-	-	3	(3)	732	(732)
3	482	-	-	-	-	-	-	4	(4)	581	(581)
1	132	1	-	16	-	-	-	3	(2)	889	(873)
3	566	18	(1)	937	(45)	-	-	25	(8)	2,542	(1,650)
9	1,528	10	(10)	73	(73)	-	-	19	(19)	1,601	(1,601)
6	2,587	-	-	-	-	-	-	6	(6)	2,587	(2,587)
7	420	21	-	1,267	-	-	-	30	(9)	1,924	(657)

人口 区分等	都道府県	都市名	人口 (千人)	附置義 務条例 の有無	駐車場 整備地 区数	駐車場整 備地区面 積(ha)	駐車場整 備計画数	都市計画駐車場			
								供用中のもの			
								箇 所 数	台 数	箇 所 数	台 数
20	岡山県	津山市	105	○	2	86.0	1	2	(2)	248	(248)
	鹿児島県	鹿屋市	105	-	-	-	-	-	-	-	-
	新潟県	三条市	103	-	-	-	-	-	-	-	-
	大阪府	泉佐野市	102	○	-	-	-	-	-	-	-
	福岡県	筑紫野市	102	-	-	-	-	-	-	-	-
	新潟県	新発田市	101	-	-	-	-	1	-	36	-
	神奈川県	伊勢原市	100	○	-	-	-	-	-	-	-
	長野県	佐久市	100	○☆	-	-	-	-	-	-	-
	長野県	安曇野市	99	○	-	-	-	-	-	-	-
	広島県	三原市	99	-	-	-	-	2	(2)	503	(503)
万	鹿児島県	薩摩川内市	99	-	-	-	-	-	-	-	-
	福井県	坂井市	94	-	-	-	-	-	-	-	-
	兵庫県	芦屋市	94	○	-	-	-	-	-	-	-
	岩手県	北上市	93	○	1	89.6	-	1	(1)	248	(248)
	千葉県	茂原市	93	○	1	76.0	1	1	(1)	257	(257)
	岐阜県	高山市	92	○☆	1	129.1	1	3	(3)	289	(289)
	愛媛県	四国中央市	92	○	1	46.0	-	2	(2)	127	(127)
	北海道	室蘭市	91	-	-	-	-	1	-	101	-
	新潟県	柏崎市	90	-	-	-	-	-	-	-	-
	栃木県	日光市	89	-	-	-	-	2	(2)	243	(243)
未	千葉県	君津市	89	○	1	93.0	1	1	(1)	250	(250)
	京都府	舞鶴市	88	-	-	-	-	1	(1)	210	(210)
	山形県	米沢市	86	-	-	-	-	-	-	-	-
	大分県	中津市	86	-	-	-	-	1	(1)	451	(451)
	東京都	稲城市	86	◎☆	-	-	-	-	-	-	-
	東京都	東大和市	84	◎☆	-	-	-	-	-	-	-
	福井県	越前市	84	○	1	76.0	1	1	(1)	132	(132)
	大阪府	摂津市	84	○	-	-	-	1	(1)	210	(210)
	愛媛県	宇和島市	83	○	1	101.5	-	2	(2)	145	(145)
	東京都	あきる野市	82	◎☆	-	-	-	-	-	-	-
満	岐阜県	中津川市	82	○	1	39.0	-	1	(1)	123	(123)
	和歌山県	田辺市	80	-	-	-	-	1	(1)	102	(102)
	茨城県	石岡市	79	-	-	-	-	1	(1)	169	(169)
	東京都	狛江市	77	◎☆	-	-	-	1	(1)	103	(103)
	大阪府	泉大津市	76	○	-	-	-	1	-	200	-
	東京都	国立市	74	◎☆	-	-	-	-	-	-	-
	東京都	清瀬市	74	◎☆	-	-	-	-	-	-	-
	埼玉県	志木市	72	-	-	-	-	1	(1)	150	(150)
	埼玉県	蕨市	72	-	-	-	-	-	-	-	-
	東京都	武蔵村山市	72	◎☆	-	-	-	-	-	-	-
満	宮城県	気仙沼市	69	-	-	-	-	1	(1)	180	(180)
	福井県	鯖江市	69	-	-	-	-	-	-	-	-
	奈良県	大和高田市	69	-	-	-	-	1	(1)	268	(268)
	長野県	塩尻市	68	○	-	-	-	-	-	-	-
	福井県	敦賀市	68	-	-	-	-	-	-	-	-
	愛知県	豊明市	66	○	-	-	-	-	-	-	-
	茨城県	守谷市	63	○☆	1	7.6	-	-	-	-	-

届出駐車場		附置義務駐車施設		路上駐車場		合 計	
箇所数	台 数	箇所数	台 数	箇所数	台 数	箇所数	台 数
8	877	10 (1)	276 (204)	-	-	20 (11)	1,401 (1,329)
1	77	-	-	-	-	1 (1)	77 (77)
6	979	-	-	-	-	6 (6)	979 (979)
15	6,986	16 (1)	6,743 (2,949)	-	-	31 (16)	13,729 (9,935)
3	482	-	-	-	-	3 (3)	482 (482)
3	204	-	-	-	-	4 (3)	240 (204)
4	1,153	4 (4)	1,153 (1,153)	-	-	8 (8)	2,306 (2,306)
10	900	14	2,644	-	-	24 (10)	3,544 (900)
1	61	-	-	-	-	1 (1)	61 (61)
11	4,714	-	-	-	-	13 (13)	5,217 (5,217)
7	1,070	-	-	-	-	7 (7)	1,070 (1,070)
2	178	-	-	-	-	2 (2)	178 (178)
11	1,423	12 (4)	1,349 (731)	-	-	23 (15)	2,772 (2,154)
5	821	2 (2)	1,727 (1,727)	-	-	8 (8)	2,796 (2,796)
4	784	8 (8)	54 (54)	-	-	13 (13)	1,095 (1,095)
11	1,010	24 (1)	1,472 (161)	-	-	38 (15)	2,771 (1,460)
-	-	9	51	-	-	11 (2)	178 (127)
-	-	-	-	-	-	1 (0)	101 (0)
1	244	-	-	-	-	1 (1)	244 (244)
8	1,037	-	-	-	-	10 (10)	1,280 (1,280)
3	487	17	1,634	-	-	21 (4)	2,371 (737)
11	1,122	-	-	-	-	12 (12)	1,332 (1,332)
6	916	-	-	-	-	6 (6)	916 (916)
3	210	-	-	-	-	4 (4)	661 (661)
4	795	15 (1)	470 (88)	-	-	19 (5)	1,265 (883)
1	64	29	751	-	-	30 (1)	815 (64)
3	637	100	8270	-	-	104 (4)	9,039 (769)
3	229	-	-	-	-	4 (4)	439 (439)
12	1,034	17	123	-	-	31 (14)	1,302 (1,179)
7	2,147	58	1,336	-	-	65 (7)	3,483 (2,147)
-	-	2	1,322	-	-	3 (1)	1,445 (123)
2	118	-	-	-	-	3 (3)	220 (220)
2	248	-	-	-	-	3 (3)	417 (417)
1	111	48	1,360	-	-	50 (2)	1,574 (214)
3	565	-	-	-	-	4 (3)	765 (565)
3	224	29	1,434	-	-	32 (3)	1,658 (224)
3	508	116 (3)	4,008 (1,485)	-	-	119 (6)	4,516 (1,993)
6	910	-	-	-	-	7 (7)	1,060 (1,060)
2	155	-	-	-	-	2 (2)	155 (155)
1	2,956	48 (2)	1,207 (502)	-	-	49 (3)	4,163 (3,458)
3	308	-	-	-	-	4 (4)	488 (488)
8	1029	-	-	-	-	8 (8)	1,029 (1,029)
2	813	-	-	-	-	3 (3)	1,081 (1,081)
1	40	4 (2)	620 (572)	-	-	5 (3)	660 (612)
2	408	-	-	-	-	2 (2)	408 (408)
14	5,530	-	-	-	-	14 (14)	5,530 (5,530)
5	410	6 (2)	421 (240)	-	-	11 (7)	831 (650)

人口 区分等	都道府県	都市名	人口 (千人)	附置義 務条例 の有無	駐車場 整備地 区数	駐車場整 備地区面 積(ha)	駐車場整 備計画数	都市計画駐車場			
								供用中のもの			
								箇 所 数	台 数	箇 所 数	台 数
	山形県	天童市	62	○	-	-	-	-	-	-	-
	徳島県	鳴門市	62	-	-	-	-	1	(1)	171	(171)
	長野県	千曲市	61	○	-	-	-	1	(1)	86	(86)
	新潟県	佐渡市	61	-	-	-	-	-	-	-	-
	新潟県	南魚沼市	61	-	-	-	-	-	-	-	-
	奈良県	桜井市	60	○	-	-	-	-	-	-	-
	秋田県	能代市	59	-	-	-	-	1	(1)	61	(61)
	東京都	福生市	59	◎☆	-	-	-	-	-	-	-
	島根県	浜田市	59	-	-	-	-	2	(2)	285	(285)
20	新潟県	十日町市	58	-	-	-	-	-	-	-	-
	東京都	羽村市	57	◎☆	-	-	-	-	-	-	-
	長野県	茅野市	57	○	-	-	-	-	-	-	-
	石川県	七尾市	57	○	-	-	-	-	-	-	-
	宮城県	塩竈市	56	○☆	2	116.1	-	1	(1)	118	(118)
	香川県	坂出市	56	-	1	77.7	-	1	(1)	126	(126)
万	鹿児島県	出水市	55	-	-	-	-	-	-	-	-
	茨城県	結城市	53	-	-	-	-	1	-	30	-
	長野県	須坂市	53	○☆	-	-	-	-	-	-	-
	山口県	萩市	53	-	-	-	-	1	(1)	310	(310)
	長野県	岡谷市	52	○	-	-	-	-	-	-	-
	長野県	諏訪市	50	○	1	19.8	-	1	(1)	130	(130)
未	鳥取県	倉吉市	50	-	-	-	-	1	(1)	112	(112)
	島根県	益田市	50	-	-	-	-	1	(1)	198	(198)
	岡山県	真庭市	49	-	-	-	-	3	(1)	142	(84)
	福岡県	筑後市	49	-	-	-	-	1	(1)	157	(157)
	愛媛県	大洲市	47	-	-	-	-	-	-	-	-
満	長崎県	島原市	47	-	-	-	-	1	-	18	-
	新潟県	阿賀野市	46	-	-	-	-	1	-	142	-
	長野県	中野市	45	○	-	-	-	1	-	27	-
	長野県	小諸市	45	○	-	-	-	-	-	-	-
	鹿児島県	奄美市	45	○☆	-	-	-	-	-	-	-
	岡山県	井原市	44	-	-	-	-	1	(1)	29	(29)
	兵庫県	西脇市	43	-	-	-	-	1	(1)	120	(120)
	鹿児島県	指宿市	43	-	-	-	-	1	-	316	-
	青森県	三沢市	42	-	-	-	-	1	(1)	174	(174)
	山形県	寒河江市	42	-	-	-	-	-	-	-	-
	富山県	黒部市	42	-	-	-	-	-	-	-	-
	長崎県	長与町	42	-	-	-	-	1	(1)	53	(53)
	島根県	安来市	41	-	-	-	-	1	(1)	41	(41)
	愛媛県	西予市	41	-	-	-	-	1	-	65	-
	大分県	臼杵市	41	-	-	-	-	1	(1)	48	(48)
	岐阜県	瑞浪市	40	○	1	37.6	-	1	(1)	49	(49)
	静岡県	熱海市	39	-	-	-	-	1	(1)	300	(300)
	北海道	網走市	38	-	-	-	-	1	(1)	47	(47)
	山形県	新庄市	38	-	-	-	-	-	-	-	-
	新潟県	小千谷市	38	-	-	-	-	-	-	-	-

届出駐車場		附置義務駐車施設		路上駐車場		合 計	
箇所数	台 数	箇所数	台 数	箇所数	台 数	箇所数	台 数
3	166	8 (1)	661 (240)	-	-	11 (4)	827 (406)
3	708	-	-	-	-	4 (4)	879 (879)
-	-	2	7	-	-	3 (1)	93 (86)
4	518	-	-	-	-	4 (4)	518 (518)
1	65	-	-	-	-	1 (1)	65 (65)
4	329	1 (1)	175 (175)	-	-	5 (5)	504 (504)
-	-	-	-	-	-	1 (1)	61 (61)
10	1,101	33	618	-	-	43 (10)	1,719 (1,101)
2	73	-	-	-	-	4 (4)	358 (358)
2	163	-	-	-	-	2 (2)	163 (163)
2	185	104	3,596	-	-	106 (2)	3,781 (185)
2	387	9 (1)	2,664 (92)	-	-	11 (3)	3,051 (479)
-	-	194	3,878	-	-	194 (0)	3,878 (0)
4	199	19 (2)	240 (59)	-	-	24 (7)	557 (376)
5	1,867	-	-	-	-	6 (6)	1,993 (1,993)
2	227	-	-	-	-	2 (2)	227 (227)
-	-	-	-	-	-	1 (0)	30 (0)
2	286	1	320	-	-	3 (2)	606 (286)
4	363	-	-	-	-	5 (5)	673 (673)
-	-	56 (1)	6,091 (466)	-	-	56 (1)	6,091 (466)
4	359	105	7,362	-	-	110 (5)	7,851 (489)
1	110	-	-	-	-	2 (2)	222 (222)
1	97	-	-	-	-	2 (2)	295 (295)
-	-	-	-	-	-	3 (1)	142 (84)
3	239	-	-	-	-	4 (4)	396 (396)
1	57	-	-	-	-	1 (1)	57 (57)
-	-	-	-	-	-	1 (0)	18 (0)
-	-	-	-	-	-	1 (0)	142 (0)
-	-	-	-	-	-	1 (0)	27 (0)
2	344	2	34	-	-	4 (2)	378 (344)
2	100	-	-	-	-	2 (2)	100 (100)
-	-	-	-	-	-	1 (1)	29 (29)
1	130	-	-	-	-	2 (2)	250 (250)
-	-	-	-	-	-	1 (0)	316 (0)
3	1,002	-	-	-	-	4 (4)	1,176 (1,176)
1	70	-	-	-	-	1 (1)	70 (70)
2	539	-	-	-	-	2 (2)	539 (539)
-	-	-	-	-	-	1 (1)	53 (53)
-	-	-	-	-	-	1 (1)	41 (41)
4	96	-	-	-	-	5 (4)	161 (96)
-	-	-	-	-	-	1 (1)	48 (48)
1	300	1	246	-	-	3 (2)	595 (349)
6	639	-	-	-	-	7 (7)	939 (939)
1	60	-	-	-	-	2 (2)	107 (107)
3	486	-	-	-	-	3 (3)	486 (486)
1	50	-	-	-	-	1 (1)	50 (50)

人口 区分等	都道府県	都市名	人口 (千人)	附置義 務条例 の有無	駐車場 整備地 区数	駐車場整 備地区面 積(ha)	駐車場整 備計画数	都市計画駐車場			
								供用中のもの			
								箇 所 数	台 数	箇 所 数	台 数
20 万 未 満	愛媛県	八幡浜市	38	-	-	-	-	1	(1)	158	(158)
	岩手県	釜石市	37	○	1	29.4	-	-	-	-	-
	福井県	大野市	36	○	-	-	-	-	-	-	-
	鳥取県	境港市	36	-	-	-	-	1	(1)	127	(127)
	岡山県	浅口市	36	-	-	-	-	1	(1)	31	(31)
	石川県	かほく市	35	-	-	-	-	-	-	-	-
	京都府	綾部市	35	-	-	-	-	1	-	56	-
	長野県	駒ヶ根市	34	○	-	-	-	-	-	-	-
	長崎県	平戸市	34	-	-	-	-	1	(1)	96	(96)
	山形県	上山市	33	-	-	-	-	-	-	-	-
	岡山県	新見市	33	-	-	-	-	-	-	-	-
	福井県	小浜市	31	○☆	-	-	-	1	(1)	188	(188)
	長崎県	西海市	31	-	-	-	-	1	-	72	-
	福井県	あわら市	30	-	-	-	-	-	-	-	-
	山形県	長井市	29	-	-	-	-	-	-	-	-
	長野県	大町市	29	○	-	-	-	1	-	70	-
	岡山県	美作市	29	-	-	-	-	2	(1)	275	(175)
	長崎県	壱岐市	29	-	-	-	-	2	-	95	-
	福岡県	豊前市	27	-	-	-	-	1	-	92	-
	島根県	江津市	25	-	-	-	-	1	(1)	75	(75)
愛媛県	愛南町	25	-	-	-	-	1	-	194	-	
北海道	留萌市	23	-	-	-	-	1	(1)	45	(45)	
北海道	深川市	23	-	-	-	-	1	(1)	130	(130)	
石川県	羽咋市	23	-	-	-	-	-	-	-	-	
長野県	下諏訪町	22	-	-	-	-	1	(1)	146	(146)	
富山県	上市町	22	○	-	-	1	-	-	-	-	
北海道	余市町	21	-	-	-	-	1	(1)	101	(101)	
長野県	軽井沢町	19	-	-	-	-	1	(1)	440	(440)	
奈良県	大淀町	19	-	-	-	-	2	(2)	180	(180)	
三重県	熊野市	19	-	-	-	-	2	-	77	-	
岡山県	和気町	16	-	-	-	-	2	(1)	147	(86)	
島根県	隠岐の島町	15	-	-	-	-	-	-	-	-	
長野県	山ノ内町	14	-	-	-	-	1	-	27	-	
高知県	室戸市	14	-	-	-	-	1	-	62	-	
神奈川県	箱根町	13	-	-	-	-	2	(1)	73	(49)	
長野県	小布施町	11	○	-	-	-	-	-	-	-	
北海道	夕張市	10	-	-	-	-	1	-	107	-	
香川県	琴平町	10	-	-	-	-	1	(1)	147	(147)	
岩手県	平泉町	8	-	-	-	-	1	(1)	269	(269)	
新潟県	湯沢町	8	-	-	-	-	1	(1)	73	(73)	
島根県	津和野町	8	-	-	-	-	-	-	-	-	
奈良県	明日香村	6	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	203都市	17,179	-	51	4,045	24	160	(132)	27,204	(25,061)	

届出駐車場		附置義務駐車施設		路上駐車場		合 計	
箇所数	台 数	箇所数	台 数	箇所数	台 数	箇所数	台 数
1	509	-	-	-	-	2 (2)	667 (667)
2	148	-	-	-	-	2 (2)	148 (148)
-	-	7	-	2135	-	7 (0)	2,135 (0)
2	251	-	-	-	-	3 (3)	378 (378)
2	161	-	-	-	-	3 (3)	192 (192)
1	64	-	-	-	-	1 (1)	64 (64)
-	-	-	-	-	-	1 (0)	56 (0)
3	550	-	-	-	-	3 (3)	550 (550)
2	160	-	-	-	-	3 (3)	256 (256)
1	130	-	-	-	-	1 (1)	130 (130)
1	45	-	-	-	-	1 (1)	45 (45)
3	113	4 (4)	-	45 (45)	-	8 (8)	346 (346)
-	-	-	-	-	-	1 (0)	72 (0)
2	268	-	-	-	-	2 (2)	268 (268)
4	253	-	-	-	-	4 (4)	253 (253)
-	-	-	-	-	-	1 (0)	70 (0)
-	-	-	-	-	-	2 (1)	275 (175)
-	-	-	-	-	-	2 (0)	95 (0)
-	-	-	-	-	-	1 (0)	92 (0)
2	127	-	-	-	-	3 (3)	202 (202)
-	-	-	-	-	-	1 (0)	194 (0)
-	-	-	-	-	-	1 (1)	45 (45)
-	-	-	-	-	-	1 (1)	130 (130)
1	278	-	-	-	-	1 (1)	278 (278)
-	-	-	-	-	-	1 (1)	146 (146)
-	-	1	-	100	-	1 (0)	100 (0)
1	42	-	-	-	-	2 (2)	143 (143)
27	4,827	-	-	-	-	28 (28)	5,267 (5,267)
2	161	-	-	-	-	4 (4)	341 (341)
-	-	-	-	-	-	2 (0)	77 (0)
-	-	-	-	-	-	2 (1)	147 (86)
1	157	-	-	-	-	1 (1)	157 (157)
-	-	-	-	-	-	1 (0)	27 (0)
-	-	-	-	-	-	1 (0)	62 (0)
4	826	-	-	-	-	6 (5)	899 (875)
-	-	-	-	-	-	0 (0)	0 (0)
13	3,868	-	-	-	-	14 (13)	3,975 (3,868)
3	150	-	-	-	-	4 (4)	297 (297)
2	552	-	-	-	-	3 (3)	821 (821)
3	611	-	-	-	-	4 (4)	684 (684)
1	40	-	-	-	-	1 (1)	40 (40)
1	33	-	-	-	-	1 (1)	33 (33)
979	187,754	3,459 (132)	-	190,046 (24,096)	0	4,598 (1,243)	405,004 (236,911)

人口 区分等	都道府県	都市名	人口 (千人)	附置義 務条例 の有無	駐車場 整備地 区数	駐車場整 備地区面 積(ha)	駐車場整 備計画数	都市計画駐車場			
								供用中のもの			
								箇 所 数	台 数	箇 所 数	台 数
そ の 他	北海道	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	青森県	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	岩手県	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	宮城県	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	秋田県	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	福島県	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	茨城県	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	栃木県	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	群馬県	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	埼玉県	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	千葉県	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	神奈川県	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	山梨県	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	長野県	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	富山県	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	岐阜県	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	静岡県	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	愛知県	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	三重県	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	滋賀県	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	京都府	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大阪府	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	兵庫県	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	奈良県	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	和歌山県	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鳥取県	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	広島県	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	山口県	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	徳島県	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	香川県	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	高知県	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	福岡県	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	佐賀県	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	長崎県	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	熊本県	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大分県	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	宮崎県	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	沖縄県	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	0	0	0	0	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	合計	203 都市	17,179	0	51	4,045	24	160 (132)	27,204 (25,061)		
	総合計	317 都市	84,785	0	172	28,599	78	459 (416)	119,214 (113,716)		

- (注) 1. 都市計画駐車場のうち未供用のものは合計に含まない。
2. 都市計画駐車場及び附置義務駐車施設の箇所数、台数の()内は届出駐車場で内数である。
3. 「附置義務条例の有無」については、駐車場法第20条又は第20条の2に基づく市町村条例(政令市を除くこのうち、荷捌き駐車施設についても附置義務規定がある場合は☆と併記している)。
4. 人口は住民基本台帳(平成25年3月末現在)による。

届出駐車場		附置義務駐車施設		路上駐車場		合 計			
箇所数	台 数	箇所数	台 数	箇所数	台 数	箇所数		台 数	
71	30,630	-	-	-	-	71	(71)	30,630	(30,630)
20	2,591	-	-	-	-	20	(20)	2,591	(2,591)
25	2,613	-	-	-	-	25	(25)	2,613	(2,613)
47	6,679	-	-	-	-	47	(47)	6,679	(6,679)
34	3,074	-	-	-	-	34	(34)	3,074	(3,074)
26	3,526	-	-	-	-	26	(26)	3,526	(3,526)
47	17,165	-	-	-	-	47	(47)	17,165	(17,165)
39	5,964	-	-	-	-	39	(39)	5,964	(5,964)
14	1,422	-	-	-	-	14	(14)	1,422	(1,422)
87	18,838	-	-	-	-	87	(87)	18,838	(18,838)
189	69,623	-	-	-	-	189	(189)	69,623	(69,623)
42	6,953	-	-	-	-	42	(42)	6,953	(6,953)
13	2,370	-	-	-	-	13	(13)	2,370	(2,370)
12	1,766	-	-	-	-	12	(12)	1,766	(1,766)
12	1,046	-	-	-	-	12	(12)	1,046	(1,046)
24	2,883	-	-	-	-	24	(24)	2,883	(2,883)
60	8,916	-	-	-	-	60	(60)	8,916	(8,916)
99	34,817	-	-	-	-	99	(99)	34,817	(34,817)
28	3,857	-	-	-	-	28	(28)	3,857	(3,857)
32	6,679	-	-	-	-	32	(32)	6,679	(6,679)
44	11,469	-	-	-	-	44	(44)	11,469	(11,469)
94	18,492	-	-	-	-	94	(94)	18,492	(18,492)
62	10,435	-	-	-	-	62	(62)	10,435	(10,435)
30	6,168	-	-	-	-	30	(30)	6,168	(6,168)
12	720	-	-	-	-	12	(12)	720	(720)
1	65	-	-	-	-	1	(1)	65	(65)
16	2,673	-	-	-	-	16	(16)	2,673	(2,673)
6	961	-	-	-	-	6	(6)	961	(961)
12	2,046	-	-	-	-	12	(12)	2,046	(2,046)
6	702	-	-	-	-	6	(6)	702	(702)
2	747	-	-	-	-	2	(2)	747	(747)
50	10,296	-	-	-	-	50	(50)	10,296	(10,296)
25	4,030	-	-	-	-	25	(25)	4,030	(4,030)
12	2,930	-	-	-	-	12	(12)	2,930	(2,930)
20	3,488	-	-	-	-	20	(20)	3,488	(3,488)
36	4,880	-	-	-	-	36	(36)	4,880	(4,880)
5	393	-	-	-	-	5	(5)	393	(393)
6	1,283	-	-	-	-	6	(6)	1,283	(1,283)
1,360	313,190	0	(0)	0	(0)	0	0	1,360	(1,360)
2,339	500,944	3,459	(132)	190,046	(24,096)	0	0	5,958	(2,603)
8,788	1,664,443	66,561	(2,240)	2,949,036	(493,284)	16	775	75,826	(11,444)
								4,733,517	(2,271,443)

都道府県、政令市条例の適用がある場合には◎、

11 都道府県別二輪車駐車場整備状況(累計)

○専用

(平成25年3月末現在)

都道府県	都市計画駐車場		届出駐車場		附置義務駐車施設		路上駐車場		合計	
	箇所数	台数	箇所数	台数	箇所数	台数	箇所数	台数	箇所数	台数
北海道	1 (1)	34 (34)	5	36	- (-)	- (-)	-	-	6 (6)	70 (70)
青森県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
岩手県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
宮城県	2 (-)	183 (-)	2	68	2 (1)	2 (1)	-	-	6 (3)	253 (69)
秋田県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
山形県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
福島県	- (-)	- (-)	1	6	- (-)	- (-)	-	-	1 (1)	6 (6)
茨城県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
栃木県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
群馬県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
埼玉県	1 (1)	38 (38)	10	167	15 (2)	243 (21)	-	-	26 (13)	448 (226)
千葉県	2 (2)	22 (22)	6	84	- (-)	- (-)	-	-	8 (8)	106 (106)
東京都	26 (26)	1,100 (1,100)	21	608	- (-)	- (-)	-	-	47 (47)	1,708 (1,708)
神奈川県	4 (4)	169 (169)	33	805	288 (14)	1,335 (251)	-	-	325 (51)	2,309 (1,225)
山梨県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
長野県	2 (2)	80 (80)	2	12	- (-)	- (-)	-	-	4 (4)	92 (92)
新潟県	- (-)	- (-)	1	5	- (-)	- (-)	-	-	1 (1)	5 (5)
富山県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
石川県	- (-)	- (-)	1	8	- (-)	- (-)	-	-	1 (1)	8 (8)
岐阜県	- (-)	- (-)	1	69	- (-)	- (-)	-	-	1 (1)	69 (69)
静岡県	- (-)	- (-)	5	109	- (-)	- (-)	-	-	5 (5)	109 (109)
愛知県	1 (1)	5 (5)	4	127	- (-)	- (-)	-	-	5 (5)	132 (132)
三重県	- (-)	- (-)	2	191	- (-)	- (-)	-	-	2 (2)	191 (191)
福井県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
滋賀県	- (-)	- (-)	1	348	- (-)	- (-)	-	-	1 (1)	348 (348)
京都府	2 (-)	109 (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	2 (-)	109 (-)
大阪府	3 (3)	134 (134)	13	741	331 (-)	1,728 (-)	-	-	347 (16)	2,603 (875)
兵庫県	9 (8)	445 (415)	7	110	- (-)	- (-)	-	-	16 (15)	555 (525)
奈良県	- (-)	- (-)	3	325	- (-)	- (-)	-	-	3 (3)	325 (325)
和歌山県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
鳥取県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
島根県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
岡山県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
広島県	1 (1)	161 (161)	2	44	- (-)	- (-)	6	229	9 (3)	434 (205)
山口県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
徳島県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
香川県	- (-)	- (-)	4	59	- (-)	- (-)	-	-	4 (4)	59 (59)
愛媛県	- (-)	- (-)	2	16	- (-)	- (-)	-	-	2 (2)	16 (16)
高知県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
福岡県	8 (3)	213 (112)	10	146	- (-)	- (-)	-	-	18 (13)	359 (258)
佐賀県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
長崎県	5 (5)	115 (115)	15	826	- (-)	- (-)	-	-	20 (20)	941 (941)
熊本県	2 (1)	510 (366)	3	52	- (-)	- (-)	-	-	5 (4)	562 (418)
大分県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
宮崎県	- (-)	- (-)	1	3	- (-)	- (-)	-	-	1 (1)	3 (3)
鹿児島県	- (-)	- (-)	2	49	- (-)	- (-)	-	-	2 (2)	49 (49)
沖縄県	- (-)	- (-)	4	139	- (-)	- (-)	-	-	4 (4)	139 (139)
合計	69 (58)	3,318 (2,751)	161	5,153	636 (17)	3,308 (273)	6	229	872 (236)	12,008 (8,177)

○併用

(平成25年3月末現在)

都道府県	都市計画駐車場		届出駐車場		附置義務駐車施設		路上駐車場		合計	
	箇所数	台数	箇所数	台数	箇所数	台数	箇所数	台数	箇所数	台数
北海道	4 (3)	469 (396)	19	5,441	- (-)	- (-)	-	-	23 (22)	5,910 (5,837)
青森県	1 (1)	174 (174)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	1 (1)	174 (174)
岩手県	1 (1)	10 (10)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	1 (1)	10 (10)
宮城県	1 (1)	10 (10)	1	4	- (-)	- (-)	-	-	2 (2)	14 (14)
秋田県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
山形県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
福島県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
茨城県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
栃木県	2 (2)	243 (243)	14	1,308	- (-)	- (-)	-	-	16 (16)	1,551 (1,551)
群馬県	- (-)	- (-)	3	285	- (-)	- (-)	-	-	3 (3)	285 (285)
埼玉県	- (-)	- (-)	1	161	- (-)	- (-)	-	-	1 (1)	161 (161)
千葉県	2 (2)	250 (250)	8	1,611	- (-)	- (-)	-	-	10 (10)	1,861 (1,861)
東京都	7 (7)	249 (249)	2	28	- (-)	- (-)	-	-	9 (9)	277 (277)
神奈川県	1 (1)	13 (13)	9	1,885	- (-)	- (-)	-	-	10 (10)	1,898 (1,898)
山梨県	- (-)	- (-)	1	1,400	- (-)	- (-)	-	-	1 (1)	1,400 (1,400)
長野県	3 (1)	203 (106)	4	345	- (-)	- (-)	-	-	7 (5)	548 (451)
新潟県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
富山県	5 (5)	1,470 (1,470)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	5 (5)	1,470 (1,470)
石川県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
岐阜県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
静岡県	- (-)	- (-)	3	406	- (-)	- (-)	-	-	3 (3)	406 (406)
愛知県	12 (12)	3,660 (3,660)	18	5,170	- (-)	- (-)	-	-	30 (30)	8,830 (8,830)
三重県	- (-)	- (-)	5	166	- (-)	- (-)	-	-	5 (5)	166 (166)
福井県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
滋賀県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
京都府	1 (-)	54 (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	1 (-)	54 (-)
大阪府	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
兵庫県	- (-)	- (-)	5	456	- (-)	- (-)	-	-	5 (5)	456 (456)
奈良県	1 (-)	132 (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	1 (-)	132 (-)
和歌山県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
鳥取県	1 (1)	112 (112)	1	110	- (-)	- (-)	-	-	2 (2)	222 (222)
島根県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
岡山県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
広島県	1 (-)	455 (-)	1	4	- (-)	- (-)	-	-	2 (1)	459 (4)
山口県	1 (1)	350 (350)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	1 (1)	350 (350)
徳島県	- (-)	- (-)	3	115	- (-)	- (-)	-	-	3 (3)	115 (115)
香川県	1 (1)	100 (100)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	1 (1)	100 (100)
愛媛県	- (-)	- (-)	1	2	- (-)	- (-)	-	-	1 (1)	2 (2)
高知県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
福岡県	- (-)	- (-)	2	242	- (-)	- (-)	-	-	2 (2)	242 (242)
佐賀県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
長崎県	2 (2)	103 (103)	3	242	- (-)	- (-)	-	-	5 (5)	345 (345)
熊本県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
大分県	- (-)	- (-)	1	6	- (-)	- (-)	-	-	1 (1)	6 (6)
宮崎県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
鹿児島県	1 (-)	632 (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	1 (-)	632 (-)
沖縄県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
合計	48 (41)	8,689 (7,246)	105	19,387	- (-)	- (-)	-	-	153 (146)	28,076 (26,633)

自転車等駐車場における自動二輪車の受入れ台数

(平成25年3月末現在)
(令和3年7月修正)

都道府県	受入れ 都市数	併用		専用		合計	
		箇所数	台数	箇所数	台数	箇所数	台数
北海道	1	-	-	1	7	1	7
青森県	2	1	32	1	46	2	78
岩手県	3	3	948	1	100	4	1,048
宮城県	2	5	27	2	41	7	68
秋田県	2	-	-	2	78	2	78
山形県	2	-	-	3	108	3	108
福島県	4	8	160	4	102	12	262
茨城県	12	18	710	13	527	31	1,237
栃木県	7	49	3,029	11	949	60	3,978
群馬県	9	25	664	1	30	26	694
埼玉県	12	14	8,270	20	819	34	9,089
千葉県	11	20	2,534	29	3,318	49	5,852
東京都	17	60	2,061	60	2,938	120	4,999
神奈川県	12	53	8,139	307	46,040	360	54,179
山梨県	5	13	2,071	2	145	15	2,216
長野県	1	-	-	3	50	3	50
新潟県	4	9	2,779	3	67	12	2,846
富山県	2	1	15	1	10	2	25
石川県	2	12	419	1	57	13	476
岐阜県	5	22	1,063	11	571	33	1,634
静岡県	14	37	11,686	21	2,870	58	14,556
愛知県	16	62	11,958	4	354	66	12,312
三重県	5	6	657	1	34	7	691
福井県	-	-	-	-	-	-	-
滋賀県	4	20	1,249	5	645	25	1,894
京都府	8	5	1,066	18	1,568	23	2,634
大阪府	17	33	3,919	254	4,636	287	8,555
兵庫県	12	85	22,906	8	196	93	23,102
奈良県	12	17	5,428	16	2,982	33	8,410
和歌山県	6	8	909	18	2,617	26	3,526
鳥取県	-	-	-	-	-	-	-
島根県	3	2	800	4	121	6	921
岡山県	5	25	853	4	230	29	1,083
広島県	13	71	19,142	26	5,210	97	24,352
山口県	1	4	660	-	-	4	660
徳島県	-	-	-	-	-	-	-
香川県	2	7	1,169	-	-	7	1,169
愛媛県	-	-	-	-	-	-	-
高知県	-	-	-	-	-	-	-
福岡県	12	32	5,547	26	1,083	58	6,630
佐賀県	3	2	18	1	20	3	38
長崎県	3	1	500	6	204	7	704
熊本県	4	2	350	11	1,258	13	1,608
大分県	2	1	21	6	168	7	189
宮崎県	-	-	-	-	-	-	-
鹿児島県	5	3	134	21	1,306	24	1,440
沖縄県	-	-	-	-	-	-	-
合計	262都市	736	121,893	926	81,505	1,662	203,398

12 都道府県別二輪車駐車場整備状況(平成24年分)

○専用

都道府県	都市計画駐車場		届出駐車場		附置義務駐車施設		路上駐車場		合計	
	箇所数	台数	箇所数	台数	箇所数	台数	箇所数	台数	箇所数	台数
北海道	- (-)	- (-)	2	10	- (-)	- (-)	-	-	2 (2)	10 (10)
青森県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
岩手県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
宮城県	- (-)	- (-)	2	68	1 (1)	1 (1)	-	-	3 (3)	69 (69)
秋田県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
山形県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
福島県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
茨城県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
栃木県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
群馬県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
埼玉県	- (-)	- (-)	1	102	5 (1)	42 (10)	-	-	6 (2)	144 (112)
千葉県	1 (1)	15 (15)	3	53	- (-)	- (-)	-	-	4 (4)	68 (68)
東京都	- (-)	15 (15)	7	185	- (-)	- (-)	-	-	7 (7)	200 (200)
神奈川県	- (-)	- (-)	-	-8	49 (1)	215 (10)	-	-	49 (1)	207 (2)
山梨県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
長野県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
新潟県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
富山県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
石川県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
岐阜県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
静岡県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
愛知県	- (-)	- (-)	-1	-9	- (-)	- (-)	-	-	-1 (-1)	-9 (-9)
三重県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
福井県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
滋賀県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
京都府	- (-)	-59 (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	-59 (-)
大阪府	- (-)	- (-)	-	-	92 (-)	427 (-)	-	-	92 (-)	427 (-)
兵庫県	- (-)	- (-)	-	-36	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	-36 (-36)
奈良県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
和歌山県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
鳥取県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
島根県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
岡山県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
広島県	1 (1)	161 (161)	1	22	- (-)	- (-)	-	-10	2 (2)	173 (183)
山口県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
徳島県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
香川県	- (-)	- (-)	1	27	- (-)	- (-)	-	-	1 (1)	27 (27)
愛媛県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
高知県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
福岡県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
佐賀県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
長崎県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
熊本県	- (-)	-34 (-34)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	-34 (-34)
大分県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
宮崎県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
鹿児島県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
沖縄県	- (-)	- (-)	3	119	- (-)	- (-)	-	-	3 (3)	119 (119)
合計	2 (2)	98 (157)	19	533	147 (3)	685 (21)	-	-10	168 (24)	1,306 (711)

○併用

都道府県	都市計画駐車場		届出駐車場		附置義務駐車施設		路上駐車場		合計	
	箇所数	台数	箇所数	台数	箇所数	台数	箇所数	台数	箇所数	台数
北海道	1 (1)	202 (202)	2	353	- (-)	- (-)	-	-	3 (3)	555 (555)
青森県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
岩手県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
宮城県	-2 (-)	-110 (-)	1	4	- (-)	- (-)	-	-	-1 (1)	-106 (4)
秋田県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
山形県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
福島県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
茨城県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
栃木県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
群馬県	- (-)	- (-)	1	6	- (-)	- (-)	-	-	1 (1)	6 (6)
埼玉県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
千葉県	- (-)	- (-)	1	197	- (-)	- (-)	-	-	1 (1)	197 (197)
東京都	- (-)	- (-)	1	4	- (-)	- (-)	-	-	1 (1)	4 (4)
神奈川県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
山梨県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
長野県	-2 (-2)	-237 (-237)	-7	-420	- (-)	- (-)	-	-	-9 (-9)	-657 (-657)
新潟県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
富山県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
石川県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
岐阜県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
静岡県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
愛知県	- (-)	- (-)	-	-2	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	-2 (-2)
三重県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
福井県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
滋賀県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
京都府	1 (-)	54 (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	1 (-)	54 (-)
大阪府	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
兵庫県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
奈良県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
和歌山県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
鳥取県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
島根県	-2 (-2)	-285 (-285)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	-2 (-2)	-285 (-285)
岡山県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
広島県	- (-)	- (-)	-1	-196	- (-)	- (-)	-	-	-1 (-1)	-196 (-196)
山口県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
徳島県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
香川県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
愛媛県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
高知県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
福岡県	- (-)	- (-)	2	242	- (-)	- (-)	-	-	2 (2)	242 (242)
佐賀県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
長崎県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
熊本県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
大分県	- (-)	- (-)	-1	-15	- (-)	- (-)	-	-	-1 (-1)	-15 (-15)
宮崎県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
鹿児島県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
沖縄県	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)	-	-	- (-)	- (-)
合計	-4 (-3)	-376 (-320)	-1	173	- (-)	- (-)	-	-	-5 (-4)	-203 (-147)

13 都道府県別二輪車駐車場整備状況(設置主体別)

都道府県	都 市 計 画 駐 車 場					
	国・都道府県		市 町 村		国・地方公共団体のみが出資している主体	
	箇所数	台数	箇所数	台数	箇所数	台数
北海道	- (-)	- (-)	4 (3)	356 (283)	- (-)	- (-)
青森県	- (-)	- (-)	1 (1)	174 (174)	- (-)	- (-)
岩手県	- (-)	- (-)	1 (1)	10 (10)	- (-)	- (-)
宮城県	- (-)	- (-)	3 (1)	193 (10)	- (-)	- (-)
秋田県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
山形県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
福島県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
茨城県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
栃木県	- (-)	- (-)	2 (2)	486 (486)	- (-)	- (-)
群馬県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
埼玉県	- (-)	- (-)	1 (1)	38 (38)	- (-)	- (-)
千葉県	- (-)	- (-)	4 (4)	272 (272)	- (-)	- (-)
東京都	- (-)	- (-)	7 (7)	171 (171)	4 (4)	257 (257)
神奈川県	- (-)	- (-)	2 (2)	94 (94)	- (-)	- (-)
山梨県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
長野県	- (-)	- (-)	5 (3)	283 (186)	- (-)	- (-)
新潟県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
富山県	- (-)	- (-)	5 (5)	1,470 (1,470)	- (-)	- (-)
石川県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
岐阜県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
静岡県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
愛知県	1 (1)	196 (196)	7 (7)	1,855 (1,855)	- (-)	- (-)
三重県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
福井県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
滋賀県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
京都府	- (-)	- (-)	3 (-)	163 (-)	- (-)	- (-)
大阪府	- (-)	- (-)	2 (2)	65 (65)	1 (1)	69 (69)
兵庫県	- (-)	- (-)	7 (6)	345 (315)	2 (2)	100 (100)
奈良県	- (-)	- (-)	1 (-)	132 (-)	- (-)	- (-)
和歌山県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
鳥取県	- (-)	- (-)	1 (1)	112 (112)	- (-)	- (-)
島根県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
岡山県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
広島県	- (-)	- (-)	2 (1)	616 (161)	- (-)	- (-)
山口県	- (-)	- (-)	1 (1)	350 (350)	- (-)	- (-)
徳島県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
香川県	- (-)	- (-)	1 (1)	100 (100)	- (-)	- (-)
愛媛県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
高知県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
福岡県	- (-)	- (-)	7 (2)	171 (70)	- (-)	- (-)
佐賀県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
長崎県	- (-)	- (-)	6 (6)	194 (194)	1 (1)	24 (24)
熊本県	- (-)	- (-)	2 (1)	510 (366)	- (-)	- (-)
大分県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
宮崎県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
鹿児島県	- (-)	- (-)	1 (-)	632 (-)	- (-)	- (-)
沖縄県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
合計	1 (1)	196 (196)	76 (58)	8,792 (6,782)	8 (8)	450 (450)

(平成25年3月末現在)

都 市 計 画 駐 車 場						
第三セクター		民間(第三セクターを除く)		合 計		
箇 所 数	台 数	箇 所 数	台 数	箇 所 数	台 数	
- (-)	- (-)	1 (1)	147 (147)	5 (4)	503 (430)	
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	174 (174)	
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	10 (10)	
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (1)	193 (10)	
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	2 (2)	486 (486)	
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	38 (38)	
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	4 (4)	272 (272)	
- (-)	- (-)	22 (22)	921 (921)	33 (33)	1,349 (1,349)	
1 (1)	13 (13)	2 (2)	75 (75)	5 (5)	182 (182)	
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	5 (3)	283 (186)	
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	5 (5)	1,470 (1,470)	
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
- (-)	- (-)	5 (5)	1,614 (1,614)	13 (13)	3,665 (3,665)	
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (-)	163 (-)	
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (3)	134 (134)	
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	9 (8)	445 (415)	
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (-)	132 (-)	
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	112 (112)	
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	2 (1)	616 (161)	
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	350 (350)	
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	100 (100)	
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
- (-)	- (-)	1 (1)	42 (42)	8 (3)	213 (112)	
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	7 (7)	218 (218)	
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	2 (1)	510 (366)	
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (-)	632 (-)	
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
1 (1)	13 (13)	31 (31)	2,799 (2,799)	117 (99)	12,250 (10,240)	

都道府県	届 出 駐 車 場					
	国・都道府県		市 町 村		国・地方公共団体のみが出資している主体	
	箇所数	台数	箇所数	台数	箇所数	台数
北海道	1	941	7	2,364	-	-
青森県	-	-	-	-	-	-
岩手県	-	-	-	-	-	-
宮城県	-	-	2	68	-	-
秋田県	-	-	-	-	-	-
山形県	-	-	-	-	-	-
福島県	-	-	-	-	-	-
茨城県	-	-	-	-	-	-
栃木県	4	1,042	2	328	-	-
群馬県	-	-	1	6	-	-
埼玉県	-	-	2	171	-	-
千葉県	-	-	1	16	-	-
東京都	3	48	20	588	-	-
神奈川県	10	1,902	5	245	2	47
山梨県	1	1,400	-	-	-	-
長野県	-	-	6	357	-	-
新潟県	-	-	-	-	-	-
富山県	-	-	-	-	-	-
石川県	-	-	-	-	-	-
岐阜県	-	-	1	69	-	-
静岡県	-	-	4	207	-	-
愛知県	-	-	5	793	-	-
三重県	-	-	4	156	-	-
福井県	-	-	-	-	-	-
滋賀県	-	-	1	348	-	-
京都府	-	-	-	-	-	-
大阪府	2	139	7	482	1	69
兵庫県	-	-	5	2,413	-	-
奈良県	-	-	2	305	-	-
和歌山県	-	-	-	-	-	-
鳥取県	-	-	1	110	-	-
島根県	-	-	-	-	-	-
岡山県	-	-	-	-	-	-
広島県	-	-	-	-	-	-
山口県	-	-	-	-	-	-
徳島県	-	-	-	-	-	-
香川県	1	34	-	-	-	-
愛媛県	-	-	2	8	-	-
高知県	-	-	-	-	-	-
福岡県	1	20	-	-	-	-
佐賀県	-	-	-	-	-	-
長崎県	-	-	12	715	-	-
熊本県	-	-	1	10	-	-
大分県	-	-	1	6	-	-
宮崎県	-	-	-	-	-	-
鹿児島県	-	-	2	49	-	-
沖縄県	3	90	-	-	-	-
合 計	26	5,616	94	9,814	3	116

(平成25年3月末現在)

届 出 駐 車 場					
第三セクター		民間(第三セクターを除く)		合 計	
箇 所 数	台 数	箇 所 数	台 数	箇 所 数	台 数
2	18	14	4,413	24	7,736
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	1	4	3	72
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	1	6	1	6
-	-	-	-	-	-
-	-	7	1,034	13	2,404
-	-	2	279	3	285
-	-	9	157	11	328
-	-	13	1,679	14	1,695
-	-	-	-	23	636
1	5	24	491	42	2,690
-	-	-	-	1	1,400
-	-	-	-	6	357
-	-	1	5	1	5
-	-	-	-	-	-
-	-	1	8	1	8
-	-	-	-	1	69
-	-	4	308	8	515
-	-	17	4,504	22	5,297
1	30	2	171	7	357
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	1	348
-	-	-	-	-	-
-	-	3	51	13	741
1	28	6	82	12	2,523
-	-	1	20	3	325
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	1	110
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	3	48	3	48
-	-	-	-	-	-
1	100	2	15	3	115
1	5	2	20	4	59
1	10	-	-	3	18
-	-	-	-	-	-
-	-	11	368	12	388
-	-	-	-	-	-
1	10	5	343	18	1,068
1	12	1	30	3	52
-	-	-	-	1	6
-	-	1	3	1	3
-	-	-	-	2	49
-	-	1	49	4	139
10	218	132	14,088	265	29,852

附 置 義 務 駐 車 施 設						
都 道 府 県	国・都道府県		市 町 村		国・地方公共団体のみが出資している主体	
	箇 所 数	台 数	箇 所 数	台 数	箇 所 数	台 数
北 海 道	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
青 森 県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
岩 手 県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
宮 城 県	- (-)	- (-)	2 (1)	2 (1)	- (-)	- (-)
秋 田 県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
山 形 県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
福 島 県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
茨 城 県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
栃 木 県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
群 馬 県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
埼 玉 県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
千 葉 県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
東 京 都	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
神 奈 川 県	2 (-)	29 (-)	9 (1)	21 (1)	1 (-)	1 (-)
山 梨 県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
長 野 県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
新 潟 県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
富 山 県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
石 川 県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
岐 阜 県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
静 岡 県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
愛 知 県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
三 重 県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
福 井 県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
滋 賀 県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
京 都 府	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
大 阪 府	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
兵 庫 県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
奈 良 県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
和 歌 山 県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
鳥 取 県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
島 根 県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
岡 山 県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
広 島 県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
山 口 県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
徳 島 県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
香 川 県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
愛 媛 県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
高 知 県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
福 岡 県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
佐 賀 県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
長 崎 県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
熊 本 県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
大 分 県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
宮 崎 県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
鹿 児 島 県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
沖 縄 県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
合 計	2 (0)	29 (0)	11 (2)	23 (2)	1 (-)	1 (-)

附 置 義 務 駐 車 施 設					
第三セクター		民間(第三セクターを除く)		合 計	
箇 所 数	台 数	箇 所 数	台 数	箇 所 数	台 数
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	2 (1)	2 (1)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	15 (2)	243 (21)	15 (2)	243 (21)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
2 (-)	14 (-)	274 (13)	1,270 (250)	288 (14)	1,335 (251)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
2 (-)	14 (-)	620 (15)	3,241 (271)	636 (17)	3,308 (273)

都道府県	合				計	
	国・都道府県		市町村		国・地方公共団体のみが出資している主体	
	箇所数	台数	箇所数	台数	箇所数	台数
北海道	1 (1)	941 (941)	11 (10)	2,720 (2,647)	- (-)	- (-)
青森県	- (-)	- (-)	1 (1)	174 (174)	- (-)	- (-)
岩手県	- (-)	- (-)	1 (1)	10 (10)	- (-)	- (-)
宮城県	- (-)	- (-)	7 (4)	263 (79)	- (-)	- (-)
秋田県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
山形県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
福島県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
茨城県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
栃木県	4 (4)	1,042 (1,042)	4 (4)	814 (814)	- (-)	- (-)
群馬県	- (-)	- (-)	1 (1)	6 (6)	- (-)	- (-)
埼玉県	- (-)	- (-)	3 (3)	209 (209)	- (-)	- (-)
千葉県	- (-)	- (-)	5 (5)	288 (288)	- (-)	- (-)
東京都	3 (3)	48 (48)	27 (27)	759 (759)	4 (4)	257 (257)
神奈川県	12 (10)	1,931 (1,902)	16 (8)	360 (340)	3 (2)	48 (47)
山梨県	1 (1)	1,400 (1,400)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
長野県	- (-)	- (-)	11 (9)	640 (543)	- (-)	- (-)
新潟県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
富山県	- (-)	- (-)	5 (5)	1,470 (1,470)	- (-)	- (-)
石川県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
岐阜県	- (-)	- (-)	1 (1)	69 (69)	- (-)	- (-)
静岡県	- (-)	- (-)	4 (4)	207 (207)	- (-)	- (-)
愛知県	1 (1)	196 (196)	12 (12)	2,648 (2,648)	- (-)	- (-)
三重県	- (-)	- (-)	4 (4)	156 (156)	- (-)	- (-)
福井県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
滋賀県	- (-)	- (-)	1 (1)	348 (348)	- (-)	- (-)
京都府	- (-)	- (-)	3 (-)	163 (-)	- (-)	- (-)
大阪府	2 (2)	139 (139)	9 (9)	547 (547)	2 (2)	138 (138)
兵庫県	- (-)	- (-)	12 (11)	2,758 (2,728)	2 (2)	100 (100)
奈良県	- (-)	- (-)	3 (2)	437 (305)	- (-)	- (-)
和歌山県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
鳥取県	- (-)	- (-)	2 (2)	222 (222)	- (-)	- (-)
島根県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
岡山県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
広島県	- (-)	- (-)	2 (1)	616 (161)	- (-)	- (-)
山口県	- (-)	- (-)	1 (1)	350 (350)	- (-)	- (-)
徳島県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
香川県	1 (1)	34 (34)	1 (1)	100 (100)	- (-)	- (-)
愛媛県	- (-)	- (-)	2 (2)	8 (8)	- (-)	- (-)
高知県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
福岡県	1 (1)	20 (20)	7 (2)	171 (70)	- (-)	- (-)
佐賀県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
長崎県	- (-)	- (-)	18 (18)	909 (909)	1 (1)	24 (24)
熊本県	- (-)	- (-)	3 (2)	520 (376)	- (-)	- (-)
大分県	- (-)	- (-)	1 (1)	6 (6)	- (-)	- (-)
宮崎県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
鹿児島県	- (-)	- (-)	3 (2)	681 (49)	- (-)	- (-)
沖縄県	3 (3)	90 (90)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
合計	29 (27)	5,841 (5,812)	181 (154)	18,629 (16,598)	12 (11)	567 (566)

(平成25年3月末現在)

合				計	
第三セクター		民間(第三セクターを除く)		合 計	
箇 所 数	台 数	箇 所 数	台 数	箇 所 数	台 数
2 (2)	18 (18)	15 (15)	4,560 (4,560)	29 (28)	8,239 (8,166)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	174 (174)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	10 (10)
- (-)	- (-)	1 (1)	4 (4)	8 (5)	267 (83)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	1 (1)	6 (6)	1 (1)	6 (6)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	7 (7)	1,034 (1,034)	15 (15)	2,890 (2,890)
- (-)	- (-)	2 (2)	279 (279)	3 (3)	285 (285)
- (-)	- (-)	24 (11)	400 (178)	27 (14)	609 (387)
- (-)	- (-)	13 (13)	1,679 (1,679)	18 (18)	1,967 (1,967)
- (-)	- (-)	22 (22)	921 (921)	56 (56)	1,985 (1,985)
4 (2)	32 (18)	300 (39)	1,836 (816)	335 (61)	4,207 (3,123)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	1,400 (1,400)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	11 (9)	640 (543)
- (-)	- (-)	1 (1)	5 (5)	1 (1)	5 (5)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	5 (5)	1,470 (1,470)
- (-)	- (-)	1 (1)	8 (8)	1 (1)	8 (8)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	69 (69)
- (-)	- (-)	4 (4)	308 (308)	8 (8)	515 (515)
- (-)	- (-)	22 (22)	6,118 (6,118)	35 (35)	8,962 (8,962)
1 (1)	30 (30)	2 (2)	171 (171)	7 (7)	357 (357)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	348 (348)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (-)	163 (-)
- (-)	- (-)	334 (3)	1,779 (51)	347 (16)	2,603 (875)
1 (1)	28 (28)	6 (6)	82 (82)	21 (20)	2,968 (2,938)
- (-)	- (-)	1 (1)	20 (20)	4 (3)	457 (325)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	2 (2)	222 (222)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	3 (3)	48 (48)	5 (4)	664 (209)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	350 (350)
1 (1)	100 (100)	2 (2)	15 (15)	3 (3)	115 (115)
1 (1)	5 (5)	2 (2)	20 (20)	5 (5)	159 (159)
1 (1)	10 (10)	- (-)	- (-)	3 (3)	18 (18)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
- (-)	- (-)	12 (12)	410 (410)	20 (15)	601 (500)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1 (1)	10 (10)	5 (5)	343 (343)	25 (25)	1,286 (1,286)
1 (1)	12 (12)	1 (1)	30 (30)	5 (4)	562 (418)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	6 (6)
- (-)	- (-)	1 (1)	3 (3)	1 (1)	3 (3)
- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (2)	681 (49)
- (-)	- (-)	1 (1)	49 (49)	4 (4)	139 (139)
13 (11)	245 (231)	783 (178)	20,128 (17,158)	1,018 (381)	45,410 (40,365)

II 調査対象ごとの統計

1 駐車場整備地区・駐車場整備計画

(1) 駐車場整備地区及び駐車場整備計画一覧

駐車場整備地区整備状況								
都道府県名	都市名	駐車場整備地区名	指定面積	主な用途地域	当初指定面積	最終指定面積	当初指定年月日	最終指定年月日
北海道	札幌市	札幌圏都市計画駐車場整備地区	383.0	商業地域	200.0	383.0	S40.8.11	H1.4.1
北海道	旭川市	旭川圏都市計画駐車場整備地区	255.0	商業地域	144.0	255.0	S48.6.1	H11.7.1
北海道	函館市	函館圏都市計画駐車場整備地区	80.0	商業地域	80.0	-	S45.1.23	-
北海道	釧路市	釧路圏都市計画駐車場整備地区	109.0	商業地域	85.0	109.0	S47.7.1	H6.6.2
北海道	帯広市	帯広圏都市計画駐車場整備地区	127.0	商業地域	44.7	127.0	S48.10.12	H7.7.7
北海道	小樽市	小樽圏都市計画駐車場整備地区	71.0	商業地域	71.0	-	S50.3.31	-
青森県	青森市	青森都市計画駐車場整備地区	230.1	商業地域	230.1	-	S48.11.26	-
青森県	弘前市	弘前広域都市計画駐車場整備地区	132.0	商業地域	132.0	-	H6.4.8	-
岩手県	盛岡市	盛岡駐車場整備地区	238.0	商業地域	106.3	238.0	S45.12.22	H13.6.1
岩手県	一関市	一関駐車場整備地区	88.6	商業地域	88.6	-	S55.11.29	-
岩手県	北上市	北上市駐車場整備地区	89.6	商業地域	89.6	-	S58.6.1	-
岩手県	釜石市	釜石駐車場整備地区	29.4	商業地域	29.4	-	S52.12.12	-
宮城県	仙台市	仙台都市計画駐車場整備地区	330.0	商業地域	170.0	330.0	S41.5.1	S45.12.1
宮城県	塩竈市	中央	111.1	商業地域	107.3	111.1	S51.2.19	H18.7.7
宮城県	塩竈市	新浜	5.0	商業地域	5.0	5.0	S51.2.19	H18.7.7
山形県	山形市	山形市駐車場整備地区	229.0	商業地域	229.0	-	H3.12.25	-
福島県	郡山市	郡山駅西口地区	67.0	商業地域	67.0	-	H8.4.12	-
茨城県	水戸市	中心市街地	330.0	その他	330.0	-	H2.10.22	-
茨城県	水戸市	赤塚駅周辺	22.0	近隣商業地域	22.0	-	H15.3.28	-
茨城県	つくば市	つくばセンター地区中心部	87.0	商業地域	87.0	-	S63.1.11	-
茨城県	土浦市	土浦・阿見都市計画駐車場整備地区	112.0	商業地域	112.0	-	H8.6.12	-
茨城県	筑西市		26.0	商業地域	26.0	-	H1.4.10	-
茨城県	取手市	取手駅周辺	49.0	近隣商業地域	49.0	-	H9.4.1	-
茨城県	守谷市	守谷駅周辺	7.6	商業地域	7.6	-	H17.4.1	-
群馬県	高崎市	高崎駅周辺	258.0	商業地域	137.0	258.0	S61.3.31	H13.8.1
群馬県	前橋市	前橋都市計画	181.0	商業地域	181.0	-	H5.3.31	-
埼玉県	さいたま市	浦和駅周辺地区	132.9	商業地域	132.9	132.9	H9.10.31	H14.2.1
埼玉県	さいたま市	武蔵浦和駅周辺地区	30.9	商業地域	30.9	30.9	H9.10.31	H14.2.1
埼玉県	川口市	川口駅周辺	86.7	商業地域	86.7	-	H1.9.20	-
埼玉県	熊谷市	熊谷	119.0	商業地域	119.0	-	H7.3.17	-
千葉県	千葉市	千葉都市計画駐車場整備地区	261.6	商業地域	216.6	-	S46.9.1	-
千葉県	船橋市	JR船橋駅周辺	190.4	商業地域	190.4	-	H4.4.21	-
千葉県	船橋市	JR西船橋駅周辺	33.6	商業地域	33.6	-	H4.4.21	-
千葉県	松戸市	松戸駅周辺	65.5	商業地域	48.0	65.5	S58.8.3	H6.2.15
千葉県	松戸市	新松戸駅周辺	17.9	商業地域	17.9	-	H6.2.15	-
千葉県	松戸市	八柱駅周辺	13.0	商業地域	13.0	-	H6.2.15	-
千葉県	松戸市	東松戸駅周辺	11.1	近隣商業地域	11.1	-	H6.2.15	-
千葉県	市川市	市川駅周辺	29.0	商業地域	29.0	-	H3.3.26	-
千葉県	市川市	本八幡駅周辺	32.0	商業地域	32.0	-	H3.3.26	-
千葉県	市川市	行徳駅周辺	32.0	その他	32.0	-	H3.3.26	-
千葉県	市川市	南行徳駅周辺	32.0	その他	32.0	-	H3.3.26	-

平成25年3月末現在

駐車場整備計画整備状況					
当初策定 年月日	最終策定 年月日	目標量	計画区分	計画台数	供給量
-	-	-	-	-	-
H11.7.1	-	12,600	附置義務	6,200	8,484
-	-	-	-	-	-
H21.3.2	-	-	-	-	12,000
S44.10.12	H7.11	810	民間	-	2,000
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
H13.5.2	-	9,900	-	-	21,586
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
H12.9.1	-	-	-	-	-
H12.9.1	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
S61.3.31	H13.8.1	4,500	公共・民間	4,500	8,585
-	-	-	-	-	-
H11.4	H24.3	3,500	-	3,500	3,622
H13.4	H24.3	1,900	-	1,900	1,094
-	-	-	-	-	-
H7.8.10	-	4,300	公共・民間・有効利用	-	-
H8.10.1	-	4,600	公共・民間・附置義務・区画・再開発	4,600	12,000
H5.9.14	-	1,250	公共・民間・附置義務	1,250	1,367
H5.9.14	-	350	公共・民間・附置義務	350	430
H6.9.30	H24.3.19	2,688	-	-	-
H6.9.30	H24.3.19	1,243	-	-	-
H6.9.30	H24.3.19	555	-	-	-
H6.9.30	H24.3.19	454	-	-	-
H14.3.28	-	530	-	-	540
H14.3.28	-	510	-	-	790
H14.3.28	-	350	-	-	480
H14.3.28	-	340	-	-	460

駐車場整備地区整備状況								
都道府県名	都市名	駐車場整備地区名	指定面積	主な用途地域	当初指定面積	最終指定面積	当初指定年月日	最終指定年月日
千葉県	柏市	柏駅周辺	77.6	商業地域	77.6	-	H7.2.28	-
千葉県	市原市	JR五井駅周辺	41.2	商業地域	41.2	-	S52.3.25	-
千葉県	八千代市	八千代台駅周辺地区	25.0	商業地域	25.0	-	H6.12.2	-
千葉県	八千代市	勝田台駅周辺地区	25.0	近隣商業地域	25.0	-	H6.12.2	-
千葉県	木更津市	木更津都市計画	158.7	近隣商業地域	158.7	-	H1.11.10	-
千葉県	茂原市	茂原都市計画	76.0	商業地域	76.0	-	H3.2.26	-
千葉県	君津市	君津都市計画	93.0	商業地域	62.0	93.0	S52.10.6	H16.3.16
東京都	区部	都心部(中央区・港区)	994.8	商業地域	1,411.0	994.8	S33.11.7	H8.7.5
東京都	区部	新宿(渋谷区)	27.0	商業地域	300.0	27.0	S36.12.25	H6.5.30
東京都	区部	池袋(豊島区)	88.0	商業地域	88.0	-	S37.4.11	-
東京都	区部	渋谷(渋谷区)	142.0	商業地域	92.0	142.0	S37.4.11	H19.4.1
東京都	区部	上野・浅草(台東区・文京区)	562.8	商業地域	630.0	562.8	S37.4.11	H8.7.5
東京都	区部	新宿区	347.4	商業地域	309.6	347.4	H6.5.30	H23.4.1
東京都	区部	千代田区	661.3	商業地域	661.3	-	H8.7.5	-
東京都	区部	大田区	54.8	商業地域	54.8	-	H10.10.7	-
東京都	区部	足立区	87.6	商業地域	87.6	-	H15.7.7	-
東京都	区部	中野駅周辺(中野区)	28.0	商業地域	28.0	-	H23.4.4	-
東京都	八王子市	八王子	82.5	商業地域	82.5	-	H2.7.23	-
東京都	町田市	町田市	97.8	商業地域	40.0	97.8	S54.3.30	H19.12.1
東京都	立川市	立川市	96.8	商業地域	96.8	-	H9.2.21	-
神奈川県	横浜市	中央地区	755.0	商業地域	407.7	755.0	S38.1.22	H10.5.25
神奈川県	横浜市	港北ニュータウン第一	27.7	商業地域	27.7	-	H4.1.14	-
神奈川県	横浜市	港北ニュータウン第二	44.5	商業地域	44.5	-	H4.1.14	-
神奈川県	横浜市	新横浜北部地区	85.3	商業地域	85.3	-	H10.5.25	-
神奈川県	横浜市	戸塚駅周辺	14.3	商業地域	14.3	-	H10.5.25	-
神奈川県	横浜市	上大岡駅周辺	21.1	近隣商業地域	21.1	-	H10.5.25	-
神奈川県	川崎市	中央	88.4	商業地域	88.4	-	S39.9.1	-
神奈川県	相模原市	相模大野	30.5	商業地域	30.5	-	S62.3.31	-
神奈川県	相模原市	橋本駅周辺	37.5	商業地域	37.5	-	H3.2.28	-
神奈川県	相模原市	相模原	139.0	商業地域	139.0	-	H6.9.7	-
神奈川県	横須賀市	中央地区	25.0	商業地域	25.0	-	H2.12.10	-
神奈川県	平塚市	駐車場整備地区	80.7	商業地域	80.7	-	S57.8.10	-
神奈川県	大和市	大和駅周辺	85.0	商業地域	85.0	-	H5.11.12	-
神奈川県	厚木市	厚木都市計画駐車場整備地区	54.7	商業地域	54.7	-	S63.1.19	-
神奈川県	小田原市	小田原都市計画	63.5	商業地域	63.5	-	S48.12.26	-
長野県	長野市	長野駅東口	30.0	商業地域	30.0	30.0	H6.10.5	H16.11.8
長野県	松本市	松本都市計画	114.0	商業地域	114.0	-	H8.3.7	-
長野県	諏訪市	第一	19.8	商業地域	19.8	-	S53.9.14	-
新潟県	新潟市	新潟	202.7	商業地域	202.7	-	S40.3.20	-
富山県	富山市	富山市	291.0	商業地域	291.0	-	H9.12.9	-
富山県	高岡市	高岡駅北	33.0	商業地域	33.0	-	H9.10.8	-
石川県	金沢市	金沢市都心部地区	673.0	その他	673.0	-	H6.10.21	-
岐阜県	岐阜市	岐阜都市計画駐車場整備地区	363.0	商業地域	1,392.0	363.0	S43.12.18	H12.4.1
岐阜県	大垣市	大垣都市計画駐車場整備地区	54.6	商業地域	54.6	-	S46.7.19	-

駐車場整備計画整備状況					
当初策定 年月日	最終策定 年月日	目標量	計画区分	計画台数	供給量
H8.10.1	-	970	附置義務	970	1,800
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
H3.2	-	2,040	公共	710	257
H16.9.1	-	680	-	-	-
H5.12	H19.9	3,450	公共	730	726
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
H22.4.1	H25.1.11	-	-	-	5,700
-	-	-	-	-	-
H6.5.30	H23.4.1	-	民間	1,140	1,264
H8.12	H16.1	3,400	民間・附置義務	3,400	-
H10.10.7	-	950	公共・民間	950	1,069
H15.7	-	490	区画・再開発	300	350
H23.9.1	-	1,010	民間	250	760
H6.9.1	-	3,600	公共・民間	3,600	-
S54.3.30	H19.12.1	4,700	公共・附置義務・民間	700	4,640
H9.9.1	-	2,560	公共・民間	2,560	348
H5.11.15	H24.10.1	-	-	-	-
H10.9.14	H24.10.1	-	-	-	-
H10.9.14	H24.10.1	-	-	-	-
H10.9.14	H24.10.1	-	-	-	-
H10.9.14	H24.10.1	-	-	-	-
H10.9.14	H24.10.1	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
H13.3.30	-	2,490	附置義務・区画・再開発・その他	2,490	2,141
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
H6.12.8	H16.4.1	2,450	民間	1,450	986
-	-	-	-	-	-
H8.5.13	-	860	-	-	2000台超
-	-	-	-	-	-
H8.3.7	-	5,500	公共	1,650	1,037
-	-	-	-	-	-
H5.8	H10.3	6,500	民間	2,900	9,976
H9.12.9	-	10,400	-	-	8,000
H9.10.8	-	3,400	公共・民間	3,400	4,426
H6.10.21	H23.7.19	67,000	-	-	-
H12.4.1	H13.3.1	3,500	公共	1,270	2,500
S46.7.19	H20.10	-	-	-	-

駐車場整備地区整備状況								
都道府県名	都市名	駐車場整備地区名	指定面積	主な用途地域	当初指定面積	最終指定面積	当初指定年月日	最終指定年月日
岐阜県	多治見市	多治見都市計画駐車場整備地区	220.0	商業地域	87.0	220.0	S46.10.25	H16.4.1
岐阜県	高山市	高山都市計画駐車場整備地区	129.1	商業地域	95.0	129.1	S47.4.1	S56.7.14
岐阜県	中津川市	中津川都市計画駐車場整備地区	39.0	商業地域	22.4	39.0	S50.9.30	H8.2.1
岐阜県	瑞浪市	瑞浪都市計画駐車場整備地区	37.6	近隣商業地域	37.6	-	S56.4.11	-
静岡県	浜松市	浜松	145.0	商業地域	145.0	-	H2.3.30	-
静岡県	静岡市	静岡駅周辺	159.0	商業地域	86.8	159.0	S42.7.13	H11.12.24
静岡県	静岡市	草薙駅周辺	22.0	近隣商業地域	22.0	-	H9.12.8	-
静岡県	静岡市	清水駅種変	349.0	商業地域	349.0	-	H9.12.8	-
愛知県	名古屋市	都心	1,721.0	商業地域	411.8	1,721.0	S34.10.16	H4.7.30
愛知県	名古屋市	大曾根	86.0	商業地域	86.0	-	H4.7.30	-
愛知県	名古屋市	築地	112.0	商業地域	112.0	-	H4.7.30	-
愛知県	豊田市	豊田	91.6	商業地域	91.6	-	S56.9.13	-
愛知県	一宮市	駐車場整備地区	110.0	商業地域	110.0	110.0	S48.4.5	H22.12.24
愛知県	岡崎市	康生伝馬	53.5	商業地域	53.5	53.5	S46.4.23	H22.12.24
愛知県	岡崎市	明大寺	15.8	商業地域	10.0	15.8	S46.4.23	H22.12.24
愛知県	豊橋市	豊橋渥美都市計画駐車場整備	145.0	商業地域	59.8	145.0	S43.12.28	S62.6.9
愛知県	春日井市	JR中央本線勝川駅北・南地区	38.0	商業地域	26.0	38.0	H3.9.9	H10.12.16
愛知県	安城市	JR安城駅周辺	77.5	商業地域	32.3	77.5	S53.3.8	H22.12.24
愛知県	安城市	JR三河安城駅周辺	62.7	商業地域	62.7	62.7	H5.12.3	H22.12.24
愛知県	安城市	名鉄新安城駅周辺	19.8	商業地域	19.8	19.8	H5.12.3	H22.12.24
愛知県	小牧市	小牧	45.0	商業地域	42.0	45.0	S62.2.28	H13.9.14
愛知県	刈谷市	刈谷	32.7	商業地域	32.7	32.7	H5.11.25	H22.12.24
愛知県	瀬戸市	尾張瀬戸駅周辺地域	31.0	商業地域	31.0	-	H12.3.15	-
愛知県	半田市	駐車場整備地区	48.0	その他	48.0	-	H2.8.8	-
三重県	四日市市	四日市	150.0	商業地域	150.0	-	H6.2.2	-
福井県	福井市	福井都市計画駐車場整備地区	225.0	商業地域	162.0	225.0	S39.12.25	H4.10.2
福井県	越前市	丹南	76.0	商業地域	76.0	-	H11.3.30	-
滋賀県	大津市	大津湖南都市計画駐車場整備地区	387.0	商業地域	365.0	387.0	S40.7.8	H6.10.21
滋賀県	草津市	湖南草津駅周辺	66.0	商業地域	66.0	-	H2.11.9	-
京都府	京都市	都心部	407.0	商業地域	305.0	407.0	S35.8.20	H8.12.3
京都府	京都市	京都駅周辺	77.0	商業地域	77.0	-	H8.12.3	-
大阪府	大阪市	都心部地区	2,298.0	商業地域	640.0	2,298.0	S36.8.21	H2.4.1
大阪府	大阪市	新大阪地区	171.0	商業地域	171.0	-	H2.4.1	-
大阪府	大阪市	京橋地区	91.0	商業地域	91.0	-	H2.4.1	-
大阪府	堺市	堺駐車場整備地区	236.6	商業地域	273.3	236.6	H5.8.10	H18.3.17
兵庫県	神戸市	中央	714.0	商業地域	72.0	714.0	S35.6.3	H2.12.1
兵庫県	神戸市	東部	36.0	近隣商業地域	36.0	-	H2.12.1	-
兵庫県	神戸市	西部	154.0	その他	154.0	-	H2.12.1	-
兵庫県	姫路市	姫路駅周辺	173.0	商業地域	173.0	-	H6.6.16	-
兵庫県	西宮市	阪神・JR西宮駅周辺地区	81.0	近隣商業地域	81.0	-	H5.10.8	-
兵庫県	尼崎市	中央・三和・出屋敷	85.0	商業地域	85.0	-	H3.10.22	-
兵庫県	伊丹市	中心市街地	60.7	商業地域	60.7	-	H4.9.14	-
奈良県	奈良市	JR奈良駅周辺地区	20.0	商業地域	20.0	-	H4.1.21	-
奈良県	生駒市	大和	17.0	商業地域	17.0	-	H4.4.16	-

駐車場整備計画整備状況					
当初策定 年月日	最終策定 年月日	目標量	計画区分	計画台数	供給量
H15.3.31	-	1,830	公共	400	-
S47.4.1	H22.3.19	2,090	公共・民間	2,090	2,170
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
H2.3.31	H16.2.28	12,750	公共・民間	-	15,695
H12.2.15	-	2,700	公共・民間	2,700	-
H9.12.8	-	2,530	公共・民間	2,530	-
H9.12.8	-	2,530	公共・民間	2,530	-
H4.10.29	H13.12.26	4,800	公共・民間	4,800	4,600
H4.10.29	H13.12.26	500	公共・民間	500	446
H4.10.29	H13.12.26	600	民間	600	600
S56.3	H7.3	4,300	公共・民間・附置義務	4,300	6,000
H6.7.12	H6.7.12	1,400	-	-	2,453
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
H5.3.2	H13.2.1	900	公共・民間・附置義務	900	-
-	-	-	-	-	-
H6.3.31	-	300	附置義務	300	946
H6.3.31	-	2,080	附置義務	2,080	4,017
H6.3.31	-	150	附置義務	150	390
H7.3	H22.3	1,021	公共・民間	104	1,058
-	-	-	-	-	-
H12.3.31	H14.5.24	372	公共・民間	372	263
H8.10.8	-	480	-	-	261
H6.2.2	-	8,020	公共・民間・附置義務	1,750	7,089
S39.12.25	H4.10.2	4,900	公共・民間	4,900	5,000
H11.4	-	1,060	公共・民間	1,060	1,276
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
H4.9.28	-	14,000	公共・民間・附置義務	14,000	157,902
H4.9.28	-	14,000	公共・民間・附置義務	14,000	157,902
H4.9.28	-	14,000	公共・民間・附置義務等	14,000	157,902
H7.8.31	-	5,600	公共・民間・附置義務	5,050	5,500
H4.12.28	-	12,100	公共・民間	-	5,856
H4.12.28	-	400	公共・民間	-	272
H4.12.28	-	1,400	公共・民間	-	440
H6.7.29	-	2,420	公共・民間	2,420	5,500
H5.10.8	-	1,510	公共・民間	1,510	1,500
-	-	-	-	-	-
H4.9.14	-	720	公共・民間	720	3,140
H10.4	-	2,500	公共・民間・附置義務	2,500	1,303
-	-	-	-	-	1,093

駐車場整備地区整備状況								
都道府県名	都市名	駐車場整備地区名	指定面積	主な用途地域	当初指定面積	最終指定面積	当初指定年月日	最終指定年月日
和歌山県	和歌山市	和歌山市中心部駐車場整備地区	289.5	商業地域	289.5	-	H4.3.26	-
鳥取県	米子市	米子中央	116.0	商業地域	116.0	-	H5.11.2	-
島根県	松江市	松江市	305.0	商業地域	213.0	305.0	S51.10.19	H9.10.21
岡山県	岡山市	岡山県南広域	396.4	商業地域	261.9	396.4	S47.10.16	H16.3.30
岡山県	津山市	中央地区	75.0	商業地域	75.0	-	H10.2.4	-
岡山県	津山市	駅前地区	11.0	商業地域	11.0	-	H10.2.4	-
広島県	広島市	広島圏	1,013.3	近隣商業地域	207.0	1,013.3	S42.12.18	H5.1.11
広島県	福山市		191.8	商業地域	191.8	-	S50.3.26	-
広島県	呉市	呉駐車場整備地区	115.0	商業地域	110.0	115.0	S46.10.28	S61.7.31
山口県	下関市	下関都市計画駐車場整備地区	149.9	商業地域	129.6	149.9	S48.3.31	H17.1.18
山口県	山口市	山口都市計画駐車場整備地区	265.0	商業地域	146.0	265.0	S49.2.1	H13.10.1
山口県	宇部市	宇部都市計画駐車場整備地区	100.0	商業地域	100.0	-	S49.1.21	-
山口県	周南市	駐車場整備地区	197.0	商業地域	99.2	197.0	S46.3.31	H6.12.1
山口県	岩国市	岩国都市計画駐車場整備地区	60.0	商業地域	60.0	-	S50.3.3	-
山口県	防府市	防府都市計画駐車場整備地区	113.0	商業地域	113.0	-	H12.10.2	-
徳島県	徳島市		88.1	商業地域	88.1	-	S47.10.6	-
香川県	高松市	高松市	267.3	商業地域	220.0	267.3	S56.7.17	H7.12.8
香川県	丸亀市	中讃広域	45.0	商業地域	45.0	-	S63.3.7	-
香川県	坂出市	坂出	77.7	商業地域	77.7	-	H10.3.2	-
愛媛県	松山市	松山	205.0	商業地域	49.0	205.0	S42.12.27	H25.2.1
愛媛県	今治市	今治広域	187.2	商業地域	187.2	-	S51.1.16	-
愛媛県	四国中央市	四国中央	46.0	商業地域	46.0	46.0	S52.2.10	H18.12.26
愛媛県	宇和島市	宇和島	101.5	商業地域	101.5	-	S52.4.2	-
高知県	高知市	高知	149.7	商業地域	149.7	-	S45.12.15	-
福岡県	北九州市	小倉	351.0	商業地域	253.2	351.0	S40.12.27	H7.4.5
福岡県	北九州市	黒崎	64.0	商業地域	64.0	-	H7.4.5	-
福岡県	福岡市	都心	500.0	商業地域	233.0	500.0	S38.3.30	H8.12.26
福岡県	福岡市	香椎	64.0	商業地域	64.0	-	H8.12.26	-
福岡県	福岡市	大橋	35.0	商業地域	35.0	-	H8.12.26	-
福岡県	福岡市	西新・藤崎	33.0	商業地域	33.0	-	H8.12.26	-
福岡県	久留米市	西鉄久留米駅周辺	202.9	商業地域	202.9	-	S53.12.12	-
長崎県	長崎市	長崎市駐車場整備地区	340.8	商業地域	158.0	340.8	S42.11.10	H6.10.20
長崎県	佐世保市	佐世保都市計画駐車場整備地区	176.0	商業地域	97.0	176.0	S54.3.31	H15.4.21
熊本県	熊本市	熊本都市計画駐車場整備地区	143.9	商業地域	143.9	-	S45.4.10	-
大分県	宮崎市	宮崎広域都市計画	245.3	商業地域	173.0	245.3	S46.12.6	H17.4.28
大分県	都城市		146.8	商業地域	118.0	146.8	S45.8.2	H13.12.17
宮崎県	鹿児島市	鹿児島市駐車場整備地区	580.0	商業地域	85.0	580.0	S38.3.30	H14.2.5
合 計		133 都市 172 地区	28,599.3	-	22,114.0	-	-	-

※計画区分
公 共：公共事業費として、地方公共団体等が整備するもの
民 間：民間で整備する駐車場であって、届出駐車場の義務を負うもの
公共・民間：公共事業及び民間との共同事業により整備するもの
P F I：PFI手法により整備するもの
附置義務：附置義務：駐車場法第20条第1項の規定に基づく、附置義務条例等に該当し届け出義務があるもの
区画・再開発：土地区画整理事業及び再開発整備事業により、面的整備がなされるもの
有効：駐車場計画に基づくもの以外であって、一時的等の理由で公共用地等を有効利用することにより、整備するもの

駐車場整備計画整備状況					
当初策定 年月日	最終策定 年月日	目標量	計画区分	計画台数	供給量
-	-	-	-	-	-
H5.11.2	-	4,400	公共・民間	-	-
S51.10.19	H9.10.21	1,800	公共・民間	1,800	-
-	-	-	-	-	-
H10.2	H16.12	1,620	公共・民間	1,620	1,620
H10.2	H16.12	1,620	公共・民間	1,620	1,620
H5.2.10	-	1,700	公共・民間・附置義務	-	-
-	-	-	-	-	-
S61.1.31	H11.3.31	7,500	公共	750	4,000
H6.3.30	H20.10.30	4,510	民間	570	5,600
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
H7.2.14	-	1,247	公共	300	308
H11.4.1	-	320	公共	190	2,900
H12.10.2	-	295	公共・民間	295	271
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
S46.11.1	H25.2.1	1,000	区画・再開発	1,000	12,000
H23.3	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
H10.2.24	-	1,500	民間	3,130	14,704
H10.2.24	-	1,300	公共・民間	1,540	838
H9.3.25	-	3,000	-	-	43,803
H9.3.25	-	1,200	-	-	4,813
H9.3.25	-	400	-	-	404
H9.3.25	-	700	-	-	1,094
-	-	-	-	-	-
H6.10.20	H14.2.26	2,100	公共・民間・附置義務	8,600	14,000
S54.3.31	H15.4.21	1,800	公共・民間	1,800	1,866
-	-	-	-	-	-
H17.4.28	-	1,000	公共・民間	1,000	500
-	-	-	-	-	-
H14.2.25	-	550	民間・附置義務	550	6,000
78 都市 106 地区			-	-	-

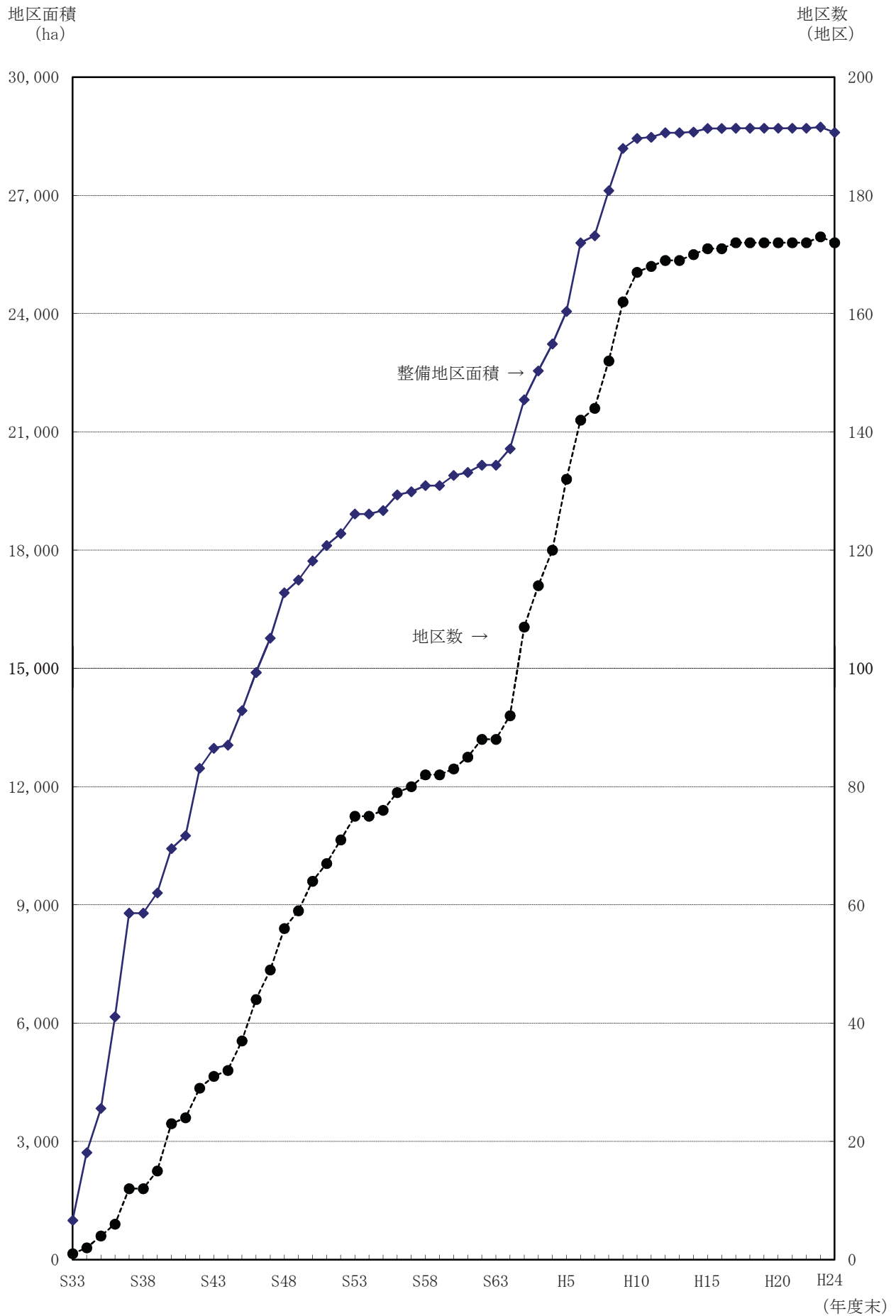
(2) 年度別駐車場整備地区指定状況

年度	指 定 状 況	地区数
昭和 33	東京〔都心部〕 994.8 (1411.0)	1
34	名古屋〔都心〕 1721.0 (411.8)	1
35	京都〔都心部〕 神戸〔中央〕 407.0 (305.0) 714.0 (72.0)	2
36	東京〔新宿〕 大阪〔都心部〕 27.0 (300.0) 2298.0 (640.0)	2
37	東京〔豊島区〕 東京〔上野・浅草〕 東京〔渋谷〕 横浜〔中央地区〕 福岡〔都心〕 鹿児島 88.0 562.8 (630.0) 142.0 (92.0) 754.5 (408.0) 500.0 (233.0) 580.0 (85.0)	6
38		—
39	川崎 新潟 福井 88.4 202.7 225.0 (162.0)	3
40	札幌 北九州〔小倉〕 大津〔6地区〕 383.0 (200.0) 351.0 (273.0) 387.0 (365.0)	8
41	仙台 330.0 (170.0)	1
42	静岡 広島 松山 長崎 159.0 (86.9) 1013.3 (207.0) 205.0 (49.0) 340.8 (158.0)	4
43	岐阜 豊橋 363.0 (1392.0) 145.0 (59.8)	2
44	函館 80.0	1
45	盛岡 周南 高知 熊本 都城 238.0 (106.3) 197.0 (99.2) 149.7 143.9 146.8 (118.0)	5
46	千葉 大垣 多治見 岡崎〔2地区〕 呉 宮崎 261.6 54.6 220.0 (87.0) 69.3 (63.5) 115.0 (110.0) 245.3(173.0)	7
47	釧路 高山 岡山 下関 徳島 109.0 (85.0) 129.1 (95.0) 396.4 (261.9) 149.9 (129.6) 88.1	5
48	旭川 帯広 青森 小田原 一宮 宇部 山口 255.0 (144.0) 127.0 (44.7) 230.1 63.5 110.0 100.0 265.0 (146.0)	7
49	小樽 福山 岩国 71.0 191.8 60.0	3
50	八戸 塩竈〔2地区〕 中津川 今治 143.0 116.1 (112.3) 39.0 (22.4) 187.2	5
51	市原 松江 四国中央 41.2 305.0 (213.0) 46.0	3
52	釜石 君津 安城〔JR安城駅周辺〕 宇和島 29.4 93.0 (62.0) 77.5 (32.3) 101.5	4
53	町田 諏訪 久留米 佐世保 97.8(40.0) 19.8 202.9 176.0 (97.0)	4
54		—
55	一関 88.6	1
56	瑞浪 豊田 高松 37.6 91.6 267.3 (220.0)	3
57	平塚 80.7	1
58	北上 松戸〔松戸駅周辺〕 89.6 65.5 (48.0)	2
59		—
60	高崎 258.0 (137.0)	1
61	相模原〔相模大野〕 小牧 30.5 45.0 (42.0)	2
62	つくば 厚木 丸亀 87.0 54.7 45.0	3
63		—

年度	指 定 状 況									地区数
平成 1	筑西 26.0	川口 86.7	木更津 158.7	浜松 145.0						4
2	八王子 82.5	水戸 330.0	茂原 76.0	市川〔4地区〕 125.0	横須賀 25.0	半田 48.0	草津 66.0			15
	相模原〔橋本駅周辺〕 37.5		大阪〔2地区〕 262.0	神戸〔2地区〕 190.0						
3	山形 229.0	横浜〔2地区〕 72.2	春日井 38.0 (26.0)	尼崎 85.0	奈良 20.0	和歌山 289.5				7
4	船橋〔2地区〕 224.0	名古屋〔2地区〕 198.0	伊丹 60.7	生駒 17.0	前橋 181.0					7
5	大和 85.0	安城〔2地区〕 82.5	四日市 150.0	堺 236.6 (273.3)	西宮 81.0	米子 116.0	松戸〔3地区〕 42.0	刈谷 32.7		11
6	弘前 132.0	熊谷 119.0	柏 77.6	八千代〔2地区〕 50.0	東京〔新宿区〕 347.4(309.6)	相模原〔相模原〕 139.0	金沢 673.0	長野 30.0	姫路 173.0	10
7	松本 114.0	北九州〔黒崎〕 64.0								2
8	郡山 67.0	土浦 112.0	立川 96.8	京都〔京都駅周辺〕 77.0	福岡〔3地区〕 132.0		東京〔千代田区〕 661.3			8
9	取手 49.0	さいたま〔2地区〕 163.8	富山 291.0	高岡 33.0	静岡〔2地区〕 371.0	津山〔2地区〕 86.0	坂出 77.7			10
10	横浜〔3地区〕 120.6	東京〔大田区〕 54.8	越前 76.0							5
11	瀬戸 31.0									1
12	防府市 113.0									1
13										—
14	水戸〔赤塚駅周辺〕 22.0									1
15	東京〔足立区〕 87.6									1
16										—
17	守谷 7.6									1
18										—
19										—
20										—
21										—
22										—
23	東京〔中野区〕 28.0									1
24										—
計	133 都市 28,599.3 ha									172 地区

*数値は、平成25年3月末現在の地区面積である。年度は当初地区指定年次である。
 なお、地区指定後変更を行っているものについては（ ）に当初指定面積を記載している。

(3) 駐車場整備地区面積の推移



2 附置義務条例

(1) 附置義務条例の内容及び条例適用地区指定状況

都道府県	都市名	区分	附置義務条例の内容							
			駐車場整備地区、商業地域又は近隣商業地域						周辺又はふくそう地区	
			百貨店、店舗 又は事務所（C）		特定用途 （Cを除く）		非特定用途		特定用途	
			附置義務 建築物規模 ㎡	附置基準 ㎡に1台	附置義務 建築物規模 ㎡	附置基準 ㎡に1台	附置義務 建築物規模 ㎡	附置基準 ㎡に1台	附置義務 建築物規模 ㎡	附置基準 ㎡に1台
北海道	札幌市	②③④	1,500～ (2000～)	200 百貨店等 (6,000) 事務所 (8,000)	1,500～ (2000～)	250 7,000	2,000～	400	2,000～	250
	旭川市	②	1,500～ (2000～)	150 百貨店等 (3,000) 事務所 (5,000)	1,500～ (2000～)	150 倉庫 (1,500) その他 (4,000)	2,000～	450	2,000～	150
	函館市	④	2,000～	300	2,000～	300	3,000～	450	3,000～	450
	釧路市	②	2,000～	200	2,000～	200	3,000～	200	3,000～	300
	小樽市		1,500～	300	1,500～	300	3,000～	450	3,000～	450
	帯広市	②	1,000～6,000 6,000～ (2,000～6,000) (6,000～)	150 150 百貨店等 (3,000) 事務所 (5,000)	1,000～6,000 6,000～ (2,000～6,000) (6,000～)	150 150 倉庫 (1,500) その他 (4,000)	2,000～6,000 6,000～	350 350	2,000～6,000 6,000～ (3,000～6,000) (6,000～)	150 150 (5,000)
青森県	青森市		1,500～	200	1,500～	200	3,000～	300	3,000～	300
	八戸市	②③	1,000～ (2,000～)	150 百貨店等 (3,000) 事務所 (5,000)	1,000～ (2,000～)	150 倉庫 (1,500) その他 (4,000)	2,000～	450		
	弘前市	③	1,000～6,000 6,000～	125 150	1,000～6,000 6,000～	125 150	2,000～6,000 6,000～	300 450	2,000～6,000 6,000～	100 150
岩手県	盛岡市	④	1,000～	150	1,000～	150	2,000～	300		
	北上市		1,500～	300	1,500～	300	3,000～	300		
	一関市		2,000～	300	2,000～	300	3,000～	450	3,000～	300
	釜石市		1,000～	200	1,000～	200	3,000～	400		
宮城県	仙台市	②③	1,500～	200	1,500～	250	1,500～	450	2,000～	450
			4500～	4,500	4500～	9,500				
	塩竈市	①②③	1,000～	150	1,000～	150	2,000～	450	2,000～	150
秋田県	秋田市		1,000～	150	1,000～	150	3,000～	300	1,000～	150
山形県	山形市		2,000～9,800 9,800～	300 450	2,000～9,800 9,800～	300 450	3,000～9,900 9,900～	300 450	3,000～9,900 9,900～	300 450
	天童市		1,500～	200	1,500～	200	3,000～	300		
茨城県	水戸市	②	1,000～ (2,000～)	150 (5,000)	1,000～ (2,000～)	150 倉庫 (1,500) その他 (5,000)	2,000～	450		
	つくば市	③	1,000～	200	1,000～	200	2,000～	450		
	筑西市	④	1,000～	150	1,000～	150	2,000～	300		

(附置の基準)		附置義務地区指定状況 (ha)							
1台当りの 駐 車 スペース		施 行 年 月 日	最終改正 年 月 日	商 業 地 域 (ha)	近隣商業 地 域 (ha)	駐車場 整備地 区(商業 系以外) (ha)	周 辺 地 区 (ha)	ふく そ う 地 区 (ha)	計 (A) (ha)
m×m	内 訳								
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0 (3.0×7.7)	30% 70% 車いす	S40.8.18	H13.6.12	830.0	2,587.0	24.0	12,681.0		16,122.0
2.3×5.0 3.5×5.0 (3.0×7.7)	車いす	S48.1.5	H11.3.26	261.0	224.0	27.7	0.0	0.0	512.7
2.5×6.0		S45.2.1	H11.4.1	235.0	281.0	9.6	15.5	0.0	541.1
2.3×5.0 3.5×5.0 (3.0×7.7)	車いす	S48.1.1	H23.3.18	110.0	201.0	8.5	0.0	0.0	319.5
2.25×5.0		S50.12.23	H12.3.27	71.0	0.0	0.0	69.0	0.0	140.0
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0 (3.0×7.7)	70% 30% 車いす	H8.4.1	H9.3.27	144.0	127.0	0.0	0.0	0.0	271.0
2.5×6.0		S48.12.10	H17.4.1	180.0	146.0	59.8	357.9	0.0	743.7
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	70% 30%	S44.7.1	H7.12.27	227.0	142.0	0.0	0.0	0.0	369.0
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0		H6.10.1	H18.2.7	153.0	84.0	33.0	0.0	0.0	270.0
2.3×5.0 3.5×6.0	車いす	S46.4.1	H21.3.27	303.0	379.0	1.0			683.0
2.3×5.0		S58.7.1	H4.3.18	83.9	5.7	0.0	0.0	0.0	89.6
2.5×6.0		S56.4.1	H4.3.23	79.5	9.1	0.0	0.0	0.0	88.6
2.5×6.0		S53.7.1	H4.3.21	26.3	3.1	0.0	0.0	0.0	29.4
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	70% 30% 車いす 1台以上	S40.7.17	H19.4.1	894.0	939.0	8.0	1,576.1	0.0	3,417.1
3.0×7.7									
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0 3.3×7.0 1.0×2.3	標準 内30% 車いす 自動二輪	S51.2.19	H19.2.22	120.5	16.9	0.0	0.0	0.0	137.4
2.5×6.0 3.5×6.0	車いす	S41.4.1	H7.12.21	390.0	351.0	0.0	0.0	0.0	741.0
2.5×6.0		S46.9.20		201.0	74.8	49.3	373.1	0.0	698.2
2.5×6.0		H2.9.23		97.0	4.0	0.0	0.0	0.0	101.0
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0 (3.0×7.7)	70% 30% 車いす	H2.10.1	H11.10.1	199.0	49.3	161.7			410.0
2.5×6.0		H1.2.1	H9.6.30	87.0					87.0
2.5×5.0		H1.6.23	H4.3.25	17.0	9.0	0.0	0.0	0.0	26.0

都道府県	都市名	区分	附置義務条例の内容							
			駐車場整備地区、商業地域又は近隣商業地域						周辺又はふくそう地区	
			百貨店、店舗 又は事務所（C）		特定用途 （Cを除く）		非特定用途		特定用途	
			附置義務 建築物規模	附置基準	附置義務 建築物規模	附置基準	附置義務 建築物規模	附置基準	附置義務 建築物規模	附置基準
m ²	m ² に1台	m ²	m ² に1台	m ²	m ² に1台	m ²	m ² に1台			
茨城県	取手市	②③	1,000～ (2,000～)	150 百貨店等 (3,000) 事務所 (5,000)	1,000～ (2,000～)	150 倉庫 (1,500) その他 (4,000)	2,000～	450		
	守谷市	②③④	1,500～	150	1,500～	150	1,500～	450		
栃木県	宇都宮市	③	1,000～6,000 6,000～	125 150	1,000～6,000 6,000～	125 150	3,000～6,000 6,000～	225 450		
群馬県	前橋市		1,000～	150	1,000～	150	1,000～	300	3,000～	150
	高崎市	⑤	1,000～6,000 6,000～	150 150	1,000～6,000 6,000～	150 150	3,000～6,000 6,000～	350 350	3,000～6,000 6,000～	150 150
埼玉県	さいたま市	①②③④	1,500～ (2,000～) [2,000～]	200 百貨店等 (3,000) 事務所 (5,000) [3,000]	1,500～ (2,000～) [1,500～]	200 倉庫 (1,500) その他 (4,000) [8,000]	2,000～	450		
	川越市	①②③	1,500～6,000 6,000～15,000 15,000～	150 300 450	1,500～6,000 6,000～15,000 15,000～	150 300 450	3,000～9,000 9,000～	300 500		
	熊谷市	②③	1,000～	150	1,000～ (2,000～)	150 (450)	2,000～	450		
	草加市	②	2,000～	300	2,000～	300	3,000～	450	3,000～	450
千葉県	千葉市		1,500～	200	1,500～	200	3,000～	300	3,000～	300
	船橋市	③④	1,500～	150	1,500～	200	2,000～	450		
	松戸市	③	1,000～	150	1,000～	150	2,000～	450		
	柏市	②③	1,000～ (2,000～)	150 百貨店等 (3,000) 事務所 (5,000)	1,000～ (2,000～)	150 倉庫 (1,500) その他 (4,000)	2,000～	450		
	木更津市		1,500～	200	1,500～	200	3,000～	300		
	茂原市	③	1,000～	150	1,000～	150	3,000～	450		
	君津市		1,500～	200	1,500～	200	3,000～	300		
東京都	区部(23区)	②③	1,500～ (2,000～)	250 百貨店等 (2,500) 事務所 (5,500)	1,500～ (2,000～)	300 倉庫 (2,000) その他 (3,500)	2,000～	300	2,000～ (3,000～)	300 (7,000)
	市部(26市)	②③	1,500～ (2,000～)	200 百貨店等 (2,500) 事務所 (5,500)	1,500～ (2,000～)	250 倉庫 (2,000) その他 (3,500)	2,000～	300	2,000～ (3,000～)	250 (7,000)

(附置 の 基 準)		附 置 義 務 地 区 指 定 状 況 (ha)							
1 台 当 り の 駐 車 ス ペ ー ス		施 行 年 月 日	最 終 改 正 年 月 日	商 業 地 域 (ha)	近 隣 商 業 地 域 (ha)	駐 車 場 整 備 地 区 (商 業 系 以 外) (ha)	周 辺 地 区 (ha)	ふ く そ う 地 区 (ha)	計 (A) (ha)
m×m	内 訳			(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0 (3.0×7.7)	70% 30% 車いす	H9.10.1	H10.3.24	18.9	30.1	0.0	0.0	0.0	49.0
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0 3.0×7.7	70% 30% 車いす 荷捌き	H17.4.1		7.6					7.6
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	30% 車いす	H3.4.1	H7.3.20	278.5	180.2	0.0	0.0	0.0	458.7
2.5×6.0		S47.1.1	H4.3.27	295.0	181.0	0.0	4,118.0	0.0	4,594.0
2.3×5.0		S48.8.1	H2.12.10	293.0	34.4	0.0	167.3	0.0	494.7
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0 (3.0×7.7) [1.0×2.3]	30% 車いす 荷捌き 自動二輪	H13.5.1	H20.10.17	417.1	225.7	26.2	0.0	0.0	669.0
2.3×5.0 3.5×5.0 3.0×7.0 4.0×6.0 [1.0×2.3]	自動二輪	S49.6.15	H24.7.1	114.9	76.4	0.0	0.0	0.0	191.3
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	30% 車いす	H7.9.1		96.6	14.3	8.1	0.0	0.0	119.0
2.25×5.0		H1.4.1		69.3	34.3	0.0	0.0	0.0	103.6
2.5×6.0		S46.9.1	S48.5.25	427.0	491.0	0.0	11,950.0	0.0	12,868.0
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	10% 車いす	H4.10.21		112.2	44.1	0.0	67.7	0.0	224.0
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	10% 車いす	S58.12.22	H6.9.27	83.4	20.8	3.3	0.0	0.0	107.5
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0 3.0×7.7	小型 普通 車いす 荷捌き	H7.3.30		48.8	20.4	8.4	0.0	0.0	77.6
2.5×5.0 2.5×6.0	10%	H2.4.1		71.0	76.8	0.0	10.9	0.0	158.7
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	30% 車いす	H3.9.1		40.0	20.0	16.0	0.0	0.0	76.0
2.5×6.0		S48.6.25		48.0	14.0	0.0	0.0	0.0	62.0
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0 3.0×7.7	30% 車いす 荷捌き	S33.10.1	H14.3.29	6,427.7	4,185.9	0.0	50,725.0	0.0	61,338.6
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0 3.0×7.7	30% 車いす 荷捌き	S33.10.1	H14.3.29	859.9	1,613.7	0.0	7,591.3	12,941.0	23,005.9

都道府県	都市名	区分	附置義務条例の内容							
			駐車場整備地区、商業地域又は近隣商業地域						周辺又はふくそう地区	
			百貨店、店舗 又は事務所（C）		特定用途 （Cを除く）		非特定用途		特定用途	
			附置義務 建築物規模	附置基準	附置義務 建築物規模	附置基準	附置義務 建築物規模	附置基準	附置義務 建築物規模	附置基準
m ²	m ² に1台	m ²	m ² に1台	m ²	m ² に1台	m ²	m ² に1台			
神奈川県	横浜市	①②③	1,000～	200	1,000～	250	2,000～	550	2,000～	百貨店等、 事務所200 その他250 百貨店等 (3,000)
			(3,000～)	百貨店等 (3,000) 事務所 (8,000)	(3,000～)	倉庫 (3,500) その他 (6,500)			(3,000～)	事務所 (8,000) 倉庫 (3,500) その他 (6,500)
			[1,000～]	[3000]	[1,000～]	[10000]				
	川崎市	①②③④	1,500～	200	1,500～	300	1,500～	600	2,000～	300
			[1,500～]	[3000]	[1,500～]	[8000]			[2,000～]	[8000]
	相模原市		1,500～3,000	250	1,500～3,000	200				
			3,000～10,000	300	3,000～10,000	250				
			10,000～	350	10,000～	300				
横須賀市		2,000～	300	2,000～	300	3,000～	300	3,000～	400	
厚木市		1,500～5,000	250	1,500～5,000	200					
		5,000～10,000	300	5,000～10,000	250					
		10,000～	350	10,000～	300					
大和市	③	1,000～	150	1,000～	200	2,000～	450	2,000～	商業系 150 業務系 200	
小田原市	②	1,000～	150	1,000～	250	2,000～	450	2,000～	百貨店 150 その他 250 (5,000)	
		(2,000～)	百貨店等 (3,000) 事務所 (5,000)		倉庫 (1,500) その他 (4,000)			(3,000～)		
鎌倉市		150～2000	利用計画書に 基づく台数	1000～2000	150					
伊勢原市	③	1,000～	150	1,000～	150					
新潟県	新潟市		300	2,000～	300	3,000～	450			
富山県	富山市		300	2,000～	300	3,000～	450			
	高岡市	④	300	2,000～	300	3,000～	450			
	上市町		300	2,000～	300	3,000～	450			
石川県	金沢市	②③⑤	1,000～	150	1,000～	150	2,000～	450		
			(2,000～)	百貨店等 (3,000) 事務所 (5,000)	(2,000～)	倉庫 (1,500) その他 (4,000)				
	七尾市		150	1,000～	150	3,000～	450			
長野県	長野市	②③	1,000～	150	1,000～	150	2,000～	300	2,000～	150
			(2,000～)	百貨店等 (3,000) 事務所 (5,000)	(2,000～)	倉庫 (1,500) その他 (4,000)			(3,000～)	(5,000)

(附置 の 基 準)		附 置 義 務 地 区 指 定 状 況 (ha)							
1 台 当 り の 駐 車 ス ペ ー ス		施 行 年 月 日	最 終 改 正 年 月 日	商 業 地 域 (ha)	近 隣 商 業 地 域 (ha)	駐 車 場 整 備 地 区 (商 業 系 以 外) (ha)	周 辺 地 区 (ha)	ふ く そ う 地 区 (ha)	計 (A) (ha)
m×m	内 訳			(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)
2.5×5.0 3.7×6.0 3.0×7.7 4.0×6.0 1.0×2.3	車いす 荷捌き 自動二輪	S39. 9. 30	H19. 5. 31	1,914.0	1,414.0	11.9	16,042.1	0.0	19,382.0
2.3×5.0 2.5×6.0 3.0×7.7 4.0×6.0 1.0×2.3	30% 自動二輪車	H5. 7. 1	H21. 10. 13	762.0	620.0	0.0	8,548.0	0.0	9,930.0
2.3×5.0		S63. 10. 1		95.1	83.5	0.0	28.4	0.0	207.0
2.5×6.0		S42. 10. 1	S53. 10. 9	160.0	179.0	0.0	5,346.0	659.0	6,344.0
2.3×5.0		S63. 10. 1		54.7	0.0	0.0	0.0	0.0	54.7
2.3×5.0 2.5×6.0 3.7×6.0		H6. 4. 1	H13. 1. 1	45.0	102.0	29.0	26.0	0.0	202.0
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0 (3.0×7.7)	30% 車いす	H7. 4. 1		65.0	0.0	0.0	233.0	0.0	298.0
2.3×5.0 3.0×7.7		H15. 4. 1	H24. 7. 2	31.0	88.0	0.0	0.0	0.0	119.0
2.3×5.0 2.5×6.0 3.7×6.0		H4. 4. 1		9.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.0
2.5×6.0		S43. 5. 1	S48. 5. 1	411.0	674.0	1.7			977.7
2.5×6.0		S48. 5. 1		351.5	0.0	0.0	0.0	0.0	351.5
2.5×6.0		S44. 10. 1	S49. 3. 28	158.6	134.8	0.0	0.0	0.0	293.4
2.5×5.0		H1. 4. 1		18.0	18.0	0.0	0.0	0.0	36.0
2.3×5.0 2.5×6.0 3.7×6.0 (3.0×7.7)	30% 車いす	S40. 6. 1	H7. 7. 28	381.0	278.0	310.0	0.0	0.0	969.0
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	30% 車いす	H3. 4. 1		99.0	34.0	0.0	0.0	0.0	133.0
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0 (3.0×7.7)	30% 車いす	S42. 4. 1	H6. 7. 1	231.0	175.0	6.0	3,102.0	0.0	3,514.0

都道府県	都市名	区分	附置義務条例の内容							
			駐車場整備地区、商業地域又は近隣商業地域						周辺又はふくそう地区	
			百貨店、店舗 又は事務所（C）		特定用途 （Cを除く）		非特定用途		特定用途	
			附置義務 建築物規模	附置基準	附置義務 建築物規模	附置基準	附置義務 建築物規模	附置基準	附置義務 建築物規模	附置基準
m ²	m ² に1台	m ²	m ² に1台	m ²	m ² に1台	m ²	m ² に1台			
長野県	上田市	③	1,000～	150	1,000～	150	2,000～	450		
	飯田市	③	1,000～	150	1,000～	150	1,000～	450	2,000～	150
	佐久市	②③④	1,000～	150	1,000～	150	2,000～	450		
	塩尻市	③	1,000～6,000 6,000～	150 150	1,000～6,000 6,000～	150 150	3,000～6,000 6,000～	450 450	1,000～6,000 6,000～	75 150
	岡谷市		1,000～	150	1,000～	150	1,000～	450	2,000～	150
	安曇野市	③	1,000～	150	1,000～	150	1,000～	450		
	須坂市	②③	1,000～ (2,000～)	百貨店等 (3,000) 事務所 (5,000)	1,000～ (2,000～)	倉庫 (1,500) その他 (4,000)	2,000～	450		
	諏訪市	③	1,000～6,000 6,000～	150 150	1,000～6,000 6,000～	150 150	2,000～6,000 6,000～	450 450	2,000～6,000 6,000～	150 150
	茅野市		2,000～	400	2,000～	400	3,000～	400	3,000～	400
	小諸市	③	1,000～6,000 6,000～	150 150	1,000～6,000 6,000～	150 150	2,000～6,000 6,000～	450 450		
	大町市	③	1,000～	150	1,000～	150	1,000～	450		
	中野市	③	1,000～	150	1,000～	150	1,000～	450		
	駒ヶ根市		1,000～	150	1,000～	150	1,000～	450	2,000～	150
	千曲市	③	1,000～	150	1,000～	150	1,000～	450		
小布施町	③	500～	150	500～	150	500～	450			
岐阜県	岐阜市	②③	1,000～ (2,000～)	150 (1,500～ 5,000)	1,000～ (2,000～)	150 (4,000)	2,000～	450	2,000～	150
	大垣市	③	1,000～	150	1,000～	150	2,000～	450		
	多治見市	②③	1,500～6,000 6,000～10,000 10,000～50,000 50,000～100,000 100,000～ (2,000～	※10 150 ※11 ※12 ※13 百貨店等 (3,000) 事務所 (5,000)	1,500～6,000 6,000～ (2,000～	※14 150 倉庫 (1,500) その他 (4,000)	1,500～6,000 6,000～	※15 300		
	高山市	②③④	1,000～ (2,000～)	150 百貨店等 (3,000) 事務所 (5,000)	1,000～ (2,000～)	150 倉庫 (1,500) その他 (4,000)	3,000～	450		

(附置 の 基 準)		附 置 義 務 地 区 指 定 状 況 (ha)							
1 台 当 り の 駐 車 ス ペ ー ス		施 行 年 月 日	最 終 改 正 年 月 日	商 業 地 域 (ha)	近 隣 商 業 地 域 (ha)	駐 車 場 整 備 地 区 (商 業 系 以 外) (ha)	周 辺 地 区 (ha)	ふ く そ う 地 区 (ha)	計 (A) (ha)
m×m	内 訳								
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	30% 車いす	H5.10.1	H21.12.18	71.0	91.0	0.0	0.0	0.0	162.0
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	30% 車いす	S41.3.31	H7.12.27	65.0	124.0	0.0	229.0	0.0	418.0
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	30% 車いす	H6.4.1	H17.4.1	59.0	60.0	0.0	0.0	0.0	119.0
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0 (3.0×7.7)	30% 車いす	H3.4.1		18.0	12.0	0.0	0.0	0.0	30.0
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	30% 車いす	H5.7.1		62.0	2.0	0.0	1,264.0	0.0	1,328.0
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	30% 車いす	H17.10.1		19.0	2.0	0.0	0.0	0.0	21.0
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0 (3.0×7.7)	30% 車いす	H6.4.1		41.0	15.0	0.0	0.0	0.0	56.0
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	30% 車いす	S41.10.7	H4.3.21	47.7	20.2	0.0	1,988.4	2,580.0	4,636.3
2.5×6.0		S62.3.18		30.0	29.0	0.0	637.0	0.0	696.0
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	30% 車いす	H4.4.1		43.0	11.0	0.0	0.0	0.0	54.0
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	30% 車いす	H7.4.1		19.0	3.5	0.0	0.0	0.0	22.5
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	30% 車いす	H8.7.1		14.0	21.0	0.0	0.0	0.0	35.0
2.3×5.0		H10.4.1		13.0	10.0	0.0	44.0	0.0	67.0
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	30% 車いす	H15.9.1		89.0	45.0	0.0	0.0	0.0	134.0
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	30% 車いす	H7.4.1		0.0	11.0	0.0	0.0	0.0	11.0
2.5×5.5 (3.0×7.7)		S47.4.1	H12.4.1	651.9	255.2	42.8	1,785.4	0.0	2,735.3
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	30% 車いす	H4.7.1		200.4	0.0	0.0	0.0	0.0	200.4
2.5×5.0 3.5×6.0 3.0×7.7	車いす 荷捌き	S47.4.1	H16.6.22	141.4	0.0	78.6	0.0	0.0	220.0
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0 (3.0×7.7)	30% 車いす	S57.4.1	H9.4.1	53.3	33.5	42.3	0.0	0.0	129.1

都道府県	都市名	区分	附置義務条例の内容							
			駐車場整備地区、商業地域又は近隣商業地域						周辺又はふくそう地区	
			百貨店、店舗 又は事務所（C）		特定用途 （Cを除く）		非特定用途		特定用途	
			附置義務 建築物規模	附置基準	附置義務 建築物規模	附置基準	附置義務 建築物規模	附置基準	附置義務 建築物規模	附置基準
m ²	m ² に1台	m ²	m ² に1台	m ²	m ² に1台	m ²	m ² に1台			
岐阜県	中津川市	④	1,000～	300	1,000～	300	3,000～	450		
	瑞浪市		1,000～	300	1,000～	300	3,000～	450		
静岡県	沼津市		2,000～	300	2,000～	300	3,000～	450		
	静岡市	③	1,000～6,000 6,000～ 10000～50000 50000～100000 100000～	※8 150 ※11 ※12 ※13	1,000～6,000 6,000～	※8 150	2,000～6,000 6,000～	※9 450	2,000～6,000 6,000～	200 200
	掛川市		1,000～1,500 1,500～	1台 300	1,000～1,500 1,500～	1台 300	3,000～	300		
	浜松市		2,000～	300	2,000～	300	3,000～	450		
愛知県	名古屋市	②③⑤	1,500～	事務所 200 百貨店等 250	1,500～	250	2,000～	450		
	春日井市	②③④	1,000～6,000 6,000～	125 150	1,000～6,000 6,000～	125 150	2,000～6,000 6,000～	100 150		
	小牧市	③	1,000～6,000 6,000～	125 150	1,000～6,000 6,000～	125 150	2,000～6,000 6,000～	300 450		
	豊明市		2,000～	300	2,000～	300	3,000～	300		
	一宮市		1,000～6,000 6,000～	125 150	1,000～6,000 6,000～	125 150	2,000～6,000 6,000～	300 450		
	安城市	③④	500～6,000 6,000～	92 100	500～6,000 6,000～	138 150	2,000～6,000 6,000～	200 300		
	豊田市	②③	1,000～6,000 6,000～	125 150	1,000～6,000 6,000～	125 150	2,000～6,000 6,000～	300 450		
	岡崎市	④	2,000～	300	2,000～	300	3,000～	300		
	豊橋市		2,000～	300	2,000～	300	3,000～	300		
	瀬戸市	②	1,000～6,000 6,000～	125 150	1,000～6,000 6,000～	125 150	2,000～6,000 6,000～	300 450		
三重県	四日市市		1,000～	150	1,000～	150	2,000～	300		
	津市		1,000～	150	1,000～	150	2,000～	450		
	伊勢市	④	1,000～	150	1,000～	150	2,000～	450		
福井県	福井市	④	1,000～	150	1,000～	150	2,000～	450	2,000～	150
	大野市	④	1,000～	150	1,000～	150	2,000～	150	2,000～	150
	小浜市	②	1,000～ (2,000～)	150 百貨店等 (3,000) 事務所 (5,000)	1,000～ (2,000～)	150 倉庫 (1,500) その他 (4,000)	2,000～	300	2,000～ (3,000～)	150 (5,000)
	越前市		1,000～	150	1,000～	150	2,000～	300	1,000～	150

(附置の基準)		附置義務地区指定状況 (ha)							
1台当りの 駐 車 スペース		施 行 年 月 日	最終改正 年 月 日	商 業 地 域	近隣商業 地 域	駐車場 整備地 区(商業 系以外)	周 辺 地 区	ふく そう 地 区	計 (A)
m×m	内 訳			(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)
2.5×5.0		S51.12.1		19.6	19.4	0.0	0.0	0.0	39.0
2.5×5.5		S56.8.1		14.0	18.7	4.9	0.0	0.0	37.6
2.5×6.0		S43.4.1		113.0	0.0	0.0	0.0	0.0	113.0
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	30% 車いす	S40.10.1	H18.3.31	403.0	563.0	0.0	147.9	0.0	1,113.9
2.5×6.0		S49.7.1	H4.7.8	51.0	25.0	0.0	0.0	0.0	76.0
2.5×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	一般 0.3 車いす	S39.4.1	H17.6.1	284.0	480.0	0.0	0.0	0.0	764.0
2.3×5.0 3.0×7.7 4.0×6.0 3.5×6.0	一般 荷捌き 荷捌き 車いす	S34.10.1	H17.4.1	2,230.0	2,511.0	192.0	0.0	0.0	4,933.0
3.5×6.0 ×11.5 ×15.0	車いす 70% 30%	H3.9.9	H11.3.24	26.0	12.0	0.0	0.0	0.0	38.0
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	30% 車いす	H5.4.1		44.0	1.0	0.0	0.0	0.0	45.0
2.5×5.0		S62.4.1		2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	30% 車いす	S47.7.17	H4.3.27	204.2	205.5	0.0	0.0	0.0	409.7
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	30% 車いす	S53.3.8	H14.12.24	108.7	51.3	0.0	0.0	0.0	160.0
2.5×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0 3.0×7.7	30% 車いす	S57.4.1	H8.4.1	108.0	145.0	0.0	0.0	0.0	253.0
2.5×6.0		S46.8.1	H4.3.27	60.3	3.7	5.3	0.0	0.0	69.3
2.5×6.0		S44.10.1		145.0	0.0	0.0	0.0	0.0	145.0
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0		H12.3.31		27.1	1.3	2.6	0.0	0.0	31.0
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	30% 車いす	S51.4.1	H6.9.26	222.4	281.0	0.0	0.0	0.0	503.4
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	30% 車いす	H18.1.1		158.4	218.3	0.0	0.0	0.0	376.7
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	30% 車いす	H3.4.1	H17.11.1	78.5	132.9	0.0	0.0	0.0	211.4
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	30% 車いす	S41.7.1	H5.3.26	133.0	190.7	42.0	456.3	145.0	967.0
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	30% 車いす	S46.9.1	H5.3.26	29.0	29.4	0.0	188.0	233.0	479.4
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0 (3.0×7.7)	30% 車いす	H6.7.1		42.0	28.0	0.0	130.0	152.0	352.0
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	30% 車いす	H17.10.1	H17.10.1	46.0	63.0	22.0	184.0	0.0	315.0

都道府県	都市名	区分	附置義務条例の内容							
			駐車場整備地区、商業地域又は近隣商業地域						周辺又はふくそう地区	
			百貨店、店舗 又は事務所（C）		特定用途 （Cを除く）		非特定用途		特定用途	
			附置義務 建築物規模 ㎡	附置基準 ㎡に1台	附置義務 建築物規模 ㎡	附置基準 ㎡に1台	附置義務 建築物規模 ㎡	附置基準 ㎡に1台	附置義務 建築物規模 ㎡	附置基準 ㎡に1台
京都府	京都市	⑤	2,000～	商業系施設 300 事務所等 350	2,000～	400	3,000～	600	3,000～	商業系施設 400 事務所等 450 工場・その他 500
大阪府	大阪市	①⑤	2,000～10,000	300	2,000～10,000	300	3,000～15,000	450	3,000～	350
			10,000～	350	10,000～	350	15000	525		
		[2,000～]	[3,000]	[2,000～]	[6,500]			[3,000～]	[9,000]	
	茨木市	④	1,000～	4台+250	1,000～	4台+250				
	泉大津市	③④	1,000～	250	1,000～	250	3,000～	300		
	泉佐野市		1,000～	4台+250	1,000～	4台+250	3,000～	10台+300		
	摂津市	③	1,000～	150	1,000～	150	3,000～	450		
	岸和田市	④	1,000～	150	1,000～	150				
兵庫県	神戸市	③	1,500～	事務所 300 その他 200	1,500～	250	3,000～	450	3,000～	250
	姫路市	③	1,000～6,000 6,000～	125 150	1,000～6,000 6,000～	125 150	2,000～6,000 6,000～	133 200	2,000～6,000 6,000～	100 150
	尼崎市	③	1,000～1,800 1,800～6,000 6,000～	2台 150 200	1,000～1,875 1,875～6,000 6,000～	2台 188 250	3,000～3,450 3,450～6,000 6,000～	2台 225 450		
	明石市		2,000～	200	2,000～	200	3,000～	300		
	西宮市	③	1,000～	店舗・百貨店 200 事務所 250	1,000～ 1,000～	病院 250 その他 300	2,000～	省略		
	芦屋市	③	1,000～	150	1,000～	150	2,000～	200		
	伊丹市	③④	1,000～6,000 6,000～	事務所 500/3 その他 125	1,000～6,000 6,000～	125 150	(1)住宅 2,000～ (2)住宅 2,000～6,000 6,000～	250 200 300		
三田市	②③	1,000～ (2,000～)	百貨店等 (3,000) 事務所 (5,000)	150	(2,000～)	倉庫 (1,500) その他 (4,000)	150	2,000～	450	
奈良県	奈良市		2,000～	150	2,000～	150	2,000～	150		
	生駒市	③	1,000～	150	1,000～	150	3,000～	450		
	桜井市		2,000～	200	2,000～	200	3,000～	300		
和歌山県	和歌山市	④	1,000～6,000	150	1,000～6,000	150	2,000～6,000	450		
			6,000～	150	6,000～	150	6,000～	450		
島根県	松江市	②	1,000～ (2,000～)	店舗 (3,000) 事務所 (5,000)	150	(2,000～)	倉庫 (1,500) その他 (4,000)	150	2,000～	450

（附置の基準）		附置義務地区指定状況（ha）							
1台当りの 駐車 スペース		施行 年月日	最終改正 年月日	商業 地域	近隣商業 地域	駐車場 整備地 区(商業 系以外)	周辺 地区	ふく そう 地区	計 (A)
m×m	内 訳			(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)
2.3×5.0 3.5×5.0	車いす	S35.11.1	H23.3.29	998.0	939.0	0.0	9,479.0	0.0	11,416.0
2.3×5.0 3.0×7.7		S36.8.21	H20.6.1	3,587.0	590.0	263.0	16,705.0	0.0	21,145.0
1.0×2.3	自動二輪								
2.5×6.0		S49.4.1		61.0	102.0	0.0	0.0	0.0	163.0
2.25×5.0		H2.1.1	H4.3.9	7.5	18.0	0.0	0.0	0.0	25.5
2.25×5.0		H1.12.22		56.6	0.0	0.0	0.0	0.0	56.6
2.25×5.0 2.5×6.0 3.6×6.0	10% 身障者	H3.4.1		9.0	18.2	0.0	0.0	0.0	27.2
2.25×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	30% 車いす	H3.4.1		31.0	0.0	0.0	0.0	0.0	31.0
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	30% 車いす	H4.7.1	H8.4.1	269.0	237.0	0.0	0.0	0.0	506.0
2.25×5.0		H5.10.1		148.4	52.1	36.1	0.0	0.0	236.6
2.3×5.0 3.3×5.0	車いす	S35.10.10	H18.3.31	402.0	283.0	219.0	27.0	0.0	931.0
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	30% 車いす	S48.9.25	H4.3.26	314.0	306.0	9.0	0.0	0.0	629.0
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	10% 車いす	H3.10.1		187.0	87.0	0.0	0.0	0.0	274.0
2.25×5.0		S63.10.1		94.0	198.0	0.0	0.0	0.0	292.0
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	30% 車いす	H6.4.1	H23.3.28	57.0	262.0	0.0	0.0	0.0	319.0
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	30% 車いす	S59.1.12	H6.3.31	7.0	43.0	0.0	0.0	0.0	50.0
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	30% 車いす (2%)	S49.9.27	H4.4.1	41.1	19.6	0.0	0.0	0.0	60.7
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	30% 車いす	H9.10.1		29.0	65.0	0.0	0.0	0.0	94.0
2.5×5.0		H2.4.1	H22.9.15	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	30% 車いす	H3.4.1	H9.3.31	2.1	1.8	0.0	0.0	0.0	3.9
2.5×6.0		H1.4.1		0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	90% 10% 車いす	H4.11.1		285.5	31.5	0.0	0.0	0.0	317.0
2.3×5.0 3.5×6.0 7.5×6.0 (3.0×7.7)	車いす	H10.7.1		163.9	24.8	116.3	0.0	0.0	305.0

都道府県	都市名	区分	附置義務条例の内容							
			駐車場整備地区、商業地域又は近隣商業地域						周辺又はふくそう地区	
			百貨店、店舗 又は事務所（C）		特定用途 （Cを除く）		非特定用途		特定用途	
			附置義務 建築物規模	附置基準	附置義務 建築物規模	附置基準	附置義務 建築物規模	附置基準	附置義務 建築物規模	附置基準
m ²	m ² に1台	m ²	m ² に1台	m ²	m ² に1台	m ²	m ² に1台			
岡山県	岡山市③		1,500～6,000 6,000～	※16 150 150	1,500～6,000 6,000～	※16 200 200	2,000～6,000 6,000～	※16 400 400	2,000～6,000 6,000～	※17 200 200
	津山市		1,500～	200	1,500～	200	3,000～	400		
広島県	広島市③		1,500～	150	1,500～	250	2,000～	450	2,000～	250
	福山市		1,500～	150	1,500～	150	3000	300	3,000～	300
	呉市②③		1,000～6,000 6,000～ (2,000～)	125 150 百貨店等 (3,000) 事務所 (5,000)	1,000～6,000 6,000～ (2,000～)	125 150 百貨店等 (1,500) 事務所 (4,000)	2,000～6,000 6,000～	300 450	2,000～6,000 6,000～	100 150
山口県	下関市③		1,000～	150	1,000～	150	1000～	300	2,000～	150
	山口市③		1000～	150	1,000～	150	2,000～	450	2000～	150
	宇部市③		2,000～	200	2,000～	200	3,000～	300	3,000～	300
	周南市③		1,000～	150	1,000～	150	2,000～	300	2,000～	150
	岩国市②③		1,000～ (2,000～)	150 3,000 店舗 事務所 5,000	1,000～ (2,000～)	150 1,500 倉庫 以外 4,000	2,000～	450	2,000～ (3,000～)	150 (5,000)
	防府市③		1,000～	150	1,000～	150	2,000～	300	2,000～	150
徳島県	徳島市③④		1,000～	150	1,000～	150	2,000～	400		
香川県	高松市②③④		1,000～ (2,000～)	150 百貨店等 (3,000) 事務所 (5,000)	1,000～ (2,000～)	150 倉庫 (1,500) その他 (4,000)	2,000～	400		
	丸亀市		1,000～	150	1,000～	150	3,000～	400		
愛媛県	松山市④		2,000～6,000 6,000～10,000 10,000～50,000 50,000～100,000 100,000～	※3 300 ※4 事務所のみ ※5 事務所のみ ※6 事務所のみ	2,000～6,000 6,000～	※3 300	2,000～6,000 6,000～	※1 450	1,000～6,000 6,000～10,000 10,000～50,000 50,000～100,000 100,000～	※7 300 ※4 事務所のみ ※5 事務所のみ ※6 事務所のみ
	今治市		1,000～	200	1,000～	200	3,000～	300	3,000～	300
	宇和島市		1,000～	150	1,000～	150	3,000～	450		
	四国中央市		1,000～	150	1,000～150		1,000～	450		
高知県	高知市		2,000～	300	2,000～	300	3,000～	400	3,000～	400
	福岡市②		1,500～ (2,000～)	300 (6,000)	1,500～ (2,000～)	300 (6,000)	2,000～	450	2,000～	300
福岡県	北九州市		2,000～	300	2,000～	300	3,000～	450		
	久留米市		2,000～	400	2,000～	400	3,000～	450		
	大牟田市③		1,000～6,000 6,000～	150 150	1,000～6,000 6,000～	150 150	3,000～6,000 6,000～	450 450	3,000～6,000 6,000～	150 150

(附置の基準)		附置義務地区指定状況 (ha)							
1台当りの 駐 車 スペース		施 行 年 月 日	最終改正 年 月 日	商 業 地 域	近隣商業 地 域	駐 車 場 整 備 地 区(商業 系以外)	周 辺 地 区	ふく そ う 地 区	計 (A)
m×m	内 訳			(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)
2.3×5.0 2.5×5.5 3.3×6.0	70% 30% 車いす	S42.4.1	H19.1.22	590.0	601.0	13.7	2,026.0	323.0	3,553.7
		S63.9.22		86.0					86.0
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	30% 車いす	S43.4.1	H11.4.1	701.0	1,307.0	233.5	10,404.0	0.0	12,645.5
2.5×6.0		S46.4.1	S49.4.1	238.2	677.3		372.0	0.0	1,287.5
2.5×5.0 3.5×6.0 (3.0×7.7)		S46.12.21	H7.12.19	142.0	302.0	0.0	66.8	0.0	510.8
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	車いす	S48.4.1	H17.9.27	377.0	198.0	2.6	0.0	0.0	577.6
2.3×5.0 2.3×7.5		H24.10.1		213.6	84.9	40.1	125.6	0.0	464.2
2.5×6.0		S47.7.1		240.2	207.0	0.0	944.0	0.0	1,391.2
2.3×5.0 2.5×5.5 3.5×6.0	30% 車いす	S49.12.25	H15.12.25	217.0	194.0	32.0	0.0	0.0	443.0
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0 (3.0×7.7)	車いす	S49.1.1	H11.4.1	193.0	152.0	0.0	0.0	0.0	345.0
2.3×5.0 2.5×5.5 3.5×6.0	30% 車いす	H13.4.1		113.0	35.0		29.0		177.0
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	30% 車いす	S48.1.5	H4.3.27	347.0	74.0	0.0	0.0	0.0	421.0
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0 (3.0×7.7)	30% 車いす	S57.4.1	H7.3.27	241.8	25.5	0.0	0.0	0.0	267.3
2.5×6.0		S63.12.1	H17.3.22	45.0	0.0	0.0	0.0	0.0	45.0
2.3×5.0 3.5×6.0	車いす (1台以上)	S45.1.10	H23.10.1	300.6	552.9		5,703.0		6,556.5
2.5×6.0		S51.1.16	H17.1.16	116.5	92.3	32.1	340.0	0.0	580.9
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0	30% 車いす	S52.4.1	H17.8.1	57.0	31.3	0.0	13.2	0.0	101.5
2.5×5.5 3.5×6.0	車いす	H19.4.1		65.1	73.4	0.0	10.0	0.0	148.5
2.5×6.0		S46.10.1	H6.10.1	309.0	113.0	0.0	698.1	309.3	1,429.4
2.3×5.0 2.5×5.5 3.5×5.5 (3.0×7.7)	70% 30% 車いす	S47.4.1	H10.12.28	1,471.0	331.0	10.0	0.0	0.0	1,812.0
2.25×5.0		S42.10.31	S55.4.1	1,158.0	787.0	11.0	0.0	0.0	1,956.0
2.3×5.0		S54.4.1		202.9	0.0	0.0	0.0	0.0	202.9
2.3×5.0		H3.6.1		135.0	0.0	0.0	5.0	0.0	140.0

都道府県	都市名	区分	附置義務条例の内容							
			駐車場整備地区、商業地域又は近隣商業地域						周辺又はふくそう地区	
			百貨店、店舗 又は事務所（C）		特定用途 （Cを除く）		非特定用途		特定用途	
			附置義務 建築物規模	附置基準	附置義務 建築物規模	附置基準	附置義務 建築物規模	附置基準	附置義務 建築物規模	附置基準
m ²	m ² に1台	m ²	m ² に1台	m ²	m ² に1台	m ²	m ² に1台			
長崎県	長崎市	②③	1,000～ (2,000～)	150 百貨店等 (3,000) 事務所 (5,000)	1,000～	150 倉庫 (1,500) その他 (4,000)	2,000～	400	2,000～ (3,000～)	150 (5,000)
	佐世保市	②	1,000～ (2,000～)	150 百貨店等 (3,000) 事務所 (5,000)	1,000～ (2,000～)	150 倉庫 (1,500) その他 (4,000)	2,000～	450		
熊本県	熊本市	③	2,000～	300	2,000～	300	3,000～	450		
大分県	大分市	②④	1,000～ (2,000～)	150 百貨店等 (3,000) 事務所 (5,000)	1,000～ (2,000～)	150 倉庫 (1,500) その他 (4,000)	2,000～	450	2,000～ (3,000～)	150 (5,000)
宮崎県	宮崎市	④	1,500～	300	1,500～	300	3,000～	400	3,000～	400
	都城市	③	1,000～	150	1,000～	150	1,000～	400	2,000～	150
鹿児島県	鹿児島市	③	1,500～	150	1,500～	200	2,000～	400		
	奄美市	②③	2,000～	150	2,000～	150	2,000～	450	2,000～	150
沖縄県	那覇市		1,000～	150	1,000～	150	2,000～	300	2,000～	150
合計		198都市	(うち荷さばき施設の附置に関する項目を含む条例化 90都市)							

注) ※1 区分欄

- ①………… 自動二輪車のための駐車施設の附置に関する項目を含む条例
- ②………… 荷さばき施設の附置に関する項目を含む条例
- ③………… 一定の規模以上の建築物に対して緩和措置を設けている条例
- ④………… 特定の用途に対しての建築物に対して緩和措置を設けている条例
- ⑤………… 公共交通の利便性の高い地域における附置義務基準の緩和措置を設けている条例

※2 ()内は、荷さばきのための駐車施設の附置の基準である。

※3 $1 - \{2,000 \times (6,000 - \text{延べ面積}) / (6,000 \times \text{特定用途の床面積} + \text{非特定用途の床面積の合計} - 2,000 \times \text{延べ面積})\}$

※4 $\{(床面積 - 10,000) \times 0.7 + 10,000\} / 300$

※5 $\{(床面積 - 50,000) \times 0.6 + (50,000 - 10,000) \times 0.7 + 10,000\} / 300$

※6 $\{(床面積 - 100,000) \times 0.5 + (100,000 - 50,000) \times 0.6 + (50,000 - 10,000) \times 0.7 + 10,000\} / 300$

※7 $1 - \{(6,000 - \text{延べ面積}) / (2 \times \text{延べ面積})\}$

※8 $(\text{延べ面積} / 150) \times \{1 - 1,000 \times (6,000 - \text{延べ面積}) / (6,000 \times C - 1,000 \times \text{延べ面積})\}$

(附置の基準)		附置義務地区指定状況 (ha)							
1台当りの 駐 車 スペース		施 行	最終改正	商 業	近隣商業	駐車場 整備地 区(商業 系以外)	周 辺	ふく そう	計
m×m		年 月 日	年 月 日	地 域	地 域	地 区	地 区	地 区	(A)
内 訳				(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)
2.3×5.0 3.5×5.0 (3.0×7.7)	車いす	S45.10.5	H13.6.27	299.0	114.0	52.0	3,783.0	0.0	4,248.0
2.5×5.5 3.5×6.0 (3.0×7.7)	車いす	S54.4.1	H10.12.17	338.1	153.0	25.9	0.0	0.0	517.0
2.5×6.0		S45.10.1		143.9	0.0	0.0	0.0	0.0	143.9
2.3×5.0 2.5×6.0 3.5×6.0 (3.0×7.7)		S44.4.1	H12.3.28	346.0	507.0	0.0	320.0	0.0	1,173.0
2.5×5.5		S47.4.1	H17.12.20	184.0	204.0	0.0	1,037.7	152.0	1,577.7
2.3×5.0 3.5×6.0	2% 車いす	H18.1.1		95.2	46.0	5.6	186.3	0.0	333.1
2.3×5.0 3.5×6.0	車いす	S42.4.29	H9.3.29	458.0	149.0	145.2	0.0	0.0	752.2
2.3×5.0 2.3×6.0 3.5×5.0	30% 車いす	H18.3.20		23.7	12.6	0.0	28.9	15.4	80.6
2.5×6.0		S60.4.1	H4.4.1	421.1	136.2	0.0	2,618.6	0.0	3,175.9

- ※9 (延べ面積/450) × {1-1,000×(6,000-延べ面積) / (6,000×C-1,000×延べ面積)}
 ここで、C=(特定用途の延べ面積)+1/2×(非特定用途の延べ面積)
- ※10 (延べ面積/150) × {1-1,500×(6,000-延べ面積) / (6,000×A-1,500×延べ面積)}
- ※11 {(床面積-10,000) × 0.7+10,000} / 150
- ※12 {(床面積-50,000) × 0.6+(50,000-10,000) × 0.7+10,000} / 150
- ※13 {(床面積-100,000) × 0.5+(100,000-50,000) × 0.6+(50,000-10,000) × 0.7+10,000} / 150
- ※14 (延べ面積/150) × {1-1,500×(6,000-延べ面積) / (6,000×A-1,500×延べ面積)}
- ※15 (延べ面積/300) × {1-1,500×(6,000-延べ面積) / (6,000×A-1,500×延べ面積)}
- ここで、A=(特定用途の延べ面積)+(非特定用途の延べ面積) × 0.75
- ※16 1-(1500×(6000-延床面積) / (6000×(特定用途の延床面積+非特定用途の延床面積×3/4)-1500×延床面積))
- ※17 1-(6000-延床面積) / (2×延床面積)

(2) 年度別附置義務条例制定状況

年度	制 定 状 況										都市数	
昭和33	東京(23区) 61,338.6	八王子市 ※1	立川市 ※1	武蔵野市 ※1	三鷹市 ※1							27
34	名古屋市 4,933.0											1
35	京都市 11,416.0	神戸市 931.0										2
36	大阪市 21,145.0											1
37												0
38												0
39	横浜市 19,382.0	浜松市 764.0										2
40	札幌市 16,122.0	仙台市 3,417.1	金沢市 969.0	飯田市 418.0	静岡市 1113.9							5
41	秋田市 741.0	福井市 967.0	諏訪市 4,636.3									3
42	横須賀市 6,344.0	長野市 3,514.0	鹿児島市 752.2	北九州市 1,956.0	岡山市 3,553.7							5
43	沼津市 113.0	広島市 12,645.5	新潟市 977.7									3
44	松山市 6,556.5	八戸市 369.0	武生市 ※2	函館市 541.1	高岡市 293.4	豊橋市 145.0	大分市 1,173.0					6
45	熊本市 143.9	長崎市 4,248.0										2
46	千葉市 12,868.0	前橋市 4,594.0	岡崎市 69.3	大野市 479.4	高知市 1,429.4	山形市 698.2	呉市 510.8	福山市 1,287.5	盛岡市 683.0			9
47	旭川市 512.7	釧路市 319.5	岐阜市 2,735.3	一宮市 409.7	多治見市 220.0	宇部市 1,391.2	徳島市 421.0	福岡市 1,812.0	宮崎市 1,577.7			9
48	青森市 743.7	高崎市 494.7	君津市 62.0	富山市 351.5	姫路市 629.0	岩国市 345.0	山口市 464.2	下関市 577.6				8
49	川越市 191.3	茨木市 163.0	伊丹市 60.7	掛川市 76.0	周南市 443.0							5
50	小樽市 140.0	塩竈市 137.4	今治市 580.9									3
51	小郡町 ※3	中津川市 39.0	四日市市 503.4									2
52	宇和島市 101.5	安城市 160.0										2
53	釜石市 29.4											1
54	久留米市 202.9	町田市 ※1	佐世保市 517.0									3
55												0
56	瑞浪市 37.6	一関市 88.6										2
57	豊田市 253.0	高山市 129.1	高松市 267.3									3
58	芦屋市 50.0	松戸市 107.5	北上市 89.6									3
59												0
60	那覇市 3,175.9											1
61	茅野市 696.0											1
62	豊明市 2.0											1
63	明石市 292.0	つくば市 87.0	相模原市 207.0	厚木市 54.7	津山市 86.0	丸亀市 45.0						6

年度	制 定 状 況												都市数	
平成1	筑西市 26.0	泉大津市 25.5	泉佐野市 56.6	草加市 103.6	上市町 36.0	桜井市 0.9								6
2	水戸市 410.0	奈良市 20.0	木更津市 158.7	天童市 101.0										4
3	岸和田市 31.0	宇都宮市 458.7	塩尻市 30.0	茂原市 76.0	春日井市 38.0	摂津市 27.2	伊勢市 211.4	尼崎市 274.0	生駒市 3.9	大牟田市 140.0	七尾市 133.0			11
4	東京(21市) ^{※1} 23,005.9	船橋市 224.0	大垣市 200.4	久居市 ※4	東大阪市 506.0	伊勢原市 9.0	和歌山市 317.0	小諸市 54.0						27
5	上田市 162.0	小牧市 45.0	岡谷市 1,328.0	津市 ※5	堺市 236.6	川崎市 9,930.0								5
6	柏市 77.6	大和市 202.0	弘前市 270.0	西宮市 319.0	小浜市 352.0	須坂市 56.0	佐久市 119.0							7
7	熊谷市 119.0	大町市 22.5	小布施町 11.0	小田原市 298.0										4
8	帯広市 271.0	豊科町 ※6	中野市 35.0											2
9	取手市 49.0	三田市 94.0												2
10	松江市 305.0	駒ヶ根市 67.0												2
11	瀬戸市 31.0													1
12														0
13	防府市 177.0	さいたま市 669.0												2
14	都城市 333.1													1
15	千曲市 134.0	鎌倉市 119.0												2
16														0
17	安曇野市 21.0	越前市 315.0	津市 376.7	奄美市 80.6	守谷市 7.6									5
18														0
19	四国中央市 148.5													1
20														0
21														0
22														0
23														0
計	279,779.1 ha												198 都市	

(注) 各都市名の下の数値は、平成25年3月末現在の附置義務条例適用地区面積 (ha) である。

※1 附置義務条例適用地区については、東京都市部 (23区26市) 一括である。

東京21市：東京都内26市のうち (八王子市、武蔵野市、町田市、三鷹市、立川市) を除く21市である。

※2 現越前市 (越前市としてH17に施行されているため、都市数・面積は計上しない)

※3 現山口市 (山口市に含まれるため、都市数・面積は計上しない)

※4 現安曇野市 (安曇野市としてH17に施行されているため、都市数・面積は計上しない)

※5 現津市 (津市としてH17に施行されているため、都市数・面積は計上しない)

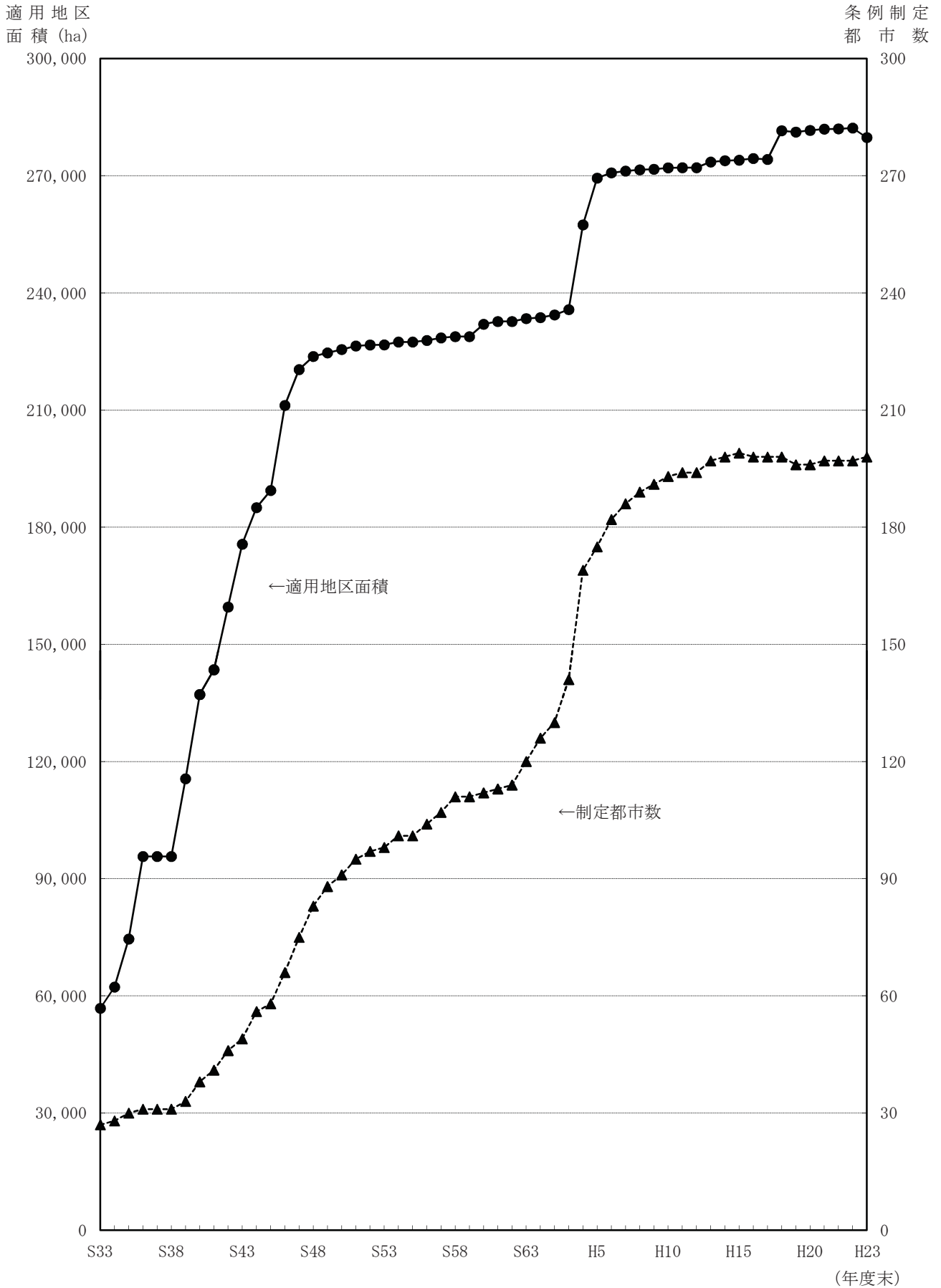
※6 現久居市 (津市に含まれるため、都市数・面積は計上しない)

(3) 都道府県別附置義務条例制定状況

都道府県	都 市 名									都市数
北海道	札幌市	旭川市	函館市	釧路市	小樽市	帯広市				6
青森県	青森市	八戸市	弘前市							3
岩手県	盛岡市	一関市	北上市	釜石市						4
宮城県	仙台市	塩竈市								2
秋田県	秋田市									1
山形県	山形市	天童市								2
福島県										0
茨城県	水戸市	つくば市	筑西市	取手市	守谷市					5
栃木県	宇都宮市									1
群馬県	前橋市	高崎市								2
埼玉県	川越市	草加市	熊谷市	さいたま市						4
千葉県	千葉市	船橋市	松戸市	木更津市	君津市	茂原市	柏市			7
東京都	区部(23区)	市部(26市)								49
神奈川県	横浜市	川崎市	相模原市	横須賀市	厚木市	小田原市	伊勢原市	大和市	鎌倉市	9
山梨県										0
新潟県	新潟市									1
富山県	富山市	高岡市	上市町							3
石川県	金沢市	七尾市								2
長野県	長野市	諏訪市	飯田市	塩尻市	茅野市	小諸市	上田市	岡谷市	須坂市	16
	佐久市	大町市	中野市	駒ヶ根市	千曲市	小布施町	安曇野市			
岐阜県	岐阜市	多治見市	中津川市	瑞浪市	高山市	大垣市				6
静岡県	静岡市	浜松市	沼津市	掛川市						4
愛知県	名古屋市	豊橋市	豊田市	岡崎市	春日井市	一宮市	安城市	小牧市	豊明市	10
	瀬戸市									
三重県	四日市市	伊勢市	津市							3
福井県	福井市	越前市	大野市	小浜市						4
滋賀県										0
京都府	京都市									1
大阪府	大阪市	茨木市	岸和田市	摂津市	泉大津市	泉佐野市	東大阪市	堺市		8
兵庫県	神戸市	尼崎市	姫路市	明石市	伊丹市	芦屋市	西宮市	三田市		8
奈良県	奈良市	生駒市	桜井市							3
和歌山県	和歌山市									1
鳥取県										0
島根県	松江市									1
岡山県	岡山市	津山市								2
広島県	広島市	福山市	呉市							3
山口県	山口市	宇部市	下関市	岩国市	周南市	防府市				6
徳島県	徳島市									1
香川県	高松市	丸亀市								2
愛媛県	松山市	今治市	宇和島市	四国中央市						4
高知県	高知市									1
福岡県	福岡市	北九州市	久留米市	大牟田市						4
佐賀県										0
長崎県	長崎市	佐世保市								2
熊本県	熊本市									1
大分県	大分市									1
宮崎県	宮崎市	都城市								2
鹿児島県	鹿児島市	奄美市								2
沖縄県	那覇市									1
合 計										198 都市

※ 東京都市部：調布市、西東京市、多摩市、狛江市、国分寺市、小金井市、羽村市、小平市、日野市、府中市、昭島市、東村山市、国立市、福生市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、稲城市、あきる野市、八王子市、武蔵野市、立川市、青梅市、町田市、三鷹市

(4) 附置義務条例適用地区面積の推移



(5) 駐車施設の附置の特例適用状況

都道府県	都市名	敷地外附置特例距離	附置義務駐車施設		うち敷地外特例		特例適用の割合	
			箇所数	台数	箇所数	台数	箇所数ベース	台数ベース
北海道	札幌市	おおむね 200 m以内	3,118	179,793	153	3,915	4.9%	2.2%
	旭川市	おおむね 200 m以内	243	10,085	33	726	13.6%	7.2%
	函館市	おおむね 200 m以内	164	6,251	23	666	14.0%	10.7%
	釧路市	規定なし	102	6,469	5	300	4.9%	4.6%
	帯広市	おおむね 200 m以内	42	3,055	8	574	19.0%	18.8%
	小樽市	おおむね 200 m以内	41	1,277	9	153	22.0%	12.0%
青森県	青森市	200 m以内	185	12,701	21	297	11.4%	2.3%
	八戸市	200 m以内	118	5,132	35	1,047	29.7%	20.4%
	弘前市	200 m以内	38	3,693	9	549	23.7%	14.9%
岩手県	盛岡市	おおむね 200 m以内	305	21,560	30	882	9.8%	4.1%
	一関市	おおむね 200 m以内	10	285	1	38	10.0%	13.3%
	北上市	おおむね 200 m以内	2	1,727	-	-	0.0%	0.0%
	釜石市	おおむね 200 m以内	-	-	-	-	-	-
宮城県	塩竈市	200 m以内	19	240	3	49	15.8%	20.4%
	仙台市	200 m以内	966	77,854	81	1,771	8.4%	2.3%
秋田県	秋田市	200 m以内	120	13,069	11	643	9.2%	4.9%
山形県	山形市	おおむね 200 m以内	103	5,582	33	1,246	32.0%	22.3%
	天童市	おおむね 200 m以内	8	661	3	226	37.5%	34.2%
茨城県	水戸市	200 m以内	117	11,758	15	1,219	12.8%	10.4%
	つくば市	500 m以内	8	4,225	4	190	50.0%	4.5%
	取手市	200 m以内	10	73	1	1	10.0%	1.4%
	筑西市	200 m以内	1	16	1	16	100.0%	100.0%
	守谷市	200 m以内	6	421	1	2	16.7%	0.5%
栃木県	宇都宮市	おおむね 200 m以内	121	7,690	13	435	10.7%	5.7%
群馬県	高崎市	200 m以内	81	9,829	41	2,029	50.6%	20.6%
	前橋市	おおむね 300 m以内	291	20,505	57	3,514	19.6%	17.1%
埼玉県	川越市	300 m以内	146	4,287	33	481	22.6%	11.2%
	草加市	200 m以内	43	2,435	4	81	9.3%	3.3%
	熊谷市	300 m以内	19	618	6	83	31.6%	13.4%
	さいたま市	300 m以内	120	14,568	12	2,494	10.0%	17.1%
千葉県	船橋市	おおむね 300 m以内	37	2,723	7	143	18.9%	5.3%
	松戸市	おおむね 200 m以内	85	3,505	18	225	21.2%	6.4%
	柏市	300 m以内	45	1,792	12	162	26.7%	9.0%
	木更津市	おおむね 200 m以内	22	872	1	15	4.5%	1.7%
	茂原市	おおむね 200 m以内	8	54	-	-	0.0%	0.0%
	君津市	おおむね 200 m以内	17	1,634	4	145	23.5%	8.9%
	千葉市	おおむね 200 m以内	846	114,946	81	2,388	9.6%	2.1%
東京都	区部	おおむね 300 m以内	20,430	581,114	135	1,264	0.7%	0.2%
	市部	おおむね 300 m以内	2,261	103,274	24	1,565	1.1%	1.5%
神奈川県	横浜市	おおむね 300 m以内	6,658	293,341	291	4,542	4.4%	1.5%
	横須賀市	おおむね 200 m以内	193	5,919	28	323	14.5%	5.5%
	大和市	おおむね 200 m以内	79	1,016	4	77	5.1%	7.6%
	厚木市	おおむね 200 m以内	33	2,052	8	282	24.2%	13.7%
	小田原市	おおむね 200 m以内	50	2,101	1	101	2.0%	4.8%
	鎌倉市	おおむね 200 m以内	20	248	2	16	10.0%	6.5%
	伊勢原市	おおむね 200 m以内	4	1,153	-	-	0.0%	0.0%
	川崎市	おおむね 300 m以内	1,122	56,262	79	1,652	27.7%	2.8%
	相模原市	おおむね 200 m以内	47	3,691	13	103	27.7%	2.8%

都道府県	都市名	敷地外附置特例距離	附置義務駐車施設		うち敷地外特例		特例適用の割合	
			箇所数	台数	箇所数	台数	箇所数ベース	台数ベース
長野県	長野市	おおむね 200 m以内	529	39,925	86	6,418	16.3%	16.1%
	上田市	200 m以内	22	3,948	5	138	22.7%	3.5%
	飯田市	おおむね 200 m以内	21	1,267	2	50	9.5%	3.9%
	佐久市	おおむね 200 m以内	14	2,644	-	-	0.0%	0.0%
	安曇野市	おおむね 200 m以内	-	-	-	-	-	-
	塩尻市	おおむね 200 m以内	4	620	-	-	0.0%	0.0%
	千曲市	おおむね 200 m以内	2	7	-	-	0.0%	0.0%
	茅野市	200 m以内	9	2,664	-	-	0.0%	0.0%
	岡谷市	おおむね 200 m以内	56	6,091	-	-	0.0%	0.0%
	須坂市	おおむね 200 m以内	1	320	-	-	0.0%	0.0%
	諏訪市	200 m以内	105	7,362	4	225	3.8%	3.1%
	中野市	おおむね 200 m以内	-	-	-	-	-	-
	小諸市	おおむね 200 m以内	2	34	-	-	0.0%	0.0%
	駒ヶ根市	おおむね 200 m以内	-	-	-	-	-	-
	大町市	おおむね 200 m以内	-	-	-	-	-	-
小布施町	おおむね 200 m以内	-	-	-	-	-	-	
新潟県	新潟市	おおむね 200 m以内	261	13,458	39	2,780	14.9%	20.7%
富山県	富山市	200 m以内	92	6,856	10	570	10.9%	8.3%
	高岡市	200 m以内	26	4,342	4	254	15.4%	5.8%
	上市町	200 m以内	1	100	-	-	0.0%	0.0%
石川県	金沢市	おおむね 200 m以内	457	29,075	60	1,401	13.1%	4.8%
	七尾市	おおむね 200 m以内	194	3,878	24	1,005	12.4%	25.9%
岐阜県	岐阜市	おおむね 300 m以内	422	23,322	45	870	10.7%	3.7%
	大垣市	おおむね 200 m以内	10	380	8	108	80.0%	28.4%
	高山市	おおむね 200 m以内	24	1,472	3	75	12.5%	5.1%
	多治見市	おおむね 200 m以内	60	3,802	4	100	6.7%	2.6%
	中津川市	おおむね 300 m以内	2	1,322	-	-	0.0%	0.0%
	瑞浪市	おおむね 200 m以内	1	246	-	-	0.0%	0.0%
静岡県	沼津市	200 m以内	49	3,832	6	135	12.2%	3.5%
	掛川市	200 m以内	6	451	-	-	0.0%	0.0%
	静岡市	おおむね 200 m以内	399	19,070	85	3,959	21.3%	20.8%
	浜松市	おおむね 300 m以内	131	13,730	23	899	17.6%	6.5%
愛知県	豊田市	200 m以内	88	6,708	7	200	8.0%	3.0%
	一宮市	200 m以内	87	4,238	11	288	12.6%	6.8%
	岡崎市	200 m以内	25	1,986	-	-	0.0%	0.0%
	豊橋市	200 m以内	37	3,065	4	86	10.8%	2.8%
	春日井市	200 m以内	13	683	4	156	30.8%	22.8%
	安城市	200 m以内	106	5,517	21	366	19.8%	6.6%
	小牧市	200 m以内	25	1,505	2	60	8.0%	4.0%
	瀬戸市	おおむね 200 m以内	4	925	-	-	0.0%	0.0%
	豊明市	200 m以内	-	-	-	-	-	-
名古屋	おおむね 300 m以内	2,999	160,016	225	6,074	7.5%	3.8%	
三重県	四日市市	200 m以内	187	5,277	21	394	11.2%	7.5%
	津市	200 m以内	80	4,762	10	233	12.5%	4.9%
	伊勢市	規定なし	9	354	3	75	33.3%	21.2%
福井県	福井市	おおむね 200 m以内	134	10,611	19	447	14.2%	4.2%
	越前市	200 m以内	100	8,270	1	69	1.0%	0.8%
	大野市	100 m以内	7	2,135	1	3	14.3%	0.1%
	小浜市	200 m以内	4	45	1	8	25.0%	17.8%
京都府	京都市	おおむね 200 m以内	672	32,637	111	2,083	16.5%	6.4%

都道府県	都市名	敷地外附置特例距離	附置義務駐車施設		うち敷地外特例		特例適用の割合	
			箇所数	台数	箇所数	台数	箇所数ベース	台数ベース
大阪府	東大阪市	おおむね 500 m以内	310	18,405	10	162	3.2%	0.9%
	茨木市	おおむね 200 m以内	65	687	18	218	27.7%	31.7%
	岸和田市	おおむね 200 m以内	3	341	-	-	0.0%	0.0%
	泉佐野市	おおむね 200 m以内	16	6,743	1	2,949	6.3%	43.7%
	摂津市	おおむね 500 m以内	-	-	-	-	-	-
	泉大津市	おおむね 200 m以内	-	-	-	-	-	-
	大阪市	おおむね 200 m以内	6,981	261,468	395	6,366	5.7%	2.4%
堺市	おおむね 300 m以内	26	2,307	3	77	11.5%	3.3%	
兵庫県	姫路市	おおむね 250 m以内	263	11,004	36	1,067	13.7%	9.7%
	西宮市	おおむね 200 m以内	136	8,778	23	522	16.9%	5.9%
	尼崎市	おおむね 200 m以内	17	2,939	11	68	64.7%	2.3%
	明石市	おおむね 200 m以内	44	8,932	2	73	4.5%	0.8%
	伊丹市	おおむね 200 m以内	52	2,212	3	13	5.8%	0.6%
	三田市	おおむね 200 m以内	22	3,730	3	217	13.6%	5.8%
	芦屋市	おおむね 200 m以内	12	1,349	1	4	8.3%	0.3%
神戸市	おおむね 200 m以内	1,018	60,515	102	2,076	10.0%	3.4%	
奈良県	奈良市	おおむね 200 m以内	10	884	5	215	50.0%	24.3%
	生駒市	おおむね 200 m以内	5	696	4	22	80.0%	3.2%
	桜井市	200 m以内	1	175	-	-	0.0%	0.0%
和歌山県	和歌山市	おおむね 200 m以内	110	7,225	1	25	0.9%	0.3%
島根県	松江市	200 m以内	35	3,739	-	-	0.0%	0.0%
岡山県	津山市	200 m以内	10	276	1	2	10.0%	0.7%
	岡山市	200 m以内	1,716	39,783	162	6,873	9.4%	17.3%
広島県	福山市	200 m以内	184	18,531	24	804	13.0%	4.3%
	呉市	200 m以内	195	10,822	28	870	14.4%	8.0%
	広島市	200 m以内	1,496	45,531	16	369	1.1%	0.8%
山口県	下関市	200 m以内	317	20,756	47	1,141	14.8%	5.5%
	山口市	おおむね 300 m以内	70	3,617	9	165	12.9%	4.6%
	宇部市	おおむね 200 m以内	91	2,626	3	21	3.3%	0.8%
	周南市	200 m以内	131	4,013	19	241	14.5%	6.0%
	岩国市	おおむね 200 m以内	103	3,569	15	218	14.6%	6.1%
防府市	200 m以内	18	872	4	132	22.2%	15.1%	
徳島県	徳島市	200 m以内	160	8,005	29	963	18.1%	12.0%
香川県	高松市	おおむね 300 m以内	190	8,948	68	3,530	35.8%	39.5%
	丸亀市	おおむね 300 m以内	18	937	5	67	27.8%	7.2%
愛媛県	松山市	おおむね 200 m以内	668	29,849	27	2,034	4.0%	6.8%
	今治市	300 m以内	76	1,085	5	350	6.6%	32.3%
	四国中央市	200 m以内	9	51	-	-	0.0%	0.0%
	宇和島市	おおむね 300 m以内	17	123	-	-	0.0%	0.0%
高知県	高知市	おおむね 200 m以内	223	11,088	34	67	15.2%	0.6%
福岡県	久留米市	200 m以内	77	3,957	9	585	11.7%	14.8%
	大牟田市	200 m以内	22	1,246	2	35	9.1%	2.8%
	福岡市	300 m以内	2,856	109,823	211	3,695	7.4%	3.4%
	北九州市	200 m以内	753	54,657	57	1,091	7.6%	2.0%
長崎県	長崎市	おおむね 300 m以内	458	26,218	54	1,078	11.8%	4.1%
	佐世保市	300 m以内	106	1,592	23	381	21.7%	23.9%
熊本県	熊本市	200 m以内	158	7,123	64	712	40.5%	10.0%
大分県	大分市	おおむね 200 m以内	479	27,360	29	2,202	6.1%	8.0%

都道府県	都市名	敷地外附置特例距離	附置義務駐車施設		うち敷地外特例		特例適用の割合	
			箇所数	台数	箇所数	台数	箇所数ベース	台数ベース
宮崎県	宮崎市	200 m以内	162	13,207	22	1,301	13.6%	9.9%
	都城市	200 m以内	47	3,759	12	1,264	25.5%	33.6%
鹿児島県	鹿児島市	おおむね 300 m以内	326	25,419	42	2,454	12.9%	9.7%
	奄美市	おおむね 200 m以内	-	-	-	-	-	-
沖縄県	那覇市	おおむね 200 m以内	318	21,556	55	2,098	17.3%	9.7%
合計	198 都市		66,561	2,949,036	3,897	114,976	5.9%	3.9%

3 都市計画駐車場
都市計画駐車場一覧表

都道府県	都市名	駐車場名	所在地	届出	都市計画		設置者
					決定年月日	最終変更年月日	
北海道	札幌市	北1条	札幌市中央区北1条西1丁目	○	S41.12.2	—	市町村
北海道	札幌市	大通地下	札幌市中央区大通西1～3丁目	○	S45.6.15	—	第三セクター
北海道	札幌市	札幌駅北口地下	札幌市北区北7条西3丁目		H6.6.2	—	市町村
北海道	旭川市	旭川市七条駐車場	旭川市七条通9丁目	○	S48.7.2	—	市町村
北海道	函館市	棧橋	函館市若松町	○	S45.1.23	H13.6.14	市町村
北海道	函館市	山麓	函館市元町		H2.12.24	—	市町村
北海道	釧路市	釧路川右岸駐車場	釧路市北大通、末広町、栄町、川上町	○	S47.8.10	H18.9.15	市町村
北海道	釧路市	釧路錦町駐車場	釧路市錦町4丁目	○	H11.3.5	—	市町村
北海道	帯広市	帯広中央	帯広市西4条南9丁目	○	S48.10.28	—	市町村
北海道	帯広市	帯広駅北地下	帯広市西2条南12丁目	○	H8.6.6	H9.8.14	市町村
北海道	小樽市	駅前パークキング	小樽市稲穂2丁目		S50.8.16	H2.10.29	市町村
北海道	小樽市	小樽稲穂駐車場	小樽市稲穂3丁目	○	S50.3.31	—	民間 (第三セクターを除く)
北海道	室蘭市	東町パークアンドライド駐車場	室蘭市東町2丁目		H14.5.31	—	市町村
北海道	網走市	三眺	網走市大曲1丁目	○	S61.7.7	—	市町村
北海道	深川市	深川1条	深川市一条7番	○	S51.2.7	S51.12.20	市町村
北海道	留萌市	留萌市明元町	留萌市明元町	○	S50.9.29	—	市町村
北海道	余市町	黒川町営	余市町黒川町3丁目	○	S51.9.6	S51.9.6	市町村
北海道	夕張市	夕張市役所	夕張市本町4丁目		S48.7.5	S55.11.9	市町村
青森県	青森市	青森市文化会館地下駐車場	青森市堤町一丁目	○	S55.11.1	—	市町村
青森県	青森市	青森県営駐車場	青森市新町二丁目	○	S58.7.22	—	国・都道府県
青森県	青森市	青森市青森駅前地下駐車場	青森市新町一丁目	○	S58.12.6	—	市町村
青森県	青森市	青森県営柳町地下駐車場	青森市新町二丁目、長島一丁目	○	H6.7.22	—	国・都道府県
青森県	青森市	青森県営東造道駐車場	青森市東造道二丁目	○	H19.7.26	—	国・都道府県
青森県	八戸市	1号駐車場	八戸市内丸一丁目	○	S51.1.12	—	市町村
青森県	三沢市	三沢市営駐車場	三沢市幸町一丁目	○	S55.8.25	—	市町村
岩手県	盛岡市	岩手県営内丸駐車場	盛岡市内丸	○	S44.11.5	—	国・都道府県
岩手県	盛岡市	岩手公園地下駐車場	盛岡市内丸	○	S45.12.22	—	市町村
岩手県	一関市	地主町駐車場	一関市地主町3番19号	○	S55.11.29	—	市町村
岩手県	一関市	西口南駐車場	一関市駅前67番地1	○	S52.10.3	—	市町村
岩手県	北上市	北上駅前駐車場	北上市大通り一丁目	○	S58.6.1	—	市町村
岩手県	平泉町	中尊寺第2	平泉町平泉字坂下	○	S60.6.30	—	市町村
宮城県	仙台市	二日町	青葉区二日町	○	S45.11.24	—	市町村
宮城県	仙台市	勾当台公園地下	青葉区国分町	○	S61.11.14	—	市町村
宮城県	気仙沼市	南町海岸	気仙沼市南町海岸	○	S52.4.25	—	市町村
宮城県	塩竈市	塩竈中央公共駐車場	塩竈市海岸通	○	S51.3.2	S53.11.27	市町村
秋田県	能代市	柳町公共駐車場	能代市柳町	○	S52.11.8	—	民間 (第三セクターを除く)
山形県	山形市	山形県営	山形市旅籠町三丁目	○	H1.9.8	H1.12.13	国・都道府県
山形県	山形市	くみあい	山形市幸町	○	S47.10.30	—	民間 (第三セクターを除く)
山形県	山形市	山形市香澄	山形市香澄町二丁目	○	S47.4.6	S58.6.17	市町村
山形県	山形市	山形市中央	山形市旅籠町二丁目	○	S58.6.17	—	市町村
山形県	山形市	山形市大手町	山形市大手町	○	S60.6.11	—	市町村
山形県	山形市	山形市済生館前	山形市七日町一丁目	○	H3.12.25	—	市町村
山形県	山形市	山形市山形駅東口	山形市香澄町一丁目	○	H5.1.6	—	市町村
山形県	山形市	山形市山形駅西口	山形市城南町一丁目	○	H9.7.25	—	国・都道府県
山形県	鶴岡市	鶴岡駅前再開発ビル駐車場	鶴岡市末広町	○	S62.6.8	—	市町村
山形県	酒田市	酒田市中央地下駐車場	酒田市中町一丁目5番地の1	○	S52.3.25	—	市町村
福島県	郡山市	郡山市郡山駅西口	郡山市字東宿	○	H9.2.21	—	市町村
茨城県	水戸市	水戸市赤塚駅北口	水戸市赤塚1丁目	○	H7.12.25	—	市町村
茨城県	水戸市	五軒町地下	水戸市五軒町1丁目	○	S63.1.18	—	市町村
茨城県	水戸市	常磐町駐車場	水戸市常磐町1丁目	○	H3.8.20	—	市町村
茨城県	水戸市	三の丸	水戸市三の丸	○	S43.12.28	S62.3.27	民間 (第三セクターを除く)
茨城県	つくば市	つくばセンター地下	つくば市吾妻1丁目	○	S57.1.8	—	市町村

管理形態	区域面積 (ha)	延床面積 (ha)	駐車場の構造		台数 供用 台数	料 金	備考(地下構造の上部施設名)
			形式	階 - 層			
指定管理	0.46	0.46	平面	—	157	¥170/30min 8:00~22:00 ¥100/60min 22:00~翌8:00	—
その他	1.51	1.51	地下・自走	B1-1	371	¥380/1hr → ¥190/30min	(都計道)大通
直営	1.20	1.00	地下・自走	B1-1	230	¥170/30min	札幌駅北口駅前広場
指定管理	0.72	0.80	地下・自走	B2-2	242	¥100/30min 8:00~22:00 ¥100/1hr 22:00~翌8:00	旭川市役所 総合庁舎
指定管理	0.10	0.10	平面	—	36	¥200/1hr	—
運営委託	0.40	0.40	平面	—	67	—	—
指定管理	0.57	0.44	平面	—	202	¥210/1hr	—
指定管理	0.29	1.44	立体・自走	7-8	509	¥210/1hr	—
指定管理	0.38	1.28	立体・自走	5-5	406	¥100/30min	—
指定管理	0.89	0.89	地下・自走	B1-1	200	¥100/30min	帯広駅前北交通広場
指定管理	0.23	0.20	平面	—	73	¥250/1hr	—
指定管理	0.13	0.44	立体・自走	5-6	147	¥100/30min	—
直営	0.25	0.25	平面	—	101	—	—
直営	0.19	0.19	平面	—	47	¥1,050/1hr 大型自動車 ¥210/1hr 普通自動車 ¥100/1hr 自動二輪車	—
運営委託	0.36	0.36	平面	—	130	¥84/30min	—
直営	0.14	0.14	平面	—	45	¥6,500/月、¥120/1hr	—
指定管理	4.30	4.30	平面	—	101	¥100/1hr	—
直営	0.29	0.29	平面	—	107	—	—
指定管理	0.09	0.04	地下・自走	B1-1	24	¥210/1h → ¥100/30min	青森市文化会館
指定管理	0.31	0.60	立体・自走	7-8	510	¥210/1h → ¥100/30min	—
運営委託	0.54	0.41	地下・自走	B1-1	100	¥110/30min → ¥100/30min	青森市駅前公園
指定管理	0.80	0.80	地下・自走	B1-1	191	¥210/1h → ¥100/30min	一般県道荒川青森停車場線
運営委託	0.35	1.24	立体・自走	3-4	471	¥100/回(4月~11月) ¥150/回(12月~3月)	—
指定管理	0.35	1.04	立体・自走	4-5	444	¥160/1hr → ¥70/30min	—
指定管理	0.49	0.49	平面	—	174	¥100/1h	—
直営	0.32	0.32	立体・機械	B1~8-9	22	¥160/30min	—
指定管理	0.38	0.38	地下・自走	B1-1	93	¥150/30min	岩手公園(盛岡城跡公園)
直営	0.19	0.17	平面	—	65	¥100/1hr	—
直営	0.36	0.26	平面	—	96	¥100/1hr	—
その他	0.13	0.65	立体・自走	6-7	248	¥100/1hr	—
直営	0.76	0.76	平面	—	269	¥400/回	—
直営	0.14	0.51	立体・自走	5-5	147	¥100/30min ¥1,200 夜間(21:00~翌8:00)	—
直営	0.54	0.97	地下・自走	B2-2	233	¥100/20min ¥1,200 夜間(21:00~翌8:00)	—
指定管理	0.21	0.26	立体・自走	3-4	180	¥200/1hr	—
運営委託	0.09	0.15	立体・自走	5-6	118	¥100/30min 昼間 ¥100/1hr 夜間	休止中(東日本大震災)
その他	0.17	0.17	地下・自走	B1-1	61	¥200/1h → ¥100/30min (8:00~20:00) ¥100/1h (20:00~翌8:00)	公園
直営	0.28	0.73	立体・自走	5-6	300	¥250/1hr → ¥100/30min	—
直営	0.11	0.11	立体・自走	4-5	174	¥160/30min	—
指定管理	0.49	0.49	地下・自走	B1-1	141	¥250/1hr → ¥100/30min	市民会館
指定管理	0.20	0.51	立体・自走	6-7	425	¥250/1hr → ¥100/30min	—
指定管理	0.56	0.34	地下・自走	B1-1	182	¥250/1hr → ¥100/30min	霞城公園(総合)
指定管理	0.23	0.58	立体・自走	5-6	444	¥300/1hr → ¥100/30min	—
指定管理	0.42	0.64	立体・自走	4-5	500	¥200/30min → ¥100/30min	—
指定管理	0.15	0.14	立体・自走	B1~8-9	345	¥200/30min → ¥100/30min	霞城セントラル
指定管理	0.66	1.60	立体・自走	6-7	768	無料/3h → ¥100/30min,最大¥800	—
直営	0.25	0.32	地下・自走	B1-2	99	¥210/1hr	酒田市中央公園
直営	0.55	1.40	立体・自走	4-5	530	¥130/30min → ¥50/30min	—
指定管理	0.31	1.25	立体・自走	4-4	319	¥100/30min	—
指定管理	0.63	0.63	地下・自走	B1-1	217	¥100/30min	(市立)水戸芸術館
指定管理	0.47	0.47	平面	—	164	¥500/1日	—
運営委託	0.13	0.10	平面	—	40	¥300/1hr	—
直営	0.36	0.37	地下・自走	B1-1	58	¥200/1hr	つくばセンタービル(民間)

都道府県	都市名	駐 車 場 名	所 在 地	届 出	都 市 計 画		設 置 者
					決 定 年 月 日	最 終 変 更 年 月 日	
茨 城 県	つ く ば 市	南1	つくば市吾妻1丁目	○	S63.1.11	H22.3.15	国・地方公共団体の のみが出資している主体
茨 城 県	つ く ば 市	南2	つくば市吾妻1丁目	○	H17.9.1	—	国・地方公共団体の のみが出資している主体
茨 城 県	つ く ば 市	南3	つくば市竹園1丁目	○	H3.8.27	H17.9.26	国・地方公共団体の のみが出資している主体
茨 城 県	つ く ば 市	北1	つくば市吾妻2丁目	○	H16.9.6	H22.3.15	国・地方公共団体の のみが出資している主体
茨 城 県	土 浦 市	土浦駅東	土浦市有明町	○	S57.3.31	—	市町村
茨 城 県	筑 西 市	下館駅前	筑西市丙	○	S63.4.7	—	市町村
茨 城 県	石 岡 市	石岡市駅東	石岡市石岡	○	S52.12.13	—	市町村
茨 城 県	結 城 市	浦町	結城市浦町		S47.8.9	—	市町村
栃 木 県	宇 都 宮 市	宇都宮市営駐車場	宇都宮市馬場通り1丁目	○	S45.8.1	—	市町村
栃 木 県	宇 都 宮 市	鳩田駐車場	宇都宮市鳩田1丁目		H4.1.16	—	国・都道府県
栃 木 県	日 光 市	西参道第一	日光市安川町2282-1、山内2286-1	○	S46.8.5	—	市町村
栃 木 県	日 光 市	西参道第二	日光市安川町2248-1	○	S46.8.5	—	市町村
群 馬 県	高 崎 市	鞆町立体駐車場	高崎市鞆町	○	S61.12.27	—	民間 (第三セクターを除く)
群 馬 県	高 崎 市	高崎西口駅前駐車場	高崎市八島町	○	S61.12.27	—	国・地方公共団体の のみが出資している主体
群 馬 県	高 崎 市	高松地下駐車場	高崎市高松町	○	S63.1.14	—	市町村
群 馬 県	高 崎 市	高松第1駐車場	高崎市高松町		H4.1.16	—	国・都道府県
群 馬 県	高 崎 市	城址第二駐車場	高崎市高松町		H6.10.31	—	市町村
群 馬 県	高 崎 市	イーストパーク駐車場	高崎市東町	○	H7.1.20	—	国・地方公共団体の のみが出資している主体
群 馬 県	前 橋 市	5番街立体駐車場	千代田町二丁目	○	H4.11.5	—	市町村
群 馬 県	桐 生 市	中央駐車場	群馬県桐生市本町5丁目67番地	○	S45.3.5	S45.3.5	市町村
埼 玉 県	さいたま市	北与野駅北口地下	さいたま市中央区上落合	○	H2.4.24	—	市町村
埼 玉 県	さいたま市	浦和駅東口地下公共	さいたま市浦和区東高砂町	○	H11.1.12	H11.3.10	市町村
埼 玉 県	川 口 市	青木	川口市青木2丁目		S45.9.11	—	市町村
埼 玉 県	川 口 市	西口公園地下	川口市川口3丁目	○	H1.3.31	—	市町村
埼 玉 県	川 口 市	川口駅南地下公共	川口市川口1丁目	○	H20.2.15	—	市町村
埼 玉 県	川 越 市	川越駅東口公共地下	川越市脇田町1	○	S59.6.29	—	第三セクター
埼 玉 県	草 加 市	草加駅前広場地下駐車場	草加市高砂二丁目	○	H1.3.31	—	市町村
埼 玉 県	熊 谷 市	熊谷市営本町	熊谷市本町1丁目	○	H7.3.17	—	市町村
埼 玉 県	入 間 市	タイムズ入間市駅南口	入間市豊岡1丁目	○	S49.11.22	H7.3.20	民間 (第三セクターを除く)
埼 玉 県	志 木 市	志木駅東口地下駐車場	志木市本町5丁目26-2	○	H10.1.9	—	市町村
千 葉 県	千 葉 市	千葉県中央町駐車場	千葉市中央区中央4丁目	○	S46.9.1	S56.3.27	国・都道府県
千 葉 県	千 葉 市	千葉市栄町立体駐車場	千葉市中央区栄町	○	S57.7.6	—	市町村
千 葉 県	船 橋 市	船橋北口	船橋市本町7丁目	○	S63.1.29	—	市町村
千 葉 県	松 戸 市	松戸駅西口地下駐車場	松戸市本町	○	S58.8.3	—	市町村
千 葉 県	市 原 市	梨ノ木公園地下駐車場	市原市五井中央西2丁目	○	H6.4.8	—	市町村
千 葉 県	木 更 津 市	木更津駅前西口	木更津市中央1丁目	○	H1.11.10	—	市町村
千 葉 県	茂 原 市	茂原駅南口公共	茂原市千代田町1丁目	○	H3.2.26	—	市町村
千 葉 県	君 津 市	坂田駐車場	君津市東坂田3丁目	○	S52.10.6	—	市町村
東 京 都	区 部	日比谷	千代田区日比谷公園1丁目	○	S31.4.13	—	民間 (第三セクターを除く)
東 京 都	区 部	丸の内第1	千代田区丸の内二丁目	○	S31.10.25	H16.12.3	民間 (第三セクターを除く)
東 京 都	区 部	常磐橋	千代田区大手町2丁目	○	S37.12.22	H24.12.19	民間 (第三セクターを除く)
東 京 都	区 部	秋葉原	千代田区外神田4丁目	○	H15.2.7	—	民間 (第三セクターを除く)
東 京 都	区 部	八重洲	中央区八重洲2丁目、千代田区丸の内一・二丁目	○	S32.12.28	H18.12.12	民間 (第三セクターを除く)
東 京 都	区 部	八重洲第1	中央区京橋1丁目	○	S32.3.12	—	国・都道府県
東 京 都	区 部	八重洲第2	中央区八重洲2丁目	○	S33.12.23	—	民間 (第三セクターを除く)
東 京 都	区 部	京橋	中央区銀座1丁目	○	S34.8.18	S43.3.12	民間 (第三セクターを除く)
東 京 都	区 部	江戸橋	中央区日本橋兜町	○	S34.8.18	S36.12.16	国・地方公共団体の のみが出資している主体
東 京 都	区 部	西銀座	中央区銀座6丁目	○	S35.8.13	H24.5.21	民間 (第三セクターを除く)
東 京 都	区 部	昭和通り第1	中央区日本橋2丁目	○	S35.12.9	—	国・都道府県
東 京 都	区 部	昭和通り第2	中央区京橋1丁目	○	S35.12.9	—	国・都道府県
東 京 都	区 部	昭和通り第3	中央区銀座1丁目	○	S35.12.9	—	国・都道府県
東 京 都	区 部	昭和通り第4	中央区銀座7丁目	○	S35.12.9	S36.3.29	国・都道府県
東 京 都	区 部	本町	中央区日本橋本町1丁目、2丁目	○	S36.3.2	S36.8.8	国・地方公共団体の のみが出資している主体

管理形態	区域面積 (ha)	延床面積 (ha)	駐車場の構造		台数 供用 台数	料 金	備考(地下構造の上部施設名)
			形式	階-層			
運営委託	0.80	2.74	立体・自走	6-7	1,008	¥220/1hr	—
運営委託	0.80	1.55	立体・自走	3-4	601	¥220/1hr	—
運営委託	0.54	1.58	立体・自走	6-7	690	¥220/1hr	—
運営委託	1.79	2.46	立体・自走	3-4	838	¥220/1hr	—
直営	1.21	2.36	立体・自走	4-5	755	¥200/1hr	—
直営	1.79	1.79	立体・自走	6-7	741	¥150/1hr	—
運営委託	0.69	0.69	平面	—	169	¥100/1hr	—
直営	0.13	0.13	平面	—	30	—	—
その他	0.47	0.35	平面	—	115	¥100/20min	—
直営	0.28	1.37	立体・自走	B2~4-7	400	¥150/30min	—
指定管理	0.32	0.26	平面	—	103	¥500/日	—
指定管理	0.77	0.46	立体・自走	1-2	140	¥500/日	—
直営	0.20	1.40	立体・自走	10-10	479	¥190/30min	—
直営	0.14	0.98	立体・自走	9-9	351	¥150/30min	—
指定管理	0.50	0.47	地下・自走	1-1	150	¥150/30min	—
指定管理	0.84	0.71	地下・自走	1-1	192	¥150/30min	—
指定管理	1.07	1.73	地下・自走	2-2	391	¥150/30min	—
直営	0.16	0.99	立体・自走	9-9	397	¥600/日	—
指定管理	0.22	0.58	立体・自走	3~9-8	310	¥100/1hr	—
運営委託	0.10	0.03	平面	—	23	¥100/30min ¥12,000/月	—
運営委託	0.54	0.48	地下・機械	B2-4	301	¥150/30min	駅前広場
指定管理	0.60	1.68	地下・自走	B3-3	300	¥200/30min	駅前広場
直営	0.30	0.65	立体・自走	4-5	185	—	—
直営	0.44	0.53	地下・自走	B2-2	164	¥200/30min	川口西公園(近隣)
直営	2.07	0.96	地下・自走	B2-2	248	¥100/15min	きゅぼ・ら
運営委託	0.41	0.41	地下・自走	B1-1	81	¥120/30min	川越駅東口駅前広場
指定管理	0.53	1.54	地下・自走	B3-3	239	300円/1hr 5月,8月,12月 300円/1hr	アコス北館、南館 草加駅東口駅前広場
運営委託	0.18	0.83	立体・自走	6-7	305	¥150/30min	—
直営	0.32	0.30	立体・自走	B1~3-4	215	¥400/1hr	コナミススポーツクラブ
指定管理	0.51	0.70	地下・自走	2	150	¥200/30min	志木駅東口駅前広場
指定管理	0.22	1.72	立体・自走	6-7	270	¥100/20min 夜間早朝50円/20min	—
指定管理	0.20	0.73	立体・自走	5-6	200	¥100/20min 夜間早朝100円/60min	—
運営委託	1.07	2.15	地下・機械	B2-3	563	¥320/1hr → ¥150/30min	交通広場
運営委託	0.35	0.87	地下・機械	B2-4	337	¥310/1hr → ¥150/30min	松戸駅前広場(西口交通広場)
指定管理	0.28	0.44	地下・機械	B1-3	156	¥100/30min	梨ノ木公園(街区)
直営	0.30	1.01	立体・自走	4-5	435	¥100/30min	—
直営	0.13	0.65	立体・自走	7-6	257	200/1hr	—
指定管理	0.74	0.74	平面	—	250	¥100/1hr→¥50/30min,最大¥500/日	—
運営委託	1.99	1.99	地下・自走	B2-2	470	¥250/30min	日比谷公園
運営委託	2.00	0.98	地下・自走	B2-1	220	¥100/10min → ¥2,700/4.5-12hr → ¥5,000/16-24hr	行幸地下通路、行幸通り
直営	0.72	3.15	地下・自走	B2~B3-2	820	¥100/10min(30分迄) → ¥300/30min	日本ビル、JXビル、朝日生命大手町ビル、 大和呉服橋ビル
運営委託	1.15	2.93	地下・自走	B3-3	808	¥100/12min 平日 ¥2,000/24hr 土日祝 ¥3,000/24hr	秋葉原UDXビル、千代田区
直営	1.21	1.21	地下・自走	B1-1	235	¥610/1hr	(都道)外堀環状線
指定管理	1.30	0.48	地下・自走	B2-2	265	¥230/30min ¥2,400/12h	—
直営	1.29	0.70	地下・自走	B2-1	269	¥610/h	(都道)八重洲宝町線
直営	1.23	0.95	立体・自走	B1-2	247	¥600/h ¥300/30min	—
運営委託	1.16	3.77	地下・自走	B2~2-4	939	¥100/15min 他	—
直営	3.12	1.71	地下・自走	B2-2	741	¥300/30min、¥600/h	(都道)外堀環状線
指定管理	0.63	0.92	地下・自走	B1-1	190	¥200/30min ¥2,400/12h	(都道)日本橋・芝浦大井線
指定管理	0.71	0.48	地下・自走	B1-1	190	¥200/30min ¥2,400/12h	(都道)日本橋・芝浦大井線
指定管理	0.63	0.42	地下・自走	B1-1	220	¥200/30min ¥2,400/12h	(都道)日本橋・芝浦大井線
指定管理	0.61	0.40	地下・自走	B1-1	180	¥230/30min ¥2,400/12h	(都道)日本橋・芝浦大井線
運営委託	1.00	1.07	地下・自走	B1-1	306	¥200/30min 他	—

都道府県	都市名	駐 車 場 名	所 在 地	届 出	都 市 計 画		設 置 者
					決 定 年 月 日	最 終 変 更 年 月 日	
東 京 都	区 部	白魚橋	中央区銀座1丁目	○	S38.10.31	—	国・地方公共団体のみが出資している主体
東 京 都	区 部	東銀座	中央区銀座6丁目	○	S41.1.24	—	民間 (第三セクターを除く)
東 京 都	区 部	箱崎	中央区日本橋箱崎町	○	S43.11.13	S63.7.27	民間 (第三セクターを除く)
東 京 都	区 部	蛸殻町	中央区日本橋蛸殻町2丁目	○	S54.11.1	—	民間 (第三セクターを除く)
東 京 都	区 部	浜町公園	中央区日本橋浜町2丁目	○	H5.10.27	—	市町村
東 京 都	区 部	築地	中央区築地4丁目	○	S51.10.20	—	市町村
東 京 都	区 部	銀座八丁目	中央区銀座7丁目	○	H5.10.27	—	市町村
東 京 都	区 部	銀座四丁目	中央区銀座四丁目	○	H20.5.19	—	民間 (第三セクターを除く)
東 京 都	区 部	汐留	港区東新橋1丁目・中央区銀座8丁目	○	S34.8.18	S36.3.29	国・地方公共団体のみが出資している主体
東 京 都	区 部	芝	港区芝公園4丁目	○	S37.7.26	S56.3.31	民間 (第三セクターを除く)
東 京 都	区 部	氷川	港区赤坂6丁目	○	S37.7.26	S41.3.31	民間 (第三セクターを除く)
東 京 都	区 部	新橋駅東口	港区新橋2丁目	○	S41.8.24	—	民間 (第三セクターを除く)
東 京 都	区 部	浜松町	港区浜松町2丁目	○	S42.5.6	H25.3.4	民間 (第三セクターを除く)
東 京 都	区 部	麻布十番	港区麻布十番1丁目	○	H3.11.22	H7.3.24	市町村
東 京 都	区 部	品川駅東口	港区港南2丁目	○	H8.7.22	—	市町村
東 京 都	区 部	新宿駅東口	新宿区新宿3丁目	○	S35.5.17	—	民間 (第三セクターを除く)
東 京 都	区 部	新宿駅西口	新宿区西新宿1丁目	○	S35.6.15	S41.2.25	民間 (第三セクターを除く)
東 京 都	区 部	戸山	新宿区戸山3丁目	○	S35.8.13	—	民間 (第三セクターを除く)
東 京 都	区 部	新宿駅南口	新宿区西新宿1丁目	○	S38.10.30	S44.3.31	民間 (第三セクターを除く)
東 京 都	区 部	歌舞伎町	新宿区歌舞伎町1丁目	○	S43.2.23	S47.11.11	民間 (第三セクターを除く)
東 京 都	区 部	上野	台東区上野公園1丁目	○	S40.1.23	—	民間 (第三セクターを除く)
東 京 都	区 部	浅草	台東区雷門2丁目	○	H7.3.28	—	市町村
東 京 都	区 部	上野広小路	台東区上野2丁目	○	H9.7.11	—	市町村
東 京 都	区 部	二子玉川	世田谷区玉川3丁目	○	S44.5.20	S54.3.23	民間 (第三セクターを除く)
東 京 都	区 部	渋谷区役所前	渋谷区宇田川町1丁目	○	S63.11.5	H10.3.2	国・地方公共団体のみが出資している主体
東 京 都	区 部	千駄ヶ谷	渋谷区千駄ヶ谷1丁目、4丁目	○	S39.2.25	—	国・地方公共団体のみが出資している主体
東 京 都	区 部	宮下	渋谷区渋谷1丁目	○	S40.1.23	—	国・地方公共団体のみが出資している主体
東 京 都	区 部	池袋	豊島区南池袋1丁目	○	S32.12.28	—	民間 (第三セクターを除く)
東 京 都	区 部	池袋西口	豊島区西池袋1丁目	○	S40.6.7	—	民間 (第三セクターを除く)
東 京 都	区 部	西巣鴨	豊島区東池袋3丁目	○	S41.1.24	—	民間 (第三セクターを除く)
東 京 都	区 部	板橋第1	板橋区板橋2丁目	○	H5.1.22	—	国・都道府県
東 京 都	区 部	練馬駅北口地下	練馬区練馬1丁目	○	H3.8.7	—	市町村
東 京 都	区 部	石神井公園駅北口	練馬区石神井町2丁目	○	H8.2.9	H8.7.22	市町村
東 京 都	八王子市	八王子駅北口	八王子市旭町	○	H7.3.22	—	市町村
東 京 都	町田市	原町田一丁目	町田市原町田1丁目	○	S54.3.30	—	市町村
東 京 都	狛江市	狛江駅北口	狛江市元和泉1丁目	○	H4.12.25	—	市町村
神 奈 川 県	横 浜 市	横浜駅西口地下	横浜市西区南幸一丁目、北幸一丁目	○	S38.3.2	H6.1.14	第三セクター
神 奈 川 県	横 浜 市	横浜駅東口地下	横浜市西区高島二丁目	○	S48.2.15	S54.12.5	第三セクター
神 奈 川 県	横 浜 市	福富町西公園地下	横浜市中区福富町西通	○	H6.1.14	—	市町村
神 奈 川 県	横 浜 市	NPC24Hセンター北駅前地下パーキング	横浜市都筑区中川中央一丁目	○	H4.1.14	—	第三セクター
神 奈 川 県	横 浜 市	NPC24Hセンター南駅前地下パーキング	横浜市都筑区茅ヶ崎中央	○	H4.1.14	—	第三セクター
神 奈 川 県	横 浜 市	ポートサイド地下	横浜市神奈川区大野町、栄町、金港町	○	H6.1.14	—	市町村
神 奈 川 県	横 浜 市	新横浜中央駅ビル一般	横浜市港北区新横浜二丁目	○	H15.5.2	—	民間 (第三セクターを除く)

管理形態	区域面積 (ha)	延床面積 (ha)	駐車場の構造		台数 供用 台数	料 金	備考(地下構造の上部施設名)
			形式	階 - 層			
運営委託	0.28	0.76	立体・自走	B2~2-4	226	¥200/30min 他	—
運営委託	0.72	0.40	地下・自走	B2-1	87	¥230/30min	読売新聞本社ビル
直営	1.30	0.90	立体・自走	B1-2	404	¥200/30min 平日最大 ¥2,500 日祝最大 ¥1,500 ワンデー ¥2,900	—
直営	0.74	0.43	地下・機械	B3-1	186	¥240/30min	ロイヤルパークホテル
直営	0.96	0.88	地下・自走	B1-1	185	¥400/1hr	浜町公園
その他	0.30	0.73	立体・自走	4-4	231	¥200/30min	—
直営	0.47	0.54	地下・機械	B1-1	104	¥200/30min	(区道)中京407号線
運営委託	0.29	0.29	地下・機械	B5~B6-2	96	¥150/30min	銀座三越
運営委託	1.13	1.90	地下・自走	B2-2	455	¥200/30min 他	(都計道)放射18号線
直営	0.70	0.24	地下・自走	B1-1	153	¥290/30min	芝公園
直営	0.32	0.29	地下・自走	B2-2	128	¥300/30min(7:00~20:00) ¥300/60min(20:00~翌7:00)	氷川町公園
直営	0.46	0.24	地下・自走	B1-1	132	¥300/30min	駅前広場
運営委託	0.28	1.00	地下・自走	B2-2	242	¥300/30min	世界貿易センタービル
指定管理	0.41	1.17	地下・機械	B3~5-3	347	¥250/30min(8:00~22:00) ¥100/30min(22:00~翌8:00) ¥60,000/月 全日定期 ¥24,000/月 夜間定期	(都道)環状3号線
指定管理	0.99	0.88	地下・自走	B2-2	137	¥250/30min(8:00~22:00) ¥100/30min(22:00~翌8:00) ¥45,000/月 定期	品川駅港南口駅前広場・(区道)243号線
運営委託	0.77	0.34	地下・自走	B2-1	154	¥310/30min	(都道)新宿停車場前線
運営委託	2.20	0.76	地下・自走	B2-1	433	¥310/30min	(都道)四谷角管線
直営	0.73	2.40	立体・自走	3~7-5	843	¥230/30min	—
直営	0.58	1.04	地下・機械	B2~B6-5	294	¥310/30min	—
直営	2.34	0.66	地下・自走	B2-1	373	¥310/30min	(都道)東京所沢線・新宿青梅線
直営	1.29	0.87	地下・自走	B5-5	400	¥250/30min	上野公園
運営委託	0.37	0.80	地下・自走	B3-3	197	¥200/30min	(区道)59号線
運営委託	0.54	1.40	地下・機械	B2-3	300	¥300/30min	(都道)秋葉原雑司ヶ谷線
運営委託	0.85	2.33	立体・自走	B1~4-5	1,049	¥300/30min	—
直営	1.83	3.94	地下・自走	B2-2	650	¥250/30min(月~金(休日を除く)) ¥300/30min(土・日・休日) ¥200/30min(0:00~8:00) 平日最大 ¥2,500(12hr以内)	(都計道)補助155号線
運営委託	0.77	0.78	平面	—	236	¥200/30min 他	—
直営	1.08	0.67	地下・自走	B1-1	286	¥300/30min 平日最大 ¥2,700(12hr以内)	宮下公園
直営	0.72	0.38	地下・自走	B2-1	171	¥310/30min ¥610/h	(都道)芝新宿王子線
直営	0.63	0.39	地下・自走	B2-2	162	¥310/30min	駅前広場、東武百貨店
運営委託	9.17	4.16	地下・自走	B2~B3-2	1,600	¥250/30min	サンシャインシティ
指定管理	0.92	1.06	地下・自走	B2-2	200	¥150/30min	都道
指定管理	1.17	1.62	地下・自走	B2-2	462	¥200/30min	練馬駅前広場・練馬区立平成つつじ公園
指定管理	0.76	1.02	立体・自走	B2~6-7	262	¥100/15min	—
指定管理	1.31	2.36	地下・自走	B2-2	430	¥100/15min	(市道)1146号線
指定管理	0.24	0.30	立体・自走	3-4	250	¥100/20min	—
運営委託	0.41	0.51	地下・機械	B1-1	103	¥100/30min(7:00~9:00、21:00~2:00) ¥100/15min(9:00~21:00) 最大¥2,000/日 ¥18,000/月 全日定期 ¥10,000/月 平日定期 ¥8,000/月 夜間定期	(市道)3号線
その他	1.56	3.90	地下・自走	B4-3	987	¥330/30min	駅前広場
その他	2.10	1.96	地下・自走	B3-3	500	¥300/30min	横浜駅東口自動車ターミナル
運営委託	0.19	0.76	地下・機械	B4-4	184	¥200/30min	福富町西公園(街区公園)
その他	1.23	2.45	地下・自走	B2-2	516	¥300/1hr	(都計道)中山北山田線(交通広場)
その他	1.20	2.40	地下・自走	B2-2	585	¥300/1hr	都計道センター南停車場線(交通広場)
運営委託	0.36	0.82	地下・機械	B2-3	200	¥100/10min	(都計道)栄本町線
その他	0.82	0.58	地下・機械	B2-4	391	¥300/30min	駅ビル

都道府県	都市名	駐 車 場 名	所 在 地	届 出	都 市 計 画		設 置 者
					決 定 年 月 日	最 終 変 更 年 月 日	
神 奈 川 県	川 崎 市	川崎駅東口地下	川崎市川崎区駅前本町他	○	S52.5.13	S59.5.18	第三セクター
神 奈 川 県	相 模 原 市	相模大野立体駐車場	相模原市南区相模大野4丁目	○	S62.3.31	—	市町村
神 奈 川 県	相 模 原 市	相模原駅自動車駐車場	相模原市中央区相模原1丁目	○	H6.9.7	—	市町村
神 奈 川 県	相 模 原 市	相模大野駅北口地下	相模原市南区上鶴間	○	H2.9.27	—	民間 (第三セクターを除く)
神 奈 川 県	相 模 原 市	橋本駅北口第1	相模原市緑区橋本6丁目	○	H9.1.10	—	民間 (第三セクターを除く)
神 奈 川 県	相 模 原 市	橋本駅北口第2	相模原市緑区橋本3丁目	○	H10.3.6	H10.10.20	民間 (第三セクターを除く)
神 奈 川 県	相 模 原 市	相模大野駅西側自動車駐車場	相模原市南区相模大野3丁目	○	H13.4.27	H18.4.18	民間 (第三セクターを除く)
神 奈 川 県	横 須 賀 市	市役所前地下駐車場	横須賀市小川町	○	H2.12.10	—	第三セクター
神 奈 川 県	横 須 賀 市	立石	横須賀市秋谷		S32.12.12	—	国・都道府県
神 奈 川 県	藤 沢 市	湘南台駅東口地下	藤沢市湘南台1丁目	○	H5.3.23	—	市町村
神 奈 川 県	藤 沢 市	湘南台駅西口地下	藤沢市湘南台2丁目	○	H5.3.23	—	市町村
神 奈 川 県	厚 木 市	厚木中央公園地下	厚木市寿町3丁目	○	S63.1.19	—	市町村
神 奈 川 県	小 田 原 市	栄町駐車場	栄町1丁目	○	H8.8.1	—	市町村
神 奈 川 県	鎌 倉 市	由比ガ浜地下	鎌倉市由比ガ浜4丁目	○	H8.12.24	—	国・都道府県
神 奈 川 県	海 老 名 市	海老名中央公園地下駐車場	海老名市中央一丁目	○	H5.2.15	—	市町村
神 奈 川 県	箱 根 町	八丁駐車場	箱根町大字元箱根		S58.2.28	—	市町村
神 奈 川 県	箱 根 町	宮ノ下駐車場	箱根町大字宮ノ下	○	S58.11.1	—	市町村
長 野 県	長 野 市	緑町	長野市大字鶴賀	○	H46.7.10	—	市町村
長 野 県	長 野 市	長野駅前立体	長野市南石堂町	○	H4.10.17	—	市町村
長 野 県	長 野 市	長野駅東口地下	長野市大字栗田	○	H6.10.5	—	市町村
長 野 県	長 野 市	東町	長野市豊野町沖		S47.7.27	—	市町村
長 野 県	松 本 市	美ヶ原温泉	松本市里山辺	○	S50.3.18	—	市町村
長 野 県	松 本 市	松本駅前記念公園地下	松本市本庄1丁目	○	S62.7.7	—	市町村
長 野 県	松 本 市	松本市営松本城大手門	松本市大手2、3丁目	○	S63.11.29	H14.8.28	市町村
長 野 県	松 本 市	松本市営中央	松本市中央1丁目	○	S45.12.3	H7.3.16	市町村
長 野 県	飯 田 市	市営第1本町	飯田市本町1丁目	○	S46.4.19	H11.7.15	市町村
長 野 県	飯 田 市	市営中央	飯田市中央通り	○	S49.10.25	—	市町村
長 野 県	千 曲 市	戸倉駅自動車	千曲市大字戸倉	○	H3.7.4	H16.10.7	市町村
長 野 県	諏 訪 市	市営市民会館前	諏訪市諏訪	○	S53.9.14	—	市町村
長 野 県	中 野 市	中央第2	中野市大字中野		S52.11.8	—	市町村
長 野 県	大 町 市	木崎湖	大町市平		S55.3.1	—	市町村
長 野 県	下 諏 訪 町	四ッ角	下諏訪町字上町	○	S56.9.26	S61.7.2	市町村
長 野 県	軽 井 沢 町	旧軽井沢	軽井沢町軽井沢	○	H1.9.14	—	市町村
長 野 県	山 ノ 内 町	琵琶池	山ノ内町大字平穏		S59.10.4	—	市町村
新 潟 県	新 潟 市	新潟市西堀地下	新潟市中央区西堀前通	○	S48.5.11	—	第三セクター
新 潟 県	長 岡 市	長岡市営大手口駐車場	長岡市城内町3丁目	○	S57.1.25	—	市町村
新 潟 県	新 発 田 市	市営中央パーキング	新発田市中央町2丁目		S52.8.9	—	市町村
新 潟 県	阿 賀 野 市	瓢湖市営駐車場	阿賀野市外城町		S43.10.8	H22.4.1	市町村
新 潟 県	湯 沢 町	滝沢	湯沢町大字湯沢	○	H57.12.10	—	市町村
富 山 県	富 山 市	富山城址公園	富山市本丸	○	S45.3.20	—	市町村
富 山 県	富 山 市	県営富山	富山市新桜町	○	S49.1.21	S51.8.11	国・都道府県
富 山 県	富 山 市	市営総曲輪	富山市総曲輪	○	S63.1.25	—	市町村
富 山 県	富 山 市	市営桜町	富山市桜町	○	S63.1.25	—	市町村
富 山 県	富 山 市	市営富山駅北	富山市牛島町	○	H9.12.9	—	市町村
富 山 県	高 岡 市	高岡市営高岡	高岡市末広町	○	S54.12.25	—	市町村
富 山 県	高 岡 市	高岡市営御旅屋	高岡市御旅屋町	○	H9.10.8	—	市町村
富 山 県	高 岡 市	高岡市営高岡中央	高岡市下関町	○	H11.2.8	—	市町村
石 川 県	金 沢 市	香林坊地下	金沢市香林坊1丁目	○	S57.10.19	—	国・都道府県
石 川 県	金 沢 市	武蔵地下	金沢市本町1丁目	○	H6.10.21	—	市町村
石 川 県	金 沢 市	美術館地下	金沢市広坂1丁目	○	H12.8.11	H12.10.13	市町村
岐 阜 県	岐 阜 市	金公園地下	岐阜市金町2丁目	○	S43.12.28	S61.7.28	市町村
岐 阜 県	大 垣 市	丸の内	大垣市丸の内2丁目	○	S49.8.10	—	市町村
岐 阜 県	大 垣 市	清水	大垣市清水町	○	S51.7.21	—	市町村
岐 阜 県	大 垣 市	東外側	大垣市東外側町2丁目	○	S46.7.19	H4.7.21	市町村
岐 阜 県	多 治 見 市	市営豊岡	多治見市豊岡町1丁目	○	S51.4.1	—	市町村

管理形態	区域面積 (ha)	延床面積 (ha)	駐車場の構造		台数 供用 台数	料 金	備考(地下構造の上部施設名)
			形式	階 - 層			
直営	2.71	1.53	地下・自走	B2-1	366	¥220/30min(6:00~0:00) ¥220/1hr(0:00~6:00) 平日最大 ¥1,500/日 休日最大 ¥2,000/日 24hr ¥2,500 48hr ¥3,500	川崎地下街アゼリア
指定管理	0.70	2.59	立体・自走	B1~5-6	830	¥150/30min	—
指定管理	0.24	0.57	立体・自走	3~R-5	196	¥150/30min	—
直営	0.40	1.16	立体・自走	B3~B1-3	212	¥400/1hr	—
指定管理	0.70	2.86	立体・自走	2~R-13	614	¥150/30min	—
指定管理	2.29	1.42	立体・自走	3~R-7	330	¥150/30min	—
指定管理	3.10	2.50	立体・自走	B1~R-21	525	¥150/30min	—
直営	0.46	0.66	地下・機械	B1-3	320	¥100/15min	市役所前公園
直営	0.27	0.28	平面	—	62	—	—
指定管理	0.56	—	地下・自走	B2-1	107	¥50/10min	(都計道)円行東大通り線
指定管理	0.24	—	地下・自走	B2-1	81	¥50/10min	(都計道)円行東大通り線
指定管理	1.12	0.74	地下・自走	B2-2	500	¥150/30min	厚木中央公園
指定管理	0.20	0.86	立体・機械	1~19	388	¥100/20min 最大¥1,000/(3-24hr迄)	—
指定管理	1.49	1.4	地下・自走	B2-2	200	¥200/30min	公園
指定管理	0.55	0.83	地下・自走	B2-2	200	¥150 → ¥100/30min	海老名中央公園
指定管理	0.26	0.26	平面	—	24	—	—
指定管理	0.12	0.19	立体・自走	2-2	49	¥100/30min	—
直営	0.24	0.24	立体・自走	3-4	178	¥200/1hr	—
直営	0.11	0.28	立体・機械	1-18	185	¥300/1hr	—
直営	1.04	0.29	地下・自走	B1-1	195	¥300/1hr	駅前広場
直営	0.10	0.12	平面	—	52	—	—
指定管理	0.75	0.14	平面	—	106	¥100/1hr	—
直営	0.19	0.18	地下・機械	B1-2	128	¥300/1hr → ¥150/30min	松本駅前記念公園
指定管理	0.63	0.59	立体・自走	4-5,6-7	666	¥150/30min	—
指定管理	0.17	0.61	立体・自走	6-6	165	¥150/30min	—
直営	0.11	0.46	立体・自走	5-6	120	無料/1h → ¥100/30min	—
直営	0.35	0.35	地下・自走	B1-1	117	無料/1h → ¥100/30min	中央公園
直営	0.29	0.29	平面	—	86	¥100/1hr	—
直営	0.13	0.17	立体・自走	5-5	130	無料/3hr → ¥170/3hr~4hr → ¥80/30min	—
直営	0.06	0.06	平面	—	27	—	—
直営	0.28	0.28	平面	—	70	—	—
指定管理	0.44	0.44	平面	—	146	¥110/30min	—
直営	0.81	0.72	立体・自走	2-3	440	¥400/1hr	—
直営	0.16	0.15	平面	—	27	—	—
指定管理	0.88	0.36	地下・自走	B2-1	112	¥180/30min	市道西堀通線
指定管理	0.18	0.91	立体・自走	B1-1,6-7	191	¥100/30min	—
直営	0.10	0.25	立体・自走	3-4	36	¥10,500/月	—
直営	0.40	0.40	平面	—	142	—	—
直営	0.48	0.48	平面	—	73	¥500/日(季節変動)	—
運営委託	0.42	0.14	地下・自走	B1-1	108	¥320/1hr → ¥110/30min	富山城址公園
指定管理	0.12	0.31	立体・自走	3-4	170	¥320/1hr → ¥110/30min	—
運営委託	0.24	0.50	立体・自走	5-6	412	¥320/1hr → ¥110/30min	—
運営委託	0.17	0.34	立体・自走	7-8	305	¥320/1hr → ¥110/30min	—
運営委託	0.81	1.53	立体・自走	7-8	640	¥320/1hr → ¥110/30min	—
その他	0.23	0.40	立体・自走	3-4	170	¥210/30min → ¥100/30min	—
その他	0.15	0.88	立体・自走	8-9	355	¥300/1hr → ¥100/30min	—
その他	0.76	0.97	立体・自走	6-7	751	¥200/30min → ¥100/30min	—
指定管理	2.64	1.09	地下・自走	B3-3	974	¥400/1hr → ¥200/30min	香林坊第一、第二ビル
指定管理	1.18	0.27	地下・自走	B2-2	200	¥300/1hr → ¥100/30min	(都計道)金沢駅通り線
指定管理	0.50	0.26	地下・自走	B2-2	200	¥350/30min → ¥150/30min	歩道、美術館前庭
指定管理	0.67	0.63	地下・自走	B1-1	145	¥150/30min	金公園(近隣)
直営	0.20	0.66	立体・自走	4-5	251	¥100/30min	—
直営	0.24	0.54	立体・自走	4-5	230	¥100/30min	—
直営	0.11	0.55	立体・自走	B1~6-7	200	¥100/30min	—
指定管理	0.33	0.78	立体・自走	3-4	316	¥80/30min	—

都道府県	都市名	駐 車 場 名	所 在 地	届 出	都 市 計 画		設 置 者
					決 定 年 月 日	最 終 変 更 年 月 日	
岐 阜 県	高 山 市	弥生橋	高山市大新町1丁目	○	S45.8.24	—	市町村
岐 阜 県	高 山 市	花岡	高山市花岡町2丁目	○	S56.7.14	H6.4.1	市町村
岐 阜 県	高 山 市	神明	高山市神明町4丁目	○	S60.10.15	—	市町村
岐 阜 県	中 津 川 市	中津川駅前市営	中津川市太田町2丁目	○	S50.9.30	—	市町村
岐 阜 県	瑞 浪 市	瑞浪市浪花駐車場	瑞浪市寺河戸町字廻り戸	○	S56.7.10	—	市町村
静 岡 県	浜 松 市	駅北駐車場	浜松市中区中央三丁目	○	H1.3.31	—	市町村
静 岡 県	浜 松 市	駅南地下駐車場	浜松市中区砂山町	○	H2.3.30	—	国・地方公共団体のみが出資している主体
静 岡 県	浜 松 市	東田町地下駐車場	浜松市中区中央一丁目	○	H7.9.29	—	民間 (第三セクターを除く)
静 岡 県	静 岡 市	静岡駅北口地下(エキパ)	静岡市葵区黒金町1-1外	○	H11.12.24	H12.5.8	国・都道府県
静 岡 県	藤 枝 市	藤枝駅前駐車場	藤枝市駅前2丁目	○	S52.1.6	S53.3.25	市町村
静 岡 県	焼 津 市	小石川駐車場	焼津市栄町2丁目	○	S45.12.24	—	市町村
静 岡 県	焼 津 市	焼津駅北口駐車場	焼津市駅北1丁目	○	S47.10.14	—	市町村
静 岡 県	掛 川 市	掛川駅南第1	掛川市南一丁目	○	S62.8.6	—	市町村
静 岡 県	掛 川 市	掛川駅南第2	掛川市亀の甲一丁目	○	S62.8.6	—	市町村
静 岡 県	掛 川 市	掛川駅北	掛川市南西郷	○	S62.8.6	—	市町村
静 岡 県	掛 川 市	掛川大手門	掛川市掛川	○	H4.12.25	—	市町村
静 岡 県	熱 海 市	第1号東駐車場	熱海市東海岸町350-1	○	S59.2.16	H13.9.14	市町村
愛 知 県	名 古 屋 市	久屋	名古屋市中区栄三丁目	○	S39.2.25	S45.12.19	市町村
愛 知 県	名 古 屋 市	栄公園(アートパーク東海)	名古屋市中区東桜一丁目	○	S39.12.2	H1.2.6	民間 (第三セクターを除く)
愛 知 県	名 古 屋 市	矢場公園	名古屋市中区栄三丁目	○	S40.3.23	S45.12.19	民間 (第三セクターを除く)
愛 知 県	名 古 屋 市	エンゼルパーク	名古屋市中区栄三丁目	○	S40.3.23	S45.12.19	民間 (第三セクターを除く)
愛 知 県	名 古 屋 市	名古屋駅西口(エスカ)	名古屋市中村区椿町	○	S42.3.13	—	民間 (第三セクターを除く)
愛 知 県	名 古 屋 市	名古屋駅前(ユニモール)	名古屋市中村区名駅四丁目	○	S43.3.19	—	民間 (第三セクターを除く)
愛 知 県	名 古 屋 市	大須駐車場	名古屋市中区大須三丁目	○	S43.12.28	S58.7.22	市町村
愛 知 県	名 古 屋 市	古沢公園	名古屋市中区金山一丁目	○	S45.12.19	—	市町村
愛 知 県	名 古 屋 市	東桜(セントラルパーク)	名古屋市中区丸の内三丁目他	○	S48.4.4	S61.4.28	民間 (第三セクターを除く)
愛 知 県	名 古 屋 市	若宮大通	名古屋市中区大須三丁目	○	H4.3.31	H4.10.23	第三セクター
愛 知 県	名 古 屋 市	大曾根国道(Ozパーキング19)	名古屋市中区東大曾根町他	○	H5.7.26	—	国・都道府県
愛 知 県	名 古 屋 市	金山駅南	名古屋市中区金山一丁目	○	H5.11.17	—	市町村
愛 知 県	名 古 屋 市	池下	名古屋市中区千種区覚王山通	○	H7.9.19	H9.4.7	市町村
愛 知 県	名 古 屋 市	大曾根駅前	名古屋市中区大曾根三丁目	○	H8.2.16	—	市町村
愛 知 県	豊 田 市	新豊田駅前駐車場	若宮町8丁目	○	S56.9.3	—	国・都道府県
愛 知 県	豊 田 市	若宮駐車場	若宮町7丁目	○	S61.9.29	—	第三セクター
愛 知 県	豊 田 市	喜多町駐車場	喜多町1丁目	○	H4.8.6	—	市町村
愛 知 県	一 宮 市	一宮市銀座通公共駐車場	栄一丁目～栄三丁目	○	S48.4.5	H22.12.24	市町村
愛 知 県	一 宮 市	一宮駅東地下駐車場	栄一丁目～栄三丁目	○	H8.2.26	H22.12.24	市町村
愛 知 県	岡 崎 市	第2号笹田公園	岡崎市籠田町	○	S54.3.20	H22.12.24	市町村
愛 知 県	豊 橋 市	駅前大通第1	豊橋市駅前大通	○	S43.12.28	H22.12.24	市町村
愛 知 県	豊 橋 市	駅前大通第2	豊橋市駅前大通	○	S50.8.19	H22.12.24	市町村
愛 知 県	豊 橋 市	パーク500	豊橋市駅前大通	○	S62.7.31	H22.12.24	第三セクター
愛 知 県	豊 橋 市	松葉公園地下	豊橋市萱町	○	H6.12.12	H22.12.24	市町村
愛 知 県	豊 橋 市	もぐらパーク西	豊橋市花田一番町	○	H6.12.12	H22.12.24	国・都道府県
愛 知 県	豊 橋 市	豊橋駅ビル駐車場	豊橋市花田町	○	H5.4.16	H22.12.24	民間 (第三セクターを除く)
愛 知 県	春 日 井 市	勝川駅前地下駐車場	春日井市松新町1丁目	○	H3.9.9	H22.12.24	市町村
愛 知 県	安 城 市	市営安城駅西駐車場	安城市御幸本町	○	S53.3.8	H22.12.24	市町村
愛 知 県	小 牧 市	小牧駅地下	小牧市中央一丁目	○	S62.2.28	H22.12.24	市町村
愛 知 県	刈 谷 市	神田駐車場	刈谷市神田町1丁目	○	H5.11.25	H22.12.24	市町村
愛 知 県	刈 谷 市	相生駐車場	刈谷市相生町1丁目	○	S51.10.6	H22.12.24	市町村
愛 知 県	半 田 市	半田市雁宿駐車場	半田市星崎町三丁目39番地	○	H2.8.8	H22.12.24	市町村
三 重 県	四 日 市 市	市営本町駐車場	本町3-3	○	S48.3.17	S59.7.26	市町村
三 重 県	四 日 市 市	市営中央駐車場	諏訪町1-25	○	S47.4.1	H24.3.26	市町村
三 重 県	四 日 市 市	諏訪公園駐車場	諏訪町22-19	○	S57.10.29	—	民間 (第三セクターを除く)
三 重 県	四 日 市 市	国道1号地下駐車場 (くすの木パーキング)	諏訪町～三栄町	○	H6.4.27	—	国・都道府県
三 重 県	四 日 市 市	中央通り地下駐車場 (くすの木パーキング)	浜田町3-1他	○	H6.4.27	—	第三セクター
三 重 県	津 市	お城東	津市丸之内	○	S54.2.5	—	市町村
三 重 県	津 市	フェニックス通り	津市大門	○	S59.4.20	—	市町村

管理形態	区域面積 (ha)	延床面積 (ha)	駐車場の構造		台数 供用 台数	料 金	備考(地下構造の上部施設名)
			形式	階層			
指定管理	0.09	0.03	平面	—	21	¥150/30min	—
指定管理	0.30	0.23	立体・自走	2-3	157	¥150/30min	—
指定管理	0.23	0.24	立体・自走	1-2	111	¥150/30min	—
指定管理	0.10	0.37	立体・自走	4-5	123	無料/120min → ¥100/30min	—
直営	0.17	0.17	平面	—	49	無料/1h → ¥100/20min	—
指定管理	0.36	2.19	立体・自走	9-10	817	¥100/20min → ¥100/30min	—
その他	0.28	1.02	地下・機械	B2-5	502	¥300/1hr	駅前広場
その他	0.38	0.67	地下・機械	B2-2	196	—	道路
直営	0.58	1.00	地下・自走	B2-4	400	¥400/hr → 3,900/日	駅前広場
直営	0.16	0.36	立体・自走	1-2	114	¥100/1hr	—
指定管理	1.79	1.50	平面	—	62	¥150/1hr→¥50/30min	—
指定管理	1.63	1.50	平面	—	29	¥150/1hr→¥50/30min	—
指定管理	0.22	0.22	平面	—	51	¥100/30min	—
指定管理	0.43	0.43	平面	—	144	¥100/1hr	—
指定管理	0.14	0.14	平面	—	37	¥100/30min	—
指定管理	0.16	0.55	立体・自走	4-5	207	¥100/30min	—
運営委託	0.38	0.98	平面	—	300	¥100/30min	—
指定管理	1.07	2.14	地下・自走	B2-2	510	¥280/30min	(都計道)久屋町線
直営	1.28	1.61	地下・自走	B2-2	372	¥250/30min	栄公園
直営	0.48	0.50	地下・自走	B1-1	141	¥280/30min	矢場公園
直営	1.70	3.24	地下・自走	B2-2	848	¥280/30min	(都計道)久屋町線
直営	1.40	1.29	地下・自走	B2-1	298	¥310/30min	駅前広場
直営	1.14	1.19	地下・自走	B2-1	259	¥320/30min	(都計道)桜通線
指定管理	0.21	0.78	立体・自走	B1~5-6	200	¥220/30min	—
指定管理	0.52	0.87	地下・自走	B2-2	247	¥200/30min	古沢公園
直営	1.50	2.52	地下・自走	B2-2	570	¥280/30min	(都計道)久屋町線
直営	1.00	2.00	地下・自走	B2-2	505	¥280/30min	(都計道)矢場町線
運営委託	0.53	1.06	地下・自走	B2-2	196	¥100/20min	(国道)19号
運営委託	0.54	1.70	地下・自走	B4-2	347	¥230/30min	(都計道)秋竹線
指定管理	0.50	1.32	地下・自走	B2~3-3	190	¥200/30min	(都計道)広小路線
指定管理	0.74	1.49	地下・自走	B2-2	146	¥100/20min	駅前広場
その他	0.28	0.54	地下・自走	B2-3	170	¥160/60min	駅前広場
その他	0.25	0.61	立体・自走	6-7	485	¥150/30min	—
その他	0.26	1.45	立体・自走	7-8	524	¥150/30min	—
直営	0.47	0.17	地下・自走	1-1	104	¥100/30min	—
直営	0.64	0.23	地下・自走	1-1	150	¥100/30min	—
指定管理	0.45	0.78	地下・自走	B2-2	210	¥100/30min	笹田公園(街区)
運営委託	0.45	0.47	地下・自走	B1-1	150	¥150/30min	(都計道)豊橋駅前通線
運営委託	0.53	0.51	地下・自走	B1-1	144	¥150/30min	(都計道)豊橋駅前通線
運営委託	0.84	1.57	地下・自走	B2-2	500	¥150/30min	(都計道)豊橋駅前通線
運営委託	0.51	1.00	地下・自走	B2-2	214	¥150/30min	松葉公園
直営	0.56	0.56	地下・自走	B2-2	223	¥150/30min	(都計道)花田大崎線
直営	0.07	0.07	立体・機械	1-18	216	¥150/30min	—
直営	0.52	0.20	地下・自走	B1-3	114	¥150/30min(3hr以内) → ¥900+¥100/60min(3-5hr) → ¥1,100+¥50/60min(5hr)	—
運営委託	0.18	0.70	立体・自走	4-5	222	¥50/30min	—
直営	0.71	0.85	地下・自走	B2-2	201	200/1hr	(都計道)小牧駅前線(小牧駅西駅前広場)
指定管理	0.85	0.23	立体・自走	3-4	480	¥70/30min(5hr以内) → ¥700/(5-24hr以内)	—
指定管理	0.47	1.83	立体・自走	6-7	507	¥100/30min(5hr以内) → ¥1,000/(5-24hr以内)	—
直営	0.30	0.92	立体・自走	3-4	261	¥100/30min,最大610円	—
指定管理	0.13	0.17	立体・自走	2-3	93	¥160/30min	—
指定管理	0.46	0.98	立体・自走	B2~6-8	157	¥160/30min	—
直営	0.19	0.18	地下・機械	B1-1	142	¥100/20min	都市計画公園(諏訪公園)
運営委託	0.69	1.18	地下・自走	B2-2	203	¥160/30min	国道1号
直営	0.73	1.32	地下・自走	B2-2	306	¥160/30min	四日市中央線
運営委託	0.41	0.20	平面	—	179	¥100/30min	—
運営委託	0.13	0.25	立体・自走	8-9	191	¥100/30min	—

都道府県	都市名	駐 車 場 名	所 在 地	届 出	都 市 計 画		設 置 者
					決 定 年 月 日	最 終 変 更 年 月 日	
三重県	桑名市	桑名市庁舎南駐車場	桑名市新矢田二丁目	○	H18.4.10	—	市町村
三重県	桑名市	桑名市営末広駐車場	桑名市末広町	○	S51.10.22	—	市町村
三重県	熊野市	駅前	熊野市井戸町		S53.11.8	—	市町村
三重県	熊野市	記念通り	熊野市木本町		S55.7.23	—	市町村
福井県	福井市	本町通り地下	福井市順化1丁目、中央3丁目		H5.3.10	—	市町村
福井県	福井市	大手	福井市大手3丁目	○	S51.8.13	—	市町村
福井県	福井市	大手第2	福井市大手3丁目	○	H3.3.26	—	市町村
福井県	越前市	武生駅東	越前市錦町	○	S57.1.19	—	市町村
福井県	小浜市	小浜市営広峰	小浜市小浜広峰	○	S54.12.10	—	市町村
滋賀県	草津市	草津駅前地下	草津市西沢川一丁目ほか	○	H2.11.9	H12.10.4	市町村
京都府	京都市	四条烏丸自動車駐車場	下京区室町通綾小路上の鶏鉦町	○	S34.9.4	S40.12.28	市町村
京都府	京都市	円山駐車場	東山区祇園町北側	○	S45.1.16	—	市町村
京都府	京都市	鴨東駐車場	東山区川端通四条上	○	S51.6.17	—	市町村
京都府	京都市	御池地下駐車場	中京区上樺木町他	○	H2.9.28	H7.12.1	第三セクター
京都府	京都市	御池第2地下駐車場	中京区大文字町他	○	H4.12.2	—	市町村
京都府	舞鶴市	マイコム	舞鶴市字浜	○	H5.3.30	—	民間 (第三セクターを除く)
京都府	綾部市	綾部市営天神町駐車場	綾部市天神町51		S47.11.13	H23.2.25	市町村
大阪府	大阪市	長堀	大阪市中央区南船場2～4丁目	○	S35.8.8	H4.2.24	国・地方公共団体の のみが出資している主体
大阪府	大阪市	西横掘	大阪市西区京町堀1丁目他	○	S40.7.29	—	市町村
大阪府	大阪市	十三	大阪市淀川区新北野1丁目	○	S48.1.18	—	市町村
大阪府	大阪市	新大阪駅南	大阪市淀川区西中島5丁目	○	S48.7.26	—	市町村
大阪府	大阪市	扇町通地下	大阪市北区神山町、南扇町	○	H2.7.19	—	市町村
大阪府	大阪市	靱地下	大阪市西区靱本町2丁目	○	H3.2.14	—	市町村
大阪府	大阪市	大阪駅前地下	大阪市北区梅田1丁目	○	S55.2.25	—	市町村
大阪府	大阪市	豊崎	大阪市北区豊崎、芝田、茶屋町	○	H3.2.14	—	市町村
大阪府	大阪市	塩草地下	大阪市浪速区湊町2丁目	○	H6.3.9	—	市町村
大阪府	大阪市	安土町駐車場	大阪市中央区安土町3丁目	○	S38.12.6	S40.3.31	国・地方公共団体の のみが出資している主体
大阪府	堺市	市立堺駅前駐車場	大阪府堺市堺区戎島町3丁	○	H5.8.10	—	市町村
大阪府	東大阪市	布施駅北口地下駐車場	東大阪市長堂1丁目	○	H3.8.9	—	第三セクター
大阪府	吹田市	江坂公園	吹田市江坂町1丁目	○	H5.9.1	—	市町村
大阪府	茨木市	茨木市中央公園駐車場	茨木市駅前四丁目	○	H1.8.3	—	市町村
大阪府	茨木市	大阪府茨木地下駐車場	茨木市春日一丁目	○	H13.5.14	—	国・都道府県
大阪府	岸和田市	岸和田駅前駐車場	岸和田市宮本町	○	H3.2.20	H24.2.20	第三セクター
大阪府	摂津市	フォルテ摂津	摂津市千里丘東2丁目	○	H2.7.26	—	市町村
大阪府	泉大津市	泉大津市立駐車場	泉大津市旭町		H3.7.30	H3.7.30	市町村
兵庫県	神戸市	三宮	神戸市中央区加納町	○	S40.1.23	S61.9.9	市町村
兵庫県	神戸市	花隈	神戸市中央区花隈町	○	S42.3.9	—	市町村
兵庫県	神戸市	神戸駅北	神戸市中央区多聞通	○	S45.2.10	—	民間 (第三セクターを除く)
兵庫県	神戸市	三宮第2	神戸市中央区加納町	○	S46.10.1	—	市町村
兵庫県	神戸市	湊川公園	神戸市兵庫区新開地	○	S42.3.9	—	市町村
兵庫県	神戸市	新長田	神戸市長田区日吉町	○	S48.7.24	—	市町村
兵庫県	神戸市	神戸駅南	神戸市中央区東川崎町、相生町	○	S63.7.28	—	国・地方公共団体の のみが出資している主体
兵庫県	神戸市	荒田公園	神戸市兵庫区荒田町	○	H3.10.8	—	国・地方公共団体の のみが出資している主体
兵庫県	神戸市	新長田駅前	神戸市長田区若松町	○	H4.10.6	—	市町村
兵庫県	神戸市	大倉山	神戸市中央区楠町	○	H5.10.19	—	国・地方公共団体の のみが出資している主体
兵庫県	神戸市	舞子駅前	神戸市垂水区東舞子町	○	H7.8.14	—	市町村
兵庫県	神戸市	元町東	神戸市中央区三宮町	○	H2.9.26	H7.12.8	国・地方公共団体の のみが出資している主体
兵庫県	神戸市	和田岬駅前	神戸市兵庫区和田宮通	○	H6.6.7	—	市町村
兵庫県	姫路市	駅東公共	姫路市駅前町	○	S48.8.9	—	国・地方公共団体の のみが出資している主体
兵庫県	姫路市	大手前地下	姫路市白銀町	○	H1.12.13	—	市町村
兵庫県	西宮市	JR西宮駅南公共駐車場	西宮市池田町	○	H5.12.6	—	国・地方公共団体の のみが出資している主体
兵庫県	尼崎市	第8号阪神尼崎駅前	尼崎市神田中通1丁目	○	H3.10.22	—	市町村
兵庫県	明石市	明石駅前立体駐車場	明石市山下町		S63.10.6	—	市町村

管理形態	区域面積 (ha)	延床面積 (ha)	駐車場の構造		台数 供用 台数	料 金	備考(地下構造の上部施設名)
			形式	階 - 層			
直営	0.29	0.83	立体・自走	4-5	333	無料/1hr → ¥100/30min	—
指定管理	0.18	0.38	立体・自走	3-4	150	¥70/30min ¥40/30min 夜間	—
直営	0.14	0.24	平面	—	59	無料/1hr→¥100/1hr,最大¥500/日	—
直営	0.07	0.07	平面	—	18	—	—
指定管理	0.42	1.05	地下・機械	B2-3	316	¥150/30min(最初1hr) → ¥100/30min	(都計道)本町明里線
指定管理	0.26	0.92	立体・自走	5-6	264	¥150/30min(最初1hr) → ¥100/30min	—
指定管理	0.23	0.47	地下・機械	B2-6	102	¥150/30min(最初1hr) → ¥100/30min	ホテル、神社
指定管理	0.42	0.21	平面	—	132	—	—
指定管理	0.47	0.47	平面	—	188	—	—
指定管理	0.93	1.15	地下・自走	B2-2	228	¥100/30min	駅前広場
指定管理	0.21	1.36	立体・自走	B2~5-14	294	¥500/1hr	—
指定管理	0.24	0.49	地下・自走	B2-4	134	¥500/1hr	円山公園
指定管理	0.18	0.43	地下・機械	B5-5	131	¥500/1hr	南座前街路広場
直営	1.41	1.09	地下・自走	B2-1	313	¥500/1hr	(都計道)広路2御池通
指定管理	1.20	2.34	地下・自走	B2-2	667	¥500/1hr	(都計道)広路2御池通
直営	0.13	0.61	立体・自走	3~7-6	210	¥200/1hr → ¥100/30min	—
直営	0.20	0.20	平面	—	56	¥5,500/月	—
指定管理	2.38	4.36	地下・自走	B3-3	1,300	¥560/1hr	(市道)東西第1号線
指定管理	4.00	4.26	平面	—	1,250	¥400/1hr	—
指定管理	0.21	0.21	平面	—	72	¥360/1hr	—
指定管理	0.85	0.85	平面	—	250	¥360/1hr	—
指定管理	0.58	0.99	地下・自走	B2-2	262	¥500/1hr	(市道)扇町公園南通線
指定管理	1.90	0.85	地下・自走	B1-1	255	¥500/1hr	鞆公園
指定管理	1.20	1.31	地下・自走	B1-3	340	¥600/1hr	(都計道)大阪駅前線
指定管理	0.56	0.67	地下・自走	B1-1	120	¥500/1hr	(市道)豊崎鷺洲線
指定管理	0.58	0.58	地下・自走	B1-1	133	¥400/1hr	浪速公園
指定管理	0.35	0.93	地下・機械	B3-5	500	¥500/1hr	複合施設
指定管理	1.12	0.63	地下・自走	B1-1	140	¥200/30min	民間商業施設
直営	0.43	0.72	地下・自走	B3-2	170	¥200/30min (10:00~20:00) ¥100/30min (6:00~10:00,20:00~23:00) ¥2,000 (21:00~10:00)	近鉄布施駅北口前広場
運営委託	0.30	0.42	地下・機械	B2-2	200	¥150/30min	江坂公園
指定管理	0.99	0.96	地下・自走	B1-1	308	¥100/30min(8:00~20:00) ¥100/30min(20:00~8:00) 最大¥1,200(24hr以内)	—
指定管理	0.26	0.54	地下・機械	B1-2	162	¥100/30min(7:00~22:00) ¥100/1hr(22:00~7:00) 最大¥700(24hr以内)	府立春日丘高校
直営	0.79	2.00	立体・自走	3-1	160	¥200/30min(最初1hr) → ¥200/1hr	—
指定管理	0.50	0.65	地下・自走	B1-B2	210	¥100/30min	駅前広場
直営	0.37	0.66	地下・自走	B2-2	200	¥180/30min	駅前広場
指定管理	1.31	2.51	地下・自走	B2-2	530	¥250/30min	(都計道)税関線
指定管理	0.32	0.90	地下・自走	B3-3	280	¥200/30min	花隈公園
指定管理	0.31	0.64	地下・自走	B2-2	180	¥180/30min	湊川神社
指定管理	0.93	1.90	地下・自走	B2-2	550	¥250/30min	東遊園地公園
指定管理	0.67	1.15	地下・自走	B2-2	300	¥200/30min	湊川公園
指定管理	0.44	0.94	地下・自走	B2-2	220	¥150/min	若松公園
指定管理	0.61	1.10	地下・自走	B2-2	230	¥200/30min	神戸駅前広場
指定管理	0.68	1.30	地下・自走	B2-2	300	¥150/30min	荒田公園
指定管理	0.46	0.85	地下・自走	B2-2	170	¥150/30min	新長田駅前広場
指定管理	1.13	1.10	地下・自走	B3-3	280	¥150/30min	大倉山公園(地区)
指定管理	0.43	0.88	立体・自走	3-3	160	¥150/30min	—
指定管理	1.27	2.30	地下・自走	B2-2	490	¥250/30min	(都計道)花時計線
指定管理	0.38	0.72	地下・自走	B2-2	140	¥150/30min	—
その他	0.05	0.27	立体・機械	1-17	120	¥350/1hr → ¥150/30min	榊姫路駅ビル
運営委託	0.52	0.77	地下・機械	B2-4	237	¥400/1hr → ¥200/30min	(都計道)駅前幹線
直営	0.21	0.68	立体・自走	7-8	161	¥100/30min (7:00~11:30に在庫してから最大¥600/24hr)	—
指定管理	0.56	1.11	地下・自走	B2-2	295	¥300/1hr	中央公園
指定管理	0.33	0.94	立体・自走	B-1~3-5	348	¥100/20min	—

都道府県	都市名	駐 車 場 名	所 在 地	届 出	都 市 計 画		設 置 者
					決 定 年 月 日	最 終 変 更 年 月 日	
兵 庫 県	伊 丹 市	市宮宮ノ前地下駐車場	伊丹市宮ノ前1丁目他		H4.6.26	—	市町村
兵 庫 県	三 田 市	新三田駅前駐車場	三田市福島	○	H6.3.29	—	市町村
兵 庫 県	西 脇 市	西脇中央	西脇市西脇、和田町	○	H4.6.10	—	市町村
奈 良 県	奈 良 市	県営高畑観光自動車駐車場	奈良市高畑町	○	S39.7.13	S39.7.13	国・都道府県
奈 良 県	奈 良 市	奈良市営JR奈良駅第二	奈良市三条本町	○	H9.11.4	H9.11.4	市町村
奈 良 県	生 駒 市	生駒駅前駐車場	生駒市元町1丁目	○	S57.4.20	—	民間 (第三セクターを除く)
奈 良 県	生 駒 市	生駒駅南自動車駐車場	生駒市本町3番3号	○	H5.4.28	—	市町村
奈 良 県	生 駒 市	生駒駅北地下自動車駐車場	生駒市北新町	○	H5.4.28	—	市町村
奈 良 県	大 和 高 田 市	JR高田駅西側駐車場	大和高田市本郷町	○	H7.4.20	—	市町村
奈 良 県	大 淀 町	中吉野駐車場	大淀町下瀬	○	H1.3.24	H8.12.24	市町村
奈 良 県	大 淀 町	六田駅前駐車場	大淀町新野	○	H14.9.19	—	民間 (第三セクターを除く)
和 歌 山 県	和 歌 山 市	市宮本町地下駐車場	南福屋町12番地	○	S54.2.1	—	市町村
和 歌 山 県	和 歌 山 市	市宮中央立体駐車場	九番丁	○	S55.12.3	—	市町村
和 歌 山 県	和 歌 山 市	和歌山県民文化会館駐車場	港通町北1丁目	○	S57.12.7	—	国・都道府県
和 歌 山 県	和 歌 山 市	市宮けやき大通り地下駐車場	友田町、美園町	○	H4.3.26	—	市町村
和 歌 山 県	和 歌 山 市	市宮城北公園地下駐車場	西鍛冶屋町	○	H4.3.26	—	市町村
和 歌 山 県	和 歌 山 市	市宮大新地下駐車場	坊主丁	○	H6.12.1	—	市町村
和 歌 山 県	田 辺 市	紀伊田辺駅前第2	田辺市湊字塔之内	○	H6.3.4	—	市町村
鳥 取 県	鳥 取 市	市宮片原駐車場	鳥取市片原町二丁目	○	S47.9.19	H22.11.29	市町村
鳥 取 県	米 子 市	万能町駐車場	米子市万能町	○	S48.2.14	—	国・都道府県
鳥 取 県	米 子 市	米子駅前地下駐車場	米子市弥生町	○	H5.11.2	—	市町村
鳥 取 県	倉 吉 市	倉吉市営新町駐車場	倉吉市新町三丁目	○	S46.10.30	—	市町村
鳥 取 県	境 港 市	日ノ出駐車場	境港市日ノ出町	○	S45.12.16	—	市町村
島 根 県	松 江 市	城山西	松江市黒田町	○	S54.1.12	H9.7.18	市町村
島 根 県	松 江 市	松江駅地下	松江市朝日町	○	H9.10.21	—	市町村
島 根 県	浜 田 市	栄町駐車場	浜田市新町	○	S45.12.22	—	市町村
島 根 県	浜 田 市	道分山駐車場	浜田市浅井町、黒川町	○	H1.4.15	—	第三セクター
島 根 県	益 田 市	益田駅前駐車場	益田市駅前町	○	S56.12.11	H14.8.9	市町村
島 根 県	安 来 市	新町	安来市安来町	○	S54.4.14	H5.8.13	市町村
島 根 県	江 津 市	玉江	江津市江津町	○	S48.3.29	S49.4.6	市町村
岡 山 県	岡 山 市	岡山市営天神町駐車場	岡山市北区天神町	○	S54.11.2	—	市町村
岡 山 県	岡 山 市	岡山市営鹿田町駐車場	岡山市北区鹿田町	○	S56.12.4	—	市町村
岡 山 県	岡 山 市	岡山市営城下地下駐車場	岡山市北区表町一丁目	○	S62.4.1	—	国・都道府県
岡 山 県	岡 山 市	中山下二丁目	岡山市北区中山下二丁目	○	S48.3.29	—	民間 (第三セクターを除く)
岡 山 県	岡 山 市	岡山駅前地下	岡山市北区駅元町一番街地下7号	○	S47.6.2	—	民間 (第三セクターを除く)
岡 山 県	岡 山 市	ママカリパーキング	岡山市北区駅元町14番1号	○	H6.3.4	H7.11.29	市町村
岡 山 県	倉 敷 市	児島味野	倉敷市児島味野1丁目	○	S61.4.10	—	市町村
岡 山 県	倉 敷 市	倉敷駅北	倉敷市北浜町	○	H8.2.27	—	民間 (第三セクターを除く)
岡 山 県	津 山 市	津山中央駐車場	津山市山下	○	S59.12.13	—	民間 (第三セクターを除く)
岡 山 県	津 山 市	津山中央街区駐車場	津山市新魚町	○	H10.2.4	H17.1.26	第三セクター
岡 山 県	真 庭 市	落合	真庭市落合垂水1901番地1		S45.12.1	—	市町村
岡 山 県	真 庭 市	勝山	真庭市勝山131		S45.3.5	—	市町村
岡 山 県	真 庭 市	湯本	真庭市湯原温泉1506番地6	○	S47.3.7	—	市町村
岡 山 県	井 原 市	井原市営井原駅前駐車場	井原市七日市町147	○	S64.1.4	—	市町村
岡 山 県	浅 口 市	鴨方駅前	浅口市鴨方町六条院中3525-7	○	S48.9.21	—	市町村
岡 山 県	美 作 市	湯郷	美作市湯郷813-5	○	S45.10.7	—	市町村
岡 山 県	美 作 市	林野	美作市栄町35		S49.10.25	—	市町村
岡 山 県	和 気 町	和気駅前	和気郡和気町福富572-17	○	H6.2.24	—	市町村
岡 山 県	和 気 町	曾根	和気郡和気町和気481-9		S58.6.15	—	市町村
広 島 県	広 島 市	基町	広島市中区基町	○	S46.3.27	—	市町村
広 島 県	広 島 市	中央	広島市中区基町	○	H2.3.8	—	市町村
広 島 県	広 島 市	基町地下第一	広島市中区基町	○	H2.3.8	—	国・都道府県

管理形態	区域面積 (ha)	延床面積 (ha)	駐車場の構造		台数 供用 台数	料 金	備考(地下構造の上部施設名)
			形式	階 - 層			
指定管理	0.90	0.85	地下・自走	B1-1	200	¥150/30min	(都計道)伊丹飛行場線
指定管理	0.36	0.89	立体・自走	3-3	281	¥150/30min	—
指定管理	0.52	0.49	地下・自走	B1-1	120	¥100/30min	(都計道)西脇上戸田線、再開発ビル
直営	0.60	0.60	平面	—	151	¥600/回	—
直営	0.70	0.86	地下・自走	B2-2	189	¥150/30min(5hr以内) → ¥1500	—
直営	0.10	0.10	平面	—	40	¥300/1hr→¥100/30min	—
直営	0.16	0.66	立体・自走	B2-5-8	199	¥300/1hr → ¥100/30min	—
直営	0.33	0.66	地下・自走	B2-2	158	¥300/1hr → ¥100/30min	駅前広場
直営	0.18	0.83	立体・自走	B1~7-8	268	¥200/1hr → ¥100/60min	—
直営	0.47	0.47	平面	—	135	¥300/1回	—
その他	0.06	0.06	平面	—	45	¥200/1回	—
直営	0.59	0.59	地下・自走	B1-1	188	休止	本町公園
直営	0.22	1.17	立体・自走	7-8	564	¥160/1hr迄 → ¥160/30min	—
指定管理	0.28	1.06	立体・自走	7-8	485	¥100/40min(7:00~22:00) ¥100/1hr(22:00~7:00)	—
直営	0.73	1.46	地下・自走	B2-2(B2-4)	352	¥300/90min → ¥150/30min	県道和歌山停車場線
直営	0.79	0.76	地下・自走	B1-1	196	¥100/30min	城北公園
直営	0.47	0.56	地下・自走	B1-1	166	¥100/1hr(7:00~18:00) ¥100/30min(18:00~翌7:00)	大新公園
運営委託	0.25	0.23	立体・自走	2-2	102	¥100/1hr	—
指定管理	0.12	0.46	立体・自走	4-5	136	¥100/1hr	—
その他	0.35	0.35	平面	—	112	¥210/1hr→¥150/1hr ¥100円/60min(21:00~翌8:00)上限¥400 ¥8,400/月 定期駐車	31台のみ届出対象
直営	0.40	0.90	地下・機械	B2-2	200	無料/30min以内 → ¥100/1hr ¥100/30min(8:00~18:00) 無料(0:00~5:00) 上限¥1,500(0:00~5:00は加算無) ¥12,600/月 定期駐車(¥10,500/月 特定区画) ¥8,400/月 夜間定期	—
直営	0.27	0.27	平面	—	112	200円/2hr→100円/1hr	—
直営	0.39	0.16	平面	—	127	¥100/30min→¥100/1hr,¥600/4h~24h ¥4,000 定期駐車	—
直営	0.45	0.45	平面	—	156	¥300/1hr→¥500/hr→¥800/3hr以上	—
直営	0.61	0.59	地下・自走	B2-1	198	無料/20min以内 ¥200/1hr → ¥100/1hr(PM10:00~AM8:00)	—
直営	0.12	0.12	平面	—	40	100円/20min,最大¥1,000	—
直営	0.14	0.65	立体・自走	6-7	245	無料/30min,¥100/30min	—
直営	0.13	0.44	立体・自走	4-5	198	無料/1hr → ¥100/1hr,最大¥1,500/日	—
直営	0.11	0.11	平面	—	41	4,200円/月	—
直営	0.11	0.20	立体・自走	3-3	75	¥100/1hr ¥50/1hr(22:00~翌7:00)	—
指定管理	0.15	0.38	立体・自走	3-4	175	¥300/1hr → ¥100/30min	—
指定管理	0.18	0.89	立体・自走	6-7	300	¥300/1hr → ¥100/30min	—
指定管理	0.81	0.81	地下・自走	B1-1	174	¥300/1hr → ¥150/30min	県道
その他	0.09	0.5	立体・自走	6-7	140	¥200/30min	—
民間	0.42	0.42	地下・自走	B2-2	100	¥300/30min	—
指定管理	0.36	0.36	地下・自走	B2-2	260	¥300/1hr → ¥150/30min	—
指定管理	0.61	0.61	立体・自走	1-1,B1-1	176	¥100/1hr,¥500/24hr(平日)	—
直営	0.94	1.93	立体・自走	2-3	700	¥100/30min,¥500/24hr(平日) ¥900/24hr(平日以外)	—
その他	0.10	0.18	立体・自走	2-3	43	¥300/1hr	—
その他	0.46	0.78	立体・自走	5~6-2	205	¥250/1h	—
直営	0.10	0.04	平面	—	15	¥4500円/1月	—
直営	0.10	1.00	平面	—	43	¥100円/2hr	—
指定管理	0.29	0.22	平面	—	84	¥200円/2hr	—
直営	0.1	0.1	平面	—	29	無料/1hr未満→¥200/1~2hr→¥100/1hr ¥3,500/月	—
直営	0.08	0.08	平面	—	31	無料/1hr迄→¥100/2h迄→¥50/1hr ¥4,000/月	—
直営	0.67	0.67	平面	—	175	¥300/1回	—
直営	0.34	0.34	平面	—	100	—	—
直営	0.26	0.26	平面	—	86	¥100/1日	—
直営	0.13	0.13	平面	—	61	—	—
指定管理	0.42	1.97	立体・自走	B1~6-7	562	—	—
指定管理	1.37	1.33	地下・自走	B1-1	406	—	広島市中央庭球場
直営	0.64	0.34	地下・自走	B2-1	206	—	中央公園

都道府県	都市名	駐 車 場 名	所 在 地	届 出	都 市 計 画		設 置 者
					決 定 年 月 日	最 終 変 更 年 月 日	
広島県	広島市	基町地下第二	広島市中区基町	○	H2.3.8	—	民間 (第三セクターを除く)
広島県	広島市	基町地下第三	広島市中区基町	○	H2.3.8	—	第三セクター
広島県	広島市	紙屋町地下	広島市中区基町・広島市中区大手町一丁目	○	H8.7.30	—	国・都道府県
広島県	福山市	駅南口駐車場	福山市東桜町、元町	○	S50.3.26	S55.3.14	市町村
広島県	福山市	御船駐車場	福山市御船町二丁目	○	S51.2.7	—	市町村
広島県	福山市	霞駐車場	福山市霞町一丁目	○	S56.7.22	H18.2.14	市町村
広島県	福山市	三之丸駐車場	福山市三之丸町	○	S63.11.7	—	市町村
広島県	福山市	東桜町駐車場	福山市東桜町	○	H4.2.25	—	市町村
広島県	呉市	堺川	呉市中央3丁目	○	S47.2.8	—	市町村
広島県	呉市	蔵本	呉市中央3丁目	○	S55.9.30	—	市町村
広島県	呉市	呉駅西	呉市宝町	○	S61.7.31	—	市町村
広島県	尾道市	久保駐車場	尾道市久保1丁目	○	S49.6.22	—	市町村
広島県	尾道市	中央駐車場	尾道市因島土生町塩浜	○	S45.8.17	H15.6.24	市町村
広島県	尾道市	長崎駐車場	尾道市因島土生町荒神	○	S57.12.9	—	市町村
広島県	三原市	市営円一町駐車場	三原市円一町二丁目	○	S55.9.24	—	市町村
広島県	三原市	市営帝人通り駐車場	三原市港町三丁目	○	S53.12.27	—	市町村
山口県	下関市	長門町駐車場	下関市長門町10-1	○	S45.12.18	—	市町村
山口県	下関市	赤間町駐車場	下関市赤間町7-35	○	S48.3.31	H4.11.12	市町村
山口県	下関市	細江町駐車場	下関市細江町2丁目8-25	○	H6.2.28	—	市町村
山口県	山口市	山口市中央	山口市龜山町	○	S49.2.1	—	市町村
山口県	宇部市	新町駐車場	宇部市新町	○	S49.1.21	—	市町村
山口県	宇部市	寿町駐車場	宇部市寿町二丁目	○	S49.1.21	—	市町村
山口県	周南市	徳山駅前駐車場	周南市御幸通2丁目	○	S44.12.25	—	市町村
山口県	周南市	代々木公園地下駐車場	代々木通2丁目	○	S49.10.23	—	市町村
山口県	岩国市	麻里布駐車場	麻里布七丁目101-9,10,11,12	○	S50.3.3	H7.12.13	国・地方公共団体の みが出資している主体
山口県	萩市	新堀駐車場	萩市大字江向457番地2	○	S40.12.11	S50.12.10	市町村
徳島県	徳島市	新町地下駐車場	新町橋1,2丁目	○	S45.3.2	—	市町村
徳島県	徳島市	紺屋町地下駐車場	紺屋町	○	S57.1.8	—	市町村
徳島県	徳島市	藍場浜地下駐車場	藍場浜1,2丁目	○	S46.12.24	H6.4.7	国・都道府県
徳島県	鳴門市	高速鳴門バス停駐車場	鳴門市撫養町大桑島	○	H13.12.17	H13.12.17	第三セクター
香川県	高松市	中央	高松市番町一丁目	○	S56.7.17	—	市町村
香川県	高松市	南部	高松市観光通一丁目	○	S59.12.8	—	市町村
香川県	高松市	高松市立美術館地下	高松市紺屋町	○	S60.4.11	—	市町村
香川県	高松市	瓦町駅地下	高松市常磐町一丁目 他2町	○	H6.11.28	—	市町村
香川県	高松市	高松市立高松駅前広場地下	高松市浜ノ町1番	○	H9.12.5	—	市町村
香川県	丸亀市	福島	丸亀市福島町	○	S55.4.23	—	市町村
香川県	丸亀市	大手町第一	丸亀市大手町一丁目	○	S58.6.29	—	市町村
香川県	丸亀市	大手町第二	丸亀市大手町二丁目	○	S56.7.9	—	市町村
香川県	丸亀市	駅前地下駐車場	丸亀市浜町	○	S63.3.7	—	市町村
香川県	坂出市	坂出駅北口地下駐車場	坂出市元町一丁目、京町一丁目	○	H10.3.2	—	市町村
香川県	琴平町	琴平町営駅前	琴平町榎井	○	S62.2.26	—	市町村
愛媛県	松山市	松山市中之川地下駐車場	松山市湊町三丁目	○	S47.6.21	—	市町村
愛媛県	松山市	松山市二番町駐車場	松山市二番町四丁目	○	S49.11.8	—	市町村
愛媛県	新居浜市	新居浜駅前自動車駐車場	新居浜市坂井町二丁目	○	H23.12.27	—	市町村
愛媛県	四国中央市	中央	四国中央市三島中央	○	S52.7.12	H18.12.26	市町村
愛媛県	四国中央市	新町	四国中央市三島中央	○	S54.8.9	H18.12.26	市町村
愛媛県	宇和島市	市営中央町駐車場	宇和島市中央町二丁目	○	S52.4.2	—	市町村
愛媛県	宇和島市	城山下駐車場	宇和島市丸之内五丁目	○	S52.7.17	H17.3.1	市町村
愛媛県	西予市	中央駐車場	西予市宇和町卯之町三丁目	○	S60.12.3	H22.4.7	市町村
愛媛県	八幡浜市	新川駐車場	八幡浜市新川	○	S49.11.1	—	市町村
愛媛県	愛南町	船越	南宇和郡愛南町船越	○	S51.11.20	H24.2.9	市町村
高知県	高知市	中央公園地下	高知市帯屋町1丁目	○	S62.2.5	—	市町村
高知県	高知市	県庁前通り地下	高知市本町5丁目	○	H1.4.20	—	市町村
高知県	室戸市	室戸市中央	室戸市室津	○	S46.6.13	—	市町村
福岡県	北九州市	勝山公園地下	北九州市小倉北区内	○	H2.6.1	—	市町村

管理形態	区域面積 (ha)	延床面積 (ha)	駐車場の構造		台数	料 金	備考(地下構造の上部施設名)
			形 式	階 - 層			
その他	1.20	2.04	地下・機械	B1~2-3	681	—	基町クレド
その他	0.35	1.17	立体・自走	B2~2-4	320	—	広島センタービル
その他	0.49	0.43	地下・機械	B4~B3-2	206	—	国道54号
指定管理	0.50	0.52	地下・自走	B1-1	146	¥160 → ¥150 → ¥130/30min	(都計道)福山駅箕島線
指定管理	0.14	0.34	立体・自走	2-3	110	¥110 → ¥100/30min	—
直営	0.11	0.40	立体・自走	4-5	131	¥110 → ¥100/30min	—
指定管理	0.22	1.02	立体・自走	6-7	300	¥160 → ¥150 → ¥100/30min	—
指定管理	0.23	0.91	立体・自走	5-6	335	¥150/30min	—
指定管理	0.10	0.38	立体・自走	3-4	143	¥200 → ¥100/30min	—
指定管理	0.24	0.45	立体・自走	5-6	355	¥200 → ¥100/30min	—
指定管理	0.38	0.64	立体・自走	3~5-6	481	¥200 → ¥100/30min	—
直営	0.11	0.28	立体・自走	3-4	93	¥100/30min	—
指定管理	0.29	0.93	立体・自走	4-5	226	¥160 → ¥90/30min ¥12,000/月	—
指定管理	0.14	0.31	立体・自走	4-5	143	¥130(30min~90min) → ¥40/30min	—
直営	0.30	0.30	立体・自走	4-5	409	¥70/30min	—
直営	0.11	0.28	立体・自走	3-4	94	¥140/1hr	—
指定管理	0.05	0.33	地下・自走	B2-2	128	¥100/1hr → ¥100/20min, 上限¥600/12hr	長門プラザ
指定管理	0.44	0.62	立体・自走	5-6	300	¥100/1hr → ¥100/20min, 上限¥600/12hr	—
指定管理	0.63	1.25	立体・自走	4-5	500	¥100/1hr → ¥100/20min, 上限¥600/12hr	—
直営	0.67	0.43	立体・自走	1-2	350	¥100/1hr	—
指定管理	0.15	0.25	立体・自走	2-3	135	¥60/30min (8:00~22:00) ¥600/30min(22:00~8:00) ¥6,300 定期券	—
指定管理	0.33	0.33	平面	—	129	4月~9月 ¥60/30min (8:00~19:00) ¥30/30min (19:00~翌8:00) 10月~3月 ¥60/30min (8:00~18:00) ¥30/30min (19:00~翌8:00)	—
指定管理	0.62	0.32	地下・自走	B2-2	120	¥200/1hr → ¥100/30min	駅前広場(県道徳山停車場線)
指定管理	0.44	0.43	地下・自走	B1-1	188	¥200/1hr → ¥50/30min	代々木公園
直営	0.12	0.20	立体・自走	4-5	164	¥200/1hr → ¥100/1hr ¥9,450/月 一般定期券	—
直営	0.66	0.44	立体・自走	2-3	310	¥150/1hr	—
指定管理	0.71	0.27	地下・自走	B1-2	150	¥100/20min	—
指定管理	0.49	0.37	地下・自走	B1-2	282	¥100/20min	—
指定管理	1.42	1.42	地下・自走	B1	295	¥300/1hr	徳島県新町川公園
直営	0.37	0.21	立体・自走	2-3	171	¥100/1hr, ¥800/日	—
指定管理	1.31	0.57	地下・自走	B1-1	321	¥100/25min	中央公園(街区)
指定管理	0.24	0.88	立体・自走	5-6	412	¥100/25min	—
指定管理	0.45	0.20	地下・自走	B2-2	144	¥100/25min	高松市美術館
指定管理	1.19	2.03	地下・自走	B3-2	448	¥100/25min	駅前広場
指定管理	1.51	1.90	地下・自走	B2-2	395	¥100/20min(~2hr) → ¥100/25min(2hr~)	駅前広場
指定管理	0.26	0.62	立体・自走	3-4	345	¥100/30min	—
指定管理	0.20	0.59	立体・自走	4-5	250	¥100/30min	—
指定管理	0.28	0.27	立体・自走	2-3	181	¥100/30min	—
指定管理	0.62	0.41	地下・自走	B2-2	263	無料/1h → ¥100/30min	駅前広場
直営	0.61	0.52	地下・自走	B1-2	126	¥100/30min	坂出駅前広場
運営委託	0.63	0.23	平面	—	147	¥200/1hr	—
指定管理	0.49	0.41	地下・自走	B2-2	242	¥100/1hr	市道中之川通線
指定管理	0.10	0.26	立体・自走	7-8	224	¥100/30min	—
直営	0.14	0.14	平面	—	40	—	—
直営	0.12	0.12	平面	—	47	¥100→¥50/1hr	—
直営	0.18	0.18	平面	—	80	¥100→¥50/1hr	—
直営	0.27	0.27	平面	—	100	¥600/1hr(大型車)¥100/1hr(普通車)	—
直営	0.13	0.13	平面	—	45	¥600/1hr(大型車)¥100/1hr(普通車)	—
直営	0.27	0.27	平面	—	65	—	—
指定管理	0.26	0.26	平面	—	158	¥120/1hr	—
直営	0.48	0.48	平面	—	194	—	—
指定管理	0.99	0.45	地下・自走	B2-2	325	¥300/1hr → ¥150/30min	中央公園(近隣公園)
指定管理	0.39	0.34	地下・機械	B1-2	222	¥150/30min → ¥100/30min	(市道)高知街5号線
直営	0.20	0.20	平面	—	62	—	—
指定管理	0.84	1.58	地下・自走	B2-2	500	¥150/30min	勝山公園

都道府県	都市名	駐 車 場 名	所 在 地	届 出	都 市 計 画		設 置 者
					決 定 年 月 日	最 終 変 更 年 月 日	
福岡県	北九州市	天神島	北九州市小倉北区古船場町	○	S55.3.21	—	市町村
福岡県	福岡市	福岡中央	福岡市中央区天神	○	S38.12.14	—	民間 (第三セクターを除く)
福岡県	福岡市	市営博多駅	福岡市博多区博多駅前	○	S44.3.24	—	市町村
福岡県	福岡市	博多駅中央	福岡市博多区博多駅前中央街	○	S51.3.15	—	民間 (第三セクターを除く)
福岡県	福岡市	天神地下	福岡市中央区天神	○	S47.12.4	S52.6.20	民間 (第三セクターを除く)
福岡県	福岡市	築港	福岡市博多区築港本町	○	S56.10.8	—	市町村
福岡県	福岡市	天神中央公園	福岡市中央区天神1丁目	○	S59.3.1	—	国・都道府県
福岡県	福岡市	福岡駅	福岡市中央区天神2丁目	○	H2.10.18	—	民間 (第三セクターを除く)
福岡県	福岡市	川端地下	福岡市博多区下川端町	○	H3.5.23	—	市町村
福岡県	久留米市	東町公園	久留米市東町	○	S58.3.10	—	市町村
福岡県	久留米市	小頭町公園	久留米市小頭町	○	S54.10.4	—	市町村
福岡県	久留米市	JR久留米駅西口	久留米市京町	○	H19.11.12	—	市町村
福岡県	筑後市	筑後船小屋駅前	筑後市大字津島	○	H20.12.12	—	市町村
福岡県	豊前市	豊前市宮宇島駐車場	豊前市大字八屋2526番5		H5.10.5	—	市町村
長崎県	長崎市	市民会館地下	長崎市魚の町	○	S46.9.18	S49.3.15	市町村
長崎県	長崎市	松が枝町	長崎市松が枝町	○	S49.9.10	S63.2.29	市町村
長崎県	長崎市	平和公園	長崎市岡町	○	H3.2.22	—	市町村
長崎県	長崎市	桜町	長崎市桜町	○	S45.9.29	H7.7.31	市町村
長崎県	長崎市	茂里町地下	長崎市茂里町	○	H9.1.8	—	市町村
長崎県	佐世保市	光月町	佐世保市光月町	○	S55.5.10	—	市町村
長崎県	佐世保市	市営島瀬	佐世保市島瀬町	○	S60.10.28	—	市町村
長崎県	佐世保市	西海橋	佐世保市針尾東町		S50.9.23	—	国・都道府県
長崎県	佐世保市	西海橋	西海市		S50.9.23	S53.1.18	国・都道府県
長崎県	諫早市	諫早市高城(高城駐車場)	諫早市高城町	○	S48.1.16	H16.10.25	市町村
長崎県	島原市	中央駐車場	島原市新町二丁目		S55.1.29	—	市町村
長崎県	長与町	長与町営	長与町嬉里郷	○	S54.4.10	—	市町村
長崎県	平戸市	公営平戸	平戸市岩の上町	○	S51.3.18	S58.11.4	市町村
長崎県	西海市	間瀬第1	西海市大島町1918番地4		S48.11.14	H16.4.20	市町村
長崎県	老岐市	昭和橋	老岐市郷ノ浦町郷ノ浦		S47.6.28	—	市町村
長崎県	老岐市	永田川	老岐市郷ノ浦町片原触		S57.11.2	—	市町村
熊本県	熊本市	熊本市辛島公園地下駐車場	熊本市中央区辛島町、桜町、花畑町及び練兵町	○	H1.12.14	—	市町村
大分県	大分市	大手町	大分市大手町	○	S63.11.15	—	国・地方公共団体のみが出資している主体
大分県	中津市	豊田町	中津市豊田町	○	S54.7.3	—	市町村
大分県	臼杵市	臼杵市営第1	臼杵市大字臼杵	○	S52.10.24	—	市町村
宮崎県	宮崎市	宮崎市上野町駐車場	宮崎市上野町	○	S46.9.1	—	市町村
宮崎県	宮崎市	田野中央自動車駐車場	宮崎市田野町字中原		H13.2.13	—	市町村
宮崎県	都城市	都城市営上町	都城市上町	○	S45.8.22	—	市町村
宮崎県	都城市	都城市中央地区立体自動車駐車場	都城市蔵原町11街区20号	○	H13.12.17	—	市町村
鹿児島県	鹿児島市	鹿児島中央地下駐車場	鹿児島市山下町	○	H3.2.25	—	市町村
鹿児島県	指宿市	長崎鼻公共	指宿市山川岡児ケ水		S45.8.6	—	市町村

管理形態	区域面積 (ha)	延床面積 (ha)	駐車場の構造		台数 供用 台数	料 金	備考(地下構造の上部施設名)
			形式	階 - 層			
指定管理	0.19	0.87	立体・自走	3-4	310	¥150/30min	—
運営委託	0.56	1.02	地下・自走	B2-2	245	¥180/30min	警固公園(近隣公園)
指定管理	0.25	0.26	平面	—	88	¥185/30min	—
運営委託	0.12	0.73	立体・自走	7-8	303	¥150/30min	—
運営委託	1.55	1.66	地下・自走	B1-1	418	¥210/30min	(都計道)渡辺通線
指定管理	0.32	0.97	立体・自走	5-4	362	¥100/30min	—
運営委託	1.16	1.10	地下・自走	B1-1	406	¥370/1hr	天神中央公園(近隣公園)
運営委託	0.66	1.91	立体・自走	4~8-5	460	¥440/1hr	—
指定管理	1.49	2.42	地下・自走	B3~B4-2	800	¥400/1hr	—
指定管理	0.33	0.14	地下・自走	B1-2	100	¥100/40min	東町公園(街区)
指定管理	0.40	0.17	地下・自走	B1-2	100	¥100/50min	小頭町公園(近接)
指定管理	0.36	0.15	平面	—	132	¥100/1hr	—
その他	0.63	0.20	平面	—	157	無料/20min迄→¥100/1h, ¥300/24hr迄 ¥4,000/月 一般 ¥3,500/月 定期券利用者 エクセルパス利用者¥3,000/月	九州旅客鉄道株と相互利用
直営	0.28	0.28	平面	—	92	無料/20min→¥100/1hr, ¥500/24hr迄 ¥5,000 月極利用者	—
指定管理	0.79	0.59	地下・自走	B2-2	175	¥140/30min → ¥130円/30min	長崎市民会館
指定管理	0.7	0.73	立体・自走	3-3	162	¥290/1hr → ¥140/30min	—
指定管理	0.95	0.73	立体・自走	B1~1-2	125	¥250/1hr → ¥120/30min	平和公園
指定管理	0.29	0.47	立体・自走	2-2	180	¥140/30min → ¥130/30min	—
指定管理	0.21	0.44	地下・機械	B2-4	156	¥130/30min → ¥120/30min	長崎ブリックホール
指定管理	0.76	0.22	地下・自走	B1-1	158	¥220/1hr → ¥110/30min	上部佐世保市体育文化館
直営	0.36	0.23	立体・機械	4-5	201	¥100/25min (8:00~22:00) ¥100/50min (22:00~8:00)	—
直営	1.11	1.11	平面	—	176	—	—
直営	1.00	1.00	平面	—	119	—	—
直営	0.18	0.80	立体・自走	6-6	208	¥100/30min	—
運営委託	0.07	0.07	平面	—	18	¥100/1hr ¥12,000/月	—
直営	0.13	0.13	地下・自走	B1-1	53	¥50/30min	長与町勤労青少年ホーム
指定管理	0.29	0.29	平面	—	96	—	—
直営	0.23	0.12	平面	—	72	¥3,150/月	—
運営委託	0.05	0.07	平面	—	35	—	—
直営	0.15	0.07	平面	—	60	—	—
指定管理	1.03	0.11	地下・自走	B2-4	625	¥100/30min 最大¥1,000(7:00~19:00) 最大¥800 (19:00~翌7:00)	辛島公園
直営	0.19	0.32	立体・自走	4-4	231	¥100/30min → ¥100/30min	—
運営委託	1.11	1.11	平面	—	451	¥100/1hr ¥4,200/月	—
直営	0.13	0.14	平面	—	48	—	—
指定管理	0.10	0.15	立体・自走	1-2	15	¥200 → ¥100/1hr	—
指定管理	0.19	0.57	立体・自走	2-3	117	—	—
運営委託	0.20	0.20	平面	—	70	¥100/1hr	—
指定管理	0.45	0.98	立体・自走	3-4	462	¥100/1hr	—
その他	0.99	0.19	地下・自走	B2-2	602	—	—
直営	1.90	1.90	平面	—	316	—	—

(2) 構造別都市計画駐車場（届出駐車場）整備状況

県名	平面式		立体式				地下式				合計	
	箇所数	台数	自走式		機械式		自走式		機械式		箇所数	台数
			箇所数	台数	箇所数	台数	箇所数	台数	箇所数	台数		
北海道	7	718	3	1,062	-	-	3	813	-	-	13	2,593
青森県	1	174	3	1,425	-	-	3	315	-	-	7	1,914
岩手県	3	430	1	248	1	22	1	93	-	-	6	793
宮城県	-	-	3	445	-	-	1	233	-	-	4	678
秋田県	-	-	-	-	-	-	1	61	-	-	1	61
山形県	-	-	7	2,956	-	-	3	422	-	-	10	3,378
福島県	-	-	1	530	-	-	-	-	-	-	1	530
茨城県	3	373	7	4,952	-	-	2	275	-	-	12	5,600
栃木県	2	218	1	140	-	-	-	-	-	-	3	358
群馬県	1	23	4	1,537	-	-	1	150	-	-	6	1,710
埼玉県	-	-	2	520	-	-	6	1,182	1	301	9	2,003
千葉県	1	250	4	1,162	-	-	-	-	3	1,056	8	2,468
東京都	1	236	8	3,039	-	-	35	13,363	7	1,430	51	18,068
神奈川県	-	-	7	2,756	1	388	10	4,042	4	1,095	22	8,281
山梨県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長野県	3	338	6	1,699	1	185	2	312	1	128	13	2,662
新潟県	1	73	1	191	-	-	1	112	-	-	3	376
富山県	-	-	7	2,803	-	-	1	108	-	-	8	2,911
石川県	-	-	-	-	-	-	3	1,374	-	-	3	1,374
岐阜県	2	70	7	1,388	-	-	1	145	-	-	10	1,603
静岡県	6	623	3	1,138	-	-	1	400	2	698	12	2,859
愛知県	1	114	7	2,679	1	216	23	6,695	-	-	32	9,704
三重県	1	179	5	924	-	-	2	509	1	142	9	1,754
福井県	2	320	1	264	-	-	-	-	1	102	4	686
滋賀県	-	-	-	-	-	-	1	228	-	-	1	228
京都府	-	-	2	504	-	-	3	1,114	1	131	6	1,749
大阪府	3	1,572	1	160	-	-	10	3,238	3	862	17	5,832
兵庫県	-	-	3	602	1	120	14	4,085	1	237	19	5,044
奈良県	4	371	2	467	-	-	2	347	-	-	8	1,185
和歌山県	-	-	3	1,151	-	-	4	902	-	-	7	2,053
鳥取県	3	270	1	136	-	-	-	-	1.0	200	5	606
島根県	3	237	3	518	-	-	1	198	-	-	7	953
岡山県	5	405	7	1,739	-	-	3	534	-	-	15	2,678
広島県	-	-	14	3,702	-	-	3	758	2	887	19	5,347
山口県	1	129	6	1,759	-	-	3	436	-	-	10	2,324
徳島県	-	-	1	171	-	-	3	727	-	-	4	898
香川県	1	147	4	1,188	-	-	6	1,697	-	-	11	3,032
愛媛県	5	430	1	224	-	-	1	242	-	-	7	896
高知県	-	-	-	-	-	-	1	325	1	222	2	547
福岡県	3	377	4	1,435	-	-	6	2,069	-	-	13	3,881
佐賀県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長崎県	1	96	4	675	1	201	3	386	1	156	10	1,514
熊本県	-	-	-	-	-	-	1	625	-	-	1	625
大分県	2	499	1	231	-	-	-	-	-	-	3	730
宮崎県	1	70	2	477	-	-	-	-	-	-	3	547
鹿児島県	-	-	-	-	-	-	1	602	-	-	1	602
沖縄県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	67	8,742	147	46,997	6	1,132	166	49,117	30	7,647	416	113,635

4 届出駐車場
構造別届出駐車場整備状況

都 道 府 県	平 面 式		立 体 式			
			自 走 式		機 械 式	
	箇 所 数	台 数	箇 所 数	台 数	箇 所 数	台 数
北 海 道	197	59,593	91	28,418	69	5,725
青 森 県	45	5,485	29	9,301	3	211
岩 手 県	56	5,896	12	2,744	7	558
宮 城 県	86	12,801	58	14,672	76	6,646
秋 田 県	40	4,472	7	2,217	2	203
山 形 県	29	3,438	12	3,995	-	-
福 島 県	88	9,737	19	4,713	5	515
茨 城 県	95	22,036	26	9,786	8	907
栃 木 県	55	6,435	20	5,396	17	2,022
群 馬 県	42	4,737	20	7,237	8	663
埼 玉 県	176	27,148	105	44,011	14	1,438
千 葉 県	333	76,947	106	54,401	42	3,847
東 京 都	151	20,049	71	19,625	479	88,683
神 奈 川 県	319	44,804	164	60,687	46	4,388
山 梨 県	19	3,121	10	2,025	4	512
長 野 県	84	9,478	32	8,647	2	149
新 潟 県	53	5,341	26	8,699	12	1,352
富 山 県	37	3,300	18	4,772	7	776
石 川 県	26	4,861	20	6,730	7	390
岐 阜 県	49	4,926	20	5,110	30	1,644
静 岡 県	164	22,244	88	21,756	33	2,728
愛 知 県	231	42,776	181	75,575	92	7,650
三 重 県	39	8,195	20	4,006	5	370
福 井 県	27	4,064	7	3,117	5	488
滋 賀 県	52	5,291	28	8,998	2	187
京 都 府	166	24,057	33	14,586	25	1,742
大 阪 府	1,166	131,889	114	51,546	7	528
兵 庫 県	315	50,235	155	45,916	68	4,922
奈 良 県	86	11,592	30	13,728	-	-
和 歌 山 県	35	6,932	3	501	6	546
鳥 取 県	19	1,846	16	6,437	-	-
島 根 県	17	2,180	7	1,673	2	187
岡 山 県	35	3,550	28	6,725	20	1,666
広 島 県	70	11,582	73	18,884	95	6,834
山 口 県	62	7,988	17	5,008	2	120
徳 島 県	28	4,249	5	462	8	643
香 川 県	29	4,264	4	2,199	27	2,085
愛 媛 県	40	5,227	19	5,060	29	2,625
高 知 県	6	988	7	1,255	12	1,135
福 岡 県	215	32,787	183	54,888	55	3,685
佐 賀 県	43	5,510	10	2,496	1	128
長 崎 県	47	15,627	53	10,731	28	1,900
熊 本 県	36	5,302	29	9,593	16	1,744
大 分 県	63	7,511	25	4,647	7	556
宮 崎 県	22	5,775	7	3,114	-	-
鹿 児 島 県	51	7,177	26	8,346	9	618
沖 縄 県	58	5,772	14	4,091	22	1,859
合 計	5,102	769,215	2,048	688,524	1,414	165,575

地 下 式				合 計	
自 走 式		機 械 式			
箇 所 数	台 数	箇 所 数	台 数	箇 所 数	台 数
6	906	-	-	363	94,642
2	204	-	-	79	15,201
-	-	-	-	75	9,198
2	179	3	140	225	34,438
-	-	-	-	49	6,892
-	-	-	-	41	7,433
2	540	1	107	115	15,612
2	437	1	255	132	33,421
-	-	-	-	92	13,853
-	-	-	-	70	12,637
18	2,822	1	70	314	75,489
17	4,502	2	268	500	139,965
16	1,921	7	1,596	724	131,874
19	3,701	5	848	553	114,428
1	270	-	-	34	5,928
1	240	-	-	119	18,514
2	292	1	200	94	15,884
3	130	1	126	66	9,104
3	741	-	-	56	12,722
-	-	-	-	99	11,680
4	707	-	-	289	47,435
5	1,018	1	40	510	127,059
-	-	-	-	64	12,571
2	369	1	98	42	8,136
-	-	2	201	84	14,677
6	1,308	1	38	231	41,731
21	3,600	2	750	1,310	188,313
24	5,815	2	881	564	107,769
2.0	223	1.0	77	119	25,620
2	206	-	-	46	8,185
-	-	-	-	35	8,283
-	-	1	52	27	4,092
1	177	-	-	84	12,118
2	515	-	-	240	37,815
1	36	-	-	82	13,152
-	-	-	-	41	5,354
5	1,195	-	-	65	9,743
3	662	-	-	91	13,574
-	-	-	-	25	3,378
7	989	2	141	462	92,490
-	-	-	-	54	8,134
-	-	-	-	128	28,258
-	-	-	-	81	16,639
2	124	-	-	97	12,838
1	99	-	-	30	8,988
1	531	-	-	87	16,672
6	782	-	-	100	12,504
189	35,241	35	5,888	8,788	1,664,443

路外駐車場におけるバリアフリー対応状況

都道府県	都市計画区域内(駐車場法に基づく届出駐車場)															
	平 面 式								そ の 他 (立 体 式 等)							
					そのうち特定路外駐車場に該当するもの								そのうち特定路外駐車場に該当するもの			
			うちバリアフリー対応				うちバリアフリー対応				うちバリアフリー対応				うちバリアフリー対応	
箇所	台数	箇所	台数	箇所	台数	箇所	台数	箇所	台数	箇所	台数	箇所	台数	箇所	台数	
北海道	212	61,209	88	337	114	24,890	60	269	317	68,871	94	369	0	0	0	0
青森県	48	5,859	23	72	37	4,209	17	38	56	14,383	25	119	0	0	0	0
岩手県	61	6,495	28	246	44	4,764	24	60	36	7,735	14	56	0	0	0	0
宮城県	92	13,133	26	88	59	8,523	16	27	191	29,263	26	95	0	0	0	0
秋田県	40	4,472	13	26	17	2,668	10	32	13	3,737	5	24	0	0	0	0
山形県	30	3,770	11	26	27	3,271	9	18	32	9,253	14	61	1	240	1	2
福島県	88	9,737	15	33	66	7,930	9	21	28	6,405	13	51	11	2,176	3	22
茨城県	122	28,826	42	189	75	13,646	28	90	49	16,828	27	124	6	1,099	3	12
栃木県	58	6,695	34	76	46	5,512	27	66	40	7,801	6	26	4	1,222	1	4
群馬県	44	4,887	22	36	36	4,162	18	30	44	13,221	17	82	0	0	0	0
埼玉県	179	27,399	131	313	104	11,997	87	141	164	53,452	101	510	5	1,209	4	21
千葉県	344	78,353	137	295	161	20,902	94	151	228	85,948	85	532	14	3,781	9	41
東京都	164	22,555	115	574	23	7,129	21	38	1,177	223,994	167	944	0	0	0	0
神奈川県	369	48,920	184	412	221	26,084	133	196	492	148,632	191	930	18	8,763	12	113
山梨県	19	3,121	12	29	6	1,707	6	12	15	2,807	0	0	0	0	0	0
長野県	90	10,076	35	82	77	9,389	32	72	57	14,748	31	162	0	0	0	0
新潟県	54	5,414	26	52	43	4,475	20	40	58	15,466	20	137	12	4,630	8	89
富山県	37	3,300	7	17	24	1,780	5	14	45	10,160	11	56	0	0	0	0
石川県	26	4,861	12	38	22	4,766	9	33	42	10,860	25	81	2	452	1	8
岐阜県	58	5,253	30	120	36	3,503	25	56	69	9,124	15	43	0	0	0	0
静岡県	171	22,942	52	127	72	7,650	30	58	180	40,172	42	191	0	0	0	0
愛知県	239	43,814	142	400	151	20,502	95	172	446	122,860	189	1,021	0	0	0	0
三重県	36	7,642	18	76	30	3,626	16	40	46	9,974	18	88	17	3,396	3	16
福井県	34	4,473	20	43	17	2,078	13	30	23	5,576	9	46	0	0	0	0
滋賀県	52	5,291	31	64	29	3,307	27	52	33	9,614	17	93	4	1,228	4	23
京都府	173	25,705	44	113	31	2,669	22	59	94	24,669	25	172	1	804	1	10
大阪府	1,362	172,228	423	1,126	435	46,698	239	446	171	69,243	99	593	0	0	0	0
兵庫県	340	53,405	163	440	136	14,925	107	264	378	94,203	105	399	3	2,439	3	40
奈良県	92	12,180	34	82	29	3,963	16	25	42	15,979	28	175	0	0	0	0
和歌山県	37	8,402	9	37	34	6,397	10	39	18	3,306	3	14	3	370	1	5
鳥取県	22	2,116	11	21	16	1,451	8	15	18	6,773	6	28	7	2,856	3	16
島根県	20	2,417	9	27	14	1,395	5	15	15	4,599	9	27	0	0	0	0
岡山県	43	4,573	16	39	29	2,543	12	23	77	15,192	33	167	0	0	0	0
広島県	73	11,818	51	171	31	5,539	22	76	226	40,580	67	275	0	0	0	0
山口県	65	9,088	24	82	39	4,529	10	21	42	11,419	19	77	0	0	0	0
徳島県	29	4,316	9	33	33	5,573	13	33	23	3,695	4	7	0	0	0	0
香川県	32	4,700	9	29	19	2,105	4	10	60	10,219	20	76	2	134	0	0
愛媛県	48	6,109	10	27	31	5,176	7	22	62	9,970	6	40	4	30	0	0
高知県	6	988	1	10	4	241	0	0	31	4,012	5	16	0	0	0	0
福岡県	230	34,459	102	279	113	11,389	75	150	360	87,572	71	303	13	3,662	8	38
佐賀県	43	5,510	18	61	40	4,681	18	61	11	2,624	3	15	9	1,954	2	13
長崎県	50	15,880	27	70	44	7,182	25	62	129	21,443	41	131	87	16,404	30	100
熊本県	34	4,540	18	50	17	1,618	7	14	51	13,959	8	41	2	191	1	2
大分県	66	8,080	28	87	37	3,946	21	48	60	12,251	15	74	0	0	0	0
宮崎県	25	6,272	8	27	15	1,297	4	7	19	6,699	12	47	0	0	0	0
鹿児島県	55	7,629	17	50	29	3,110	13	32	59	19,225	13	71	0	0	0	0
沖縄県	59	6,014	15	54	17	2,768	14	46	46	7,920	14	37	0	0	0	0
合計	5,571	844,926	2,300	6,686	2,730	347,665	1,483	3,224	5,873	1,426,436	1,768	8,626	225	57,040	98	575

※特定路外駐車場: 駐車のために供する部分が500㎡以上、かつその利用に対して料金を徴収している路外駐車場のうち、道路付属物であるもの、公園施設であるもの、建築物であるもの、建築物に付随しているものを除いた駐車場。

※バリアフリー対応: 駐車場に車いす駐車スペースを設けている場合

(平成25年3月末現在)
(令和4年3月修正)

都市計画区域外(バリアフリー新法のみ適用する駐車場)						合 計							
平 面 式			その他(立体式等)							特定路外駐車場に該当			
特定路外駐車場に該当			特定路外駐車場に該当							特定路外駐車場に該当			
箇所	台数	うちバリアフリー対応	箇所	台数	うちバリアフリー対応	箇所	台数	うちバリアフリー対応		箇所 α	台数	バリアフリー対応	
		台数			台数			箇所 β	台数				
0	0	0	0	0	0	529	130,080	182	706	114	24,890	60	269
0	0	0	0	0	0	104	20,242	48	191	37	4,209	17	38
0	0	0	0	0	0	97	14,230	42	302	44	4,764	24	60
2	201	0	0	0	0	283	42,396	54	183	61	8,724	18	27
0	0	0	0	0	0	53	8,209	18	50	17	2,668	10	32
0	0	0	0	0	0	62	13,023	25	87	28	3,511	10	20
0	0	0	0	0	0	116	16,142	28	84	77	10,106	12	43
0	0	0	0	0	0	171	45,654	69	313	81	14,745	31	102
0	0	0	0	0	0	98	14,496	40	102	50	6,734	28	70
0	0	0	0	0	0	88	18,108	39	118	36	4,162	18	30
1	250	3	0	0	0	343	80,851	233	826	110	13,456	92	165
1	86	2	0	0	0	572	164,301	223	829	176	24,769	104	194
4	5	44	0	0	0	1,341	246,549	286	1,562	27	7,134	25	82
0	0	0	0	0	0	861	197,552	375	1,342	239	34,847	145	309
0	0	0	0	0	0	34	5,928	12	29	6	1,707	6	12
1	135	3	0	0	0	147	24,824	67	247	78	9,524	33	75
0	0	0	0	0	0	112	20,880	46	189	55	9,105	28	129
0	0	0	0	0	0	82	13,460	18	73	24	1,780	5	14
0	0	0	0	0	0	68	15,721	37	119	24	5,218	10	41
1	700	1	0	0	0	127	14,377	46	164	37	4,203	26	57
0	0	0	0	0	0	351	63,114	94	318	72	7,650	30	58
0	0	0	0	0	0	685	166,674	331	1,421	151	20,502	95	172
0	0	0	0	0	0	82	17,616	36	164	47	7,022	19	56
0	0	0	0	0	0	57	10,049	29	89	17	2,078	13	30
0	0	0	0	0	0	85	14,905	48	157	33	4,535	31	75
0	0	0	0	0	0	267	50,374	69	285	32	3,473	23	69
0	0	0	0	0	0	1,533	241,471	522	1,719	435	46,698	239	446
3	177	2	0	0	0	718	147,608	271	841	142	17,541	113	306
0	0	0	0	0	0	134	28,159	62	257	29	3,963	16	25
0	0	0	0	0	0	55	11,708	12	51	37	6,767	11	44
0	0	0	0	0	0	40	8,889	17	49	23	4,307	11	31
0	0	0	0	0	0	35	7,016	18	54	14	1,395	5	15
0	0	0	0	0	0	120	19,765	49	206	29	2,543	12	23
0	0	0	0	0	0	299	52,398	118	446	31	5,539	22	76
0	0	0	0	0	0	107	20,507	43	159	39	4,529	10	21
0	0	0	0	0	0	52	8,011	13	40	33	5,573	13	33
0	0	0	0	0	0	92	14,919	29	105	21	2,239	4	10
0	0	0	0	0	0	110	16,079	16	67	35	5,206	7	22
0	0	0	0	0	0	37	5,000	6	26	4	241	0	0
1	78	1	0	0	0	590	122,031	174	583	127	15,129	84	189
0	0	0	0	0	0	54	8,134	21	76	49	6,635	20	74
0	0	0	0	0	0	179	37,323	68	201	131	23,586	55	162
0	0	0	0	0	0	85	18,499	26	91	19	1,809	8	16
0	0	0	0	0	0	126	20,331	43	161	37	3,946	21	48
0	0	0	0	0	0	44	12,971	20	74	15	1,297	4	7
0	0	0	0	0	0	114	26,854	30	121	29	3,110	13	32
0	0	0	0	0	0	105	13,934	29	91	17	2,768	14	46
14	1,632	56	0	0	0	11,444	2,271,362	4,082	15,368	2,969	406,337	1,595	3,855

バリアフリー化された路外駐車場の割合(%): α / β = 53.7%

5 路上駐車場

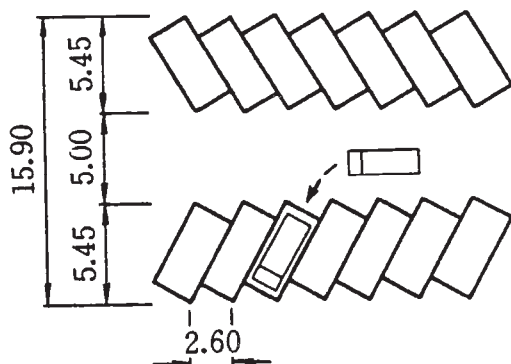
(1) 路上駐車場設置状況

(平成25年3月31日現在)

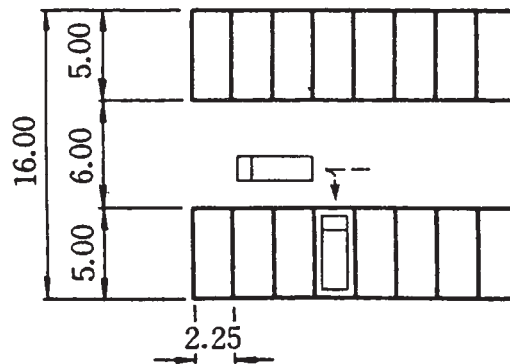
都道府県	都市名	駐車場整備地区	設置主体	設置台数	駐車可能時間	料金	駐車方式	管理主体
青森県	青森市	青森都市計画	青森市	68	9:00 ~ 19:00	¥210/1hr→ 100/30min	60°	(株)サンコーポレーション
福井県	福井市	福井都市計画	福井市	67	終日	無料(30min以内) →¥100/30min	60°	株式会社アイリス
広島県	広島市	広島圏都市計画	広島市	640	8:00 ~ 22:00 22:00 ~ 8:00	¥150, 100/30min ¥100/1hr	75° 直角	広島市
計	3都市	—	—	775	—	—	—	—

(参考) 駐車方式(駐車ますの配置)のイメージ

※幅員等は、道路構造令による標準値(小型)

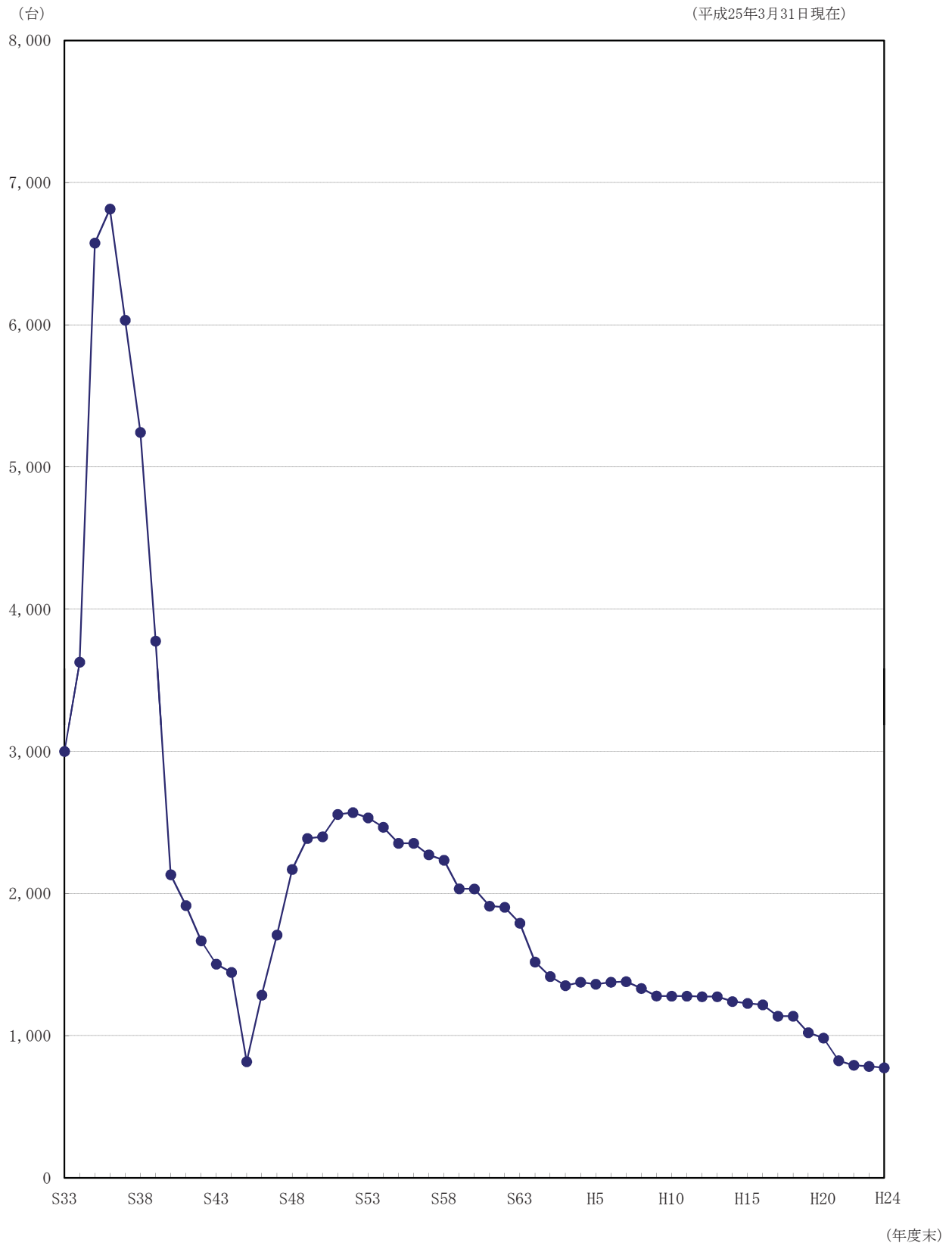


(1) 60° 駐車(前進)



(2) 直角駐車(後退)

(2) 路上駐車場供用台数の推移



(3) 都市別路上駐車場供用台数の推移

都市名	東京都	名古屋市	神戸市	京都市	鹿児島市	福井市	静岡市	函館市	札幌市	広島市	大垣市	高知市
設置開始年月日	34. 1. 26	35. 6. 1	35. 10. 1	35. 11. 1	39. 9. 1 21. 3. 14	41. 7. 1	42. 8. 1	45. 2. 1	45. 7. 1	45. 7. 10	46. 12. 1	47. 4. 1
廃止年月日	40. 11. 1	48. 4. 1	42. 3. 9	54. 1. 8	21. 4. 1 —	—	59. 3. 31	61. 4. 1	20. 10. 1	—	1. 11. 1	63. 10. 1
昭和33年	3,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和34年	3,628	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和35年	4,223	1,268	239	846	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和36年	4,263	1,491	215	846	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和37年	3,304	1,668	215	846	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和38年	2,612	1,571	215	846	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和39年	1,106	1,607	197	846	20	—	—	—	—	—	—	—
昭和40年	—	1,509	116	488	20	—	—	—	—	—	—	—
昭和41年	—	1,552	—	276	20	68	—	—	—	—	—	—
昭和42年	—	1,359	—	46	20	68	175	—	—	—	—	—
昭和43年	—	1,195	—	46	20	68	175	—	—	—	—	—
昭和44年	—	1,077	—	46	20	68	175	60	—	—	—	—
昭和45年	—	—	—	46	38	68	175	206	131	154	—	—
昭和46年	—	—	—	46	38	68	175	234	46	513	166	—
昭和47年	—	—	—	46	38	68	175	234	46	717	166	26
昭和48年	—	—	—	46	97	68	175	429	46	710	166	26
昭和49年	—	—	—	46	97	68	174	429	46	823	166	26
昭和50年	—	—	—	26	97	68	174	429	46	821	166	26
昭和51年	—	—	—	26	97	68	174	429	60	944	166	26
昭和52年	—	—	—	26	97	68	174	429	60	937	146	26
昭和53年	—	—	—	—	97	68	151	429	60	937	146	26
昭和54年	—	—	—	—	95	68	151	365	60	937	146	26
昭和55年	—	—	—	—	95	68	151	248	60	927	146	26
昭和56年	—	—	—	—	95	68	151	248	60	927	146	26
昭和57年	—	—	—	—	95	68	151	166	60	946	146	12
昭和58年	—	—	—	—	95	68	151	138	60	939	146	12
昭和59年	—	—	—	—	95	68	—	110	60	935	131	12
昭和60年	—	—	—	—	95	68	—	100	60	935	131	12
昭和61年	—	—	—	—	95	68	—	—	60	929	116	12
昭和62年	—	—	—	—	95	68	—	—	27	1,024	87	12
昭和63年	—	—	—	—	95	68	—	—	27	965	67	—
平成元年	—	—	—	—	95	67	—	—	27	952	33	—
平成2年	—	—	—	—	95	67	—	—	27	952	—	—
平成3年	—	—	—	—	95	67	—	—	27	952	—	—
平成4年	—	—	—	—	95	67	—	—	27	976	—	—
平成5年	—	—	—	—	95	67	—	—	27	963	—	—
平成6年	—	—	—	—	95	67	—	—	27	988	—	—
平成7年	—	—	—	—	95	67	—	—	27	1,013	—	—
平成8年	—	—	—	—	95	67	—	—	27	965	—	—
平成9年	—	—	—	—	95	67	—	—	27	963	—	—
平成10年	—	—	—	—	95	67	—	—	27	962	—	—
平成11年	—	—	—	—	95	67	—	—	27	962	—	—
平成12年	—	—	—	—	95	67	—	—	27	958	—	—
平成13年	—	—	—	—	95	67	—	—	27	958	—	—
平成14年	—	—	—	—	95	67	—	—	27	908	—	—
平成15年	—	—	—	—	95	67	—	—	27	903	—	—
平成16年	—	—	—	—	95	67	—	—	27	903	—	—
平成17年	—	—	—	—	95	67	—	—	27	881	—	—
平成18年	—	—	—	—	95	67	—	—	27	881	—	—
平成19年	—	—	—	—	95	67	—	—	27	765	—	—
平成20年	—	—	—	—	95	67	—	—	27	727	—	—
平成21年	—	—	—	—	—	67	—	—	—	690	—	—
平成22年	—	—	—	—	—	67	—	—	—	658	—	—
平成23年	—	—	—	—	—	67	—	—	—	650	—	—
平成24年	—	—	—	—	—	67	—	—	—	640	—	—

(注) 名古屋市の45～47年度については休止中である。

(各年度末現在)

加古川市	千葉市	豊橋市	青森市	呉市	市原市	佐世保市	計
47.4.6	47.7.1	48.8.6	48.12.15	49.10.1	52.4.1	55.10.1	
50.12.10	16.3.31	9.4.1	—	1.5.24	9.5.1	15.3.19	
—	—	—	—	—	—	—	3,000
—	—	—	—	—	—	—	3,628
—	—	—	—	—	—	—	6,576
—	—	—	—	—	—	—	6,815
—	—	—	—	—	—	—	6,033
—	—	—	—	—	—	—	5,244
—	—	—	—	—	—	—	3,776
—	—	—	—	—	—	—	2,133
—	—	—	—	—	—	—	1,916
—	—	—	—	—	—	—	1,668
—	—	—	—	—	—	—	1,504
—	—	—	—	—	—	—	1,446
—	—	—	—	—	—	—	818
—	—	—	—	—	—	—	1,286
20	173	—	—	—	—	—	1,709
20	275	44	68	—	—	—	2,170
10	331	44	68	60	—	—	2,388
—	375	44	68	60	—	—	2,400
—	395	44	68	60	—	—	2,557
—	395	44	68	60	40	—	2,570
—	395	44	68	60	52	—	2,533
—	395	44	68	60	52	—	2,467
—	395	43	68	60	52	15	2,354
—	395	43	68	60	52	15	2,354
—	395	43	68	56	52	15	2,273
—	395	43	68	56	49	15	2,235
—	392	43	68	56	49	15	2,034
—	386	43	68	56	64	15	2,033
—	386	43	68	56	64	15	1,912
—	369	43	68	56	40	15	1,904
—	369	43	68	35	40	15	1,792
—	179	43	68	—	40	15	1,519
—	110	43	68	—	40	15	1,417
—	48	43	68	—	38	15	1,353
—	48	43	68	—	38	15	1,377
—	48	43	68	—	37	15	1,363
—	48	43	68	—	26	15	1,377
—	48	22	68	—	26	15	1,381
—	48	22	68	—	26	15	1,333
—	45	—	68	—	—	15	1,280
—	45	—	68	—	—	15	1,279
—	45	—	68	—	—	15	1,279
—	45	—	68	—	—	15	1,275
—	45	—	68	—	—	15	1,275
—	45	—	68	—	—	—	1,210
—	—	—	68	—	—	—	1,160
—	—	—	68	—	—	—	1,160
—	—	—	68	—	—	—	1,138
—	—	—	68	—	—	—	1,138
—	—	—	68	—	—	—	1,022
—	—	—	68	—	—	—	984
—	—	—	68	—	—	—	825
—	—	—	68	—	—	—	793
—	—	—	68	—	—	—	785
—	—	—	68	—	—	—	775

6 機械式駐車装置

(1) 年度別機械式駐車装置設置実績

	垂直循環方式		多層循環方式		水平循環方式		エレベータ方式	
	基数	台数	基数	台数	基数	台数	基数	台数
昭和35年度	-	-	-	-	-	-	-	-
昭和36年度	4	68	-	-	-	-	-	-
昭和37年度	12	236	-	-	-	-	3	56
昭和38年度	34	688	-	-	-	-	8	179
昭和39年度	63	1,278	4	64	-	-	4	78
昭和40年度	59	1,268	30	734	-	-	5	139
昭和41年度	33	752	31	898	1	18	1	27
昭和42年度	39	950	7	147	6	152	1	25
昭和43年度	55	1,298	2	58	10	210	2	51
昭和44年度	77	1,821	10	246	12	321	1	80
昭和45年度	113	3,129	14	399	19	447	-	-
昭和46年度	133	3,599	17	438	8	196	-	-
昭和47年度	257	7,046	10	226	21	610	5	131
昭和48年度	340	9,724	28	708	22	522	3	74
昭和49年度	406	11,845	45	888	30	925	4	131
昭和50年度	151	4,208	14	331	17	618	7	211
昭和51年度	156	4,374	14	288	7	212	4	120
昭和52年度	182	5,066	19	355	17	482	-	-
昭和53年度	219	6,205	12	294	19	606	4	188
昭和54年度	296	8,428	14	381	13	410	-	-
昭和55年度	295	8,654	16	479	17	558	6	175
昭和56年度	314	9,058	17	458	17	487	4	118
昭和57年度	343	10,106	31	702	15	522	2	60
昭和58年度	393	11,654	28	643	19	481	-	-
昭和59年度	502	14,936	41	806	25	647	2	58
昭和60年度	578	17,250	55	1,258	42	1,169	14	277
昭和61年度	687	19,864	57	1,268	44	1,295	2	56
昭和62年度	748	22,042	89	1,839	73	2,003	42	949
昭和63年度	920	26,859	115	2,527	72	1,996	61	1,720
平成元年度	1,095	32,633	129	3,034	97	2,855	141	4,452
平成2年度	1,212	36,216	184	3,949	139	3,887	476	9,698
平成3年度	1,468	42,989	213	4,477	136	4,004	793	17,129
平成4年度	1,361	40,459	231	5,582	128	3,670	659	17,030
平成5年度	762	22,597	176	4,258	127	3,891	424	13,686
平成6年度	422	11,729	128	3,717	82	2,600	388	11,868
平成7年度	326	9,026	83	2,063	69	2,436	388	12,685
平成8年度	307	8,823	81	1,798	58	1,982	513	16,998
平成9年度	259	7,143	63	1,527	47	1,355	551	17,686
平成10年度	182	5,315	53	1,229	58	1,695	457	14,482
平成11年度	117	2,888	45	1,133	46	1,381	403	12,001
平成12年度	108	2,967	38	800	53	1,528	415	13,352
平成13年度	86	2,419	41	830	61	2,159	432	13,392
平成14年度	70	2,013	48	1,021	58	2,390	391	12,378
平成15年度	47	1,223	29	564	72	3,132	392	12,487
平成16年度	46	1,250	37	782	69	2,803	342	11,505
平成17年度	34	868	25	461	51	1,829	378	12,627
平成18年度	29	714	23	417	70	2,975	496	18,338
平成19年度	32	768	49	1,041	77	3,012	586	21,061
平成20年度	16	411	44	906	80	3,084	544	21,921
平成21年度	19	523	31	653	103	3,991	447	18,544
平成22年度	12	344	15	330	56	2,234	285	11,595
平成23年度	13	339	13	220	53	2,467	201	6,872
平成24年度	12	285	22	355	54	2,266	187	7,730
合計	15,444	446,348	2,521	57,582	2,370	78,513	10,474	334,420

※公益社団法人立体駐車場工業会より提供頂いたデータより作成

エレベータ・スライド方式		平面往復方式		二段方式		多段方式		合 計	
基数	台数	基数	台数	基数	台数	基数	台数	基数	台数
-	-	-	-	1	4	-	-	1	4
-	-	-	-	7	28	-	-	11	96
-	-	-	-	2	8	-	-	17	300
7	642	-	-	9	34	-	-	58	1,543
2	237	-	-	9	31	-	-	82	1,688
9	729	-	-	49	182	-	-	152	3,052
1	110	-	-	62	168	-	-	129	1,973
3	342	1	16	50	129	-	-	107	1,761
5	384	-	-	88	202	-	-	162	2,203
3	315	-	-	187	457	-	-	290	3,240
3	248	-	-	120	371	-	-	269	4,594
4	200	-	-	200	670	-	-	362	5,103
10	543	-	-	855	1,932	-	-	1,158	10,488
28	1,821	-	-	1,713	3,870	-	-	2,134	16,719
13	697	-	-	1,723	3,527	-	-	2,221	18,013
7	442	-	-	1,203	2,745	4	20	1,403	8,575
3	116	-	-	1,263	3,410	25	119	1,472	8,639
-	-	-	-	978	2,461	50	234	1,246	8,598
3	155	-	-	1,463	3,476	29	87	1,749	11,011
3	194	-	-	2,096	4,669	52	593	2,474	14,675
10	687	1	22	2,282	5,071	39	272	2,666	15,918
12	822	1	22	1,746	4,300	82	666	2,193	15,931
14	825	-	-	1,702	4,461	82	673	2,189	17,349
22	1,590	-	-	2,370	5,518	77	817	2,909	20,703
14	753	-	-	2,197	5,522	187	1,409	2,968	24,131
15	964	3	82	2,858	7,854	214	2,031	3,779	30,885
23	1,452	-	-	3,825	8,952	300	3,173	4,938	36,060
12	788	-	-	5,587	12,893	483	2,826	7,034	43,340
34	2,534	-	-	6,740	15,515	933	6,166	8,875	57,317
36	2,572	-	-	11,155	26,040	1,248	8,798	13,901	80,384
64	4,391	-	-	14,390	34,169	2,578	16,791	19,043	109,101
108	6,239	-	-	18,475	43,681	3,420	24,223	24,613	142,742
77	4,640	3	74	18,107	43,114	4,241	26,954	24,807	141,523
42	2,172	12	857	15,433	37,165	4,848	26,689	21,824	111,315
21	1,095	13	1,298	18,215	43,941	6,716	36,866	25,985	113,114
23	1,321	11	1,124	19,643	43,999	9,825	53,782	30,368	126,436
61	2,774	55	4,595	18,280	40,863	11,360	57,757	30,715	135,590
21	985	19	1,282	17,115	38,538	11,498	63,128	29,573	131,644
20	1,076	33	3,390	15,764	34,694	13,970	64,234	30,537	126,115
12	469	36	3,131	10,635	22,851	13,646	58,758	24,940	102,612
7	198	39	3,309	11,258	25,294	12,978	70,259	24,896	117,707
13	534	28	2,459	9,383	21,090	15,808	76,883	25,852	119,766
6	308	53	4,094	9,111	20,454	12,574	72,617	22,311	115,275
1	24	38	2,564	7,080	16,390	13,366	69,059	21,025	105,443
2	20	21	1,402	5,727	13,141	10,662	65,018	16,906	95,921
-	-	40	2,485	5,450	12,536	9,277	64,133	15,255	94,939
-	-	40	2,986	5,418	12,134	11,441	63,617	17,517	101,181
1	16	40	2,402	5,613	12,251	11,774	67,017	18,172	107,568
5	252	43	2,375	4,157	9,523	6,785	54,357	11,674	92,829
-	-	27	1,679	2,822	6,124	4,521	35,624	7,970	67,138
1	24	25	1,829	2,797	6,347	3,735	25,314	6,926	48,017
-	-	23	1,711	3,149	6,641	5,181	29,120	8,633	47,370
1	21	16	1,247	3,223	6,810	5,279	30,800	8,794	49,514
781	46,700	621	46,435	293,785	676,250	209,288	1,180,884	535,285	2,867,153

(2) 都道府県別機械式駐車装置設置実績（平成24年度までの累計）

	垂直循環方式		多層循環方式		水平循環方式		エレベータ方式	
	基数	台数	基数	台数	基数	台数	基数	台数
北海道	1,034	32,444	43	1,007	36	1,117	442	15,059
青森県	97	2,860	4	91	4	123	51	1,677
岩手県	86	2,590	9	232	3	116	70	2,146
宮城県	487	15,167	30	812	31	1,119	278	9,162
秋田県	48	1,420	-	-	3	172	17	502
山形県	29	836	3	56	1	34	32	1,256
福島県	64	1,984	4	86	9	262	49	1,838
茨城県	139	4,174	5	122	4	144	80	2,885
栃木県	175	5,515	6	100	-	-	98	3,258
群馬県	89	2,778	-	-	5	207	50	1,699
埼玉県	318	8,995	27	766	23	809	218	6,608
千葉県	463	13,593	30	856	24	680	364	10,284
東京都	3,321	87,924	1,494	32,056	1,469	47,811	2,068	54,061
神奈川県	1,153	32,083	202	4,923	185	6,679	908	28,018
山梨県	58	1,835	1	16	3	86	13	424
新潟県	199	6,142	2	46	3	104	102	3,450
富山県	62	1,830	2	36	2	56	46	1,582
石川県	76	2,421	4	91	6	202	91	2,850
長野県	59	1,764	4	72	6	246	72	2,386
岐阜県	105	3,169	-	-	1	52	100	3,003
静岡県	369	10,444	9	212	15	461	234	7,945
愛知県	1,030	30,420	91	2,131	79	2,769	800	25,882
三重県	49	1,372	2	45	2	72	45	1,534
福井県	53	1,597	2	28	4	120	21	692
滋賀県	36	998	1	34	3	62	97	3,414
京都府	246	6,714	37	868	29	1,020	96	2,806
大阪府	2,083	59,864	308	7,236	269	8,595	1,418	50,708
兵庫県	684	20,198	44	1,010	46	1,868	423	14,636
奈良県	43	1,033	2	50	2	70	28	694
和歌山県	56	1,625	3	150	1	28	11	386
鳥取県	18	536	1	14	-	-	17	596
島根県	30	939	-	-	-	-	16	516
岡山県	146	4,256	4	105	12	450	104	3,540
広島県	509	15,368	29	818	28	869	391	12,945
山口県	49	1,363	-	-	-	-	33	1,018
徳島県	68	2,017	1	26	1	32	34	1,190
香川県	201	6,269	3	80	5	140	79	2,421
愛媛県	177	5,202	3	68	3	183	86	2,868
高知県	86	2,582	4	102	-	-	43	1,482
福岡県	678	20,404	24	631	31	1,129	565	19,635
佐賀県	15	464	-	-	-	-	14	476
長崎県	175	5,149	5	89	3	83	124	3,798
熊本県	146	4,357	5	130	5	175	121	3,951
大分県	70	2,188	2	55	2	60	54	1,724
宮崎県	34	977	1	20	1	51	30	958
鹿児島県	129	3,758	3	82	4	108	114	3,814
沖縄県	147	4,649	4	76	4	49	93	3,302
外国（輸出）	55	2,081	63	2,154	3	100	234	9,341
合計	15,444	446,348	2,521	57,582	2,370	78,513	10,474	334,420

※公益社団法人立体駐車場工業会より提供頂いたデータより作成

エレベータ・スライド方式		平面往復方式		二段方式		多段方式		合計	
基数	台数	基数	台数	基数	台数	基数	台数	基数	台数
9	882	8	439	3,329	7,995	2,795	10,472	7,696	69,415
-	-	-	-	310	759	48	277	514	5,787
4	365	2	154	643	1,724	357	1,586	1,174	8,913
17	1,091	7	435	3,973	9,296	3,129	15,672	7,952	52,754
-	-	-	-	220	477	96	667	384	3,238
-	-	-	-	115	356	86	599	266	3,137
3	101	-	-	584	1,395	439	2,042	1,152	7,708
6	394	-	-	1,805	4,742	1,446	8,769	3,485	21,230
6	212	-	-	998	2,303	631	4,094	1,914	15,482
1	87	4	672	848	2,161	532	3,407	1,529	11,011
10	563	6	430	16,632	38,936	16,196	80,220	33,430	137,327
22	1,114	12	631	15,731	36,260	16,244	89,075	32,890	152,493
188	10,842	310	21,942	75,961	170,976	50,669	276,565	135,480	702,177
42	2,627	80	6,552	37,709	85,675	44,542	238,276	84,821	404,833
1	52	-	-	361	759	170	884	607	4,056
1	46	2	116	1,161	3,308	349	2,771	1,819	15,983
1	17	1	98	520	1,281	85	574	719	5,474
3	147	-	-	696	2,064	272	1,828	1,148	9,603
1	30	-	-	603	1,579	312	1,876	1,057	7,953
5	186	4	424	1,059	2,837	328	1,871	1,602	11,542
3	134	9	817	4,356	9,973	2,024	13,055	7,019	43,041
48	2,714	16	1,125	14,937	35,491	6,789	37,702	23,790	138,234
-	-	-	-	676	1,766	246	1,378	1,020	6,167
1	8	3	354	359	1,110	27	224	470	4,133
3	269	1	117	2,214	5,121	1,530	10,781	3,885	20,796
67	3,872	8	444	6,829	15,860	3,640	22,023	10,952	53,607
194	12,058	95	7,548	50,234	110,319	26,237	157,622	80,838	413,950
38	2,631	8	599	22,520	50,680	15,617	90,713	39,380	182,335
3	150	2	246	3,117	7,140	2,012	12,719	5,209	22,102
12	802	-	-	486	1,114	202	1,538	771	5,643
-	-	-	-	131	420	72	620	239	2,186
-	-	4	252	196	426	43	498	289	2,631
2	53	2	138	1,115	3,005	345	3,069	1,730	14,616
9	573	19	1,633	5,827	13,844	3,184	24,469	9,996	70,519
1	30	-	-	629	1,503	296	2,583	1,008	6,497
3	236	-	-	384	1,043	106	974	597	5,518
4	190	2	80	596	1,808	244	2,240	1,134	13,228
2	194	-	-	831	2,115	348	3,178	1,450	13,808
-	-	-	-	326	833	191	1,096	650	6,095
14	758	14	1,037	8,869	23,013	5,117	33,613	15,312	100,220
-	-	-	-	357	834	185	1,495	571	3,269
-	-	2	152	1,009	2,640	565	4,319	1,883	16,230
5	198	-	-	1,026	2,556	520	4,422	1,828	15,789
-	-	-	-	605	1,696	252	2,155	985	7,878
-	-	-	-	198	492	120	909	384	3,407
1	44	-	-	863	2,051	362	3,289	1,476	13,146
6	382	-	-	1,306	2,968	242	2,004	1,802	13,430
46	2,669	-	-	531	1,546	46	671	978	18,562
782	46,721	621	46,435	293,785	676,250	209,288	1,180,884	535,285	2,867,153

(3) 都道府県別機械式駐車装置設置実績（平成24年度分）

	垂直循環方式		多層循環方式		水平循環方式		エレベータ方式		エレベータ・スライド方式	
	基数	台数	基数	台数	基数	台数	基数	台数	基数	台数
北海道	3	62	1	11			1	36		
青森県										
岩手県	2	52								
宮城県										
秋田県							2	100		
山形県							2	76		
福島県										
茨城県							6	216		
栃木県							1	30		
群馬県	1	16					10	472		
埼玉県	1	30					6	328		
千葉県	3	66	17	279	45	1,927	27	871	1	21
東京都			3	56	4	153	22	792		
神奈川県										
山梨県										
新潟県							3	118		
富山県							2	64		
石川県										
長野県							3	120		
岐阜県										
静岡県							5	168		
愛知県							8	303		
三重県										
福井県										
滋賀県										
京都府	1	29	1	9	1	66	35	1,826		
大阪府					2	48	20	1,028		
兵庫県										
奈良県										
和歌山県										
鳥取県										
島根県							2	66		
岡山県							2	50		
広島県							1	36		
徳島県										
香川県										
愛媛県							5	178		
高知県							1	34		
福岡県					1	48	7	232		
佐賀県							5	150		
熊本県										
大分県										
宮崎県										
鹿児島県	1	30			1	24	1	38		
沖縄県							6	212		
外国（輸出）							4	186		
合計	12	285	22	355	54	2,266	187	7,730	1	21

※公益社団法人立体駐車場工業会より提供頂いたデータより作成

平面往復方式		二段方式		多段方式		合 計		ターン テーブル	自動車用 エレベータ	プレハブ式 立体駐車場	
基数	台数	基数	台数	基数	台数	基数	台数	基数	基数	基数	台数
		31	62	170	544	206	715				
		7	14	11	33	18	47				
		24	48	49	250	75	350	2			
						-	-				
						2	100				
		10	20			12	96				
		4	6	38	355	42	361	1			
		2	18	18	84	26	318				
						1	30				
		133	281	390	2,146	534	2,915	12	1	1	342
		150	298	297	1,826	454	2,482	6		1	877
12	944	963	2,000	1,429	7,700	2,497	13,808	172	6	2	93
2	135	462	1,019	1,050	6,317	1,543	8,472	57			
				31	78	31	78				
		2	4	4	12	6	16			1	105
				3	15	6	133			1	144
		11	22			13	86	1		2	274
		25	50	14	74	42	244			1	196
		12	24	2	16	14	40				
		34	67	28	293	67	528	1		2	306
		269	562	306	1,662	583	2,527	12			
		5	19	6	63	11	82				
						-	-	1			
		3	6	57	266	60	272				
		46	141	97	559	143	700	3			
2	168	631	1,294	641	3,735	1,312	7,127	26		1	251
		138	279	333	1,960	493	3,315	14			
				23	321	23	321				
						-	-				
						-	-				
				29	166	31	232			2	256
		18	41	50	652	70	743	2		1	74
				1	29	2	65	1			
						-	-				
				2	30	2	30				
		14	28	6	66	25	272				
				2	38	3	72				
		99	233	161	1,082	268	1,595	1			
		1	7			1	7			1	194
		14	28	7	51	26	229				
		35	82	7	136	42	218				
		35	64	4	54	39	118				
						-	-				
		1	5	11	163	15	260				
		24	48	1	17	31	277				
		20	40	1	7	25	233				
16	1,247	3,223	6,810	5,279	30,800	8,794	49,514	312	7	16	3,112

(4) 方式別認定件数の推移

方式名	S43～59	60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
垂直循環方式	37	3	6	9	5	9	1	6	3	6	3	10	4	3	1
多層循環方式	18	-	3	1	1	2	1	1	1	5	3	1	4	1	-
水平循環方式	13	1	-	-	2	2	1	-	-	1	1	4	1	-	2
エレベータ方式	13	1	4	2	6	9	9	10	15	15	20	13	7	12	10
エレベータ・スライド方式	24	4	1	3	1	1	1	4	6	5	7	3	1	-	-
平面往復方式	7	1	-	-	-	-	2	2	5	4	13	14	11	6	4
二段方式（昇降・横行）	30	-	3	3	3	3	2	2	3	6	16	7	11	4	11
二段方式（昇降）	91	4	9	11	8	6	6	8	10	19	26	15	20	14	8
二段方式（昇降旋回）	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
方向転換方式	23	1	-	2	-	-	2	4	2	1	2	-	2	-	-
自動車エレベータ	53	1	2	1	1	-	1	-	-	2	1	-	-	1	-
多段方式	13	2	7	7	3	5	5	4	11	20	29	23	27	20	30
計	322	18	35	39	30	37	31	41	56	84	122	90	88	61	66

方式名	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	計
垂直循環方式	-	1	-	-	-	2	-	3	-	-	2	4	1	-	119
多層循環方式	-	-	1	1	-	-	-	2	1	2	3	6	-	-	58
水平循環方式	-	5	-	1	2	-	2	3	8	10	5	12	19	9	104
エレベータ方式	13	7	15	11	11	13	9	13	15	21	12	20	9	14	329
エレベータ・スライド方式	1	-	-	-	-	1	1	-	-	1	-	2	-	-	67
平面往復方式	6	5	3	3	2	4	2	1	6	6	2	4	2	9	124
二段方式（昇降・横行）	7	7	4	-	2	-	7	2	2	3	13	4	3	12	170
二段方式（昇降）	5	11	4	3	11	8	5	6	4	9	9	1	7	25	363
二段方式（昇降旋回）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
方向転換方式	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40
自動車エレベータ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1	-	66
多段方式	20	27	14	15	21	12	23	13	41	60	17	14	22	49	554
計	53	63	41	34	49	40	49	43	77	113	64	67	64	118	1,995

垂直循環方式	122
多層循環方式	126
水平循環方式	128
エレベータ方式	131
エレベータ・スライド方式	141
平面往復方式	143
二段方式（昇降・横行）	147
二段方式（昇降）	152
二段方式（昇降旋回）	161
方向転換方式	162
自動車エレベータ	163
多段方式	165

垂直循環方式

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
101	石川島播磨重工業(株)	IHIタワーパーキング	下部乗入・中間乗入・上部乗入	44. 1. 6
102	三菱重工業(株)	三菱タワーパーク L型	下部乗入・中間乗入・上部乗入	44. 1. 6
103	日本ケーブル(株)	オート・タワー	下部乗入・中間乗入・上部乗入	44. 1. 6
104	三精輸送機(株)	サンセイTCA・B型パーキング	下部乗入・中間乗入・上部乗入	44. 1. 6
105	(株)日立製作所	日立ハイガレージ・ロータリー形	下部乗入・中間乗入・上部乗入	44. 1. 6
106	新明和工業(株)	新明和パーキングロータリー	下部乗入・中間乗入・上部乗入	44. 1. 6
107	フジテック(株)	シティパーク	下部乗入・中間乗入・上部乗入	44. 1. 6
108	日精(株)	ニッセイKMGパーキング	下部乗入・上部乗入	44. 1. 6
109	浦賀重工業(株)	Uパーク	下部乗入・中間乗入・上部乗入	44. 1. 6
110	日精(株)	ニッセイMGパーキング	下部乗入・中間乗入・上部乗入	44. 9.24
111	(株)昭和起重機製作所	メリカパーク	下部乗入・中間乗入・上部乗入	47. 3.25
112	横井鋼業(株)	YKパーキング	下部乗入・中間乗入・上部乗入	47. 5.25
113	横井鋼業(株)	YKパーキングTR	下部乗入式	49. 5. 9
114	(株)宮地鉄工所	宮地式オートパークM型	下部乗入式	51. 6.16
115	(株)江藤鉄工所	オリオンパーク	下部乗入式	52. 2.22
116	日精(株)	ニッセイMGパーキング ターンテーブル付	下部乗入式	52. 5.21
117	日精(株)	ニッセイターンパーキング (NTP型)	下部乗入式	53. 5.31
118	三菱重工業(株)	三菱ムジンパーク	下部乗入式	53.12. 8
119	石川島播磨重工業(株)	IHIタワーパーキング (ターンテーブル内蔵型)	下部乗入式	54. 2. 5
120	ダイコー(株)	ダイコータワーガレージ	下部乗入式	54. 5.21
121	新明和工業(株)	新明和パーキングロータリー RY型	方向転換装置組込型	55. 2.29
122	日精(株)	ニッセイTMGパーキング	下部乗入式	56.10. 5
123	四国コンベヤ(株)	SKロータリーパーキング	下部乗入式	56.11.27
124	石川島播磨重工業(株)	IHIタワーパーキング (トラバサ内蔵型)	トラバサ内蔵式	57. 3.18
125	川岸工業(株)	AR型パーキング	下部乗入式	57. 5.18
126	新明和工業(株)	新明和パーキングロータリー RY-A形	方向転換装置組込式	57. 8.13
127	三菱重工業(株)	三菱ターンテーブル内蔵形 タワーパーク	方向転換装置組込型	57.11.29
128	石川島播磨重工業(株)	IHIタワーパーキング (ダブル型)	下部乗入式	58. 5.30
129	(株)昭和起重機製作所	縦二列型メリカパーク	下部乗入式	58. 8.17
130	新明和工業(株)	新明和パーキングロータリー RC形	搬送装置・方向転換装置組込型	58. 9.20
131	三菱重工業(株)	三菱縦列配置形(1バレット方式) タワーパーク	下部乗入式	59. 1.18
132	三菱重工業(株)	三菱縦列配置形(分離方式) タワーパーク	下部乗入式	59. 1.18
133	新明和工業(株)	新明和パーキングロータリー RW型	下部乗入式	59. 5.28
134	日精(株)	ニッセイDMGパーキング	下部乗入式	59. 6.11
135	日本ケーブル(株)	オートタワー T型	方向転換装置組込型	60. 2. 4
136	(株)江藤鉄工所	オリオンパーク OR-C-SR型	下部乗入式	60. 3. 6
137	石川島播磨重工業(株)	IHIタワーパーキング (ミックスタイプ)	対象自動車式	60. 3.28
138	石川島播磨重工業(株)	IHIタワーパーキング (横行トラバサ内蔵型)	搬送装置・方向転換装置組込式	60. 6.21

垂直循環方式

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
139	フジテック(株)	シティパーク WI型	方向転換装置組込式	60. 7.22
140	新明和工業(株)	新明和パーキングロータリRTS型	下部乗入式	61. 3.13
141	三菱重工業(株)	三菱縦列配置形(可動床方式)タワーパーク	下部乗入式	61. 4.15
142	フジテック(株)	シティパークWD型 WDA型(リターン方式A) WDB型(リターン方式B) WDC型(通り抜け方式)	下部乗入式	61. 7.18
143	日精(株)	ニッセイDMGパーキング	下部乗入式	61. 8.30
144	(株)昭和起重機製作所	昇降式ターンテーブル内蔵型 メリカパーク	下部乗入式	61.10.23
145	中道機械(株)	ナカミチスペースタワー	下部乗入式	62. 2.27
146	川崎重工業(株)	サンライズパーキング	下部乗入式	62. 3.31
147	フジテック(株)	シティパーク WI型	方向転換装置組込式	62. 6. 2
148	日本ケーブル(株)	オートタワーW形	下部乗入式	62. 6.22
149	石川島播磨重工業(株)	IHIタワーパーキング(旋回装置付 トラバーサ内蔵型)	搬送装置・方向転換装置組込式	62.10.30
150	中道機械(株)	ナカミチスペースタワー TT形	方向転換装置組込式	62.11.27
151	三菱重工業(株)	三菱タワーパーク(ミックス形)	対象自動車式 対象混合式	62.11.27
152	日精(株)	ニッセイMGパーキング(HS型)	下部乗入式	62.12. 8
153	新明和工業(株)	新明和ロータリーパークRHK形	対象自動車式 対象混合式	63. 1.25
154	中道機械(株)	ナカミチスペースタワーTR形	搬送装置組込式	63. 3.15
155	日立造船(株)	HCT型(下部乗入型)	搬送装置組込式	63. 3.15
156	フジテック(株)	シティパーク	下部乗入・中間乗入・上部乗入式	63. 6. 9
157	三菱重工業(株)	三菱タワーパーク(高速度形)	下部乗入式	63. 7.13
158	新明和工業(株)	新明和ロータリーパークRWV形	搬送装置組込式	63. 7.14
159	日立造船(株)	HC型	下部乗入式	63.10.28
160	日立造船(株)	HCR型(下部乗入型)	方向転換装置組込式	63.12. 1
161	フジテック(株)	シティパークWD型 WDA型(リターン方式A) WDB型(リターン方式B) WDC型(通り抜け方式)	下部乗入縦列式	1. 4.28
162	三菱重工業(株)	三菱タワーパーク(縦列方式ターン テーブル内蔵形)	下部乗入式	1. 4.28
163	川崎重工業(株)	サンライズパーキング T型	方向転換装置組込式	1. 6.20
164	日本ケーブル(株)	オートタワー D形	対象自動車式 対象混合式	1. 6.20
165	日精(株)	ニッセイMGパーキング(高速型)	下部乗入式	1. 7.31
166	石川島播磨重工業(株)	IHIタワーパーキング (縦列直接乗入型)	下部乗入式	1. 7.31
167	石川島播磨重工業(株)	IHIタワーパーキング (ターンテーブル内蔵型)	上部、中間乗入式	1. 7.31
168	石川島播磨重工業(株)	IHIタワーパーキング(高速型)		1. 7.31
169	三井造船(株)	三井スペースパーク	下部乗入式	2. 2.13
170	佐藤鉄工(株)	マルチパーキング	下部乗入式	3. 3.13
171	三井造船(株)	三井スペースパーク (ターンテーブル内蔵型)	下部乗入式	3. 5.23
172	川重工事(株)	カワサンライズタワー	下部乗入式	3. 6.10
173	東急車輛製造(株)	東急ネオ・トーパーク TMY-T型	下部乗入、方向転換装置組込式	3.12.24
174	石川島播磨重工業(株)	IHIタワーパーキング (縦列直接乗入高速型)	下部乗入式	3.12.24

垂直循環方式

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
175	三菱重工業(株)	三菱タワーパーク(縦列〔横列〕方式 搬送装置付ターンテーブル内蔵形)	下部乗入式	4. 3.23
176	(株)ナカタニ	ナカタニパーク	下部乗入式	4. 3.30
177	佐藤鉄工(株)	マルチパーキング (ターンテーブル内蔵形)	下部乗入式	4. 9. 7
178	(株)栗本鐵工所	クリカパーク AD型	下部乗入式	5. 2. 5
179	(株)栗本鐵工所	ターンテーブル内蔵型クリカパーク	下部乗入式	5. 3.31
180	三井造船(株)	三井スペースパーク (パレット引出装置内蔵型)	下部乗入式	5. 6.30
181	三菱長崎機工(株)	ダイヤカーポート R-B型	下部乗入式	5. 6.30
182	日立造船(株)	HCTR型	下部乗入・搬送装置 及び方向転換装置組込式	5.12.13
183	石川島播磨重工業(株)	IHIタワーパーキング(高速型II)	方向転換装置組込型	6. 2. 9
184	三菱重工業(株)	三菱タワーパーク(高速度形(HS形))	下部乗入式	6. 2. 9
185	(株)栗本鐵工所	縦二列型クリカパーク(可動床方式)	下部乗入、縦列式	6. 3. 1
186	新明和工業(株)	新明和ロータリーパークRYS形	下部乗入、方向転換装置組込式	6. 5.13
187	吉田車輛機器(株)	オートルーパー 8	下部乗入式	7. 1.31
188	佐藤鉄工所(株)	マルチパーキング(ML, HR)	下部乗入、方向転換装置組込式	7. 1.31
189	三精輸送機(株)	サンセイTCA型パーキング	下部乗入・方向転換装置組込式	7. 5.12
190	(株)大阪造船所	ダイゾウA-7型	下部乗入式	7. 5.12
191	(株)広島アサミ	エイトパーク	下部乗入式	7. 7. 6
192	(株)トーコーリホーム	リバースパークH2-5型	下部乗入式	7. 8. 3
193	三精輸送機(株)	サンセイTCA型パーキング (高速型)	下部乗入式	7. 8. 3
194	フジテック(株) フジテックフロンティア(株)	シティパークTR型 TRA型(方向転換装置無し) TRB型(方向転換装置内蔵180°) TRC型(方向転換装置内蔵90°)	下部乗入、搬送装置組込式、縦列式	7.10. 5
195	三精輸送機(株)	サンセイTCB型パーキング (高速型)	中間乗入式	7.10. 5
196	川村産業(株)	Kパークリボルバー	下部乗入、方向転換装置組込式	7.12.26
197	(株)イーエス	ES-8 (イーエス・エイト)	下部乗入式	8. 1.30
198	吉山工業(株)	エイトパーク・YOR-OP-8型	下部乗入式	8. 1.30
10101	大同機工(株)	ダイドーパークDU型	下部乗入式	8. 6. 7
10102	(株)エムエムアイ	宮地式オートパークTT型	下部乗入・方向転換装置組込式	8. 7.12
10103	川崎重工業(株)	サンライズパーキングVI型	中間乗入式	8. 8. 5
10104	ヤンマーディーゼル(株)	タフエイト (YPK-8M)	下部乗入式	9. 1. 7
10105	信和(株)	シンワパーク D型	下部乗入式	9. 5.13
10106	(株)三好鉄工所	パークバロン	下部乗入式	9. 8. 5
10107	日本ケーブル(株)	オートタワー HS型	下部乗入式	9.10.13
10108	日精(株)	ニッセイMGパーキング(S型)		10. 5.12
10109	信和(株)	シンワパーク D-II型	下部乗入式	12. 6.11
近畿(04)-5	新明和エンジニアリング株式会社	新明和ロータリーパーク		16. 6.11
近畿(04)-9	新明和エンジニアリング株式会社	新明和ロータリーパーク (縦列直接乗入型)	下部乗入式、縦列式	16. 8.30
関東(06)-02	(株)バックス	ロータリーパーキングRP-7000		18. 8.22
関東(06)-10	(株)バックス	ロータリーパーキングRP-8000		19. 1.16

垂直循環方式

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
近畿 (06)-21	フジテック(株)	シティパーク	高速型	19. 3. 14
関東 (09)-37	I H I 運搬機械株式会社	I H I タワーパーキング (二輪自動車既設対応)	下部・中間・上部各	22. 3. 31
関東 (09)-38	日本ケーブル株式会社	AT PARK 自動二輪車対応改造タイプ	下部・中間・上部各	22. 3. 31
関東 (10)-07	三菱重工パーキング株式会社	三菱タワーパーク (自動二輪車対応)	下部、中間、上部各	22. 6. 10
関東 (10)-13	日精株式会社	ニッセイ MG・パーキング (自動二輪車対応)	下部、中間、上部各	22. 7. 27
関東 (10)-30	三菱重工パーキング株式会社	三菱ターンテーブル内蔵形タワーパーク (自動二輪車対応)	方向転換装置組込式	23. 2. 7
近畿 (10)-2	新明和工業(株)	新明和パーキングロータリー	R Y - A M 型 方向転換装置組込式	22. 5. 28
近畿 (11)-5	新明和工業(株)	新明和ロータリパーク RT-E型	下部乗入式	23. 10. 4

多層循環方式

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
201	日精(株)	クルップガレージ	円形循環・箱形循環	44. 1. 6
201	日精(株)	ニッセイAU・ROパーク	円形循環式	48.10. 1
202	石川島播磨重工業(株)	IHIコンベイパーク	円形循環式	44. 1. 6
203	新明和工業(株)	新明和パレコンパーク	円形循環式	44. 5.15
204	三菱重工業(株)	三菱スライドパーク	円形循環式	44. 1. 6
205	三精輸送機(株)	サンセイPTC・XZ形パーキング	円形循環式	44. 1. 6
206	フジテック(株)	シティパークH型	円形循環式	44. 1. 6
207	(株)宮地鉄工所	宮地式オートパーク(C-3型)	円形循環式	44. 5.15
208	関口産業(株)	プロスパー5	箱形循環式	48. 4.14
209	日精(株)	ニッセイSPパーク	箱形循環式	48.10. 1
210	三精輸送機(株)	サンセイPTC-LT型パーキング	円形循環式	51.12.20
211	新明和工業(株)	新明和パレコンパークP型	箱形循環式	53. 2.15
212	日本車輛製造(株)	NOPS WT型	円形循環式	53. 5.12
213	三菱重工業(株)	三菱スライドパーク SLM型	円形循環式	56. 3.31
214	朝明精工(株)	あさけパーキングA	円形循環式	56. 8.10
215	ダイヤモンドエンジニアリング(株)	DEC フリーパークU-7A DEC フリーパークU-7B DEC フリーパークU-5		56.11. 2
216	新明和工業(株)	新明和パレコンパーク SPV-T形	円形循環・方向 転換装置組込型	58. 7.13
217	石川島播磨重工業(株)	IHIボックス型コンベイパーキング	箱形循環式	59. 3.27
218	石川島播磨重工業(株)	IHIボックス型コンベイパーキング (多層式)	箱形循環式	61.10.15
219	三菱重工業(株)	三菱スライドパーク (箱形循環式)	箱形循環式	61.10.23
220	石川島播磨重工業(株)	IHIコンベイパーキング (ターンテーブル内蔵型)	円形循環・方向 転換装置組込式	62. 2.27
221	新明和工業(株)	新明和トランスパーク P-T形	箱形循環式・方向 転換装置組込式	62. 9. 7
222	三菱重工業(株)	三菱スライドパーク(重層式)	円形循環式	63. 7.13
223	日精(株)	ニッセイAU-ROパーク(CH式)	円形循環式	1. 7.31
224	三菱重工業(株)	三菱スライドパーク (中間乗入形昇降装置・方向転換 装置付)	円形循環式	1. 9. 1
225	日立造船(株)	HLX型	箱形循環式	3. 1.22
226	三菱重工業(株)	三菱スライドパーク(方向転換装置 付箱形循環式)	箱形循環式	4. 1.27
227	川鉄テクノロジーサーチ(株)	リバーパーク3		4. 7. 7
228	ダイコー(株)	ダイコーパーク BX型	箱形循環式	5. 7.29
229	石川島播磨重工業(株)	IHI型コンベイパーキング (中間リフト型)	円形循環式	5.11. 8
230	石川島播磨重工業(株)	IHIボックス型コンベイパーキング (II)	箱形循環式	5.11. 8
231	石川島播磨重工業(株)	IHIコンベイパーキング (端部リフト型)	円形循環式	6. 2. 9
232	新明和工業(株)	新明和パレコンパーク SPC形	円形循環式 中間部リフト付	6. 3. 1
233	住友重機械工業(株)	スミパークボックス(スミパークB)	箱形循環、上部乗 入式、端部・中間 部リフト付	6.11. 7
234	石川島播磨重工業(株) 石川島運搬機械(株)	IHIコンベイパーキング (中間リフトII型)	円形循環、上部乗 入式、中間部リフト	7. 2.28
235	三菱重工業(株)	三菱スライドパーク高速形	円形循環式	7. 3.30
236	(株)吉田鐵工所	YS PARK ワイエスパーク	円形循環式 下部乗入式	7. 8. 3

多層循環方式

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
237	日本ケーブル(株)	CBパーク	円形循環式、上部乗入式、端部リフト	8. 7. 12
238	三菱重工業(株)	三菱スライドパーク (昇降装置付端部(下部)乗入式)	円形循環式、下部乗入式、端部リフト付	8. 7. 12
239	日精(株)	ニッセイAU・ROパーク (CHH式)	円形循環式、上部乗入式	8.10. 4
240	三菱長崎機工(株)	ダイヤカーポート E型	箱形循環式、下部乗入式	9. 3. 31
241	住友重機械工業(株)	スミパークボックスII(SB-II)	箱形循環式、上部乗入式、端部・中間部リフト付	9. 7. 8
関東(01)-2	三菱重工業(株)	三菱スライドパーク(SP1)	箱型循環式、下部・中間部・上部乗入式	13.10.26
関東(02)-12	三菱重工業(株)	三菱スライドパーク(SP1.1)	箱形循環式、下部・中間部・上部乗入式	14.12.12
関東(06)-08	石川島運搬機械(株)	IHIボックス型コンベイパーキング (III-α)	箱形循環式	19. 1. 16
関東(06)-09	石川島運搬機械(株)	IHIボックス型コンベイパーキング (III)	箱形循環式	19. 1. 16
近畿(07)-31	新明和エンジニアリング(株)	新明和トランスパーク	PV型、PC型、PD型	19.12.25
関東(08)-03	日精(株)	ニッセイSPパーク(BF混合)	箱型循環式、上部乗入式、リフト付	20.5.30
関東(08)-35	日精(株)	ニッセイSPパーク(BF)	箱型循環式、上部乗入式、リフト付	20.12.19
関東(09)-10	日本ケーブル株式会社 杭州友佳精密機械有限公司	BRN PARK	箱型循環式、上部乗入式、リフト付	21.12.10
関東(09)-11	日本ケーブル株式会社 杭州友佳精密機械有限公司	BRG PARK	箱型循環式、上部乗入式、リフト付	21.12.10
関東(09)-31	IHI運搬機械株式会社	IHIボックス型コンベイパーキング(III-β)	箱型循環式	22.3.24
関東(10)-05	ダイコー株式会社	ダイコーパークBX-BF型	箱形循環式、上部乗入式、方向転換装置組込式	22. 5. 18
関東(10)-17	日精株式会社	ニッセイSPパーク(自動二輪車対応)	箱形循環式	22. 9. 28
関東(10)-36	日精株式会社	ニッセイAU-ROパーク (CH式自動二輪車既設対応)	円形循環式	23. 2. 16
関東(10)-38	日本ケーブル株式会社	CBパーク 自動二輪車対応改造タイプ	円形循環式、上部乗入式、端部リフト付	23. 3. 7
関東(10)-42	IHI運搬機械株式会社	IHIコンベイパーキング(端部リフト型) (自動二輪車既設対応)	円形循環式	23. 3. 25
関東(10)-44	IHI運搬機械株式会	IHIコンベイパーキング(端部リフト型II)	円形循環式、上部乗入式、端部リフト付	23. 3. 25

水平循環方式

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
301	石川島播磨重工業(株)	I H I スクエアパーキング	円形循環式	44. 1. 6
302	(株)日立製作所 日精(株)	レベルパーク	箱形循環式	44. 1. 6
303	三菱重工業(株)	三菱シフトパーク	箱形循環式	44. 1. 6
304	三精輸送機(株)	サンセイX C形パーキング	箱形循環式	44. 1. 6
305	リーベルマン ウエルシュリー社	ロートパーク	円形循環式	44. 1. 6
306	日本ロートパーク(株)	ロートパーク	円形循環式	44. 1. 6
307	三菱重工業(株)	ロートパーク	円形循環式	44. 1. 6
308	(株)日立製作所	ロートパーク	円形循環式	44. 1. 6
309	日精(株)	リングパークR・P	円形循環式	50. 6. 30
310	日精(株)	ターンテーブル付レベルパーク (L P T型)	箱形循環式	52. 4. 8
311	ダイコー(株)	ダイコーパズルパーク	箱形循環式	52. 4. 11
312	石川島播磨重工業(株)	スクエアパーキング	箱形循環式	53. 2. 15
313	新明和工業(株)	新明和クロスパークS V型	箱形循環式	53. 5. 31
314	新明和工業(株)	新明和クロスパーク S V-T形	箱形循環式・方向 転換装置組込型	60. 10. 11
315	石川島播磨重工業(株)	I H I スクエアパーキング(Ⅱ)	箱形循環式	63. 7. 14
316	三菱重工業(株)	三菱シフトパークU形・E形	箱形循環式	63. 9. 7
317	ダイコー(株)	ダイコーパーク P Z型		1. 7. 31
318	住友重機械工業(株)	スミパーク		1. 9. 1
319	住友重機械工業(株)	スミパークエース		2. 10. 18
320	新明和工業(株)	新明和クロスパークS V-B型		5. 9. 7
321	住友重機械工業(株)	スミパークサークル(スミパークC)	箱形循環式 端部リフト付	6. 7. 7
322	住友重機械工業(株)	スミパークエースⅢ型	箱形循環式、上部乗 入、通り抜け式	7. 5. 12
323	住友重機械工業(株)	スミパークエースⅡ型	箱形循環式、下部・中 間乗入式、通り抜け式	7. 5. 12
324	三菱重工業(株)	三菱シフトパーク(S F-E (U))	下部乗入式 端部リフト付	8. 2. 27
325	三菱重工業(株)	三菱シフトパーク(S F-E T)	端部リフト付、方 向転換装置組込式	8. 3. 28
326	住友重機械工業(株)	グランドパーキングシステム-Ⅳ (G P S-Ⅳ)	箱型循環式、上部・ 中間・下部乗入式、 リフト付	8. 10. 4
327	石川島播磨重工業(株)	I H I スクエアパーキング(Ⅲ)		10. 5. 12
328	石川島播磨重工業(株)	I H I スクエアパーキング(Ⅲ) [ターンテーブル付]		10. 5. 12
329	日本ケーブル(株)	H Cパーク	箱型、上部乗入式	12. 10. 31
330	石川島播磨重工業(株) 石川島運搬機械(株)	I H I スクエアパーキング(Ⅳ)		12. 12. 1
331	石川島播磨重工業(株) 石川島運搬機械(株)	I H I スクエアパーキング(Ⅴ)	リフト付	12. 12. 1
332	石川島播磨重工業(株) 石川島運搬機械(株)	I H I スクエアパーキング(Ⅵ)	箱型循環式、上部 乗入式、通り抜け式	12. 12. 1
333	石川島播磨重工業(株) 石川島運搬機械(株)	I H I スクエアパーキング(Ⅶ)	箱型循環式、 下部・中間乗入式、 通り抜け式	12. 12. 1
関東 (02)-13	三菱重工業(株)	三菱シフトパーク(S F1)	箱形循環式 上部乗入式	14. 12. 12
関東 (03)-2	石川島播磨重工業(株) 石川島運搬機械(株)	I H I スクエアパーキング(Ⅱα)	箱形循環式、上部 乗入式、端部リフト付	15. 8. 4
関東 (03)-10	三菱重工業(株)	三菱シフトパーク(S F2)	箱型循環式、 下部・上部乗入式	16. 2. 26
関東 (05)-06	日精(株)	ニッセイレベルパーク(SⅢ)	箱形循環式、 上部乗入式、 リフト式	17. 7. 6

水平循環方式

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
関東(05)-14	三菱重工業(株)	三菱シフトパーク(SF2.1)	箱形循環式、上部乗入式、方向転換装置組込式	17.10.5
関東(06)-04	日精(株)	ニッセイレベルパーク(SIII)BF	箱形循環式、上部乗入式、リフト式	18.10.3
関東(06)-06	日精(株)	ニッセイレベルパーク(SII)BF	箱形循環式、上部乗入式、リフト式	18.10.3
関東(06)-17	住友重機械工業(株)	スミパークエース	箱型循環式、リフト式	19.3.30
関東(07)-02	三菱重工パーキング(株)	三菱セルパーク(07-1)	上部乗入式、リフト付	19.8.10
関東(07)-05	日精(株)	ニッセイレベルパーク(SII)	箱型循環式、上部乗入式、リフト付	19.8.31
関東(07)-12	日本ケーブル(株)	HC PARK バリアフリー対応	箱型循環式、上部乗入式、リフト付	19.8.31
関東(07)-18	三菱重工パーキング(株)	三菱セルパーク(07-2)	上部乗入式、リフト付	19.12.21
関東(07)-19	三菱重工パーキング(株)	三菱セルパーク(07-3)	上部乗入式、リフト付	19.12.21
関東(07)-31	日精(株)	ニッセイレベルパーク(SIII)BF混合	箱型循環式、上部乗入式、リフト付	20.3.11
関東(07)-33	日精(株)	ニッセイレベルパーク(SII)BF混合	箱型循環式、上部乗入式、リフト付	20.3.11
関東(07)-26	住友重機械工業(株)	スミパークエース 2	箱型循環式、リフト付	20.3.19
近畿(08)-2	新明和エンジニアリング(株)	新明和クロスパーク	SV-FB 型	20.6.2
近畿(08)-3	新明和エンジニアリング(株)	新明和クロスパーク	SV-F 型	20.6.2
関東(08)-07	住友重機械工業(株)	スミパークグラウンド	箱形循環式、リフト付	20.6.27
関東(08)-21	日精(株)	ニッセイレベルパーク(SII)重荷重仕様	箱型循環式、上部乗入式、リフト付	20.12.4
関東(08)-22	日精(株)	ニッセイレベルパーク(SIIIB)BF混合	箱型循環式、上部乗入式、リフト付	20.12.4
関東(08)-32	日精(株)	ニッセイレベルパーク(SIID)	箱型循環式、上部乗入式、リフト付	20.12.19
関東(08)-33	住友重機械工業(株)	スミパークエース2(パレット保持式)	箱型循環式、リフト付	20.12.19
関東(08)-40	日精(株)	ニッセイレベルパーク(SIID)BFMA	箱型循環式、上部乗入式、リフト付	21.3.25
関東(08)-41	日精(株)	ニッセイレベルパーク(SIII)重荷重仕様	箱型循環式、上部乗入式、リフト付	21.3.25
関東(08)-44	住友重機械工業(株)	スミパークエース2(リフト通過式)	箱型循環式、リフト付	21.3.31
関東(09)-28	三菱重工パーキング株式会社	三菱セルパーク(09-1)	下部・中間部・上部乗入式、リフト付	22.1.26
関東(09)-29	三菱重工パーキング株式会社	三菱セルパーク(09-2)	下部・中間部・上部乗入式、リフト付	22.1.26
関東(09)-32	IHI運搬機械株式会社	IHIスクエアパーキング(II-β)	箱型循環式、上部乗入式、端部リフト付	22.3.24
関東(09)-34	日精株式会社	ニッセイフレキシブルパークスタンダード	箱型循環式、上部乗入式、リフト付	22.3.24
関東(09)-35	日精株式会社	ニッセイフレキシブルパークスタンダード(バリアフリー対応)	箱型循環式、上部乗入式、リフト付	22.3.24
関東(10)-01	日精株式会社	ニッセイレベルパーク(SIIIB)	箱形循環式、上部乗入式、リフト付	22.4.28
関東(10)-02	日精株式会社	ニッセイフレキシブルパークスタンダード(四輪・二輪混合)	箱形循環式、上部乗入式、リフト付	22.4.28
関東(10)-03	日精株式会社	ニッセイフレキシブルパークスタンダード(四輪・二輪混合 バリアフリー対応)	箱形循環式、上部乗入式、リフト付	22.4.28
関東(10)-12	IHI運搬機械株式会社	IHIスクエアパーキング(II-r)	箱形循環式、上部乗入式、端部リフト付	22.7.20
関東(10)-20	三菱重工パーキング株式会社	三菱セルパーク(10-1)	上部乗入式、リフト付	22.10.27
関東(10)-21	三菱重工パーキング株式会社	三菱セルパーク(10-2)	上部乗入式、リフト付	22.10.27

水平循環方式

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
関東(10)-25	日精株式会社	ニッセイレベルパーク (SII) BF重荷重混合	箱形循環式、上部乗入式、リフト付	22.12.16
関東(10)-26	日精株式会社	ニッセイレベルパーク (SIII) BF重荷重混合	箱形循環式、上部乗入式、リフト付	22.12.16
関東(10)-28	IHI運搬機械株式会社	IHIスーパースクエアパーキング	箱形循環式、下部乗入式、	22.12.22
関東(10)-45	住友重機械工業株式会社	スミパークフリー	箱型循環式、上部・中間部・下部乗入式、リフト付	23.3.30
関東(10)-46	IHI運搬機械株式会社	IHIスーパースクエアパーキング (I)	箱型循環式、上部乗入式、昇降装置付	23.3.30
関東(10)-47	IHI運搬機械株式会社	IHIスーパースクエアパーキング (I-α) (バリアフリー対応)	箱型循環式、上部乗入式、昇降装置付	23.3.30
関東(11)-02	日精株式会社	ニッセイフレキシブルパーク スタンダード スクエアリフト	箱形循環式 上部乗入式、リフト	23.5.2
関東(11)-03	日精株式会社	ニッセイフレキシブルパーク スタンダード スクエアリフト (バリアフリー対応)	箱形循環式 上部乗入式、リフト	23.5.2
関東(11)-04	日精株式会社	ニッセイフレキシブルパーク スタンダード スクエアリフト (四輪・二輪混合)	箱形循環式 上部乗入式、リフト	23.5.2
関東(11)-05	日精株式会社	ニッセイフレキシブルパーク スタンダード スクエアリフト (四輪・二輪混合 バリアフリー対応)	箱形循環式 上部乗入式、リフト	23.5.2
関東(11)-14	IHI運搬機械株式会社	IHIスーパースクエアパーキング (I-β) (バリアフリー対応)	箱形循環式 上部乗入式、昇降装	23.8.11
関東(11)-15	IHI運搬機械株式会社	IHIスクエアパーキング (IIα) (自動二輪車既設対応)	箱形循環式 上部乗入式、端部リ	23.9.6
関東(11)-23	日精株式会社	ターンテーブル付レベルパーク (LPT型自動二輪車既設対応)	箱型循環式	23.10.25
関東(11)-25	日本ケーブル株式会社	HCパーク 自動二輪車対応改造タイプ	箱形循環式、上部乗	23.12.8
関東(11)-27	日精株式会社	ニッセイフレキシブルパーク FLX1-FD	箱型循環式 上部乗入式、リフト	24.1.31
関東(11)-28	日精株式会社	ニッセイフレキシブルパーク FLX1-2LD-B	箱型循環式 上部乗入式、リフト	24.1.31
関東(11)-30	日精株式会社	ニッセイレベルパーク (SII) 四輪・二輪混合、重荷重仕様	箱型循環式 上部乗入式、リフト	24.2.27
関東(11)-33	日精株式会社	ニッセイフレキシブルパーク FLX1-2LD-BC	箱型循環式 上部乗入式、リフト	24.3.7
関東(11)-34	日精株式会社	ニッセイフレキシブルパーク FLX1-2LD-C	箱型循環式 上部乗入式、リフト	24.3.7
関東(11)-35	日精株式会社	ニッセイフレキシブルパーク FLX1-2LD	箱型循環式 上部乗入式、リフト	24.3.7
関東(11)-36	日精株式会社	ニッセイフレキシブルパーク FLX1-FD-BC	箱型循環式 上部乗入式、リフト	24.3.7
関東(11)-37	日精株式会社	ニッセイフレキシブルパーク FLX1-FD-C	箱型循環式 上部乗入式、リフト	24.3.7
関東(11)-38	日精株式会社	ニッセイフレキシブルパーク FLX1-FD-B	箱型循環式 上部乗入式、リフト	24.3.7
関東(11)-40	三菱重工パーキング株式会社	三菱セルパーク (11-1)	上部乗入式、リフト	24.3.26
関東(11)-41	三菱重工パーキング株式会社	三菱セルパーク (11-2)	上部乗入式、リフト	24.3.26
関東(12)-19	住友重機械工業(株)	グラウンドパーキングシステムIV 1L BF (GPS-IV 1L BF)	箱型循環式 上部・中間部・下部乗入式、リフト付	24.7.6
関東(12)-20	住友重機械工業(株)	グラウンドパーキングシステムIV BF (GPS-IV BF)	箱型循環式 上部・中間部・下部乗入式、リフト付	24.7.6
関東(12)-30	三菱重工パーキング(株)	三菱セルパーク (12-1)	上部乗入式、リフト付	24.7.6
関東(12)-31	三菱重工パーキング(株)	三菱セルパーク (12-2)	上部乗入式、リフト付	24.7.6
関東(12)-35	住友重機械工業(株)	スミパークエース 4M BF	箱型循環式 上部乗入式、リフト付	24.7.25
関東(12)-48	日精(株)	ニッセイフレキシブルパーク FLX1-2LUQT	箱型循環式 下部乗入式、リフト付	25.2.15
関東(12)-49	日精(株)	ニッセイフレキシブルパーク FLX1-2LUQT-B	箱型循環式 下部乗入式、リフト付	25.2.15
関東(12)-50	日精(株)	ニッセイフレキシブルパーク FLX1-2LUQT-C	箱型循環式 下部乗入式、リフト付	25.2.15
関東(12)-51	日精(株)	ニッセイフレキシブルパーク FLX1-2LUQT-BC	箱型循環式 下部乗入式、リフト付	25.2.15

エレベータ方式

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
401	(株)宮地鉄工所	宮地式オートパーク	縦式・横式	44. 1. 6
401	(株)宮地鉄工所	宮地式オートパーク (A型単列)	縦式多層部乗入式 横式多層部乗入式	47. 2. 15
401	(株)宮地鉄工所	宮地式オートパーク (C型チェン式)	縦式・横式	47. 8. 24
402	(株)日立製作所	日立ハイガレージ・フォーク型	横式	44. 1. 6
403	三菱重工業(株)	三菱スターパーク	旋回式	44. 1. 6
404	三精輸送機(株)	サンセイD O形パーキング	横式	44. 1. 6
405	三精輸送機(株)	サンセイC V形パーキング	横式	44. 1. 6
406	三菱電機(株)	三菱ドーリー付自動車用エレベータ	横式	44. 5. 6
407	(株)日立製作所	日立ハイガレージターンパーク	旋回式	44. 9. 24
408	新明和工業(株)	新明和パーキングフォーク型	横式	46. 1. 6
409	(株)江藤鉄工所	エトウ式オートタワーパーク	旋回式	47. 3. 25
410	ダイコー(株)	パレットパーク	横式	51. 7. 27
411	北川精機(株)	ハイドロタワー	横式	59. 12. 3
412	井坪建設(株)	ホープパーキング I TYPE	縦式	60. 8. 21
413	井坪建設(株)	ホープパーキング I N TYPE (下段乗入式)	縦式	61. 7. 18
414	富士変速機(株)	パズルタワー	横式	61. 8. 30
415	日成ビルド工業(株)	日成ラック・パーキング-V型	横式	61. 11. 12
416	井坪建設(株)	ホープパーキング I R TYPE (各段乗入式)	縦式	62. 3. 31
417	井坪建設(株)	ホープパーキング H TYPE (各段乗入式)	横式	62. 6. 22
418	日成ビルド工業(株)	日成ラック・パーキングV P-W型	横式	62. 7. 3
419	(株)宮崎鉄工所	5 S P-X Yシステム	横式	63. 4. 18
420	富士変速機(株)	パズルタワー (ターン装置内蔵型)	横式	63. 8. 30
421	富士変速機(株)	パズルタワー (中間乗込式、上部乗込式)	横式	63. 9. 7
422	日成ビルド工業(株)	日成ラック・パーキング V U型	下部乗入・中間乗入・上部乗入式	63. 10. 14
423	日成ビルド工業(株)	日成ラック・パーキング V U-W型	下部乗入・中間乗入・上部乗入式	63. 10. 14
424	(株)中国エンジニアリング 日本コンベヤ(株)	リパーク M1	横式	63. 10. 28
425	古河鋳業(株)	オーディンパーク	横式	1. 6. 20
426	富士変速機(株)	縦式パズルタワー (中間乗込式、上部乗込式)	縦式	1. 7. 31
427	富士変速機(株)	重列式パズルタワー (ターン装置内蔵型)	横式	1. 7. 31
428	(株)中国エンジニアリング 日本コンベヤ(株)	リパーク M1-RD	横式 ターンテーブル内蔵型	1. 8. 10
429	(株)中国エンジニアリング 日本コンベヤ(株)	リパーク M1-RDAC	横式 ターンテーブル内蔵型	1. 8. 10
430	住友金属工業(株) エム・ピー・イー(株)	5 S P-パーキングタワー	横式	1. 9. 1
431	石川島播磨重工業(株)	I H I ポケットパーキング	横式	1. 12. 15
432	(株)中国エンジニアリング 佐世保重工業(株)	リパーク OM2	横式 ターンテーブル内蔵型	2. 2. 5
433	新明和工業(株)	新明和ハイドロパーク HT型	横式	2. 2. 13
434	(株)中国エンジニアリング (株)サクラダ	リパーク SF	縦式 ターンテーブル内蔵型	2. 5. 9
435	永代機械工業(株)	パークロボ (4 W-HR型)	横式	2. 9. 12
436	フジテック(株)	シティパーク EV型	横式、下部・中間・上部乗入式	2. 10. 18

エレベータ方式

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
437	三菱重工業(株)	三菱リフトパーク	横式	2.11.7
438	中国エンジニアリング 日本コンベヤ(株)	リパークM1式(高速型)	横式	2.11.7
439	住友金属工業(株) エム・ピー・イー(株)	5SP-パーキングシステム Rhタイプ	縦式 上部乗入式	2.11.7
440	住友金属工業(株) エム・ピー・イー(株)	5SP-パーキングタワー W-Tiタイプ	横式	2.11.7
441	古河機械金属(株)	オーディンパーク (ターンテーブル内蔵型)	横式	2.12.14
442	新明和工業(株)	新明和エレパーク ET形	横式 下部乗入式	3.2.6
443	(株)スペースアップ (株)サクラダ	サクラダ式 SFH型	縦式	3.7.30
444	日精(株)	ニッセイ エレベータ・パーキング (ELT型、EL型)	横式	4.3.30
445	富士変速機(株)	重列式パズルタワー (中間乗込式、上部乗込式)	横式	3.12.24
446	(株)ダイフク	カー・ステージング・システムI型	横式	3.12.24
447	川重工事(株)	カワパレットパーク	横式	3.12.24
448	三菱重工業(株)	三菱リフトパーク(N)	横式 下部乗入式	3.12.24
449	石川島播磨重工業(株)	IHIエレベータパーキング	横式	3.12.24
450	野村鉄工(株)	スペースタワー	横式	3.12.25
451	新明和工業(株)	新明和エレパーク EM型	横式、中間乗入式、 上部乗入式	4.3.30
452	井坪建設(株) 川崎重工業(株)	ホープパーキング IT TYPE (上段、中段、下段乗入れ式)	縦式	4.3.30
453	ダイコー(株)	ダイコーパーク ES-S型	横式 下部乗入式	4.7.16
454	三菱重工業(株)	三菱リフトパーク (90°乗入れ旋回装置内蔵型)	横式 下部乗入式	4.7.16
455	三菱重工業(株)	三菱リフトパーク (縦列旋回装置内蔵型)	横式 下部乗入式	4.7.16
456	(株)サクラダ (株)スペースアップ	サクラダ式 SFU型	縦式	4.9.7
457	日成ビルド工業(株)	日成ラック・パーキング New VP型	横式、方向転換装置 付、下部・中間・ 上部乗入式	4.12.8
458	富士変速機(株)	GSパーク	横式、走行台車付	5.2.5
459	(株)ダイフク	カー・ステージング・システムII型	横式	5.2.5
460	フジテック(株) フジテックフロンティア(株)	シティパーク EVD型	横式、縦列式・下部 ・中間・上部乗入式	5.2.5
461	石川島播磨重工業(株)	IHIエレベータパーキング (中間乗込型)	横式	5.2.5
462	石川島播磨重工業(株)	IHIエレベータパーキング (縦列型)	横式	5.2.5
463	(株)スペースアップ 日本コンベヤ(株)	リパークM1-I-2 (上部、中間、下部入出庫形)	横式	5.2.5
464	新明和工業(株)	新明和エレパーク EW形	横式、下部乗入式、 縦列式	5.3.31
465	アナックス(株)	アコモパーク NAC-Y1型 アコモパーク NAC-T1型	横式 縦式	5.3.31
466	(株)ダイフク	カー・ステージング・システムV型	横式 縦列・下部乗入式	5.3.31
467	川鉄機材工業(株)	KPエイト M8型	横式	5.3.31
468	三菱重工業(株)	三菱グリッドパーク		5.6.30
469	佐藤鉄工(株)	マルチパーキング・エレベータ型	横式、上部・中間・ 下部乗入式、方向 転換装置組込式	5.9.7
470	(株)サクラダ (株)スペースアップ	サクラダ式 SFY型	横式、下部乗入式、 ターンテーブル内蔵型	5.9.7
471	中道機械(株)	ナカミチスペースタワー EL形	横式、方向転換装置 組込み式	5.9.7
472	日立造船(株)	ハイ・パーク HET-IB	横式、下部・中間・ 上部乗入式、方向 転換装置組込式	5.11.8
473	日本鋼管(株) 富士変速機(株)	タワー型パレット式 駐車装置(TSTE型)	横式、下部乗入式、 ターン装置内蔵型	5.12.13

エレベータ方式

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
474	三菱重工業(株)	三菱リフトパーク(標準乗入、90°乗入旋回装置内蔵型)	横式、上部・中間・下部乗入式	5.12.13
475	住吉重工業(株)	スミヨシパーキングSP型		6.2.9
476	富士車輛(株)	富士バーチカルパークI型	横式	6.2.9
477	(株)エフテック	ミスターパーキングII	横式	6.2.9
478	三菱重工業(株)	三菱グリッドパークK型	下部・中間・上部乗入式	6.2.9
479	三井造船(株)	三井スペースパーク・エレベータ式	横式、下部・中間乗入式	6.3.1
480	新明和工業(株)	V i p s E L形	横式、上部乗入式	6.3.30
481	(株)サクラダ	サクラダ式SFV型	縦式、上部・中間乗入式	6.3.30
482	(株)スペースアップ	リパークM1式(高速-II型)	横式、下部乗入式、ターンテーブル内蔵型	6.3.30
483	(株)ダイフク	カー・ステージング・システムIV型	横式、上部・中間・下部乗入式、方向転換装置組込式	6.6.2
484	日成ビルド工業(株)	日成ラック・パーキングVA型	横式、下部乗入式	6.7.7
485	川重工事(株)	カワパレットパーク-II	横式、下部・中間・上部乗入式	6.7.7
486	(株)サクラダ (株)スペースアップ	サクラダ式SF2Y型	横式、縦列式、下部乗入式、方向転換装置組込式	6.7.7
487	日本鋼管(株) 富士変速機(株)	重列タワー型パレット式駐車装置(DSDE型)	横式、下部乗入式、方向転換装置組込式	6.8.4
488	三菱重工業(株)	三菱リフトパーク(A) 90°乗入旋回装置内蔵型	横式、下部乗入式、旋回装置組込式	6.8.4
489	(株)共立	エコパークPAK-8XBE	横式、下部乗入式	6.9.8
490	石川島播磨重工業(株) 石川島輸送機(株)	IHIエレベータパーキング(II)	横式、下部乗入式	6.10.6
491	ホリー(株)	パークキング	横式、下部・中間乗入式	6.10.6
492	日精(株)	ニッセイエレベータ・パーキング(ELHT型、ELH型)	横式、下部乗入式	6.10.6
493	(株)トーコーリホーム	鳳	横式、下部乗入式	6.11.7
494	内外テクニカ(株)	タカタワーES	横式、下部乗入式、方向転換装置組込式	6.11.7
495	(株)技研製作所	G I K E N ジオパーク	旋回式、上部乗入式	6.12.27
496	日精(株)	ニッセイEP・パーキング(U型)	横式、下部乗入式 方向転換装置組込式	6.12.27
497	日精(株)	ニッセイエレベータパーキングES型	横式、下部・中間・上部乗入式	7.1.31
498	日精(株)	ニッセイエレベータ・パーキング(DEL型)	横式、下部乗入式、方向転換装置組込、縦列式	7.1.31
499	日成ビルド工業(株)	日成ラック・パーキングEV型	横式、下部乗入式	7.2.28
10401	日精(株)	ニッセイDEP・パーキング	横式、下部乗入式、搬送装置組込、縦列式	7.2.28
10402	新明和工業(株)	E f 型	縦式、下部乗入式	7.2.28
10403	フジテック(株) フジテックフロンティア(株)	シティパークEV-II型	横式、下部・中間・上部乗入式	7.2.28
10404	富士変速機(株)	重列式パズルタワー (中間乗込式・上部乗込式 ターン装置内蔵型)	横式、中間・上部乗入、方向転換装置組込、縦列式	7.6.1
10405	村田機械(株)	ムラテックパークES型	横式、下部乗入式、方向転換装置組込式	7.6.1
10406	ダイコー(株)	ダイコーパークES-S-TT型	横式、下部乗入式、方向転換装置組込式	7.7.6
10407	(株)南星	スターパークMPE8-S	横式、下部乗入式	7.8.3
10408	富士変速機(株)	パズルタワー(中間乗込式・上部乗込式ターン装置内蔵型)	横式、中間・上部乗入式、方向転換装置組込式	7.10.5
10409	(株)ナブコ	ナブコパーク4F型	横式、下部乗入式	7.10.5
10410	石川島播磨重工業(株) 石川島運搬機械(株)	IHIエレベータパーキング(III)	横式、下部・中間・上部乗入式	7.12.26

エレベータ方式

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
10411	石川島播磨重工業(株) 石川島運搬機械(株)	I H Iエレベーターパーキング (Ⅲ：縦列型)	横式、下部乗入式、 縦列式	7.12.26
10412	三菱重工業(株)	三菱リフトパーク(N I) (90°乗入れ縦列旋回装置内蔵型)	横式、下部乗入式、 方向転換装置組込 式、縦列式	8.1.30
10413	川崎重工業(株)	サンライズパーキングEV型	横式、下部・中間・ 上部乗入式	8.1.30
10414	三精輸送機(株)	サンセイELA型パーキング (180°、90°、0°型)	横式、下部乗入式	8.2.27
10415	富士変速機(株)	スーパーパズルGS-J	横式、上部乗入式、 搬送装置組込式、 (重列式)	8.3.28
10416	富士変速機(株)	GSパーク(ターン装置内蔵型)	横式、下部・中間・ 上部乗入式、走行台 車付、方向転換装置 組込式	8.3.28
10417	日本鋼管(株) 富士変速機(株)	タワー型バレット式駐車装置 (T S-M型)	横式、中間・上部 乗入式、方向転換 装置組込式	8.8.5
10418	富士変速機(株)	GSパークS(ターン装置内蔵型)	横式、下部・中間・ 上部乗入式、方向 転換装置組込式、 縦列式	8.8.5
10419	日本ケーブル(株)	NCEパーク	横式、下部乗入式	8.9.9
10420	日本鋼管(株) 富士変速機(株)	タワー型バレット式駐車装置 (T S S型)	横式、下部・中間・ 上部乗入式	8.9.9
10421	(株)ダイフク	マジックタワー	横式、下部乗入式	8.10.4
10422	石川島播磨重工業(株) 石川島運搬機械(株)	I H Iエレベーターパーキング (Ⅲ：下部駆動型)	横式、下部・中間・ 上部乗入式	8.11.7
10423	富士変速機(株)	スーパーパズルGS-W	横式、上部乗入式、 縦列式	9.1.7
10424	フジテック(株) フジテックフロンティア(株)	シティパークEV-Ⅲ型	横式、中間・上部乗 入式、方向転換装置 組込式	9.5.13
10425	日精(株)	ニッセイEP・パーク(Y/D型)	横式、中間・上部 乗入式	9.5.13
10426	新明和工業(株)	新明和エレパークET-C形	横式、下部乗入式	9.9.9
10427	富士変速機(株)	パズルタワー(通り抜け型)	横式、下部・中間・ 上部乗入式、通り 抜け式	9.9.9
10428	富士変速機(株)	重列式パズルタワー(通り抜け型)	横式、下部・中間・ 上部乗入式、縦列 式、通り抜け式	9.9.9
10429	東急車輛製造(株)	東急社・トパークTPN型	横式、下部・中間・ 上部乗入式	9.10.13
10430	東急車輛製造(株)	東急社・トパークTPNW型	横式、下部乗入式、 方向転換装置組込 式、縦列式	9.10.13
10431	三菱重工業(株)	三菱グリッドパークR型	下部・中間・上部 乗入式	9.10.14
10432	富士変速機(株)	パズルタワー90(下部乗込式・ 中間乗込式・上部乗込式ターン装置 内蔵型)	横式、下部・中間・ 上部乗入式、方向 転換装置組込式	9.11.4
10433	(株)ダイフク	マジックタワー(Ⅱ型)	横式、下部乗入式、 縦列式	9.12.2
10434	日本コンベヤ(株)	パークリフトIRT	横式、下部・中間・ 上部乗入式、方向 転換装置組込式	10.1.6
10435	富士変速機(株)	パズルタワー(前面空地利用型)	横式、下部乗入式、 搬送装置組込式	10.3.31
10436	日本鋼管(株) 富士変速機(株)	だっしゅパークⅡ	横式、下部乗入式	10.6.5
10437	富士変速機(株)	パズルタワー(サイド乗入型)	横式、下部・中間・ 上部乗入式	10.7.7
10438	日成ビルド工業(株)	日成ラック・パーキングVC型	横式、下部乗入式、 方向転換装置組込式	10.9.8
10439	永代機械工業(株)	パークロボ(5W-HR)	横式、下部乗入式	10.10.13
10440	三井造船(株)	三井スペースパークエレベータ式Ⅱ	横式、下部・中間・ 上部乗入式、方向 転換装置組込式	10.10.30

エレベータ方式

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
10441	フジテック(株) フジテックフロンティア(株)	シティパーク EVD90型	横式、下部・中間・ 上部乗入式、方向 転換装置・搬送装 置組込式、縦列 式	10.12.01
10442	日本ケーブル(株)	NCEパーク Cタイプ	横式、下部乗入式、 縦列式	11.01.05
10443	(株)北川鉄工所	北川UGPEパーキングシステム	上部乗入式	11.02.02
10444	石川島播磨重工業(株) 石川島運搬機械(株)	IHIエレベータパーキング(Ⅲ-α)	横式、下部・中間・ 上部乗入式	11.02.02
10445	石川島播磨重工業(株) 石川島運搬機械(株)	IHIマルチエレベータパーキング	横式、下部乗入式	11.03.02
10446	日本鋼管(株) 富士変速機(株)	だっしゅパークⅡ-S	横式、下部乗入式	11.05.10
10447	日本鋼管(株) 富士変速機(株)	だっしゅパークⅡ-S重列	横式、下部乗入式、 縦列式	11.05.10
10448	日精(株)	ニッセイエレベータパーキング(S型)	横式、下部・中間・ 上部乗入式	11.06.01
10449	日精(株)	ニッセイエレベータパーキング (S:縦列型)	横式、下部乗入式、 縦列式	11.06.01
10450	石川島播磨重工業(株) 石川島運搬機械(株)	IHIエレベータパーキング(Ⅲ-β)	横式、下部・中間・ 上部出入口複数式、 縦列式	11.07.01
10451	古河機械金属(株)	古河パーク オーディン型	横式、下部・中間 乗入式	11.11.04
10452	古河機械金属(株)	古河パーク オーディン搬送縦列型	横式、下部・中間 乗入式、搬送装 置組込式、縦 列式	11.11.04
10453	古河機械金属(株)	古河パーク オーディン縦列型	横式、下部乗入式、 縦列式	11.11.04
10454	第一技建(株)	GOパーク10	横式、下部乗入式、	12.01.05
10455	富士変速機(株)	バズルタワー90(走行台車付)	横式、下部乗入式、 方向転換装置組 込式、搬送装 置組込式	12.02.01
10456	フジテック(株)	シティパーク EVD-II型	横式・下部・中間・ 上部乗入式、方向 転換装置組込 式、縦列式	12.03.01
10457	日本サイエンス(株)	ロイヤルパーク	横式・下部・中間 部・上部乗入 式	12.03.29
10458	三菱重工業(株)	三菱リフトパーク(AI) (方向転換装置内蔵型)	横式・下部乗入 式、方向転換 装置組込式	12.03.29
10459	フジテック(株)	シティパーク EV-IV型	横式・下部・中間・ 上部乗入式	12.06.01
10460	横井鋼業(株)	Y. K. パーキング リフトタワーGⅢ	横式、上部乗入式	12.07.03
10461	新日本製鐵(株)	トルネードパーク TS型	旋回式、下部・中間 部・上部乗入 式	12.09.01
10462	エム・ピー・イー(株)	5SP-CWTi型パーキング	横式、下部・中間 部・上部乗入 式、方向転換 装置組込式	12.12.25
10463	三菱重工業(株)	三菱リフトパーク(KI) (標準乗入、90°乗入、方向転換装置内蔵型)	横式、下部・中間 部・上部乗入 式	12.12.25
10464	富士変速機(株)	バズルタワー複数乗入	横式、下部・中間 部・上部出入口 複数式、方向 転換装置組込 式	12.12.25
10465	富士変速機(株)	バズルタワー90重列	横式、下部乗入式、 方向転換装置組 込式、縦列 式	12.12.25
10466	日本ケーブル(株)	NCEパーク Tタイプ	横式、下部・中間 部・上部乗入 式	13.4.26
10467	日精(株)	ニッセイエレベータ・パーキング(F型)	横式、下部乗入式 縦列式	13.12.3
近畿(01)-1	セレソン株式会社	Whirl R-12型		13.7.31
近畿(01)-2	セレソン株式会社	Whirl H-12型		13.7.31
近畿(01)-3	セレソン株式会社	Whirl H-10型		13.7.31
近畿(01)-4	セレソン株式会社	Whirl R-10型		13.7.31
近畿(01)-6	フジテック(株)	シティパーク EVD-Ⅲ型	横式、下部乗入式、 搬送装置組込 式、縦列 式	13.9.18
関東(01)-1	三菱重工業(株)	三菱リフトパーク(E) (方向転換装置内蔵型)	横式、下部乗入式、 方向転換装置組 込式	13.10.26

エレベータ方式

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
近畿(01)-14	セレソン株式会社	Whirl R-10D		13.12.28
近畿(01)-15	セレソン株式会社	Whirl H-10D		13.12.28
近畿(01)-16	セレソン株式会社	Whirl R-12D		13.12.28
近畿(01)-17	セレソン株式会社	Whirl H-12D		13.12.28
中部(01)-1	富士変速機(株)	パズルタワー (ターン内蔵型、通り抜け型)	横式、下部乗入式、 方向転換装置組込式	14.1.25
四国(14)-1	(株)技研製作所	エコパーク	旋回式 上部乗入式	14.2.13
北陸(01)-1	日成ビルド工業(株)	日成ラック・パークSVA型	横式、下部、中間部、 上部乗入式、方向転換装置組込式	14.2.15
関東(02)-1	石川島播磨重工業(株) 石川島運搬機械(株)	IHIエレベーターパーキング(Ⅲ-γ)	横式、下部乗入式、 搬送装置組込式	14.6.5
近畿(02)-4	近畿コンクリート工業(株)	パーフェクトパーキングPCK-1	旋回式、上部・中間部・ 下部乗入式	14.8.14
近畿(02)-6	日立造船(株)	ハイ・パークHET-IB-S	横式、下部・中間部・ 上部乗入式 方向転換装置付	14.8.14
中部(02)-1	富士変速機(株)	パズルタワー・ミニ10	横式、下部乗入式	14.9.10
近畿(02)-23	新明和工業(株) 新明和エンジニアリング(株)	新明和エレパークET-D型	横式、下部乗入式	14.9.10
関東(02)-4	石川島播磨重工業(株) 石川島運搬機械(株)	IHIエレベーターパーキング(Ⅲ)	横式、下部・中間部・ 上部乗入式	14.10.4
関東(02)-5	石川島播磨重工業(株) 石川島運搬機械(株)	IHIエレベーターパーキング (Ⅲ：下部駆動型)	横式、下部・中間部・ 上部乗入式	14.10.4
関東(02)-8	古河機械金属(株)	古河パークオーデイン(F2)型	横式、下部・中間部・ 上部乗入式、方向転換装置・ 搬送装置組込式、縦列式	14.10.4
関東(02)-11	三菱重工業(株)	三菱リフトパーク(E1) (方向転換装置内蔵型)	横式、下部乗入式、 方向転換装置組込式	14.12.12
中部(02)-2	富士変速機(株)	パズルタワー(複列車室)	横式、下部・中間部・ 上部乗入式	15.2.7
関東(02)-15	三菱重工業(株)	三菱リフトパーク(S) (方向転換装置内蔵型)	横式、下部乗入式	15.3.11
近畿(03)-5	フジテック(株)	シティパークEVD90-II型	横式、下部・中間部乗入式、 搬送装置組込式、縦列式	15.5.20
近畿(03)-6	フジテック(株)	シティパークEVD90-III型	横式、下部・中間部乗入式、 搬送装置組込式、縦列式	15.5.20
近畿(03)-7	フジテック(株)	シティパークEVD-IV型	横式、下部・中間部・ 上部乗入式、縦列式	15.5.20
関東(03)-3	三菱重工業(株)	三菱リフトパーク(SN) (縦列方向転換装置内蔵型)	横式、下部乗入式、 縦列式	15.8.20
近畿(03)-23	フジテック(株)	シティパークEV-V型	横式、下部・中間部乗入式、 方向転換装置組込式	15.12.24
近畿(03)-24	フジテック(株)	シティパークEV-VI型	横式、下部・中間部乗入式	15.12.24
関東(03)-6	永代機械工業(株)	パークロボ5W-2HR	横式、下部乗入式、 縦列式	16.1.28
関東(03)-11	日精(株)	ニッセイエレベーター・パーキング DEL-II型	横式、下部乗入式、 方向転換装置・搬送装置組込式、 縦列式	16.2.26
近畿(03)-28	新明和エンジニアリング(株)	新明和エレパークEM-D型	横式、中間部乗入 上部乗入式	16.3.12
近畿(04)-14	日本コンベヤ(株)	パークリフトHET-IB-S	横式、下部・中間部・ 上部乗入式	16.3.14
近畿(03)-33	日本コンベヤ(株)	パークリフトF2B	横式、下部乗入式、 方向転換装置・搬送装置組込式、 縦列式	16.3.31
中部(04)-1	富士変速機(株) JEFエンジニアリング(株)	パズルタワー(引き込み台車式)	横式、下部乗入式、 方向転換装置・搬送装置組込式、 縦列式	16.5.26
関東(04)-07	永代機械工業(株)	パークロボ5W-HR	横式、下部・中間部・ 上部乗入式	16.6.9
近畿(04)-6	日立造船(株)	ハイ・パークHET-IB-S	横式、下部・中間部・ 上部乗入式	16.6.11
関東(04)-11	三菱重工業(株)	三菱リフトパーク(SI) (方向転換装置内蔵型)	横式、下部乗入式	16.9.6

エレベータ方式

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
関東 (04)-12	三菱重工業(株)	三菱リフトパーク(SNI) (横行、下部乗入式、縦列式)	横式、下部乗入式、 縦列式	16. 9. 6
関東 (04)-13	三菱重工業(株)	三菱リフトパーク(V) (方向転換装置内蔵型)	横式、下部乗入式	16. 9. 6
中部 (04)-2	富士変速機(株)	パズルタワー・ミニ10(パレット付)	横式、下部乗入式	16.11.29
中部 (04)-3	富士変速機(株)	重列式パズルタワー・ミニ10	横式、下部乗入式、 縦列式	16.11.29
近畿 (04)-11	日本コンベヤ(株)	パークリフトMIU	横式、下部乗入式	16.12.24
関東 (04)-17	石川島播磨重工業(株) 石川島運搬機械(株)	IHIエレベータパーキング(IV)	横式、下部・中間部 ・上部乗入式	17. 2.18
近畿 (04)-15	日立造船(株)	ハイ・パーク F2B	横式、下部乗入式、 方向転換装置・搬送 装置組込式、縦列式	17. 3.25
近畿 (04)-16	日立造船(株)	ハイ・パーク IRT	横式、下部・中間部 ・上部乗入式	17. 3.25
近畿 (04)-17	日立造船(株)	ハイ・パーク M1式(高速型)	横式、下部乗入式	17. 3.25
関東 (05)-08	ダイコー(株)	ダイコー エレガントパーク SII型	横式、下部乗入式、 方向転換装置組込式	17. 7.19
関東 (05)-09	石川島播磨重工業(株) 石川島運搬機械(株)	I H I エレベータパーキング (IV-α)	横式、下部・中間部 ・上部乗入式	17. 8. 5
中部 (05)-1	富士変速機(株)	パズルタワーW(ターン装置内蔵型、 通り抜け型)	横式、下部乗入式	17.11.10
中部 (05)-2	富士変速機(株)	パズルタワーF(前面空地利用型)	横式、下部乗入式	17.11.10
近畿 (05)-8	日立造船(株)	ハイ・パーク	HET-IBN	17.12.26
関東 (05)-34	日精(株)	ニッセイエレベータ・パーキング(P型)	横式、下部乗入式、 方向転換装置組込式	18. 2.10
関東 (05)-35	日精(株)	ニッセイエレベータ・パーキング(PD型)	横式、下部乗入式、 方向転換装置組込式、 縦列式	18. 2.10
近畿 (05)-10	フジテック(株)	シティパーク	EVD90-IV	18. 3. 6
近畿 (05)-11	フジテック(株)	シティパーク	EVD-V	18. 3. 6
近畿 (06)-3	新明和エンジニアリング(株)	新明和エレパーク	ET-E、EM-E、ES-E型	18. 5.15
近畿 (06)-4	日立造船(株)	ハイパーク	HET-IB-F 型	18. 5.23
近畿 (06)-5	日立造船(株)	ハイパーク	HET-IBNJ 型	18. 5.23
関東 (06)-01	石川島運搬機械(株)	I H I エレベータパーキング (IV-γ)	横式、下部・中間部 ・上部乗入式	18. 8.22
中部 (06)-1	富士変速機(株)	パズルタワーF(ターン装置内蔵型、 通り抜け型)	横式、下部乗入式	18. 9. 1
中部 (06)-2	富士変速機(株)	縦列式パズルタワーF(ターン装置内蔵型、 通り抜け型)	横式、下部乗入式、 縦列式	18. 9. 1
近畿 (06)-13	日立造船(株)	ハイパーク	HET-IB-F2 型	18. 9. 6
関東 (06)-03	永代機械工業(株)	パークロボ5W-3HR、3HRJ	横式、下部乗入式、 縦列式	18.10. 3
関東 (06)-05	三菱重工パーキング(株)	三菱リフトパーク(KEI)(標準乗入、 90°乗入、方向転換装置内蔵型)	横式、中間部乗入式	18.10. 3
近畿 (06)-18	新明和エンジニアリング(株)	新明和エレパーク	EW-E 型	18.12.25
関東 (06)-07	石川島運搬機械(株)	I H I エレベーターパーキング (III-ε)	横式、下部乗入式、 搬送装置組込式	19. 1.16
関東 (06)-12	石川島運搬機械(株)	I H I フォークパーキング	横式、下部乗入式	19. 1.16
近畿 (06)-19	フジテック(株)	シティパーク	EV- VII 型	19. 2.22
近畿 (07)-1	新明和エンジニアリング(株)	新明和エレパーク	ET-EB型、EM-EB型、 ES-EB 型	19. 5.25
近畿 (07)-2	エヌエイチパーキング システムズ(株)	ハイ・パーク	HET-IBNK 型	19. 6. 1
近畿 (07)-3	エヌエイチパーキング システムズ(株)	パークリフト	NHT-P 型	19. 6.26
関東 (07)-01	永代機械工業(株)	パークロボ 5QW-HR(5QR-HR、5QL-HR)	横式、下部・中間 上部乗入式	19. 7.20
関東 (07)-03	日精(株)	ニッセイエレベータ・パーキング(P-F型)	横式、下部乗入式、 搬送装置組込式	19. 8.31
関東 (07)-11	日本ケーブル(株)	NCE PARK Aタイプ	横式、下部・中間 上部乗入式	19. 8.31

エレベータ方式

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
近畿(07)-6	新明和エンジニアリング(株)	新明和エレパーク	ET-EBK型、EM-EBK型、ES-EBK型	19. 9. 18
近畿(07)-7	新明和エンジニアリング(株)	新明和エレパーク	ET-EI型、EM-EI型、ES-EI型	19. 9. 18
近畿(07)-8	エヌエイチパーキングシステムズ(株)	ハイ・パーク	NHT-IB-CS型	19. 10. 1
近畿(07)-17	新明和エンジニアリング(株)	新明和エレパーク	EWT-EI型、EWM-EI型、EWS-EI型	19. 10. 29
近畿(07)-24	新明和エンジニアリング(株)	新明和エレパーク	EWT-EBK型、EWM-EBK型、EWS-EBK型	19. 12. 13
関東(07)-23	石川島運搬機械(株)	IHI エレベータパーキング(Ⅲ:縦列型)	横式、下部乗入式、縦列式	20. 2. 13
近畿(07)-38	エヌエイチパーキングシステムズ(株)	パークリフト	NHT-R型	20. 3. 21
関東(07)-30	日本ケーブル(株)	NCE PARK Aタイプ 縦列式	横式、下部乗入式、縦列式	20. 3. 27
関東(07)-34	東急車輛製造(株)	東急ネオ・トーパーク TPNb型	横式、下部・中間上部乗入式	20. 3. 27
近畿(08)-1	エヌエイチパーキングシステムズ(株)	パークリフト	NHT-R-S型	20. 4. 30
関東(08)-02	日精(株)	ニッセイエレベータ・パーキング(スペース・ボックス型)	横式、下部乗入式、方向転換装置組込式、縦列式	20. 5. 30
関東(08)-04	三菱重工パーキング(株)	三菱グリッドパーク(07)	横式、下部乗入式	20. 5. 30
近畿(08)-7	株式会社 アプラス	リズムパーク	AP13H型	20. 7. 3
近畿(08)-8	新明和エンジニアリング(株)	新明和エレパーク	EW-EI型	20. 7. 3
関東(08)-09	三菱重工パーキング(株)	三菱リフトパーク(SN2)(縦列方向転換装置内蔵型)	横式、下部乗入式、縦列式	20. 7. 30
関東(08)-10	東急車輛製造(株)	東急ネオ・トーパーク TPNWb型	横式、下部乗入式、縦列式	20. 7. 30
関東(08)-11	三菱重工パーキング(株)	三菱リフトパーク(VⅡ)(方向転換装置内蔵型)	横式、下部乗入式	20. 7. 30
関東(08)-12	石川島運搬機械(株)	IHIエレベータパーキング(Ⅲ-α)	横式、下部・中間部・上部乗入式	20. 7. 30
関東(08)-13	石川島運搬機械(株)	IHIエレベータパーキング(Ⅲ-α:縦列型)	横式、下部乗入式、縦列式	20. 7. 30
関東(08)-14	石川島運搬機械(株)	IHIエレベータパーキング(Ⅳ-β)	横式、下部・中間部・上部乗入式	20. 7. 30
中部(08)-01	富士変速機(株)	パズルタワーF	横式、中間部・上部乗入式ターン装置内蔵型、通り抜け型	20. 9. 24
関東(08)-23	日精(株)	ニッセイエレベータ・パーキング(P-Y型)	横式、中間・上部乗入式、方向転換装置組込式	20. 12. 4
関東(08)-26	日本ケーブル(株)	NCE PARK Aタイプ縦列式Ⅱ	横式、下部・中間部・上部乗入式、縦列式	20. 12. 4
近畿(08)-14	新明和エンジニアリング(株)	新明和エレパーク	ET-EBK1型、EM-EBK1型、ES-EBK1型	20. 12. 4
近畿(08)-15	株式会社 アプラス	リズムパーク	AP14H型	20. 12. 10
近畿(08)-16	株式会社 アプラス	リズムパーク	AP13K型	20. 12. 10
近畿(08)-17	株式会社 アプラス	リズムパーク	AP14K型	20. 12. 10
関東(08)-37	石川島運搬機械(株)	IHIフォークパーキング(Ⅱ)	横式、下部乗入式	21. 3. 3
関東(08)-38	石川島運搬機械(株)	IHIエレベータパーキング(Ⅳ-δ)	横式、下部・中間部・上部乗入式	21. 3. 3
関東(08)-43	石川島運搬機械(株)	IHIフォークパーキング(Ⅱ:縦列式)	横式、下部乗入式、縦列式	21. 3. 25
近畿(08)-24	エヌエイチパーキングシステムズ(株)	パークリフト	NHT-P-BF 横式、下部乗入式	21. 4. 6
近畿(09)-1	新明和エンジニアリング(株)	新明和エレパーク (EWT-EBK1型、EWM-EBK1型、EWS-EBK1型)	横式、下部・中間部・上部乗入式、縦列式	21. 4. 27
四国(09)-1	横井鋼業(株)	YKパーキング リフトパークG6	横・縦式、上部乗入式、方向転換装置組込式	21. 7. 30
中部(9)-1	富士変速機(株)	パズルタワーF90	横式、下部乗入式、方向転換装置組込式	21. 8. 6
関東(09)-03	三菱重工パーキング株式会社	三菱リフトパーク(V3)	横式、下部乗入式、方向転換装置組込式	21. 8. 18
関東(09)-05	日本ケーブル株式会社	NCE PARK Aタイプ バリアフリー対応	横式、下部・中間上部乗入式	21. 9. 28
北陸(09)-01	日成ビルド工業(株)	日成ラック・パーキングSVA-BF型	横式、下部乗入式、方向転換装置組込式	21. 12. 16

エレベータ方式

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
関東(09)-14	三菱重工パーキング株式会社	三菱リフトパーク(S1-BF)	横式、下部乗入式、方向転換装置組込式	21.12.28
関東(09)-15	三菱重工パーキング株式会社	三菱リフトパーク(V-BF)	横式、下部乗入式、方向転換装置組込式	21.12.28
中部(9)-2	富士変速機(株)	パズルタワーFマルチリフト	横式、下部乗入式、搬送装置組込式	22.1.26
関東(09)-30	三菱重工パーキング株式会社	三菱リフトパーク(S2)	横式、下部乗入式、方向転換装置組込式	22.3.24
関東(09)-33	IHI運搬機械株式会社	IHIフォークパーキング(II-α)	横式、下部乗入式	22.3.24
四国(10)-1	横井鋼業(株)	Y.K.パーキング リフパークGIII B	横式、上部乗入式	22.5.14
関東(10)-06	東急車輛製造株式会社	東急ネオ・トーパークTPNFwb型	横式、下部乗入式、方向転換装置搬送装置組込式、縦列式	22.5.18
四国(10)-3	横井鋼業(株)	Y.K.パーキング リフパークG5B	縦式、上部乗入式	22.7.5
関東(10)-14	日精株式会社	ニッセイエレベータ・パーキング(F型)BF	横式、下部乗入式、縦列式	22.9.10
関東(10)-19	三菱重工パーキング株式会社	三菱リフトパーク(S3)	横式、下部乗入式	22.10.27
関東(10)-23	株式会社扶桑エンジニアリング	レクセルラックパーキングSVA型	横式、下部・中間部・上部乗入式方向転換装置組込式	22.11.8
関東(10)-24	株式会社扶桑エンジニアリング	レクセルラックパーキングSVA-BF型	横式、下部乗入式方向転換装置組込式	22.11.8
関東(10)-27	IHI運搬機械株式会社	IHIエレベータパーキング(III-α)(自動二輪車新設対応)	横式、下部・中間部・上部乗入式	22.12.22
関東(10)-29	三菱重工パーキング株式会社	三菱リフトパーク(V4)	横式、下部乗入式方向転換装置組込式	22.12.22
近畿(10)-8	エヌエイチパーキングシステムズ(株)	ハイ・パーク	HET-IBNW、横式、下部・中間部・上部乗入式	23.1.17
関東(10)-31	三菱重工パーキング株式会社	三菱リフトパーク(S1)(自動二輪車対応)	横式、下部乗入式	23.2.7
関東(10)-33	日本ケーブル株式会社	NCE PARK Aタイプ 縦列式III	横式、下部乗入式、縦列式	23.2.16
関東(10)-34	日本ケーブル株式会社	NCEパーク Tタイプ 自動二輪車対応改造タイプ	横式、下部・中間部・上部乗入式	23.2.16
関東(10)-35	日精株式会社	ニッセイエレベータ・パーキング(BF)	横式、下部乗入式	23.2.16
関東(10)-37	日精株式会社	ニッセイエレベータパーキング(S型自動二輪車既設対応)	横式、下部・中間・上部乗入式	23.2.16
関東(10)-39	三菱重工パーキング株式会社	三菱リフトパーク(S4)	横式、下部乗入式	23.3.23
関東(10)-40	東急車輛製造株式会社	東急ネオ・トーパークTPNc型	横式、下部乗入式	23.3.23
関東(10)-41	IHI運搬機械株式会社	IHIエレベータパーキング(III)(自動二輪車既設対応)	横式、下部・中間部・上部乗入式	23.3.25
関東(10)-43	IHI運搬機械株式会社	IHIエレベータパーキング(III-θ:縦列型)	横式、中間部乗入式、縦列式	23.3.25
近畿(10)-11	エヌエイチパーキングシステムズ(株)	ハイ・パーク	HET-IBN-BF、横式、下部・中間部・上部乗入式	23.3.30
中部(10)-01	富士変速機(株)	スーパーパズルGS-FD	横式、中間部・上部乗入式	22.8.30
中部(10)-02	富士変速機(株)	重列式パズルタワーFW	横式、下部乗入式、縦列式	23.3.3
関東(11)-12	三菱重工パーキング株式会社	三菱リフトパーク(11.1)	横式、下部乗入式	23.7.22
関東(11)-21	三菱重工パーキング株式会社	三菱リフトパーク(11.2)	横式、下部乗入式	23.10.3
関東(11)-31	三菱重工パーキング株式会社	三菱リフトパーク(11.3)	横式、下部乗入式	24.2.27
関東(11)-39	三菱重工パーキング株式会社	三菱リフトパーク(11.4)	横式、下部乗入式	24.3.26
近畿(11)-1	新明和工業(株)	新明和エレパーク ET-F型	横式、下部・乗入式	23.8.24
近畿(11)-2	新明和工業(株)	新明和エレパーク ET-FBK型	横式、下部・乗入式	23.8.24
近畿(11)-10	新明和工業(株)	新明和エレパーク ET-EMK型、EM-EMK型、ES-EMK型	横式、下部・中間	24.1.16
近畿(11)-11	新明和工業(株)	新明和エレパーク ET-EBMK型、EM-EBMK型、ES-EBMK型	横式、下部・中間	24.1.16
四国(12)-1	株式会社ヨコイ	YKパーキング リフパークG5B2	縦式、上部乗入式	24.3.16
関東(12)-21	東京エンジニアリングシステムズ(株)	東京ネオ・トーパークTPNb型	横式	24.7.6
関東(12)-22	東京エンジニアリングシステムズ(株)	東京ネオ・トーパークTPNwb型	下部・中間部・上部乗入式	24.7.6
関東	東京エンジニアリング	東京ネオ・トーパークTPNFwb型	横式、下部乗入式	24.7.6

エレベータ方式

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
(12)-23	システムズ(株)		方向転換装置・搬送装置組込式、縦列式	
関東 (12)-24	東京エンジニアリング システムズ(株)	東京ネオ・トパーク TPNc型	横式、下部乗入式	24.7.6
関東 (12)-47	三菱重工パーキング(株)	三菱リフトパーク (12-1)	横式、下部乗入式、縦列式	25.1.11
関東 (12)-52	IHI運搬機械(株)	IHIフォークパーキング (II:前面空地利用型)	横式、下部乗入式	25.2.28
関東 (12)-53	IHI運搬機械(株)	IHIフォークパーキング (II-α:前面空地利用型)	横式、下部乗入式	25.2.28
関東 (12)-54	三菱重工パーキング(株)	三菱リフトパーク (12-2)	横式、下部乗入式	25.2.28
近畿 (12)-1	新明和工業(株)	新明和エレパーク ET-FMK型	横式、下部・乗入式	24.5.8
近畿 (12)-2	新明和工業(株)	新明和エレパーク ET-FBMK型	横式、下部・乗入式	24.5.8
近畿 (12)-3	新明和工業(株)	新明和エレパーク ET-F1型、 EM-F1型、ES-F1型	横式、下部・中間部・上部 乗入式	24.6.25
近畿 (12)-4	新明和工業(株)	新明和エレパーク ET-FBK1型 EM-FBK1型、ES-FBK1型	横式、下部・中間部・上部 乗入式	24.6.25
近畿 (12)-5	エヌエイチパーキング システムズ(株)	パークリフト NHT-R-S-BF	横式、下部乗入式、縦列式	24.7.25
近畿 (12)-12	ダイコー(株)	ダイコー油圧人荷用エレベータ(DFR-S)	二輪自動車等用エレベータ	24.9.25

エレベータ・スライド方式

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
501	(株)日立製作所	日立ハイガレージ・パウザー形	縦式	44. 1. 6
502	三菱重工業(株)	三菱ミニットパーク	縦式	44. 1. 6
503	日豊工業(株)	ハイランド・パーキング PL2型	縦式	44. 1. 6
504	日本ケーブル(株)	NECパーク	縦式	44. 1. 6
505	ダイコー(株)	ダイコー式油圧カーリフト付 トラパーサー	縦式	44. 1. 6
506	(株)昭和起重機製作所	昭和エレカパーク	縦式	44. 1. 6
507	(株)宮地鉄工所	宮地式オートパーク (B型複式)	縦式	44. 5. 30
508	日本ホイスト(株)	ニチホパーク	縦式	44. 12. 1
509	(株)日立製作所	日立ハイガレージ・パウザー形 オートマチック	縦式	44. 12. 1
510	西部電機工業(株)	西部スタッキングパーク	縦式	45. 5. 18
511	石川島播磨重工業(株)	IHI-PARCARガレージ	縦式	45. 5. 18
512	(株)寺田鉄工所	寺田キュービクルガレージ	縦式	47. 11. 8
513	森定建設(株)	森定式立体ガレージ	縦式	48. 3. 7
514	三菱重工業(株) 三菱電機(株)	三菱M・Yパーク	縦式	48. 11. 9
515	(株)宮地鉄工所	宮地式オートパーク (C型2段式)	縦式	49. 3. 7
516	ハシマ(株)	ハシマブレパーク	縦式	49. 11. 15
517	(株)宮地鉄工所	宮地式オートパーク (A型複式)	縦式	51. 1. 29
518	横井鋼業(株)	Y. K. パーキングリフベーター	方向転換装置 組込型	54. 7. 5
519	内外テクニカ(株)	タカパーク		56. 11. 24
520	横井鋼業(株)	Y. K. パーキングリフベーターII型		57. 2. 19
521	(株)宮地鉄工所	宮地式立体駐車場 C型 (油圧式)		57. 7. 23
522	横井鋼業(株)	Y. K. パーキングリフオート		58. 7. 13
523	日立造船(株)	ハイパークESシリーズI型、II型	搬送台車付	59. 2. 1
524	横井鋼業(株)	Y. K. パーキングリフカー		59. 11. 14
525	(株)日立製作所	日立スタックパーク(形式A, B)		60. 6. 21
526	(株)日立製作所	日立スタックパーク(形式C)		60. 8. 21
527	(株)東伸	東伸パーキングシステム T-2型		60. 11. 27
528	日成ビルド工業(株)	日成ラック・パーキング-C型		61. 2. 19
529	日成ビルド工業(株)	日成ラック・パーキング-C-T型	横式	61. 11. 12
530	横井鋼業(株)	Y. K. パーキングリフパーサー	縦式	62. 9. 24
531	(株)富士精工本社	カーファイル	横式	63. 1. 25
532	日成ビルド工業(株)	ビルドインパーキング(地下式)	横式 方向転換装置組込式	63. 3. 11
533	日立造船(株)	ハイパークET-IIA (下部乗入式、中間乗入式、上部乗入式)	縦式 搬送台車付	63. 12. 1
534	(株)日立製作所	日立スタックパーク(形式D)		1. 7. 31
535	日立造船(株)	ハイパークES-IIA(下部乗入式、 中間乗入式、上部乗入式)	縦式 搬送台車付	2. 9. 27
536	住友金属工業(株) エム・ピー・イー(株)	5SP-パーキングシステム CLWTiタイプ	縦式	3. 12. 9
537	(株)栄晃製作所	パークスライダー		3. 12. 24
538	富士車輛(株)	富士シャトルパークI型		3. 12. 24

エレベータ・スライド方式

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
539	日立造船(株)	ハイ・パーク HET-III A (下部乗入式、中間乗入式、上部乗入式)	縦搬器式付	4. 1. 27
540	ダイコー(株)	ダイコーパーク ES-H型	縦下部乗入式	4. 7. 16
541	ダイコー(株)	ダイコーパーク ES-W型	横下部乗入式	4. 7. 16
542	住友金属工業(株) エム・ピー・イー(株)	5SP-パーキングタワー CLWタイプ	縦	4. 7. 16
543	(株)東伸	ユニー・タワー A2形		4. 9. 7
544	(株)日本起重機製作所	N.Cパーキングシステム(NCPS)	縦式	4. 11. 12
545	(株)東伸	ユニー・リフト		5. 2. 5
546	日精(株) 日精エンジニアリング(株)	ニッセイカセットパーキング		5. 6. 30
547	光洋自動機(株)	アイオラス Z	縦式	5. 9. 7
548	エム・ピー・イー(株)	5SP-CW型パーキング	横式、下部・中間・上部乗入式	5. 12. 13
549	大昌工業(株)	羽衣 (AD-8901)	横式、下部乗入式	6. 3. 1
550	北川精機(株)	ハイドロタワー L		6. 3. 30
551	三井造船(株)	三井アメニティパーキングシステム	横式、上部・中間・下部乗入式	6. 6. 2
552	三進金属工業(株)	ペガサス	横式、下部乗入式	6. 10. 6
553	青木精密工業(株)	オールオートフリーパーキング AP-2型	横式、下部乗入式	6. 10. 6
554	川鉄機材工業(株)	KPエイトM型	横式、下部乗入式	6. 10. 6
555	新明和工業(株) (株)スペースアップ	前面空地利用式エレパークESZ形	横式、下部乗入式	6. 11. 7
556	川崎製鉄(株)	カーネストII型	横式、下部乗入式、搬送装置付	6. 11. 7
557	横井鋼業(株)	Y. K. パーキング リフハイ	横式、下部乗入式、方向転換装置組込式	7. 3. 30
558	光洋自動機(株)	アイオラスZII	縦式、下部・中間・上部乗入式、方向転換装置組込式	7. 5. 12
559	横井鋼業(株)	Y. K. パーキング リフカーII	縦式、下部乗入式、方向転換装置組込式	7. 10. 5
560	三井造船(株)	三井アメニティパーキングシステム (リフト装置内蔵型)	横式、下部・上部乗入式、リフト付	7. 11. 30
561	(株)日本起重機製作所	NCオートパーク	縦式、下部乗入式	9. 2. 28
562	ティー・シー・エム(株) ティー・シー・エム・システムエンジニアリング(株)	マルチパーキングシステム	縦式、下部・中間・上部乗入式	11. 08. 03
関東(04)-01	(株)アイ・アント・アイ・マネジメント	UF0パーキング		16. 4. 16
近畿(05)-2	APEX. Corporation (株)	タカパーク	TL	17. 7. 27
関東(08)-29	(株)パーキングワン	レイズTL型	旋回式、上部・中間部	20. 12. 4

平面往復方式

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
601	三菱重工業(株)	三菱ビルパーク	運搬	44. 1. 6
602	三精輸送機(株)	サンセイTR形パーキング	運搬	44. 1. 6
603	三菱電機(株)	三菱トラバース	格納	44. 1. 6
604	三精輸送機(株)	サンセイXT形パーキング		52.10.31
605	(株)宮地鉄工所	スタンパークP型		54.11. 6
606	大成建設(株)	トークスパーキング		58.10.15
607	大成建設(株)	トークスパーキング(リフト付)		59. 3.27
608	大成建設(株)	トークスパーキング(リフト付)-2		60.11.27
609	三菱重工業(株)	三菱キャリイパーク		2. 6.25
610	三菱重工業(株)	三菱インテグレートッドパーキングシステム	リフト付	2.11. 7
611	日立造船(株)	ハイ・パーク HEX型(下部乗入式、中間部乗入式、上部乗入式)	リフト付	4. 1.27
612	三菱重工業(株)	三菱キャリイパーク(2段式CP2型)		4. 3.30
613	日立造船(株)	ハイ・パーク ES-II B	リフト付	4. 7.16
614	石川島播磨重工業(株)	IHIシャトルパーキングシステム	リフト付	4. 7.16
615	東急車輛製造(株)	東急式集積型駐車装置 TIP-B型		4.12.21
616	三菱重工業(株)	三菱インテグレートッドパーキングシステム(S)	リフト付	5. 2. 5
617	三菱重工業(株)	三菱キャリイパーク(リフト付)		5. 3.31
618	日立造船(株)	ハイ・パーク ES-II BR (方向転換装置組込式)	リフト付	5. 6.30
619	新明和工業(株)	Sips Si2型	横式、上部乗入式、リフト付	6. 2. 9
620	新明和工業(株)	Sips Si型	横式、上部乗入式、リフト付	6. 2. 9
621	三菱重工業(株)	三菱インテグレートッドパーキングシステム(E)	リフト付	6. 2. 9
622	石川島播磨重工業(株) 石川島輸送機(株)	IHIシャトルパーキングシステム(ツイン型)	横式、下部・上部乗入式、リフト付	6. 7. 7
623	新明和工業(株)	Sips SiA型	横式、上部乗入式、リフト付	6. 9. 8
624	石川島播磨重工業(株) 石川島輸送機(株)	IHIシャトルパーキングシステム(フロントリフト型)	横式、下部・上部乗入式、リフト付	6.10. 6
625	三菱重工業(株)	三菱インテグレートッドパーキングシステム(L)高速型	横式、下部・中間・上部乗入式、リフト付	6.10. 6
626	住友重機械工業(株)	グラウンドパーキングシステム(GPS)	横式、上部・中間・下部乗入式、リフト付	6.12. 1
627	日成ビルド工業(株)	日成ラック・パーキングES-210型	縦式、下部乗入式、方向転換装置組込式、リフト付	6.12. 1
628	三菱重工業(株)	三菱ライナーパーク	横式、下部・中間・上部乗入式、リフト付、方向転換装置組込式	6.12. 1
629	三菱重工業(株)	三菱インテグレートッドパーキングシステム(L)複列型	横式、下部・中間・上部乗入式、リフト付	6.12. 1
630	三菱重工業(株)	三菱インテグレートッドパーキングシステム(E)複列型	横式、下部・中間・上部乗入式、リフト付	6.12. 1
631	石川島播磨重工業(株) 石川島輸送機(株)	IHIシャトルパーキングシステム(III)	横式、下部・上部乗入式、リフト付	6.12. 1
632	新明和工業(株)	Sips Si2×2型	横式、上部乗入式、リフト付	6.12. 1
633	日本鋼管(株) 富士変速機(株)	バレット駐車装置 HE型	横式、上部乗入式、リフト付	6.12.27
634	新明和工業(株)	Sips Si4型	横式、上部乗入式、リフト付	6.12.27
635	石川島播磨重工業(株) 石川島運搬機械(株)	IHIシャトルパーキングシステム(リフトバース型)	横式、上部乗入式、リフト付	7. 5.12
636	住友重機械工業(株)	グラウンドパーキングシステム-II(GPS-II)	横式、上部・中間・下部乗入式、リフト付	7. 5.12
637	新明和工業(株)	Sips Si2・4型	横式、上部乗入式、リフト付	7. 6. 1

平面往復方式

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
638	石川島播磨重工業(株) 石川島運搬機械(株)	IHIシャトルパーキングシステム(IV)	横式、下部・上部乗入式、リフト付	7.7.6
639	三菱重工業(株)	三菱インテグレートッドパーキングシステム(ET)	リフト付、方向転換装置組込式	7.7.6
640	東急車輛製造(株)	東急インテリジェントパーキングシステムTIP-A型	横式、下部・中間・上部乗入式、リフト付	7.8.3
641	三菱重工業(株)	三菱インテグレートッドパーキングシステム(ET-2)	リフト付、方向転換装置組込式	7.8.3
642	永代機械工業(株)	チカパーク	横式、上部乗入式、リフト付	7.9.8
643	フジテック(株) フジテックフロンティア(株)	ジオテクノスパーク	横式、下部・中間・上部乗入式、リフト付	7.10.5
644	日本コンベヤ(株) エルコム	グリーンパーク	縦式、下部・中間・上部乗入式、リフト付	7.11.6
645	東急車輛製造(株)	東急インテリジェントパーキングシステムTIP-C型	横式、下部・中間・上部乗入式、リフト付	7.11.30
646	日本鋼管(株) 富士変速機(株)	パレット駐車装置 HE4PS型	横式、上部・下部・中間乗入式、リフト付	8.3.28
647	住友重機械工業(株)	グラウンドパーキングシステム(GPS-W型)	横式、上部・中間・下部乗入式、リフト付	8.3.28
648	住友重機械工業(株)	グラウンドパーキングシステム-II(GPS-II-W型)	横式、上部・中間・下部乗入式、リフト付	8.3.28
649	石川島播磨重工業(株) 石川島運搬機械(株)	IHIシャトルパーキングシステム(II)	横式、下部・上部乗入式、リフト付	8.6.7
650	川崎重工業(株)	LUP装置	横式、下部・中間・上部乗入式、リフト付	8.6.7
651	フジテック(株) フジテックフロンティア(株)	ジオテクノスパーク 複列型	横式、下部・中間・上部乗入式、リフト付	8.7.12
652	三菱重工業(株)	三菱インテグレートッドパーキングシステム(L) 高速リフト型	横式、下部・上部乗入式、リフト付	8.7.12
653	三菱重工業(株)	三菱インテグレートッドパーキングシステム(E) 高速リフト型	横式、下部・上部乗入式、リフト付	8.7.12
654	住友重機械工業(株)	グラウンドパーキングシステム-III(GPS-III)	横式、上部・中間・下部乗入式、リフト付	8.10.4
655	川崎重工業(株)	LUP-2装置	横式、下部・中間・上部乗入式、リフト付	8.10.4
656	川崎重工業(株)	LUP-3装置	横式、下部・中間・上部乗入式、リフト付	8.10.4
657	日精(株)	ニッセイCSパーキング	横式、上部乗入式、リフト付	9.1.7
658	石川島播磨重工業(株) 石川島運搬機械(株)	IHIシャトルパーキングシステム(V)	横式、上部乗入式、リフト付	9.1.31
659	三井造船(株) エム・ピー・イー	三井アメニティパーキングシステムII	横式、下部・上部乗入式、リフト付	9.3.31
660	日精(株)	ニッセイCSパーキング(CS-T1型)	横式、上部乗入式、リフト付、方向転換装置組込式	9.5.13
661	北川鉄工所(株)	北川UGパーキングシステム	上部乗入式、リフト付	9.7.8
662	三菱重工業(株)	三菱インテグレートッドパーキングシステム(L)・スライドフォーク式	横式、下部・中間・上部乗入式、リフト付	9.11.4
663	日本鋼管(株) 富士変速機(株)	スーパーだっしゅパークII	横式、上部・中間・下部乗入式、リフト付	10.1.6
664	川崎製鉄(株) 川鉄マシナリー(株)	カーネストパーキングシステム(CARNEST) CN-S型	横式、下部・中間・上部乗入式、リフト付	10.3.31
665	東急車輛製造(株)	東急インテリジェントパーキングシステムTIP-L型	横式、下部・上部乗入式、リフト付	10.3.31
666	三菱重工業(株)	三菱インテグレートッドパーキングシステム(L) 縦乗込型	横式、下部・中間・上部乗入式、リフト付	10.6.5
667	日精(株)	ニッセイCSパーキング(CST-II)	横式、上部乗入式、リフト付	10.7.7
668	川崎重工業(株)	LUPH装置	横式、下部・上部乗入式、リフト付	10.8.4
669	新明和工業(株)	Sips Si2・4T型	横式、上部乗入式、リフト付、方向転換装置組込式	11.03.02
670	日立造船(株)	ハイ・パーク HEX-S	横式、下部・中間・上部乗入式、リフト付	11.05.10
671	石川島播磨重工業(株) 石川島運搬機械(株)	IHIシャトルパーキングシステム(VI)	横式、上部乗入式、リフト付、方向転換装置組込式	11.06.01
672	日本鋼管(株) 富士変速機(株)	スーパーだっしゅパークII (昇降機能付台車)	横式、下部・上部乗入式、リフト付	11.09.09
673	三菱重工業(株)	三菱プレストパーク	横式、上部乗入式、リフト付	12.02.01

平面往復方式

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
674	日本鋼管(株) 富士変速機(株)	スーパーだっしゅパークⅡ (縦乗込みバス)	横式、下部・中間・ 上部乗入式、リフト付	12.03.29
675	富士変速機(株)	スーパーパズルSS	横式、下部・中間部・ 上部乗入式、リフト付	12.03.29
676	日立造船(株)	ハイ・パーク HEX-FS	横式、下部・中間部・ 上部乗入式、リフト付	12.05.08
677	東急車輛製造(株)	東急インテリジェントパーキング システム TIP-D型	横式、下部・上部 乗入式、リフト付	12.06.01
678	三菱重工業(株)	三菱プレストパーク(Ⅰ)	横式、上部乗入式 リフト付	12.06.01
679	川崎重工業(株)	エクスプレスⅡ LUPS装置	横式、下部・中間・ 上部乗入式、リフト付	12.12.25
680	川崎重工業(株)	エクスプレスⅡ LUPW装置	横式、下部・中間・ 上部乗入式、リフト付	12.12.25
681	フジテック(株)	ジオテクノスパークS	横式、上部乗入式、 リフト付	13.9.17
近畿 (01)-5	日立造船(株)	ハイ・パークHEP	下部・中間部・上部 乗入式	13.9.18
近畿 (01)-9	日立造船(株)	ハイ・パークHES-ⅡBX	下部・中間部・上部 乗入式・リフト付	13.10.22
近畿 (02)-10	日立造船(株)	ハイパーク HEX-C	横式、下部・中間部・ 上部乗入式、横列式	14.11.20
近畿 (02)-11	日立造船(株)	ハイパーク HEX-C2	横式、下部・中間部・ 上部乗入式、横列式	14.11.20
関東 (02)-9	三菱重工業(株)	三菱インテグレートッドパーキングシステム(E)4段型	リフト付	14.12.6
近畿 (03)-22	日立造船(株)	ハイ・パーク HEX-TL	横式・下部・中間部・ 上部乗入式、リフト付	15.8.28
関東 (03)-7	三菱重工業(株)	三菱プレストパーク(Ⅱ)	横式、上部乗入式、 リフト付	16.1.28
関東 (04)-06	石川島播磨重工業(株) 石川島運搬機械(株)	IHI キュービックパーキング	横式、上部乗入式、 リフト付き	16.6.9
関東 (04)-08	JFEエンジニアリング(株) 富士変速機(株)	スーパーだっしゅパークⅡ (リフトターン型)	横式、下部・中間部 リフト付、上部乗入式 方向転換装置組込式	16.6.9
関東 (04)-09	JFEエンジニアリング(株) 富士変速機(株)	スーパーだっしゅパークⅡ (縦乗込みバス、ターン装置内蔵型)	横式、中間部 ・上部乗入式リフト付、 方向転換装置組込式	16.6.9
関東 (04)-14	日精(株)	ニッセイCSパーキング(CSⅢ-T)	横式、上部・中間部・ 下部乗入式リフト付き	16.9.9
関東 (05)-12	日精(株)	ニッセイCSエボリューションパーク(Ⅰ)	横式、上部・中間部・ 下部乗入式、リフト付	17.10.5
関東 (05)-13	日精(株)	ニッセイCSエボリューションパーク (バリアフリー対応)	横式、上部・中間部・ 下部乗入式、リフト付	17.10.5
近畿 (06)-14	日立造船(株)	ハイパーク	HEX-TR 型	18.9.6
関東 (07)-04	日精(株)	ニッセイCSエボリューションパーク(Ⅱ)	横式、上部乗入式、 リフト付	19.8.31
近畿 (07)-9	エヌエイチパーキング システムズ(株)	ハイ・パーク	NHX-TR2 型	19.10.1
関東 (07)-32	日精(株)	ニッセイCSエボリューションパーク(Ⅲ) BF混合	横式、上部乗入式、 リフト付	20.3.19
近畿 (07)-39	エヌエイチパーキング システムズ(株)	ハイ・パーク	NHX-R 型	20.3.21
近畿 (07)-40	エヌエイチパーキング システムズ(株)	ハイ・パーク	NHX-D 型	20.3.21
関東 (07)-35	三菱重工パーキング(株)	三菱インテグレートッドパーキング システム(L)バリアフリー型	横式、下部・中間部・ 上部乗入式、リフト付	20.3.27
近畿 (08)-9	エヌエイチパーキング システムズ(株)	ハイ・パーク	NHX-TR2-BF 型	20.9.3
関東 (08)-17	三菱重工パーキング(株)	三菱プレストパーク(バリアフリー型)	横式、上部乗入式、 リフト付	20.9.25
関東 (08)-18	三菱重工パーキング(株)	三菱インテグレートッドパーキングシステム(L)	横式、下部・ 中間部・上部乗入 式	20.10.29
関東 (08)-20	東急車輛製造(株)	東急インテリジェントパーキングシステム TIP-E型	横式、下部・上部乗 入式、リフト付	20.10.29
近畿 (08)-20	エヌエイチパーキング システムズ(株)	ハイ・パーク	NHX-R-BF 型	20.12.18
関東 (08)-36	三菱重工パーキング(株)	三菱プレストパーク(バリアフリー型)(Ⅱ)	横式、上部乗入式、 リフト付	21.3.3
近畿 (09)-4	エヌエイチパーキング システムズ(株)	ハイ・パーク	NHX-DT型 横式、上部乗入式、 リフト付	21.10.2
関東 (09)-12	三菱重工パーキング 株式会社	三菱インテグレートッドパーキングシステム (09-1)	横式、下部・中間 上部乗入式、リフト付	21.12.10

平面往復方式

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
近畿 (09)-13	エヌエイチパーキングシステムズ(株)	ハイ・パーク	H E X - T L - M C 横式、下部・中間部・ 上部乗入式、リフト付	22. 4. 6
近畿 (09)-14	エヌエイチパーキングシステムズ(株)	ハイ・パーク	H E X - C 2 - M C 横式、下部・中間部・ 上部乗入式、リフト付 、横列式	22. 4. 6
関東 (10)-18	三菱重工パーキング株式会社	インテグレートッドパーキングシステム (10-1)	横式、下部、中間部 上部乗入式、リフト付	22. 10. 27
関東 (10)-32	三菱重工パーキング株式会社	三菱プレストパーク(Ⅲ)	横式、上部乗入式 リフト付	23. 2. 7
関東 (11)-13	I H I 運搬機械株式会社	I H I シャトルパーキングシステム (バリアフリー対応)	横式、上部・下部乗 リフト付	23. 8. 11
関東 (11)-24	日本ケーブル株式会社 杭州友佳精密機械有限公司	R C P A R K 中国名称：P P Y L T / K	縦式、上部乗入式 端部・中間部リフト	23. 12. 8
関東 (12)-25	東京エンジニアリングシステムズ(株)	T I P - D 型	横式、下部・中間部・上部 乗入式、リフト付	24. 7. 6
関東 (12)-26	東京エンジニアリングシステムズ(株)	T I P - E 型	横式、下部・中間部・上部 乗入式、リフト付	24. 7. 6
関東 (12)-34	I H I 運搬機械(株)	I H I キュービックパーキング (バリアフリー対応)	横式、下部・中間部・上部 乗入式、リフト付	24. 7. 25
関東 (12)-36	三菱重工パーキング(株)	三菱インテグレートッド パーキングシステム(12-1)	横式、下部・中間部・上部 乗入式、リフト付	24. 9. 12
関東 (12)-41	三菱重工パーキング(株)	三菱インテグレートッドパーキング システムB F 型(12-2)	横式、下部・中間部・上部 乗入式、リフト付	24. 11. 6
関東 (12)-42	三菱重工パーキング(株)	三菱インテグレートッド パーキングシステム(12-3)	横式、下部・中間部・上部 乗入式、リフト付	24. 11. 6
近畿 (12)-6	エヌエイチパーキングシステムズ(株)	ハイ・パーク NHX-TR2W	横式、下部・中間部・上部 乗入式、リフト付	24. 8. 9
近畿 (12)-16	エヌエイチパーキングシステムズ(株)	ハイ・パーク NHX-TR2W-BF	横式、下部・中間部・上部 乗入式、リフト付	24. 11. 3
近畿 (12)-27	エヌエイチパーキングシステムズ(株)	ハイ・パーク NHX-G	横式、下部・中間部・上部 乗入式、リフト付	25. 1. 21

二段方式（昇降・横行）

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
701	金剛商工(株)	ユニパーク	昇降・横行式	44. 1. 6
702	新明和工業(株)	新明和Zパーク	昇降・横行式	44. 1. 6
703	武藤工業(株)	ダブルパーク	昇降・横行式	44. 1. 6
704	オリエンタルチェン工業(株)	オリエンタルパーク	昇降・横行式	44. 1. 6
705	ミツワ機工(株)	ミツワパーク LS型	昇降・横行式	44. 5. 30
706	日本エヤーブレーキ(株)	ナブコパーク8	昇降・横行式	47. 2. 15
707	石川島播磨重工業(株)	IHI簡易駐車場装置 パーキットU	昇降・横行式	47. 5. 11
707	東京いすゞ自動車(株)	パーキットU	昇降・横行式	47. 10. 13
708	日本ニューマチック工業(株)	アポロ2段駐車装置NA-501型	昇降・横行式	47. 5. 25
709	日精(株)	ニッセイAパーク	昇降・横行式	47. 11. 28
710	日本発条(株)	ニッパツパーク SD型	昇降・横行式	49. 7. 26
711	三協フロンテア(株)	SPACE-O-MATICH型	昇降・横行式	49. 6. 17
712	(株)東北機械製作所	Lパーク	昇降・横行式	50. 1. 31
713	富士変速機(株)	パズルパーキング	昇降・横行式	50. 6. 30
714	新立川航空機(株)	スペースキット 7 スペースキット 8	昇降・横行式	51. 1. 24
715	三協フロンテア(株)	フロンテアパークCHS	昇降・横行式	52. 12. 26
716	富士変速機(株)	重列式パズルパーキング	昇降・横行式 (重列)	53. 4. 5
717	日精(株)	ニッセイAパークII型	昇降・横行式	53. 12. 8
718	日本エヤーブレーキ(株)	ナブコパーク・16	昇降・横行式 (重列)	53. 12. 27
719	日本車輛製造(株)	NOPS IIS型	昇降・横行式	54. 1. 13
720	日本車輛製造(株)	NOPS IID型	昇降・横行式 (重列)	54. 1. 13
721	富士変速機(株)	懸垂式パズルパーキング	昇降・横行式	54. 8. 30
722	日本発条(株)	ニッパツパーク SDW型	昇降・横行式 (重列)	54. 8. 30
723	新立川航空機(株)	スペースキット1J	昇降・横行式	56. 3. 31
724	新明和工業(株)	新明和ZパークLP-W型	昇降・横行式 (重列)	57. 6. 11
725	富士変速機(株)	重列懸垂式パズルパーキング	昇降・横行式 (重列)	57. 10. 20
726	富士変速機(株)	地下式パズルパーキング	昇降・横行式	58. 5. 17
727	東急車輛製造(株)	東急ネオ・トーパーク (TPB-M型・TPB-L型)	昇降・横行式	59. 1. 18
728	フジテック(株)	マルチパーク 2A	昇降・横行式	59. 10. 11
729	(株)サノヤス	サノヤスパーク	昇降・横行式	60. 2. 4
730	日本コンベヤ(株)	NCパーク LS-8A型	昇降・横行式	61. 7. 18
731	二宮産業(株)	パークエース Nus-2N, M, W, WE, EL, SL	昇降・横行式	61. 10. 23
732	古河鋳業(株)	古河ダイナパークM2型	昇降・横行式	62. 2. 27
733	(株)昭和起重機製作所	ミニカパーク B型	昇降・横行式	63. 1. 18
734	ダイコー(株)	ダイコー・リフティングパークSG型	昇降・横行式 (重列)	63. 1. 25
735	古河鋳業(株)	古河パークWS2型	昇降・横行式	63. 1. 18
736	日進機工(株)	スペースパークIII型	昇降・横行式	63. 6. 1
737	日本昇降機メンテナンス(株)	JEMパーク RS型	昇降・横行式	63. 9. 7

二段方式（昇降・横行）

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
738	横井鋼業(株)	Y.K.パーキングリフパズルL型	昇降・横行式	1. 3.31
739	日精(株)	ニッセイAパーク V型	昇降・横行式	1. 4.28
740	三菱重工業(株)	三菱二段式駐車装置 MUS-2	昇降・横行式	1. 8.10
741	三和金属工業(株)	サンキンオートパークII	昇降・横行式	2. 2. 5
742	光洋機械産業(株)	KYCタウンパーク TP型	昇降・横行式	2.10.18
743	(株)サノヤス	サノヤスパーク P4	昇降・横行式	2.12.14
744	川鉄テクノロジーサーチ(株)	リバーパーク 2	昇降・横行式	3. 6.10
745	豊国工業(株)	HOPSA2	昇降・横行式	4. 1.27
746	日伸精機(株)	スカイパーク Z	昇降・横行式	4. 6.10
747	(株)ナブコ	ナブコパーク・7型	昇降・横行式	4. 9. 7
748	(株)ナブコ	ナブコパーク・14型	昇降・横行式 (重列)	5. 3.31
749	(株)エフテック	ミスターパーキング	昇降・横行式	5. 7.29
750	極東開発工業(株)	極東レントウパズル 2	昇降・横行式	5. 7.29
751	日新工機(株)	月星パーキング ETA-I	昇降・横行式	5.12.13
752	ダイキン工業(株)	ダイキン・サーチェス・パーク G2W型	昇降・横行式	6. 1.14
753	彌栄精機(株)	キュービックパーク	昇降・横行式	6. 2. 9
754	(株)スペースアップ	SPE型	昇降・横行式	6. 3.30
755	ユニチカ設備技術(株)	ユニチカキュービカルII	昇降・横行式	6. 5.13
756	富士車輛(株)	富士スクエアパークE	昇降・横行式	6. 7. 7
757	ダイコー(株)	ダイコーリフティングSパーク	昇降・横行式	6. 7. 7
758	ユニチカ設備技術(株)	らくちゅう	昇降・横行式	6. 7. 7
759	扶桑レクセル(株)	レクセルパークII	昇降・横行式	6. 8. 4
760	(株)徳田鉄工所	ロッドシステムパーク	昇降・横行式	6. 8. 4
761	(株)美和テック	美和パーク MA2Q型	昇降・横行式	6. 8. 4
762	(株)アプラス 三協フロンテア(株)	フロンテア 2PN型	ビット式 昇降・横行式	6. 9. 8
763	日本昇降機メンテナンス(株) エヌケープラント建設(株)	JEM-NKパーク HS-2型	昇降・横行式	6.11. 7
764	野村鉄工(株)	SOII型	昇降・横行式	6.11. 7
765	横井鋼業(株)	Y.K.パーキングリフパズルファミリー	昇降・横行式	6.12.27
766	彌栄精機(株)	RUNパークアメニティシステム	昇降・横行式	7. 2.28
767	石川島播磨重工業(株)	IHIスペースキット1JA	昇降・横行式	7. 2.28
768	新立川航空機(株)	スペースキット1JA	昇降・横行式	7. 2.28
769	日成ビルド工業(株)	日成ベストパークII型	昇降・横行式	7. 3.30
770	岡崎工業(株)	OPS SY-2P	昇降・横行式 ビット式	7. 3.30
771	(株)ダイフク	マジックビット-1B	昇降・横行式	7. 6. 1
772	(株)ダイフク	マジックビット-1C	昇降・横行式 ビット式	7. 6. 1
773	(株)ダイフク	マジックビット-2B	昇降・横行式 (重列式)	7. 9. 8
774	(株)ダイフク	マジックビット-2C	昇降横行式、(重列式)、ビット式	7. 9. 8
775	富士変速機(株)	懸垂式二段パズルパーキング(OAP型)	昇降・横行式	7.10. 5

二段方式（昇降・横行）

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
776	扶桑レクセル(株)	レクセルパークII N	昇降・横行式	7.11.30
777	東急車輛製造(株)	東急ネオ・トーパーク TPB-型	昇降・横行式	8.1.30
778	岡崎工業(株)	OPS SY-2	昇降・横行式	8.5.10
779	石川島播磨重工業(株) 石川島運搬機械(株)	IHIパーキット(2FS Ex型)	昇降・横行式	8.7.12
780	日本発条(株)	ニッパツSDパーク2GS型	昇降・横行式	8.9.9
781	新明和工業(株)	LPW-E型	昇降・横行式 (重列式)	8.9.9
782	東急車輛製造(株)	東急ネオ・トーパーク TPBWS型	昇降・横行式 (重列式)	8.9.9
783	日本発条(株)	ニッパツSDパーク2BS型	昇降・横行式 ピット式	8.11.7
784	日本発条(株)	ニッパツSDパーク2BW型	昇降・横行式 ピット式、(重列式)	8.11.7
785	石川島播磨重工業(株) 石川島運搬機械(株)	IHIパーキット(2FS型)	昇降・横行式	9.1.7
786	石川島播磨重工業(株) 石川島運搬機械(株)	IHIパーキット(2FS-T型)	昇降・横行式 (重列式)	9.1.7
787	株サノヤス・ヒシノ明昌	サノヤスパーク P41	昇降・横行式	9.2.28
788	三菱重工業(株)	三菱二段式駐車場(MNS-2型)	昇降・横行式	9.2.28
789	日本発条(株)	ニッパツSDパーク2GW型	昇降・横行式 (重列式)	9.6.6
790	扶桑レクセル(株)	レクセルピットパズルII	昇降・横行式 ピット式	9.7.8
791	株美和テック	美和パーク MB2Q型	昇降・横行式 ピット式	9.11.4
792	株三好鉄工所 サンパーク工業(株)	パークバロンパズルー2FP	昇降・横行式	10.1.6
793	ダイキン工業(株)	ダイキン・サーチェス・パーク G2EA型	昇降・横行式 油圧間接式	10.8.4
794	株美和テック	美和パーク MB2QW型	昇降横行式、 ピット式、縦列式	10.12.01
795	エヌケーケープラント建設(株)	NK パーク HSP-11型	昇降横行式、 ピット式	11.01.05
796	株共伸製作所	スカイパークZ	昇降横行式	11.01.05
797	ダイキン工業(株)	ダイキン・サーチェス・パーク G1PA型	昇降横行式、ピット 式、油圧間接式	11.02.02
798	株ナブコ	ナブコパーク 7-K2型	昇降横行式	11.02.02
799	新明和工業(株)	LP-E型	昇降横行式	11.03.02
10701	光洋機械産業(株)	KYCタウンパーク TPH型	昇降横行式	11.03.02
10702	エヌケーケープラント建設(株)	NK パーク HS-2W型	昇降横行式、 縦列式	11.03.02
10703	エヌケーケープラント建設(株)	NK パーク HSP-11W型	昇降横行式、 ピット式、縦列式	11.03.02
10704	東急車輛製造(株) 株三好鉄工所	東急ネオ・トーパーク(パークバロン) TPB2型	昇降横行式	11.03.30
10705	株サノヤス・ヒシノ明昌	サノヤスパーク P42	昇降横行式	11.05.10
10706	エヌケーケープラント建設(株) 株安達工業	NK パーク UP2型	昇降横行縦行式	11.05.10
10707	株サノヤス・ヒシノ明昌	サノヤスパーク P42W	昇降横行式、 縦列式	11.05.10
10708	株美和テック	美和パーク MB2R	昇降横行式	11.09.09
10709	日立造船(株)	ハイユニット S2T型	昇降横行式	11.11.04
10710	株ナブコ	ナブコパーク 14-K2型	昇降横行式、縦列式	12.03.01
10711	株サノヤス・ヒシノ明昌	サノヤスパーク P60	昇降横行式 ピット式	12.03.01
10711	株サノヤス・ヒシノ明昌	サノヤスパーク P60	昇降横行式 ピット式	12.03.01
10712	二宮産業(株)	パークエース N-NUS-2	昇降横行式 油圧間接式	12.05.08
10713	二宮産業(株)	パークエース N-NUSP-2	昇降横行式、ピット式 油圧直接接式	12.05.08

二段方式（昇降・横行）

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
10714	石川島播磨重工業(株)	IHIパーキットG2EA型	昇降横行式、油圧間接式	12.12.01
10715	石川島播磨重工業(株)	IHIパーキットG1PA型	昇降横行式、ピット式、油圧間接式	12.12.01
10716	古河機械金属(株)	古河パーク M2-B型	昇降横行式	12.12.25
10717	(株)共伸製作所	スカイパーク KP1	昇降横行式、ピット式	12.12.25
10718	三協フロンテア(株)	フロンテア FUP-2型	昇降横行式	13.3.29
10719	東急車輛製造(株) 東急パーキングシステム(株)	東急ネオ・トパーク (ソフィアパーキング) T-1型	昇降横行式、方向転換装置組込式	13.05.01
近畿(01)-10	(株)ナブコ	ナブコパーク2PFD型	昇降横行式、ピット式	13.10.23
関東(01)-7	古河機械金属(株)	古河パーク SU-KS型	昇降横行式、ピット式	13.12.10
関東(01)-5	古河機械金属(株)	古河パーク S2-KS型	昇降横行式	13.12.10
四国(03)-2	(株)三好鉄工所	パークバロンパズルー2FP4	昇降横行式	15.5.30
四国(03)-3	(株)三好鉄工所	パークバロンパズルー2FP4	昇降横行式	15.5.30
関東(05)-10	豊国工業(株)	HOPS-A2	昇降横行式	17.9.14
関東(05)-11	豊国工業(株)	HOPS-A2W	昇降横行式、縦列式	17.9.14
関東(05)-16	石川島運搬機械(株)	IHI SDパーク 2GS型	昇降横行式	17.10.31
関東(05)-18	石川島運搬機械(株)	IHI SDパーク 2GW型	昇降横行式、縦列式	17.10.31
関東(05)-20	石川島運搬機械(株)	IHI SDパーク 2BS型	昇降横行式、ピット式	17.10.31
関東(05)-24	石川島運搬機械(株)	IHI SDパーク 2BW型	昇降横行式、ピット式、縦列式	17.10.31
近畿(05)-9	株式会社アプラス	リズムパーク	AP11	18.2.15
近畿(06)-8	ユニチカ設備技術(株)	らくちゅう	SUPR型	18.6.28
近畿(06)-9	ユニチカ設備技術(株)	らくちゅう	SUPII型	18.6.28
関東(07)-10	石川島運搬機械(株)	IHI スペースキット 2F		19.9.5
近畿(07)-13	極東開発パーキング(株)	極東レントウパズル	HS20型	19.10.1
関東(08)-05	東急車輛製造(株)	東急ネオ・トパーク TPF Bh型	昇降横行式、ピット式	20.5.30
近畿(08)-13	極東開発パーキング(株)	極東レントウパズル	2型	20.12.4
関東(08)-39	東急車輛製造(株)	東急ネオ・トパーク TPBe型	昇降横行式	21.3.3
関東(09)-01	二宮産業株式会社	パークエース P4	昇降式、ピット式、油圧直接式	21.5.28
関東(09)-02	東急車輛製造株式会社	東急ネオ・トパーク TPBWe型	昇降横行式、縦列式	21.5.28
関東(09)-04	日栄インテック株式会社	エクセレンスツイン	昇降式	21.9.8
近畿(09)-3	(株)サノヤス・ヒシノ明昌	サノヤスパーク	P18 昇降式、ピット式	21.9.25
関東(09)-09	サンキン株式会社	ファミリーパーク ICCHU(イチチュウ)	昇降式	21.12.10
関東(09)-19	株式会社扶桑エンジニアリング	レクセルピットパズルII2010	昇降横行式、ピット	22.1.14
関東(09)-22	株式会社扶桑エンジニアリング	レクセルパークII2010	昇降横行式	22.1.14
関東(09)-16	株式会社扶桑エンジニアリング	レクセルピット2〔2010〕	昇降式、ピット式	22.1.14
関東(09)-25	サンキン株式会社	パーキングダブル K	昇降式	22.1.14
近畿(09)-8	日本発条(株)	ニッパツUDパーク	H2g型 昇降式、ピット式、油圧直接式	22.1.5
近畿(09)-10	日本発条(株)	ニッパツUDパーク	NWGA型 昇降式、ピット式	22.1.5
関東(09)-36	東急車輛製造株式会社	東急ネオ・トパーク TPF BWh型	昇降横行式、ピット縦列式	22.3.24
近畿(09)-12	極東開発パーキング(株)	極東地下パーク	2NS 昇降式、ピット式	22.3.30

二段方式（昇降・横行）

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
関東 (10)-08	株式会社アサップ	SSSパーク AA2Q	昇降横行式、ピット	22. 6. 21
関東 (10)-09	株式会社アサップ	SSSパーク AA2QW	昇降横行式、ピット 縦列式	22. 6. 21
中国 (10)-01	(株)豊国パーキングシ	HOPS-P	昇降横行式、ピット	22. 12. 24
中国 (10)-02	(株)豊国パーキングシ ステム	HOPS-PE	昇降横行式、ピット 式	22. 12. 24
関東 (11)-06	株式会社アサップ	SSSパーク AA2RW	昇降横行式、縦列式	23. 6. 2
関東 (11)-07	株式会社アサップ	SSSパーク AA2R	昇降横行式	23. 6. 2
近畿 (11)-12	サノヤス・エンジニア リング(株)	サノヤスパーク P421	昇降・横行式	24. 2. 22
関東 (12)-03	東京エンジニアリング システムズ(株)	東京ネオ・トーパーク TPF Bh型	昇降横行式、ピット式	24. 6. 8
関東 (12)-04	東京エンジニアリング システムズ(株)	東京ネオ・トーパーク TPBe型	昇降横行式	24. 6. 8
関東 (12)-05	東京エンジニアリング システムズ(株)	東京ネオ・トーパーク TPBWe型	昇降横行式、縦列式	24. 6. 8
関東 (12)-06	東京エンジニアリング システムズ(株)	東京ネオ・トーパーク TPF BWh型	昇降横行式、ピット式、縦列式	24. 6. 8
近畿 (12)-28	新明和工業(株)	LP-F型	昇降横行式	25. 2. 21
近畿 (12)-37	ユニチカ設備技術(株)	らくちゅうSUP II V5	昇降横行式、ピット式	25. 3. 25
近畿 (12)-38	ユニチカ設備技術(株)	らくちゅうSUPRG	昇降横行式	25. 3. 25
近畿 (12)-39	ユニチカ設備技術(株)	らくちゅうSUPRG V5	昇降横行式	25. 3. 25
近畿 (12)-42	ユニチカ設備技術(株)	らくちゅうSUP II V1	昇降横行式、ピット式	25. 3. 25
近畿 (12)-43	ユニチカ設備技術(株)	らくちゅうSUPRV1	昇降横行式	25. 3. 25
近畿 (12)-49	ユニチカ設備技術(株)	らくちゅうPII V2	昇降横行式、ピット式	25. 4. 3
近畿 (12)-50	極東開発パーキング(株)	極東レントウバズルHT11	昇降横行式、ピット式	25. 4. 3

二段方式（昇降）

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
801	石川島播磨重工業(株)	I H I リフトパーキング	昇 降 式	44. 1. 6
801	石川島播磨重工業(株)	I H I 簡易駐車装置・パーキットS	昇 降 式	47. 5. 11
801	石川島播磨重工業(株)	I H I 簡易駐車装置・パーキットW	昇 降 式	47. 5. 11
802	新立川航空機(株)	タチヒ式駐車リフト	昇 降 式	44. 1. 6
803	日豊工業(株)	ニッポー・パーク	昇 降 式	44. 1. 6
804	明正電子工業(株)	リフトパーク	昇 降 式	44. 1. 6
805	明正電子工業(株)	Gタイプガレージ	昇 降 式	44. 1. 6
806	東急車輛製造(株)	トーパーク	昇 降 式	44. 1. 6
807	金剛商工(株)	二段リフトパーク	昇 降 式	44. 1. 6
808	オリエンタルチェン工業(株)	オリエンタルパーク (A-2型)	昇 降 式	44. 1. 6
809	ダイコー(株)	ダイコー式リフティングパーク	昇 降 式	44. 1. 6
810	泉工業(株)	“SAMUCO” イズミ・パレット・ガレージ	昇 降 式	44. 1. 6
811	東急車輛製造(株)	トーパーク R型	昇 降 式	44. 5. 30
812	ミツワ機工(株)	ミツワパーク L型	昇 降 式	44. 5. 30
813	新明和工業(株)	新明和Zパーク OP型	昇 降 式	45. 1. 12
813	新明和工業(株)	新明和ミニパーク OP型	昇 降 式	47. 3. 25
814	鬼頭工業(株)	スイング二段方式ガレージ	昇 降 式	46. 7. 24
814	鬼頭工業(株)	スイング二段方式ガレージB	昇 降 式	47. 5. 25
815	三和金属工業(株)	パーキングダブル	昇 降 式	47. 2. 15
816	(株)高嶺製作所	タカネパーキング	昇 降 式	47. 2. 15
817	日本エヤーブレーキ(株)	ナブコ・パーク2	昇 降 式	47. 2. 15
818	日伸建設工業(株)	セルパーI型	昇 降 式	47. 2. 15
819	三協フロンテア(株)	SPACE-O-MATIC	昇 降 式	47. 8. 24
820	新立川航空機(株)	タチヒ式駐車リフト	昇 降 式	47. 10. 13
821	東京いすゞ自動車(株)	パーキットS	昇 降 式	47. 10. 13
822	東京いすゞ自動車(株)	パーキットW	昇 降 式	47. 10. 13
823	(株)昭和起重機製作所	ミニカパークA型	昇 降 式	47. 11. 17
824	新明和工業(株)	新明和バランスパーク	昇 降 式	48. 2. 9
825	日本ニューマチック工業(株)	アポロ二段駐車装置 N-601型	昇 降 式	48. 3. 7
826	朝霞製作所(株)	ワンツーパーク	昇 降 式	48. 3. 30
827	日本ニューマチック工業(株)	アポロ二段駐車装置 NB-401型	昇 降 式	48. 4. 12
828	日豊工業(株)	ニッポーパークNPS型 NPW型	昇 降 式	48. 7. 3
829	ゼネラルリサーチ(株)	マイキャリアー	昇 降 式	48. 7. 3
830	旭工業(株)	アサヒアップダウンガレージ	昇 降 式	48. 7. 3
831	日本発条(株)	ニッパツパークPT型	昇 降 式	48. 10. 1
832	マルニシ(株)	NSパーキング二柱式	昇 降 式	48. 12. 11
833	日伸精機(株)	NSKパーキング	昇 降 式	49. 1. 11
834	二宮産業(株)	パークエースG3	昇 降 式	49. 3. 7

二段方式 (昇降)

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
835	三協フロンテア(株)	SPACE-O-MATIC-HA型、HB型	昇降式	49. 3. 7
836	三協フロンテア(株)	SPACE-O-MATICP型	昇降式	49. 4. 2
837	杉安工業(株)	ビシヤモン・ダブルパーク	昇降式	49. 5. 9
838	二宮産業(株)	パークエースG6-2	昇降式	49. 6. 21
839	金剛商工(株)	M型リフトパーク	昇降式	49. 7. 18
840	金剛商工(株)	K型リフトパーク	昇降式	50. 1. 31
841	(株)大日製作所	大日式二段昇降カーリフト	昇降式	50. 1. 31
842	東急車輛製造(株)	トーパークSR-L型	昇降式	50. 4. 17
843	二宮産業(株)	パークエースG1	昇降式	50. 6. 11
844	日本エヤーブレイキ(株)	ナブコ・パーク2NC	昇降式	50. 12. 13
845	三協フロンテア(株)	フロンテアパーク P型	昇降式	51. 1. 8
846	富士変速機(株)	ホームパーキング	昇降式	51. 4. 7
847	極東開発工業(株)	極東パークIIMZ04-10	昇降式	51. 6. 10
848	名鉄住商車輛工業(株)	MSP-503型 二段式駐車装置	昇降式	51. 6. 15
849	万歳工業(株)	バンパーク	昇降式	51. 9. 28
850	(有)原福鉄工所	リフトパーク L-1600	昇降式	52. 2. 22
851	新立川航空機(株)	スペースキット2	昇降式	52. 4. 8
852	日精(株)	ニッセイ・A・パーク (AP-UD型)	昇降式	52. 8. 10
853	日本発条(株)	ニッパツパーツ UD型	昇降式	52. 8. 15
854	新明和工業(株)	新明和Zパーク (OPA型)	昇降式	52. 11. 14
855	富士変速機(株)	ペアパーク	昇降式	53. 6. 12
856	日精(株)	ニッセイ・A・パークII型 (APII-UD型)	昇降式	53. 12. 8
857	日本ニューマチック工業(株)	アポロパーク2段駐車装置E型	昇降式	53. 12. 27
858	新明和工業(株)	新明和Zパーク (AP型)	昇降式	54. 1. 13
859	日本発条(株)	ニッパツパーツ UDII型	昇降式	54. 8. 30
860	フジテック(株)	フジテック二段方式駐車装置	昇降式	54. 11. 6
861	東京いすゞ自動車(株)	UDパークW型	昇降式	55. 5. 21
862	二宮産業(株)	パークエースN2-4 (N. M. W. L) パークエースN2-6 (N. M. W. L)	昇降式	55. 11. 6
863	亦木建機サービス(株)	MKパークCH型	昇降式	56. 8. 10
864	東急車輛製造(株)	ネオ・トーパーク (NPA-M型、NPA-L型)	昇降式	56. 10. 19
865	ウエスタン・ トレーディング(株)	スイング二段方式ガレージ	昇降式	56. 10. 19
866	加藤車体工業(株)	パブコパークB-1	昇降式	56. 12. 11
867	二宮産業(株)	パークエースN5 (N. M. W. S L)	昇降式	56. 12. 11
868	横井鋼業(株)	Y. K. リフパーク S型 Y. K. リフパーク L型	昇降式	57. 5. 18
869	環境産業(株)	パイランスパーク SP型	昇降式	57. 9. 16
870	新立川航空機(株) 石川島播磨重工業(株)	スペースキット 2W	昇降式	57. 11. 29
871	フジテック(株)	マルチパーク2	昇降式	57. 11. 29

二段方式 (昇降)

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
872	石芝サービス(株)	コアガレージ L型	昇降式	57.12.16
873	二宮産業(株)	パークエース N6-N、M、W、WE、WL、SL	昇降式	58.5.17
874	新明和工業(株)	新明和Zパーク (AP-A)	昇降式	58.10.8
875	東急車輛製造(株)	東急ネオ・トーパーク (TPC-M型、TPC-L型)	昇降式	59.1.18
876	新明和工業(株)	新明和ZパークKP	昇降式	59.1.18
877	東急車輛製造(株)	東急ネオ・トーパーク (TPA-M型、TPA-L型)	昇降式	59.2.3
878	日東産業(株)	日東オート・リフター	昇降式	59.2.3
879	富士重工業(株)	フォーザパーク XG-1型	昇降式	59.2.21
880	石川島播磨重工業(株) 新立川航空機(株)	IHIスペースモール	昇降式	59.3.27
881	富士重工業(株)	フォーザパーク XG-2型	昇降式	59.4.11
882	フジテック(株)	マルチパーク2P	昇降式	59.6.11
883	日本発条(株)	ニッパツUDパークNW型	昇降式	59.8.20
884	三和金属工業(株)	パーキングダブルレクト	昇降式	59.11.14
885	株三見製作所	サンパーク	昇降式	59.11.14
886	日本発条(株)	ニッパツUDパークS型	昇降式	60.3.28
887	日本発条(株)	ニッパツUDパークN型	昇降式	60.5.7
888	日本エヤーブレーキ(株)	ナブコパーク・2F	昇降式	60.6.5
889	新明和工業(株)	新明和ZパークKP-A	昇降式	60.11.5
890	株サノヤス	サノヤスパークP1	昇降式	61.2.19
891	石川島播磨重工業(株)	IHIガーデンパーク	昇降式	61.4.7
892	三菱重工業(株)	三菱二段式駐車装置N6-N、M、W、WE、WL、SL	昇降式	61.5.30
893	三菱重工業(株)	三菱二段式駐車装置 N2-4 (N、M、W、L) 三菱二段式駐車装置 N2-6 (N、M、W、L)	昇降式	61.5.30
894	三菱重工業(株)	三菱二段式駐車装置 N5 (N、M、W、SL)	昇降式	61.5.30
895	日本コンベヤ(株)	NCパークSA型	昇降式	61.7.18
896	日進機工(株)	スペースパーク II型	昇降式	62.12.17
897	新立川航空機(株)	スペースキット2E	昇降式	62.2.27
898	日本エヤーブレーキ(株)	ナブコパーク・2PI型	昇降式	62.2.27
899	真和工業(株)	Sパーク	昇降式	62.2.27
10801	日精(株)	ニッセイAパークF型	昇降式	62.5.8
10802	株サノヤス	サノヤスパークP3	昇降式	62.6.5
10803	東急車輛製造(株)	東急ネオ・トーパーク (TPE-M型、TPE-L型、TPE-H型)	昇降式	62.9.24
10804	三菱重工業(株)	三菱二段式駐車装置 PC	昇降式	62.9.24
10805	三菱重工業(株)	三菱二段式駐車装置 PD	昇降式	62.9.24
10806	株昭和起重機製作所	ミニカパーク P型	昇降式	62.9.24
10807	日本昇降機メンテナンス(株)	JEMパーク P形	昇降式	62.11.5
10808	株江藤鉄工所	スカイパークW	昇降式	62.11.5
10809	日本エヤーブレーキ(株)	ナブコパーク・2PS型	昇降式	62.11.27

二段方式 (昇降)

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
10810	日本発条(株)	ニッパツUDパークF型	昇降式	63. 1.25
10811	三和エンジニアリング(株)	サルビアーII	昇降式	63. 3.11
10812	東急車輛製造(株)	東急ネオ・トーパーク TPA-M型、TPA2-H型、 TPA2-L型	昇降式	63. 4.18
10813	新立川航空機(株) 石川島播磨重工業(株)	ガーデンパークC	昇降式	63. 4.18
10814	(株)赤阪鉄工所	ユニパーク AKASAKA 15S	昇降式	63. 7.13
10815	古河鋳業(株)	古河パーク LU型	昇降式	63.12. 1
10816	井坪建設(株)	ホープパーキング二段式	昇降式	63.12. 1
10817	新立川航空機(株)	スペースキット 2J	昇降式	63.12. 1
10818	三工機器(株)	ナイスパーク	昇降式	63.12.22
10819	(株)昭和起重機製作所	ミニカパーク Q型	昇降式	1. 3.14
10820	綿半銅機(株)	ステージダブル	昇降式	1. 6.20
10821	日成ビルド工業(株)	日成2段パーク	昇降式	1. 9. 1
10822	東急車輛製造(株)	東急ネオ・トーパーク (TPA3型)	昇降式	1.12.15
10823	日本発条(株)	ニッパツ UDパークNWE型	昇降式	2. 2. 5
10824	中央可鍛工業(株)	PARTNER ダブルパーキング	昇降式	2. 2.13
10825	三和金属工業(株)	パーキングダブルアイ	昇降式	2. 3. 1
10826	川鉄テクノロジーサーチ(株)	リバーパーク1	昇降式	2. 5. 9
10827	(株)団地サービス	団地サービス カンガルーパーク	昇降式	2. 8. 6
10828	ライオンエンジニアリング(株) 野村鉄工(株)	LEO PARK SII型	昇降式	2. 8. 6
10829	光洋機械産業(株)	KYCタウンパーク TS型	昇降式	2.10. 2
10830	光洋機械産業(株)	KYCタウンパーク TSピット型	昇降式	2.10.18
10831	東急車輛製造(株)	東急ネオ・トーパーク (TPE2型)	昇降式	2.12.14
10832	(株)南星	南星パーク HP型	昇降式	3. 6.10
10833	日本ホイスト(株)	NHエルポート	昇降式	3. 6.10
10834	(株)サノヤス・ヒシノ明昌	サノヤスパーク P10	昇降式	3. 6.10
10835	岡崎工業(株)	OPS S-2P	昇降式	3.12. 9
10836	長谷川工業(株)	スペースα	昇降式	3.12. 9
10837	新明和工業(株)	新明和Zパーク KP-B	昇降式	3.12.25
10838	極東開発工業(株)	極東レントウパーク HG02-20	昇降式	4. 1.27
10839	(株)スマイル	ツインガレージ TS・1型	昇降式	4. 3.30
10840	三和金属工業(株)	パーキング W-AM	昇降式	4. 7. 7
10841	松岡工業(株)	デュエット II	昇降式	4. 7.29
10842	(株)ナブコ	ナブコパーク・2PII型	昇降式	4.10.26
10843	ダイキン工業(株)	ダイキン・サーチェス・パーク G2T型	昇降式	4.10.26
10844	三和金属工業(株)	パーキングW SL-T	昇降式	4.10.26
10845	日本ホイスト(株)	NHエルポート-縦型	昇降式	4.10.26
10846	(株)徳田鉄工所	ロッドパーク	昇降式	4.12. 8

二段方式（昇降）

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
10847	(株)若本製作所	ワカパーク WMP-II型	昇降式	5. 3. 31
10848	ダイキン工業(株)	ダイキン・サーチェス・パーク G2F型	昇降式	5. 3. 31
10849	ダイキン工業(株)	ダイキン・サーチェス・パーク P2F型	昇降式	5. 3. 31
10850	新明和工業(株)	新明和ファミリーパークHPF	昇降式	5. 11. 8
10851	(株)ワキタ	アポロパーク MCS-1	昇降式	5. 11. 8
10852	関谷農機(株)	セキヤパーキングリフト B-2型、B-3型	昇降式	5. 12. 13
10853	極東開発工業(株)	極東地下パーク2	ピット式 昇降式	5. 12. 13
10854	富士車輛(株)	フジ・ツインパークS型	昇降式	5. 12. 13
10855	精研工業(株)	ついんぼーと	昇降式	6. 1. 14
10856	扶桑レクセル(株)	レクセルピット2	昇降式 ピット式	6. 2. 9
10857	サンデン(株)	SPS-C	昇降式	6. 2. 9
10858	新日軽(株)	新日軽ウイングパークII	昇降式	6. 2. 9
10859	ナスステンレス 赤新工業(株)	ナスフラット	昇降式	6. 2. 9
10860	野村鉄工(株)	LEO PARK SPII型	昇降式	6. 2. 9
10861	日新工機(株)	月星パーキング LPA	昇降式 ピット式	6. 3. 1
10862	日本発条(株)	ニッパツ UDパーク CP-3型	昇降式	6. 3. 1
10863	富士変速機(株)	ペアパークN	昇降式	6. 3. 30
10864	扶桑レクセル(株)	レクセルパーク I	昇降式	6. 3. 30
10865	内田鍛工(株)	UUパーク R003型	昇降式	6. 3. 30
10866	第一技建(株)	GLパーク	昇降式	6. 3. 30
10867	三菱重工業(株)	三菱二段式駐車装置 (MB型)	昇降式 ピット式	6. 3. 30
10868	安田工業(株)	マイパーク・BUBU	昇降式 ピット式	6. 3. 30
10869	大島農機(株)	VP型	昇降式	6. 5. 13
10870	大島農機(株)	VP型	昇降式	6. 5. 13
10871	大古河機械金属 (株)河原	河原二段式駐車装置 CLT-6	昇降式 油圧式	6. 6. 2
10872	神鋼建材工業(株)	SKパーク M-2S	昇降式、ピット式 油圧直接式	6. 7. 7
10873	極東開発工業(株)	極東CARボジェット・ピットパーク	昇降式	6. 7. 7
10874	(株)ティーエス・コーポレーション (株)大和鉄工所	TSツインガレージ、ケンタウロス	昇降式 ピット式	6. 7. 7
10875	ヤマザキ機械(株)	シャトル・ピット2	昇降式 ピット式	6. 8. 4
10876	愛三工業(株)	ツインスペースA1	昇降式	6. 8. 4
10877	(株)大阪造船所	タイゾウ SH型	昇降式	6. 9. 8
10878	日本昇降機メンテナンス(株) エスケーケープラント建設(株)	JEM-NK パークP1-A型	昇降式 ピット式	6. 9. 8
10879	ダイキン工業(株)	ダイキン・サーチェス・パーク P2FA型	昇降式、ピット式 油圧間接式	6. 9. 8
10880	トヨタ車体(株)	ツインスペースT1	昇降式	6. 10. 6
10881	トヨタ車体(株)	パークビレッジ	昇降式	6. 10. 6
10882	(株)美和テック (株)アップラス	美和パーク MA2P型	昇降式 ピット式	6. 10. 6
10883	(株)昭和起重機製作所	ミニカパーク Q1	昇降式 ピット式	6. 10. 6
10884	新明和工業(株)	KP-C型	昇降式 ピット式	6. 10. 6

二段方式 (昇降)

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
10885	日本昇降機メンテナンス(株) エヌケーケーフランド建設(株)	JEM-NKパーク H-型	昇降式	6.11.7
10886	(株)エフジエインターナショナルジャパン 新日軽(株)	リフトパーク	昇降式 油圧直接式	6.12.1
10887	三菱重工業(株)	三菱二段式駐車装置(MA型)	昇降式	6.12.1
10888	ダイコー(株)	ダイコーリフティング Pパーク二段式	昇降式 ピット式	6.12.27
10889	(株)サノヤス・ヒシノ明昌	サノヤスパークP12	昇降式 ピット式	7.1.31
10890	東急車輛製造(株)	東急ネオ・トーパークTPE3型	昇降式	7.1.31
10891	日成ビルド工業(株)	日成ベストパークII-A1型	昇降式 ピット式	7.2.28
10892	日本車輛製造(株)	NHBIMW	昇降式	7.3.30
10893	日本車輛製造(株)	NHBIMF	昇降式	7.3.30
10894	(株)サンコー	サンコーパーク SKP-T2	昇降式 ピット式	7.3.30
10895	サンキン(株)	サンキンモール SUG2	昇降式 ピット式	7.5.12
10896	日本発条(株)	ニッパツUDパークNWG型	昇降式 ピット式	7.5.12
10897	豊国工業(株)	HOPS-F2	昇降式 ピット式	7.5.12
10898	九築工業(株)	キューチクパーク F2型	昇降式	7.7.6
10899	川崎重工業(株)	KTP-2型	昇降式	7.8.3
20801	東急車輛製造(株)	東急ネオ・トーパークTPA5型	昇降式 ピット式	7.8.3
20802	愛三工業(株)	ツインスペースA1改良型	昇降式	7.9.8
20803	日本昇降機メンテナンス(株) エヌケーケーフランド建設(株)	JEM-NKパーク TH-型	昇降式	7.11.6
20804	極東開発工業(株)	極東パーク2N	昇降式 ピット式	7.11.6
20805	東急車輛製造(株)	東急ネオ・トーパークTPA3-型	昇降式 ピット式	7.11.30
20806	安田工業(株)	デュエット	昇降式 油圧間接式	7.11.30
20807	扶桑レクセル(株)	レクセルピット2N	昇降式 ピット式	7.11.30
20808	(株)エフテック	エコノポートII	昇降式	7.12.26
20809	二宮産業(株)	パークエース NLG6H-2	昇降式、ピット式 油圧直接式	7.12.26
20810	(株)テックコーポレーション	CP-V、T5000	昇降式 油圧直接式	8.2.27
20811	三菱重工業(株)	三菱二段式駐車装置(MB2型)	昇降式 ピット式	8.5.10
20812	二宮産業(株)	パークエース NLGH6-2	昇降式、ピット式 油圧直接式	8.5.10
20813	日立造船(株)	ハイユニット S2PO型	昇降式、ピット式 油圧間接式	8.6.7
20814	日立造船(株)	ハイユニット S2P型	昇降式 ピット式	8.6.7
20815	(株)美和テック	美和パーク MA2P II型	昇降式 ピット式	8.6.7
20816	光洋機械産業(株)	KYCタウンパーク TSHピット型	昇降式 ピット式	8.6.7
20817	ヤンマーディーゼル(株)	タフパークYPK-2A	昇降式	8.8.5
20818	三協フロンテア(株)	フロンテア LPP2型	昇降式 ピット式	8.8.5
20819	日伸精機(株)	スカイパークNP2	昇降式 ピット式	8.9.9
20820	ダイキン工業(株)	ダイキン・サーチェス・パーク P2FB型	昇降式、ピット式 油圧直接式	8.10.4
20821	石川島運搬機械(株) プレス工業(株)	IHIガーデンパーク(AII)	昇降式 ピット式	8.10.4
20822	石川島播磨重工業(株)	IHIガーデンパーク(AII)	昇降式 ピット式	8.10.4
20823	大島農機(株) 古河機械金属(株)	LU-I型	昇降式 ピット式	8.10.4

二段方式（昇降）

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
20824	大紀工業(株)	ツイン・ワン TF-21	昇降式	8.11.7
20825	光洋機械産業(株)	KYCタウンパーク TSWビット型	昇降式 ビット式	8.12.5
20826	(株)サノヤス・ヒシノ明昌	サノヤスパーク P13	昇降式 ビット式	8.12.5
20827	三菱重工業(株)	三菱二段式駐車装置(MA2型)	昇降式	8.12.5
20828	(株)ナブコ	ナブコパーク 2PⅢ型	昇降式 ビット式	9.1.31
20829	永代機械工業(株)	トラックⅡ	昇降式	9.3.31
20830	信和(株)	シンワパーク B型	昇降式 油圧直接式	9.3.31
20831	ダイキン工業(株)	ダikin・サチェス・パーク P2FBH型	昇降式、ビット式 油圧直接式	9.5.13
20832	トヨタ車体(株)	ツインスペースTH	昇降式	9.6.6
20833	トヨタ車体(株)	パークレジットWH	昇降式	9.6.6
20834	ユニチカ設備技術(株)	らくちゅう2P	昇降式 ビット式	9.7.8
20835	愛三工業(株)	ツインスペースA1改良Ⅱ型	昇降式	9.7.8
20836	日栄インテック(株)	エクセレンスビット2	昇降式	9.8.5
20837	エヌケー・ケイ・フロント建設(株)	NK パーク P2-A型	昇降式 ビット式	9.9.9
20838	(株)サノヤス・ヒシノ明昌	サノヤスパーク P14	昇降式 ビット式	9.10.13
20839	石川島播磨重工業(株)	IHIパーキット(2FU型)	昇降式	9.10.13
20840	石川島播磨重工業(株)	IHIガーデンパーク(HAⅡ)	昇降式 ビット式	9.10.14
20841	石川島運搬機械(株)	IHIガーデンパーク(HAⅡ)	昇降式 ビット式	9.10.14
20842	プレス工業(株)	美和パーク MB2P型	昇降式 ビット式	9.11.4
20843	(株)ナブコ	ナブコパーク 2PⅡ-H型	昇降式 ビット式	9.12.2
20844	サンキン(株)	パーキングダブル グレスト	昇降式	10.3.3
20845	(株)アコモテクノ	サンエース2	昇降式 ビット式	10.7.7
20846	三和工業(株)	サノヤスパーク P13C	昇降式 ビット式	10.8.4
20847	(株)サノヤス・ヒシノ明昌	サノヤスパーク P13C	昇降式 ビット式	10.8.4
20847	三協フロンテア(株)	フロンテア 2LP型	昇降式	10.9.8
20848	信和(株)	シンワパーク A型	昇降式	10.9.8
20849	(株)共伸製作所	スカイパーク NP2	昇降式、式 ビット式	11.01.05
20850	石川島播磨重工業(株)	IHIパーキット P2FB型	昇降式、ビット式、 油圧直接式	11.02.02
20851	(株)サノヤス・ヒシノ明昌	サノヤスパーク P16	昇降式、式 ビット式	11.03.02
20852	(株)ナブコ	ナブコパーク 2PⅡ-K3型	昇降式、式 ビット式	11.03.30
20853	大島農機(株)	LU-IA型	昇降式、式 ビット式	11.09.09
20854	古河機械金属(株)	KYCタウンパーク TSFビット型	昇降式、式 ビット式	11.12.01
20854	光洋機械産業(株)	KYCタウンパーク TSFビット型	昇降式、式 ビット式	11.12.01
20855	第一技建(株)	ニューGOパーク2	昇降式	12.02.01
20856	二宮産業(株)	パークエース NPS-2	昇降式、ビット式 油圧直接式	12.03.29
20857	扶桑レクセル(株)	レクセルビット2-NⅡ	昇降式、ビット式 油圧直接式	12.03.29
20858	日本発条(株)	ニッパツUDパークH2型	昇降式、ビット式 油圧直接式	12.06.01
20859	(株)アプラス	リフトパーク・ハイルーフ KA2PV型	昇降式、式 ビット式	12.08.01
20860	日栄インテック(株)	スーパーエクセレンスビット2	昇降式、式 ビット式	12.09.01
20861	新明和工業(株)	KP-C1型	昇降式、ビット式	12.12.01

二段方式（昇降）

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
20862	（株）昭和起重機製作所	ミニカパーク QH	昇降式、ピット式	12.12.01
20863	日立造船（株）	ハイユニット S2P-H型	昇降式、ピット式	12.12.01
20864	東急車輛製造（株）	東急ネオ・トーパーク TPAU型	昇降式、ピット式、 油圧直接式	12.12.01
20865	石川島播磨重工業（株）	IHIパーキット P2FBH型	昇降式、ピット式、 油圧直接式	12.12.01
20866	愛三工業（株）	ツインスペースA1改良Ⅲ型	昇降式	12.12.25
20867	新明和工業（株） 永代機械工業（株）	MPT-2型	昇降式	12.12.25
20868	新明和工業（株）	KP-CK型	昇降式、ピット式	13.03.01
20869	サンケン（株）	サンキントーラー（SH2）	昇降式、ピット式	13.05.01
20870	日成ビルド工業（株）	日成ベストパーク SBP2-AC1型	昇降式、ピット式	13.05.07
関東 (01)-3	日栄インテック（株）	エクセレンスピット2HⅡZ	昇降式、ピット式	13.10.30
近畿 (01)-20	新明和工業（株） 新明和エンジニアリング（株）	KP-G型	昇降式、ピット式、 油圧直接式	14.1.18
近畿 (02)-21	（株）昭和起重機製作所	ミニカパーク QH1	昇降式、ピット式	14.5.22
関東 (02)-6	古河機械金属（株）	古河パーク LUK型	昇降式、ピット式	14.10.4
近畿 (02)-5	（株）ナブコ	ナブコパーク 2PⅡ-K3A型	昇降式、ピット式	14.8.14
近畿 (03)-10	新明和エンジニアリング（株）	Zパーク TP2-K型	昇降横行式、 ピット式	15.7.28
近畿 (03)-16	新明和エンジニアリング（株）	Zパーク KP-S型	昇降式・ピット式	15.8.28
近畿 (03)-19	新明和エンジニアリング（株）	Zパーク LPW2-S型	昇降横行式・縦列式	15.8.28
近畿 (03)-20	新明和エンジニアリング（株）	Zパーク LP2-S型	昇降横行式	15.8.28
近畿 (03)-21	新明和エンジニアリング（株）	Zパーク LP2-K型	昇降横行式	15.8.28
関東 (03)-4	（有）サンケン設計	スペースユース（I）	昇降式	15.9.26
関東 (03)-5	サンケン（株）	パーキングダブル リアーツイン	昇降式	16.1.9
近畿 (03)-25	（株）トータル・センター	MH-2F3GP-T type	昇降横行式・ ピット式	16.1.14
関東 (03)-8	（株）ファム	ファムパークシリーズFP2型	昇降式、ピット式	16.2.5
関東 (03)-15	石川島播磨重工業（株） 石川島運搬機械株	IHIライトパーク TSFピット型	昇降式、ピット式	16.3.31
関東 (03)-16	石川島播磨重工業（株） 石川島運搬機械株	IHIライトパーク TSWピット型	昇降式、ピット式	16.3.31
関東 (04)-02	二宮産業（株）	パークエース P62	昇降式、ピット式、 油圧直接式	16.4.16
関東 (04)-04	二宮産業（株）	パークエース N66	昇降式、ピット式、 油圧直接式	16.4.16
近畿 (04)-3	新明和エンジニアリング（株）	Zパーク KP-K型	昇降式、ピット式	16.6.11
関東 (04)-15	日本車輛製造（株）	グラウンド・パーキング NHBⅡMU型	昇降式、ピット式	16.11.5
関東 (04)-16	東急車輛製造（株）	東急ネオ・トーパーク TPFh型	昇降横行式、ピット式	16.11.2
関東 (04)-20	（株）サノヤス・ヒシノ明昌	サノヤスパーク P32SRT	昇降式	17.3.31
関東 (04)-21	（株）サノヤス・ヒシノ明昌	サノヤスパーク P32SG	昇降式	17.3.31
近畿 (04)-12	日本発条（株）	ニッパツUDパークNWGA型	昇降式、ピット式	17.1.6
関東 (05)-01	（株）サノヤス・ヒシノ明昌	サノヤスパーク P16TPA型	昇降式、ピット式	17.7.12
近畿 (05)-3	光洋機械産業（株）	KYCタウンパーク	TSRピット	17.8.18
関東 (05)-15	石川島運搬機械（株）	IHIスペースキット 2E型	昇降式	17.10.31
関東 (05)-31	石川島運搬機械（株）	IHI UDパーク NWGA型	昇降式、ピット式	17.10.31
近畿 (05)-5	（株）アプラス	リフトパーク	KA2P	17.12.26

二段方式（昇降）

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
近畿(06)-6	サンキン(株)	サンキンパーク	SL-2型	18. 6. 13
中国(06)-1	(株) ハナブサ	スペースパーク	昇降式	18. 6. 26
北陸(06)-01	日成ビルド(株)	日成ユニパーク	P 2型	19. 3. 13
関東(06)-13	三協フロンテア(株)	フロンテア2HP型		19. 3. 7
近畿(06)-20	新明和エンジニアリング(株)	KP-E型		19. 3. 8
北陸(06)-02	日成ビルド(株)	日成ユニパーク	P 3型	19. 3. 13
近畿(07)-14	極東開発パーキング(株)	極東レントウバズル	G2T型	19. 10. 1
近畿(07)-15	光洋機械産業(株)	KYCタウンパーク	TSR2ピット型	19. 10. 17
近畿(07)-18	極東開発パーキング(株)	極東地下パーク	2N型	19. 11. 7
関東(07)-20	東急車輛製造(株)	東急ネオ・トーパークTPA7型	ピット式	19. 12. 21
近畿(07)-32	(株)サノヤス・ヒシノ明昌	サノヤスパーク	P17型	20. 1. 24
関東(08)-01	日本駐機(株)	Wパーク	昇降式	20. 4. 22
関東(08)-15	日栄インテック(株)	エクセレンスピット2HIII	昇降式、ピット式	20. 8. 8
近畿(08)-10	エヌエイチパーキングシステムズ(株)	ハイユニット	S2P-HH 型	20. 10. 1
近畿(08)-11	日本発条(株)	ニッパツUDパーク	NW2B 型	20. 10. 22
関東(08)-24	東急車輛製造(株)	東急ネオ・トーパークTPA3f型	昇降式、ピット式	20. 12. 4
関東(08)-27	日本ケーブル(株) 杭州友佳精密機械有限公司	FA PARK 2	昇降式、ピット式	20. 12. 4
関東(08)-30	サンキン(株)	パーキングダブル ニュー・グレスト	昇降式	20. 12. 19
近畿(08)-21	サンキン(株)	サンキンピットパーク	SSP2 型	21. 3. 17
関東(08)-42	三協フロンテア(株)	フロンテア 2LP-BP型	昇降式	21. 3. 25
関東(09)-01	二宮産業株式会社	パークエース P 4	昇降式、ピット式、 油圧直接式	21. 5. 28
関東(09)-04	日栄インテック株式会社	エクセレンスツイン	昇降式	21. 9. 8
近畿(09)-3	(株)サノヤス・ヒシノ明昌	サノヤスパーク	P 1 8 昇降式、ピット式	21. 9. 25
関東(09)-09	サンキン株式会社	ファミリーパーク ICCHU (イチチュウ)	昇降式	21. 12. 10
近畿(09)-8	日本発条(株)	ニッパツUDパーク	H 2 g 型 昇降式、ピット式、 油圧直接式	22. 1. 5
近畿(09)-10	日本発条(株)	ニッパツUDパーク	N W G A g 型 昇降式、ピット式	22. 1. 5
関東(09)-16	株式会社 扶桑エンジニアリング	レクセルピット2 [2010]	昇降式、ピット式	22. 1. 14
関東(09)-25	サンキン株式会社	パーキングダブル K	昇降式	22. 1. 14
近畿(09)-12	極東開発パーキング(株)	極東地下パーク	2 N S 昇降式、ピット式	22. 3. 30
関東(10)-04	東急車輛製造株式会社	東急ネオ・トーパークTPA3g型	昇降式、ピット式	22. 4. 28
関東(11)-01	東急車輛製造株式会社	東急ネオ・トーパークTPAUb型	昇降式、ピット式、	23. 4. 25
関東(11)-10	東急車輛製造株式会社	東急ネオ・トーパークTPA6a型	昇降式、ピット式	23. 7. 22
関東(11)-16	サンキン株式会社	パーキングダブル グレスト3t	昇降式	23. 9. 6
関東(11)-32	IHI運搬機械株式会	IHIパーキット P2FB型 (自動二輪車既設対応)	油圧直接式	24. 3. 7
近畿(11)-4	新明和工業(株)	KP-F型	昇降式、ピット式	23. 9. 5
近畿(11)-7	新明和工業(株)	KP-C-M型	昇降式、ピット式	23. 12. 28
近畿(11)-8	新明和工業(株)	KP-G-M型	昇降式、ピット式、	23. 12. 28
関東(12)-01	東京エンジニアリングシステムズ(株)	東京ネオ・トーパーク TPAU b 型	昇降式、ピット式、油圧直接式	24. 6. 8

二段方式 (昇降)

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
関東 (12)-02	東京エンジニアリングシステムズ(株)	東京ネオ・トーパーク TPA6a型	昇降式、ピット式	24.6.8
関東 (12)-27	東京エンジニアリングシステムズ(株)	東京ネオ・トーパーク TPA7型	昇降式、ピット式	24.7.6
関東 (12)-32	IHI運搬機械(株) 株IHI扶桑エンジニアリング	IHIパーキット P2FB-α型	昇降式、ピット式、油圧直接式	24.7.25
関東 (12)-33	IHI運搬機械(株) 株IHI扶桑エンジニアリング	IHIパーキット P3FB-α型	昇降式、ピット式、油圧直接式	24.7.25
関東 (12)-37	日栄インテック(株)	EXP2HIII-KA2P	昇降式・ピット式	24.9.12
関東 (12)-38	日栄インテック(株)	EXP3HIII-KA3P	昇降式・ピット式	24.9.12
関東 (12)-39	東京エンジニアリングシステムズ(株)	東京ネオ・トーパーク TPNWc型	横式、下部乗入式、縦列式	24.9.28
関東 (12)-40	日本ケーブル(株) 友嘉實業股份有限公司	NCE PARK Aタイプ 横列式	横式、下部・中間部・上部乗入式、横列式	24.9.28
関東 (12)-46	サンキン(株)	パーキングダブル リアーツインII	昇降式	24.12.11
関東 (12)-55	株IHI扶桑エンジニアリング IHI運搬機械(株)	IHIパーキット P2FC型	昇降式、ピット式、油圧直接式	25.3.25
関東 (12)-57	サンキン(株)	パーキングダブル ニュー・グレストII	昇降式	25.3.25
近畿 (12)-7	極東開発パーキング(株)	地下パーク 2N	昇降式、ピット式	24.8.29
近畿 (12)-9	(株) アプラス	リフトパークAN2P	昇降式、ピット式	24.9.7
近畿 (12)-13	ユニチカ設備技術(株)	らくちゅうN2P	昇降式、ピット式	24.10.26
近畿 (12)-19	(株)ニッパツパーキングシステムズ	ニッパツUDパークC11SA型	昇降式、ピット式	24.12.28
近畿 (12)-20	(株)ニッパツパーキングシステムズ	ニッパツUDパークH11SA型	昇降式、ピット式、油圧直接式	24.12.28
近畿 (12)-23	ユニチカ設備技術(株)	らくちゅうN2PG	昇降式、ピット式	24.12.28
近畿 (12)-29	新明和工業(株)	KP-G3型	昇降式、ピット式、油圧直接式	25.2.21
近畿 (12)-31	ユニチカ設備技術(株)	らくちゅう2PFG	昇降式、ピット式	25.3.4
近畿 (12)-32	ユニチカ設備技術(株)	らくちゅう2PFGG	昇降式、ピット式	25.2.21
近畿 (12)-44	ユニチカ設備技術(株)	らくちゅう2PFH	昇降式、ピット式	25.3.25
近畿 (12)-45	ユニチカ設備技術(株)	らくちゅう2PFHG	昇降式、ピット式	25.3.25
近畿 (12)-46	ユニチカ設備技術(株)	らくちゅうPR	昇降式	25.3.25
近畿 (12)-51	(株)ニッパツパーキングシステムズ・日本発条(株)	ニッパツUDパークC11SB型	昇降式、ピット式	25.4.3

二段方式 (昇降旋回縦行式)

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
1301	日混工業(株)	NKターンポート		7.3.30

方向転換装置（ターンテーブル）

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
901	石川島播磨重工業(株)	I H I ターンテーブル		44. 1. 6
902	(株) 日立製作所	日立ターンテーブル		44. 1. 6
903	新明和工業(株)	新明和ターンテーブル		44. 1. 6
904	日本エレベータ製造(株)	ターンテーブル		44. 1. 6
905	三菱重工業(株)	三菱ターンテーブル		44. 5. 20
906	フジテック(株)	フジターンテーブル		44. 5. 20
907	ミツワ機工(株)	ミツワターンテーブル		44. 5. 20
908	日精(株)	ニッセイターンテーブル		44. 9. 24
909	(株) 宮地鉄工所	宮地式ターンテーブル	特殊	44. 9. 24
909	(株) 宮地鉄工所	宮地式ターンテーブル	円形	45. 5. 18
910	三菱電機(株)	ターンテーブル		45. 8. 29
911	横井鋼業(株)	YKターンテーブル		47. 5. 25
912	(株) 昭和起重機製作所	昭和ターンテーブル		47. 11. 17
913	ダイコー(株)	ダイコーターンテーブル		47. 12. 28
914	新立川航空機(株)	タチヒターンテーブル		48. 9. 18
915	三精輸送機(株)	サンセイターンテーブル		49. 11. 26
916	日本ケーブル(株)	NCターンテーブル		50. 3. 27
917	(株) 釧路製作所	KK S ターンテーブル		50. 5. 19
918	二宮産業(株)	二宮ターンテーブル		50. 7. 7
919	日本エヤーブレーキ(株)	ナブコターンテーブル		51. 5. 19
920	昭和重機(株)	S J K ターンテーブル		53. 5. 12
921	四国コンベヤ(株)	S K ターンテーブル		56. 11. 27
922	東急車輛製造(株)	東急ターンテーブル (T P T - 40型、T P T - 45型)		59. 1. 5
923	日東エレベータ製造(株)	日東ターンテーブル		60. 11. 27
924	日成ビルド工業(株)	日成ターンテーブルNT型		63. 3. 11
925	中道機械(株)	N T - 4 0		63. 3. 15
926	日立造船(株)	日立造船ターンテーブル		2. 9. 27
927	佐藤鉄工(株)	サトウターンテーブル		3. 3. 13
928	三井造船(株)	M E S ターンテーブル		3. 5. 23
929	東京いすゞ自動車(株)	東京いすゞターンテーブル		3. 12. 9
930	富士変速機(株)	パズルターンテーブル		3. 12. 25
931	川重工事(株)	カワジュウターンテーブル		3. 12. 25
932	アナックス(株)	アコモターンテーブル N A C - T T 型		5. 3. 31
933	住友重機械工業(株)	S H I ターンテーブル		5. 3. 31
934	富士車輛(株)	富士車輛ターンテーブル		5. 12. 13
935	(株) 井口機工製作所	ターンテーブル I S B 型		6. 11. 7
936	扶桑レクセル(株)	レクセルターンテーブル	回転式	6. 12. 1
937	川崎重工業(株)	カワジュウターンテーブルII型		8. 8. 5
938	日本パーキング工業(株)	ドライブターンNTD型		8. 12. 5
939	ダイキン工業(株)	ダイキン・ターンテーブル D T 型	回転式	11. 08. 03

自動車用エレベータ

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
1001	(株)日立製作所	日立自動車用エレベータ	ロープ・油圧	44. 1. 6
1002	三菱電機(株)	三菱自動車用エレベータ	ロープ・油圧	44. 1. 6
1003	フジテック(株)	自動車用エレベータ	ロープ	44. 1. 6
1004	新明和工業(株)	新明和自動車用エレベータ	ロープ・油圧	44. 1. 6
1005	石川島播磨重工業(株)	IHIカーリフト	チェン・ロープ	44. 1. 6
1005	新立川航空機(株)	IHIカーリフト	チェン・ロープ	48. 7. 3
1006	金剛商工(株)	昇降用カーリフト	油圧	44. 1. 6
1007	ダイコー(株)	ダイコー式油圧カーリフト	油圧	44. 1. 6
1008	日本エレベータ製造(株)	自動車用エレベータ	ロープ・油圧	44. 5. 6
1009	日本オーチス・エレベータ(株)	東洋オーチス自動車用大型エレベータ	ロープ	45. 8. 29
1010	横浜エレベータ(株)	自動車用エレベータ	ロープ	44. 5. 6
1010	横浜エレベータ(株)	自動車用エレベータ	油圧・間接	44. 5. 6
1010	横浜エレベータ(株)	自動車用エレベータ	油圧・間接	44. 5. 6
1011	三菱重工業(株)	三菱自動車用エレベータ	油圧	44. 5. 30
1012	三精輸送機(株)	サンセイTN型パーキング	ロープ	44. 5. 30
1013	日本エレベータ工業(株)	自動車用エレベータ	ロープ・油圧	44. 5. 30
1014	三精輸送機(株)	サンセイLW型パーキング	ロープ	44. 12. 1
1015	日精(株)	自動車用エレベータ	油圧・チェン・旋回式	44. 12. 1
1016	日本ビテイ(株)	日本ビテイ油圧エレベータ	油圧	44. 12. 1
1017	富士エレベータ工業株	FUJIIカーエレベータ	ロープ	44. 12. 1
1018	(株)宮地鉄工所	宮地式自動車用エレベータ	ロープ・チェン	45. 5. 18
1019	東京芝浦電気(株)	東芝自動車用エレベータ	ロープ	45. 9. 28
1020	守谷輸送機工業(株)	自動車用エレベータ	油圧直接・油圧間接・ロープ	46. 7. 24
1021	横井鋼業(株)	YK自動車用エレベータ		47. 5. 25
1022	ダイコー(株)	DR型カーリフト	ロープ	47. 11. 17
1023	新明和工業(株)	新明和ミニリフトML型	チェン	48. 4. 14
1024	(株)高嶺製作所	四柱式自動車用エレベータ	油圧・ロープ	48. 4. 14
1025	三精輸送機(株)	サンセイHLA形パーキング	油圧・間接	49. 2. 9
1026	日本ケーブル(株)	NCEカーリフト	ロープ	49. 5. 9
1027	(株)中島機械製作所	自動車用エレベータ	ロープ	49. 6. 17
1028	三精輸送機(株)	サンセイHLB形パーキング	油圧・間接	49. 11. 26
1029	ダイコー(株)	ダイコー油圧カーリフト DFR型、DD型	油圧・間接 油圧・直接	50. 5. 28
1030	ダイコー(株)	ダイコー油圧ターンカーリフト DFRT型、DDT型	同上・ターン テーブル付	50. 5. 28
1031	(株)東洋ハイプロエレベータ	東洋自動車用エレベータ	油圧・間接	50. 6. 30
1032	東京芝浦電気(株)	東洋油圧式自動車用エレベータ	油圧・間接 油圧・直接	50. 10. 7
1033	日本エヤーブレーキ(株)	ナブコ自動車専用エレベータ P型及びSP型		51. 5. 22
1034	川崎電機工業(株)	カワサキ型自動車用エレベータ		51. 6. 24
1035	川崎電機工業(株)	カワサキ型自動車用エレベータR16型	ロープ	51. 12. 25

自動車用エレベータ

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
1036	(株)宮地鉄工所	宮地式自動車油圧エレベータ		51.12.27
1037	川崎電気工業(株)	カワサキ型自動車用エレベータR45型	ロープ	52.2.22
1038	日本機器鋼業(株)	パンタグラフ式自動車用エレベータ	油圧・パンタグラフ	53.2.15
1039	(株)東洋ハイプロエレベータ	東洋ターンリフト	油圧	53.8.14
1040	三精工事サービス(株)	R型パークリフト	ロープ	53.9.19
1041	新明和工業(株)	新明和カーリフト(DF型、DL型)	油圧・ロープ	54.7.18
1042	新明和工業(株)	新明和カーリフト(DFT型、DLT型)	油圧・ロープ	54.7.18
1043	三精工事サービス(株)	W型パークリフト	ロープ	55.4.15
1044	(株)宮地鉄工所	スタンエレベータP型	チェーン	55.5.7
1045	ダイコー(株)	ダイコー油圧ターンカーリフト(DFR-T C35EK型)	油圧・間接	55.11.6
1046	横浜エレベータ(株)	自動車用エレベータ	油圧・直接	56.12.23
1047	フジテック(株)	フジテック自動車用油圧エレベータ(HCF型)	油圧・間接	58.7.13
1048	ダイコー(株)	ダイコー油圧カーリフト(DFR-L型、DD-L型)	油圧・直接 油圧・間接	58.10.8
1049	日東エレベータ製造(株)	日東油圧カーリフト(SPC形、DPC形)	油圧・直接 油圧・間接	58.11.14
1050	守谷輸送機工業(株)	守谷自動車用エレベータ(HC型、HIC型)	油圧・直接 油圧・間接	59.7.4
1051	大盛輸送機(株)	大盛油圧自動車エレベータGD型、GI型	油圧・直接 油圧・間接	59.9.10
1052	日本機器鋼業(株)	日機自動車用エレベータ	油圧・直接 油圧・間接	60.5.7
1053	(株)大阪造船所	ターンテーブル付自動車用エレベータ		61.11.19
1054	油圧エレベータ(株)	自動車用エレベータ	油圧・直接 油圧・間接	61.12.1
1055	(株)日立製作所	日立自動車用エレベータHAU形	油圧・間接	62.8.20
1056	ダイコー(株)	ダイコー油圧ターンカーリフトDFR-T5型		63.10.14
1057	横浜エレベータ(株)	かご回転式自動車用エレベータ	油圧・直接	3.1.22
1058	(株)アイワ	ロープ式自動車用エレベータ		5.11.8
1059	ダイコー(株)	ダイコー油圧カーリフト(間接式、B型)	油圧・間接	6.3.30
1060	日本運搬機械(株)	ニチウン自動車用エレベータC.E.シリーズ	油圧・間接	6.7.7
1061	日東エレベータ製造(株)	日東ロープ式カーリフト(RC型)	ロープ	10.1.6
北陸(08)-01	日成ビルド工業(株)	日成ラック・パーキングSVA2型	横式、下部・中間部・上部乗入式、方向転換装置組込式	20.9.2
関東(09)-06	イーケーエレベータ株式会社	RAL	ロープ式	21.11.9
近畿(11)-3	守谷輸送機工業(株)	戸・天井付自動車用エレベータ	ロープ式	23.9.5

多段方式

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
1101	二宮産業(株)	パークエースG6-3	昇降式	49. 6. 21
1102	中央ビルト工業(株)	システムパーク	昇降・横行式	50. 10. 1
1103	富士変速機(株)	三段式パズルパーキング	昇降・横行式	52. 1. 31
1104	富士変速機(株)	三段重列式パズルパーキング	昇降・横行式 (重列)	53. 9. 19
1105	新立川航空機(株)	スペースキット3	昇降・横行式	54. 6. 11
1106	富士変速機(株)	四段式パズルパーキング	昇降・横行式	54. 8. 30
1107	新明和工業(株)	新明和Zパーク TP型	昇降・横行式	56. 3. 31
1108	日本発条(株)	ニッパツパークSD-III型	昇降・横行式	57. 7. 19
1109	富士変速機(株)	三段地下式パズルパーキング	昇降・横行式 (重列)	59. 1. 18
1110	日精(株)	ニッセイAパークIII型	昇降・横行式	59. 2. 3
1111	(株)アクト	リフティ- Y8型	昇降・横行式	59. 3. 27
1112	横井鋼業(株)	Y. K. パーキングリフパズル3段式	昇降・横行式	59. 5. 25
1113	富士変速機(株)	四段地下式パズルパーキング	昇降・横行式 (重列)	59. 6. 11
1114	横井鋼業(株)	Y. K. パーキングリフパズル4段式	昇降・横行式	61. 2. 19
1115	富士変速機(株)	五段地下式パズルパーキング	昇降・横行式	61. 2. 19
1116	日本エヤーブレーキ(株)	ナブコパーク 3P1型	昇降・横行式	61. 4. 7
1117	フジテック(株)	マルチパーク 3A	昇降・横行式	61. 9. 29
1118	フジテック(株)	マルチパーク 3AD	昇降・横行式 (重列)	61. 9. 29
1119	(株)南星	南星パーク NP-7型	昇降・横行式	61. 10. 15
1120	日本エヤーブレーキ(株)	ナブコパーク 3P II型	昇降・横行式	61. 11. 12
1121	(株)サノヤス	サノヤスパーク P2	昇降・横行式	62. 2. 27
1122	古河鋳業(株)	古河パーク S2U型	昇降・横行式	62. 3. 31
1123	東急車輛製造(株)	東急ネオ・ト-パーク (TPF-M型、TPF-L型、 TPF-H型)	昇降・横行式	62. 6. 2
1124	日本発条(株)	ニッパツSDパーク IIIW型	昇降・横行式 (重列)	62. 6. 2
1125	(株)昭和起重機製作所	ユニカパーク A型	昇降・横行式	62. 7. 3
1126	古河鋳業(株)	古河パーク S2U型	昇降・横行式	62. 8. 20
1127	三菱重工業(株)	三菱三段式駐車装置 PE	昇降式	62. 9. 24
1128	(株)昭和起重機製作所	ユニカパーク P型	昇降・横行式	62. 9. 24
1129	富士変速機(株)	六段地下式パズルパーキング	昇降・横行式 (重列)	62. 9. 24
1130	二宮産業(株)	パークエースNUS-3	昇降・横行式	63. 6. 9
1131	日本昇降機メンテナンス(株)	JEMパーク RP-3型	昇降・横行式	63. 9. 7
1132	三井造船(株)	三段地下式デュアルパズルパーキング	昇降・横行式	63. 9. 27
1133	横井鋼業(株)	Y. K. パーキング リフパズル地上四段式	昇降・横行式	1. 6. 20
1134	三菱重工業(株)	三菱三段式駐車装置 MUS-3	昇降・横行式	1. 8. 10
1135	(株)サノヤス	サノヤスパーク P2-OMS	昇降・横行式	1. 9. 1.
1136	日本エヤーブレーキ(株)	ナブコパーク・3P III型	昇降・横行式	1. 10. 25
1137	東急車輛製造(株)	東急ネオ・ト-パーク (TPG型)	昇降式	1. 12. 15
1138	新立川航空機(株)	スペースキット4F	昇降・横行式	2. 4. 6

多段方式

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
1139	新立川航空機(株)	スペースキット3、4FD	昇降・横行式 (重列)	2.4.6
1140	日成ビルド工業(株)	日成多段パーク 3D	昇降・横行式	2.9.27
1141	富士変速機(株)	三段地下式 [®] スルパ [®] キング [®] (三重列)	昇降・横行式 (重列)	3.1.22
1142	(株)昭和起重機製作所	ユニカパーク Q型	昇降・横行式	3.2.6
1143	三和金属工業(株)	サンキンピット III	昇降・横行式	3.6.10
1144	(株)スペースアップ	4SP型	昇降・横行式	3.12.9
1145	(株)南星	南星パーク NP型	昇降・横行式	3.12.9
1146	岡崎工業(株)	OPSY-3P	昇降・横行式	3.12.9
1147	新立川航空機(株)	スペースキット 5P	昇降・横行式	4.7.16
1148	豊国工業(株)	HOPSA	昇降・横行式	4.9.7
1149	(株)サノヤス・ヒシノ明昌	サノヤスパーク P21	昇降・横行式	4.10.26
1150	豊国工業(株)	HOPSAW	昇降・横行式 (重列)	4.12.8
1151	日本発条(株)	ニッパツ SDパーク F4型	昇降・横行式	5.2.5
1152	日本発条(株)	ニッパツ SDパーク F4-W型	昇降・横行式 (重列)	5.2.5
1153	(株)東京パーキング	ムービングパーク	昇降・横行式	5.2.5
1154	(株)サノヤス・ヒシノ明昌	サノヤスパーク P5	昇降式	5.2.5
1155	極東開発工業(株)	極東レントウバズル	昇降・横行式	5.3.31
1156	(株)南星 古河機械金属(株)	Sパーク	昇降・横行式	5.3.31
1157	(株)ナブコ	ナブコパーク・3PW型	昇降・横行式 (重列)	5.3.31
1158	三協フロンテア(株)	フロンテア SPパーク型	昇降・横行式	5.6.30
1159	ユニチカ設備技術(株)	ユニチカキュービカル式駐車装置	昇降・横行式	5.7.29
1160	横井鋼業(株)	Y. K. [®] キング [®] リフ [®] スル [®] ワイト [®]	昇降・横行式	5.7.29
1161	日本発条(株)	ニッパツ UDパークNWⅢ型	昇降式	5.7.29
1162	光洋機械産業(株)	KYC タウンパークTH型	昇降・横行式	5.11.8
1163	日新工機(株)	月星パーキング ETB-I	昇降・横行式	5.12.13
1164	新明和工業(株)	GP-A型	昇降・横行式	6.1.14
1165	(株)スペースアップ	SP型	昇降・横行式	6.1.14
1166	富士車輛(株)	富士スクエアパーク II	昇降・横行式 ピット式	6.2.9
1167	極東開発工業(株)	極東地下パーク 3	昇降式 ピット式	6.2.9
1168	日伸精機(株)	スカイパーク4Z (効 [®] パ [®] 3Z)	昇降・横行式	6.2.9
1169	新明和工業(株)	新明和 Zパーク UP	昇降式	6.2.9
1170	大谷櫻井鐵工(株)	OKパーク AP型	昇降・横行式	6.2.9
1171	極東開発工業(株)	極東レントウバズル G	昇降・横行式 ピット式	6.2.9
1172	二宮産業(株)	パークエース NLG6-3	昇降式 ピット式	6.3.1
1173	コンバート(株)	ヤングパークYP型	昇降・横行式	6.3.30
1174	扶桑レクセル(株)	レクセルバズル	昇降横行式	6.3.30
1175	光洋機械産業(株)	KYCタウンパーク TUE [®] ット型	昇降式 ピット式	6.3.30
1176	日本昇降機メンテナンス(株) エヌケーフ [®] ラント建設(株)	JEM-NK パーク HS-3型	昇降・横行式	6.3.30

多段方式

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
1177	日新工機(株)	月星パーキング ETPB-I	昇降・横行式	6. 3. 30
1178	(株) ナブコ	ナブコパーク 3PF型	昇降式 ピット式	6. 5. 13
1179	豊国工業(株)	HOPS-P3	昇降横行式 ピット式	6. 6. 2
1180	新明和工業(株)	TPW-A型	昇降・横行式 (重列)	6. 7. 7
1181	(株)サノヤス・ヒシノ明昌	サノヤスパーク P2-OMSW	昇降・横行式 ピット式	6. 7. 7
1182	横井鋼業(株) 彌栄精機(株)	Y. K. パーキングリフパズルダブル	昇降・横行式 (重列)	6. 8. 4
1183	日本昇降機メンテナンス(株) エヌケーケープラント建設(株)	JEM-NK パーク P3-A型	昇降式 ピット式	6. 8. 4
1184	新明和工業(株)	新明和クリーンパーク CP型	昇降・横行式	6. 8. 4
1185	(株)美和テック (株)アプラス	美和パーク MA3Q型	昇降・横行式 ピット式	6. 8. 4
1186	新立川航空機(株)	スペースキット3GD	昇降式 ピット式	6. 9. 8
1187	(株)ダイフク	マジックスライド	昇降横行縦行	6. 9. 8
1188	ダイキン工業(株)	ダイキン・サーチェス・パーク P3FA型	昇降式、ピット式 油圧間接式	6. 9. 8
1189	(株)美和テック (株)アプラス	美和パーク MA3P型	昇降式 ピット式	6. 9. 8
1190	石川島播磨重工業(株)	IHIスペースキット3GD	昇降式 ピット式	6. 9. 8
1191	(株)昭和起重機製作所	ミニカパークR	昇降式 ピット式	6. 10. 6
1192	東急車輛製造(株)	東急ネオ・トーパーク TPJ型	昇降・横行式	6. 11. 7
1193	日成ビルド工業(株)	日成多段パーク 4D型	昇降・横行式	6. 11. 7
1194	ダイキン工業(株)	ダイキン・サーチェス・パーク G2PA型	昇降横行式、ピット 油圧間接式	6. 11. 7
1195	横井鋼業(株)	Y. K. パーキングリフパズルⅡ	昇降・横行式 ピット式	6. 12. 1
1196	富士変速機(株)	三段地下式パズルパーキング (OAP型)	昇降・横行式 ピット式	6. 12. 27
1197	石川島播磨重工業(株) プレス工業(株)	IHIガーデンパーク (AIII)	昇降式 ピット式	6. 12. 27
1198	扶桑レクセル(株)	レクセルピット3	昇降式 ピット式	6. 12. 27
1199	ダイコー(株)	ダイコーリフティング Pパーク 三段式	昇降式 ピット式	6. 12. 27
1200	扶桑レクセル(株)	レクセルピットパズル	昇降横行式 ピット式	7. 1. 31
11101	(株)リライアンス	ジョイパーク	昇降横行式	7. 2. 28
11102	(株)ダイフク	マジックピット-1A	昇降横行式 ピット式	7. 2. 28
11103	日本昇降機メンテナンス(株) エヌケーケープラント建設(株)	JEM-NK パーク P2-S型	昇降横行式 ピット式	7. 2. 28
11104	富士車輛(株)	富士スクエアパーク I	昇降式 ピット式	7. 2. 28
11105	日本車輛製造(株)	NHBIII MP	昇降横行式	7. 3. 30
11106	(株)サノヤス・ヒシノ明昌	サノヤスパーク P22	昇降横行式 ピット式	7. 3. 30
11107	サンキン(株)	サンキンモールSUG3	昇降式 ピット式	7. 5. 12
11108	三菱重工業(株)	三菱多段式駐車装置 (MOS型)	昇降横行式	7. 5. 12
11109	三菱重工業(株)	三菱多段式駐車装置 (MPS型)	昇降横行式 ピット式	7. 5. 12
11110	石川島播磨重工業(株) 石川島運搬機械(株)	IHIパークット (3PS型)	昇降横行式 ピット式	7. 5. 12
11111	東急車輛製造(株)	東急ネオ・トーパーク TPG5型	昇降式 ピット式	7. 6. 1
11112	ユニチカ設備技術(株)	らくちゅうP-III	昇降横行式 ピット式	7. 6. 1
11113	豊国工業(株)	HOPS-F3	昇降式 ピット式	7. 6. 1
11114	(株)大阪造船所	リフティ- Y8型	昇降横行式	7. 8. 3

多段方式

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
11115	三協フロンテア(株)	フロンテア3P型	昇降横行式	7. 8. 3
11116	新明和工業(株)	UP-C型	昇降ピット式	7. 8. 3
11117	(株)ダイフク	マジックピット-2A	昇降横行式、(重列式)、ピット式	7. 9. 8
11118	三菱重工業(株)	三菱多段式駐車装置(MNS型)	昇降横行式	7.10. 5
11119	極東開発工業(株)	極東パーク 3N	昇降ピット式	7.11. 6
11120	東急車輛製造(株)	東急ネオ・トーパーク TPG-型	昇降ピット式	7.11.30
11121	扶桑レクセル(株)	レクセルピット3N	昇降ピット式	7.11.30
11122	扶桑レクセル(株)	レクセルピットパズルN	昇降横行式	7.11.30
11123	日本昇降機メンテナンス(株)	JEMパーク HSP型	昇降横行式	7.12.26
11124	石川島運搬機械(株)	IHIガーデンパーク (AIII)	昇降ピット式	7.12.26
11125	日立造船(株)	ハイユニット S3PT型	昇降横行式	7.12.26
11126	野村鉄工(株)	LNP型	昇降横行式	8. 1.30
11127	東急車輛製造(株)	東急ネオ・トーパーク TPF-型	昇降横行式	8. 1.30
11128	日本発条(株)	ニッパツ SDパーク 4BS型	昇降横行式	8. 2.27
11129	極東開発工業(株)	極東パズル G2	昇降横行式	8. 2.27
11130	(株)スペースアップ	3SH型	昇降横行式	8. 5.10
11131	日伸精機(株)	スカイパーク NP1	昇降横行式	8. 5.10
11132	古河機械金属(株)	古河パーク LU2型	昇降ピット式	8. 5.10
11133	二宮産業(株)	パークエース NLG6H-3	昇降式、ピット式	8. 5.10
11134	日本発条(株)	ニッパツ SDパーク 5BS型	昇降横行式	8. 6. 7
11135	(株)美和テック	美和パーク MA3P II型	昇降ピット式	8. 6. 7
11136	光洋機械産業(株)	KYCタウンパーク THH型	昇降横行式	8. 6. 7
11137	(株)サノヤス・ヒシノ明昌	サノヤスパーク P22W	昇降横行式 ピット式、(重列式)	8. 7.12
11138	日本発条(株)	ニッパツ SDパーク 4BW型	昇降横行式 ピット式、(重列式)	8. 7.12
11139	日本発条(株)	ニッパツ SDパーク 3BS型	昇降横行式	8. 7.12
11140	光洋機械産業(株)	KYCタウンパーク TUHピット型	昇降ピット式	8. 7.12
11141	ラテックス(株)	ラテックスパーク III	昇降横行式	8. 8. 5
11142	富士車輛(株)	富士スクエアパーク III	昇降横行式	8. 8. 5
11143	日本発条(株)	ニッパツ SDパーク 4GS型	昇降横行式	8. 8. 5
11144	日本発条(株)	ニッパツ SDパーク 3BW型	昇降横行式 ピット式、(重列式)	8. 8. 5
11145	日本発条(株)	ニッパツ SDパーク 5BW型	昇降横行式 ピット式、(重列式)	8. 8. 5
11146	日伸精機(株)	スカイパーク NP3	昇降ピット式	8. 9. 9
11147	横井鋼業(株)	Y. K. パーキング リバズルG II	昇降横行式	8. 9. 9
11148	カーダンス・シヤハン(株)	R型カーダンス	昇降横行式	8. 9. 9
11149	東急車輛製造(株)	東急ネオ・トーパーク TPJ4N型	昇降横行式	8. 9. 9
11150	ダイキン工業(株)	ダイキン・サチエス・パーク P3FB型	昇降式、ピット式 油圧直接式	8.10. 4
11151	新明和工業(株)	TPW-E型	昇降横行式 ピット式、(重列式)	8.11. 7
11152	東急車輛製造(株)	東急ネオ・トーパーク TPFWS型	昇降横行式 ピット式、(重列式)	8.11. 7

多段方式

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
11153	日本昇降機メンテナンス(株) エヌケーケープラント建設(株)	JEM-NK パーク P2-SH型	昇降横行式 ビッド式	9. 1. 7
11154	三協フロンテア(株)	フロンテア L P P 3型	昇降横行式 ビッド式	9. 1. 31
11155	彌栄精機(株)	ニューキュービックパーク	昇降横行式	9. 3. 31
11156	三菱重工業(株)	三菱三段式駐車装置 (ME型)	昇降式 ビッド式	9. 3. 31
11157	扶桑レクセル(株)	レクセルパズルN	昇降横行式	9. 5. 13
11158	ダイキン工業(株)	ダイトン・サチス・パーク P3FBH型	昇降式、ビッド式、 油圧直接式	9. 5. 13
11159	日栄インテック(株)	エクセレンスビッド3	昇降式 ビッド式	9. 8. 5
11160	新立川航空機(株)	スペースキット2F2P	昇降横行式 ビッド式	9. 9. 9
11161	横井鋼業(株)	Y.K.パーク・リファズ®GI	昇降横行式 ビッド式	9. 9. 9
11162	横井鋼業(株)	Y.K.パーク・リファズ®NI	昇降横行式	9. 9. 9
11163	エヌケーケープラント建設(株)	NK パーク P3-A型	昇降式 ビッド式	9. 9. 9
11164	日成ビルド工業(株)	日成ベストパークⅢ-A2型	昇降式 ビッド式	9.10.13
11165	新立川航空機(株)	スペースキット3A	昇降横行式 ビッド式	9.10.13
11166	(株) ナブコ	ナブコパーク 3PF-A型	昇降式 ビッド式	9.10.13
11167	石川島播磨重工業(株) プレス工業(株)	I H I ガーデンパーク (HAⅢ)	昇降式 ビッド式	9.10.14
11168	(株) 美和テック	美和パーク MB3Q型	昇降横行式 ビッド式	9.11. 4
11169	(株) ダイフク	マジックスライドー1	昇降横行式	9.11. 4
11170	日本発条(株)	ニッパツ SDパーク4GW型	昇降横行式 (重列式)	9.12. 2
11171	(株) サノヤス・ヒシノ明昌	サノヤスパーク P50	昇降式 ビッド式	9.12. 2
11172	(株) ナブコ	ナブコパーク 3PF-K2型	昇降式 ビッド式	9.12. 2
11173	(株) 昭和起重機製作所	ユニカパークT	昇降横行式 ビッド式	10. 1. 6
11174	光洋機械産業(株)	KYCタウンパーク TUWビッド型	昇降式 ビッド式	10. 2. 3
11175	日栄インテック(株)	エクセレンスビッド3H	昇降式 ビッド式	10. 2. 3
11176	(株) 美和テック	美和パーク MB3P型	昇降式 ビッド式	10. 3. 3
11177	日本昇降機メンテナンス(株) エヌケーケープラント建設(株)	JEM-NK パーク HS-4H型	昇降横行式	10. 5. 12
11178	ダイキン工業(株)	ダイトン・サチス・パーク G2PB型	昇降横行式、ビッド式、 油圧間接式	10. 5. 12
11179	岡崎工業(株)	OPS S-3P	昇降式 ビッド式	10. 6. 5
11180	古河機械金属(株)	古河パーク S2U-A型	昇降横行式 ビッド式	10. 6. 5
11181	(株) 昭和起重機製作所	ユニカパークWP	昇降横行式 ビッド式、(重列式)	10. 7. 7
11182	東急車輛製造(株)	東急ネオ・トーパーク TPK型	昇降横行式 ビッド式	10. 7. 7
11183	新明和工業(株) 新明和エンジニアリング(株)	UP-E型	昇降式 ビッド式	10. 7. 7
11184	エヌケーケープラント建設(株)	NK パーク HSP-42型	昇降横行式 ビッド式	10. 7. 7
11185	新立川航空機(株)	スペースキット4FA	昇降横行式	10. 8. 4
11186	小松フォークリフト(株) アプラス	ビッド・リフトパーク KA3P型	昇降式 ビッド式	10. 8. 4
11187	エヌケーケープラント建設(株)	NK パーク HS-4HW型	昇降横行式 (重列式)	10.10.30
11188	エヌケーケープラント建設(株)	NK パーク HSP-42W型	昇降横行式 ビッド式、(重列式)	10.10.30
11189	(株) 三好鉄工所	パークバロンパズルー3FPB	昇降横行式 ビッド式	10.12.01
11190	(株) 美和テック	美和パーク MB3QW型	昇降横行式、 ビッド式、縦列式	10.12.01

多段方式

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
11191	二宮産業(株)	パークエース NUSV4-3	昇降横行式、ピット式、油圧直接式	10.12.01
11192	光洋機械産業(株)	KYCタウンパーク THH3型	昇降横行式、ピット式	11.01.05
11193	(株) ナブコ	ナブコパーク 3PⅢ-K2型	昇降横行式、ピット式	11.01.05
11194	(株) 共伸製作所	スカイパーク4Z (スカイパーク3Z)	昇降横行式	11.01.05
11195	(株) 共伸製作所	スカイパーク NP1	昇降横行式、ピット式	11.01.05
11196	(株) 共伸製作所	スカイパーク NP3	昇降式、ピット式	11.01.05
11197	豊国工業(株)	HOPS-P5	昇降横行式、ピット式	11.02.02
11198	石川島播磨重工業(株)	IHIパーキット G2PB型	昇降横行式、ピット式、油圧間接式	11.02.02
11199	石川島播磨重工業(株)	IHIパーキット P3FB型	昇降式、ピット式、油圧直接式	11.02.02
21101	日立造船(株)	ハイユニット S3P型	昇降式、ピット式	11.03.02
21102	新立川航空機(株)	スペースキットFP	昇降横行式、ピット式	11.03.02
21103	新立川航空機(株)	スペースキットFPI	昇降横行式、ピット式	11.03.02
21104	石川島播磨重工業(株)	スペースキット3A	昇降横行式、ピット式	11.03.02
21105	石川島播磨重工業(株)	IHIパーキット (3PS型A)	昇降横行式、ピット式	11.03.30
21106	日成ビルド工業(株)	日成ベストパーク WBP-4型	昇降横行式	11.03.30
21107	サンキン(株)	ミラクルパーク SUPⅢ	昇降横行式、ピット式	11.03.30
21108	新明和工業(株)	TP-E型	昇降横行式、ピット式	11.05.10
21109	(株) 美和テック	美和パーク MBTQ	昇降横行式、ピット式	11.05.10
21110	(株) 美和テック	美和パーク MBTQW	昇降横行式、ピット式、縦列式	11.05.10
21111	エヌケーケーブランド(株)	NK パーク UP4型	昇降横行縦行式	11.05.10
21112	ダイキン工業(株)	ダイキン・サーチェス・パーク G4ZV型 (G3ZV型)	昇降横行式	11.09.09
21113	扶桑レクセル(株)	レクセルバズルNⅡ	昇降横行式	11.09.09
21114	大島農機(株)	LU2-IA型	昇降式、ピット式	11.09.09
21115	(株) 三好鉄工所	パークバロンバズルー3FPBⅡ	昇降横行式、ピット式	11.10.01
21116	日本発条(株)	ニッパツ SDパーク5・6DS型	昇降横行式、ピット式	11.11.04
21117	日本発条(株)	ニッパツ SDパーク4DS型	昇降横行式、ピット式	11.11.04
21118	東急車輛製造(株)	東急ネオ・トーパーク TPKW型	昇降横行式、ピット式、縦列式	11.11.04
21119	三和工業(株)	ビルケア・パーキング GS	昇降横行式	12.01.05
21120	(株) 美和テック	美和パーク MBPR	昇降横行式、ピット式	12.02.01
21121	(株) 美和テック	美和パーク MBTR	昇降横行式	12.03.01
21122	(株) サノヤス・ヒシノ明昌	サノヤスパーク P24	昇降横行式、ピット式	12.03.01
21123	(株) ナブコ	ナブコパーク 3PW-K2型	昇降横行式、ピット式、縦列式	12.03.01
21124	日栄インテック(株)	エクセレンスピット 3HⅡ	昇降式、ピット式	12.03.29
21125	(株) 昭和起重機製作所	ユニカパーク WT2・3	昇降横行式、ピット式、縦列式	12.03.29
21126	二宮産業(株)	パークエース NPS-3	昇降式、ピット式、油圧直接式	12.03.29
21127	扶桑レクセル(株)	レクセルピット 3-NⅡ	昇降式、ピット式	12.03.29
21128	日本発条(株)	ニッパツUDパークH3型	昇降式、ピット式、油圧直接式	12.05.08
21129	東急車輛製造(株)	東急ネオ・トーパーク TPL型	昇降横行式、ピット式	12.05.08

多段方式

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
21130	豊国工業(株)	HOPSPF	昇降横行式 ピット式	12.05.08
21131	東急車輛製造(株)	東急ネオ・トーパーク TPJB型	昇降横行式	12.06.01
21132	(株)美和テック	美和パーク MC3P	昇降式 ピット式	12.07.03
21133	三和工業(株)	ビルケア・パークGS	昇降横行式	12.07.03
21134	新明和工業(株)	TPF型	昇降横行式 ピット式	12.08.01
21135	(株)アブラス	リフトパーク・ハイルーフ KA3PV型	昇降式 ピット式	12.08.01
21136	新明和工業(株) 新明和エンジニアリング(株)	UP-EK型	昇降式 ピット式	12.08.01
21137	古河機械金属(株)	古河パーク S2U-B型	昇降横行式 ピット式	12.09.01
21138	サンキン(株)	サンキン トーラー (SH3)	昇降式、 ピット式	12.10.02
21139	扶桑レクセル(株)	レクセルパズルNⅢ	昇降横行式	12.10.02
21140	扶桑レクセル(株)	レクセルパズル2000	昇降横行式、 ピット式	12.10.02
21141	東急車輛製造(株)	東急ネオ・トーパーク TPJWB型	昇降横行式、縦列式	12.12.01
21142	日栄インテック(株) ノーロード	スーパーエクセレンスピット3	昇降式、ピット式	12.12.01
21143	東急車輛製造(株)	東急ネオ・トーパーク TPLW型	昇降横行式、 ピット式、縦列式	12.12.01
21144	東急車輛製造(株)	東急ネオ・トーパーク TPGU型	昇降式、ピット式	12.12.01
21145	石川島播磨重工業(株)	IHIパーキット P3FBH型	昇降式、ピット式 油圧直接式	12.12.01
21146	日本発条(株)	ニッパツ SDパーク4DW型	昇降横行式、 ピット式、縦列式	12.12.25
21147	豊国工業(株)	HOPSPW	昇降横行式、 ピット式、縦列式	12.12.25
21148	東急車輛製造(株)	東急ネオ・トーパーク TPGH型	昇降式、ピット式	12.12.25
21149	日本発条(株)	ニッパツ SDパーク3BSA型	昇降横行式、 ピット式	12.12.25
21150	日本発条(株)	ニッパツ SDパーク5・6DW型	昇降横行式、 ピット式、縦列式	12.12.25
21151	ユニチカ設備技術(株)	ユニチカスーパーキューピカル	昇降横行縦行式	12.12.25
21152	(株)共伸製作所	スカイパーク KP4	昇降横行式、 ピット式	12.12.25
21154	富士車輛(株)	富士スクエアパークⅣ	昇降横行式、 ピット式	13.03.01
21155	三協フロンテア(株)	フロンテア FUP型	昇降横行式、	13.03.30
21156	三菱重工業(株)	三菱多段式駐車装置 (MNS-1型)	昇降横行式	13.04.26
21153	日成ビルド工業(株)	日成バストパーク SBP3-U1型	昇降横行式、 ピット式	13.05.07
近畿 (01)-7	(株)サノヤス・ヒシノ明昌	サノヤスパーク P70	昇降横行縦行式	13.9.18
近畿 (01)-8	日本発条(株)	ニッパツSDパーク4TW型	昇降横行式、 ピット式、 油圧直接式、縦列式	13.10.17
近畿 (01)-12	ダイキン工業(株)	ダイキン・サーチェス・パーク T22A型 (T12A型、T23A型、T13A型)	昇降横行式、 ピット式、 油圧間接式	13.10.24
近畿 (01)-11	フジテック(株)	マルチパークB1-2	昇降横行式、 ピット式	13.10.24
関東 (01)-4	日栄インテック(株)	エクセレンスピット3HIZ	昇降式、ピット式	13.11.20
近畿 (01)-13	フジテック(株)	マルチパーク B3	昇降式、ピット式	13.11.27
関東 (01)-8	古河機械金属(株)	古河パークS2U-KS型	昇降横行式、 ピット式	13.12.10
関東 (01)-6	古河機械金属(株)	古河パークS4-KS型/ 古河パーク S3-KS型	昇降横行式	13.12.10
関東 (01)-9	古河機械金属(株)	古河パークS2U2-KS型	昇降横行式、 ピット式	13.12.10
近畿 (01)-18	新明和工業(株) 新明和エンジニアリング(株)	UP-G型	昇降式、ピット式、 油圧直接式	13.12.28

多段方式

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
関東(01)-10	株式会社 ア プ ラ ス	リフトパーク KA4PQ型	昇降横行式、ピット式	14. 1. 17
近畿(01)-19	ユニチカ設備技術(株)	らくちゅう 3P	昇降式	14. 1. 18
四国(14)-2	横井鋼業(株)	Y. K. パーキング リフパークG4	昇降横行縦行式、ピット式	14. 5. 14
近畿(01)-22	ユニチカ設備技術(株)	らくちゅう 3P	昇降式	14. 6. 4
関東(02)-2	扶桑レクセル(株)	レクセルピット3NⅢTM	昇降式、ピット式	14. 9. 5
関東(02)-3	扶桑レクセル(株)	レクセルピット3NⅢ	昇降式、ピット式	14. 9. 5
関東(02)-7	古河機械金属(株)	古河パーク LUK2型	昇降式、ピット式	14. 10. 4
近畿(02)-7	日本発条(株)	ニッパツSDパーク3・4GW型	昇降横行式、縦列	14. 11. 20
近畿(02)-8	日本発条(株)	ニッパツSDパーク4・5BW型	昇降横行式、ピット式 縦列式	14. 11. 20
近畿(02)-9	日本発条(株)	ニッパツSDパーク5・6DW型	昇降横行式、ピット式 縦列式	14. 11. 20
関東(02)-10	豊国工業(株)	HOPS-PFW	昇降横行式 ピット式、縦列式	14. 12. 6
関東(02)-14	株式会社 共伸製作所	スカイパーク(GP3、GP4)	昇降横行式 ピット式	14. 12. 18
近畿(02)-12	株式会社 サノヤス・ヒシノ明昌	サノヤスパーク P84	昇降横行式、ピット式	14. 12. 19
近畿(02)-13	株式会社 サノヤス・ヒシノ明昌	サノヤスパーク P84W	昇降横行式、ピット式 縦列式	14. 12. 19
近畿(02)-14	株式会社 ア プ ラ ス	リズムパークAP31(AP41)	昇降横行式	15. 1. 15
四国(03)-1	横井鋼業(株)	Y. K. パーキング リフパークG5	昇降縦行式、ピット式	15. 3. 3
近畿(02)-15	日本発条(株)	ニッパツSDパーク6・7TS/5・6DHS型	昇降横行式、ピット式 油圧直接式	15. 3. 12
近畿(03)-1	極東開発工業(株)	レントウパズルHS42型	昇降横行式、 ピット式	15. 4. 28
近畿(03)-2	極東開発工業(株)	レントウパズルHS42W型	昇降横行式、 ピット式、縦列式	15. 4. 28
関東(03)-1	株式会社 美和テック	美和パークMBPRW	昇降横行式、 ピット式、縦列式	15. 5. 9
四国(03)-4	横井鋼業(株)	Y. K. パーキング リフパークG4B	昇降横行式・ ピット式	15. 7. 7
近畿(03)-11	新明和エンジニアリング(株)	Zパーク TP5-K型(TP4-K型)	昇降横行式、 ピット式	15. 7. 28
近畿(03)-12	新明和エンジニアリング(株)	Zパーク HP4-K型	昇降横行式、 ピット式	15. 7. 28
近畿(03)-13	新明和エンジニアリング(株)	Zパーク HP6-S型 (HP5-S型、HP4-S型)	昇降横行式、 ピット式	15. 7. 28
近畿(03)-14	新明和エンジニアリング(株)	Zパーク HPW6-S型 (HPW5-S型、HPW4-S型)	昇降横行式、 ピット式、縦列式	15. 7. 28
近畿(03)-15	新明和エンジニアリング(株)	Zパーク UP-S型	昇降式・ピット式	15. 8. 28
近畿(03)-17	新明和エンジニアリング(株)	Zパーク TP3-K型	昇降横行式・ ピット式	15. 8. 28
近畿(03)-18	新明和エンジニアリング(株)	Zパーク LP4-K(LP3-K)型	昇降横行式	15. 8. 28
関東(03)-9	株式会社 ファム	ファミパークシリーズFP3型	昇降式、ピット式	16. 2. 5
近畿(03)-26	日本発条(株)	ニッパツSDパーク4TS/SDHS型	昇降横行式・ピット 式、油圧直接式	16. 2. 17
近畿(03)-27	日本発条(株)	ニッパツSDパーク3BSB型	昇降横行式、 ピット式	16. 2. 17
近畿(03)-30	株式会社 サノヤス・ヒシノ明昌	サノヤスパーク P44W(P43W)	昇降横行式・縦列式	16. 3. 26
近畿(03)-31	株式会社 サノヤス・ヒシノ明昌	サノヤスパーク P64(P63、P62)	昇降横行式・ ピット式	16. 3. 26
近畿(03)-32	株式会社 サノヤス・ヒシノ明昌	サノヤスパーク P64W(P63W、P62W)	昇降横行式、 ピット式、縦列式	16. 3. 26
近畿(03)-29	株式会社 サノヤス・ヒシノ明昌	サノヤスパーク P44(P43)	昇降横行式	16. 3. 27
関東(03)-12	石川島播磨重工業(株) 石川島運搬機械株	IHIライトパーク THH3型	昇降式、ピット式	16. 3. 31
関東(03)-13	石川島播磨重工業(株) 石川島運搬機械株	IHIライトパーク TUWピット型	昇降式、ピット式	16. 3. 31
関東(03)-14	石川島播磨重工業(株) 石川島運搬機械株	IHIライトパーク TUHピット型	昇降式、ピット式	16. 3. 31

多段方式

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
関東 (04)-03	二宮産業(株)	パークエース P63	昇降式、ピット式、 油圧直接式	16. 4.16
関東 (04)-05	扶桑レクセル(株)	レクセルパズル2004W	昇降横行式、 ピット式、縦列式	16. 4.27
近畿 (04)-1	新明和エンジニアリング(株)	Zパーク LP4-S(LP3-S)型	昇降横行式	16. 5.17
近畿 (04)-2	新明和エンジニアリング(株)	Zパーク LPW4-S(LPW3-S)型	昇降横行式、縦列式	16. 5.17
近畿 (04)-4	新明和エンジニアリング(株)	Zパーク UP-K型	昇降式、ピット式	16. 6.11
近畿 (04)-7	新明和エンジニアリング(株)	Zパーク TP5-S(TP4-S, TP3-S)型	昇降横行式、ピット式	16. 6.30
近畿 (04)-8	新明和エンジニアリング(株)	Zパーク TPW5-S(TPW4-S, TPW3-S)型	昇降横行式、ピット 式、縦列式	16. 6.30
関東 (04)-10	豊国工業(株)	HOPS-PG	昇降横行式、 ピット式	16. 9. 6
近畿 (04)-10	日本コンベヤ(株)	Mパズル	昇降横行式、ピット式	16.12. 8
近畿 (04)-13	日本発条(株)	ニッパツUDパークNW3A型	昇降式、ピット式	17. 1. 6
関東 (04)-18	(株)アプラス	リズムパークAP12T	昇降横行式	17. 3.31
関東 (04)-19	(株)アプラス	リズムパークAP13T	昇降横行式	17. 3.31
近畿 (05)-1	日本発条(株)	ニッパツSDパーク	Y12S	17. 6.23
関東 (05)-07	石川島播磨重工業(株) 石川島運搬機械(株)	IHI IXパーク PSH	昇降横行式、ピット式	17. 7. 6
関東 (05)-02	(株)サノヤス・ヒシノ明昌	サノヤスパークP50TPG型	昇降式、ピット式	17. 7.12
関東 (05)-03	(株)サノヤス・ヒシノ明昌	サノヤスパークP62TPF型	昇降横行式、ピット式	17. 7.12
関東 (05)-04	(株)サノヤス・ヒシノ明昌	サノヤスパークP84TPL型	昇降横行式、ピット式	17. 7.12
関東 (05)-05	(株)サノヤス・ヒシノ明昌	サノヤスパークP84TPLW型	昇降横行式、 ピット式、縦列式	17. 7.12
関東 (05)-17	石川島運搬機械(株)	IHI SDパーク 3・4GS型	昇降横行式	17.10.31
関東 (05)-19	石川島運搬機械(株)	IHI SDパーク 3・4GW型	昇降横行式、縦列式	17.10.31
関東 (05)-21	石川島運搬機械(株)	IHI SDパーク 3BSB型	昇降横行式、ピット式	17.10.31
関東 (05)-22	石川島運搬機械(株)	IHI SDパーク 4BS型	昇降横行式、ピット式	17.10.31
関東 (05)-23	石川島運搬機械(株)	IHI SDパーク 5BS型	昇降横行式、ピット式	17.10.31
関東 (05)-25	石川島運搬機械(株)	IHI SDパーク 3BW型	昇降横行式、 ピット式、縦列式	17.10.31
関東 (05)-26	石川島運搬機械(株)	IHI SDパーク 4・5BW型	昇降横行式、 ピット式、縦列式	17.10.31
関東 (05)-27	石川島運搬機械(株)	IHI SDパーク 4DS型	昇降横行式、ピット式	17.10.31
関東 (05)-28	石川島運搬機械(株)	IHI SDパーク 5・6DS型	昇降横行式、ピット式	17.10.31
関東 (05)-29	石川島運搬機械(株)	IHI SDパーク 4DW型	昇降横行式、 ピット式、縦列式	17.10.31
関東 (05)-30	石川島運搬機械(株)	IHI SDパーク 5・6DW型	昇降横行式、 ピット式、縦列式	17.10.31
関東 (05)-32	石川島運搬機械(株)	IHI UDパーク NW3A型	昇降式、ピット式	17.10.31
関東 (05)-33	東急車輛製造(株)	東急 ネオ・トーパーク TPFWh型	昇降横行式、 ピット式、縦列式	17.10.31
近畿 (05)-4	ダイキン工業(株)	ダイキン・サーチェス・パーク	J22A	17.10.20
近畿 (05)-6	(株)アプラス	リズムパーク	AP21	17.12.26
近畿 (05)-7	(株)アプラス	リズムパーク	AP22	17.12.26
近畿 (05)-12	日本発条(株)	ニッパツSDパーク	Y22S	18. 3.22
近畿 (06)-1	極東開発パーキング(株)	極東パズル	G3型	18. 5.12
近畿 (06)-2	極東開発パーキング(株)	極東パズル	G3W型	18. 5.12
近畿 (06)-7	サンキン(株)	サンキンパーク	SL-3型	18. 6.13
近畿 (06)-10	ユニチカ設備技術(株)	らくちゅう	SUPIII型	18. 6.28

多段方式

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
近畿(06)-11	光洋機械産業(株)	KYCタウンパーク	TPM型	18. 8. 23
近畿(06)-12	光洋機械産業(株)	KYCタウンパーク	TPMビット型	18. 8. 23
近畿(06)-15	(株)アプラス	リズムパーク	AP12型	18. 10. 19
近畿(06)-16	(株)アプラス	リズムパーク	KA4P型	18. 10. 19
近畿(06)-17	(株)アプラス	リズムパーク	AP13型	18. 10. 19
関東(06)-11	石川島運搬機械(株)	IHIパーキット T22A型(T12A型、T23A型、T13A型)	昇降横行式、 ビット式、 油圧間接式	19. 1. 16
関東(06)-14	(株)アサップ	美和パークII MBPR (03、04、05)	昇降横行式	19. 3. 7
関東(06)-15	(株)アサップ	美和パークII MBPR (21、22、23、24、25)	昇降横行式、 ビット式	19. 3. 7
関東(06)-16	(株)アサップ	美和パークII MBPRW (21、22、23、24、25)	昇降横行式、 ビット式、縦列式	19. 3. 7
近畿(07)-4	日本発条(株)	ニッパツSDパーク	Y12W、Y22W型	19. 8. 10
九州(07)-01	技研開発株式会社	セーフティパーク	三段方式(昇降・横行 縦列、ビット式)	19. 8. 16
関東(07)-06	石川島運搬機械(株)	IHI スペースキット 4F2P (3F2P、4F1P、3F1P)	昇降横行式、ビット式	19. 9. 5
関東(07)-07	石川島運搬機械(株)	IHI スペースキット 4F (3F)	昇降横行式	19. 9. 5
関東(07)-08	石川島運搬機械(株)	IHI スペースキット 2F2P	昇降横行式、ビット式	19. 9. 5
関東(07)-09	石川島運搬機械(株)	IHI スペースキット 2F1P	昇降横行式、ビット式	19. 9. 5
近畿(07)-5	極東開発パーキング(株)	極東地下パーク	3N型	19. 9. 18
近畿(07)-10	ユニチカ設備技術(株)	らくちゅう	SUPIIIW型	19. 9. 25
近畿(07)-11	極東開発パーキング(株)	極東レントウパズル	HS31・41型	19. 10. 1
近畿(07)-12	極東開発パーキング(株)	極東レントウパズル	HS12・22・32・42型	19. 10. 1
近畿(07)-13	極東開発パーキング(株)	極東レントウパズル	HS30・40型	19. 10. 1
近畿(07)-14	極東開発パーキング(株)	極東レントウパズル	G2型	19. 10. 1
関東(07)-13	(株)アサップ	美和パークII ACPR	昇降横行式、ビット式	19. 10. 5
関東(07)-14	(株)アサップ	美和パークII ACPRW	昇降横行式、ビット 式、 縦列式	19. 10. 5
関東(07)-15	(株)アサップ	美和パークII ACTQ	昇降横行式、ビット式	19. 10. 5
関東(07)-16	(株)アサップ	美和パークII ACTQW	昇降横行式、ビット式 縦列式	19. 10. 5
近畿(07)-16	日本発条(株)	ニッパツSDパーク	3BWZ型	19. 10. 29
関東(07)-17	扶桑レクセル(株)	レクセルパズル2007W	昇降横行式、縦列式	19. 11. 16
近畿(07)-19	日本発条(株)	ニッパツSDパーク	4DS型	19. 12. 4
近畿(07)-20	日本発条(株)	ニッパツSDパーク	4DW型	19. 12. 4
近畿(07)-21	日本発条(株)	ニッパツSDパーク	3GS型、4GS型	19. 12. 4
近畿(07)-22	日本発条(株)	ニッパツSDパーク	4BS型、5BS型	19. 12. 4
近畿(07)-23	日本発条(株)	ニッパツSDパーク	5DS型、6DS型	19. 12. 4
近畿(07)-25	日本発条(株)	ニッパツSDパーク	2BS型	19. 12. 13
近畿(07)-26	日本発条(株)	ニッパツSDパーク	2BW型	19. 12. 13
近畿(07)-27	日本発条(株)	ニッパツSDパーク	2GS型	19. 12. 13
近畿(07)-28	日本発条(株)	ニッパツSDパーク	2GW型	19. 12. 13
関東(07)-21	(株)アサップ	ASAPパーク AAPR-21	昇降横行式、ビット式	19. 12. 21

多段方式

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
関東(07)-22	株式会社 ア サ ッ プ	ASAPパーク AAPR-21W	昇降横行式、ピット式 縦列式	19.12.21
近畿(07)-29	日本発条(株)	ニッパツUDパーク	H2型	19.12.25
近畿(07)-30	日本発条(株)	ニッパツUDパーク	H3型	19.12.25
近畿(07)-33	日本発条(株)	ニッパツSDパーク	4BS型、5BS型	20.3.5
近畿(07)-34	日本発条(株)	ニッパツSDパーク	3GW型、4GW型	20.3.5
近畿(07)-35	日本発条(株)	ニッパツSDパーク	3GS型、4GS型	20.3.5
近畿(07)-36	日本発条(株)	ニッパツSDパーク	3BSC型	20.3.5
近畿(07)-37	日本発条(株)	ニッパツSDパーク	4BW型、5BW型	20.3.5
関東(07)-27	三協フロンテア(株)	フロンテア 3LP型	昇降式	20.3.11
関東(07)-24	東急車輛製造(株)	東急ネオ・トーパークTPJBc型	昇降横行式	20.3.11
関東(07)-25	東急車輛製造(株)	東急ネオ・トーパークTPKc型	昇降横行式、ピット式	20.3.11
関東(07)-28	東急車輛製造(株)	東急ネオ・トーパークTPKWc型	昇降横行式、ピット 縦列式	20.3.11
関東(07)-29	東急車輛製造(株)	東急ネオ・トーパークTPJWBc型	昇降横行式、縦列式	20.3.11
関東(08)-06	東急車輛製造(株)	東急ネオ・トーパークTPF3BSC型	昇降横行式、ピット式	20.6.27
関東(08)-08	東急車輛製造(株)	東急ネオ・トーパークTPFSC型	昇降横行式、ピット式	20.6.27
近畿(08)-4	株式会社サノヤス・ヒシノ明昌	サノヤスパーク	P51 型	20.7.3
近畿(08)-5	株式会社 ア プ ラ ス	リズムパーク	AP12TW 型	20.7.3
近畿(08)-6	株式会社 ア プ ラ ス	リフトパーク	KA3P 型	20.7.3
関東(08)-16	日栄インテック(株)	エクセレンスピット3HIII	昇降式、ピット式	20.8.8
関東(08)-19	株式会社 ア サ ッ プ	SSSパーク ABPR-22 ABPR-21	昇降横行式、ピット式	20.10.29
中国(07)-07	豊国工業(株)	HOPS	F T	20.11.26
中国(07)-08	豊国工業(株)	HOPS	F W	20.11.26
中国(07)-09	豊国工業(株)	HOPS	P E	20.11.26
中国(07)-10	豊国工業(株)	HOPS	P E W	20.11.26
関東(08)-25	東急車輛製造(株)	東急ネオ・トーパークTPGf型	昇降式、ピット式	20.12.4
関東(08)-28	日本ケーブル(株) 杭州友佳精密機械有限公司	FA PARK3	昇降式、ピット式	20.12.4
関東(08)-31	株式会社 ア サ ッ プ	SSSパーク ABPR-32 ABPR-31	昇降横行式、ピット	20.12.19
関東(08)-34	株式会社 ア サ ッ プ	SSSパーク AA-3P AA-2P	昇降式、 ピット式	20.12.19
近畿(08)-12	極東開発パーキング(株)	極東レントウバズル	HS42・32・22型	20.12.4
近畿(08)-18	ユニチカ設備技術(株)	らくちゅう	SUPR III 型	20.12.18
近畿(08)-19	ユニチカ設備技術(株)	らくちゅう	SUPR IV 型	20.12.18
中国(07)-11	株式会社 ハ ナ ブ サ	地上2段	H-T2型	21.1.26
中国(07)-12	株式会社 ハ ナ ブ サ	地上3段	H-T3型	21.1.26
中国(07)-13	株式会社 ハ ナ ブ サ	地上4段	H-T4型	21.1.26
中国(07)-14	株式会社 ハ ナ ブ サ	縦列地上2段	H-JT2型	21.1.26
中国(07)-15	株式会社 ハ ナ ブ サ	縦列地上3段	H-JT3型	21.1.26
中国(07)-16	株式会社 ハ ナ ブ サ	縦列地上4段	H-JT4型	21.1.26
中国(07)-17	株式会社 ハ ナ ブ サ	地上1段・地下1段	H-FT1-P1	21.1.26

多段方式

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
中国 (07)-18	株式会社ハナブサ	地上2段・地下1段	H-F T 2-P 1	21.1.26
中国 (07)-19	株式会社ハナブサ	地上2段・地下2段	H-F T 2-P 2	21.1.26
中国 (07)-20	株式会社ハナブサ	地上3段・地下1段	H-F T 3-P 1	21.1.26
中国 (07)-21	株式会社ハナブサ	地上3段・地下2段	H-F T 3-P 2	21.1.26
中国 (07)-22	株式会社ハナブサ	地上4段・地下1段	H-F T 4-P 1	21.1.26
中国 (07)-23	株式会社ハナブサ	地上4段・地下2段	H-F T 4-P 2	21.1.26
中国 (07)-24	株式会社ハナブサ	縦列地上1段・地下1段	H-J F T 1-P 1	21.1.26
中国 (07)-25	株式会社ハナブサ	縦列地上2段・地下1段	H-J F T 2-P 1	21.1.26
中国 (07)-26	株式会社ハナブサ	縦列地上2段・地下2段	H-J F T 2-P 2	21.1.26
中国 (07)-27	株式会社ハナブサ	縦列地上3段・地下1段	H-J F T 3-P 1	21.1.26
中国 (07)-28	株式会社ハナブサ	縦列地上3段・地下2段	H-J F T 3-P 2	21.1.26
中国 (07)-29	株式会社ハナブサ	縦列地上4段・地下1段	H-J F T 4-P 1	21.1.26
中国 (07)-30	株式会社ハナブサ	縦列地上4段・地下2段	H-J F T 4-P 2	21.1.26
中国 (07)-31	株式会社ダイコウ	地上2段	DKS-D 2型	21.2.26
中国 (07)-32	株式会社ダイコウ	地上3段	DKS-D 3型	21.2.26
中国 (07)-33	株式会社ダイコウ	地上4段	DKS-D 4型	21.2.26
中国 (07)-34	株式会社ダイコウ	縦列地上2段	DKJ-D 2型	21.2.26
中国 (07)-35	株式会社ダイコウ	縦列地上3段	DKJ-D 3型	21.2.26
中国 (07)-36	株式会社ダイコウ	縦列地上4段	DKJ-D 4型	21.2.26
中国 (07)-37	株式会社ダイコウ	地上1段・地下1段	DKS-D 1-P 1型	21.2.26
中国 (07)-38	株式会社ダイコウ	地上2段・地下1段	DKS-D 2-P 1型	21.2.26
中国 (07)-39	株式会社ダイコウ	地上2段・地下2段	DKS-D 2-P 2型	21.2.26
中国 (07)-40	株式会社ダイコウ	地上3段・地下1段	DKS-D 3-P 1型	21.2.26
中国 (07)-41	株式会社ダイコウ	地上3段・地下2段	DKS-D 3-P 2型	21.2.26
中国 (07)-42	株式会社ダイコウ	地上4段・地下1段	DKS-D 4-P 1型	21.2.26
中国 (07)-43	株式会社ダイコウ	地上4段・地下2段	DKS-D 4-P 2型	21.2.26
中国 (07)-44	株式会社ダイコウ	縦列地上1段・地下1段	DKJ-D 1-P 1型	21.2.26
中国 (07)-45	株式会社ダイコウ	縦列地上2段・地下1段	DKJ-D 2-P 1型	21.2.26
中国 (07)-46	株式会社ダイコウ	縦列地上2段・地下2段	DKJ-D 2-P 2型	21.2.26
中国 (07)-47	株式会社ダイコウ	縦列地上3段・地下1段	DKJ-D 3-P 1型	21.2.26
中国 (07)-48	株式会社ダイコウ	縦列地上3段・地下2段	DKJ-D 3-P 2型	21.2.26
中国 (07)-49	株式会社ダイコウ	縦列地上4段・地下1段	DKJ-D 4-P 1型	21.2.26
中国 (07)-50	株式会社ダイコウ	縦列地上4段・地下2段	DKJ-D 4-P 2型	21.2.26
近畿 (08)-22	サンキン	サンキンピットパーク	SSP3型	21.3.17
近畿 (08)-23	株式会社サノヤス・ヒシノ明昌	サノヤスパーク	P621型	21.3.17
近畿 (09)-2	(株)アプラス	リズムパーク	A P 2 2 T 昇降横行式	21.7.29
関東 (09)-07	東急車輛製造株式会社	東急ネオ・トーパーク T P L d型	昇降横行式、 ピット式	21.11.9
関東 (09)-08	東急車輛製造株式会社	東急ネオ・トーパーク T P L We型	昇降横行式、ピット 式、縦列式	21.11.9

多段方式

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
近畿(09)-5	日本発条(株)	ニッパツSDパーク	5DWA型、6DWA型、4BWA型、5BWA型、昇降横行式、ピット式、縦列式	21.11.12
近畿(09)-6	日本発条(株)	ニッパツSDパーク	5DSA型、6DSA型、4BSA型、5BSA型、昇降横行式、ピット式	21.11.12
近畿(09)-7	日本発条(株)	ニッパツSDパーク	3BSC-A型、昇降横行式、ピット式	21.11.12
関東(09)-13	東急車輛製造株式会社	東急ネオ・トーパーク TPGUb型	昇降式、ピット式、油圧直接式	21.12.10
近畿(09)-9	日本発条(株)	ニッパツUDパーク	H3g型 昇降式、ピット式、油圧直接式	22.1.5
近畿(09)-11	日本発条(株)	ニッパツUDパーク	NW3Ag型 昇降式、ピット式	22.1.5
関東(09)-17	株式会社扶桑エンジニアリング	レクセルピット3 [2010]	昇降式、ピット式	22.1.14
関東(09)-18	株式会社扶桑エンジニアリング	レクセルピットパズル2010	昇降横行式、ピット式	22.1.14
関東(09)-20	株式会社扶桑エンジニアリング	レクセルパズルB2010	昇降横行式、ピット式	22.1.14
関東(09)-21	株式会社扶桑エンジニアリング	レクセルパズルB2010W	昇降横行式、ピット式、縦列式	22.1.14
関東(09)-23	株式会社扶桑エンジニアリング	レクセルパズル2010	昇降横行式	22.1.14
関東(09)-24	株式会社扶桑エンジニアリング	レクセルパズル2010W	昇降横行式、縦列式	22.1.14
関東(09)-26	東急車輛製造株式会社	東急ネオ・トーパーク TPGg型	昇降式、ピット式	22.1.14
関東(09)-27	株式会社アサップ	SSSパーク ABPR-22W ABPR-21W	昇降横行式、ピット式、縦列式	22.1.26
近畿(10)-1	(株)アプラス	リズムパーク	AP21-8ML特 昇降横行式	22.5.7
四国(10)-2	横井鋼業(株)	Y.K.パーキング リフパークG7	昇降横行縦行式、ピット式	22.5.14
近畿(10)-3	極東開発パーキング(株)	極東レントウパズル	HS22、昇降横行式、ピット式	22.6.16
近畿(10)-4	極東開発パーキング(株)	極東レントウパズル	HS22W、昇降横行式、ピット式、縦列式	22.6.16
関東(10)-10	東急車輛製造株式会社	東急ネオ・トーパーク TPKd型	昇降横行式、ピット式	22.6.21
関東(10)-11	東急車輛製造株式会社	東急ネオ・トーパーク TPKWd型	昇降横行式、ピット式、縦列式	22.6.21
関東(10)-15	株式会社アサップ	SSSパークAA3Q	昇降横行式、ピット式	22.9.10
関東(10)-16	株式会社アサップ	SSSパークAA3QW	昇降横行式、ピット式、縦列式	22.9.10
関東(10)-22	株式会社サノヤス・ヒシノ明昌	サノヤスパークP21MC	昇降・横行式	22.11.8
近畿(10)-5	(株)アプラス	リズムパーク	AP40K、AP30K 昇降横行式	22.9.24
近畿(10)-6	日本開発(株)	ニッパツUDパーク	NW3AW型、昇降式、ピット式、縦列式	22.11.4
近畿(10)-7	極東開発パーキング(株)	極東レントウパズル	HS30W・40W 昇降横行式、縦列式	22.12.9
近畿(10)-9	(株)アプラス	リズムパーク	AP41K、AP3K、昇降横行式	23.2.9
近畿(10)-10	(株)アプラス	リズムパーク	AP42K、AP3K、昇降横行式	23.2.9
関東(11)-08	株式会社アサップ	SSSパーク AS-22 SSSパーク AS-21	昇降横行式、ピット	23.6.2
関東(11)-09	株式会社アサップ	SSSパーク ASW-22 SSSパーク ASW-21	昇降横行式、ピット 縦列式	23.6.2
関東(11)-11	東急車輛製造株式会社	東急ネオ・トーパーク TPG6a型	昇降式、ピット式	23.7.22
関東(11)-17	株式会社アサップ	SSSパーク ASX-21	昇降横行式、ピット	23.10.3
関東(11)-18	株式会社アサップ	SSSパーク ASX-22	昇降横行式、ピット	23.10.3
関東(11)-19	株式会社アサップ	SSSパーク ASXW-21	昇降横行式、ピット 縦列式	23.10.3
関東(11)-20	株式会社アサップ	SSSパーク ASXW-22	昇降横行式、ピット 縦列式	23.10.3
関東(11)-22	株式会社扶桑エンジニアリング	レクセルパズル2011W	昇降横行式、縦列式	23.10.25

多段方式

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
関東 (11)-26	株式会社 扶桑エンジニアリング	レクセルパズル2011	昇降横行式	23.12.8
関東 (11)-29	二宮産業株式会社	パークエース PG6-3	昇降式、ピット式 油圧直接式	24.1.31
近畿 (11)-6	極東開発パーキング (株)	極東レントウパズルHT21	昇降横行式、ピット	23.10.21
近畿 (11)-9	新明和工業(株)	UP-G-M型	昇降式、ピット式 油圧直接式	23.12.28
近畿 (11)-13	極東開発パーキング (株)	極東レントウパズルHS30NP・40NP	昇降・横行式	24.3.21
中国 (11)-01	(株)豊国パーキングシ ステム	HOPS-A	昇降横行式	23.9.7
中国 (11)-02	(株)豊国パーキングシ ステム	HOPS-AW	昇降横行式、縦列式	23.9.7
中国 (11)-03	(株)豊国パーキングシ ステム	HOPS-PW	昇降横行式、ピット 縦列式	23.9.7
中国 (11)-04	(株)豊国パーキングシ ステム	HOPS-PEW	昇降横行式、ピット 縦列式	23.9.7
中国 (11)-05	(株)豊国パーキングシ ステム	HOPS-F	昇降式、ピット式	23.9.7
中国 (11)-06	(株)豊国パーキングシ ステム	HOPS-FW	昇降横行式、ピット 縦列式	23.9.7
中国 (11)-07	(株)豊国パーキングシ ステム	HOPS-FT	昇降式、ピット式 縦列式	23.9.7
中国 (11)-08	(株)豊国パーキングシ ステム	HOPS-PF	昇降横行式、ピット	23.9.7
中国 (11)-09	(株)豊国パーキングシ ステム	HOPS-PFW	昇降横行式、ピット	23.9.7
関東 (12)-07	東京エンジニアリング システムズ株式会社	東京ネオ・トーパーク TPFh型	昇降横行式、ピット式	24.6.8
関東 (12)-08	東京エンジニアリング システムズ株式会社	東京ネオ・トーパーク TPFWH型	昇降横行式、ピット式、縦列式	24.6.8
関東 (12)-09	東京エンジニアリング システムズ株式会社	東京ネオ・トーパーク TPJbc型	昇降横行式	24.6.8
関東 (12)-10	東京エンジニアリング システムズ株式会社	東京ネオ・トーパーク TPKc型	昇降横行式、ピット式	24.6.8
関東 (12)-11	東京エンジニアリング システムズ株式会社	東京ネオ・トーパーク TPJWBc型	昇降横行式、縦列式	24.6.8
関東 (12)-12	東京エンジニアリング システムズ株式会社	東京ネオ・トーパーク TPKWc型	昇降横行式、ピット式、縦列式	24.6.8
関東 (12)-13	東京エンジニアリング システムズ株式会社	東京ネオ・トーパーク TPLd型	昇降横行式、ピット式	24.6.8
関東 (12)-14	東京エンジニアリング システムズ株式会社	東京ネオ・トーパーク TPLWd型	昇降横行式、ピット式、縦列式	24.6.8
関東 (12)-15	東京エンジニアリング システムズ株式会社	東京ネオ・トーパーク TPGUb型	昇降式、ピット式、油圧直接式	24.6.8
関東 (12)-16	東京エンジニアリング システムズ株式会社	東京ネオ・トーパーク TPKd型	昇降横行式、ピット式	24.6.8
関東 (12)-17	東京エンジニアリング システムズ株式会社	東京ネオ・トーパーク TPKWd型	昇降横行式、ピット式、縦列式	24.6.8
関東 (12)-18	東京エンジニアリング システムズ株式会社	東京ネオ・トーパーク TPG6a型	昇降式、ピット式	24.6.8
関東 (12)-28	東京エンジニアリング システムズ株式会社	東京ネオ・トーパーク TPF3BSC型	昇降横行式、ピット式	24.7.6
関東 (12)-29	東京エンジニアリング システムズ株式会社	東京ネオ・トーパーク TPFSC型	昇降横行式、ピット式	24.7.6
関東 (12)-43	東京エンジニアリング システムズ株式会社	東京ネオ・トーパーク TPJd型	昇降横行式	24.12.11
関東 (12)-44	東京エンジニアリング システムズ株式会社	東京ネオ・トーパーク TPJWd型	昇降横行式、縦列式	24.12.11
関東 (12)-45	株式会社アサップ	SSSパーク AA-3PG、AA-2PG	昇降式、ピット式	24.12.11
関東 (12)-56	株式会社IHI扶桑エンジニアリング IHI運搬機械(株)	IHIパーキット P3FC型	昇降式、ピット式、油圧直接式	25.3.25
近畿 (12)-8	極東開発パーキング(株)	地下パーク 3N	昇降式、ピット式	24.8.29
近畿 (12)-10	(株)アプラス	リフトパークAN3P	昇降式、ピット式	24.9.7
近畿 (12)-11	(株)アプラス	リズムパークAP43	昇降横行式	24.9.21
近畿 (12)-14	ユニチカ設備技術(株)	らくちゅうN3P	昇降式、ピット式	24.10.26
近畿 (12)-15	(株)ニッパツパーキングシステムズ	ニッパツSDパークB21SA型	昇降横行式、ピット式	24.10.31
近畿 (12)-17	極東開発パーキング(株)	極東レントウパズルHS30NP・40NP(A)	昇降横行式	24.12.14
近畿 (12)-18	極東開発パーキング(株)	極東レントウパズルHS20・30・40(A)	昇降横行式	24.12.14

多段方式

認定番号	申請者	特殊装置名称	型式	認定年月日
近畿 (12)-21	株式会社ニッパツ パーキングシステムズ	ニッパツUDパークC12SA型	昇降式、ピット式	24.12.28
近畿 (12)-22	株式会社ニッパツ パーキングシステムズ	ニッパツUDパークH12SA型	昇降式、ピット式、油圧直接式	24.12.28
近畿 (12)-24	ユニチカ設備技術(株)	らくちゅうN3PG	昇降式、ピット式	24.12.28
近畿 (12)-25	ユニチカ設備技術(株)	らくちゅうSUPRⅢV2	昇降横行地上三段式	24.12.28
近畿 (12)-26	ユニチカ設備技術(株)	らくちゅうSUPRⅣV2	昇降横行地上四段式	24.12.28
近畿 (12)-30	新明和工業(株)	UP-G3型	昇降式、ピット式、油圧直接式	25.2.21
近畿 (12)-33	ユニチカ設備技術(株)	らくちゅうSUPⅢV2	昇降横行ピット3段式	25.2.21
近畿 (12)-34	ユニチカ設備技術(株)	らくちゅうSUPⅡV2	昇降横行ピット2段式	25.2.21
近畿 (12)-35	ユニチカ設備技術(株)	らくちゅうSUPRV2	昇降横行2段式	25.2.21
近畿 (12)-36	ユニチカ設備技術(株)	らくちゅうSUPⅢV5	昇降横行式、ピット式	25.3.25
近畿 (12)-40	ユニチカ設備技術(株)	らくちゅうSUPⅢV3	昇降横行式、ピット式	25.3.25
近畿 (12)-41	ユニチカ設備技術(株)	らくちゅうSUPRG V2	昇降横行2段式	25.3.25
近畿 (12)-47	ユニチカ設備技術(株)	らくちゅうSUPⅢV6	昇降横行式、ピット式	25.4.3
近畿 (12)-48	ユニチカ設備技術(株)	らくちゅうPⅢV2	昇降横行式、ピット式	25.4.3
中国 (12)-1	(株)ハナブサ	HSU2	昇降横行式、ピット式	24.5.28
中国 (12)-2	(株)ハナブサ	HSUR	昇降横行式	24.5.28
中国 (12)-3	(株)ハナブサ	HJSUR	昇降横行式	24.5.28
中国 (12)-4	(株)ハナブサ	HSU3	昇降横行式、ピット式	24.5.28
中国 (12)-5	(株)ハナブサ	HJSU3	昇降横行式、ピット式	24.5.28
中国 (12)-6	(株)ハナブサ	HN2P	昇降式、ピット式	24.5.28
中国 (12)-7	(株)ハナブサ	HN3P	昇降式、ピット式	24.5.28
中国 (12)-8	(株)豊国パーキングシステム	HOPSA5	昇降横行式	24.8.22
中国 (12)-9	(株)豊国パーキングシステム	HOPSA5W	昇降横行式、縦列式	24.8.22
中国 (12)-10	(株)豊国パーキングシステム	HOPSPG	昇降横行式、ピット式	24.8.22

制 度 · 法 令 編

駐 車 場 に 関 す る 法 令 及 び 通 達 等

I 駐車場法

(昭和三十二年五月十六日法律第百六号)

(施行)昭和三十三年二月一日

(最終改正)平成二十三年法律第百二十二号

目 次

- 第一章 総則(第一条—第二条の二)
- 第二章 駐車場整備地区(第三条—第四条の二)
- 第三章 路上駐車場(第五条—第九条)
- 第四章 路外駐車場(第十条—第十九条)
- 第五章 建築物における駐車施設の附置及び管理(第二十条—第二十条の三)
- 第六章 雑則(第二十条の四)
- 第七章 罰則(第二十一条—第二十四条)
- 附 則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、都市における自動車の駐車のための施設の整備に関し必要な事項を定めることにより、道路交通の円滑化を図り、もつて公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 路上駐車場 駐車場整備地区内の道路の路面に一定の区画を限つて設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。
- 二 路外駐車場 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。
- 三 道路 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路をいう。
- 四 自動車 道路交通法(昭和三十一年法律第百五号)第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。
- 五 駐車 道路交通法第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条の二 国及び地方公共団体は、自動車の駐車のための施設の需要に応じ、自動車の駐車のための施設の総合的かつ計画的な整備の推進が図られるよう努めなければならない。

第二章 駐車場整備地区

(駐車場整備地区)

第三条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の商業地域(以下「商業地域」という。)、同法の近隣商業地域(以下「近隣商業地域」という。)、同法の第一種住居地域、同法の第二種住居地域、同法の準住居地域若しくは同法の準工業地域(同法の第一種住居地域、同法の第二種住居地域、同法の準住居地域又は同法の準工業地域にあつては、同項第二

号の特別用途地区で政令で定めるものの区域内に限る。)内において自動車交通が著しくふくそうする地区又は当該地区の周辺の地域内において自動車交通が著しくふくそうする地区で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域については、都市計画に駐車場整備地区を定めることができる。

2 駐車場整備地区に関する都市計画を定め、又はこれに同意しようとする場合においては、あらかじめ、都道府県知事にあつては都道府県公安委員会の、国土交通大臣にあつては国家公安委員会の意見を聴かなければならない。

(駐車場整備計画)

第四条 駐車場整備地区に関する都市計画が定められた場合においては、市町村は、その駐車場整備地区における路上駐車場及び路外駐車場の需要及び供給の現況及び将来の見通しを勘案して、その地区における路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する計画(以下「駐車場整備計画」という。)を定めることができる。

2 駐車場整備計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する基本方針
- 二 路上駐車場及び路外駐車場の整備の目標年次及び目標量
- 三 前号の目標量を達成するために必要な路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する施策
- 四 地方公共団体の設置する路上駐車場で駐車場整備地区内にある路外駐車場によつては満たされない自動車の駐車需要に応ずるため必要なものの配置及び規模並びに設置主体
- 五 主要な路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要

3 市町村は、駐車場整備計画を定めようとする場合においては、前項第四号に掲げる事項について、あらかじめ、都道府県と協議するとともに関係のある道路管理者(道路法第十八条第一項に規定する道路管理者(同法第八十八条第二項の規定により国土交通大臣が維持を行う道路にあつては、国土交通大臣)をいう。以下同じ。)及び都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。

4 市町村は、駐車場整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、第二項第四号に掲げる事項について関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、駐車場整備計画の変更について準用する。

(地方公共団体の責務)

第四条の二 地方公共団体は、駐車場整備計画の達成のため、路上駐車場及び路外駐車場の整備に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 路上駐車場

(路上駐車場の設置)

第五条 第四条第一項の規定により駐車場整備計画(同条第二項第四号に掲げる事項が定められているものに限る。)が定められた場合においては、地方公共団体は、その駐車場整備計画に基づいて路上駐車場を設置するものとする。

2 前項の規定により地方公共団体が路上駐車場を設置しようとする場合においては、当該地方公共団体の長は、あらかじめ、都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。

(路上駐車場の駐車料金及び割増金)

第六条 前条第一項の規定により路上駐車場を設置する地方公共団体(以下「路上駐車場管理

者」という。)は、条例で定めるところにより、同項の規定により設置した路上駐車場に自動車を駐車させる者から、駐車料金を徴収することができる。ただし、道路交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める自動車が駐車する場合には、この限りでない。

2 前項の駐車料金の額は、次の原則によつて定めなければならない。

一 自動車を駐車させる特定の者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

二 自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのないものであること。

三 附近の路外駐車場の駐車料金に比して著しく均衡を失しないものであること。

3 路上駐車場管理者は、条例で定めるところにより、不法に第一項の駐車料金を免かれた者から、その免かれた額のほか、その免かれた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

4 道路法第七十三条の規定は、第一項の規定による駐車料金及び前項の規定による割増金について準用する。

(駐車料金等の使途)

第七条 路上駐車場管理者は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定により徴収した駐車料金及び同条第三項の規定により徴収した割増金を、路上駐車場の管理に要する費用に充てるほか、駐車場整備地区内の地方公共団体の設置する路外駐車場の整備に要する費用に充てるように努めなければならない。

(路上駐車場の表示)

第八条 道路管理者は、路上駐車場管理者の設置に係る路上駐車場の位置を表示するため、道路法第四十五条の規定による道路標識及び区画線を設けなければならない。

2 前項に規定するもののほか、路上駐車場管理者は、条例で定めるところにより、駐車料金その他路上駐車場の利用について必要な事項を表示するため、標識を設けなければならない。

(政令への委任)

第九条 この章に定めるもののほか、路上駐車場管理者の設置に係る路上駐車場に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 路外駐車場

(駐車場整備地区内の路外駐車場の整備)

第十条 国土交通大臣、都道府県又は市町村は、駐車場整備地区に関する都市計画を定めた場合においては、その地区内の長時間の自動車の駐車需要に応ずるために必要な路外駐車場に関する都市計画を定めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の都市計画に基づいて、路外駐車場の整備に努めなければならない。

(構造及び設備の基準)

第十一条 路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものの構造及び設備は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術的基準によらなければならない。

(設置の届出)

第十二条 都市計画法第四条第二項の都市計画区域(以下「都市計画区域」という。)内において、前条の路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者(以下「路外駐車場管理者」という。)は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、また同様とする。

(管理規程)

第十三条 路外駐車場管理者は、路外駐車場の供用を開始しようとするときは、あらかじめその業務の運営の基本となるべき管理規程を定め、これを当該路外駐車場の供用開始後十日以内に都道府県知事等に届け出なければならない。

2 前項の管理規程には、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 路外駐車場の名称

二 路外駐車場管理者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所)

三 路外駐車場の供用時間に関する事項

四 駐車料金に関する事項

五 前号に掲げるもののほか、路外駐車場の供用契約に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

3 前項第四号の駐車料金の額の基準は、政令で定める。

4 路外駐車場管理者は、管理規程に定めた事項を変更したときは、十日以内に、都道府県知事等に届け出なければならない。

(休止等の届出)

第十四条 路外駐車場管理者は、路外駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は廃止したときは、十日以内に、都道府県知事等に届け出なければならない。現に休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を再開したときも、また同様とする。

(路外駐車場管理者の責務)

第十五条 路外駐車場管理者は、管理規程に定めた路外駐車場の供用時間内においては、正当な理由のない限り、その路外駐車場の供用を拒んではならない。

2 路外駐車場管理者は、管理規程に従つて路外駐車場に関する業務を運営するとともに、建築基準法第八条の規定によるほか、その路外駐車場の構造及び設備を第十一条の規定に基く政令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。

第十六条 路外駐車場管理者は、その路外駐車場に駐車する自動車の保管に関し、善良な管理者の注意を怠らなかつたことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失又は損傷について損害賠償の責任を免かれることはできない。

(助成措置)

第十七条 都市計画において定められた路外駐車場の用に供するため、道路の地下又は都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項の都市公園の地下の占用の許可の申請があつた場合においては、当該占用がそれぞれ道路法第三十三条第一項又は都市公園法第七条の規定

に基づく政令で定める技術的基準に適合する限り、道路管理者又は都市公園法第五条第一項の公園管理者は、それぞれこれらの法律による占用の許可を与えるものとする。

2 国は、都市計画において定められた路外駐車場を設置する地方公共団体その他の者に対し、その設置に必要な資金の融通又はあつせんに努めなければならない。

(立入検査等)

第十八条 都道府県知事等は、この法律を施行するため必要な限度において、路外駐車場管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は部下の職員をして路外駐車場若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(是正命令)

第十九条 都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が第十一条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合せず、又は路外駐車場の業務の運営がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、路外駐車場管理者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が当該路外駐車場の利用上著しく危険であると認めるときは、当該是正のための措置がとられるまでの間、当該路外駐車場の供用を停止すべきことを命ずることができる。

第五章 建築物における駐車施設の附置及び管理

(建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置)

第二十条 地方公共団体は、駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内において、延べ面積が二千平方メートル以上で条例で定める規模以上の建築物を新築し、延べ面積が当該規模以上の建築物について増築をし、又は建築物の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に自動車の駐車のための施設(以下「駐車施設」という。)を設けなければならない旨を定めることができる。劇場、百貨店、事務所その他の自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で政令で定めるもの(以下「特定用途」という。)に供する部分のある建築物で特定用途に供する部分(以下「特定部分」という。)の延べ面積が当該駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内の道路及び自動車交通の状況を勘案して条例で定める規模以上のものを新築し、特定部分の延べ面積が当該規模以上の建築物について特定用途に係る増築をし、又は建築物の特定部分の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者に対しては、当該新築又は増築後の当該建築物の延べ面積が二千平方メートル未満である場合においても、同様とする。

2 地方公共団体は、駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域の周辺の都市計画区域内の地域(以下「周辺地域」という。)内で条例で定める地区内、又は周辺地域、駐車場整備地区並びに商業地域及び近隣商業地域以外の都市計画区域内の地域であつて自動車交通の状況が周辺地域に準ずる地域内若しくは自動車交通がふくそうすることが予想される地域内で条例で定める地区内において、特定部分の延べ面積が二千平方メートル以上で条例で定める規模以上の建築物を新築し、特定部分の延べ面積が当該規模以上の建築物について特定用途に係る増築をし、又は建築物の特定部分の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設を設けなければならない旨を定めることができる。

3 前二項の延べ面積の算定については、同一敷地内の二以上の建築物で用途上不可分であるものは、これを一の建築物とみなす。

(建築物の用途変更の場合の駐車施設の附置)

第二十条の二 地方公共団体は、前条第一項の地区若しくは地域内又は同条第二項の地区内において、建築物の部分の用途の変更(以下「用途変更」という。)で、当該用途変更により特定部分の延べ面積が一定規模(同条第一項の地区又は地域内のものにあつては特定用途について同項に規定する条例で定める規模、同条第二項の地区内のものにあつては同項に規定する条例で定める規模をいう。以下同じ。)以上となるもののために大規模の修繕又は大規模の模様替(建築基準法第二条第十四号又は第十五号に規定するものをいう。以下同じ。)をしようとする者又は特定部分の延べ面積が一定規模以上の建築物の用途変更で、当該用途変更により特定部分の延べ面積が増加することとなるもののために大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設を設けなければならない旨を定めることができる。

2 前条第三項の規定は、前項の延べ面積の算定について準用する。

(駐車施設の管理)

第二十条の三 地方公共団体は、第二十条第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定に基づく条例で定めるところにより設けられた駐車施設の所有者又は管理者に対し、条例で当該駐車施設をその設置の目的に適合するように管理しなければならない旨を定めることができる。

第六章 雑則

(権限の委任)

第二十条の四 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第七章 罰則

第二十一条 第十九条の規定による都道府県知事等の命令に従わなかつた者は、百万円以下の罰金に処する。

第二十二条 第十二条、第十三条第一項若しくは第四項又は第十四条の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十三条 第十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

附 則 (略)

II 駐車場法施行令

(昭和三十二年十二月十三日政令第三百四十号)

(施行)昭和三十三年二月一日

(最終改正)平成二十四年政令第二十六号

目次

- 第一章 駐車場整備地区(第一条・第二条)
- 第一章の二 路上駐車場(第三条―第五条)
- 第二章 路外駐車場
 - 第一節 構造及び設備の基準(第六条―第十五条)
 - 第二節 駐車料金等(第十六条・第十七条)
- 第三章 特定用途(第十八条)
- 第四章 雑則(第十九条)
- 附 則

第一章 駐車場整備地区

(駐車場整備地区を定めることができる特別用途地区)

第一条 駐車場法(以下「法」という。)第三条第一項の政令で定める特別用途地区は、次に掲げる施設に係る業務の利便の増進を図ることを目的とする特別用途地区とする。

- 一 小売店舗
- 二 事務所
- 三 娯楽・レクリエーション施設
- 四 流通業務施設その他自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい特別の業務の用に供する施設

(路上駐車場の配置及び規模の基準)

第二条 法第四条第二項第四号に掲げる路上駐車場の配置及び規模は、次に掲げる基準によるものとする。

- 一 路上駐車場は、駐車場整備地区内及びその周辺にある路外駐車場その他の自動車の駐車のために供される施設又は場所との関連を考慮してその配置及び規模を定めるとともに、駐車場整備地区内におけるその適正な分布を図ること。
- 二 路上駐車場は、主要幹線街路に設置しないこと。ただし、分離帯その他の道路の部分で道路の交通に支障を及ぼすおそれの少ないものに設置するときは、この限りでない。
- 三 路上駐車場は、歩道と車道の区別のない道路に設置しないこと。ただし、幅員が八メートル以上ある道路の歩行者の通行及び沿道の利用に支障を及ぼさない部分に設置するときは、この限りでない。
- 四 路上駐車場は、歩道と車道の区別のある道路にあつては、その車道の幅員が六メートル未満の道路に設置しないこと。
- 五 路上駐車場は、縦断勾こう配が四パーセントを超える道路に設置しないこと。ただし、縦断勾こう配が六パーセント以下の道路で、歩道と車道の区別があり、かつ、その車道の幅員が十三メートル以上のものに設置するときは、この限りでない。
- 六 路上駐車場は、陸橋の下又は橋に設置しないこと。
- 七 路上駐車場は、道路交通法(昭和三十一年法律第五号)第四十四条各号に掲げる道路の部分又は同法第四十五条第一項第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる道路の部分に設置

しないこと。

八 路上駐車場は、当該路上駐車場を設置する道路の幅員及び交通の状況に応じ、車両の通行に必要な幅(少なくとも三・五メートル)の道路の部分を保つように設置すること。

第一章の二 路上駐車場

(駐車料金を徴収することができない自動車)

第三条 法第六条第一項ただし書の政令で定める自動車は、道路工事その他特別の理由に基づき当該路上駐車場に駐車することがやむを得ないと認められる自動車で、国土交通大臣が定めるものとする。

第四条 削除

(路上駐車場の管理に要する費用)

第五条 法第七条の路上駐車場の管理に要する費用は、次の各号に掲げる費用とする。

- 一 路上駐車場の設置、維持及び修繕に要する費用
- 二 駐車料金及び割増金の徴収に要する費用
- 三 前二号に掲げる費用の財源に充てるための一時借入金の利息の支払に要する費用

第二章 路外駐車場

第一節 構造及び設備の基準

(適用の範囲)

第六条 この節の規定は、路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものに適用する。

(自動車の出口及び入口に関する技術的基準)

第七条 法第十一条の政令で定める技術的基準のうち、自動車の出口(路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路(道路交通法第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。)の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。)及び入口(路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。)に関するものは、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる道路又はその部分以外の道路又はその部分に設けること。
 - イ 道路交通法第四十四条各号に掲げる道路の部分
 - ロ 横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)の昇降口から五メートル以内の道路の部分
 - ハ 幼稚園、小学校、特別支援学校、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から二十メートル以内の部分(当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右二十メートル以内の部分を含む。)
- 二 橋
- ホ 幅員が六メートル未満の道路
- ヘ 縦断勾配が十パーセントを超える道路
- 二 路外駐車場の前面道路が二以上ある場合においては、歩行者の通行に著しい支障を及ぼす

おそれのあるときその他特別の理由があるときを除き、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。

三 自動車の駐車のために供する部分の面積が六千平方メートル以上の路外駐車場にあつては、縁石線又は柵その他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されている場合を除き、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿つて十メートル以上とすること。

四 自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをすること。この場合において、切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、一・五メートル以上とすること。

五 自動車の出口付近の構造は、当該出口から、イ又はロに掲げる路外駐車場又はその部分の区分に応じ、当該イ又はロに定める距離後退した自動車の車路の中心線上一・四メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ六十度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。

イ 専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。)の駐車のための路外駐車場又は路外駐車場の専ら特定自動二輪車の駐車のための部分(特定自動二輪車以外の自動車の進入を防止するための駒止めその他これに類する工作物により特定自動二輪車以外の自動車の駐車のための部分と区分されたものに限る。)

一・三メートル

ロ その他の路外駐車場又はその部分 二メートル

2 前項第一号の規定は、自動車の出口又は入口を次に掲げる道路又はその部分(当該道路又はその部分以外の同号イからへまでに掲げる道路又はその部分に該当するものを除く。)に設ける路外駐車場であつて、必要な変速車線を設けること、必要な交通整理が行われること等により、国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるものについては、適用しない。

一 前項第一号イに掲げる道路の部分のうち、次に掲げるもの

イ 交差点の側端又はそこから五メートル以内の道路の部分

ロ トンネル

二 橋

3 国土交通大臣は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、自動車の出口又は入口を同項第一号イに掲げる道路の部分に設ける場合にあつては関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会と協議し、その他の場合にあつては関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。

4 第一項第二号から第五号までの規定は、自動車の出口又は入口を道路内に設ける場合における当該自動車の出口(出口付近を含む。)又は入口については、適用しない。

(車路に関する技術的基準)

第八条 法第十一条の政令で定める技術的基準のうち車路に関するものは、次のとおりとする。

一 自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を設けること。

二 自動車の車路の幅員は、イからへまでに掲げる自動車の車路又はその部分の区分に応じ、当該イからへまでに定める幅員とすること。

イ 一方通行の自動車の車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分 二・七五メートル(前条第一項第五号イに掲げる路外駐車場又はその部分(以下この条において「自動二輪車専用駐車場」という。))の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、一・七五メートル)以上

ロ 一方通行の自動車の車路又はその部分(イに掲げる車路の部分を除く。) 三・五メートル

(自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、二・二五メートル)以上

ハ その他の自動車の車路又はその部分 五・五メートル(自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、三・五メートル)以上

三 建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。)である路外駐車場の自動車の車路にあつては、次のいずれにも適合する構造とすること。

イ はり下の高さは、二・三メートル以上であること。

ロ 屈曲部(ターンテーブルが設けられているものを除く。以下同じ。)は、自動車を五メートル以上の内法のり半径で回転させることができる構造(自動二輪車専用駐車場の屈曲部にあつては、特定自動二輪車を三メートル以上の内法のり半径で回転させることができる構造)であること。

ハ 傾斜部の縦断勾こう配は、十七パーセントを超えないこと。

ニ 傾斜部の路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(駐車の用に供する部分の高さ)

第九条 建築物である路外駐車場の自動車の駐車の用に供する部分のはり下の高さは、二・一メートル以上でなければならない。

(避難階段)

第十条 建築物である路外駐車場において、直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車の駐車の用に供する部分を設けるときは、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百三十三条第一項若しくは第二項に規定する避難階段又はこれに代る設備を設けなければならない。

(防火区画)

第十一条 建築物である路外駐車場に給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合においては、当該施設と当該路外駐車場とを耐火構造(建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。)の壁又は特定防火設備(建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備をいう。)によつて区画しなければならない。

(換気装置)

第十二条 建築物である路外駐車場には、その内部の空気を一時間につき十回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の十分の一以上であるものについては、この限りでない。

(照明装置)

第十三条 建築物である路外駐車場には、次の各号に定める照度を保つために必要な照明装置を設けなければならない。

一 自動車の車路の路面 十ルクス以上

二 自動車の駐車の用に供する部分の床面 二ルクス以上

(警報装置)

第十四条 建築物である路外駐車場には、自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために

必要な警報装置を設けなければならない。

(特殊の装置)

第十五条 この節の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる路外駐車場については、国土交通大臣がその装置がこの節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

第二節 駐車料金等

(駐車料金の額の基準)

第十六条 法第十三条第三項の駐車料金の額の基準は、次のとおりとする。

- 一 能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額をこえないこと。
- 二 自動車を駐車させる者に対し不当な差別的取扱となる額でないこと。
- 三 自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額であること。

(供用時間等の明示)

第十七条 法第十二条に規定する路外駐車場管理者は、路外駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に、路外駐車場の供用時間及び駐車料金の額を明示しなければならない。

第三章 特定用途

(特定用途)

第十八条 法第二十条第一項後段の自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で政令で定めるものは、劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場とする。

第四章 雑則

(権限の委任)

第十九条 この政令に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

附 則 (略)

Ⅲ 駐車場法施行規則

(平成十二年十一月二十四日 運輸省・建設省令第十二号)

(施行)平成十三年一月六日

(最終改正)平成二十三年国土交通省令第百二号

(路外駐車場に関する届出書及び添付図面)

第一条 駐車場法(以下「法」という。)第十二条の規定による届出は、別記様式により作成した届出書に次に掲げる図面を添え、これを提出して行うものとする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。

- 一 路外駐車場の位置を表示した縮尺一万分の一以上の地形図
- 二 次に掲げる事項を表示した縮尺二百分の一以上の平面図
- イ 路外駐車場の区域
- ロ 路外駐車場の自動車の出口及び入口、自動車の車路その他の主要な施設(建築物の内部にあるものを除く。)
- ハ 路外駐車場の附近の道路並びにその道路内の駐車場法施行令(以下「令」という。)第七条第一項に規定する道路の部分及び橋
- 三 建築物である路外駐車場にあっては、縮尺二百分の一以上の各階平面図並びに二面以上の立面図及び断面図

(路外駐車場に関する管理規程)

第二条 法第十三条第二項第三号の路外駐車場の供用時間に関する事項は、休業日並びに一日における供用時間の開始及び終了の時刻について定めなければならない。

2 法第十三条第二項第四号の駐車料金に関する事項のうち駐車料金の額は、確定額をもって定めなければならない。

3 法第十三条第二項第五号の路外駐車場の供用契約に関する事項は、路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含むものでなければならない。

第三条 法第十三条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 路外駐車場の構造上駐車することができない自動車
- 二 路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要

(権限の委任)

第四条 法及び令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

- 一 法第四条第三項の規定により意見を述べ、及び同条第四項の規定による通知を受理すること。

- 二 令第七条第二項の規定により認定をし、並びに同条第三項の規定により道路管理者及び都道府県公安委員会と協議し、並びに道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴くこと。
- 三 令第十五条の規定により認定をすること。

附 則 （略）

IV 駐車場法施行令第15条の認定基準について

〔昭和43年10月16日〕
建設省都再発第53号

改正 平成13.3.30 国土交通省国都街第18号、20号

建設省都市局長から都道府県・六大市担当部局長あて
標記については、別紙のとおり認定基準を定めたので、通知する。従前認定された特殊装置については、すべてこの認定基準による認定を改めて行ないその結果を通知することとしているが、それまでの間は従前の認定はその効力を失わないので、あらかじめ承知願いたい。

なお、この旨貴管下市町村に十分周知せしめられたい。

これに伴い、次の通達は廃止する。

1 「路外駐車場の構造について」

昭和37年7月28日付建設都総発第38号、都市総務課長通達

2 「特殊の装置を用いる路外駐車場の面積の算定について」

昭和40年1月29日付建設都発第9号、都市局長通達

(別紙)

駐車場法施行令第15条の認定基準

I 総 則

駐車場法施行令（以下「令」という。）第15条に規定する特殊な装置（以下「特殊装置」という。）の認定については、この認定基準により行なう。なお、認定された特殊装置については、別途建築基準法の適用があるものとする。

(1) 認定の対象

特殊装置を用いる路外駐車場は、特殊装置を用いることが、その路外駐車場の構造及び設備の全体に影響を与えるので、令第15条による認定は、当該特殊装置のみに限定せず、当該特殊装置を用いて路外駐車場を設置する場合における当該路外駐車場全体の構造及び設備を併せて想定し、必要な関連事項に及ぶものとする。

(2) 特殊装置の分類

イ. 特殊装置が令第9条の駐車の用に供する部分に該当するもの

(イ) 垂直循環方式

いわゆるメリーゴーランド方式のことで、駐車場利用者がその保管を委託しようとする自動車を駐車の用に供する部分に乗り入れ、駐車場利用者が装置外に退去した後その駐車の用に供する部分を垂直に循環させることにより、当該自動車の保管に当る方式である。したがって、この方式の装置内には、令第8条の車路はなく、令第9条の駐車の用に供する部分のみがある。

(ロ) 水平循環方式

駐車場利用者がその保管を委託しようとする自動車を駐車の用に供する部分に乗り入れ、直ちに装置外に退去した後、平面的に2列以上並べた特殊な装置の駐車の用に供する部分を水平に循環さ

せ、又は循環動作とリフトの昇降を組み合わせることにより自動車の保管に当る方式であり、この方式の装置には、令第8条の車路はなく、令第9条の駐車のために供する部分のみがある。

(ハ) 多層循環方式

駐車場利用者がその保管を委託しようとする自動車を駐車のために供する部分に乗り入れ、直ちに装置外に退去した後、多層以上積み重ねた平面的に並んだ特殊装置の駐車のために供する部分を相互に循環させ、又は循環動作とリフトの昇降を組み合わせることにより自動車の保管に当る方式であり、この方式の装置内には、同様に、令第9条の駐車のために供する部分のみがある。

(ニ) 二段方式

二段式の特殊装置をいう。この方式による装置内には、令第8条の車路はなく、令第9条の駐車のために供する部分のみがある。

ロ. 特殊装置が令第8条の車路に該当するもの

(イ) 自動車用エレベータ

自動車用エレベータが路外駐車場の車路の一部に相当するものである。したがって、この方式により保管しようとする自動車を駐車のために供する部分のある階まで運搬するときは、人を乗せて昇降する。

(ロ) 方向転換装置（ターンテーブル）

車路に屈曲部を設けず、この装置の回転により自動車の方向を転換するもので、路外駐車場の車路の一部に該当する。

ハ. 特殊装置が令第9条の駐車のために供する部分と令第8条の車路との組み合わせであるもの。

(イ) エレベータ方式

令第9条の駐車のために供する部分が固定しており、エレベータがその固定している駐車のために供する部分までの車路の一部に相当するもので、自動車用エレベータとの相違は、この方式の装置が駐車のために供する部分とエレベータとの組み合わせで設計されている点にある。

(ロ) エレベータ・スライド方式

エレベータ方式におけるかごが昇降と同時に横行する方式である。

(ハ) 平面往復方式

特殊装置の駐車のために供する部分を平面的に並べ、或は駐車のために供する部分を平面的に往復させることにより自動車を運搬し、又は運搬格納する方式である。

(3) 対象とする自動車

特殊装置を用いる路外駐車場の保管を予想する自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74条）別表第1に定める普通自動車（大型のバス、トラック等を除く。）、小型自動車又は軽自動車（二輪自動車を除く。）とする。

(4) 特殊装置の面積の算定方式

特殊装置の駐車のために供する部分の面積の算定に当たっては、垂直循環方式、水平循環方式などのように駐車のために供する部分に該当する車箱（ケージ）、パレット（トレイ）などの面積の算定の容易なものについては、その面積によるものとし、その算定が困難なものについては、小型自動車又は軽自動車（二輪自動車を除く。）のみの駐車のために供する特殊装置については自動車1台当たり12平方メートルと、普通自動車（大型のバス、トラック等を除く。）の駐車のために供することができる特殊装置については自動車1台当たり15平方メートルとみなして算定する。

(5) 認定基準の特例

この認定基準により難い特別の事情がある場合においては、個別に建設大臣において認定することとする。

II 特殊装置の分類ごとの認定基準

1. 垂直循環方式、水平循環方式、多層循環方式

(1) 令第7条（自動車の出口及び入口）関係

本条の規定による。

(2) 令第8条（車路）関係

a 特殊装置を用いて駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上の路外駐車場を設置する場合には、本条第1項に規定する「円滑かつ安全に走行する車路」として特殊装置と道路との間に、当該特殊装置に収容可能な自動車2台以上を停留し、又はターンテーブルを設けることができる車路に相当する空地を設けるものとする。ただし、通り抜けのように特殊装置の出口と入口とが分離された構造の場合には、入口側にのみ、当該装置に収容可能な自動車1台分に相当する空地を設けることで足りる。

b 前項の車路が建築物であり、かつ傾斜部でない場合におけるはり下の高さは、2.1メートルとすることができる。

(3) 令第9条（駐車のために供する部分の高さ）関係

駐車のために供する部分の高さは1.6メートル以上とする。

(4) 令第10条（避難階段）関係

本条の規定による避難階段は、これを設けないことができる。

(5) 令第11条（防火区画）関係

本条の規定による。

(6) 令第12条（換気装置）関係

本条の規定による換気装置は、これを設けないことができる。ただし、(2) a の車路が建築物である場合においては、当該車路の部分については本条の規定によらなければならない。

(7) 令第13条（照明装置）関係

駐車場利用者がその保管を委託しようとする自動車を特殊装置の駐車のために供する部分に乗り入れる場合においては、当該部分については2ルクス以上の照度を保つこと。

(8) 令第14条（警報装置）関係

本条の規定による。

2. 二段方式

(1) 令第7条（自動車の出口及び入口）関係及び令第8条（車路）関係

本条の規定による。

(2) 令第9条（駐車のために供する部分の高さ）関係

駐車のために供する部分の高さは1.8メートル以上とする。ただし、駐車のために供する部分で人の立ち入らないものについては、駐車のために供する部分の高さを1.6メートル以上とすることができる。

(3) 令第10条（避難階段）関係

本条の規定による避難階段は、これを設けないことができる。

(4) 令第11条（防火区画）関係

本条の規定による。

(5) 令第12条（換気装置）関係

本条の規定による換気装置は、これを設けないことができる。ただし、車路が建築物である場合においては、当該車路の部分については本条の規定による。

(6) 令第13条（照明装置）関係

駐車場利用者がその保管を委託しようとする自動車を、特殊装置の駐車の用に供する部分に乗り入れる場合においては、当該部分については2ルクス以上の照度を保つこと。

(7) 令第14条（警報装置）関係

本条の規定による。

3. 自動車用エレベータ

(1) 令第7条（自動車の出口及び入口）関係

本条の規定による。

(2) 令第8条（車路）関係

a 1の(2)に同じ

b 車路に相当するエレベータの幅員は収容可能な自動車1台の幅員に0.5メートル以上を加えた寸法とし、エレベータの高さは1.8メートル以上とする。

(3) 令第9条（駐車の用に供する部分の高さ）関係、令第10条（避難階段）関係、令第11条（防火）関係及び令第12条（換気装置）関係

本条の規定による。

(4) 令第13条（照明装置）関係

車路に該当するエレベータについては、その床面の照度を10ルクス以上に保つこと。

(5) 令第14条（警報装置）関係

本条の規定による。

4. 方向転換装置（ターンテーブル）

方向転換装置については、自動車を迅速かつ安全に方向転換させるものと認められる場合には、令第8条第3項第2号の規定によらないことができる。

5. エレベータ方式、エレベータ・スライド方式

A 人を乗せないで昇降するもの。

上記1に同じ。

B 人を乗せて昇降するもの。

(1) 令第7条（自動車の出口及び入口）関係

本条の規定による。

(2) 令第8条（車路）関係

a 1の(2)に同じ

b 車路に相当するエレベータの幅員は収容可能な自動車1台の幅員に0.5メートル以上を加えた寸法とする。なお、エレベータの高さは1.8メートル以上とする。

(3) 令第9条（駐車の用に供する部分の高さ）関係

本条の規定による。ただし、人を乗せて昇降するものであっても、自動車の保管を委託しようとする

る一般の駐車場利用者が少なくともエレベータに自動車を乗り入れて直ちに退去し、駐車の用に供する部分の乗り入れは当該路外駐車場の職員のみにより行われる方式のものにあつては、駐車の用に供する部分の高さは1.8メートル以上とし、駐車の用に供する部分に人の立ち入らないものについては高さを1.6メートル以上とすることができる。

(4) 令第10条（避難階段）関係、令第11条（防火区画）関係及び令第12条（換気装置）関係
本条の規定による。

(5) 令第13条（照明装置）関係
車路に該当するエレベータについては、その床面の照度を10ルクス以上に保つこと。

(6) 令第14条（警報装置）関係
本条の規定による。

6. 平面往復方式

A 人を乗せないで移動するもの。
上記1に同じ。

B 人を乗せて移動するもの。

(1) 令第7条（自動車の出口及び入口）関係
本条の規定による。

(2) 令第8条（車路）関係
a 1の(2)に同じ

b 車路に相当する移動部分の幅員は収容可能な自動車1台の幅員に0.5メートル以上を加えた寸法とする。なお当該部分の高さは1.8メートル以上とする。

(3) 令第9条（駐車の用に供する部分の高さ）関係
本条の規定による。ただし、人を乗せて移動するものであつても、自動車の保管を委託しようとする一般の駐車場利用者が少なくとも当該装置の駐車の用に供する部分に自動車を乗り入れて直ちに退去し、駐車の用に供する部分の移動が当該路外駐車場の職員のみにより行われる方式のものにあつては、駐車の用に供する部分の高さは1.8メートル以上とし、駐車の用に供する部分に人の立ち入らないものについては、当該部分の高さを1.6メートル以上とすることができる。

(4) 令第10条（避難階段）関係、令第11条（防火区画）関係及び令第12条（換気装置）関係
本条の規定による。

(5) 令第13条（照明装置）関係
本条の規定による。ただし、人の立ち入らない部分については、本条の規定による照明装置は、これを設けないことが出来る。

(6) 令第14条（警報装置）関係
本条の規定による。

7. その他

上記の認定基準は、I総則の(2)に記した分類による特殊装置についてのものである。この分類が予想していない用い方をする場合には、その用い方に該当する分類の特殊装置としての認定を要するものとする。

平成2年6月11日
建設省都再発第59号
都市再開発課長から各
都道府県の駐車場担当
部局長あて

標記については、近年の急速なモータリゼーションの進展に対応し、都市の駐車需要の実態に即した基準とするため、平成2年6月11日付け建設省都再発第58号をもって都市局長から都道府県知事及び政令指定都市市長あてに通達されたところであるが、駐車場条例の具体の基準等の設定及び運用に当たっては、当職と十分に連絡を取り合うとともに、今後左記事項に留意の上、各都市の駐車需要、駐車施設の整備状況等に応じて適切に対応することとされたい。

なお、貴管下市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、この旨周知徹底方お願いする。

記

1 附置を義務付ける駐車施設1台当たりの床面積について

標準条例第25条の注3において示した基準値は、全国の人口規模別の都市群における駐車需要の最小値を勘案して設定したものであり、どの都市においても概ね問題なく適用できるものであると思料される。

しかしながら、標準条例における基準値は、都市規模に応じた一応の目安を示したものに過ぎず、条例の制定に当たっては、各都市における効果・影響等についての十分な調査の下に適切な基準値を設定されたいこと。

2 第25条第2項の適用について

標準条例第25条第2項において、特定の地区を限って異なる基準値を設けることとした趣旨は、大都市等においては、その地域によって駐車需要の発生及び建物規模の分布に大きな違いがあることが多いことにかんがみ、地区の特性に応じて適切な基準値を設定し、当該地区において必要な駐車施設の附置の確保を図ることとしたものである。

したがって、地区の指定及び基準値の設定に当たっては、十分な調査の下に、地区の実態を踏まえて行われたいこと。

3 足切り制度の廃止について（第25条関係）

附置を義務付ける駐車施設の規模の算定に当たっては、従来の標準条例は、3,000㎡（特定用途は2,000㎡）を超える部分の床面積を対象にしていた（足切り制度）が、その対象とならない部分（3,000㎡又は2,000㎡以下の部分）に係る駐車需要の累積が実際の都市の駐車需要のかなりの割合を占めている実態があり、一律に足切りを行うことは、建築物から発生する駐車需要に見合った駐車施設の附置を義務付ける附置義務制度の趣旨・目的からして必ずしも適切とはいえないものである。

したがって、今回の見直しにおいては、足切り制度を廃止するとともに、附置義務の課される床面積の下限において、複数台数分の駐車施設の附置義務が課される事態を避けるため、延べ面積が6,000㎡までの建築物についての緩和措置を設けることとしたものである。

緩和措置の具体の設定に当たっては、駐車施設の整備の実態を十分に調査するとともに、駐車施設の整備の緊急性と負担の公平性を判断の上、行われたいこと。

4 駐車施設の附置の特例について（第30条関係）

今回の標準条例の改正により、駐車施設の附置を義務付ける建築物の規模の下限を引き下げることとするが、小規模敷地の建築物に附置義務を課すことは、

- ① 土地の利用が非効率になる。
- ② 駐車場の出入り口が随所に設けられ、交通障害の原因となる。
- ③ 建築物の設計上、過度の負担を強いることになる。

等のおそれがあるため、概ね1,000㎡以下の敷地の建築物に対しては、標準駐車場条例第30条の駐車施設の附置の特例について、柔軟に運用する等、特段の配慮を行われたいこと。

VI 駐車場法の一部改正について

平成3年11月1日
建設省都再発第99号
都道府県知事・政令指
定都市の長あて建設省
都市局長から通知

道路法及び駐車場法の一部を改正する法律（平成3年法律第60号）は平成3年5月2日に、道路法施行令及び駐車場法施行令の一部を改正する政令（平成3年政令第317号）は同年10月4日に、路外駐車場に関する届出等に関する省令の一部を改正する省令（平成3年運輸省・建設省令第2号）は同年10月28日にそれぞれ公布され、同年11月1日より施行されたところであるが、改正後の駐車場法（昭和32年法律第106号。以下「法」という。）及び関連する政令、省令の運用に当たっては、特に左記の事項に留意して、積極的にその目的の達成に努められるとともに、この旨を貴管下市町村に周知徹底方取り計らわれたい。

記

1 国及び地方公共団体の責務について（法第2条の2関係）

(1) 改正内容について

近年の深刻な駐車場不足が、都市における中心市街地の活力低下、交通渋滞及び交通事故の増大等を招いている現状にかんがみ、国及び地方公共団体がそれぞれの立場で総合的かつ計画的に駐車場整備を推進することが求められている。

すなわち、駐車場行政に関係する機関が一致協力し、官民の適切な役割分担のもとに、駐車場の整備とともにその有効利用も併せて推進する等駐車場対策を総合的に推進することが必要である。

また、駐車場対策が、総合的な都市整備の一環として、駐車場整備計画の策定等を通じて計画的に推進されることが必要である。

このため、国及び地方公共団体の駐車場の総合的かつ計画的な整備の推進に関する責務を明確にしたものであること。

(2) 国及び地方公共団体の具体的な施策の分担について

① 駐車場対策を推進する場合においては、各都市ごとの駐車場不足を背景として発生している都市機能の低下、交通混雑及び交通安全の低下等の状況を十分に考慮する必要があること、その都市の上位計画や都市計画、都市施策等との整合を図る必要があること等にかんがみ、駐車場対策を推進する第一義的な責務を有する主体は、市町村であるべきと考えられること。

したがって、市町村は、当該市町村における駐車場整備の必要性等の的確な把握に努め、必要に応じ、都市計画において駐車場整備地区（法第3条第1項）を定めるとともに、同地区に関する都市計画を定めた場合においては、駐車場の需要及び供給の現況及び将来の見通しを踏まえて、駐車場整備のマスタープランである駐車場整備計画（法第4条第1項）を定めること。

② 国及び地方公共団体は、必要な駐車場の都市計画決定、駐車場の整備に関する事業を推進するとともに、駐車場整備に係る補助、融資及び税制等の特例措置を活用し、民間等による駐車場整備の促進に努める責務を有すること。

また、地方公共団体は、必要に応じて、駐車場法第20条及び第20条の2の規定に基づく附置義務条例の制定等を行う責務を有すること。

2 駐車場整備地区について（法第3条関係）

(1) 改正内容について

従来、都市計画に駐車場整備地区を定めることができるのは、都市計画法第8条第1項第1号の商業地域又は近隣商業地域内において自動車交通が著しくふくそうする地区を核とする地区としてきたところであるが、同号の住居地域又は準工業地域においても、商業地域又は近隣商業地域と同程度又はそれ以上に自動車交通のふくそうが著しい地域が増えてきている現状にかんがみ、住居地域又は準工業地域（同項第2号の特別用途地区で政令で定めるものの区域内に限る。）を駐車場整備地区の核となる地区に追加することとしたものであること。

この場合において、特別用途地区で政令で定めるものは、改正後の駐車場法施行令（昭和32年政令340号。以下「政令」という。）第1条の規定により、商業・業務系用途の集積の保護・育成を図るべき地区として都市計画上位位置付けられている小売店舗地区、事務所地区、娯楽・レクリエーション地区及び特別業務地区の4地区とされたところであること。

なお、駐車場整備地区の核となる地区の周辺の地区については、その用途地域のいかんにかかわらず、一定の要件に合致すれば、従前と同様、駐車場整備地区に含めることができるので念のため申し添える。

(2) 駐車場整備地区を定めるに当たっての留意点

駐車場整備地区は、重点的に駐車場整備を行うべき地域に関して定めるものであるが、同地区に関する都市計画が定められた場合、市町村に対する駐車場整備計画の策定義務（法第4条）、地方公共団体による駐車場整備計画に基づく路上駐車場の設置（法第5条）、建設大臣、都道府県知事又は市町村に対する路外駐車場に関する都市計画決定努力義務及び地方公共団体に対する都市計画駐車場整備義務（法第10条）並びに地方公共団体による附置義務条例の制定（法第20条、第20条の2）といった効果が生ずるものであること。したがって、総合的かつ計画的な駐車場対策を推進するため、自動車交通のふくそうが著しい地区など、駐車場整備の必要性等が顕在化している地区を中心に、積極的に駐車場整備地区を定めること。

3 駐車場整備計画制度の創設について（法第4条関係）

(1) 改正内容について

従来、駐車場整備地区においては、市町村は路上駐車場設置計画を定めることとされてきたが、路上駐車場のみならず路外駐車場も含めた駐車場の総合的かつ計画的な整備の推進を図ることが要請されてきていることから、当該地区の路上駐車場及び路外駐車場双方に係る総合的な駐車場整備に関するマスタープランである駐車場整備計画を定めることを義務付けることとしたものであること。

(2) 駐車場整備計画の内容について

駐車場整備計画においては、以下の①、②、③、④及び⑤に掲げる事項のうち、地域の実情に応じて必要な事項を定めること。

① 法第4条第2項第1号の「路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する基本方針」は、駐車場整備地区内における、駐車場問題の現況（駐車場不足を背景として発生している都市機能の低下、交通混雑、交通安全の低下等）及び当該現況を踏まえた市町村の駐車場対策に臨む基本方針を定めること。

② 法第4条第2項第2号の「路上駐車場及び路外駐車場の整備の目標年次及び目標量」は、駐車場整備地区内における当面の路上駐車場及び路外駐車場の整備の目標とする年次を市町村の実情に応じて設定するものとし（おおむね10年後程度）、当該目標年次に向けての整備目標台数を設定すること。この場合、当該駐車場整備地区の駐車需要は、原則的には路外駐車場で吸収することが望ま

しいことに留意して設定すること。

なお、目標量には、道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定に基づき公安委員会が設置するパーキング・メーター等は含まれないので念のため申し添える。

- ③ 法第4条第2項第3号の「路上駐車場及び路外駐車場の整備の目標量を達成するために必要な路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する施策」は、駐車場整備地区内における路上駐車場及び路外駐車場の供給方針と、それに対する公共と民間の整備の分担及びそれぞれの整備を推進するための施策（公共駐車場の整備施策、民間駐車場の整備施策、建築行為に伴う駐車施設の附置に関する施策、駐車場の有効利用に関する施策等）等について定めること。
- ④ 法第4条第2項第4号の「地方公共団体の設置する路上駐車場で駐車場整備地区内にある路外駐車場によっては満たされない自動車の駐車需要に応ずるため必要なものの配置及び規模並びに設置主体」については、従来の「路上駐車場設置計画」に該当するものであり、駐車需要はあくまで路外駐車場で吸収することが望ましいものであることから、路外駐車場によっては満たされない駐車需要に応ずるため必要な路上駐車場に限って定めること。また、当該路上駐車場の配置及び規模を定める場合においては、政令第2条に掲げるところにより定めること。
- ⑤ 法第4条第2項第5号の「主要な路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要」は、駐車場整備計画の円滑な達成を図るために必要と判断される個別の路外駐車場の整備を地方公共団体としても特に推進していくために定めるものであり、都市計画駐車場やこれに準ずる特に重要な路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めるものであること。具体的には、「主要な路外駐車場」とは、都市計画駐車場、法第12条の規定により届け出なければならない駐車場（以下「届出駐車場」という。）又は公的融資を受ける駐車場とし、以下の点に留意して、②の目標年次までに事業化が見込まれるものについて、その位置、規模及び事業主体等の個々の路外駐車場の計画の概要を定めること。

また、駐車場整備計画の策定後においても、路外駐車場の新設又は増設が発生することとなることとあり、これらのうち前記観点から適当と考えられるものを必要に応じて当該計画において「主要な路外駐車場」として位置付けるため、法第4条第2項第5号に掲げる事項については、年1回程度適当と定める時期に見直しを行うものとする。ただし、事業が完了し供用が開始された主要な路外駐車場について、その事業の完了をもって当該計画から削除することを意味するものではないので、念のため申し添える。

イ 駐車場整備計画策定前に整備された路外駐車場の取扱いについて

駐車場整備計画策定後に新設される主要な路外駐車場については、把握できる限りの全てを定めることとするが、駐車場整備計画策定前に設置された既存の駐車場については、定めないこと。

ロ 増設の場合の取扱について

駐車場の増設事業が行われる場合については、当該増設前の駐車場自体が主要な路外駐車場として駐車場整備計画に既に位置付けられているときは、当該増設部分の規模のいかんにかかわらず、増設前の駐車場に係る事業の計画の概要に付加して増設の事業に係る計画の概要を定めること。当該増設前の駐車場自体が駐車場整備計画に位置付けられていないときは、増設に伴い、都市計画駐車場として位置付けられる場合、届出駐車場として届出される場合又は公的融資を受けることとなる場合に限り、当該増設の事業に係る計画の概要のみを定めること。

- ハ 一般公共以外の用に供される部分（いわゆる月ぎめ駐車に供する部分）から一般公共の用に供される部分（いわゆる時間駐車に供する部分）への転用の取扱いについて単なる転用については、設備投資をほとんど要せず、「整備」に該当するとは言い難いこと等にかんがみ、定めないこと。

(3) 駐車場整備計画を定めるに当たっての留意点

① 駐車場整備計画を定めるに当たっては、身体障害者の運転する自動車について配慮するとともに、当該計画には3（2）に掲げるもののほか、駐車場整備の必要性等の状況に応じて、商店街等荷さばきの頻度が高い地区における荷さばき施設の整備の方針に関する事、集合住宅等における駐車施設の整備の方針に関する事等の事項を定めることができること。

② 関係機関との協議等について

市町村は、駐車場整備計画を定めるに当たっては、法第4条第3項の定めによるほか、以下の点に留意して関係機関との協議等を行うこと。

イ 市町村は、駐車場整備計画を定めるに当たっては、あらかじめ、地方運輸局長の意見を聴くとともに、当該計画を定めたときは当該地方運輸局長に遅滞なく当該計画を通知すること。

ロ 市町村は、駐車場整備計画を定めようとする対象区域内に日本国有鉄道清算事業団（以下「事業団」という。）及び事業団の出資する事業団の土地の処分に関する事業を行う法人の所有する土地が含まれている場合には、事業団と相互に緊密な連絡調整を行うとともに、事業団が策定する土地利用に関する計画等に関する事業団の意見に十分配慮すること。

ハ 市町村は、駐車場整備計画を港湾区域内の埋立地及び臨港地区において定めようとするときは、あらかじめ、港湾管理者の意見を聴くとともに、当該計画を定めたときは当該港湾管理者に遅滞なく当該計画を通知すること。

ニ 市町村は、駐車場整備計画を定めるに当たっては、法第4条第2項各号に掲げる事項について、あらかじめ、都道府県公安委員会の意見を聴くとともに、当該計画を定めたときは当該都道府県公安委員会に遅滞なく同項各号に掲げる事項について当該計画を通知すること。

ホ 市町村においては、駐車場整備計画を定めるに当たって、地域小売商業への影響に配慮するとともに、駐車場法担当部局と商工担当部局の間の調整により商業者からの意見を反映させ、商店街整備計画その他の地域の商業関連計画との整合を十分図ること。

ヘ 市町村においては、駐車場整備計画を定めるに当たって、道路担当部局と十分な調整を図ること。

ト 市町村は、駐車場整備計画の対象となる路外駐車場の設置主体（道路管理者を除く。）に対し、当該路外駐車場の設置に当たっては、あらかじめ、都道府県公安委員会と連絡調整するよう指導すること。

③ 駐車場整備計画の策定・公表の手続等について

イ 駐車場整備地区の見直しを要しない市町村については、法施行後速やかに駐車場整備計画の策定作業に着手し、遅滞なく公表すること。

ロ 新たに駐車場整備地区を指定し又はその見直しを要する既指定の市町村については、法施行後速やかに都市計画決定又は変更の準備及び駐車場整備計画の策定作業に着手し、原則として都市計画決定又は変更の告示に併せて公表すること。

ハ 駐車場整備計画の公表は、市町村の公報等に掲載することにより行うとともに、公表後は公衆の閲覧に供するものとする。

ニ 駐車場整備計画は、法第4条第2項第5号に掲げる事項に係る見直しのほか、必要に応じ、おおむね5年を目途に包括的な見直しを行うこと。なお、その際の留意点、公表の手続等については、当該駐車場整備計画の策定時の留意点、公表の手続等に準ずること。

4 駐車場整備連絡協議会の設置について

(1) 市町村は、駐車場整備地区に関する都市計画を定めた場合においては、総合的かつ計画的な駐車場

整備の必要性に応じ、駐車場整備計画の策定その他当該地区における駐車場の計画的な整備の推進のために必要な連絡及び協議を行うため、都道府県、都道府県公安委員会、市町村及び当該市町村の区域内における道路の道路管理者を構成員とする駐車場整備連絡協議会を設置すること。

- (2) 駐車場整備連絡協議会は、必要に応じて、駐車場問題に関し学識経験を有する者その他駐車場の管理、運営に関係を有する者等の参加を求めること。また、小売商業に密接に関係する事項について協議がなされる場合は、商店街等の意見を反映させるため、市町村又は都道府県の商工担当部局の参加を求めること。

なお、当該協議会の庶務は、市町村（駐車場法担当部局）が行うこととする。

- (3) 駐車場整備連絡協議会の設置に際して、従来から同種又は類似の目的を持つ組織が存する場合には、両組織の設置目的、審議内容等が重複しないように配慮すること。

5 駐車場整備計画の実施に係る地方公共団体の責務について（法第4条の2関係）

(1) 改正内容について

本条は、駐車場整備計画に基づく総合的かつ計画的な駐車場の整備の推進を担保するため、当該計画の確実な実施を地方公共団体の責務として具体的に規定しているものであること。

(2) 留意点

駐車場整備計画を定めた市町村には当該計画の全体について、都道府県には当該計画のうち法第4条第3項の規定に基づき協議を受けた範囲内の事項について、計画の遂行の義務が生じることとなること。ただし、本条は、一般的な計画達成の責務を規定したものであり、地方公共団体に対して直ちに個別特定の駐車場の整備について努力義務を課するものではないこと。

なお、国は、駐車場整備計画の策定について、具体的な関与は定められていないが、駐車場整備計画の達成が図られるよう、必要な助言、指導等を行っていく責務を有するところであるので、念のため申し添える。

6 路上駐車場に関する規定の整備について（法第5条等関係）

(1) 改正内容について

① 路上駐車場設置計画の廃止について

駐車場整備計画の創設に伴い、路上駐車場設置計画は廃止することとしたが、改正前の駐車場法（以下「旧法」という。）の規定により定められている路上駐車場設置計画及び当該計画に定められている路上駐車場については、道路法及び駐車場法の一部を改正する法律附則第2条の規定により、当面は引き続き有効であるが、今般の法改正の趣旨にかんがみ、可能な限り速やかに駐車場整備計画に移行すること。

② 深夜等料金不徴収規定の廃止について

深夜等料金不徴収規定については、今般の改正により、今日大都市の都心部を中心に、深夜等においても料金を徴収し、駐車回転率を高めることが適当である場合があることから、深夜等の料金徴収については、路上駐車場を設置する地方公共団体が路上駐車場の料金徴収に係る条例を定める際に判断することとし、全国一律の不徴収規定は廃止することとしたものであること。

(2) 路上駐車場についての留意点

① 路上駐車場の位置付けについて

路上駐車場については、道路の走行車線上に設けられるものであり、道路交通上の観点からは、必要性を勘案して、限定的に設置を許容されるべきものであると考えられることから、今般の改正後も、従来どおり路外駐車場によっては満たされない自動車の駐車需要に応ずるための暫定的なものであるという位置付けは変更されないこと。

したがって、路上駐車場を設置する地方公共団体は、駐車場整備地区において、都市計画において定められた路外駐車場が整備されるに応じて、逐次当該路上駐車場を廃止すること。

なお、廃止する場合においては、あらかじめ都道府県公安委員会の意見を聴くこと。

② 路上駐車場の設置主体について

旧法の路上駐車場の設置主体は、原則として「道路管理者である地方公共団体」（指定区間内の一般国道にあっては都道府県又は指定都市、指定区域外の一般国道にあっては都道府県又は市）とされていたが、今般の改正により、道路法の規定に基づき道路管理者が道路上の自動車駐車場を設置することとなることから、法に基づき路上駐車場を設置する主体は、固有事務を執行する地方公共団体とされたものであること。

なお、路上駐車場を設置する地方公共団体は、道路法（昭和27年法律第180号）第20条の規定に基づき道路管理者と協議してその管理の方法を定めること。

③ 商工担当部局との連携について

地方公共団体においては、商店街・商業地域において路上駐車場を設置するに当たって、駐車場法担当部局と商工担当部局の間の調整により商業者の状況を十分把握し、商店街整備計画等との整合を十分図ること。

7 附置義務の強化について（法第20条関係）

(1) 改正内容について

今般の改正は、著しく拡大した駐車需要を建築物の敷地内において適正に吸収する必要があるところ、旧法の規定により建築物の延べ面積3,000㎡という規模を基準として附置義務を課すのであれば、その効果を十分期待し得ないことから、当該基準を見直すこととしたものであること。具体的には、

- ① 駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内において附置義務を課することのできる非特定用途建築物の条例で定める規模の下限を3,000㎡以上から2,000㎡以上に、
- ② ①の地域以外の一定の都市計画区域内において、附置義務を課することのできる特定用途建築物の条例で定める規模の下限についても、3,000㎡以上から2,000㎡以上に、それぞれ引き下げるものであること。

(2) 附置義務の強化についての留意点

建築物の建築者に対して適正な原因者負担を課す観点から、都市計画に駐車場整備地区を定めた都市についてはもとより、自動車交通のふくそうの著しい地区など駐車場整備の必要性等が顕在化している地区を含む都市のうち、附置義務条例未制定の都市にあっては、条例の制定に努めるとともに、既に制定している都市にあっては、「標準駐車場条例の改正について」（平成2年6月11日付け建設省都再発第58号建設省都市局長通達）に示したひな型を参考としてその見直しを進めること。なお、標準駐車場条例の今般の法改正に伴う改正については別途通達することとしているので念のため申し添える。

8 地方税法の改正について（道路法及び駐車場法の一部を改正する法律附則第7条関係）

(1) 改正内容について

地方税法においては、既に可決成立した一部改正法（平成3年法律第7号。平成3年4月1日施行）により、法第2条第2号に規定する路外駐車場（複数の階に設けられるもの、地下に設けられるもの又は自治省令で定める特殊の装置を用いて設けられるものに限る。以下「特定路外駐車場」という。）で都市計画において定められたもの（以下「特定都市計画駐車場」という。）の用に供する家屋（固定資産税にあっては、家屋及び償却資産）について、不動産取得税（当該取得が平成3年4月1日から平成5年3月31日までの間に行われたときに限る。）及び固定資産税（平成3年1月2日か

ら平成5年1月1日までの間に建設され、又は設置されたものの用に供するものに限る。)のそれぞれの課税標準を、地下に設けられる部分は2分の1に、地上に設けられる部分は3分の2とする軽減措置(固定資産税にあつては、当初5年度分に限る。)が講じられることとなっていること。

一般の改正は、これと併せて、特定都市計画駐車場以外の特定路外駐車場で、法第12条の規定による届出に係るもの(駐車場整備計画において、法第4条第2項第5号に掲げる事業として定められた事業に係るもので当該計画に従って整備されるものに限る。以下「特定届出駐車場」という。)の用に供する家屋(固定資産税にあつては、家屋及び償却資産)についても、不動産取得税(当該取得が平成5年3月31日までに行われたときに限る。)及び固定資産税(平成3年11月1日から平成5年1月1日までの間に建設され、又は設置されたものの用に供するものに限る。)のそれぞれの課税標準を、地下に設けられる部分は3分の2に、地上に設けられる部分は4分の3とする軽減措置(固定資産税にあつては、当初5年度分に限る。)を講ずることとするものであること。

(2) 不動産取得税及び固定資産税の軽減措置の特例の対象となる特定届出駐車場についての留意点

- ① 駐車場整備計画に定める「主要な路外駐車場」には、継続的に特定の者の利用に供される月ぎめ駐車場等は含まれず、したがって、不動産取得税及び固定資産税の軽減措置の特例は、月ぎめ駐車場等には適用されないこと。
- ② そもそも法第2条第2号の路外駐車場には、月ぎめ駐車場等は含まれず、「届出駐車場」も、駐車場のうち一般公共の用に供されるいわゆる時間駐車に供する部分の面積が500㎡以上である等一定の要件を満たすもののうち、月ぎめ駐車に供する部分を除外した時間駐車に供する部分に限定されるものであること。したがって、月ぎめ駐車に供する部分と時間駐車に供する部分が併設されている場合であっても、特定届出駐車場として不動産取得税及び固定資産税の軽減措置の特例の対象となるのは、当該駐車場のうち、法第12条の規定に基づく届出に係る一般公共の用に供される部分に限定されること。
- ③ 特定届出駐車場は、駐車場整備計画に従って整備されるものであることが要件とされており、駐車場整備計画策定前に設置された届出駐車場は含まれないものであること。
- ④ 駐車場の増設事業が行われる場合の既存部分(当該部分が駐車場整備計画に位置付けられていない場合に限る。)及び一般公共以外の用に供される部分(月ぎめ駐車に供する部分)のうち一般公共の用に供される部分(時間駐車に供する部分)に転用される部分は、駐車場整備計画に定められないことから、特定届出駐車場に該当しないこと。

9 路外駐車場に関する届出等に関する省令(昭和33年運輸省・建設省令第1号。以下「省令」という。)の改正について

(1) 改正内容について

法の運用を適正化するため、法第12条の届出を行う際の、省令で定める届出書の様式について以下の内容の改正を行った。

- ① 「境域面積」を「駐車場の区域の面積」とすること。(その意義については従前どおりとする。)
- ② 「駐車場の用に供する部分の面積」については、一般公共の用に供する部分とそれ以外の部分の双方がある駐車場に関しては、本来、前者のみが法律上の「駐車場の用に供する部分」に該当するところであるが、届出書にはそれぞれの部分の面積等を記載させることとすること。
- ③ 従前の「駐車場の用に供する部分の面積」に加えて、車路等も含めた「駐車場の用に供する部分の面積」を記載させることとすること。
- ④ 機械式駐車装置を用いる路外駐車場に関しては、当該駐車装置に係る「建設大臣の認定番号」等

を記載させることとすること。

(2) 届出書作成等に当たっての留意点

- ① 「届出駐車場に係る駐車場法の運用と機械式駐車装置の安全性の確保について」（平成2年9月11日付け建設省都再発第66、67、68号建設省都市再開課長通達）において、時間駐車と月ぎめ駐車
の双方を取り扱う駐車場について、月ぎめ駐車に供する部分も含めて駐車用に供する部分の面積
が500㎡以上であるならば、当該駐車場の設置者には駐車場法第12条の規定による届出義務がある
と解される旨通達したところであるが、今後は、上記改正に伴い、いわゆる時間駐車に供する部分
のみの面積が500㎡以上である場合に限り、届出義務があると解して運用に当たること。
- ② 都道府県知事（指定都市にあっては、その長。以下同じ。）は、法第12条の届出に係る路外駐車
場を設置する者（以下「路外駐車場管理者」という。）に対し、一般公共の用に供される部分（時
間駐車に供する部分）と一般公共以外の用に供される部分（月ぎめ駐車に供する部分）とが併設さ
れる場合にあつては、8の税制上の特例措置の対象が一般公共の用に供される部分に限られること
等を踏まえ、两部分を明確にして記載するよう指導すること。変更の届出についても同様とするこ
と。
- ③ 都道府県知事は、路外駐車場管理者に対し、駐車用に供する部分の中に一般公共以外の用に供
される部分がある場合にあつては、省令第1条第2号及び第3号の平面図において、一般公共の用
に供される部分及び一般公共以外の用に供される部分それぞれの範囲を明確に分離して示すよう指
導すること。
- ④ 都道府県知事は、税制上の特例措置（所得税・法人税）の対象となる路外駐車場の路外駐車場管
理者に対し、当該特例措置の対象について、駐車場の用に供する部分（車路等を含む。以下同じ。）
の床面積が2,000㎡以上又は駐車場が設置される建築物の床面積のうち当該駐車場の用に供する部
分の床面積の占める割合が2分の1以上であることが要件となっていること等にかんがみ、建築物
内の駐車場の用に供する部分の面積を明確にするよう指導すること。
- ⑤ 都道府県知事は、路外駐車場管理者に対し、特殊の装置に係る政令第15条の「建設大臣の認定」
の概要（認定番号、特殊の装置の名称及び製造者名）を記載するよう指導すること。

Ⅶ 標準駐車場条例の改正について

平成3年11月1日
建設省都再発第103号
各都道府県知事・各政令
指定都市の長あて建設省
都市局長から通知

道路法及び駐車場法の一部を改正する法律（平成3年法律第60号）は平成3年5月2日に、道路法施行令及び駐車場法施行令の一部を改正する政令（平成3年政令第317号）は同年10月4日に公布され、いずれも同年11月1日より施行されたところであるが、それに伴い、「標準駐車場条例の改正について」（平成2年6月11日付け建設省都再発第58号建設省都市局長通達）の別添の標準駐車場条例（以下「標準条例」という。）の一部を左記のとおり改正したので、通知する。

本改正は、今般の駐車場法（昭和32年法律第106号）及び駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）の一部改正により、路上駐車場に関する深夜等料金不徴収規定が廃止されたこと及び建築物に対する附置義務の基準が延べ面積3,000㎡から2,000㎡に引き下げられたことに伴い、それぞれ所要の改正を行う（標準条例第3条及び第5条関係並びに第25条関係）とともに、罰則規定における罰金の額について、制定時から現在までの物価水準の上昇及び他の法律等における類似の罰金の額等を勘案しつつ、引上げを行った（標準条例第35条関係）ものである。

今後、建築物における駐車施設の附置等に係る駐車場条例又はその一部を改正する条例を定めるに当たっては、本通達による改正後の標準条例を参考とするとともに、当職と十分に連絡を取り合うこととされたい。なお、これらの条例については、公布の日から施行することが望ましいが、この場合、施行後一定の期間内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者については、新たな駐車施設の附置の基準を適用しないことが適当と考えられるので、所要の経過措置を講じられるよう申し添える。

また、貴管下市町村に対しても、本通達の周知徹底方取り計らわれたい。

<参 考>

- ・駐車場整備地区の都市計画の様式

〇〇都市計画駐車場整備地区の $\frac{\text{決 定}}{\text{変 更}}$ (〇〇市決定)

都市計画駐車場整備地区を次のように $\frac{\text{決 定}}{\text{変 更}}$ する。

面	積	備	考
約	ha		

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 「面積」は、ha単位で記載すること。ただし10ha未満のものにあつては小数点以下第1位までを記載すること。

注2) 駐車場整備地区が数地域に分かれている場合は、それぞれの地域ごとの名称及び面積を「備考」欄に記載すること。

- ・駐車場の都市計画の様式

〇〇都市計画駐車場の $\frac{\text{決 定}}{\text{変 更}}$ (〇〇市決定)

都市計画駐車場を次のように $\frac{\text{決 定}}{\text{変 更}}$ する。

名 称		位 置	面 積	構 造	備 考
番号	駐車場名				
〇	〇〇駐車場	〇〇市〇〇町〇〇丁目	約 m ²	地上〇層 地下〇層	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

注1) 「自動車駐車場」と「自転車駐車場」とは別業とすること。

注2) 「位置」は、町丁目又は字まで記載すること。

注3) 「面積」は、駐車場の敷地の面積をいい、100m² (1,000m²未満のものにあつては、10m²) 単位で記載すること。

注4) 「構造」欄には、階層を記載すること。

注5) 「備考」欄におおむねの駐車台数及び出入口の箇所数を記載すること。

VIII 駐車場整備計画の策定について

平成3年11月25日
建設省都再発第114号
各都道府県知事・政令
指定都市の長あて建設
省都市局都市再開発課
長から通知

標記については、「駐車場法の一部改正について」（平成3年11月1日付け建設省都再発第99号建設省都市局長通達）をもって、その基本的事項について通達されたところであるが、その運用にあたっては、さらに左記事項に留意のうえ、遺憾なきようにされるとともに、すみやかに、この旨貴管下市町村に対しても周知徹底方取り計らわれたい。

記

1 駐車場整備計画策定の留意事項

① 駐車場整備地区と駐車場整備計画の関係

駐車場整備計画は、原則として駐車場整備地区毎に策定すること。ただし、土地利用状況、駐車特性等を勘案し、駐車場整備地区を複数の地区（以下、「分区」という。）に分けて、駐車場整備計画を策定することが適切な場合は、分区毎に駐車場整備計画を策定できること。この場合、その公表については、分区毎ではなく、駐車場整備地区全体を同時に行うことが望ましいこと。

② 「路上駐車場」及び「路外駐車場」の扱いについて

駐車場整備計画における「路上駐車場」及び「路外駐車場」については、駐車場法第2条第1号及び第2号に規定されているとおり、それぞれ一般公共の用に供される駐車場のみを指すものであり、継続的に特定の者が利用するいわゆる月ぎめ駐車場等は含まれないものであること。一般公共の用に供される部分と専用的に使用される部分が併設される駐車場についても、前者のみが「路外駐車場」に該当すること。

③ 道路管理者との調整

道路管理者の整備による駐車場については、道路管理者が策定した当該駐車場に係る計画を踏まえ、駐車場整備計画に含めること。

2 駐車場整備計画の内容

駐車場整備計画の策定にあたっては、以下の事項に留意の上、各駐車場整備地区の状況に合わせ、その内容は適宜取捨選択あるいは付け加えることができること、また、駐車場整備計画においては、駐車場整備地区（または分区）の区域について、位置、範囲及び面積を示すとともに、参考として当該区域を示す図面を添付すること（当該図面については、公報等へ掲載する必要はないこと）。

① 「路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する基本方針」

当該駐車場整備地区における駐車需給の概況、駐車特性を示すとともに、駐車場不足を背景として発生している都市機能の低下、交通混雑及び安全性の低下等の駐車場問題の実態を示し、これを踏まえた今後の駐車場整備の基本方針を内容とすること。この場合、基本方針は、当該市町村の土地利用、都市施設等に関する都市計画に適合するように定めること。

さらに、必要に応じ、総合的な都市交通計画の一環として実施される駐車需要を削減する方策等、

駐車場整備以外の対策も含めた内容とすることができること。

② 「路上駐車場及び路外駐車場の整備の目標年次及び目標量」

目標年次はおおむね10年後程度とするが、必要に応じ、中間目標年次として5年後程度、長期目標年次として20年後程度を加えることができること。

また、目標年次の整備目標量については、現在の駐車需給、駐車特性及び将来の予測される駐車需要量を踏まえ設定すること。この場合、当該地区の状況、性格等により、平日あるいは休日のいずれか大きい将来の駐車需要量に基づくことが望ましいこと。

なお、路外駐車場に関する整備目標量は、将来の駐車需要量を満たすことが望ましいが、少なくとも現在の駐車場不足を背景として発生している都市の諸問題の状況を相当程度緩和する整備目標量は確保すること。

③ 「路上駐車場及び路外駐車場の整備の目標量を達成するための必要な路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する施策」

路外駐車場の整備に関する公共と民間の分担については、駐車需要の質及び量の観点から、公共と民間のそれぞれが分担する駐車場整備の基本的な考え方を示すこと。

駐車場の整備に関する施策については、目標年次までに当該地区内で実施されることが見込まれる施策について盛り込むこと。この場合、市町村独自の駐車場整備施策については、目標年次までに講じようとしている施策についても、記述すること。

④ 「地方公共団体の設置する路上駐車場で駐車場整備地区にある路外駐車場によっては満たされない自動車の駐車需要に応ずるため必要なものの配置及び規模並びに設置主体」

地方公共団体の設置する路上駐車場については、設置する路線名及び区間、設置主体、規模並びに供用開始予定年を別表1の様式を参考に記述すること。

また、路上駐車場の配置については、参考として図面により表示すること。（当該図面については、公報へ掲載する必要はないこと）。

⑤ 「主要な路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要」

主要な路外駐車場については、駐車場名、整備主体、位置、規模、駐車場種別（都市計画駐車場、届出駐車場又はその他の駐車場別）及び供用開始予定年を別表2の様式を参考に記述すること。この際、増設される場合の規模欄には、当該増設分を記入することとし、その下段にかっこを付して駐車場整備計画策定前から存する既設分を記入すること。

規模が縮小する場合については、本表に記入する必要はないこと。

なお、当該「主要な路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要」については、年1回程度見直しを行うこととされているが、その際、新規の事業がある場合には、当該事業の概要を別表2に追加し、当該駐車場整備計画策定の手続きに準じて公表すること。ただし、公報等への掲載については、新規に追加する事業に係る部分のみで差し支えないこと。

また、主要な路外駐車場の位置については、参考として図面により表示すること（当該図面については、公報等へ掲載する必要はないこと）。

別表1

路線名	区 間	設置主体	規 模	供用予定年

注) ・路上駐車場の位置については、別途地図に図示している。

別表2

駐車場名	整備主体	位 置	規 模	駐車場種別	供用予定年	備 考

注) ・主要な路外駐車場の位置については、別途地図に図示している。

平成6年1月20日 建設省都再発第3号
建設省都市局長から各都道府県知事、各政令
指定都市の長あて通達

建築物における駐車施設の附置等について定める駐車場条例のひな型として、先に標準駐車場条例（平成3年11月1日付け建設省都再発第103号都市局長通達）を送付しているところであるが、近年の駐車問題に適切に対処するため、標準駐車場条例を別添のとおり改正したので通知する。今後、建築物における駐車施設の附置等に係る駐車場条例又はその一部を改正する条例を定めるに当たっては、本通達による改正後の条例を参考とするとともに、当職と十分に連絡を取り合うこととされたい。

なお、これらの条例については、公布の日から施行することが望ましいが、この場合、施行後一定の期間内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者については、新たな駐車施設の附置の基準を適用しないことが適当と考えられるので、所要の経過措置を講じられるよう申し添える。

また、貴管下市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、この旨周知徹底方お願いする。

X 標準駐車場条例の改正について

平成6年1月20日
建設省都再発第4号
建設省都市局都市再開発
課長から各都道府県及び
政令指定都市の駐車場担
当部局長あて通達

標記については、近年の駐車問題に適切に対応し、都市の駐車需要の実態に即した基準とするため、平成6年1月20日付け建設省都再発第3号をもって、都市局長から都道府県知事及び政令指定都市市長あてに通達したところである。

本改正は、近年、貨物自動車等の荷物の積卸し等に伴う路上駐車が深刻化している状況にかんがみ、駐車場の附置について荷さばき駐車需要に対応するための所要の措置を講ずることを目的とするものである。

駐車場条例の具体の基準等の設定に当たっては、当職と十分に連絡を取り合うとともに、今後下記事項に留意の上、各都市の駐車需要、駐車施設の整備状況等に応じて適切に対応することとされたい。

なお、貴管下市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、この旨周知徹底方お願いする。

記

一 荷さばきのための駐車施設の附置について（第25条の2関係）

(1) 標準駐車場条例第25条の2において、新たに貨物自動車等の荷さばきのための駐車施設の附置を位置付けている趣旨は、現行の制度に基づく附置台数の内数として荷さばきのための駐車施設の附置の台数を規定し、現在路上等で行われている積卸し等を当該建築物又は当該建築物の敷地内で行うことにより、道路交通の円滑化を図り、都市の機能の維持及び増進を図ることとしたものであること。

(2) 標準駐車場条例における基準値は、都市規模に応じた一応の目安を示したものであり、条例の制定に当たっては、各都市における効果・影響等についての十分な調査の下に適切な基準値を設定すること。

(3) 同条第1項ただし書き中、「当該建築物の敷地の面積が市長の定める面積を下回る場合」とした趣旨は、敷地の規模によっては荷さばきのための駐車施設の附置が著しく困難であり、建築そのものが不可能にあるおそれがあることから、あらかじめ市長が定めた面積以下の敷地に新築される建築物については荷さばきのための駐車施設の附置を免除することができることとしたものであること。

この場合において、市長が定める面積については、概ね1,000平方メートルを想定しているが、土地利用状況等地域の状況によっては、1,000平方メートルよりも低い値を設定することが適切である場合も考えられるので、地方公共団体において十分な調査の下に設定すること。

(4) また、「共同で荷さばきを行うための駐車施設の計画的な整備及び活用その他の代替措置により、荷さばきのための駐車施設の整備と同等以上の効力があると市長が認める場合」とした趣旨は、共同で荷さばきを行うための駐車施設の計画的な整備がなされ、これが活用されることが明らかな場合、敷地内で建築物のセットバックや車寄せの整備により荷さばきのための十分なスペースがある場合等の代替的な措置がとられる場合には、市長の判断により荷さばきのための駐車施設の附置の免除又は附置すべき台数の緩和を行うことができることとしたものであること。

(5) ただし、荷さばきのための駐車施設の附置の免除又は附置すべき台数の緩和を行う場合であっても、標準駐車場条例第25条の規定により附置しなければならないとされる台数以上の駐車施設は確保される

必要があるので留意すること。

二 第25条の2第2項の適用について

標準駐車場条例第25条の2第2項において、特定の地区を限って異なる基準値を設けることとした趣旨は、都市内の駐車需要の発生及び建築規模の分布については、地域によって大きな違いがあることが多いことにかんがみ、地区の特性に応じて適切な基準値を設定し、当該地区において必要な荷さばきのための駐車施設の附置の確保を図ることとしたものであること。

したがって、地区の指定及び基準値の設定は、十分な調査の下に、地区の実態を踏まえて行うこと。

三 荷さばきのための駐車施設の規模について（第29条第4項関係）

- (1) 現行の制度における駐車施設の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上としているが、今般、第29条第4項を設け、貨物自動車等の荷さばき駐車施設の規模については、幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上とした上で、新たにはり下の高さが3メートル以上でなければならないこととしたものであること。この場合において、はり下の高さについては、通常都市内で貨物の運搬に利用される貨物車を対象として設定したものであり、当然のことながら、車路においても3メートル以上のはり下の高さを確保する必要があること。
- (2) 荷さばきの駐車施設について適切な規模を確保することに加えて、その効用を適切に発揮させるために、必要に応じ荷さばきスペースを設け、昇降機等荷さばきのための施設の配置への配慮が行われることが望ましいものであること。
- (3) 同項ただし書き中、「当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合」とした趣旨は、例えば、地下における荷さばきのための駐車施設の整備に際し、地下鉄計画等との関係から十分な規模を確保することが困難な場合等当該建築物の構造又は敷地の状態を勘案してやむを得ない場合は、市長の判断により、荷さばきのための駐車施設の規模の緩和を行うことができることとしているものであること。この場合において、規模の緩和については、荷さばきのための駐車に対する効力を可能な限り確保すべきことを念頭に置いて行うこと。

X I 標準駐車場条例の改正について（技術的助言）

平成16年7月2日 国都街第17号
国土交通省都市・地域整備局長から各都道府県
知事、各政令指定都市の長あて通知

建築物における駐車場施設の附置等について定める駐車場条例のひな型として、先に標準駐車場条例（平成6年1月20日付け建設省都再発第3号建設省都市局長通達）を送付しているところであるが、近年の駐車場問題に適切に対処するため、標準駐車場条例を別添のとおり改正したので通知する。

また、貴管下市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、この旨周知徹底方願いする。

X II 都市の交通実態に即した路外駐車場の整備を推進するための措置
(駐車場出入口規定の弾力化及び駐車場附置義務の弾力化) について (技術的助言)

国 都 街 第 1 8 号
平 成 1 6 年 7 月 2 日
各 都 道 府 県、各 指 定 都 市 の
駐 車 場 担 当 部 局 長 あ て
国 土 交 通 省 都 市 ・ 地 域
整 備 局 街 路 課 長 か ら 通 知

標記については、規制緩和推進3か年計画等にも位置づけられているものであり、今般、路外駐車場の自動車の出入口に係る規制の合理化を図るため駐車場法施行令を改正するとともに、附置義務についてより柔軟かつ合理的な運用が図られるよう、平成16年7月2日国都街第17号をもって都市・地域整備局長から都道府県知事及び政令指定都市市長あて通知したところである。

以上の事項については、下記に留意の上、適切な制度の運用に努めて頂きたい。

また、貴管下市町村(政令指定都市を除く)に対しても、本通知の内容について周知方お願いしたい。

記

1 駐車場法の一部改正について

(1) 交差点等への出入口の設置(令第7条第2項及び第3項関係)

本改正により、交差点等への自動車の出入口の設置が国土交通大臣の認定により可能となるが、これは個々の案件ごとに国が交通への影響を評価し、交差点等へ出入口を設置することにより交通への影響が抑制され円滑な交通処理ができることを確認した場合に限定して認定するものである。

国の認定にあたっては、あらかじめ、道路管理者や都道府県公安委員会と綿密な調整を図るところであり、また本認定が地方公共団体の事務である開発許可等と密接に関連することから、関係部局の協力が得られるよう、緊密な連総調整を図られたい。

なお、国の認定に係る権限は、駐車場法施行規則第5条第2号に基づき、地方整備局等に委任されており、当該事務は地方整備局等において所掌することになるため、具体的な案件については、地方整備局等と適宜調整されたい。

(2) 出入口の隔離に係る規制の適用除外(令第7条第5項関係)

本改正により、自動車の駐車の用に供する面積が6000㎡以上の路外駐車場については、自動車の出入口が設置される道路が中央分離帯等により物理的に往復の方向別に分離されている場合は、出口と入口とを10m以上分離することを要しないこととなるものである。

2 標準駐車場条例の改正について

本改正は、建築物における駐車施設の附置等について、地区の交通特性や建築物の用途等に対応し、合理的できめ細かい基準を設定すること等により、良好な土地利用の促進と円滑な地区交通処理等を図ることを目的とするものである。駐車場条例の制定・運用にあたっての留意点は以下の通り。

(1) 附置を義務付ける駐車施設1台当たりの床面積（原単位）について （第25条及び第25条の2関係）

標準駐車場条例第25条等において示している原単位は、一応の目安を示したものに過ぎず、従来より、条例の制定にあたっては、各都市における効果・影響等についての十分な調査の下に適切な原単位を設定されたい旨示していたところではあるが、今般この趣旨を徹底し、地方公共団体の独自の政策判断に応じた設定を推奨するため、標準条例における原単位は、あくまでも参考である旨を明確にするためとして表現の適正化を図ったので、原単位の設置・変更にあたってはこの旨改めて十分に留意されたい。

(2) 特定の地区毎に別途の駐車施設附置に係る基準を設定することについて （第25条及び第25条の2関係）

標準駐車場条例第25条第2項及び第25条の2第2項において、特定の地区ごとに別途の基準値を設けることを可能とした趣旨は、地区の交通特性や建築物の用途等によって駐車需要の発生に大きな違いがあることに加え、既存駐車場の有効活用方策や地区内の交通処理計画の内容に応じ、新たに設置すべき駐車施設の量が変わること等から、基準の合理化を推進するものである。

したがって、別途の基準を設ける地区の設定及びその地区における基準値の設定にあたっては、十分な調査の下に、その地区の実態や地区交通計画等を踏まえて行われたい。

(3) 隔地における附置駐車施設について（第30条、第30条の2関係）

小規模な附置駐車施設が多数設置されることは、駐車場の出入口が随所に設けられることによる交通阻害や土地効率的な利用等の観点から問題が多い。このため、まちづくりや地区交通処理の方針と連動して、建築物及びその敷地以外の場所（いわゆる「隔地」）で駐車施設を確保する手法を採用し、駐車場施設の配置を戦略的に誘導することを積極的に検討されたい。

また、隔地で駐車施設を設置させる場合には、当該駐車施設の位置、規模等の必要な情報を把握するとともに、標準条例第33条及び第34条に規定される立入検査、措置命令の適切な運用等、当該駐車施設の機能が維持されるために措置を講ずることが望ましい。

なお、荷さばきに係る隔地附置については、共同荷さばきの設置を含めた地区内の適切な荷さばきに関する方針を検討した上で、取り扱いを決定することが望ましい。

X 「駐車場管理規程例」の策定について（技術的助言）

国 都 街 第 6 4 号
平成 1 7 年 1 月 2 6 日
都道府県、指定都市、中核市、
特例市の駐車場担当部局長あ
て国土交通省都市・地域整備
局街路課長から通知

標記について、社団法人全日本駐車協会及び財団法人東京都道路整備保全公社の協力を得て、駐車場の管理運営の適正化及び利用者の保護を図るため、駐車場管理規程を定める際の参考となるよう別添のとおり「駐車場管理規程例」を定めたので、下記の事項に留意の上、管内の路外駐車場管理者への周知をお願いします。

記

I. 管理規程例を策定した背景

駐車場に車両を放置したまま、特に連絡もなく利用者が車両を引き取りに現れない、若しくは引き取りを拒否するという、いわゆる長期滞留車の問題が顕在化してきており、駐車場の収益圧迫の要因となるだけでなく、他の利用者への迷惑要因ともなっている。

今般、自動車リサイクル法が本格施行され、既存の車両についても廃車若しくは最初の車検時にリサイクル料金の負担を求められることになり、これを避けようとする所有者が駐車場に自動車を放置する行動も考えられる。

一方、駐車場管理者の中には、長期滞留車に対し、駐車場法16条（善管注意挙証義務）の規定の存在ゆえに、長期滞留車に対して車両の移動を含め何らの措置を講ずることもできないと理解している向きも一部にある。加えて、法的に担保されていない限り、車両を廃棄することは刑法犯（器物損壊）に該当するものと理解されている向きもある。

このような状況の中、駐車場管理の現場では、極めて長期にわたり引き取りの見込みのない車両が保管されていたり、反対に、駐車場管理者において車両返却等の十分な努力がなされないまま車両が廃棄等されている事例もあるものと推測される。

この管理規程例は、駐車場事業者と利用者との間の契約において長期滞留車の取り扱いを明確にしておくことが、長期滞留車問題対処のために必要かつ十分な事項であるとの認識のもと、個々の駐車場の管理規程を定める際に参考となる雛形を定めることにより、適切なルールに則った駐車場運営を促すとともに、駐車場利用者の利益の保護に資することを目的としている。

なお、この管理規程例は、上述のとおり各駐車場事業者が管理規程を定める際の参考として策定されたものであり、各駐車場において実際に管理規程を定めるにあたっては、駐車場法13条2項に列記された必要的事項以外については、各駐車場の管理運営の状況に応じて追加、削除若しくは変更して適用すべきことは当然である。

II. 駐車場管理規程の制定及び変更にあたっての留意事項等

[駐車場利用者への明示等]

管理規程が有効となる前提条件として、駐車場利用者が容易に認識できるよう管理規程を明示しておくこと。特に、利用者から連絡のないまま長期に置かれている車両は、管理規程により処分されることがある旨については、駐車券等にも明示しておくことが望ましい。

なお、駐車場法第12条に基づくいわゆる届出駐車場について、管理規程を変更した場合は、同法第13条4項により、変更から10日以内に都道府県知事等への届出が必要であるので注意されたい。

[警察への照会]

長期滞留車については、盗難車両等事件性を帯びた車両である可能性もあるので、管理規程に基づく手続と並行して、車両の特徴等について管轄の警察署に照会しておくことが望ましい。その際、警察から何らかの指示があれば、当然それに従うこと。

[車両の売却処分]

この管理規程例では、長期滞留車は最終的に売却処分、廃棄処分等がなされることになるが、軽自動車以外の自動車については、道路運送車両法による所有権登録制度が存在するため、所有者の了解がない状態で任意に売却することは事実上不可能であることに留意する必要がある。したがって売却をする場合は、裁判所による競売（民法497条）・所有権確認の訴え等の手続を経る必要があると考えられる。

[車両処分の経過の記録等]

管理規程に基づく長期滞留車処理を進める上で、利用者等からの疑問、苦情等に応えるため、処理経過（利用者に対して発した通知の写しや駐車場の掲示を適正に行ったことを証明する写真等を含む）は詳細に記録・保存しておくことが必要である。

また、長期滞留車処理に関する知見の共有を図るため、当該記録についてはプライバシーに関わる情報を除外した上で、できる限り国土交通省街路課担当まで提出いただきたい。

[相談窓口]

管理規程、長期滞留車の処理その他駐車場の管理運営に関して不明点等があれば、国土交通省街路課駐車場担当において相談を受け付ける。

連絡先：国土交通省都市・地域整備局街路課
企画法制係長 田邊、駐車場係長 永田
(tel:03-5253-8415)

(別添)

駐車場管理規程例

1 名称

***駐車場

所在地 ○○県○○市○○区○丁目○番○号

2 駐車場管理者

(1) 所在地 ○○県○○市○○区○丁目○番○号

(2) 名称 ****駐車場株式会社

(3) 電話 ○○○(○○○)○○○○(代表)

(4) 代表者 代表取締役社長 ○○○○

第1章 総則(第1条-第6条)

第2章 利用(第7条-第13条)

第3章 駐車料金及び算定等(第14条-第17条)

第4章 引取りのない車両の措置(第18条-第21条)

第5章 保管責任及び損害賠償(第22条-第26条)

第6章 雑則(第27条)

第1章 総則

(通則)

第1条 本駐車場(以下「駐車場」という。)の利用に関する事項は、この規程による。

(契約の成立)

第2条 駐車場の利用者(以下「利用者」という。)は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

(営業時間)

第3条 駐車場の営業時間は、毎日○○時から○○時までとする。

(時間制利用の利用期間)

第4条 駐車場の1回の利用(定期駐車券による利用を除く。)は、駐車券を受け取った日から起算して7日目の営業時間終了時までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、駐車場管理者(以下「管理者」という。)の判断によりこれを延長することができる。

(営業休止等)

第5条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避(以下「営業休止等」という。)を行うことができる。

(1) 自然災害、火災、浸水、爆発施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合

(2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合

(3) 工事清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合

(駐車できる車両)

第6条 駐車場に駐車することのできる車両(自動二輪を含む。以下同じ。)は、積載物又は取付物を含めて長さ○.○m、幅○.○m、高さ○.○m及び重量○tを超えないものに限る。

第2章 利用

(駐車場の入出等)

第7条 車両が入庫するときは、入口管理事務所において駐車券の交付を受け、係員の指示する駐車位置に入庫するものとする。

2 車両が出庫するときは、出口管理事務所において係員に駐車券を返納し、駐車料金を納付し、出庫するものとする。

3 定期駐車券による利用者(以下「定期駐車券利用者」という。)は、定期駐車券の確認を受けた後入出庫するものとする。

4 駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

(駐車位置の変更)

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

(駐車場内の通行)

第9条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

(1) 徐行すること。

(2) 追い越しをしないこと。

(3) 出庫する車両の通行を優先すること。

(4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。

(5) 標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

(遵守事項)

第10条 前条に掲げるものの他、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の位置以外で喫煙したり、火器を使用しないこと。
- (2) 紙屑、ぼろ切れ、吸殻等のごみは各所定の容器に入れること。
- (3) 他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。
- (4) 運転者は控室において飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと。
- (5) 場内において宿泊しないこと。
- (6) 車両を洗浄し、修理する場合は所定の場所において行うこと。
- (7) 場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちに係員に届け出ること。
- (8) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。
- (9) 場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為は絶対にしないこと。
- (10) その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと

(入庫拒否)

第11条 管理者は、駐車場が満車である場合は受付を停止するほか、次の場合には駐車を断り、又は車両を退去させることができる。

- (1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり汚すおそれがあるとき。
- (2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載したり取り付けているとき。
- (3) 著しい騒音や臭気を発するとき。
- (4) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、または液汁をだしたり、こぼすおそれがあるとき。
- (5) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(出庫拒否)

第12条 管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。

- (1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。
- (2) 利用者が出庫する場合に所定額の現金を納付しないとき、又は定期駐車券を提示しないとき

(事故に対する措置)

第13条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第3章 駐車料金及び算定等

(時間制駐車料金)

第14条 時間制駐車料金は、車両1台につき次の表のとおりとする。

時間区分	料金の額
普通時間 午前8時から午後11時まで	駐車時間30分(30分未満は30分に切り上げる) につき 金 円
夜間時間 午後11時から翌日の午前8時まで	駐車時間60分(60分未満は60分に切り上げる) につき 金 円

(消費税を含む)

(時間制駐車料金おける駐車時間)

第15条 時間制駐車料金を算出するための駐車時間(この条において「駐車時間」という。)は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から出庫の時刻までの時間とする。この場合駐車場内での洗車、修理、駐車位置の変更等のため車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。

3 駐車時間が前条の普通時間区分又は夜間時間区分にまたがる部分については、入庫時の単位駐車料金で計算する。

(定期駐車券及び定期駐車料金)

第16条 定期駐車券を発行する場合には、利用者は管理者との間においてあらかじめ定期駐車契約を締結するものとする。ただし、定期駐車券の発行数については、駐車場の利用状況に応じて決定する。

(1) 料金

種類	有効時間	通用期間	料金
全日定期駐車券	午前0時から午後12時まで	1カ月	円
昼間定期駐車券	午前8時から午後8時まで		円
夜間定期駐車券	午後6時から翌日午前8時まで		円

(消費税を含む)

(2) 定期駐車券による駐車場の利用等については、定期駐車契約で定めるもののほか、以下に定めるところによる。

- ① 定期駐車券は、他人に譲渡、転貸してはならない。
- ② 駐車場が満車であるときは、定期駐車券利用者に対して駐車を断ることがある。この場合、定期駐車料金の割戻しはしない。
- ③ 利用者は毎月15日までに翌月分の駐車料金を管理者に持参するか、その指定人に支払わなければならない。
- ④ 定期駐車による利用者がその有効時間又は通用期間を超えて駐車した場合は、超過時間の駐車時間の算定は第14条の規定による。
- ⑤ 月の途中契約の場合は、その月の駐車料金は日割り計算とし、その月の分を前納する。また、月の途中解約の場合は、日割り計算した残額から所定の手数料を控除した額を返金する。ただし、第5条の規定に基づき営業休止をしたため、定期駐車券利用者が駐車することができない場合には、当該手数料は控除せずに返金する。
- ⑥ 定期駐車券利用者は、定期駐車契約において記載した車両の駐車目的以外に駐車場を利用してはならない。また、定期駐車券利用者が定期駐車契約において記載した車両を変更しようとする場合は、所定の変更届を事前に提出し、管理者の承認を得なければならない。
- ⑦ 定期駐車券利用者が、駐車場で著しく秩序を乱し、管理上支障を来すおそれがある場合は、管理者は、定期駐車契約を解除することができる。

(不正利用者に対する割増金)

第17条 時間制利用者(定期駐車券利用者以外の利用者をいう。以下同じ。)が、所定の駐車料金を支払わないで出庫したときは所定の駐車料金のほかに、その2倍相当額の割増金を収受する。

2 定期駐車券利用者が、次の方法により定期駐車券を不正使用した場合は、定期駐車券を無効として回収し、かつ所定の駐車料金の他に、不正使用に係る時間制駐車料金の2倍相当額の割増金を収受する。

- (1) 定期駐車契約において記載した車両以外の車両の駐車について定期駐車券を利用した場合
- (2) 券面の表示事項を塗り消し、又は改変した場合
- (3) 通用期間又は有効期間以外の時間に定期駐車券を不正に使用した場合

第4章 引き取りのない車両の措置

(引取りの請求)

第18条 時間制利用者が予め管理者への届出を行うことなく第4条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は定期駐車券利用者が定期駐車契約の期間の終了、解約又は解除となった日から起算して7日を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは、管理者は、車両の所有者等(自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。)に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡す

ことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第19条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、車両(車内を含む。)を調査することができる。

(車両の移動)

第20条 管理者は、第18条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第21条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取することを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確知することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3カ月を経過した後、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用(催告後の車両の保管に要する費用を含む。)に満たないことが明らかである場合は、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。

3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者へ返還するものとする。

第5章 保管責任及び損害賠償

(保管責任)

第22条 管理者は、利用者へ駐車券を渡したときから同券を回収するときまで(定期駐車券による利用にあつては、定期駐車券を確認して車両入庫させたときから同券を確認して出庫させたときまで)、車両の保管責任を負う。

2 管理者は、出庫の際に駐車券を回収して(定期駐車券による利用にあつては、定期駐車券を確認して)車両を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

(利用者に対する損害賠償責任)

第23条 管理者は、車両保管にあたり、第25条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかつたことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

第24条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

(免責事由)

第25条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

(1) 自然災害その他不可抗力による事故

(2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故

- (3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故
- (4) 第5条の規定による営業休止等の措置
- (5) 第13条の規定による措置

第26条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

第6章 雑則

(この規程に定めない事項)

第27条 この規程に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。

XIV 駐車場法の一部改正等について（技術的助言）

国 都 街 第 4 6 号
平成18年11月30日
各都道府県知事、各指定
都市の市長あて国土交
通省都市・地域整備局長
から通知

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成18年法律第46号。以下、「改正法」という。）は平成18年5月31日に、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成18年政令第350号）及び都市計画法施行規則及び駐車場法施行規則の一部を改正する省令（平成18年国土交通省令第104号）は同年11月6日にそれぞれ公布され、同年11月30日に施行されたところである。

これらの法令による改正後の駐車場法（昭和32年法律第106号。以下、「法」という。）及び関連する政令、省令の運用に当たっては、特に下記の事項に留意して、適切な対応をお願いする。

なお、貴管下市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、本通知の内容について周知方をお願いする。

記

1. 改正内容について

従来、駐車場法の対象に自動二輪車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）をいう。以下、同じ。）が含まれていなかったが、近年の自動二輪車駐車問題に対応するため、自動二輪車を対象に追加する法改正を行ったものである。

このことにより、国及び地方公共団体は、自動二輪車を含む自動車の駐車のための施設の総合的かつ計画的な整備の推進が図られるよう努める責務が生じた。さらに、自動二輪車駐車場の需要等を勘案した駐車場整備地区の決定及び駐車場整備計画の策定がなされるとともに、建築物の新築又は増築の場合の自動二輪車のための駐車施設の附置を条例により義務づけること等が可能となった。また、一定の自動二輪車駐車場について、構造及び設備の基準への適合や設置の届出等が義務づけられることとなった。

2. 既存駐車場に関する経過措置について

改正法施行時に現に存する一定の駐車場について、法第11条の規定による基準適合義務、法第12条及び第13条の規定による届出義務に関し、施行の円滑化を図るため、改正法附則第4条において、一定の経過措置を講じている。

ただし、この経過措置により法第11条の規定が適用されなかった既存駐車場についても、改正法施行後に増築、改築等を行う場合には、この経過措置が適用されなくなり、同条の規定による基準適合義務が生じることになる。また、法第12条及び第13条の規定に関しては、路外駐車場管理者の責務の明確化と都道府県知事等による監督の必要性から、法施行後三月以内に設置の届出及び管理規程の届出を行うことが義務づけられており、これらの届出がなされない場合には罰則の規定が適用される。

以上については、円滑な法施行の観点から特に重要であり、貴管内の駐車場管理者に対して、法令に基づき必要な手続きをとるよう周知及び指導の徹底をお願いします。

3. 標準駐車場条例の改正について

建築物における駐車施設の附置等について定める駐車場条例のひな形として、平成16年7月2日付け国都街第17号国土交通省都市・地域整備局長通知により標準駐車場条例を送付しているところであるが、今般の法改正に伴い、自動二輪車のための駐車施設の附置等について定めるよう別添のとおり改正したので送付する。

XV 駐車場法の一部改正等について（技術的助言）

国 都 街 第 4 7 号
平成18年11月30日
各都道府県、各指定都市
の駐車場担当部局長あて
国土交通省都市・地域
整備局街路課長から通知

「駐車場法の一部改正等について」（平成18年11月30日付け国都街第46号国土交通省都市・地域整備局長通知。以下、「局長通知」という。）をもって、駐車場法の一部改正の趣旨、留意事項等について通知しているが、さらに下記に留意の上、自動二輪車駐車場の整備、その他関連する駐車場施策の推進を図るようお願いする。

なお、貴管下市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、本通知の内容について周知方をお願いする。

記

1. 駐車場の需要及び供給の現況等の把握について

従来、四輪車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車のうち、大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）以外のものをいう。以下、同じ。）を対象に駐車場の需要及び供給の現況及び将来の見通しを把握し、駐車場法（以下、「法」という。）に基づく施策を実施することとなっていたが、自動二輪車が法の対象となったことに伴い、自動二輪車の駐車場の需要及び供給の現況等を適確に把握し、それを踏まえた施策の実施をお願いする。

加えて、本年6月の改正道路交通法の施行に伴い、違法路上駐車取締の強化が行われたことから、荷さばき車両等も含めた都市の駐車の現状を把握し、必要に応じ、駐車場整備計画の策定・改訂及びそれに基づく駐車場整備推進などの施策を実施することが適当である。

2. 標準駐車場条例の改正について

局長通知で示した標準駐車場条例第25条の3において、附置を義務づける自動二輪車駐車施設1台当たりの床面積（原単位）を、一応の目安として示したが、自動二輪車の利用状況は、都市又は地区により異なるものであり、自動二輪車駐車場の需要等を適確に把握し、適切な原単位を設定の上、地域の状況に応じた適用を図るようお願いする。

3. その他

自動二輪車駐車場の整備を進めるため、地方公共団体又は民間が整備する一定の駐車場に対しては国の助成制度もあるので、積極的な活用をお願いします。

また、法は、自動二輪車駐車施設と四輪車駐車施設とを、併せて整備する場合、独立して整備する場合のいずれも想定しているが、さらに、道路交通の円滑化のためには、自動二輪車だけでなく原動機付自転車や自転車の駐車対策と一体的に進めることも重要である。したがって、立地状況等に応じ、四輪車駐車施設との併設や自動二輪車専用の駐車場のほか、原動機付自転車や自転車の駐車施設と組み合わせた駐車場の整備を検討するとともに、それぞれの場合に応じた助成制度の活用を検討をお願いします。

二輪自動車等を駐車する場合の駐車場施行令第15条の認定基準について

国 都 街 第109号
平成22年 3月16日
各都道府県、各指定都市
の都市担当部局長あて国
土交通省都市・地域整備
局長から通知

標記について、別紙のとおり認定基準を定めましたので、通知します。
また、この旨貴管下市町村に周知していただきますようお願いいたします。

(別紙)

二輪自動車等を駐車する場合の駐車場法施行令第15条の認定基準

I 総 則

二輪自動車等を駐車する場合の駐車場法施行令（以下「令」という。）第15条に規定する特殊な装置（以下「特殊装置」という。）の認定については、この認定基準により行う。なお、認定された特殊装置については、別途建築基準法の適用があるものとする。

(1) 認定の対象

特殊装置を用いる路外駐車場は、特殊装置を用いることが、その路外駐車場の構造及び設備の全体に影響を与えるので、令第15条による認定は、当該特殊装置のみに限定せず、当該特殊装置を用いて路外駐車場を設置する場合における当該路外駐車場全体の構造及び設備を併せて想定し、必要な関連事項に及ぶものとする。

なお、既に令第15条により認定されている特殊装置を用いる路外駐車場に二輪自動車等を駐車する場合も本認定の対象とする。

(2) 特殊装置の分類

イ. 特殊装置が令第9条の駐車の用に供する部分に該当するもの

(イ) 垂直循環方式

いわゆるメリーゴーランド方式のことで、駐車場利用者がその保管を委託しようとする二輪自動車等を駐車の用に供する部分に乗り入れ、駐車場利用者が装置外に退去した後その駐車の用に供する部分を垂直に循環させることにより、当該二輪自動車等の保管に当たる方式である。したがって、この方式の装置内には、令第8条の車路はなく、令第9条の駐車の用に供する部分のみがある。

(ロ) 水平循環方式

駐車場利用者がその保管を委託しようとする二輪自動車等を駐車の用に供する部分に乗り入れ、直ちに装置外に退去した後、平面的に2列以上並べた特殊な装置の駐車の用に供する部分を水平に循環させ、又は循環動作とリフトの昇降を組み合わせることにより当該二輪自動車等の保管に当たる方式であり、この方式の装置内には、令第8条の車路はなく、令第9条の駐車の用に供する部分のみがある。

(ハ) 多層循環方式

駐車場利用者がその保管を委託しようとする二輪自動車等を駐車の用に供する部分に乗り入れ、直ちに装置外に退去した後、多層以上積み重ねた平面的に並んだ特殊装置の駐車の用に供する部分を相互に循環させ、又は循環動作とリフトの昇降を組み合わせることにより当該二輪自動車等の保管に当たる方式であり、この方式の装置内には、令第8条の車路はなく、令第9条の駐車の用に供する部分のみがある。

(ニ) 二段方式・多段方式

二段式・多段式の特殊装置をいう。この方式による装置内には、令第8条の車路はなく、令第9条の駐車の用に供する部分のみがある。

ロ. 特殊装置が令第8条の車路に該当するもの

(イ) 二輪自動車等用エレベータ

二輪自動車等用エレベータが路外駐車場の車路の一部に相当するものである。したがって、この

方式により保管しようとする二輪自動車等を駐車のために供する部分のある階まで運搬するときは、人を乗せて昇降する。

(ロ) 方向転換装置（ターンテーブル）

車路に屈曲部を設けなくて、この装置の回転により二輪自動車等の方向を転換するもので、路外駐車場の車路の一部に該当する。

ハ、特殊装置が令第9条の駐車のために供する部分と令第8条の車路との組み合わせであるもの

(イ) エレベータ方式

令第9条の駐車のために供する部分が固定しており、エレベータがその固定している駐車のために供する部分までの車路の一部に相当するもので、二輪自動車専用エレベータとの相違は、この方式の装置が駐車のために供する部分とエレベータとの組み合わせで設計されている点にある。

(ロ) エレベータ・スライド方式

エレベータ方式におけるかごが昇降と同時に横行する方式である。

(ハ) 平面往復方式

特殊装置の駐車のために供する部分を平面的に並べ、又は駐車のために供する部分を平面的に往復させることにより二輪自動車等を運搬し、又は運搬格納する方式である。

(3) 対象とする二輪自動車等

特殊装置を用いる路外駐車場が保管を予想する二輪自動車等は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74条）別表第1に定める小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの又は第二種原動機付自転車（ただし、側車付のものは除く。）とする。

(4) 特殊装置の面積の算定方式

「駐車場法施行令第15条の認定基準について（昭和43年10月16日建設省都再発第53号）」
I 総則（4）を参考に算定するものとする。

II 特殊装置の分類ごとの認定基準

1. 垂直循環方式、水平循環方式、多層循環方式

(1) 令第7条（自動車の出口及び入口）関係

本条の規定による。

(2) 令第8条（車路）関係

a 特殊装置を用いて駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上の路外駐車場を設置する場合には、本条第1項に規定する「円滑かつ安全に走行する車路」として特殊装置と道路との間に、当該特殊装置に収容可能な二輪自動車等2台以上を停留し、又はターンテーブルを設けることができる車路に相当する空地を設けるものとする。ただし、通り抜けのように特殊装置の出口と入口とが分離された構造の場合には、入口側にのみ、当該装置に収容可能な二輪自動車等1台分に相当する空地を設けることで足りる。

なお当該車路部分においてスロープ等を用いて二輪自動車等の装着を行う特殊装置は、上記「特殊装置と道路の間」を「スロープ等の乗り入れ口と道路の間」と読み替えること。

b 前項の車路が建築物であり、かつ傾斜部でない場合におけるはり下の高さは、2.1メートルとすることができる。

(3) 令第9条（駐車のために供する部分の高さ）関係

- a 乗降室へ駐車場利用者が立ち入らない場合
収容可能な二輪自動車等の高さに、0.05 m以上加えたものとする。
 - b 乗降室へ駐車場利用者が立ち入る場合
駐車装置への出入口及び乗降室内の駐車場利用者の歩く部分の高さは1.8 m以上（運転して装置内に立ち入る場合、駐車装置への出入口及び乗降室内の駐車場利用者が運転して通過する部分の高さは2.1 m以上）とする。なお、同乗者は立ち入らないこととする。
- (4) 令第10条（避難階段）関係
本条の規定による避難階段は、これを設けないことができる。
- (5) 令第11条（防火区画）関係
本条の規定による。
- (6) 令第12条（換気装置）関係
本条の規定による換気装置は、これを設けないことができる。ただし、(2) aの車路が建築物である場合においては、当該車路の部分については本条の規定によらなければならない。
- (7) 令第13条（照明装置）関係
駐車場利用者がその保管を委託しようとする二輪自動車等を特殊装置の駐車の用に供する部分に乗り入れる場合においては、当該部分については2ルクス以上の照度を保つこと。
- (8) 令第14条（警報装置）関係
本条の規定による。
2. 二段方式、多段方式
- (1) 令第7条（自動車の出口及び入口）関係及び令第8条（車路）関係
本条の規定による。
- (2) 令第9条（駐車の用に供する部分の高さ）関係
- a 乗降室へ駐車場利用者が立ち入らない場合
収容可能な二輪自動車等の高さに、0.05 m以上加えたものとする。
 - b 乗降室へ駐車場利用者が立ち入る場合
駐車装置への出入口及び乗降室内の駐車場利用者の歩く部分の高さは1.8 m以上（運転して装置内に立ち入る場合、駐車装置への出入口及び乗降室内の駐車場利用者が運転して通過する部分の高さは2.1 m以上）とする。なお、同乗者は立ち入らないこととする。
- (3) 令第10条（避難階段）関係
本条の規定による避難階段は、これを設けないことができる。
- (4) 令第11条（防火区画）関係
本条の規定による。
- (5) 令第12条（換気装置）関係
本条の規定による換気装置は、これを設けないことができる。ただし、車路が建築物である場合においては、当該車路の部分については本条の規定による。
- (6) 令第13条（照明装置）関係
駐車場利用者がその保管を委託しようとする二輪自動車等を、特殊装置の駐車の用に供する部分に乗り入れる場合においては、当該部分については2ルクス以上の照度を保つこと。
- (7) 令第14条（警報装置）関係

本条の規定による。

3. 二輪自動車等用エレベータ

(1) 令第7条（自動車の出口及び入口）関係

本条の規定による。

(2) 令第8条（車路）関係

a 1の(2)aに同じ

b 車路に相当するエレベータの幅員は収容可能な二輪自動車等1台の幅員に0.15メートルを加えた寸法以上、かつ、1.0m以上とし、エレベータの高さは1.8メートル以上（ただし、運転して装置内に立ち入る場合の幅員は1.75m以上、高さは2.1m以上）とする。

(3) 令第9条（駐車のために供する部分の高さ）関係、令第10条（避難階段）関係、令第11条（防火）関係及び令第12条（換気装置）関係

本条の規定による。

(4) 令第13条（照明装置）関係

車路に該当するエレベータについては、その床面の照度を10ルクス以上に保つこと。

(5) 令第14条（警報装置）関係

本条の規定による。

4. 方向転換装置（ターンテーブル）

方向転換装置については、二輪自動車等を迅速かつ安全に方向転換させるものと認められる場合には、令第8条第3項第2号の規定によらないことができる。

5. エレベータ方式、エレベータ・スライド方式

A 人を乗せないで移動するもの

上記1に同じ。

B 人を乗せて移動するもの

(1) 令第7条（自動車の出口及び入口）関係

本条の規定による。

(2) 令第8条（車路）関係

a 1の(2)aに同じ

b 車路に相当する移動部分の幅員は収容可能な二輪自動車等1台の幅員に0.15メートルを加えた寸法以上、かつ、1.0m以上とし、当該部分の高さは1.8メートル以上（ただし、運転して装置内に立ち入る場合の幅員は1.75m以上、当該部分の高さは2.1m以上）とする。

(3) 令第9条（駐車のために供する部分の高さ）関係

本条の規定による。ただし、人を乗せて昇降するものであっても、二輪自動車等の保管を委託しようとする一般の駐車場利用者が少なくともエレベータに二輪自動車等を乗り入れて直ちに退去し、駐車のために供する部分の乗り入れは当該路外駐車場の職員のみにより行われる方式のものにあつては、駐車のために供する部分の高さは1.8メートル以上とし、駐車のために供する部分に人の立入らないものについては高さを収容可能な自動二輪車等の高さに、0.05m以上加えたものとする。

(4) 令第10条（避難階段）関係、令第11条（防火区画）関係及び令第12条（換気装置）関係

本条の規定による。

(5) 令第13条（照明装置）関係

車路に該当するエレベータについては、その床面の照度を10ルクス以上に保つこと。

(6) 令第14条（警報装置）関係

本条の規定による。

6. 平面往復方式

A 人を乗せないで昇降するもの

上記1に同じ。

B 人を乗せて昇降するもの

(1) 令第7条（自動車の出口及び入口）関係

本条の規定による。

(2) 令第8条（車路）関係

a 1の(2)aに同じ

b 車路に相当する移動部分の幅員は収容可能な二輪自動車等1台の幅員に0.15メートルを加えた寸法以上、かつ、1.0m以上とし、当該部分の高さは1.8メートル以上（ただし、運転して装置内に立ち入る場合の幅員は1.75m以上、当該部分の高さは2.1m以上）とする。

(3) 令第9条（駐車の用に供する部分の高さ）関係

本条の規定による。ただし、人を乗せて移動するものであっても、二輪自動車等の保管を委託しようとする一般の駐車場利用者が少なくとも当該装置の駐車の用に供する部分に二輪自動車等を乗り入れて直ちに退去し、駐車の用に供する部分の移動が当該路外駐車場の職員のみにより行われる方式のものにあつては、駐車の用に供する部分の高さは1.8メートル以上とし、駐車の用に供する部分に人の立ち入らないものについては、当該部分の高さを収容可能な自動二輪車等の高さに、0.05m以上加えたものとするができる。

(4) 令第10条（避難階段）関係、令第11条（防火区画）関係及び令第12条（換気装置）関係

本条の規定による。

(5) 令第13条（照明装置）関係

本条の規定による。ただし、人の立ち入らない部分については、本条の規定による照明装置は、これを設けないことができる。

(6) 令第14条（警報装置）関係

本条の規定による。

7. その他

上記の認定基準は、I総則の(2)に記した分類による特殊装置についてのものである。この分類が予想していない用い方をする場合には、その用い方に該当する分類を新たに設定した上で、特殊装置としての認定を要するものとする。

XVII 自転車駐車場における自動二輪車の受入れについて

平成22年4月20日
国 都 街 第 6 号
都道府県、政令指定都市担
当部局長あて国土交通省都
市・地域整備局街路交通施
設課長から通知

各位におかれましては、日頃より自転車駐車場行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

自動二輪車の駐車対策については、従前より、駐車場政策担当者会議等において、各位に対し、その推進を図られるよう周知を行ってきたところですが、未だに不足しており、その充実が求められております。各位におかれては、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（以下「自転車法」という。）に基づく自転車駐車場の整備等の取組みが進められているものと認識していますが、自転車駐車場における自動二輪車の受入れについても積極的に進めていくことが必要と考えられます。

自転車法では自動二輪車は対象外とされていますが、各地方公共団体においては、自転車駐車場の管理に関する条例等に自動二輪車を位置づける改正等を行うことにより、自転車駐車場における自動二輪車の受入れが可能であり、また、このような事例があること（別添事例紹介資料参照）について十分に御認識いただくとともに、慢性的な自動二輪車の駐車場不足を解消する観点から、自転車駐車場における自動二輪車の受入れを積極的に推進していただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

なお、自転車駐車場における自動二輪車の受入れに当たっては、当該自転車駐車場の構造、必要な設備等について、建築基準法、消防法等の関係法令への対応が必要となる場合がありますのでご留意下さい（参考資料参照）。

以 上

■ 自転車駐車場において自動二輪車の受け入れを工夫している事例

仙台市、東京都大田区、さいたま市、川崎市等で実施中



仙台駅西口駐輪場(仙台市)



小町自転車等駐車場 (広島市)



浦和パーキング(さいたま市)



大井町駅西口駐輪場(品川区)

(参考)

- ◆ 原動機付自転車等を自転車駐車場に駐車させるには、建築基準法、消防法等の関係法令の規定による対応が必要となる場合があります。
- ◆ 個々具体の事案について、上記対応の必要がある場合には、当該地域の特定行政庁、消防部局等の関係機関にお問い合わせいただくこと等により、適切に対応していただきますようお願いいたします。

【自転車法と駐車場法との法律上の区分】

自転車駐車場（自転車法）		駐車場（駐車場法）		
自転車	第一種原動機付自転車 (50cc)以下	第二種原動機付自転車 (51~125cc)	自動二輪車	自動車

【自動二輪車の法律上の区分】

	0~50cc	51cc~400cc		401cc~
		51~125cc	126~250cc	250cc~
自転車法	原動機付自転車 (道交法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車)			
駐車場法		自動二輪車（自動車） (道交法第2条第1項第9号に規定する自動車)		
		普通自動二輪車		大型自動二輪車
道路交通法	原動機付自転車	自動二輪車（自動車）		
		普通自動二輪車		大型自動二輪車
道路運送車両法	原動機付自転車		自動車	
	第一種原動機付自転車	第二種原動機付自転車	二輪の軽自動車（軽二輪）	二輪の小型自動車（小型二輪）

XⅧ 自動二輪車の駐車対策について

国 都 街 第 1 1 号
平成23年5月12日
都道府県知事、政令指定
都市の市長あて国土交通
省都市・地域整備局街路
交通施設課長から通知

各位におかれましては、日頃より自転車駐車場行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

自動二輪車の駐車対策については、従前より、駐車場政策担当者会議等において、各位に対し、その推進を図られるよう周知を行ってきたところですが、未だに不足しており、その充実が求められております。

自動二輪車駐車場の確保のためには、既存の駐車場や自転車駐車場において、自動二輪車を受入れる取組が重要です。以下の三点を参考に、積極的な受入れを進めて頂きますようお願いいたします。

1. 各位におかれては、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（以下「自転車法」という。）に基づく自転車駐車場の整備等の取組みが進められているものと認識していますが、自転車駐車場における自動二輪車の受入れについても積極的に進めていくことが必要と考えられます。このため、平成22年4月20日付（国都街発第6号）において、街路交通施設課長より「自転車駐車場における自動二輪車の受入れについて」の通知を行ったところですが、引き続き、慢性的な自動二輪車の駐車場不足を解消する観点から、自転車駐車場における自動二輪車の受入れを積極的に推進していただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

特に、125ccまでの自動二輪車については、比較的需要が高く、駐車場が不足している状況です。125ccまでの自動二輪車の駐車施設については、平成22年9月末時点において26都市、319箇所の自転車駐車場において約47,000台分が確保されている実績があり、積極的に自転車駐車場の管理条例の改正等による対応を推進して頂きますようお願いいたします。

2. 既設の駐車場および自転車駐車場に自動二輪車を受入れるために改良することと「補助金等に係る予算の執行の適性化に関する法律」第22条の規定に基づく財産処分の規定の関係については次の通りです。これを踏まえ、既設の駐車場及び自転車駐車場への受入れのための改良の取組を積極的に検討されますようお願いいたします。

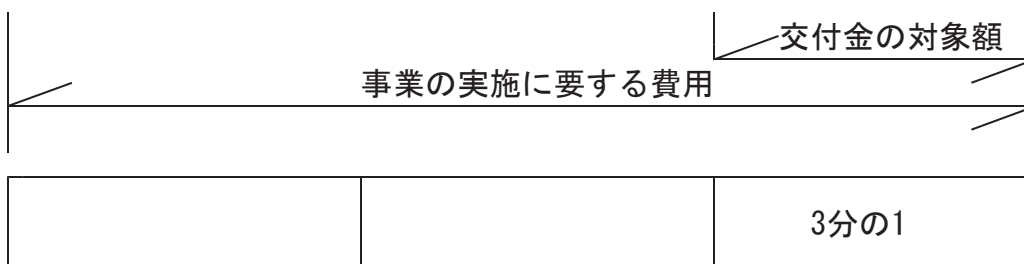
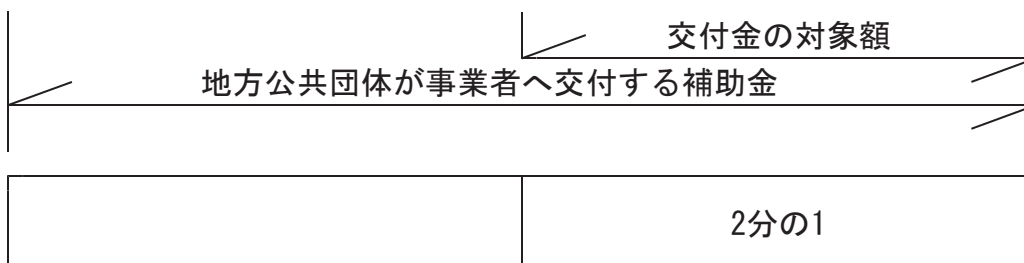
[財産処分の規定について]

補助金等の交付の目的に反して使用しない場合は、当該規定に抵触することはありません。例えば、補助金等の交付の目的が「安全で円滑な交通を確保し、魅力ある都市・地域の将来像を実現するため、徒歩、自転車、自動車、公共交通の適正な分担が図られた交通体系を確立し、もって公共の福祉に寄与すること」などの場合は、自動二輪車を受入れるために改良することが交付の目的に反していません。

3. これまでに国からの補助金が活用されず整備された民間駐車場について、自動二輪車を受入れるための改良について設備投資に係る部分については、社会資本整備総合交付金を活用した助成が可能です。以下を参照し、積極的な活用をお願いいたします。

[社会資本整備総合交付金の活用の考え方]

地方公共団体が当該交付金事業者へ交付する補助金の額の2分の1又は事業の実施に要する費用の3分の1のいずれか低い額とする



以上

XIX 機械式立体駐車場の適正利用の周知及び安全対策の強化の呼びかけについて

国 都 街 第 8 7 号
平成 24 年 8 月 23 日
都道府県、政令指定都市
駐車場担当部局長、住宅
担当部局長あて国土交通
省都市局街路交通施設課
長から通知

最近、大阪府茨木市で機械式立体駐車場の利用者のお子様がパレットと梁の間に身体を挟まれて死亡した事故（本年 4 月 2 日）、岩手県花巻市で利用者のお子様が機械に身体を挟まれて死亡した事故（本年 7 月 23 日）等の痛ましい事故が機械式立体駐車場において発生していることから、国土交通省では本日、機械式立体駐車場の使用に関する注意喚起文書を別添のとおり消費者庁及び公益社団法人立体駐車場工業会とともに公表しました。

また、今回の公表に際しては、立体駐車場工業会による機械式立体駐車場の安全対策の強化についても別添のとおり公表が行われています。国土交通省としては、安全対策の強化が既存の機械式立体駐車場についても実施されるよう、所有者・管理者等に呼びかけを行いたいと考えています。

ついでには、貴管内の機械式立体駐車場が設置されている公共駐車場、路外駐車場、附置義務駐車施設、マンション等の所有者・管理者に対し、機械式立体駐車場の適正利用を周知するとともに、安全対策の強化の実施について呼びかけを行っていただきますようお願いいたします。

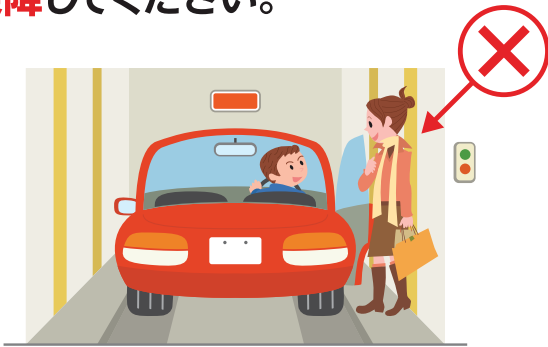
本件に関しては、別途、消費者庁からは消費者政策担当部局に対し、適正利用の周知を行ってまいります。必要に応じ、当該部局と連携・協力頂きますようお願いいたします。

機械式立体駐車場での事故にご注意ください!



最近、機械式立体駐車場で、中に人がいることを確認しないまま駐車装置を操作したため起きたと思われる事故や、子どもの予期せぬ行動により起きたと思われる事故が発生しています。事故が再び発生しないよう、機械式立体駐車場を利用する際は、機械の使用方法を守るとともに、特に次のことに注意してください。

機械式立体駐車場で自動車を入庫する際は、**運転者以外は駐車場の外で乗降**してください。



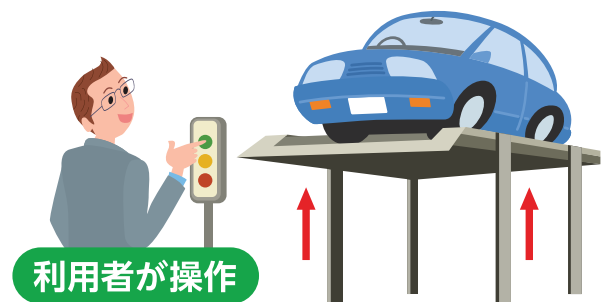
駐車装置を操作する際には、機械式立体駐車場の中に**人がいないことを十分確認**した上で操作してください。



駐車装置の操作中は装置から離れず、また、**子どもが駐車場内に近づかない**よう注意してください。



駐車装置の**操作ボタンを器具などで固定し押し続けた状態にすることは絶対に行わない**でください。



XX 標準駐車場条例の改正について

国 都 街 第 1 1 6 号
平成 2 4 年 1 2 月 4 日
都道府県知事、政令指定
都市の市長あて国土交通
省都市局長から通知

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）は、都市の低炭素化の促進に関する法律の施行期日を定める政令により、本日付で施行されたところである。

当該法律においては駐車場法の特例措置が規定されていることから、建築物における駐車施設の附置等について各地方公共団体が定める駐車場条例の雛形である標準駐車場条例について、別添のとおり改正したので送付する。

〇〇市駐車場条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市が設置する路上駐車場及び路外駐車場の設置及び管理並びに駐車料金の額及びその徴収方法並びに建築物等における自動車の駐車のための施設の附置及び管理等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 路上駐車場

(設置等)

第2条 市長は、路上駐車場を設置し、又は廃止しようとするときは、当該路上駐車場の供用開始又は廃止の日及びその名称、位置、規模その他必要な事項を告示する。

(駐車料金を徴収する時間)

第3条 路上駐車場の駐車料金（以下この章において「料金」という。）を徴収する時間は、路上駐車場ごとに、午前0時から午前7時までの間を除いた時間内において市長が定め、告示する。

(料金の額等)

第4条 料金の額は、駐車時間〇分ごとに〇〇円とする。

2 料金は、前条の規定により市長が定めた時間内に自動車を駐車させる者から徴収する。

(料金の不徴収)

第5条 駐車場法（昭和32年法律第106号。以下「法」という。）第6条第1項ただし書きに規定する自動車を駐車させる場合のほか、次の各号の一に該当する自動車を駐車させる場合においては、料金を徴収しない。

(1) 当該路上駐車場の附近において、警察官が犯罪捜査、実地検証又は交通事故調査を行うため使用する自動車

(2) 当該路上駐車場の附近において、緊急を要する電気、ガス、電話、水道又は下水道の応急工事を行うために使用する自動車

(料金を無料とする日)

第6条 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の規定により休日とされる日においては、第4条の規定にかかわらず、料金を無料とする。

2 市長は、前項に規定する日以外の日について、臨時に料金を無料とすることができる。この場合においては、市長は、あらかじめ、その旨を告示する。

(料金の納付の方法)

第7条 自動車を駐車させようとする者は、あらかじめ、駐車させようとする時間に相当する料金をパーキング・メーターに投入して納付しなければならない。

2 前項の規定により料金を納付して自動車を駐車させている者が納付した料金に相当する駐車時間を超過して駐車させようとする場合においては、当該駐車時間が経過する前に、その超過して駐車させようとする時間に相当する料金をパーキング・メーターに投入して納付しなければならない。

3 パーキング・メーターの故障、破損等のため前二項の規定に従い料金を納付することができない場合において、自動車を駐車させ、又は既に納付した料金に相当する駐車時間を超過して駐車させようとする者は、駐車させようとする時間に相当する料金を規則で定めるところにより納付しなければならない。

(料金の不還付)

第8条 納付した料金は、還付しない。

(割増金)

第9条 市長は、規則で定めるところにより、不法に第7条の規定による料金の納付を免れた者から、その免れた額のほか、その額の2倍に相当する額を割増金として徴収する。

(駐車の拒否)

第10条 市長は、次の各号の一に該当する自動車については、駐車を拒否することができる。

- (1) 区画線を超える荷物を積載している自動車
- (2) 発火性又は引火性の物品を積載している自動車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、路上駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあると認められる自動車
(禁止行為)

第11条 路上駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 区画線に従わないで自動車を駐車させること。
- (2) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (3) 前二号に掲げるもののほか、路上駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがある行為をすること。
(休止)

第12条 市長は、道路工事その他の理由により必要があると認めるときは、路上駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。この場合においては、市長は、当該路上駐車場上の見やすい箇所に、その旨を掲示する。

(損害賠償)

第13条 何人も、パーキング・メーター、標識その他路上駐車場の設備をき損し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。

第3章 路外駐車場

(設置)

第14条 市長は、路外駐車場を設置しようとするときは、当該路外駐車場の供用開始の日及びその名称、位置、規模、供用時間その他必要な事項を告示する。

(料金の額等)

第15条 路外駐車場の駐車料金（以下この章において「料金」という。）は、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 午前8時から午後8時まで 駐車時間30分ごとに〇〇円以内で規則で定める額
- (2) 午後8時から翌日午前8時まで 駐車時間30分ごとに〇〇円以内で規則で定める額
- 2 駐車時間が午前8時又は、午後8時の前後にまたがる場合において、当該時点をまたがる30分について徴収する料金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。
 - (1) 駐車時間が午前8時の前後にまたがる場合 前項第2号に掲げる額
 - (2) 駐車時間が午後8時の前後にまたがる場合 前項第1号に掲げる額
- 3 市長は、必要があると認めるときは、回数駐車券又は定期駐車券を発行することができる。
- 4 前項の回数駐車券又は定期駐車券の料金の額、有効期間、発行枚数その他回数駐車券又は定期駐車券の発行及び使用について必要な事項は、規則で定める。

第15条の2 路外駐車場に充電施設（電気自動車に電気を供給する施設をいう。以下同じ。）が設置されている場合において、市長は、必要があると認めるときは、充電施設の使用料金を徴収することができる。

2 前項の使用料金の額は、〔①〕とする。

- 〔①〕
- (1) 30分ごとに〇〇円以内で規則で定める額
 - (2) 1回の使用ごとに〇〇円以内で規則で定める額
 - (3) 1kwhの充電ごとに〇〇円以内で規則で定める額

(注) 〔①〕については、(1)から(3)のいずれかを選んで規定されたい。

(料金の徴収)

第16条 料金は、自動車を駐車させた者から自動車を出庫させるときに徴収する。ただし、前条第3項に規定する回数駐車券又は定期駐車券による駐車料金の徴収については、回数駐車券又は定期駐車券の発行のときに徴収する。

(料金の不徴収)

第17条 次の各号の一に該当する自動車を駐車させる場合においては、料金を徴収しない。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 当該路外駐車場の附近において、国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務をおこなうため使用する自動車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、市長が定める自動車

(料金の不還付)

第18条 納付した料金は、還付しない。ただし、第15条第3項の定期駐車券について納付した料金については、市長が特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

2 前項ただし書の規定による料金の還付方法、還付の額及び手数料その他必要な事項は、規則で定める。

(割増金)

第19条 市長は、規則で定めるところにより、不法に第15条の規定による料金の納付を免れた者から、その額のほか、その額の2倍に相当する額を割増金として徴収する。

(駐車の拒否)

第20条 市長は、次の各号の一に該当する自動車については、駐車を拒否することができる。

- (1) 路外駐車場の構造上駐車させることができない自動車
- (2) 発火性又は引火性の物品を積載している自動車
- (3) 路外駐車場の構造又は設備をき損するおそれがあると認められる自動車
- (4) 前三号に掲げるもののほか、路外駐車場の管理に支障があると認められる自動車

(禁止行為)

第21条 路外駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 充電施設を必要以上に独占して使用すること。
- (3) 路外駐車場の構造又は設備を汚染し、又はき損すること。
- (4) 前三号に掲げるもののほか、路外駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがある行為をすること。

(休止等)

第22条 市長は、路外駐車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、路外駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

2 市長は、前項の規定により路外駐車場の供用を休止しようとする場合は、その旨を告示する。休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を再開しようとする場合にも、また同様とする。

(損害賠償)

第23条 何人も、路外駐車場の構造又は設備その他の物件をき損し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。

第4章 建築物等における駐車施設の附置及び管理

(地区の指定)

第24条 法第20条第2項の駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域の周辺の都市計画区域内の地域(以下「周辺地域」という。)内で条例で定める地区(以下「周辺地区」という。)は、次のとおりとする。

〇〇町及び〇〇町の全部

〇〇町〇〇番地から〇〇番地まで

2 法第20条第2項の周辺地域、駐車場整備地区並びに商業地域及び近隣商業地域以外の都市計画区域内の地域であって自動車交通の状況が周辺地域に準ずる地域内又は自動車交通がふくそうすることが予想される地域内で条例で定める地区（以下「自動車ふくそう地区」という。）は、次のとおりとする。

〇〇町及び〇〇町の全部

〇〇町〇〇番地から〇〇番地まで

（駐車機能集約区域及び集約駐車施設）

第24条の2 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第7条に基づき作成した低炭素まちづくり計画において記載した駐車機能集約区域に関する事項は次のとおりとする。

駐車機能集約区域	
名称	区域
◎◎駐車機能集約区域	〇〇町〇〇番地から××番地まで
▲▲駐車機能集約区域	△△町▽▽番地から□□番地まで

2 前項の低炭素まちづくり計画において記載した駐車機能集約区域に係る集約駐車施設に関する事項は、規則で定める。

（建築物の新築の場合の駐車施設の附置）

第25条 次の表の（ア）欄に掲げる地区又は地域内において、（イ）欄に掲げる面積が（ウ）欄に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、（エ）欄に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ（オ）欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（（カ）欄に規定する延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に（カ）欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、駐車場整備地区内又は商業地域若しくは近隣商業地域内において、特定用途（法第20条1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。）以外の用途（以下「非特定用途」という。）に供する建築物で、市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りではない。

（ア）	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域		周辺地区又は自動車ふくそう地区
（イ）	特定用途に供する部分の床面積と非特定用途に供する部分の床面積に〔①〕を乗じて得たものとの合計		特定用途に供する部分の床面積
（ウ）	〔②〕		2,000 平方メートル
（エ）	百貨店その他の店舗又は事務所の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗及び事務所を除く）	非特定用途に供する部分
（オ）	〔③〕	〔④〕	450 平方メートル
（カ）	$1 - \frac{〔②〕 \times (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積})}{6,000 \text{ 平方メートル} \times (イ) \text{ 欄に掲げる面積} - 〔②〕 \times \text{延べ面積}}$		$1 - \frac{6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積}}{2 \times \text{延べ面積}}$

備考

1 （イ）欄に規定する部分及び（エ）欄に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外觀覧席の部分を含む。

2 (カ) 欄に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。

2 次に掲げる地区においては、前項の規定にかかわらず、同項の表の(オ)欄中〔③〕とあるのは〔③'〕と、〔④〕とあるのは〔④'〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

〇〇町及び〇〇町の全部

〇〇町〇〇番地から〇〇番地まで

3 第一項の規定により駐車施設を附置しなければならない者は、次の各号のいずれかにより駐車施設を附置する場合には、第一項の規定により駐車施設を附置したものとみなす。

(1) 市長が特に必要と認めて、別に駐車施設の附置に係る基準を定めた地区において、当該基準により駐車施設を附置する場合

(2) 規則で定める面積を超える建築物を新築する場合に、当該建築物の周辺における交通の特性等を踏まえ、規則で定める方法により算定された台数の駐車施設を附置する場合

4 前条第1項に規定する駐車機能集約区域のうち、◎◎駐車機能集約区域においては、第1項の規定にかかわらず、同項中「当該建築物又は当該建築物の敷地内」とあるのは〔⑤〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

5 前条第1項に規定する駐車機能集約区域のうち、▲▲駐車機能集約区域においては、第1項の規定にかかわらず、同項中「当該建築物又は当該建築物の敷地内」とあるのは、〔⑥〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

(注1) 第1項及び第2項における各空欄については、各都市・地区における交通の特性や交通計画を踏まえ、当該都市等における駐車需要等を十分に検討した上で各々の数値を設定することが望ましい。

なお、以下に都市の人口規模別の標準的な数値を示すので、目安として参考とされたい。

$$〔①〕 = \frac{〔②〕}{2,000 \text{ 平方メートル}}$$

〔②〕 (1) 人口規模がおおむね50万人以上の都市 1,500平方メートル

(2) 人口規模がおおむね50万人未満の都市 1,000平方メートル

〔③〕 及び 〔④〕

(1) 人口がおおむね100万人以上の都市

・〔③〕 200平方メートル

・〔④〕 250平方メートル

(2) 人口がおおむね50万人以上100万人未満の都市

・〔③〕 150平方メートル

・〔④〕 200平方メートル

(3) 人口がおおむね50万人未満の都市

・〔③〕 150平方メートル

・〔④〕 150平方メートル

〔⑤〕 (1) 「当該建築物若しくは当該建築物の敷地内又は前条第1項に規定する◎◎駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

(2) 「前条第1項に規定する◎◎駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

〔⑥〕 (1) 「当該建築物若しくは当該建築物の敷地内又は前条第1項に規定する▲▲駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

(2) 「前条第1項に規定する▲▲駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

(注2) 〔⑤〕 及び 〔⑥〕 については、それぞれの駐車機能集約区域において、各建築物若しくは各建築物の敷地内又は集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(1)を、集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(2)を規定されたい。

(注3) 第4項又は第5項により読み替えを行う場合において、車いす使用者が円滑に利用することがで

きる駐車施設を読み替えの対象外とするときは、第4項又は第5項中「同項中」の後に「「駐車施設」の後に「(ただし、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設として当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置する1台以上の駐車施設を除く。)」を加え、」を追加して規定されたい。

(建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)

第25条の2 次の表の(ア)欄に掲げる地区又は地域内において、特定用途に供する部分の床面積が(イ)欄に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、(ウ)欄に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ(エ)欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値((オ)欄に規定する延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に(オ)欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)の台数以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、当該建築物の敷地の面積が市長が定める面積を下回る場合又は共同で荷さばきを行うための駐車施設の計画的な整備及び活用その他の代替措置により本条による荷さばきのための駐車施設の整備と同等以上の効力があると市長が認める場合においては、この限りではない。

(ア)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域				周辺地区又は自動車ふくそう地区
(イ)	2,000 平方メートル				3,000 平方メートル
(ウ)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗、事務所及び倉庫を除く。)に供する部分	特定用途に供する部分
(エ)	〔①〕	〔②〕	〔③〕	〔④〕	〔⑤〕
(オ)	1 - $\frac{6,000 \text{ 平方メートル} \times \text{延べ面積}}{2 \times \text{延べ面積}}$				1 - $\frac{6,000 \text{ 平方メートル} \times \text{延べ面積}}{\text{延べ面積}}$

備考

- 1 (ウ)欄に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。
- 2 (オ)欄に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。

2 駐車場整備地区のうち荷さばきのための駐車施設の確保を図ることが特に必要と認められる次に掲げる地区においては、前項の規定にかかわらず、同項の表の〔①〕とあるのは〔①'〕と、〔②〕とあるのは〔②'〕と、〔③〕とあるのは〔③'〕と、〔④〕とあるのは〔④'〕と、〔⑤〕とあるのは〔⑤'〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

〇〇町及び〇〇町の全部

〇〇町〇〇番地から〇〇番地まで

3 第24条の2第1項に規定する◎◎駐車機能集約区域においては、第1項の規定にかかわらず、同項中「当該建築物又は当該建築物の敷地内」とあるのは〔⑥〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 第24条の2第1項に規定する▲▲駐車機能集約区域においては、第1項の規定にかかわらず、同項中「当該建築物又は当該建築物の敷地内」とあるのは〔⑦〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

(注1) 第1項及び第2項における各空欄については、各都市・地区における交通の特性や交通計画を踏まえ、当該都市等における荷さばきに係る駐車需要等を十分に検討した上で各々の数値を設定することが望ましい。

なお、以下に都市の人口規模別の標準的な数値を示すので、目安として参考とされたい。

(1) 人口がおおむね100万人以上の都市

- ・〔①〕 2, 500平方メートル
- ・〔②〕 5, 500平方メートル
- ・〔③〕 2, 000平方メートル
- ・〔④〕 3, 500平方メートル
- ・〔⑤〕 7, 000平方メートル

(2) 人口がおおむね50万人以上100万人未満の都市

- ・〔①〕 2, 500平方メートル
- ・〔②〕 5, 000平方メートル
- ・〔③〕 1, 500平方メートル
- ・〔④〕 3, 500平方メートル
- ・〔⑤〕 6, 500平方メートル

(3) 人口がおおむね50万人未満の都市

- ・〔①〕 3, 000平方メートル
- ・〔②〕 5, 000平方メートル
- ・〔③〕 1, 500平方メートル
- ・〔④〕 4, 000平方メートル
- ・〔⑤〕 5, 000平方メートル

〔⑥〕 (1) 「当該建築物若しくは当該建築物の敷地内又は第24条の2第1項に規定する◎◎駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

(2) 「第24条の2第1項に規定する◎◎駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

〔⑦〕 (1) 「当該建築物若しくは当該建築物の敷地内又は第24条の2第1項に規定する▲▲駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

(2) 「第24条の2第1項に規定する▲▲駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

(注2) 〔⑥〕及び〔⑦〕については、それぞれの駐車機能集約区域において、各建築物若しくは各建築物の敷地内又は集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(1)を、集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(2)を規定されたい。

5 第1項及び第2項の規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数は、前条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数に含めることができる。

6 第1項及び第2項の規定は、市長が特に必要と認めて、別に荷さばきのための駐車施設の附置に係る基準を定めた地区においては、適用しない。

(建築物の新築の場合の自動二輪車のための駐車施設の附置)

第25条の3 次の表の(ア)欄に掲げる地区又は地域内において、特定用途に供する部分の床面積が(イ)欄に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、(ウ)欄に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ(エ)欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値((オ)欄に規定する延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に(オ)欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)の台数以上の規模を有する自動二輪車のための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(ア)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域		周辺地区又は自動車ふくそう地区
(イ)	〔①〕		2,000 平方メートル
(ウ)	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗を除く。）に供する部分	特定用途に供する部分
(エ)	〔②〕	〔③〕	〔④〕
(オ)	$1 - \frac{〔①〕 \times (6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積})}{(6,000 \text{ 平方メートル} - 〔①〕) \times \text{延べ面積}}$		$1 - \frac{6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積}}{2 \times \text{延べ面積}}$
備考			
1 (ウ) 欄に掲げる部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。			
2 (オ) 欄に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。			

2 次に掲げる地区においては、前項の規定にかかわらず、同項の表の(エ)欄中〔②〕とあるのは〔②'〕と、〔③〕とあるのは〔③'〕と、〔④〕とあるのは〔④'〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

〇〇町及び〇〇町の全部

〇〇町〇〇番地から〇〇番地まで

3 前二項の規定は、市長が特に必要と認めて、別に駐車施設の附置に係る基準を定めた地区においては、適用しない。

4 第24条の2第1項に規定する◎◎駐車機能集約区域においては、第1項の規定にかかわらず、同項中「当該建築物又は当該建築物の敷地内」とあるのは〔⑤〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

5 第24条の2第1項に規定する▲▲駐車機能集約区域においては、第1項の規定にかかわらず、同項中「当該建築物又は当該建築物の敷地内」とあるのは〔⑥〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

(注1) 第1項及び第2項における各空欄については、各都市・地区における交通の特性や交通計画を踏まえ、当該都市等における駐車需要等を十分に検討した上で各々の数値を設定することが望ましい。

なお、以下に標準的な数値を示すので、目安として参考とされたい。

〔①〕 (1) 人口規模がおおむね50万人以上の都市 1,500平方メートル

(2) 人口規模がおおむね50万人未満の都市 1,000平方メートル

〔②〕 3,000平方メートル

〔③〕 8,000平方メートル

〔④〕 8,000平方メートル

〔⑤〕 (1) 「当該建築物若しくは当該建築物の敷地内又は第24条の2第1項に規定する◎◎駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

(2) 「第24条の2第1項に規定する◎◎駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

〔⑥〕 (1) 「当該建築物若しくは当該建築物の敷地内又は第24条の2第1項に規定する▲▲駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

(2) 「第24条の2第1項に規定する▲▲駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

(注2) 〔⑤〕及び〔⑥〕については、それぞれの駐車機能集約区域において、各建築物若しくは各建築物

の敷地内又は集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(1)を、集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(2)を規定されたい。

(大規模な事務所の特例にかかる大規模低減)

第26条 前三条の規定にかかわらず、床面積が10,000平方メートルを超える事務所の用途に供する部分を有する建築物にあっては、当該事務所の用途に供する部分の床面積のうち、10,000平方メートルを超え50,000平方メートルまでの部分の床面積に0.7を、50,000平方メートルを超え100,000平方メートルまでの部分の床面積に0.6を、100,000平方メートルを超える部分の床面積に0.5をそれぞれ乗じたものの合計に10,000平方メートルを加えた面積を当該用途に供する部分の床面積とみなして、同条の規定を適用する。

(駐車施設の集約に係る附置義務台数の低減)

第26条の2 次の駐車機能集約区域において、第25条から第25条の3までの規定に基づき駐車施設を集約駐車施設内に附置する場合にあっては、これら規定により附置しなければならない台数に次に規定する数値を乗じた台数(小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)を附置しなければならない台数とみなして、これら規定を適用する。

(1) ◎◎駐車機能集約区域 ○○

(2) ▲▲駐車機能集約区域 ○○

(注) 本条文は、異なる用途の建築物の駐車施設を集約する場合等、各々の駐車需要の変動が時間帯・曜日によって異なる場合に、附置義務台数を適切に減じる数値(1未満の数値)を設定の上、規定されたい。

(建築物の増築又は用途の変更の場合の駐車施設の附置)

第27条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定部分が増加することとなるものために法第20条の2に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において前五条の規定により附置しなければならない駐車施設の規模から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合においてこれらの規定により附置しなければならない駐車施設の規模を減じた規模の駐車施設を、当該増築又は用途の変更に係る建築物又は、当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

2 第24条の2第1項に規定する◎◎駐車機能集約区域においては、前項の規定にかかわらず、「当該増築又は用途の変更に係る建築物又は、当該建築物の敷地内」とあるのは〔①〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 第24条の2第1項に規定する▲▲駐車機能集約区域においては、前項の規定にかかわらず、「当該増築又は用途の変更に係る建築物又は、当該建築物の敷地内」とあるのは〔②〕と読み替えて、同項の規定を適用する。

〔①〕 (1) 「当該増築若しくは用途の変更に係る建築物若しくは、当該建築物の敷地内又は第24条の2第1項に規定する◎◎駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

(2) 「第24条の2第1項に規定する◎◎駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

〔②〕 (1) 「当該増築若しくは用途の変更に係る建築物若しくは、当該建築物の敷地内又は第24条の2第1項に規定する▲▲駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

(2) 「第24条の2第1項に規定する▲▲駐車機能集約区域に係る集約駐車施設内」

(注) 〔①〕及び〔②〕については、それぞれの駐車機能集約区域において、各増築若しくは用途の変更に係る建築物若しくは、当該建築物の敷地内又は集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(1)を、集約駐車施設内に附置を義務づける場合は(2)を規定されたい。

(建築物が地区又は地域の内外にわたる場合)

第28条 建築物の敷地が駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域内、周辺地区若しくは自動車ふくそう地区内又はこれら以外の地域内のいずれかの二以上の地区又は地域内にわたるときは、当該敷地の最も大きな部分が属する地区又は地域内に当該建築物があるものとみなして、前六条の規定を

適用する。

- 2 建築物の敷地が駐車機能集約区域の内外にわたる場合においては、当該敷地の過半が当該区域内にあるときに限り、当該区域内に当該建築物の敷地があるものとみなして前六条の規定を適用する。

(駐車の用に供する部分の規模)

第29条 第25条及び第26条から第27条までの規定により附置しなければならない駐車施設のうち自動車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第25条及び第26条から第27条までの規定により附置しなければならない駐車施設の台数に0.3を乗じて得た台数(小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。)に係る自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。かつ、そのうち少なくとも1台分については、道又は公園、広場その他の空地までの経路ができるだけ短くなる位置に設置される車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。

- 3 第25条の2及び第26条から第27条までの規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設のうち自動車の駐車の用に供する部分の規模は、幅3メートル以上、奥行き7.7メートル以上、はり下の高さ3メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、出入りさせることができるものでなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においてはこの限りではない。

- 4 第25条の3から第27条までの規定により附置しなければならない自動二輪車のための駐車施設のうち、自動二輪車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅1メートル以上、奥行2.3メートル以上とし、自動二輪車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。

(注) 本項における自動二輪車の駐車の用に供する部分の規模は、当該都市等における自動二輪車の駐車に係る需要等を踏まえ、附置しなければならない台数のうち、一定の割合について異なる規模として定めることも可能である。

- 5 第1項、第2項及び第4項の規定は、特殊の装置を用いる駐車施設で、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものと市長が認めるものについては適用しない。

- 6 前各項の規定は、第25条から第27条までの規定により駐車施設を集約駐車施設内に附置する場合は、適用しない。

(集約駐車施設の規模)

第29条の2 前条第1項から第4項までの規定は、第24条の2第2項の規則で定める集約駐車施設について準用する。この場合において、前条第1項及び第2項中「第25条及び第26条から第27条までの規定により附置しなければならない駐車施設」とあるのは「第24条の2第2項の規則で定める集約駐車施設」と、同条第3項中「第25条の2及び第26条から第27条までの規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設」とあるのは「第24条の2第2項の規則で定める集約駐車施設(荷さばきのための駐車施設に限る。)」と、同条第4項中「第25条の3から第27条までの規定により附置しなければならない自動二輪車のための駐車施設」とあるのは「第24条の2第2項の規則で定める集約駐車施設(自動二輪車のための駐車施設に限る。)」と読み替えるものとする。

(駐車附置の特例)

第30条 第25条から第27条までの規定により駐車施設を附置すべき者(第24条の2第1項に規定する駐車機能集約区域内においては、同条第2項の規則で定める集約駐車施設に駐車施設を附置すべき者を除く。次条において同じ。)が、交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして市長の認定を受けて当該建築物の敷地以外の場所に駐車施設を設けたときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置したものとみなす。

- 2 前項の規定により市長の認定を受けようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該

駐車施設の位置、規模その他必要な事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。申請書に記載した内容について変更しようとする場合も、また同様とする。

(建築物の敷地以外の場所における駐車附置に関する勧告)

第30条の2 市長は、交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資すると認めるときは、第25条から第27条までの規定により駐車施設を附置すべき者に対し、当該建築物の敷地以外の場所に駐車施設を設けるべきことを勧告することができる。

(集約駐車施設への駐車附置の確認)

第30条の3 第25条から第27条までの規定により集約駐車施設内に駐車施設を附置しようとする者は、規則で定めるところにより、集約駐車施設内に駐車施設を附置していることについて、市長の確認を受けることができる。

2 前項の規定により市長の確認を受けた者は、確認を受けた駐車施設の附置の内容に有効期間があり、当該有効期間の満了後も第25条から第27条までの規定により駐車施設の附置をしなければならない場合には、駐車施設を附置していることについて市長の確認を受けなければならない。

(適用の除外)

第31条 建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条に規定する仮設建築物を新築し、増築し、又は当該建築物の用途の変更をしようとする者については、第25条から第27条までの規定は、適用しない。

2 この条例の施行後新たに駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域に指定された区域内において、当該地区又は地域に指定された日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者については、第25条から第27条までの規定にかかわらず、当該地域の指定前の例による。

(駐車施設の管理)

第32条 第25条から第27条までの規定により設置された駐車施設(第30条第1項の規定により建築物又はその敷地内に附置したものとみなされる駐車施設を含む。)の所有者又は管理者は、当該駐車施設をその目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査)

第33条 市長は、この章の規定を施行するため必要な限度において、建築物又は駐車施設の所有者又は管理者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は部下の職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(措置命令)

第34条 市長は、第25条から第27条まで、第29条又は第32条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、駐車施設の附置、現状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命じることができる。

2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により行うものとする。

3 前項に規定する措置命令書の様式は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則)

第35条 前条第1項の規定による市長の命令に従わなかった者は、50万円以下の罰金に処する。

2 第33条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

3 第30条第2項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

4 第30条の3第2項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

第6章 委任

第37条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例が施行された日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者については、第25条の3の規定及び第26条並びに第27条の規定における第25条の3の適用に係る部分は適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例が施行された日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手した者については、第25条第4項及び第5項、第25条の2第3項及び第4項、第25条の3第3項及び第4項、第26条の2並びに第27条第2項及び第3項の規定は適用しない。

(附置義務台数の低減についての既存建築物への適用)

3 この条例による改正前の第25条から第27条の規定に基づき建築物に駐車施設を附置した者は、市長の認定を受けて、改正後の第25条から第27条の規定(次項において「新基準」という。)を適用することができる。

4 前項の規定により市長の認定を受けようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、新基準の適用を受けようとする建築物の位置、駐車施設の台数その他必要な事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。申請書に記載した内容について変更しようとする場合も、また同様とする。

(注) 第3項及び第4項の規定は、第25条から第27条において規定されている附置義務の原単位を緩和し附置義務台数を低減させた場合に、既存の建築物に新基準を適用する際に必要な手続の規定として、必要に応じ規定されたい。

XXI 標準駐車場条例の改正に関する技術的助言

国 都 街 第 1 1 7 号
平成 2 4 年 1 2 月 4 日
都道府県、政令指定都市駐
車担当部局長あて国土交通
省都市局街路交通施設課長
から通知

今般、「都市の低炭素化の促進に関する法律」（平成24年法律第84号）が施行されたこと及び昨今の駐車場に関連する社会情勢の変化を踏まえ、同法で規定されている駐車場法の特例措置に関する標準駐車場条例の規定等を盛り込んだ「標準駐車場条例の改正について」（平成24年12月4日国都街第116号）を通知したところである。

当該通知の内容及び駐車場条例の運用に関する技術的助言を下記のとおり通知するので、駐車場行政の適正な運用に努めて頂きたい。

また、貴管下市町村（政令指定都市を除く）に対しても、本通知の内容について周知方お願いしたい。

1. 都市の低炭素化の促進に関する法律の駐車場法の特例措置について

（1）低炭素化の実現に向けた基本的考え方

都市内の低炭素化を進めるために、過度な自動車による移動の抑制を図ることは重要であり、本法律においては、都市機能の集約化とともに駐車場法の特例措置を設けているところである。

現在、駐車場法は、原則として対象建築物内又は敷地内での駐車施設の附置を義務付けており、これにより駐車施設の充足を図っているが、一方で駐車施設が分散的に配置されることによって駐車待ち車両や駐車場出入口付近における歩行者動線との交差等により非効率な自動車交通の発生も見られるところである。今般の駐車場法の特例措置は、現在の附置義務を前提に、概ね以下の考え方により低炭素化を図ることを想定しており、各市町村における駐車機能集約区域及び集約駐車施設を低炭素まちづくり計画に記載する際には、これらの考え方を踏まえて検討されたい。

なお、本特例措置は、自動二輪車の駐車場や荷捌きのための駐車場も対象としており、これら駐車場の集約化に活用することも可能である。

また、駐車機能集約区域及び集約駐車施設を低炭素まちづくり計画に記載するに当たっては、都市計画マスタープラン等における地域のまちづくりの方針を踏まえ、駐車需給の実態等、地域の交通状況を十分に調査の上で立案することが適当である。また、併せて既存の駐車場整備計画等についての必要な見直しを実施することが適当である。

①自動車交通の整序

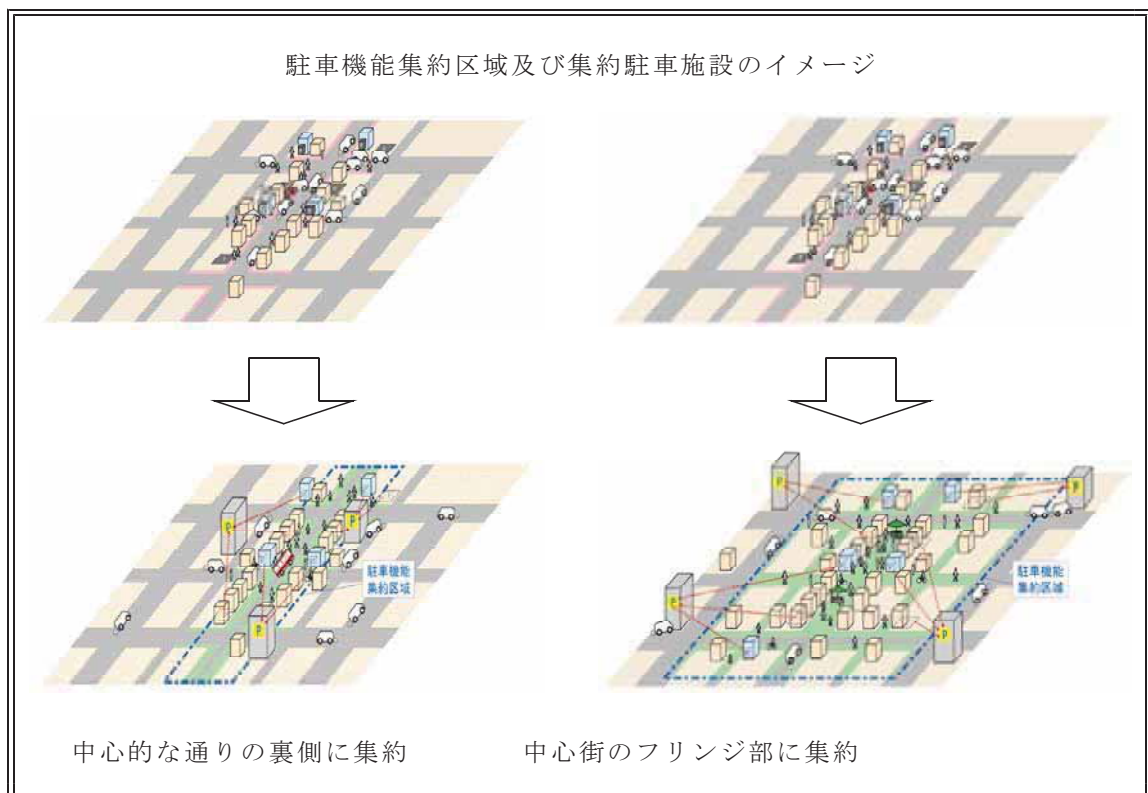
集約駐車施設の整備により、駐車場に向かう自動車交通が集約され、歩行者交通等との交錯による非効率な自動車交通を低減し、低炭素化を図ることが可能となる。

具体的には、例えば中心的な通りの裏側に集約駐車施設を整備することにより、中心的な通りにおける歩行者交通等との交錯を低減し、低炭素化を図ることが可能となる。

②自動車による移動距離の減少

集約駐車施設の整備により、集約駐車施設から目的地までの自動車交通自体が徒歩や公共交通機関等に代替され、低炭素化を図ることが可能となる。

具体的には、例えば駐車機能集約区域の外周部分に集約駐車施設を整備することにより、区域内における自動車による移動の抑制を図ることが可能となり、低炭素化を図ることが可能となる。



また、附置義務駐車施設の集約は、低炭素化以外に、自動車交通と歩行者交通等との交錯を低減することによる交通安全の向上や、駐車施設の出入口が集約されることによる街並みの改善、街のにぎわいの向上、快適な歩行空間の確保等の効果も見込まれるところである。

(2) 駐車機能集約区域について

駐車機能集約区域については、都市機能の集約化や公共交通の利用促進等の地区交通体系の方向性を踏まえるとともに、以下の点を考慮の上で区域を設定されたい。

- ・道路交通の円滑化や快適な歩行空間の確保等の実現に必要な一定のまとまりをもった区域とすること。
- ・集約駐車施設と駐車機能集約区域内の目的地との間の移動環境や、駐車機能集約区域内における移動環境等の観点から適切な規模であること。

(3) 集約駐車施設について

集約駐車施設については、以下の点を考慮の上で設定されたい。

①集約駐車施設の整備に関する基本的考え方

- ・集約駐車施設は、既存の大規模な駐車施設を集約駐車施設として活用することが現実的に想定される。この場合、附置義務の台数以上に整備されている駐車施設や、附置義務の原単位見直し（下記２（３）参照）等により生じる附置義務駐車施設の余剰分を集約駐車施設とすることが考えられる。また、附置義務以外の駐車施設との連結路等を設けること等によって駐車場の一体化を図り、合わせて駐車場出入口を集約することによって集約駐車施設とすることも考えられること。
- ・新たに集約駐車施設を設置する場合には、駐車機能集約区域内の建築主等による整備だけでなく、公的主体が受け皿として集約駐車施設を先行的に整備することも考えられること。
- ・平面の時間貸駐車場を集約駐車施設とする場合には、当該駐車場が土地所有者の臨時の土地活用である場合があることから、当該駐車場が継続的に駐車場として活用されるか否かを事前に確認すること。
- ・一つの駐車機能集約区域に対して、複数の集約駐車施設を設定することが可能であること。また、建築主は、複数の集約駐車施設の中から、当該建築物への自動車交通の実態を踏まえて附置先を選択する（複数の場所に分割することを含む）ことも可能であること。
- ・利用者の利便性を確保するため、集約駐車施設への案内・誘導方策を講じることに ついて、併せて検討すること。

②集約駐車施設の位置

- ・上記「駐車機能集約区域及び集約駐車施設のイメージ」を参照しつつ、低炭素化が図られるよう、駐車機能集約区域の交通需要を踏まえた位置とすること。必要に応じ、同区域の外に位置することも可能であること。
- ・地域の道路ネットワークの整備状況、沿道土地利用や道路交通の状況等を勘案し、集約駐車施設への出入りに伴う交通渋滞、周辺環境への悪影響（騒音、排ガス）、歩行者動線との著しい輻輳が生じないよう、適切な位置とすること。また、交通規制の実施、交通安全施設の整備等が必要となる場合には、都道府県公安委員会、道路管理者（交通安全施設の整備に限る）と十分に調整を図ること。

③集約駐車施設の規模

- ・地域の自動車需要や対象建築物の立地動向等を勘案し、駐車機能集約区域内で見込まれる附置義務駐車台数を適切に評価のうえ、概ねの駐車施設の台数を定めることが適当であること。
- ・仮に集約駐車施設の規模が不足すると、駐車機能集約区域の建築行為に支障を及ぼすこととなるため、集約駐車施設の規模については、あらかじめ十分な規模を確保し、集約駐車施設の利用状況を見つつ仮に不足が見込まれる場合には集約駐車施設の追加等の対応を行うこと。
- ・集約駐車施設において異なる用途の建築物の駐車施設を集約する場合には、各建築物の

駐車需要のピーク時間帯や曜日が異なることが想定されるため、駐車施設を融通することにより各建築物について個別に必要となる附置義務台数を低減させることも考えられること。(第26条の2関連)

(4) 駐車機能集約区域及び集約駐車施設に関するその他の事項について

①集約駐車施設における附置義務駐車施設の受け入れ(建築主が自ら集約駐車施設を建築する場合を除く)

集約駐車施設に係る標準駐車場条例第29条に規定する駐車のために供する部分の規模(駐車ますの大きさ)等については、施設全体を一つの駐車施設と考え、同条で規定する駐車のために供する部分の規模・等を確保されたい。(第29条の2関連)

各市の駐車場部局は、集約駐車施設における駐車施設の附置の受け入れ状況が、当該施設の規模を超えた受け入れとなっていないことについて確認をされたい。(第30条の3関連)

また、当該受け入れは駐車区画の譲渡又は賃貸借により行うことが望ましく、賃貸借とする場合には、附置義務が対象建築物の存続と一体であり長期間に亘ることに鑑み、長期間の賃貸借契約とするものとすることが望ましい。また、賃貸借契約終了後にも引き続き駐車施設の附置が必要な場合は、必要な駐車施設が附置されていることを各市の駐車場部局において確認されたい。(第30条の3関連)

②車いす利用者の駐車施設

車いす利用者用の駐車施設は、これを集約の対象から外すと各建築物又はその敷地内に駐車施設の出入口が設けられ、駐車機能集約区域内の自動車交通の整序や歩行環境に影響を与える場合も考えられることから、地域の障害者団体等と相談の上、車いす利用者の移動を困難にしないような形で集約することが可能であれば、集約することも考えられる。

また、集約駐車施設を含む附置義務駐車施設内に車いす利用者用の駐車施設を設置する際には、車いすを使用しない障害者や高齢者、妊婦等のための通常幅の駐車スペースをも併せて導入すること(いわゆる「ダブルスペース」)が望ましい。(第29条の2関連)

③交通状況等に応じた見直し

駐車機能集約区域及び集約駐車施設の設定については、その時々道路ネットワークの整備状況、沿道土地利用や道路交通の状況、公共交通機関の整備状況等に適切に対応するよう、適宜必要な見直しを行われたい。

④関係者の合意形成

駐車機能集約区域や集約駐車施設を低炭素まちづくり計画に記載する際には、関係する土地所有者、民間事業者等の意見を聴くなど、地域関係者の合意形成に努められたい。

合意形成にあたっては、駐車施設の集約により自動車交通を整序等するという施策目的に鑑み、駐車機能集約区域内では路外駐車場の設置抑制や出入口位置を調整する等の協力を得られるよう、土地所有者や民間事業者に協力を要請し、施策効果を高めるこ

とについて留意されたい。

⑤集約駐車施設からの交通手段の充実

自動車利用者にとって集約駐車施設は、徒歩等を含めた他の交通手段との交通結節点となることから、交通結節機能を高めるため、目的地への移動に必要となる歩行や自転車の利用環境、公共交通の利用環境の充実・創出に取り組むことが必要である。

また、地下に集約駐車施設を設ける場合は、駐車場利用者の出入口を地下道等の地下ネットワークに接続することが有効である。

⑥駐車施設の隔地での附置との違い

駐車機能集約区域及び集約駐車施設は、駐車施設を対象建築物内又は敷地内に附置しないという意味では、これまで行われてきた附置義務駐車施設の隔地の取り扱いと同じであるが、隔地の取り扱いが個別の建築行為に際して個別に隔地先を決定するのに対し、駐車機能集約区域及び集約駐車施設は当該都市のまちづくり政策の観点から俯瞰的に決定される点で、異なることに留意されたい。

2. 駐車場法の特例措置以外の事項について

(1) 充電設備関連

昨今の電気自動車の普及を受け、駐車施設における充電設備の導入が進んできていることから、充電設備の使用に関する規定を盛り込んだところである。(第15条の2、第21条関連)

各規定の趣旨は以下のとおりである。なお、充電施設に関しては、本年6月に「駐車場等への充電施設の設置に関するガイドライン」をとりまとめ、公表したところである。ついては、当該ガイドラインの内容も適宜参照されたい。

- ・充電施設の利用は、駐車空間の提供とは異なるサービスであり、電気自動車利用者にのみ提供されるものである。このため、充電施設の導入費用について、広く一般駐車場利用者の負担を求めるのではなく、充電施設利用者の負担を求めることが適当であることから、新たに規定を追加することとしたものである。
- ・課金方法については、当省の過年度の調査により、使用電気容量に基づく課金、使用回数に基づく課金、使用時間に基づく課金が考えられることから、課金方法はこれらの考え方の中から地域の路外駐車場の状況も踏まえ適切に決定することが適当と考えられる。なお、国土交通省としては、使用電気容量に基づく課金は計算が複雑になること、使用回数に基づく課金では使用度合いの違いが反映されないことから、使用時間に基づく課金が適当と考える。
- ・充電は、ガソリン車の給油とは異なり、駐車場利用者が駐車と兼ねて充電を行うのが通常である。この場合に、充電施設利用者が必要以上に長時間に亘り充電施設を占有する状況が生じる可能性があり、充電施設数が比較的少ない現状においては他の充電施設利用者の利便を損ねることとなる。このため、路外駐車場の禁止行為として充電施設を必要以上に占有することを追加することとしたものである。

(2) 地域の駐車需要に応じた附置義務の柔軟な対応について

現在、駐車施設附置義務の原単位は、地域別・建築物の用途別に、適用地域全域に均一に適用されている場合が多く見られるが、適用地域内では公共交通機関への近接性等により駐車需要に差異が見られる場合がある。この場合、附置義務の対象地域を細分化し、地域毎に異なる原単位の適用をすることが適当と考える。(第25条第3項第1号関連)

また、例えば大規模な建築物の開発事業に関し、開発の行われる地区の特性を踏まえ、周辺の交通対策を含めた総合的な計画の中で駐車需要量が予測され、必要な駐車施設の台数が算定される場合には、当該算定方法を活用することが適当と考える。このため、今般の標準駐車場条例においては、第25条第3項を改正して新たに第2号を追加したところ、第2号の「規則」には、この考え方を踏まえた建築物の規模及び駐車施設数の算定方法(具体的には、国都調第12号(平成19年3月30日)により通知している「大規模開発地区関連交通計画マニュアル」を想定)を記載されたい。(第25条第3項第2号関連)

(3) 附置義務の原単位見直しの既存建築物への適用について

地域の公共交通の整備状況や道路交通の状況等を踏まえ、附置義務の基準を緩和する場合、既存の附置義務駐車施設に対して当該新基準を適用し、既存の附置義務駐車施設の保持・管理の義務付け基準を緩和することは可能である。この場合、新たな附置義務基準の適用状況を把握する観点から、建築主から駐車場部局への届出等の手続を設けることが適当であり、当該手続を条例改正時の附則として規定することが適当である。(附則第3項及び第4項関連)

機械式駐車装置に係わる大臣認定制度

機械式駐車装置に係わる大臣認定制度の概要

(1) 認定制度の目的

路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が 500㎡以上のものの構造及び設備は、建築基準法その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、駐車場法第11条の規定により同法施行令に定める技術的基準によらなければならないとされている。

同技術的基準においては、車路の幅員、駐車のために供する部分の高さ等が定められているが、機械式駐車装置を用いる駐車場は同技術的基準により難しい場合が多い。そのため、それらの駐車装置のうち、同技術的基準による構造又は設備と同等以上の効力があると国土交通大臣が認めるものについては、その適用をしないものとする駐車場法施行令第15条の規定が設けられている。

(2) 認定制度の手続要領等

1. 大臣認定手続きにおける特殊装置の安全性の審査項目の廃止について

本認定制度は、現在、昭和43年10月16日付建設省都再発第53号「駐車場法施行令第15条の認定基準について（通達）」により運用されており、そのうち、装置の安全性に係る技術的見地からの審査については昭和43年10月16日付建設省都再発第53号の3「駐車場法施行令第15条の認定基準及び認定基準による特殊装置の安全性の審査について」に基づき、社団法人立体駐車場工業会に依頼されていたが、平成13年3月30日付国土交通省国都街第18号「駐車場施行令第15条の認定基準の改正について」により、特殊装置の安全性については、認定基準から削除された。

これにより、従来、大臣認定の際に行っていた安全性の審査は、駐車場法施行令第15条の認定としては実施しない。なお、これに伴い、先の昭和43年10月16日付建設省都再発第53号の3「駐車場法施行令第15条の認定基準及び認定基準による特殊装置の安全性の審査について」のうち、社団法人立体駐車場工業会に依頼している部分については廃止された。

なお、国が安全性の審査を実施しないことになっても、特殊の装置の安全性の重要性についてはいささかも変わらないところであり、第三者による検査等を否定するものではない。

特殊の装置の安全性については、今後も同工業会において特殊の駐車装置の安全性の審査の要請等があれば応えられる態勢を引き続き整えており、必要の際には相談等されたい。

2. 大臣認定の申請について

認定申請にあたって申請者は、平成13年3月30日付国土交通省国都街第21号「駐車場法施行令第15条の認定の申請書について」に基づき「認定申請書」を作成し、国土交通省各地方整備局等（各地方整備局長等あて）に提出する。

◎ 認定申請書

- ① 様 式 別紙1のとおり
- ② 提出部数 1部（様式項目6の定める図面を除きフレキシブルディスクでも可）
- ③ 提出先 国土交通省 地方整備局等

(別紙1)

認定申請書

平成〇年〇月〇日

〇〇地方整備局長

申請者 住所
氏名

下記の特殊の装置について、駐車場法施行令第15条の規定による認定を受けたいので申請します。

記

- 1 特殊の装置の分類
- 2 特殊の装置の名称
- 3 特殊の装置の構造
- 4 特殊の装置の対象自動車諸元及び主要寸法並びに最大収容台数
- 5 特殊の装置を駐車のために供する部分の面積500平方メートル以上の路上の路外駐車場の全て若しくは一部に用いる場合において、特殊の装置を用いることに関連する駐車場法施行令の規定について特例とする事項
- 6 特殊の装置の主構造部とその装置の出入り口を明らかにする図面
(縮尺1/100以上)
- 7 その他参考となる事項

駐 車 場 担 当 組 織

駐車場担当組織一覧（都道府県及び政令指定都市）

担当部局	自治体	部局	係・班・グループ	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	建設部		まちづくり局都市計画課区域・施設グループ	060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目	(011)231-4111
青森県	県土整備部		都市計画課市街地整備グループ	030-8570	青森市長島1-1-1	(017)734-9682
岩手県	県土整備部		都市計画課計画整備担当	020-8570	盛岡市内丸10-1	(019)629-5889
宮城県	土木部		都市計画課都市整備班	980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1	(022)211-3136
秋田県	建設部		都市計画課都市整備班	010-8570	秋田市山王4-1-1	(018)860-2444
山形県	県土整備部		都市計画課行政担当	990-8570	山形市松波2-8-1	(023)630-2589
福島県	土木部		都市総室まちづくり推進課	960-8670	福島市杉妻町2-16	(024)521-7511
茨城県	土木部		都市局都市計画課都市行政担当	310-8555	水戸市笠原町978-6	(029)301-4579
栃木県	県土整備部		都市計画課計画担当	320-8501	宇都宮市塙田1-1-20	(028)623-2465
群馬県	県土整備部		都市計画課街路係	371-8570	前橋市大手町1-1-1	(027)223-1111
埼玉県	都市整備部		都市計画課施設計画担当	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1	(048)830-5343
千葉県	県土整備部		都市整備局都市計画課都市計画班	260-8667	千葉市中央区市場町1-1	(043)223-3376
東京都	都市整備局		都市基盤部交通企画課交通施設担当	163-8001	新宿区西新宿2-8-1	(03)5388-3286
神奈川県	県土整備局		都市部都市整備課景観まちづくりグループ	231-8588	横浜市中区日本大通1	(045)210-6209
山梨県	県土整備部		都市計画課	400-8501	甲府市丸の内1-6-1	(055)223-1717
新潟県	土木部		都市局都市政策課都市行政係	950-8570	新潟市中央区新光町4番地1	(025)280-5426
富山県	土木部		都市計画課計画係	930-8501	富山市新緑曲輪1-7	(076)444-3346
石川県	土木部		都市計画課都市政策グループ	920-8580	金沢市鞍月1-1	(076)225-1757
長野県	建設部		都市計画課計画係	380-8570	長野市大字南長野野下692-2	(026)232-0111
岐阜県	都市政策課		都市政策課施設計画係	500-8570	岐阜市藪田南2-1-1	(058)272-1111
静岡県	交通基盤部		都市計画課施設計画班	420-8601	静岡市葵区追手町9-6	(054)221-2219
愛知県	建設部		都市計画課街路・環境グループ	460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2	(052)961-2111
三重県	県土整備部		都市政策課都市計画班	514-8570	津市広明町13番地	(059)224-2718
福井県	土木部		都市計画課都市計画・支援グループ	910-8580	福井市大手3-17-1	(0776)20-0498
滋賀県	土木交通部		都市計画課街路区画整理担当	520-8577	大津市京町4-1-1	(077)528-4183
京都府	建設交通部		道路建設課街路担当	602-8570	京都市上京区下立売通 新町西入藪ノ内町85-4	(075)414-5331
大阪府	都市整備部		交通道路室都市交通課公共交通計画グループ	540-8570	大阪市中央区大手前2-1-22	(06)6944-6779
兵庫県	県土整備部		まちづくり局都市計画課施設係	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	(078)362-4307
奈良県	県土マネジメント部 まちづくり推進局		地域デザイン推進課 都市計画室計画調整係	630-8501	奈良市登大路町30番地	(0742)27-7520
和歌山県	県土整備部		都市住宅局都市政策課開発・計画班	640-8585	和歌山市小松原通1-1	(073)441-3231
鳥取県	県土整備部		道路企画課路政担当	680-8570	鳥取市東町1丁目220	(0857)26-7619
島根県	土木部		都市計画課計画グループ	690-8501	松江市殿町8番地	(0852)22-5211
岡山県	土木部都市局		都市計画課計画班	700-8570	岡山市北区内山下2-4-6	(086)226-7493
広島県	土木局		都市計画課施設計画グループ	730-8511	広島市中区基町10-52	(082)513-4117
山口県	土木建築部		都市計画課まちづくり推進班	753-8501	山口市滝町1-1	(083)933-3733
徳島県	県土整備部		都市計画課管理・公園担当	770-8570	徳島市万代町1-1	(088)621-2568
香川県	土木部		都市計画課都市政策・計画グループ	760-8570	高松市番町4-1-10	(087)832-3557
愛媛県	土木部		道路都市局都市計画課施設計画係	790-8570	松山市一番町4-4-2	(089)912-2738
高知県	土木部		都市計画課計画担当	780-8570	高知市丸の内1-2-20	(088)823-9846
福岡県	建築都市部		都市計画課都市政策係	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	(092)643-3712
佐賀県	県土づくり本部		まちづくり推進課街路・区画整理担当	840-8570	佐賀市内1-1-59	(095)25-7159
長崎県	土木部		都市計画課計画調整班	850-8570	長崎市江戸町2-13	(095)894-3033
熊本県	土木部道路都市局		都市計画課計画調整班	862-8570	熊本市水前寺6-18-1	(096)333-2520
大分県	土木建築部		都市計画課都市計画班	870-8501	大分市大手町3-1-1	(097)506-4659
宮崎県	県土整備部		都市計画課計画担当	880-8501	宮崎市橋通東2-10-1	(0985)26-7192
鹿児島県	土木部		都市計画課計画係	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	(099)286-3678
沖縄県	土木建築部		都市計画・モノレール課企画班	900-8570	那覇市泉崎1-2-2	(098)866-2408
札幌市	市民まちづくり局		総合交通計画部交通計画課駐車施設担当係	060-8611	札幌市中央区北1条西2丁目	(011)211-2275
仙台市	都市整備局		総合交通政策部交通政策課推進係	980-8671	仙台市青葉区国分町3-7-1	(022)214-8303
さいたま市	都市局		都市計画部都市交通課交通計画係	330-9588	さいたま市浦和区常盤6-4-4	(048)829-1053
千葉市	都市局		都市部都市計画課都市施設係	260-8722	千葉市中央区千葉港1-1	(043)245-5349
川崎市	まちづくり局		交通政策室	210-8577	川崎市川崎区宮本町1	(044)200-2032
横浜市	都市整備局		都市交通課	231-0017	横浜市中区港町1丁目1番地	(045)671-3853
相模原市	都市建設部		まちづくり事業部都市整備課	252-5277	相模原市中央区中央2丁目11番15号	(042)769-8258
新潟市	都市政策部		都市計画課企画担当	951-8550	新潟市中央区学校町通一番町602-1	(025)226-2679
浜松市	都市計画部		都市計画部交通政策課駐車政策グループ	430-0946	浜松市中区元城町1216-4ノーススタービル浜松8F	(053)457-2910
静岡市	都市局		都市計画部交通政策課企画担当	420-8602	静岡市葵区追手町5番1号	(054)221-1471
名古屋市	住宅都市局		都市計画部交通施設管理課施設管理係	460-8508	名古屋市中区三の丸3-1-1	(052)972-2774
京都市	都市計画局		都市企画部都市計画課施設担当	604-8571	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488	(075)222-3505
大阪市	(自転車)建設局		土木管理部自転車政策課調整係	530-8201	大阪市北区中之島1-3-20	(075)222-3565
大阪市	都市計画局		計画部都市計画課	559-0034	大阪市住之江区南港北2-1-10ACTビル11TM棟6階	(06)6615-7699
神戸市	(自転車)建設局		管理部自転車対策課(自転車施策担当)	650-8570	神戸市中央区加納町6-5-1	(078)322-6648
堺市	都市計画総局		計画部計画課交通計画係	590-0078	堺市堺区南瓦町3-1	(072)228-7756
堺市	建築都市局		交通部交通政策課	590-0078	堺市堺区南瓦町3-1	(072)228-7756
堺市	(自転車)建設局		自転車まちづくり推進室自転車対策事務所	590-0025	堺市堺区向陵東町1丁目12-15	(072)252-0525
岡山市	都市整備局		街路交通課 自転車先進都市推進室	700-8544	岡山市北区大供1丁目1番1号	(086)803-1376
広島市	道路交通局		自転車都市づくり推進課	730-8586	広島市中区国泰寺町1-6-34	(082)504-2349
北九州市	建築都市局		計画部都市交通政策課	803-8501	北九州市小倉北区内1-1	(093)582-2518
福岡市	道路下水道局		計画部自転車課	810-8620	福岡市中央区天神1-8-1	(092)711-4443
熊本市	都市建設局		都市政策課	860-8601	熊本市中央区手取本町1-1	(096)328-2502